

添付 1 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力

1. 臨界事故の拡大を防止するための手順等

【要求事項】

再処理事業者において、セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設において、再処理規則第1条の3第1号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

- 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な手順等
- 二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するためには必要な手順等及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な手順等
- 三 臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な手順等

【解釈】

- 1 第1号に規定する「未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な手順等」とは、例えば、設計基準の要求により措置した設備とは異なる中性子吸収材の貯槽への注入設備、溶液の回収・移送設備を作動させるための手順等をいう。
- 2 第2号に規定する「臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するためには必要な手順等及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するためには必要な手順等」とは、例えば、換気系統（機器及びセル）の流路を閉止するための閉止弁、密閉式ダンパ、セル内に設置された配管の外部へ放射

性物質を排出するための設備を作動させるための手順等をいう。

- 3 第3号に規定する「臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な手順等」とは、例えば、セル換気系統の有する機能及び性能のうち、事故に対応するために必要なものを代替する設備を作動させるための手順等をいう。
- 4 上記1から3までの手順等には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための手順等を含む。

臨界事故が発生した場合に対して、可溶性中性子吸收材の自動供給、溶液の放射線分解により発生する水素（以下1.では「放射線分解水素」という。）の掃気及び貯留設備による放射性物質の貯留のための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

安全機能を有する施設は、通常時に想定される系統及び機器の单一故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作を想定した場合において、核燃料物質が臨界に達することがないようにするため、核的に安全な形状にすること等の適切な措置を講じている。

臨界事故が発生した場合において拡大を防止するため、未臨界に移行し、及び未臨界を維持する必要がある。また、臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度を低下させる必要があること及び臨界事故による放射性物質の放出量を低減させる必要がある。

これらの対処を行うために、フォールトツリー分析上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1－1図）。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第三十四条及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」第二十八条（以下「基準規則」という。）の要求事項を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

フォールトツリー分析の結果、溶解槽における臨界事故は、燃料せん断片の過装荷、溶解液中の核燃料物質濃度の上昇又は溶解用供給硝酸の濃度が低下したことで溶解槽における臨界事故が発生し、設計基準において設置する可溶性中性子吸収材緊急供給回路の機能喪失により臨界事故が発生したことを検知できず、又は可溶性中性子吸収材緊急供給系の機能喪失により溶解槽へ可溶性中性子吸収材が供給されずに臨界事故が継続することを想定する。

エンドピース酸洗浄槽における臨界事故では、せん断機からの過剰な核燃料物質の移行により臨界事故が発生することを想定する。

ハル洗浄槽における臨界事故では、溶解用供給硝酸の供給不足、溶解用供給硝酸の濃度の低下又は溶解槽溶解液温度の低下により使用済燃料の溶解条件が悪化し、未溶解の使用済燃料がハル洗浄槽に移行されたことで、臨界事故が発生することを想定する。

精製建屋の第5一時貯留処理槽における臨界事故は、プルトニウム濃度の確認等における人為的な過失の重畳により、未臨界濃度を超えるプルトニウムを含む溶液が第5一時貯留処理槽に移送されたことで、臨界事故が発生することを想定する。

精製建屋の第7一時貯留処理槽における臨界事故は、プルトニウム濃度の確認等における人為的な過失の重畳により、未臨界濃度を超えるプルトニウムを含む溶液が第7一時貯留処理槽に移送されたことで、臨界事故が発生することを想定する。臨界事故が発生した場合においても対処が可能となるように重大事故等対処設備を選定する。

安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準、基準規則からの要求により選定した対応手段と、

その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

また、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順の関係を第1-1表に整理する。

i. 臨界事故の拡大防止対策の対応手段及び設備

(i) 可溶性中性子吸収材の自動供給

第1-1図に示す設備又は手段の機能喪失により、臨界事故の発生を防止する機能が喪失し、臨界事故が発生した場合に、未臨界に移行し、及び未臨界を維持するため、臨界検知用放射線検出器により臨界を検知し、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系により直ちに可溶性中性子吸収材を自動で供給する手段がある。

また、緊急停止系により固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止する手段がある。

臨界事故の発生後、中性子線用サーベイメータ及びガンマ線用サーベイメータ（「以下1.1では「中性子線用サーベイメータ等」という。」により臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率を計測し、未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認をする手段がある。

可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備は以下のとおり。（第1-2表）。

溶解設備

- ・ 重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽（ハル洗浄槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（ハル洗浄槽用）

- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給系 配管・弁（ハル洗浄槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給貯槽（エンドピース酸洗浄槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給弁（エンドピース酸洗浄槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給系 配管・弁（エンドピース酸洗浄槽用）
- ・ 溶解槽（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ ハル洗浄槽（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ エンドピース酸洗浄槽（設計基準対象の施設と兼用）

代替溶解設備

- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給貯槽（溶解槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給弁（溶解槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給系 主配管・弁
(溶解槽用)

精製建屋一時貯留処理設備

- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給貯槽（第5一時貯留処理槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給弁（第5一時貯留処理槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給系 配管・弁（第5一時貯留処理槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給貯槽（第7一時貯留処理槽用）
- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給弁（第7一時貯留処理槽用）

- ・ 重大事故時可溶性中性子吸收材供給系 配管・弁（第7一時貯留処理槽用）
- ・ 第5一時貯留処理槽（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 第7一時貯留処理槽（設計基準対象の施設と兼用）

計測制御設備

- ・ 臨界検知用放射線検出器（ハル洗浄槽用）
- ・ 臨界検知用放射線検出器（エンドピース酸洗浄槽用）
- ・ 臨界検知用放射線検出器（第5一時貯留処理槽用）
- ・ 臨界検知用放射線検出器（第7一時貯留処理槽用）
- ・ 緊急停止系（前処理施設用、電路含む）
- ・ 緊急停止系（精製施設用、電路含む）
- ・ ガンマ線用サーベイメータ
- ・ 中性子線用サーベイメータ

代替安全保護回路

- ・ 臨界検知用放射線検出器（溶解槽用）
- ・ 緊急停止系（前処理施設用、電路含む）

制御室

- ・ 緊急停止操作スイッチ（前処理施設用、電路含む）
- ・ 緊急停止操作スイッチ（精製施設用、電路含む）

代替制御室

- ・ 緊急停止操作スイッチ（前処理施設用、電路含む）

(ii) 可溶性中性子吸收材の手動供給

臨界事故が発生した場合、重大事故時可溶性中性子吸收材供給系による可溶性中性子吸收材の自動供給と並行して、可搬型可溶性中性子

吸收材供給器から可溶性中性子吸收材を手動供給する。

可溶性中性子吸收材の手動供給に使用する設備は以下のとおり（第1－2表）。

溶解設備

- ・ 配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 可搬型可溶性中性子吸收材供給器

分析設備

- ・ 配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）

精製建屋一時貯留処理設備

- ・ 配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 可搬型可溶性中性子吸收材供給器

(iii) 可溶性中性子吸收材緊急供給系からの可溶性中性子吸收材の供給

溶解槽において臨界事故が発生した場合、中央制御室の安全系監視制御盤から手動による供給弁の開操作により、設計基準事故に対処するための設備である可溶性中性子吸收材緊急供給系から溶解槽へ可溶性中性子吸收材を供給する。

可溶性中性子吸收材緊急供給系からの可溶性中性子吸收材の供給に使用する設備は以下のとおり（第1－2表）。

溶解設備

- ・ 溶解槽（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 可溶性中性子吸收材緊急供給系（設計基準対象の施設と兼用）

圧縮空気設備

- ・ 安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- 制御室
- ・ 安全系監視制御盤（前処理施設用）（設計基準対象の施設と兼用）

(iv) 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気

第1-1図に示す設備又は手段の機能喪失により、臨界事故の発生を防止する機能が喪失し、臨界事故が発生した場合に、臨界事故が発生した機器内の放射線分解水素を掃気する手段がある。

臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に使用する設備は以下のとおり（第1-2表）。

溶解設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ 溶解槽
- ・ ハル洗浄槽
- ・ エンドピース酸洗浄槽

精製建屋一時貯留処理設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ 第5一時貯留処理槽
- ・ 第7一時貯留処理槽

圧縮空気設備

- ・ 一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 機器圧縮空気供給 配管・弁
- ・ 可搬型建屋内ホース（溶解槽、エンドピース酸洗浄槽、ハル洗浄槽用）
- ・ 可搬型建屋内ホース（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽）

用)

計測制御設備

- ・ 臨界検知用放射線検出器（ハル洗浄槽用）
- ・ 臨界検知用放射線検出器（エンドピース酸洗浄槽用）
- ・ 臨界検知用放射線検出器（第5一時貯留処理槽用）
- ・ 臨界検知用放射線検出器（第7一時貯留処理槽用）
- ・ 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（溶解槽、エンドピース酸洗浄槽、ハル洗浄槽用）
- ・ 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽用）

代替安全保護回路

- ・ 臨界検知用放射線検出器（溶解槽用）

(v) 貯留設備による放射性物質の貯留

第1-1図に示す設備又は手段の機能喪失により、臨界事故の発生を防止する機能が喪失し、臨界事故が発生した場合に、廃ガス処理設備の流路を自動的に遮断するとともに、貯留設備の廃ガス貯留槽への流路を確立し、臨界事故により気相中に移行した放射性物質を貯留設備の廃ガス貯留槽へ導出することで貯留する手段がある。

また、放射性物質を含む気体を貯留設備の廃ガス貯留槽に導出完了後、廃ガス処理設備の流路を遮断している弁の開操作を行い、排風機を再起動して、高い除染能力が期待できる平常運転時の放出経路に復旧する手段がある。

貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備は以下のとおり

(第1-2表)。

せん断処理・溶解廃ガス処理設備

- ・ 凝縮器（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 高性能粒子フィルタ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 排風機（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 隔離弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 主配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 貯留設備の隔離弁
- ・ 貯留設備の空気圧縮機
- ・ 貯留設備の逆止弁
- ・ 貯留設備の廃ガス貯留槽
- ・ 貯留設備 配管・弁

前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ 主配管

精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）

- ・ 凝縮器（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 高性能粒子フィルタ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 排風機（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 隔離弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 主配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 貯留設備の隔離弁
- ・ 貯留設備の空気圧縮機
- ・ 貯留設備の逆止弁
- ・ 貯留設備の廃ガス貯留槽

- ・ 貯留設備 配管・弁
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 主配管
高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 主配管
主排気筒（設計基準対象の施設と兼用）
低レベル廃液処理設備（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 第1低レベル廃液処理系
計測制御設備
 - ・ 臨界検知用放射線検出器（ハル洗净槽用）
 - ・ 臨界検知用放射線検出器（エンドビース酸洗净槽用）
 - ・ 臨界検知用放射線検出器（第5一時貯留処理槽用）
 - ・ 臨界検知用放射線検出器（第7一時貯留処理槽用）
- 代替安全保護回路
 - ・ 臨界検知用放射線検出器（溶解槽用）
- 制御室
 - ・ 監視制御盤（前処理施設用）（設計基準対象の施設と兼用）
 - ・ 監視制御盤（精製施設用）（設計基準対象の施設と兼用）
 - ・ 安全系監視制御盤（前処理施設用）（設計基準対象の施設と兼用）
 - ・ 安全系監視制御盤（精製施設用）（設計基準対象の施設と兼用）

(vi) 重大事故等対処設備と自主対策設備

可溶性中性子吸收材の自動供給のために使用する設備のうち、溶解設備、代替溶解設備及び精製建屋一時貯留処理設備の重大事故時可溶性中性子吸收材供給系、計測制御設備及び代替安全保護回路の臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系並びに制御室及び代替制御室の緊急停止操作スイッチを常設重大事故等対処設備として設置する。

計測制御設備の中性子線用サーベイメータ等を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

また、溶解設備の溶解槽、ハル洗浄槽及びエンドピース酸洗浄槽並びに精製建屋一時貯留処理設備の第5一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、臨界事故が発生した場合に、未臨界に移行し、及び未臨界を維持することができる。

臨界事故が発生した場合、可搬型可溶性中性子吸收材供給器から可溶性中性子吸收材を手動供給する手段がある。

可溶性中性子吸收材の手動供給は、可溶性中性子吸收材の自動供給に比べて、供給に要する時間が長く、また、作業に複数の作業員を要するが、作業員の人数に余裕がある場合には有効な手段となる。このため、可溶性中性子吸收材の手動供給に使用する設備 (1. a. (b) i. (ii) 参照) を、重大事故等対処設備とは位置付けないが、自主対策設備として位置付ける。

フォールトツリー分析の結果として、溶解槽において臨界事故が発生した場合には可溶性中性子吸收材緊急供給系から自動で可溶性中性子吸收材が供給されることを期待しないが、供給できない理由が可溶

性中性子吸收材緊急供給回路の機能喪失のみである場合には、中央制御室の安全系監視制御盤から手動により供給弁の開操作を実施することで未臨界に移行できる可能性がある。

この手段は、可溶性中性子吸收材の自動供給に比べて、供給に要する時間が長く、また、中央制御室において操作を要する作業となり、作業人員に余裕がある場合には有効な手段となる。このため、可溶性中性子吸收材緊急供給系からの可溶性中性子吸收材の供給に使用する設備（1. a. (b) i. (iii)参照）を、重大事故等対処設備とは位置付けないが、自主対策設備として位置付ける。

臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に使用する設備のうち、計測制御設備及び代替安全保護回路の臨界検知用放射線検出器を常設重大事故等対処設備として設置する。

圧縮空気設備の可搬型建屋内ホース並びに計測制御設備の可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

また、溶解設備の溶解槽、ハル洗浄槽、エンドピース酸洗浄槽、精製建屋一時貯留処理設備の第5一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽並びに圧縮空気設備の一般圧縮空気系及び機器圧縮空気供給配管・弁を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、機器内の放射線分解水素を掃気することができる。

貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備のうち、廃ガス処理設備の貯留設備の隔離弁、貯留設備の空気圧縮機、貯留設備の逆止弁、貯留設備の廃ガス貯留槽及び貯留設備配管・弁並びに計測制御設

備及び代替安全保護回路の臨界検知用放射線検出器を常設重大事故等対処設備として設置する。

また、廃ガス処理設備の凝縮器、高性能粒子フィルタ、排風機、隔壁弁及び主配管・弁、前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主配管、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主配管、高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の主配管、主排気筒、低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系並びに制御室の監視制御盤及び安全系監視制御盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、貯留設備による放射性物質の貯留を行うことができる。

ii. 電源、空気、冷却水及び監視

(i) 電源、空気、冷却水及び監視

1) 電源

臨界事故は、内的事象の「動的機器の多重故障」の組み合わせにより発生し、外部電源の喪失では異常が進展せず臨界事故が発生しないことから、外部電源の喪失を想定しない。したがって、臨界事故への対処においては設計基準設備の電気設備を重大事故等対処設備として使用する。

臨界事故に対処するために電源を供給する設備は以下のとおり。

電源設備

受電開閉設備・受電変圧器

- ・ 受電開閉設備
- ・ 受電変圧器

所内高圧系統

- ・ 6.9 kV非常用主母線
- ・ 6.9 kV運転予備用主母線
- ・ 6.9 kV常用主母線
- ・ 6.9 kV非常用母線
- ・ 6.9 kV運転予備用母線
- ・ 6.9 kV常用母線

所内低圧系統

- ・ 460V非常用母線
- ・ 460V運転予備用母線

直流電源設備

- ・ 第1非常用直流電源設備
- ・ 第2非常用直流電源設備
- ・ 常用直流電源設備

計測制御用交流電源設備

- ・ 計測制御用交流電源設備

2) 空気

臨界事故は、内的事象の「動的機器の多重故障」の組み合わせにより発生し、圧縮空気設備の機能喪失では異常が進展せず臨界事故が発生しないことから、圧縮空気設備の機能喪失は想定しない。したがって、臨界事故への対処においては設計基準設備の圧縮空気設備を重大事故等対処施設として使用する。

臨界事故に対処するために空気を供給する設備は以下のとおり。

圧縮空気設備

- ・ 一般圧縮空気系
- ・ 安全圧縮空気系

代替圧縮空気設備

- ・ 代替安全圧縮空気系

3)　冷却水

臨界事故は、内的事象の「動的機器の多重故障」の組み合わせにより発生し、冷却水設備の機能喪失では異常が進展せず臨界事故が発生しないことから、冷却水設備の機能喪失は想定しない。したがって、臨界事故への対策においては設計基準設備の冷却水設備を重大事故等対処施設として使用する。

臨界事故に対処するために冷却水を供給する設備は以下のとおり。

冷却水設備

- ・ 一般冷却水系

4)　監視

「1. a. (b) i. (i) 可溶性中性子吸収材の自動供給」及び
「1. a. (b) i. (v) 貯留設備による放射性物質の貯留」により
臨界事故の拡大を防止する際には、対策の成否を判断するための線
量当量率等を監視する手段等がある。

臨界事故に対処するための監視に使用する設備は以下のとおり。

計測制御設備

- ・ 溶解槽圧力計（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 廃ガス洗浄塔入口圧力計（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 貯留設備の圧力計（前処理施設用）
- ・ 貯留設備の流量計（前処理施設用）
- ・ 貯留設備の放射線モニタ（前処理施設用）
- ・ 貯留設備の圧力計（精製施設用）
- ・ 貯留設備の流量計（精製施設用）
- ・ 貯留設備の放射線モニタ（精製施設用）

制御室

- ・ 監視制御盤（前処理施設用）（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 監視制御盤（精製施設用）（設計基準対象の施設と兼用）

代替制御室

- ・ 安全系監視制御盤（前処理施設用）

試料分析関係設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ 放出管理分析設備
- ・ 環境試料測定設備

放射線監視設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ 主排気筒の排気モニタリング設備
- ・ 環境モニタリング設備

環境管理設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ 放射能観測車
- ・ 気象観測設備

(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

監視に使用する設備のうち、計測制御設備の貯留設備の圧力計、代替制御室の安全系監視制御盤、貯留設備の流量計及び貯留設備の放射線モニタを常設重大事故等対処設備として設置する。

また、計測制御設備の溶解槽圧力計、廃ガス洗浄塔入口圧力計、制御室の監視制御盤、試料分析関係設備の放出管理分析設備及び環境試料測定設備、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備並びに環境管理設備の放射能観測車及び気象観測設備を重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリーハンズルの結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

iii. 手順等

「1. a. (b) i. 臨界事故の拡大防止対策の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故時における実施組織要員による一連の対応として「重大事故等発生時対応手順書」に定める（第1-1表）。

また、重大事故時に監視が必要となる計器についても手順を整備する（第1-3表）。

b. 重大事故時の手順

(a) 臨界事故の拡大防止対策の対応手順

i. 可溶性中性子吸収材の自動供給

臨界事故が発生した場合、未臨界に移行するため、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系により直ちに自動で臨界事故が発生している機

器（第1－5表に示す）に、可溶性中性子吸收材を重力流で供給する。

可溶性中性子吸收材は、臨界事故の発生を判定した時点を起点として10分以内に未臨界に移行するために必要な量の供給を完了する。

また、未臨界を維持するため、中央制御室における緊急停止系の操作によって、臨界事故が発生した機器を収納する建屋に応じ速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止する。

(i) 手順着手の判断基準

異なる3台の臨界検知用放射線検出器のうち、2台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界の核分裂反応に伴って放出されるガンマ線による線量当量率の上昇を同時に検知し、論理回路により、臨界事故の発生を想定する機器において、臨界事故が発生したと判定した場合。

(ii) 操作手順

可溶性中性子吸收材の自動供給の手順の概要は以下のとおり。未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認は、中性子線用サーベイメータ等を用いて臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率を計測し、線量当量率が平常運転時程度まで低下したことにより判断する。

また、緊急停止系の操作の成否は、緊急停止操作スイッチの状態表示ランプにより判断する。

手順の概要を第1－2図から第1－3図、系統概要図を第1－4図から第1－5図、作業と所要時間を第1－6図から第1－7図に示す。また、対処における各対策の判断方法と判断基準を第1－5表に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に緊急停止系を作動させるよう指示するとともに、未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認のため、臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率を計測するよう指示する。
- ② 実施組織要員は、中央制御室において緊急停止操作スイッチを押下し、緊急停止系を作動させ、臨界事故が発生した機器を収納する建屋に応じ固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止する。
- ③ 実施組織要員は、中央制御室の緊急停止操作スイッチにおいて、状態表示ランプが点灯したことを確認することで、固体状又は液体状の核燃料物質の移送停止の成否を判断する。
- ④ 実施組織要員は、中央制御室の監視制御盤において、重大事故時可溶性中性子吸收材供給弁が開となったことを確認することで、臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸收材の供給が開始されたことを確認する。
- ⑤ 実施組織要員は、臨界事故が発生した機器を収納する建屋において、中性子線用サーベイメータ等を用いて臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率を計測する。
- ⑥ 実施責任者は、臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率が平常運転時程度まで低下したことにより臨界事故が発生した機器の未臨界への移行の成否を判断し、その後も未臨界が維持されていることを確認する。未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認には、臨界事故によって生成する核分裂生成物からのガンマ線の影響を考慮し、中性子線の線量

当量率の計測結果を主として用いる。

- ⑦ 上記の手順に加え、実施責任者は、第1-6表に示す補助パラメータを中央制御室の監視制御盤等において確認することにより、臨界事故が発生した機器の状態等を確認する。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋の緊急停止系の操作は、実施組織要員1人で作業を実施し、臨界事故の発生の判定から緊急停止操作スイッチの操作及び緊急停止操作スイッチの状態表示ランプの確認まで1分以内に実施可能であり、固体状の核燃料物質の移送を停止できる。

前処理建屋の未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認は、実施組織要員2人で作業を実施し、臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率の計測により、臨界事故の発生の判定から45分以内に実施可能である。

精製建屋の緊急停止系の操作は、実施組織要員1人で作業を実施し、臨界事故の発生の判定から緊急停止操作スイッチの操作及び緊急停止操作スイッチの状態表示ランプの確認まで1分以内に実施可能であり、液体状の核燃料物質の移送を停止できる。

精製建屋の未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認は、実施組織要員2人で作業を実施し、臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率の計測により、臨界事故の発生の判定から45分以内に実施可能である。

本対処においては、臨界事故による臨界事故が発生した機器を収納する建屋の線量率の上昇による作業への影響を考慮する。

臨界事故が発生した機器を収納する建屋で実施する作業は、臨界事

故の発生の判定を起点として20分後から開始するが、重大事故時可溶性中性子吸收材供給系から可溶性中性子吸收材が供給されることで、臨界事故の発生の判定を起点として10分後には未臨界に移行しているため、上記の作業において臨界事故が発生した機器から直接到達する放射線を考慮する必要はない。

ただし、臨界事故が発生した機器に接続される廃ガス処理設備の配管内部、貯留設備の配管内部及び廃ガス貯留槽に放射性希ガス等が移行し、それによる配管等の近傍における線量率の上昇の可能性がある。その場合でも、アクセスルート及び操作場所上に当該配管等は存在せず、また、建屋躯体による遮蔽により、臨界事故による線量率の上昇は一定程度に収まる。

重大事故の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

以上より、実施組織要員の作業時における被ばく線量を、1作業当たり 10mSv を目安に管理することができるため、実施組織要員の被ばく線量は、緊急作業に係る線量限度を超えないよう管理できる。

また、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率を把握すること、状況に応じた対応を行うこと等により、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

ii. 可溶性中性子吸收材の手動供給

臨界事故が発生した場合、重大事故時可溶性中性子吸收材供給系に

による可溶性中性子吸收材の自動供給と並行して、可搬型可溶性中性子吸收材供給器から可溶性中性子吸收材を手動供給する。

(i) 手順着手の判断基準

異なる3台の臨界検知用放射線検出器のうち、2台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界の核分裂反応に伴って放出されるガンマ線による線量当量率の上昇を同時に検知し、論理回路により、臨界事故の発生を想定する機器において、臨界事故が発生したと判定した場合。

可溶性中性子吸收材の手動供給は、臨界事故の発生の判定を起点として20分後から実施するため、可溶性中性子吸收材の自動供給（臨界事故の発生の判定を起点として10分）の完了後であり、同一の配管から二つの供給手段により同時に可溶性中性子吸收材が供給されることはない。また、臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸收材が最低必要量を超えて多く供給された場合でも、想定しない経路への溢流が発生することはないことから、未臨界への移行に影響を及ぼさない。したがって、可溶性中性子吸收材の手動供給は、可溶性中性子吸收材の自動供給と並行して実施する。

(ii) 操作手順

可溶性中性子吸收材の手動供給の手順の概要は以下のとおり。未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認は、可溶性中性子吸收材の自動供給において実施する、中性子線用サーベイメータ等を用いた線量当量率の計測と兼ねる。手順の概要を第1-2図から第1-3図、系統概要図を第1-8図から第1-9図、作業と所要時間を第1-10図から第1-11図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に可溶性中性子吸收材の手動供給を行うよう指示する。
- ② 実施組織要員は、臨界事故が発生した機器を収納する建屋に移動し、可搬型可溶性中性子吸收材供給器と臨界事故が発生した機器に接続する配管を、供給ホースを用いて接続する。
- ③ 実施組織要員は、可搬型可溶性中性子吸收材供給器の供給容器に可溶性中性子吸收材を供給し、その後供給ポンプを手動で操作して臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸收材を供給する。
- ④ 実施組織要員は、可搬型可溶性中性子吸收材供給器の供給容器内の可溶性中性子吸收材量の減少を目視で確認することで、可溶性中性子吸收材が供給されたことを確認する。
- ⑤ 上記の手順に加え、実施責任者は、第1－6表に示す補助パラメータを中央制御室の監視制御盤等において確認することにより、事故が発生した機器の状態等を確認する。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋の可溶性中性子吸收材の手動供給の操作は、実施組織要員2人で作業を実施し、臨界事故の発生の判定から35分以内に可搬型可溶性中性子吸收材供給器から可溶性中性子吸收材の手動供給を完了できる。

精製建屋の可溶性中性子吸收材の手動供給の操作は、実施組織要員2人で作業を実施し、臨界事故の発生の判定から35分以内に可搬型可溶性中性子吸收材供給器から可溶性中性子吸收材の手動供給を完了

できる。

iii. 可溶性中性子吸收材緊急供給系からの可溶性中性子吸收材の供給

溶解槽において臨界事故が発生した場合、中央制御室の安全系監視制御盤から手動による供給弁の開操作により、設計基準事故に対処するための設備である可溶性中性子吸收材緊急供給系から溶解槽へ可溶性中性子吸收材を供給する。

(i) 手順着手の判断基準

異なる3台の臨界検知用放射線検出器のうち、2台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界の核分裂反応に伴って放出されるガンマ線による線量当量率の上昇を同時に検知し、論理回路により、臨界事故の発生を想定する機器において、臨界事故が発生したと判定した場合。

溶解槽に対して実施する可溶性中性子吸收材緊急供給系を用いた可溶性中性子吸收材の供給操作については、溶解槽に対して、可溶性中性子吸收材が最低必要量を超えて多く供給された場合でも、想定しない経路への溢流が発生することはないことから、未臨界に移行し、及び未臨界を維持するための対策に影響を及ぼさない。したがって、溶解槽に対して実施する可溶性中性子吸收材緊急供給系を用いた可溶性中性子吸收材の供給操作は、可溶性中性子吸收材の自動供給及び可溶性中性子吸收材の手動供給と並行して実施する。

(ii) 操作手順

可溶性中性子吸收材緊急供給系からの可溶性中性子吸收材の供給の手順の概要は以下のとおり。未臨界への移行の成否判断及び未臨界の

維持の確認は、可溶性中性子吸收材の自動供給において実施する、中性子線用サーベイメータ等を用いた線量当量率の計測と兼ねる。手順の概要を第1-2図、系統概要図を第1-8図、作業と所要時間を第1-10図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に可溶性中性子吸收材緊急供給系の供給弁を開とするよう指示する。
- ② 実施組織要員は、中央制御室の安全系監視制御盤から可溶性中性子吸收材緊急供給系の供給弁を手動で開とする。
- ③ 実施組織要員は、中央制御室の安全系監視制御盤において可溶性中性子吸收材緊急供給系の供給弁の状態表示を確認することで、可溶性中性子吸收材緊急供給系から可溶性中性子吸收材の供給が開始されたことを確認する。
- ④ 上記の手順に加え、実施責任者は、第1-6表に示す補助パラメータを中心制御室の監視制御盤等において確認することにより、事故が発生した機器の状態等を確認する。

(iii) 操作の成立性

溶解槽に対して実施する可溶性中性子吸收材緊急供給系からの可溶性中性子吸收材の供給は、実施組織要員2人で作業を実施し、臨界事故の発生の判定から5分以内に可溶性中性子吸收材緊急供給系から可溶性中性子吸收材の供給を開始できる。

iv. 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気

臨界事故が発生した場合、臨界事故により発生する放射線分解水素を掃気し、機器の気相部における水素濃度がドライ換算 8 v o l %に至ることを防止するため、可搬型建屋内ホースを用いて一般圧縮空気系と臨界事故が発生した機器を接続することで空気を供給する。

(i) 手順着手の判断基準

異なる 3 台の臨界検知用放射線検出器のうち、2 台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界の核分裂反応に伴って放出されるガンマ線による線量当量率の上昇を同時に検知し、論理回路により、臨界事故の発生を想定する機器において、臨界事故が発生したと判定した場合。

(ii) 操作手順

臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気の手順の概要は以下のとおり。臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気対策の成否は、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計の指示値が $6 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上であることにより判断する。手順の概要を第 1-2 図から第 1-3 図、系統概要図を第 1-12 図から第 1-13 図、作業と所要時間を第 1-14 図から第 1-15 図に示す。また、対処における各対策の判断方法と判断基準を第 1-5 表に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気対策を実施するよう指示する。
- ② 実施組織要員は、臨界事故が発生した機器を収納する建屋に移動し、臨界事故が発生した機器に接続する配管と一般圧縮空気

系を、可搬型建屋内ホースを用いて接続する。また、可搬型建屋内ホースに可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計を接続する。

- ③ 実施組織要員は、一般圧縮空気系の供給弁を操作し、臨界事故が発生した機器に空気を供給する。この際の空気流量は、機器によらず $6 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上とし、可搬型建屋内ホースに設置している流量調節弁により流量を調整する。調整後、流量が変動しないよう、流量調節弁の開度を固定する。これにより、機器内の水素濃度はドライ換算 $8 \text{ v o } 1\%$ 未満を維持し、ドライ換算 $4 \text{ v o } 1\%$ を下回る。
- ④ 実施組織要員は、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計により、臨界事故が発生した機器に供給された空気の流量を計測する。
- ⑤ 実施責任者は、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計の指示値が $6 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上であることを確認し、放射線分解水素の掃気の成否を判断する。
- ⑥ 実施責任者は、廃ガス貯留槽による放射性物質を含む気体の導出完了後、実施組織要員に臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気のための空気供給の停止を指示する。実施組織要員は、実施責任者からの空気供給の停止の指示により、一般圧縮空気系の供給弁を操作し、空気の供給を停止する。
- ⑦ 上記の手順に加え、実施責任者は、第 1 - 6 表に示す補助パラメータを中央制御室の監視制御盤等において確認することにより、事故が発生した機器の状態等を確認する。

(ii) 操作の成立性

前処理建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気操作は、

実施組織要員 2 人で作業を実施し、臨界事故の発生の判定から臨界事故が発生した機器への空気供給準備完了まで40分以内で実施可能であり、廃ガス貯留槽による放射性物質を含む気体の導出完了まで空気を供給できる。

精製建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気操作は、実施組織要員 2 人で作業を実施し、臨界事故の発生の判定から臨界事故が発生した機器への空気供給準備完了まで40分以内で実施可能であり、廃ガス貯留槽による放射性物質を含む気体の導出完了まで空気を供給できる。

本対処においては、臨界事故による臨界事故が発生した機器を収納する建屋の線量率の上昇による作業への影響を考慮する。

臨界事故が発生した機器を収納する建屋で実施する作業は、臨界事故の発生の判定を起点として20分後から開始するが、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系から可溶性中性子吸収材が供給されることで、臨界事故の発生の判定を起点として10分後には未臨界に移行しているため、当該作業において臨界事故が発生した機器から直接到達する放射線を考慮する必要はない。

ただし、臨界事故が発生した機器に接続される廃ガス処理設備の配管内部、貯留設備の配管内部及び廃ガス貯留槽に放射性希ガス等が移行し、それによる配管等の近傍における線量率の上昇の可能性がある。その場合でも、アクセスルート及び操作場所上に当該配管等は存在せず、また、建屋躯体による遮蔽により、臨界事故による線量率の上昇は一定程度に収まる。

重大事故の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に

応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

以上より、実施組織要員の作業時における被ばく線量を、1作業当たり 10mSv を目安に管理することができるため、実施組織要員の被ばく線量は、緊急作業に係る線量限度を超えないよう管理できる。

また、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率を把握すること、状況に応じた対応を行うこと等により、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

v. 貯留設備による放射性物質の貯留

臨界事故が発生した場合、臨界事故により気相中に移行した放射性物質の大気中への放出量を低減するため、せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の貯留設備の廃ガス貯留槽（以下1.では「廃ガス貯留槽」という。）に放射性物質を含む気体を導出する。そのため、貯留設備の隔離弁を自動で開とするとともに貯留設備の空気圧縮機を自動で起動し、廃ガス貯留槽に放射性物質を含む気体を導出する。同時に、廃ガス処理設備の流路を遮断するため、自動で廃ガス処理設備の隔離弁を閉止する。精製建屋にあっては廃ガス処理設備の隔離弁の閉止に加え、自動で廃ガス処理設備の排風機を停止する。

放射性物質を含む気体を廃ガス貯留槽に導出完了後、廃ガス処理設備を再起動し、高い除染能力が期待できる平常運転時の放出経路に復旧する。

貯留設備は、廃ガス処理系統内の空気を1時間にわたって貯留でき

る設計としている。貯留設備による放射性物質を含む気体の貯留に係る流量及び圧力の変化の概念図を第1-16図(1)及び(2)に、制御の概念図を第1-16図(3)及び(4)に示す。

(i) 手順着手の判断基準

異なる3台の臨界検知用放射線検出器のうち、2台以上の臨界検知用放射線検出器が臨界の核分裂反応に伴って放出されるガンマ線による線量当量率の上昇を同時に検知し、論理回路により、臨界事故の発生を想定する機器において、臨界事故が発生したと判定した場合。

(ii) 操作手順

貯留設備による放射性物質の貯留の手順の概要は以下のとおり。廃ガス処理設備への系統切替の実施は、貯留設備の圧力計の指示値が0.7MPaに達した場合とする。手順の概要を第1-2図から第1-3図、系統概要図を第1-17図から第1-18図、作業と所要時間を第1-14図から第1-15図に示す。また、本対処における各対策の判断方法と判断基準を第1-5表に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に放射性物質を含む気体の廃ガス貯留槽への導出が自動的に開始されたことを確認するよう指示する。
- ② 実施組織要員は、中央制御室の監視制御盤において、廃ガス処理設備の隔離弁が閉となったこと、貯留設備の隔離弁が開となつたこと及び空気圧縮機が起動していることを確認する。さらに、精製建屋にあっては、中央制御室の安全系監視制御盤にお

いて、廃ガス処理設備の排風機が停止したことを確認する。

- ③ 実施組織要員は、廃ガス貯留槽へ放射性物質を含む気体の導出が開始されたことを、中央制御室の監視制御盤において、貯留設備の圧力計の指示値の上昇、廃ガス貯留槽入口に設置する貯留設備の放射線モニタの指示値の上昇及び貯留設備の流量計の指示値の上昇により確認する。また、実施組織要員は、溶解槽圧力計又は廃ガス洗浄塔入口圧力計により、廃ガス処理設備の系統内の圧力が水封部の水頭圧に相当する圧力範囲内に維持され、貯留設備による圧力の制御が機能していることを確認する。
- ④ 実施責任者は、廃ガス貯留槽内の圧力が0.7MPaに達した場合に、放射性物質を含む気体の導出完了と判断し、実施組織要員に廃ガス処理設備への系統切替を指示する。
- ⑤ 実施組織要員は、中央制御室において、廃ガス処理設備の隔離弁を開とするとともに、廃ガス処理設備の排風機を起動して、高い除染能力が期待できる平常運転時の放出経路に復旧する。この操作により、一時的に貯留設備と廃ガス処理設備両方への流路が構築され、廃ガス処理設備内の圧力が平常運転時よりも低下するが、その場合でも水封部により圧力は制限され、系統の健全性は維持される。また、廃ガス貯留槽の入口には逆止弁が設けられており、廃ガス処理設備の排風機を起動した場合でも廃ガス貯留槽内の放射性物質を含む気体は廃ガス処理設備に逆流しない。
- ⑥ 実施組織要員は、中央制御室において、廃ガス処理設備の排風機を起動した後に、廃ガス貯留槽の隔離弁を閉止し、貯留設備の空気圧縮機を停止する。その後、実施組織要員は、廃ガス処

理設備の排風機が起動したことを、中央制御室の安全系監視制御盤の排風機の運転表示により確認する。

- ⑦ 実施組織要員は、排気モニタリング設備により、主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況を監視する。排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、可搬型排気モニタリング設備により、主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況を監視する。
- ⑧ 上記の手順に加え、実施責任者は、第1-6表に示す補助パラメータを中央制御室の監視制御盤等において確認することにより、事故が発生した機器の状態等を確認する。

(iii) 操作の成立性

せん断処理・溶解廃ガス処理設備を用いて放出経路を復旧するための操作は、実施組織要員2人で作業を実施し、廃ガス貯留槽への放射性物質を含む気体の導出完了から廃ガス処理設備の排風機起動完了まで3分以内に実施可能である。貯留設備の空気圧縮機を停止するための操作は、廃ガス処理設備の排風機起動操作に続けて、実施組織要員2人で作業を実施し、廃ガス処理設備の排風機起動操作後、5分以内に実施可能である。

精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を用いて放出経路を復旧するための操作は、実施組織要員2人で作業を実施し、廃ガス貯留槽への放射性物質を含む気体の導出完了から廃ガス処理設備の排風機起動完了まで3分以内に実施可能である。貯留設備の空気圧縮機を停止するための操作は、廃ガス処理設備の排風機起動操作に続けて、実施組織要員2人で作業を実施し、廃ガス処

理設備の排風機起動操作後、5分以内に実施可能である。

重大事故の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

以上より、実施組織要員の作業時における被ばく線量を、1作業当たり 10mSv を目安に管理することができるため、実施組織要員の被ばく線量は、緊急作業に係る線量限度を超えないよう管理できる。

また、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率を把握すること、状況に応じた対応を行うこと等により、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

vi. 重大事故時の対応手段の選択

重大事故時の対応手段の選択フローチャートを第1-19図に示す。

臨界事故が発生した場合には、可溶性中性子吸収材の自動供給の手順に従い、未臨界に移行し、及び未臨界を維持する。

また、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気対策の手順に従い、機器の気相部における水素濃度がドライ換算 $8\text{v}\circ 1\%$ に至ることを防止する。

さらに、貯留設備による放射性物質の貯留の手順に従い、放射性物質の大気中への放出量を低減する。

臨界事故の拡大を防止するための対応においては、対応手段の選択を要しない。

上記の手順の実施において、計装設備を用いて監視するパラメータを第1－3表に示す。また、この監視パラメータのうち、機器等の状態を直接監視する重要監視パラメータの計測が困難となった場合は、第1－7表の重要代替監視パラメータを用いる。

また、全交流動力電源喪失によらずに発生する臨界事故への対処においては、「8. 電源の確保に関する手順等」、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」に記載する電源設備、計測制御設備及び放射線監視設備をそれぞれ用いる。

(b) その他の手順項目について考慮する手順

重要監視パラメータが計測不能となった場合の重要代替監視パラメータによる推定に関する手順については、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

大気中への放射性物質の放出の状態監視等に係る監視測定に関する手順については、「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

第1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と
整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（1／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|-------------------------|--|----------------|---|--|
| 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するための対応 | <p>【前処理建屋】</p> <p>溶解槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 <p>エンドピース酸洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重） <p>ハル洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | <p>溶解設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽（ハル洗浄槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（ハル洗浄槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（ハル洗浄槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽（エンドピース酸洗浄槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（エンドピース酸洗浄槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（エンドピース酸洗浄槽用） ・溶解槽（設計基準対象の施設と兼用） ・ハル洗浄槽（設計基準対象の施設と兼用） ・エンドピース酸洗浄槽（設計基準対象の施設と兼用） <p>代替溶解設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽（溶解槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（溶解槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁（溶解槽用） <p>計測制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界検知用放射線検出器（ハル洗浄槽用） ・臨界検知用放射線検出器（エンドピース酸洗浄槽用） ・緊急停止系（前処理施設用、電路含む） <p>代替安全保護回路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界検知用放射線検出器（溶解槽用） ・緊急停止系（前処理施設用、電路含む） <p>制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止操作スイッチ（前処理施設用、電路含む） ・監視制御盤（前処理施設用）（設計基準対象の施設と兼用） <p>代替制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止操作スイッチ（前処理施設用、電路含む） ・安全系監視制御盤（前処理施設用） | <p>・前処理課重大事故等発生時対応手順書</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処設備</p> |

第1－1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と
整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（2／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|-------------------------|--|----------------|---|---|
| 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するための対応 | <p>【前処理建屋】</p> <p>溶解槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 <p>エンドピース酸洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重） <p>ハル洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | <p>受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備 ・受電変圧器 <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線 <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 <p>計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測制御用交流電源設備 <p>圧縮空気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般圧縮空気系 <p>代替圧縮空気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 <p>精製建屋一時貯留処理設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽（第5一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第5一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（第5一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽（第7一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第7一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁（第7一時貯留処理槽用） ・第5一時貯留処理槽（設計基準対象の施設と兼用） ・第7一時貯留処理槽（設計基準対象の施設と兼用） <p>計測制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界検知用放射線検出器（第5一時貯留処理槽用） ・臨界検知用放射線検出器（第7一時貯留処理槽用） | <p>・前処理課重大事故等発生時対応手順書</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処設備</p> <p>・精製課重大事故等発生時対応手順書</p> |

第1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（3／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|-------------------------|--|----------------|--|--|
| 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するための対応 | <p>【前処理建屋】</p> <p>溶解槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 <p>エンドピース酸洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重） <p>ハル洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止系（精製施設用、電路含む） ・緊急停止操作スイッチ（精製施設用、電路含む） ・監視制御盤（精製施設用）（設計基準対象の施設と兼用） <p>受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備 ・受電変圧器 <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9 kV非常用主母線 ・6.9 kV運転予備用主母線 ・6.9 kV非常用母線 ・6.9 kV運転予備用母線 <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 <p>計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測制御用交流電源設備 <p>圧縮空気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般圧縮空気系 <p>計測制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマ線用サーベイメータ ・中性子線用サーベイメータ | <p>・精製課重大事故等発生時対応手順書</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>・前処理課重大事故等発生時対応手順書</p> <p>・精製課重大事故等発生時対応手順書</p> |
| | | 可溶性中性子吸収材の手動供給 | <p>溶解設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管・弁（設計基準対象の施設と兼用） ・可搬型可溶性中性子吸収材供給器 <p>分析設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管・弁 | <p>・前処理課重大事故等発生時対応手順書</p> <p>自主対策設備</p> |

第1－1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と
整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（4／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|-------------------------|---|-----------------------|---|--|
| 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するための対応 | <p>【前処理建屋】</p> <p>溶解槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 <p>エンドピース酸洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） | 可溶性中性子吸収材の手動供給 | <p>精製建屋一時貯留処理設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管・弁（設計基準対象の施設と兼用） ・可搬型可溶性中性子吸収材供給器 | <ul style="list-style-type: none"> ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |
| | <p>エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重）</p> <p>ハル洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | 可溶性中性子吸収材の供給（溶解槽） | <p>溶解設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 <p>圧縮空気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全圧縮空気系 <p>制御室（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全系監視制御盤（前処理施設用） <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV非常用母線 <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V非常用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2非常用直流電源設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・前処理課重大事故等発生時対応手順書 |
| 放射線分解水素の掃気への対応 | | 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 | <p>溶解設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽 ・ハル洗浄槽 ・エンドピース酸洗浄槽 <p>圧縮空気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用） ・機器圧縮空気供給配管・弁 ・可搬型建屋内ホース（溶解槽、エンドピース酸洗浄槽、ハル洗浄槽用） ・安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用） <p>計測制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界検知用放射線検出器（ハル洗浄槽用） ・臨界検知用放射線検出器（エンドピース酸洗浄槽用） ・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（溶解槽、エンドピース酸洗浄槽、ハル洗浄槽用） | <ul style="list-style-type: none"> ・前処理課重大事故等発生時対応手順書 |

第1－1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（5／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|----------------|--|-----------------------|---|--------------------|
| 放射線分解水素の掃気への対応 | 【前処理建屋】 溶解槽 ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸收材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸收材緊急供給系 | 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 | 代替安全保護回路 ・臨界検知用放射線検出器（溶解槽用） 受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用） ・受電開閉設備 ・受電変圧器 所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用） ・6.9 kV非常用主母線 ・6.9 kV運転予備用主母線 ・6.9 kV非常用母線 ・6.9 kV運転予備用母線 所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用） ・460 V非常用母線 ・460 V運転予備用母線 直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用） ・第2非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用） ・計測制御用交流電源設備 | ・前処理課重大事故等発生時対応手順書 |
| | エンドピース酸洗浄槽 ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重） | | 精製建屋一時貯留処理設備（設計基準対象の施設と兼用） ・第5一時貯留処理槽 ・第7一時貯留処理槽 圧縮空気設備 ・一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用） ・機器圧縮空気供給配管・弁 ・可搬型建屋内ホース（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽用） ・安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用） 計測制御設備 ・臨界検知用放射線検出器（第5一時貯留処理槽用） ・臨界検知用放射線検出器（第7一時貯留処理槽用） ・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽用） | ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |
| | ハル洗浄槽 ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | | 受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用） ・受電開閉設備 ・受電変圧器 | |

第1－1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と
整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（6／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|-----------------|---|-----------------------|---|--|
| 放射線分解水素の掃気への対応 | <p>【前処理建屋】 溶解槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解用供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 | 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 | <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線 <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 <p>計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測制御用交流電源設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |
| 貯留設備による放射性物質の貯留 | <p>エンドピース酸洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重） <p>ハル洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | 貯留設備による放射性物質の貯留 | <p>せん断処理・溶解廃ガス処理設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凝縮器（設計基準対象の施設と兼用） ・高性能粒子フィルタ（設計基準対象の施設と兼用） ・排風機（設計基準対象の施設と兼用） ・隔離弁（設計基準対象の施設と兼用） ・主配管・弁（設計基準対象の施設と兼用） ・貯留設備の隔離弁 ・貯留設備の空気圧縮機 ・貯留設備の逆止弁 ・貯留設備の廃ガス貯留槽 ・貯留設備・配管・弁 <p>前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主配管 <p>高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主配管 <p>主排気筒（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>低レベル廃液処理設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1低レベル廃液処理系 <p>計測制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界検知用放射線検出器（ハル洗浄槽用） ・臨界検知用放射線検出器（エンドピース酸洗浄槽用） ・溶解槽圧力計（設計基準対象の施設と兼用） | <ul style="list-style-type: none"> ・前処理課重大事故等発生時対応手順書 |

第1－1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と
整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（7／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|-----------------|--|-----------------|--|--|
| 貯留設備による放射性物質の貯留 | <p>【前処理建屋】</p> <p>溶解槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解用供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 <p>エンドピース酸洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重） <p>ハル洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | 貯留設備による放射性物質の貯留 | <ul style="list-style-type: none"> ・貯留設備の圧力計（前処理施設用） ・貯留設備の流量計（前処理施設用） ・貯留設備の放射線モニタ（前処理施設用） <p>代替安全保護回路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界検知用放射線検出器（溶解槽用） ・制御室（設計基準対象の施設と兼用） ・監視制御盤（前処理施設用） ・安全系監視制御盤（前処理施設用） <p>受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備 ・受電変圧器 <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9 kV非常用主母線 ・6.9 kV運転予備用主母線 ・6.9 kV常用主母線 ・6.9 kV非常用母線 ・6.9 kV運転予備用母線 ・6.9 kV常用母線 <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1非常用直流電源設備 ・第2非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 <p>計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測制御用交流電源設備 <p>圧縮空気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般圧縮空気系 ・安全圧縮空気系 <p>冷却水設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般冷却水系 <p>試料分析関係設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放出管理分析設備 ・環境試料測定設備 | <p>・前処理課重大事故等発生時対応手順書</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">重大事故等対処設備</p> |

第1－1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（8／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|-----------------|--|-----------------|--|--|
| 貯留設備による放射性物質の貯留 | <p>【前処理建屋】</p> <p>溶解槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解用供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 <p>エンドピース酸洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重） <p>ハル洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | 貯留設備による放射性物質の貯留 | <p>放射線監視設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主排気筒の排気モニタリング設備 ・環境モニタリング設備 <p>環境管理設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能観測車 ・気象観測設備 <p>精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凝縮器（設計基準対象の施設と兼用） ・高性能粒子フィルタ（設計基準対象の施設と兼用） ・排風機（設計基準対象の施設と兼用） ・隔壁弁（設計基準対象の施設と兼用） ・主配管・弁（設計基準対象の施設と兼用） ・貯留設備の隔壁弁 ・貯留設備の空気圧縮機 ・貯留設備の逆止弁 ・貯留設備の廃ガス貯留槽 ・貯留設備 配管・弁 <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主配管 <p>高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主配管 <p>主排気筒（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>低レベル廃液処理設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1低レベル廃液処理系 <p>計測制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界検知用放射線検出器（第5一時貯留処理槽用） ・臨界検知用放射線検出器（第7一時貯留処理槽用） ・廃ガス洗浄塔入口圧力計（設計基準対象の施設と兼用） ・貯留設備の圧力計（精製施設用） ・貯留設備の流量計（精製施設用） ・貯留設備の放射線モニタ（精製施設用） <p>制御室（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視制御盤（精製施設用） ・安全系監視制御盤（精製施設用） | <ul style="list-style-type: none"> ・前処理課重大事故等発生時対応手順書 ・精製課重大事故等発生時対応手順書 <p style="text-align: center;">重大事故等対処設備</p> |

第1－1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と
整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（9／9）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|-----------------|--|-----------------|---|---|
| 貯留設備による放射性物質の貯留 | <p>【前処理建屋】</p> <p>溶解槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料送り出し装置 ・燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解用供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路（安重） ・可溶性中性子吸収材緊急供給回路 ・可溶性中性子吸収材緊急供給系 <p>エンドピース酸洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備の計測制御系（せん断刃位置） ・エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路（安重） ・エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路（安重） <p>ハル洗浄槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解槽硝酸ポンプ ・溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路（安重） ・硝酸供給槽密度低によるせん断停止回路（安重） ・溶解槽を加熱する蒸気供給設備 ・溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路（安重） | 貯留設備による放射性物質の貯留 | <p>受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備 ・受電変圧器 <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9 kV 非常用主母線 ・6.9 kV 運転予備用主母線 ・6.9 kV 常用主母線 ・6.9 kV 非常用母線 ・6.9 kV 運転予備用母線 ・6.9 kV 常用母線 <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V 非常用母線 ・460V 運転予備用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 非常用直流電源設備 ・第2 非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 <p>計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測制御用交流電源設備 <p>圧縮空気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般圧縮空気系 ・安全圧縮空気系 <p>冷却水設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般冷却水系 <p>試料分析関係設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放出管理分析設備 ・環境試料測定設備 <p>放射線監視設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主排気筒の排気モニタリング設備 ・環境モニタリング設備 <p>環境管理設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能観測車 ・気象観測設備 | <p>・精製課重大事故等発生時対応手順書</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処設備</p> |

第1-2表 臨界事故の対処に使用する設備

| 機器グループ | 設備 | | 臨界事故の拡大を防止するための設備 | | | | |
|-------------|--|--------|-------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| | 設備名 | 構成する機器 | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | 臨界事故により発生する放射線分解水素の排気 | 貯留設備による放射性物質の貯留 | 可溶性中性子吸収材の手動供給 | 可溶性中性子吸収材の供給(溶解槽) |
| | | | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 自主対処設備 | 自主対処設備 |
| 代替安全保護回路 | 臨界接知用放射線検出器(溶解槽用) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 緊急停止操作スイッチ(前処理施設用、電路含む) | ○ | × | × | × | × | × |
| | 安全系監視制御盤(前処理施設用) | ○ | × | × | × | × | × |
| 代替安全保護回路 | 緊急停止系(前処理施設用、電路含む) | ○ | × | × | × | × | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給装置(溶解槽用) | ○ | × | × | × | × | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(溶解槽用) | ○ | × | × | × | × | × |
| 代替溶解設備 | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁(溶解槽用)[流路] | ○ | × | × | × | × | × |
| | 受電開閉設備 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 受電変圧器 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 所内高圧系統 | 6.9kV非常用主母線 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | 6.9kV運転予備用主母線 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 6.9kV常用主母線 | × | × | ○ | × | ○ | × |
| | 6.9kV非常用母線 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | 6.9kV運転予備用母線 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 6.9kV常用母線 | × | × | ○ | × | ○ | × |
| 所内低圧系統 | 450V非常用母線 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | 450V運転予備用母線 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| 直流水源設備 | 第1非常用直流水源設備 | × | × | ○ | × | ○ | × |
| | 第2非常用直流水源設備 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | 常用直流水源設備 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| 計測制御用交流電源設備 | 計測制御用交流電源設備 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| 代替空気空気設備 | 代替安全圧縮空気系 | ○ | × | × | × | ○ | × |
| 制御室 | 監視制御盤(前処理施設用) | ○ | × | ○ | × | ○ | × |
| | 安全系監視制御盤(前処理施設用) | × | × | ○ | × | ○ | ○ |
| 計測制御設備 | 溶解槽圧力計 | × | × | ○ | × | ○ | × |
| (制御室) | 緊急停止操作スイッチ(前処理施設用、電路含む) | ○ | × | × | × | ○ | × |
| (計測制御設備) | 緊急停止系(前処理施設用、電路含む) | ○ | × | × | × | ○ | × |
| | 臨界接知用放射線検出器(エンドピース酸洗浄槽用) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 臨界接知用放射線検出器(ハル洗浄槽用) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 可搬型貯留器空気圧縮装置(溶解槽、エンドピース酸洗浄槽、ハル洗浄槽用) | × | ○ | × | × | ○ | × |
| | 貯留設備の圧力計(前処理施設用) | × | × | ○ | × | ○ | × |
| | 貯留設備の流量計(前処理施設用) | × | × | ○ | × | ○ | × |
| | 貯留設備の放射線モニタ(前処理施設用) | × | × | ○ | × | ○ | × |
| | ガンマ線用サーベイメータ | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 中性子線用サーベイメータ | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 溶解槽 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ |
| 溶解設備 | エンドピース酸洗浄槽 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | ハル洗浄槽 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 配管・弁[流路] | × | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可溶性中性子吸収材緊急供給系 | × | × | × | ○ | ○ | ○ |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給装置(エンドピース酸洗浄槽用) | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| (溶解設備) | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(エンドピース酸洗浄槽用) | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(エンドピース酸洗浄槽用)[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給装置(ハル洗浄槽用) | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(ハル洗浄槽用) | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(ハル洗浄槽用)[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × |

第1-2表 臨界事故の対処に使用する設備

| 機器グループ | 設備 | | 臨界事故の拡大を防止するための設備 | | | | |
|--------|------|-----------------|-------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| | | | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | 臨界事故により発生する放射線分解水素の排気 | 貯留設備による放射性物質の貯留 | 可溶性中性子吸収材の手動供給 | 可溶性中性子吸収材の供給(溶解槽) |
| | 設備名称 | 構成する機器 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 自主対策設備 | 自主対策設備 |
| | | 可搬型可溶性中性子吸収材供給器 | × | × | × | ○ | × |

第1-2表 臨界事故の対処に使用する設備

| 機器グループ | 設備 | | 臨界事故の拡大を防止するための設備 | | | | |
|-------------------|--------------------------------------|-------------|-------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| | 設備名称 | 構成する機器 | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | 臨界事故により発生する放射線分解水素の捕気 | 貯留設備による放射性物質の貯留 | 可溶性中性子吸収材の手動供給 | 可溶性中性子吸収材の供給(溶解槽) |
| | | | 重大事故等対応設備 | 重大事故等対応設備 | 重大事故等対応設備 | 自主対策設備 | 自主対策設備 |
| (せん断処理・溶解発ガス処理設備) | 貯留設備の隔壁弁 | | × | × | ○ | × | × |
| | 貯留設備の空気圧縮機 | | × | × | ○ | × | × |
| | 貯留設備の逆止弁 | | × | × | ○ | × | × |
| | 貯留設備の底ガス貯留槽 | | × | × | ○ | × | × |
| | 貯留設備配管・弁[流路] | | × | × | ○ | × | × |
| せん断処理・溶解発ガス処理設備 | 凝縮器 | | × | × | ○ | × | × |
| | 高性能粒子フィルタ | | × | × | ○ | × | × |
| | 排風機 | | × | × | ○ | × | × |
| | 隔壁弁 | | × | × | ○ | × | × |
| | 主配管・弁[流路] | | × | × | ○ | × | × |
| 前処理槽屋面 | 分析設備 | 配管・弁[液路] | × | × | × | ○ | × |
| | 前処理槽屋塔槽類発ガス処理設備 | 主配管[液路] | × | × | ○ | × | × |
| | 高レベル塩液ガラス固化槽屋塔槽類発ガス処理設備 高レベル濃縮発ガス処理系 | 主配管[液路] | × | × | ○ | × | × |
| | 主排気筒 | 主排気筒 | × | × | ○ | × | × |
| | 冷却水設備 | 一般冷却水系 | × | × | ○ | × | × |
| (圧縮空気設備) | 圧縮空気設備 | 一般圧縮空気系 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 可搬型槽屋内ホース(浴解槽、エンドビース酸洗浄槽、ハル洗浄槽用)[流路] | | × | ○ | × | × | × |
| | 後御圧縮空気供給配管・弁[流路] | | × | ○ | × | × | × |
| | 圧縮空気設備 | 安全圧縮空気系 | × | ○ | ○ | × | ○ |
| | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | × | × | ○ | × | × |
| 放射線監視設備 | 主排気筒の排気モニタリング設備 | | × | × | ○ | × | × |
| | 環境モニタリング設備 | | × | × | ○ | × | × |
| 試料分析関係設備 | 放出管理分析設備 | | × | × | ○ | × | × |
| | 環境試料測定設備 | | × | × | ○ | × | × |
| 環境管理設備 | 放射能観測車 | | × | × | ○ | × | × |
| | 気象観測設備 | | × | × | ○ | × | × |

第1-2表 臨界事故の対処に使用する設備

| 機器グループ | 設備 | | 臨界事故の拡大を防止するための設備 | | | | |
|----------------|---|--------|-------------------|---------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| | 設備名称 | 構成する機器 | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | 臨界事故により発生する放射性水蒸の捕気 | 貯留設備による放射性物質の貯留 | 可溶性中性子吸収材の手動供給 | 可溶性中性子吸収材の供給(溶解槽) |
| | | | 重大事故等対応設備 | 重大事故等対応設備 | 重大事故等対応設備 | 自主対応設備 | 自主対応設備 |
| 制御室 | 監視制御盤(精製施設用) | ○ | × | ○ | × | × | × |
| | 安全系監視制御盤(精製施設用) | × | × | ○ | × | × | × |
| 計測制御設備 | 鹿ガス洗浄塔入口圧力計 | × | × | ○ | × | × | × |
| (制御室) | 緊急停止操作スイッチ(精製施設用、電路含む) | ○ | × | × | × | × | × |
| (計測制御設備) | 緊急停止系(精製施設用、電路含む) | ○ | × | × | × | × | × |
| | 臨界検知用放射線検出器(第5一時貯留処理用) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 臨界検知用放射線検出器(第7一時貯留処理用) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 可燃型貯槽排気圧縮空気流量計(第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽用) | × | ○ | × | × | × | × |
| | 貯留設備の圧力計(精製施設用) | × | × | ○ | × | × | × |
| | 貯留設備の流量計(精製施設用) | × | × | ○ | × | × | × |
| | 貯留設備の放射線モニタ(精製施設用) | × | × | ○ | × | × | × |
| | ガンマ線用サーベイメータ | ○ | × | × | × | × | × |
| | 中性子線用サーベイメータ | ○ | × | × | × | × | × |
| 精製建屋 臨界 | 第5一時貯留処理槽 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| | 第7一時貯留処理槽 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| | 配管・弁[流路] | × | × | × | ○ | ○ | × |
| (精製建屋一時貯留処理設備) | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽(第5一時貯留処理槽用) | ○ | × | × | × | × | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(第5一時貯留処理槽用) | ○ | × | × | × | × | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(第5一時貯留処理槽用) 〔液路〕 | ○ | × | × | × | × | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽(第7一時貯留処理槽用) | ○ | × | × | × | × | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(第7一時貯留処理槽用) | ○ | × | × | × | × | × |
| | 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(第7一時貯留処理槽用) 〔液路〕 | ○ | × | × | × | × | × |
| 受電開閉設備・受電変圧器 | 可搬型可溶性中性子吸収材供給器 | × | × | × | ○ | ○ | × |
| | 受電開閉設備 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 受電変圧器 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 所内高圧系統 | 6.9kV非常用主母線 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 6.9kV運転予備用主母線 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 6.9kV常用主母線 | × | × | ○ | × | × | × |
| | 6.9kV非常用母線 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 6.9kV運転予備用母線 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 6.9kV常用母線 | × | × | ○ | × | × | × |

第1-2表 臨界事故の対処に使用する設備

| 機器グループ | 設備 | | 臨界事故の拡大を防止するための設備 | | | | |
|-----------|--|---------------------------------------|-------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| | 設備名称 | 構成する機器 | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | 臨界事故により発生する放射線分断水素の排気 | 貯留設備による放射性物質の貯留 | 可溶性中性子吸収材の手動供給 | 可溶性中性子吸収材の供給(溶解槽) |
| | | | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 自主対策設備 | 自主対策設備 |
| 機器群 臨界 | 所内低圧系統 | 460V非常用母線 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | | 460V運転予備用母線 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 直流電源設備 | 第1非常用直流電源設備 | × | × | ○ | × | × |
| | | 第2非常用直流電源設備 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | | 常用直流電源設備 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 計測制御用交流電源設備 | 計測制御用交流電源設備 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | (精製建屋 塔槽循環ガス処理設備 塔槽循環ガス処理系(プルトニウム系)) | 貯留設備の隔離弁 | × | × | ○ | × | × |
| | | 貯留設備の空気圧縮機 | × | × | ○ | × | × |
| | | 貯留設備の逆止弁 | × | × | ○ | × | × |
| | | 貯留設備の底ガス貯留槽 | × | × | ○ | × | × |
| | | 貯留設備配管・弁[流路] | × | × | ○ | × | × |
| | (精製建屋 塔槽循環ガス処理設備 塔槽循環ガス処理系(プルトニウム系)) | 凝縮器 | × | × | ○ | × | × |
| | | 高性能粒子フィルタ | × | × | ○ | × | × |
| | | 排気機 | × | × | ○ | × | × |
| | | 隔離弁 | × | × | ○ | × | × |
| | | 主配管・弁[流路] | × | × | ○ | × | × |
| | | 主配管[流路] | × | × | ○ | × | × |
| | 高レベル液体ガラス固化堆層塔槽循環ガス処理設備 高レベル濃縮液波底ガス処理系 | 主配管[流路] | × | × | ○ | × | × |
| | | 主配管[流路] | × | × | ○ | × | × |
| | 主排気筒 | 主排気筒 | × | × | ○ | × | × |
| | 冷却水設備 | 一般冷却水系 | × | × | ○ | × | × |
| | 圧縮空気設備 | 一般圧縮空気系 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | (圧縮空気設備) | 可搬型堆屋内ホース(第5-1時貯留処理槽、第7-1時貯留処理槽用)[流路] | × | ○ | × | × | × |
| | | 機器圧縮空気供給配管・弁[流路] | × | ○ | × | × | × |
| | 圧縮空気設備 | 安全圧縮空気系 | × | ○ | ○ | × | × |
| | 低レベル廃液処理設備 | 第1低レベル廃液処理系 | × | × | ○ | × | × |
| | 放射線監視設備 | 主排気筒の排気モニタリング設備 | × | × | ○ | × | × |
| | | 環境モニタリング設備 | × | × | ○ | × | × |
| | 試料分析関係設備 | 放出管理分析設備 | × | × | ○ | × | × |
| | | 環境試料測定設備 | × | × | ○ | × | × |
| | 環境管理設備 | 放射能輻射車 | × | × | ○ | × | × |
| | | 気象観測設備 | × | × | ○ | × | × |

注)設備名前を()としている設備は、新たに設置する重大事故等対処設備であって、代替する機能を有する設計基準設備が存在しない設備を示す。

第1-3表 計装設備の主要設備の仕様（1／3）

| 対応手段 | 重大事故の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|--|-------------------|---------------------------------------|--|
| | 判断基準 | 操作 | |
| 4.1.5 (1) a. (a) 臨界事故の拡大防止対策 i. 可溶性中性子吸収材の自動供給 | 前処理課重大事故等発生時対応手順書 | 【着手判断】 放射線レベル | 臨界検知用放射線検出器（常設） |
| | | 【実施判断】 着手判断と同じ | 着手判断と同じ |
| | | 【成否判断】 放射線レベル | 中性子線用サーベイメータ（可搬型） ガンマ線用サーベイメータ（可搬型） |
| | 精製課重大事故等発生時対応手順書 | —（重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁の開動作の表示） | — |
| | | 【着手判断】 放射線レベル | 臨界検知用放射線検出器（常設） |
| | | 【実施判断】 着手判断と同じ | 着手判断と同じ |
| ii. 可溶性中性子吸収材の手動供給 iii. 可溶性中性子吸収材緊急供給系からの可溶性中性子吸収材の供給 | 前処理課重大事故等発生時対応手順書 | 【成否判断】 放射線レベル | 中性子線用サーベイメータ（可搬型） ガンマ線用サーベイメータ（可搬型） |
| | | —（重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁の開動作の表示） | — |
| | | 【着手判断】 放射線レベル | 臨界検知用放射線検出器（常設） |
| | 精製課重大事故等発生時対応手順書 | 【実施判断】 着手判断と同じ | 着手判断と同じ |
| | | 【成否判断】 放射線レベル | 中性子線用サーベイメータ（可搬型） ガンマ線用サーベイメータ（可搬型） |
| | | —（目視による確認及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の供給弁の開動作の表示） | — |
| iv. 可溶性中性子吸収材緊急供給系からの可溶性中性子吸収材の供給 | 前処理課重大事故等発生時対応手順書 | 【着手判断】 放射線レベル | 臨界検知用放射線検出器（常設） |
| | | 【実施判断】 着手判断と同じ | 着手判断と同じ |
| | | 【成否判断】 放射線レベル | 中性子線用サーベイメータ（可搬型） ガンマ線用サーベイメータ（可搬型） |
| | 操作 | —（目視による確認及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の供給弁の開動作の表示） | — |

第1－3表 計装設備の主要設備の仕様（2／3）

| 対応手段 | 重大事故の対応に 必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|---|-----------------------|----------------------|---------------------|
| 4.1.5 (1) a. (a) 臨界事故の拡大防止対策 iv. 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 | | | |
| 前処理課重大事故等 発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 放射線レベル | 臨界検知用放射線検出器（常設） |
| | | 【実施判断】 着手判断と同じ | 着手判断と同じ |
| | 操作 | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） |
| | | 該当なし | — |
| 精製課重大事故等發 生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 放射線レベル | 臨界検知用放射線検出器（常設） |
| | | 【実施判断】 着手判断と同じ | 着手判断と同じ |
| | 操作 | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） |
| | | 該当なし | — |

第1-3表 計装設備の主要設備の仕様（3／3）

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|--|--------------------|--|--|
| 4.1.5 (1) a. (a) 臨界事故の拡大防止対策 v. 貯留設備による放射性物質の貯留 | | | |
| 前処理課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 放射線レベル | 臨界検知用放射線検出器（常設） |
| | | 【実施判断】 廃ガス貯留槽圧力 | 貯留設備の圧力計（常設） |
| | | 【成否判断】 該当なし | — |
| | 操作 | 廃ガス貯留槽圧力 廃ガス貯留槽流量 廃ガス貯留槽放射線レベル 溶解槽圧力 | 貯留設備の圧力計（常設） 貯留設備の流量計（常設） 貯留設備の放射線モニタ（常設） 溶解槽圧力計（常設） |
| 精製課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 放射線レベル | 臨界検知用放射線検出器（常設） |
| | | 【実施判断】 廃ガス貯留槽圧力 | 貯留設備の圧力計（常設） |
| | | 【成否判断】 該当なし | — |
| | 操作 | 廃ガス貯留槽圧力 廃ガス貯留槽流量 廃ガス貯留槽放射線レベル 廃ガス洗浄塔入口圧力 | 貯留設備の圧力計（常設） 貯留設備の流量計（常設） 貯留設備の放射線モニタ（常設） 廃ガス洗浄塔入口圧力計（常設） |

第1-4表 臨界事故の発生を想定する機器

| 建屋 | 機器名称 |
|-------|--------------|
| 前処理建屋 | 溶解槽 A |
| | 溶解槽 B |
| | ハル洗浄槽 A |
| | ハル酸洗浄槽 B |
| | エンドピース酸洗浄槽 A |
| | エンドピース酸洗浄槽 B |
| 精製建屋 | 第5一時貯留処理槽 |
| | 第7一時貯留処理槽 |

第1－5表 臨界事故への対処における各対策の判断方法と判断基準

| 判断項目 | 判断方法 | 判断基準 |
|----------------------------|--|--|
| 未臨界への移行の成否判断 | 中性子線用サーベイメータ等を用いて 臨界事故が発生した機器を収納したセル周辺の線量当量率の計測 | 線量当量率が平常運転時程度まで低下したこと |
| 固体状又は液体状の核燃料物質の移送停止の成否判断 | 中央制御室の緊急停止操作スイッチにおいて、状態表示ランプの点灯確認 | 中央制御室の緊急停止操作スイッチにおいて、状態表示ランプが点灯したこと |
| 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気の成否判断 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計により、供給されている空気の流量の計測 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計の指示値が $6 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上であること |
| 廃ガス処理設備への系統切替の実施判断 | 貯留設備の圧力計により、廃ガス貯留槽内の圧力の計測 | 貯留設備の圧力計の指示値が 0.7 MPa に達したこと |
| 換気復旧の成否判断 | 中央制御室の安全系監視制御盤において、排風機の運転表示ランプの点灯確認 | 中央制御室の安全系監視制御盤において、排風機の運転表示ランプが点灯したこと |

第1－6表 臨界事故の対処において確認する補助パラメータ

| 分類 | 補助パラメータ | 可搬 | 常設 |
|-----------------|---------------------------|----|----|
| 貯槽の液位 | 貯槽液位 | — | ○ |
| 貯槽の温度 | 貯槽温度 | — | ○ |
| 溶液の密度 | 溶液密度 | — | ○ |
| 放射線のレベル | 放射線レベル※ ¹ | — | ○ |
| 漏えい液受皿の液位 | 漏えい液受皿液位 | — | ○ |
| フィルタの差圧 | フィルタ差圧 | — | ○ |
| 圧縮空気貯槽の圧力 | 圧縮空気貯槽圧力 | — | ○ |
| 室の差圧 | 室差圧 | — | ○ |
| 建屋内の放射線のレベル | エリアモニタ | — | ○ |
| 大気中への放射性物質の放出状況 | 主排気筒の排気筒モニタ※ ² | — | ○ |

※1 溶解槽の放射線レベルを示す

※2 第45条 監視測定設備

第1—7表 重要代替監視パラメータによる主要パラメータの推定方法

| 分類 | 重要監視パラメータ | 重要代替監視パラメータ※2 | 代替パラメータの推定方法 |
|---------------------------------------|--|------------------------------------|---|
| 貯槽 レベルの放 射線 放射線 レベル | 放射線 放射線 レベル | a. 放射線 放射線 レベル (他チャンネル) — | a. 他チャンネルの放射線レベル計にて貯槽の放射線レベルを測定する。 携行型及び可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、か つ破損等があってもハックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはな らないことから、代替パラメータは無し。 |
| 貯槽 の流 量 | 貯槽掃 空気流量 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等が あってもハックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないこと から、代替パラメータは無し。 |
| 貯槽 の圧 力 | 貯槽 空気 ガス の圧 力 | a. 腐ガス貯槽槽圧力 (他チャンネル) ※1 — | a. 貯留設備への放射性物質の導出開始及び完了を判断するために計測し、万一、腐ガス貯槽の 圧力が監視できなくなった場合には、異なる計測点の圧力計よりパラメータを測定する。 |
| 貯槽 の流 量 | 貯槽 流量 | a. 腐ガス貯槽槽流量 (他チャンネル) ※1 — | a. 貯留設備への放射性物質の導出が開始されたことを判断するために計測し、万一、腐ガス貯 槽への流量が監視できなくなった場合には、異なる計測点の流量計よりパラメータを測定する。 |
| 槽 の流 量 | 腐 ガス 放 射 線 放 射 線 水 平 レ ベル | a. 腐ガス貯槽槽放射線レベル (他チャンネル) ※1 — | a. 貯留設備への放射性物質の導出が開始されたことを判断するために計測し、万一、腐ガス貯 槽の放射線レベルが監視できなくなった場合には、異なる計測点の放射線レベル検出器よりパラメ ータを測定する。 |
| 溶 解 槽 の 水 平 レ ベル | 溶解槽 水 平 レ ベル | a. 溶解槽圧力 (他チャンネル) | a. 他チャンネルの圧力計にて溶解槽圧力を測定する。 |
| 淨 口 水 平 レ ベル | 淨 口 水 平 レ ベル | a. 腐ガス洗浄塔入口圧力 (他チャンネル) | a. 他チャンネルの圧力計にて腐ガス洗浄塔入口圧力を測定する。 |

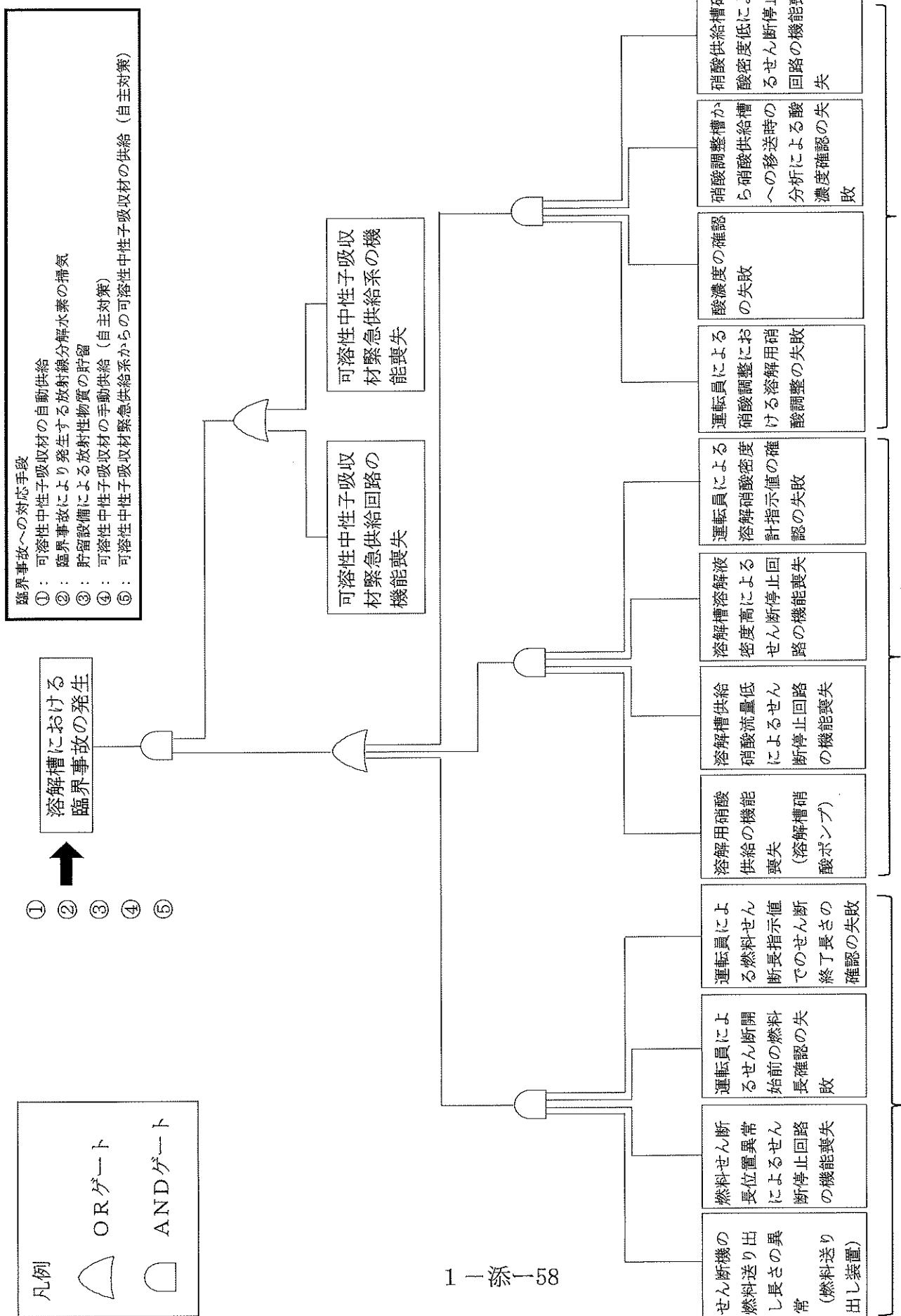
※1：重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの監視には常設の計器を使用する。

※2：重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し、これを優先順位とする。

a. 異なる計測点 (他チャンネル) への接続による測定

b. 他パラメータからの換算等による推定

c. 他パラメータの推移による状況の推定



第1-1図(1) 臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(溶解槽)

凡例

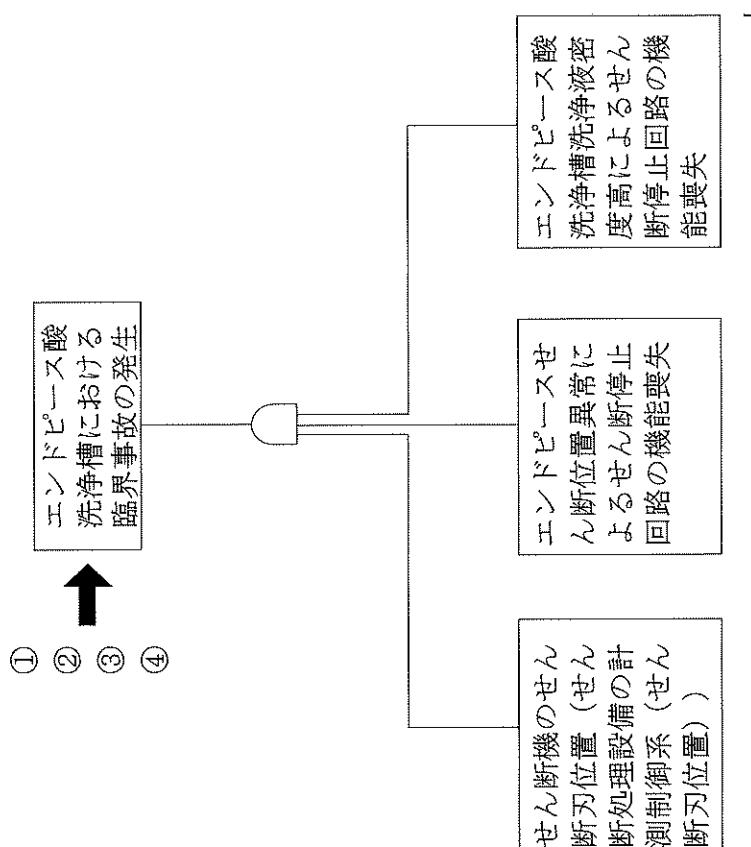


ORゲート



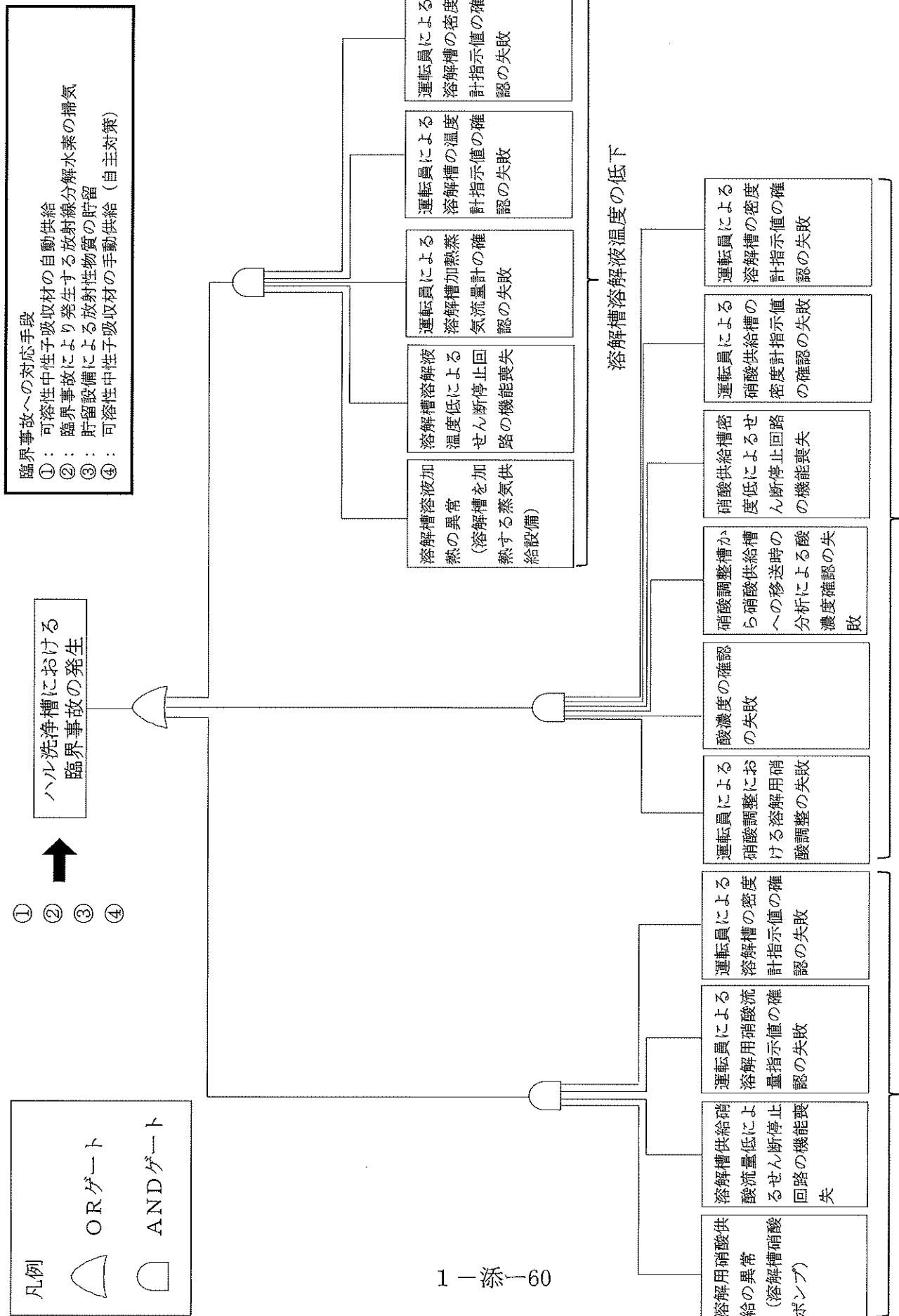
ANDゲート

- 臨界事故への対応手段
- ①：可溶性中性子吸収材の自動供給
 - ②：臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気
 - ③：貯留設備による放射性物質の貯留
 - ④：可溶性中性子吸収材の手動供給（自主対策）



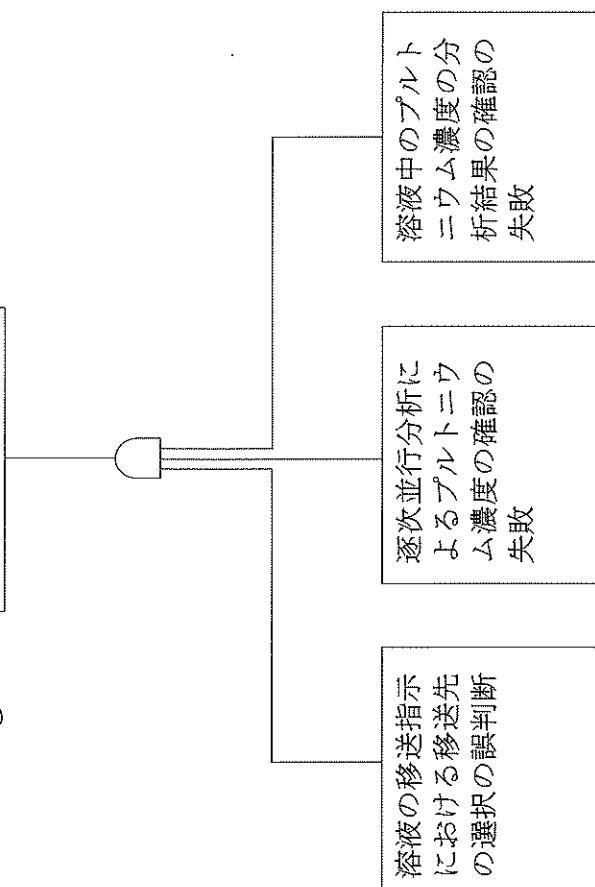
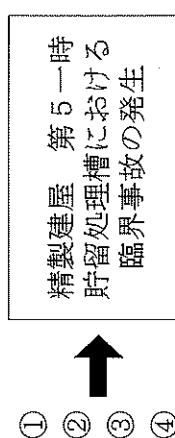
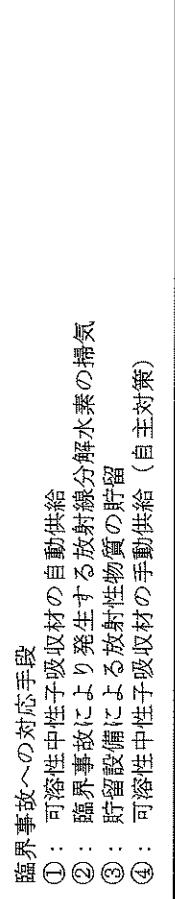
せん断機からの過剰な核燃料物質の移行

第1-1図 (2) 臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリーファンクション (エンドピース酸洗浄槽)



溶解用供給硝酸の濃度の低下

凡例

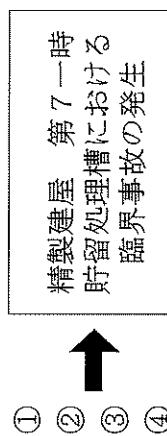


凡例



臨界事故への対応手段

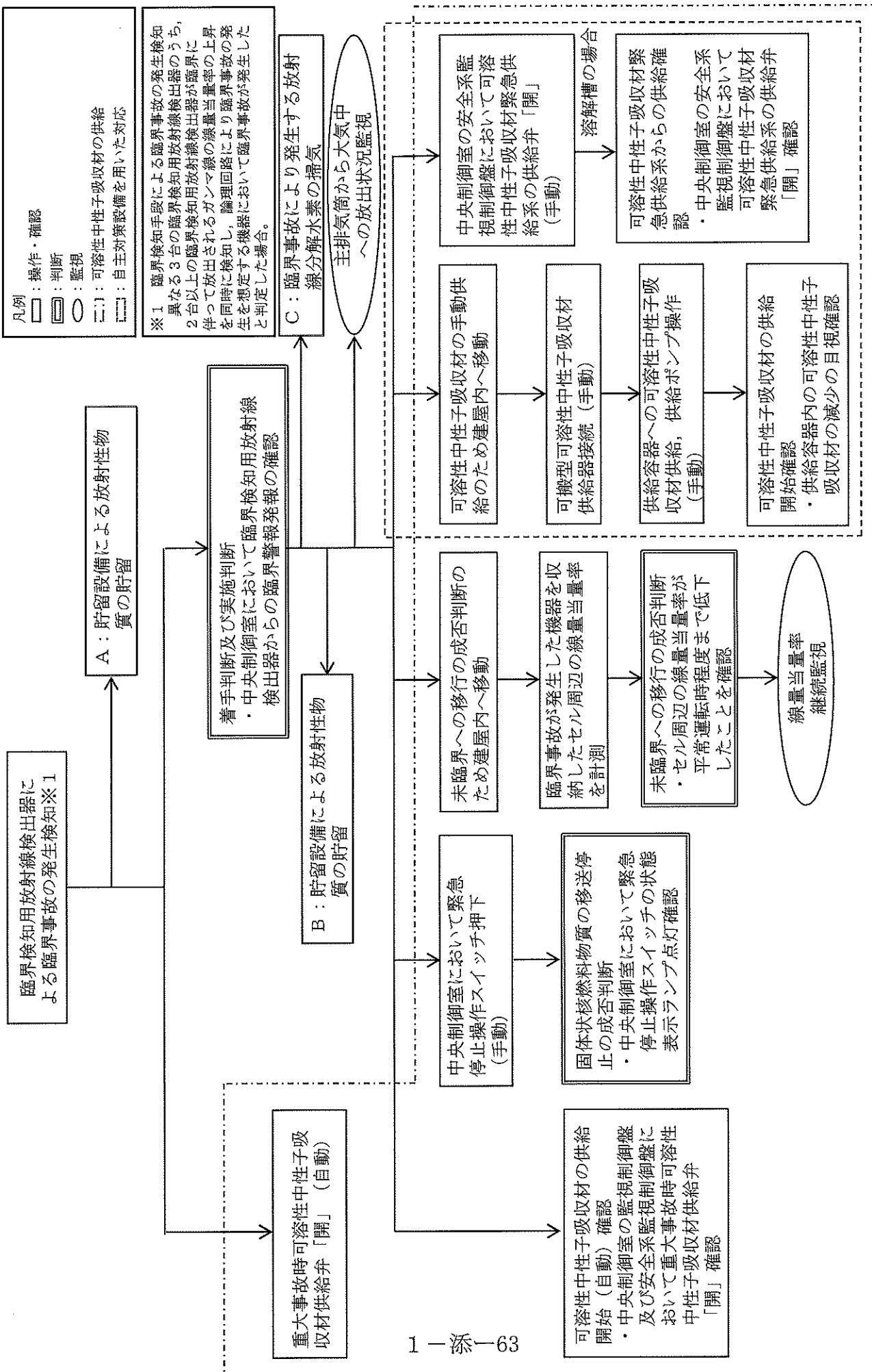
- ① 可溶性中性子吸収材の自動供給
- ② 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気
- ③ 貯留設備による放射性物質の貯留
- ④ 可溶性中性子吸収材の手動供給（自主対策）



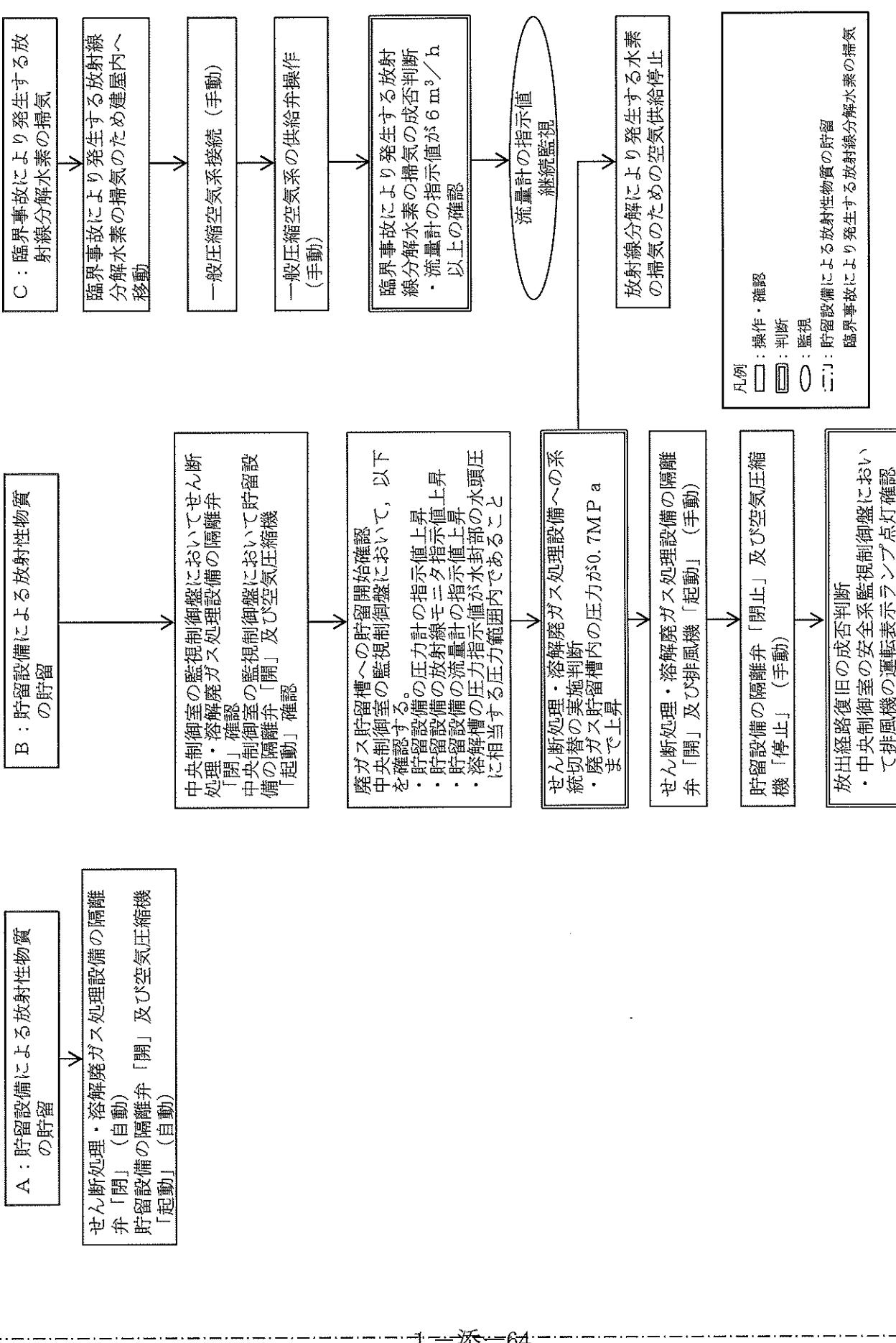
溶液中のアルトニウム濃度の分析結果の確認の失敗

逐次並行分析によるアルトニウム濃度の確認の失敗

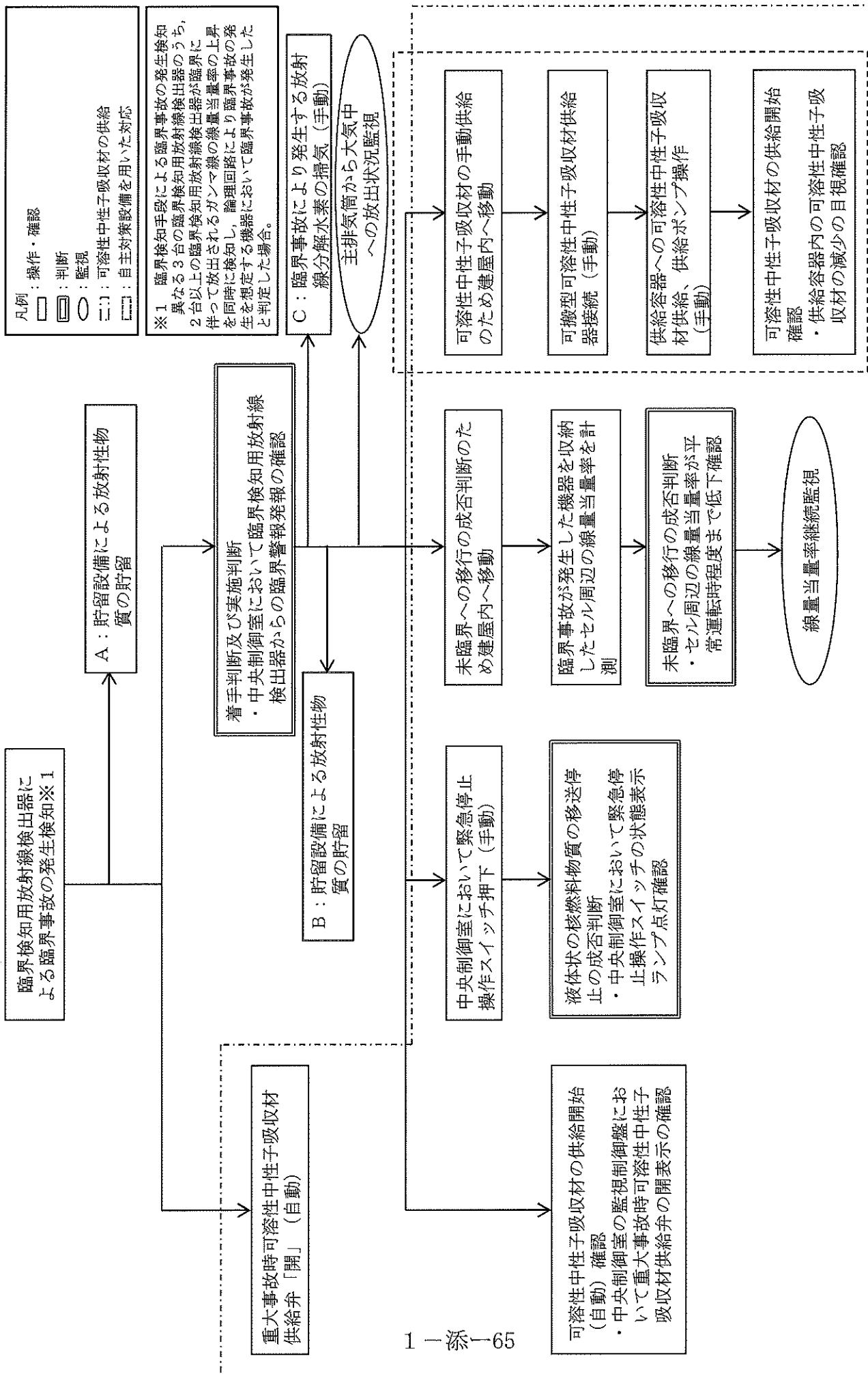
溶液の移送指示における移送先の選択の誤判断



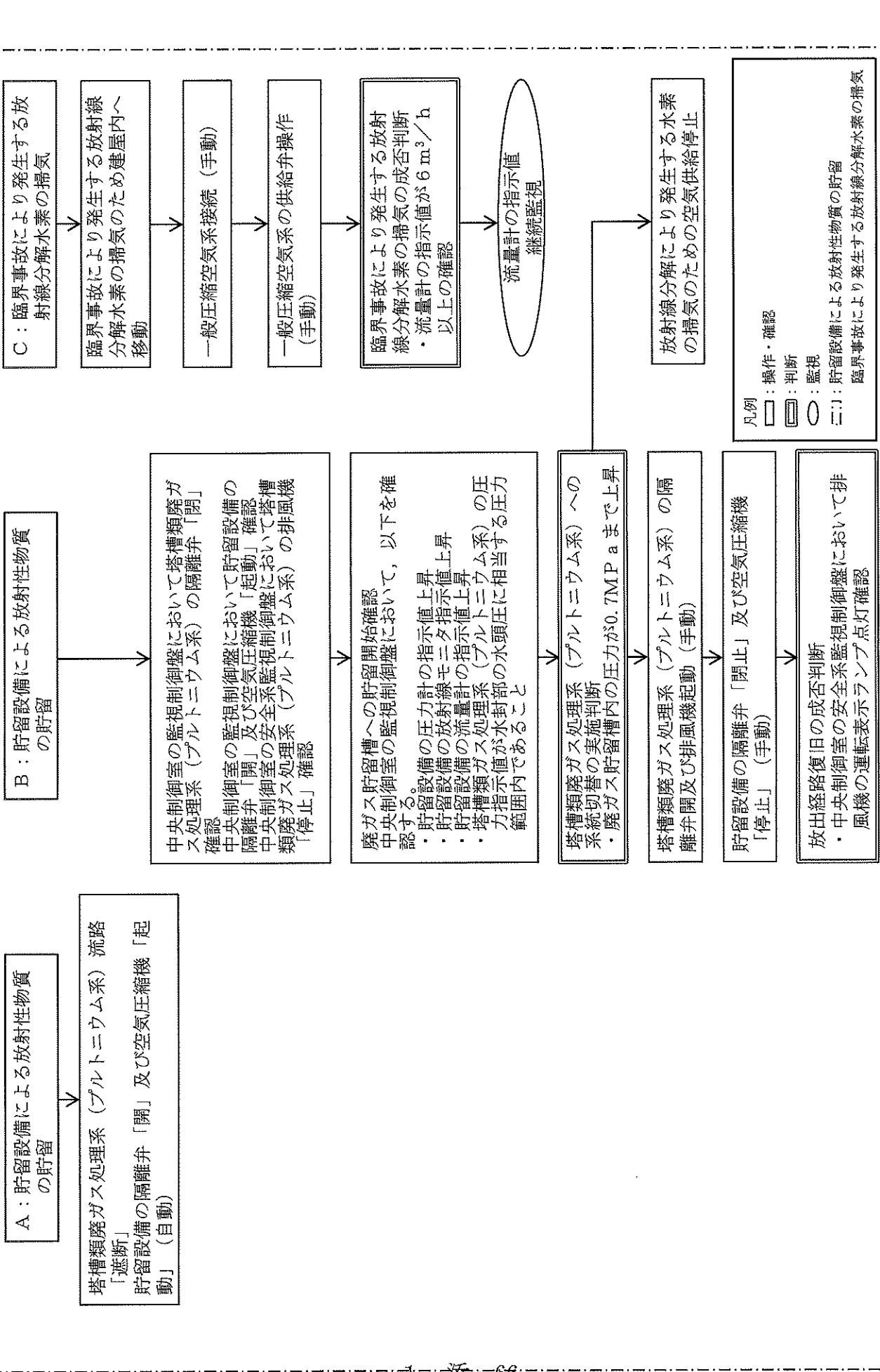
第1—2図 前処理建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー（1／2）



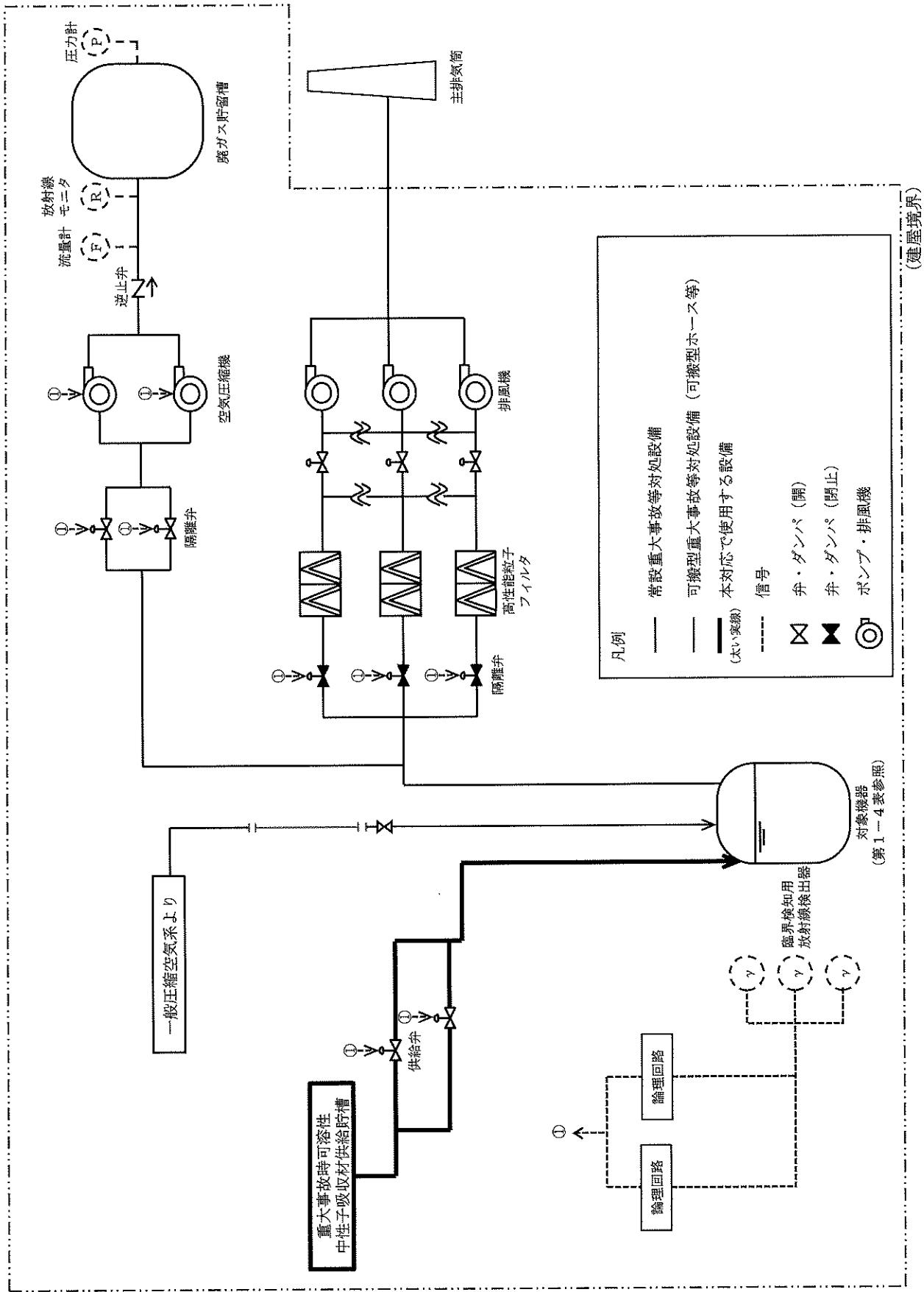
第1－2図 前処理建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー（2／2）

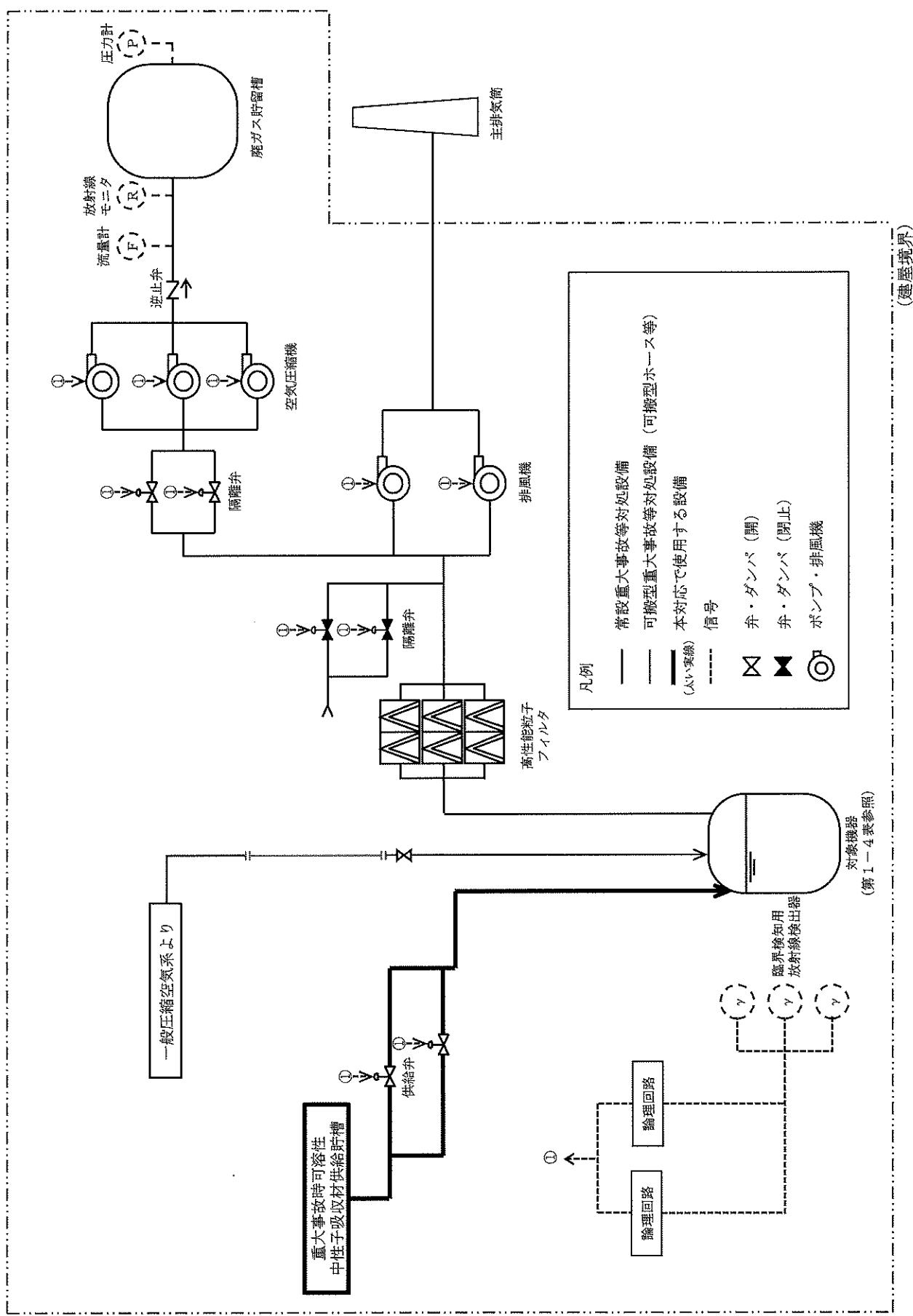


第1-3図 精製建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー（1／2）



第1－3図 精製建屋 臨界事故の拡大防止対策における対応フロー（2／2）





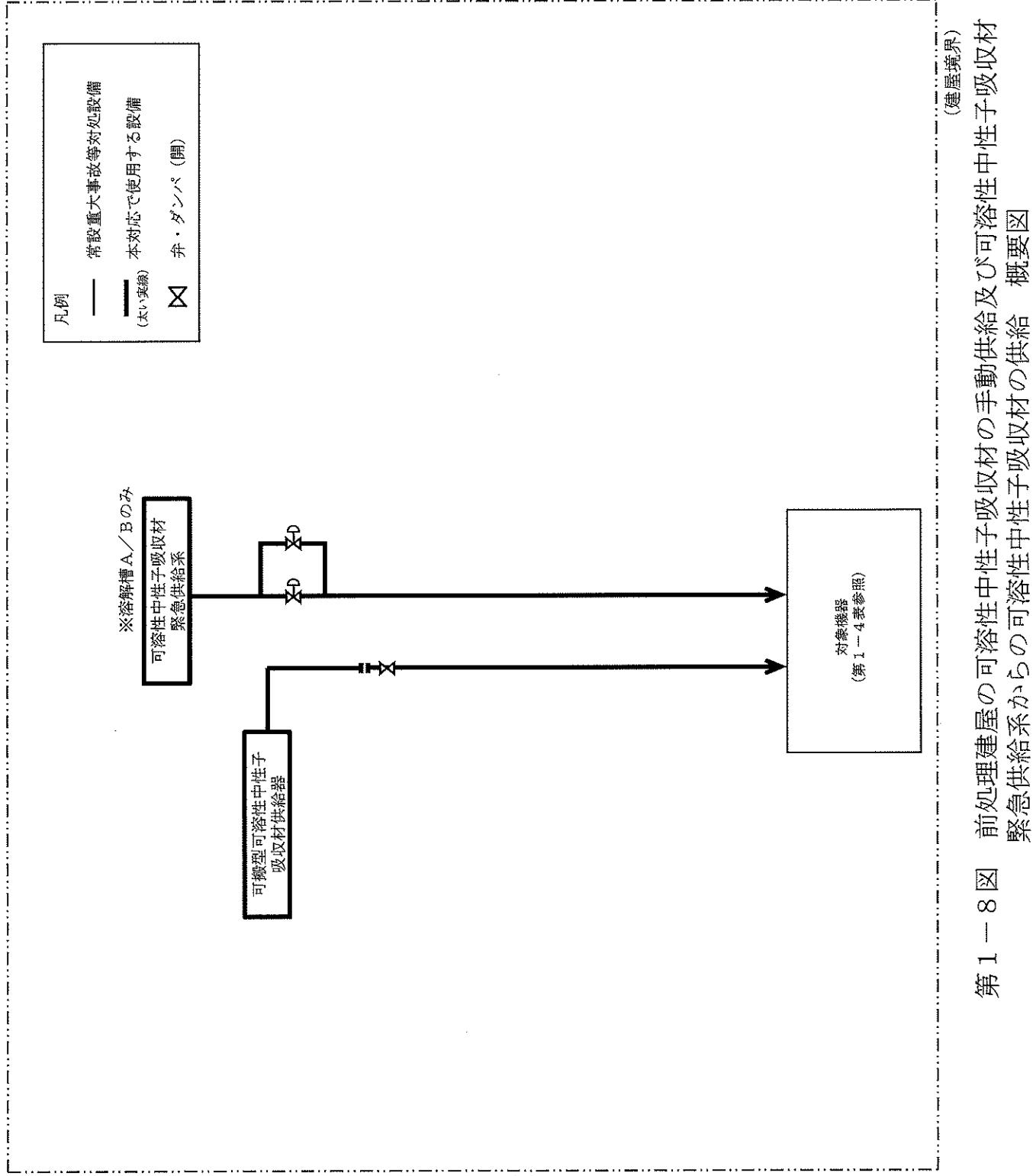
第1-5図 精製建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 概要図

| 対策 作業 番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間 (時:分) | | | | | | 備考 |
|----------------|----------------|---|------------------|------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 | 1:00 | |
| | | | | | | | | | | |
| 1 | 発生検知 | ・監視機用放射線検出器の警報の送報による 監界事象の拡大防止対策の作業の着手判断 及び実施判断 | 統括当直長 (実施責任者) | 1 | 0:01 | | | | | |
| 2 | 可溶性中性子吸収材の自動供給 | ・菌体状の核燃料物質の移送停止 | 当直長 (実施組織要員) | 1 | 0:01 | | | | | |
| 3 | 未臨界への移行 | ・監界事象が発生したセル周辺の稼働率の計測に よる未臨界への移行の成否判断 | A, B | 2 | 0:25 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

第1—6図 前処理建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 タイムチャート

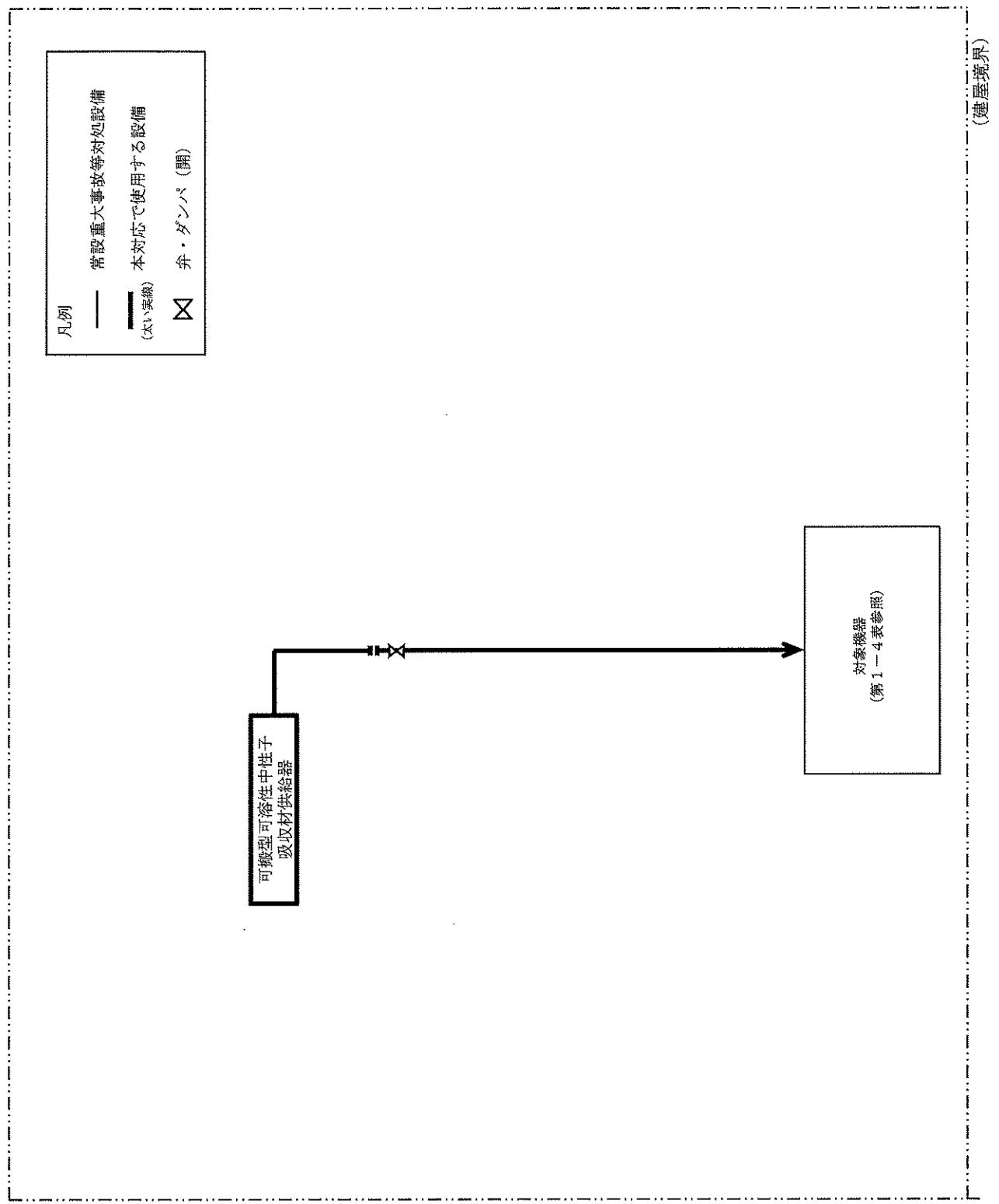
| 対策 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 通過時間(時:分) | | | | | | 備考 |
|----------------|------|-----------------|--|-------------------|-----------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 | 1:00 | |
| 可溶性中性子吸収材の自動供給 | 1 | 発生検知 未臨界への移行 | ・臨界利用放射線計器の警報の発報による臨界事故の拡大防止対策の作業の着手判断及び実施判断 | 幹部担当直長 (実施責任者) | 1 | 0:01 | | | | | |
| | 2 | | ・液体状の陥落物質の移送停止 | 当直長 (派遣組兼要員) | 1 | 0:01 | | | | | |
| | 3 | | ・臨界事故が発生したセル周辺の搬出当直年の計画による未臨界への移行の成否判断 | A, B | 2 | 0:25 | | | | | |

第1—7図 精製建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 タイムチャート



第1—8図 前処理建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給及び可溶性中性子吸収材緊急供給系からの可溶性中性子吸収材の供給 概要図
(建屋境界)

第1—9図 精製建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給 概要図

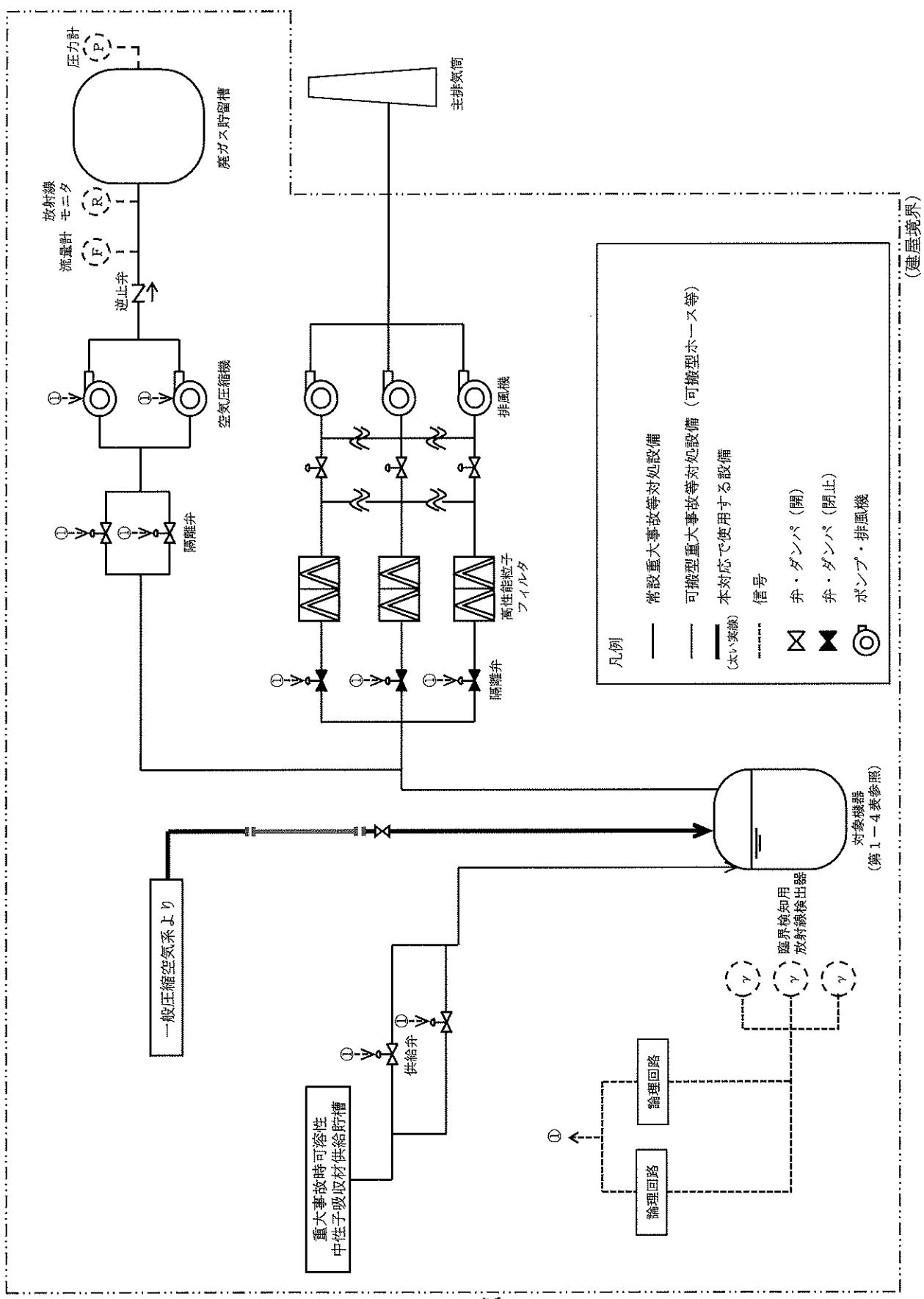


| 対象 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (単位:分) | 経過時間(時:分) | | | | | | 備考 |
|--------------|------|-------------------|------|----------------|-----------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 | 1:00 | |
| 可溶性中性子吸収材の供給 | 1 | 未監界への移行 | a, b | 2 | 0:08 | ■ | | | | | |
| 可溶性中性子吸収材の供給 | 2 | 可溶型可溶性中性子吸収材の手動供給 | c, d | 2 | 0:15 | | ■ | | | | |

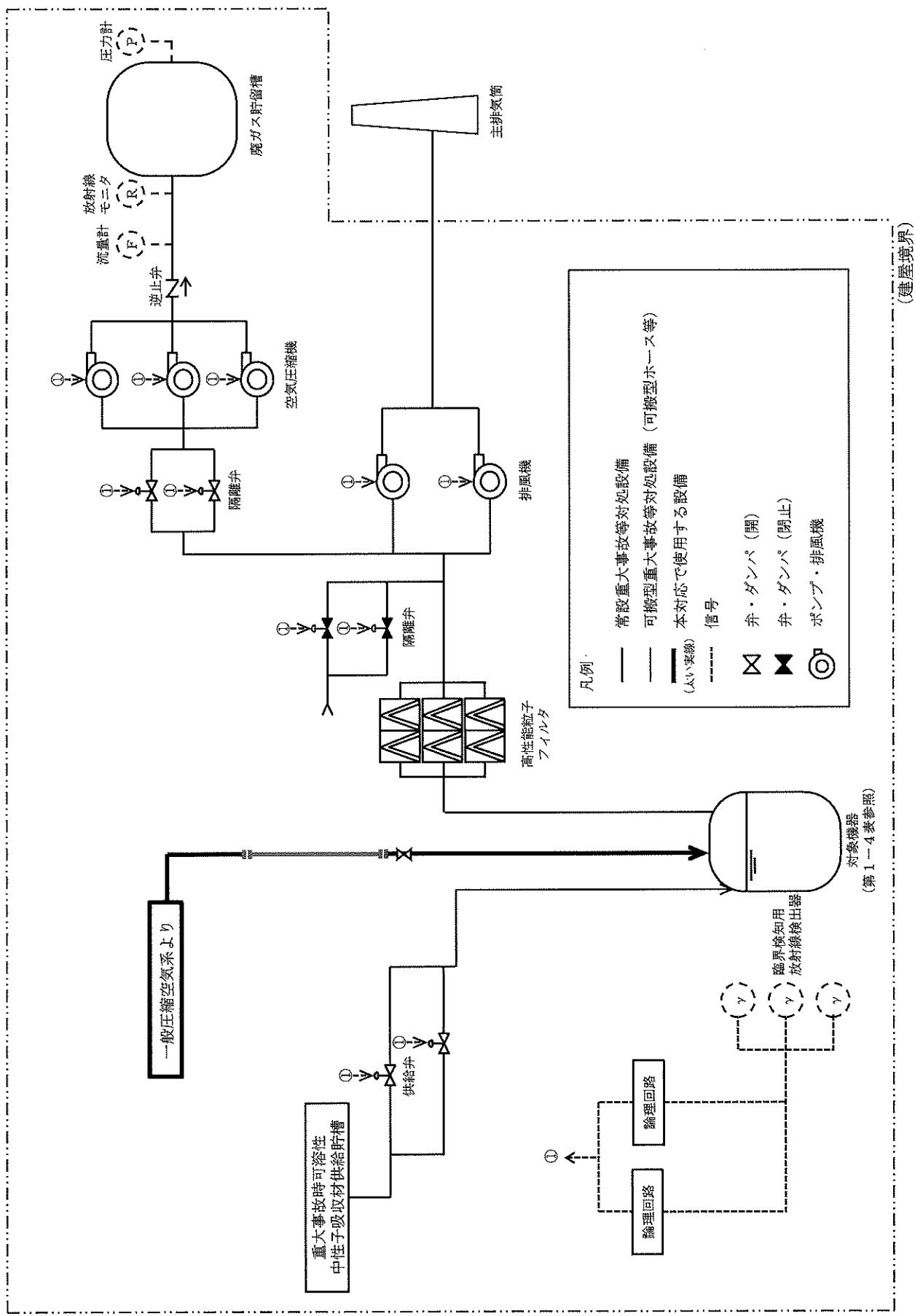
第1—10図 前処理建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給及び可溶性中性子吸収材緊急供給系からの可溶性中性子吸収材の供給

| 対策 番号 | 作業 番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時・分) ▼事象発生 | 経過時間(時・分) | | | | | | 備考 |
|------------------|----------|---|-----------|------------------------|-----------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 | 1:00 | |
| 可溶性中性子 吸収材の供給 | 1 | 未臨界への移行 ・可溶型可溶性中性子吸収材供給による可溶性中性子吸収材の手動供給 | a, b 2 | 0:15 | | | | | | | |

第1—11図 精製建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給 タイムチャート



第1-12図 前処理建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 概要図

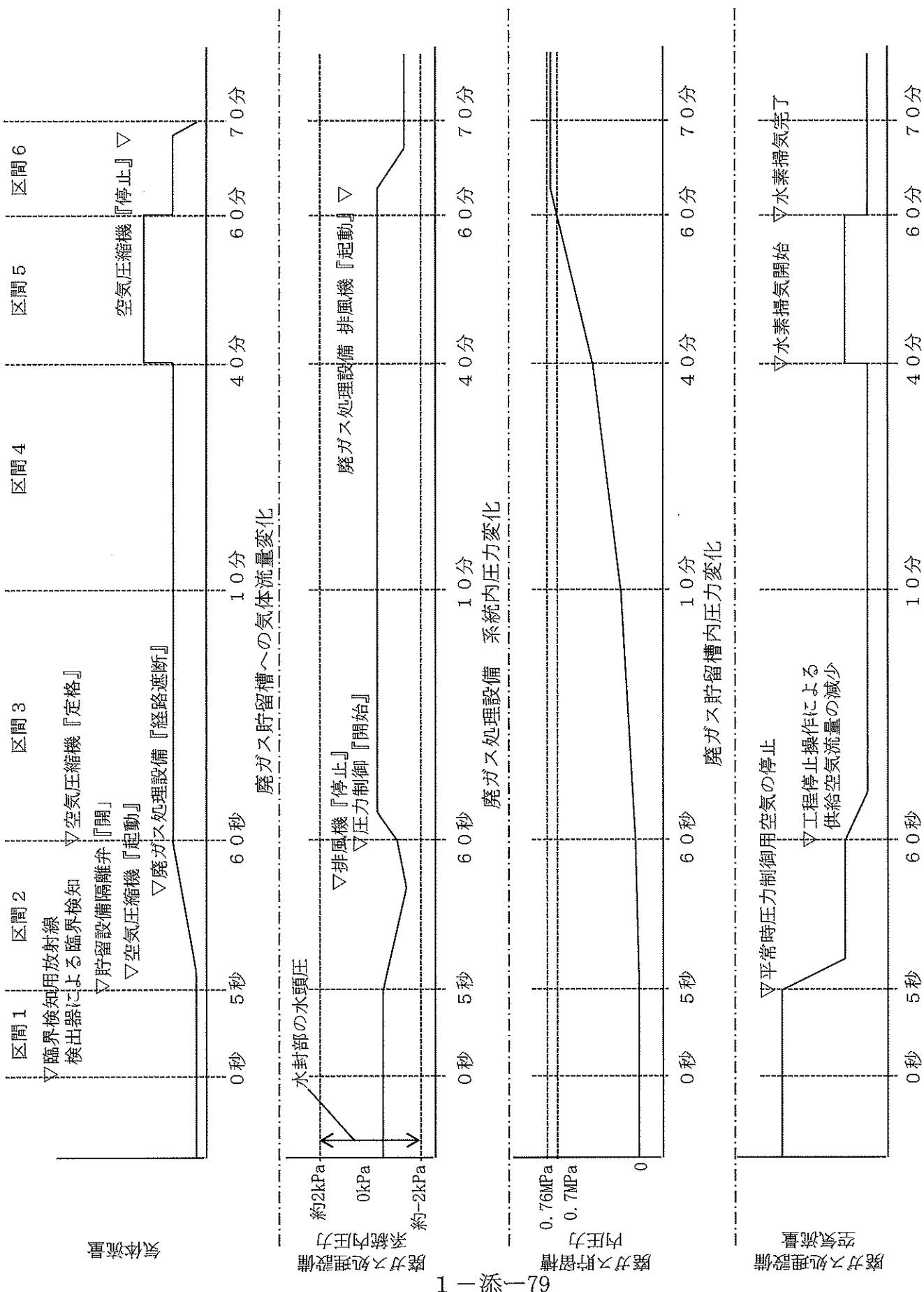


| 対策 番号 | 作業 番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間 (時:分) | | | | | | 備考 | |
|-----------------------------------|----------|---|------|---------------|------------|------|------|------|------|------|------|---------------------------|
| | | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 | 1:00 | 1:10 | |
| 臨界事故によ り発生する放 射線分解水素 の捕気 | 1 | ・一般圧縮空気系からの空気供給準備 | C, D | 2 | 0:20 | | | | | | | |
| | 2 | 水素捕気対策 | C, D | 2 | 0:20 | | | | | | | ▽陥ガス貯留槽への導出完了 |
| | 3 | ・計器監視 (貯槽捕気圧縮空気流量) | C, D | 2 | 0:20 | | | | | | | |
| 貯留設備によ る放射性物質 の貯留 | 4 | 導出収容部 | E, F | 2 | 1:08 | | | | | | | |
| | 5 | ・陥ガス貯留槽モニタ監視 ・せん断処理・溶解陥ガス処理設備の隔壁弁の操作及 び排風機の起動 放出終路復旧 | G, H | 2 | 0:03 | | | | | | | 本作業は、陥ガス貯留槽への導出完了により実施する。 |
| | 6 | ・隔壁設備の隔壁弁の操作及び空気正循環の停止 | G, H | 2 | 0:05 | | | | | | | |

第1—14図 前処理建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の捕気及び貯留設備による放射性物質の貯留 タイムチャート

| 対策 番号 | 作業 番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間 (時:分) | | | | | 備考 |
|----------|---------------------|--|------|---------------|------------|------|------|------|-----------|--------------------------------------|
| | | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 1:00 | |
| 1 | | ・一段圧縮空気系からの空気供給準備 ・二段圧縮空気系からの空気供給 | C, D | 2 | 0:20 | | | | | △発ガス貯留槽への導出完了 |
| 2 | 水素捕火対策 | ・計器監視（荷物搬入空気流量） | C, D | 2 | 0:20 | | | | | |
| 3 | 水素捕火対策 の抑火 | ・計器監視（荷物搬入空気流量） | C, D | 2 | 0:20 | | | | | |
| 4 | 導出状況確認 | ・貯留設備の圧力計の上部、発ガス貯留槽 入口に設置する計器装置の指示値 上昇及び所置設置の流量計の指示値 | E, F | 2 | 1:06 | | | | | 本作業は、発ガス貯留槽への 導出完了により実施を判断す る。 |
| 5 | 貯留設備による放射性物質 の抑留 | ・警報顯示装置（アルトニーム系）の隔離弁の 操作及び風機の起動 ・貯留設備の隔壁弁の操作及び空気圧縮機の停止 | G, H | 2 | 0:03 | | | | | |
| 6 | 放出路路復旧 | | G, H | 2 | 0:05 | | | | | |

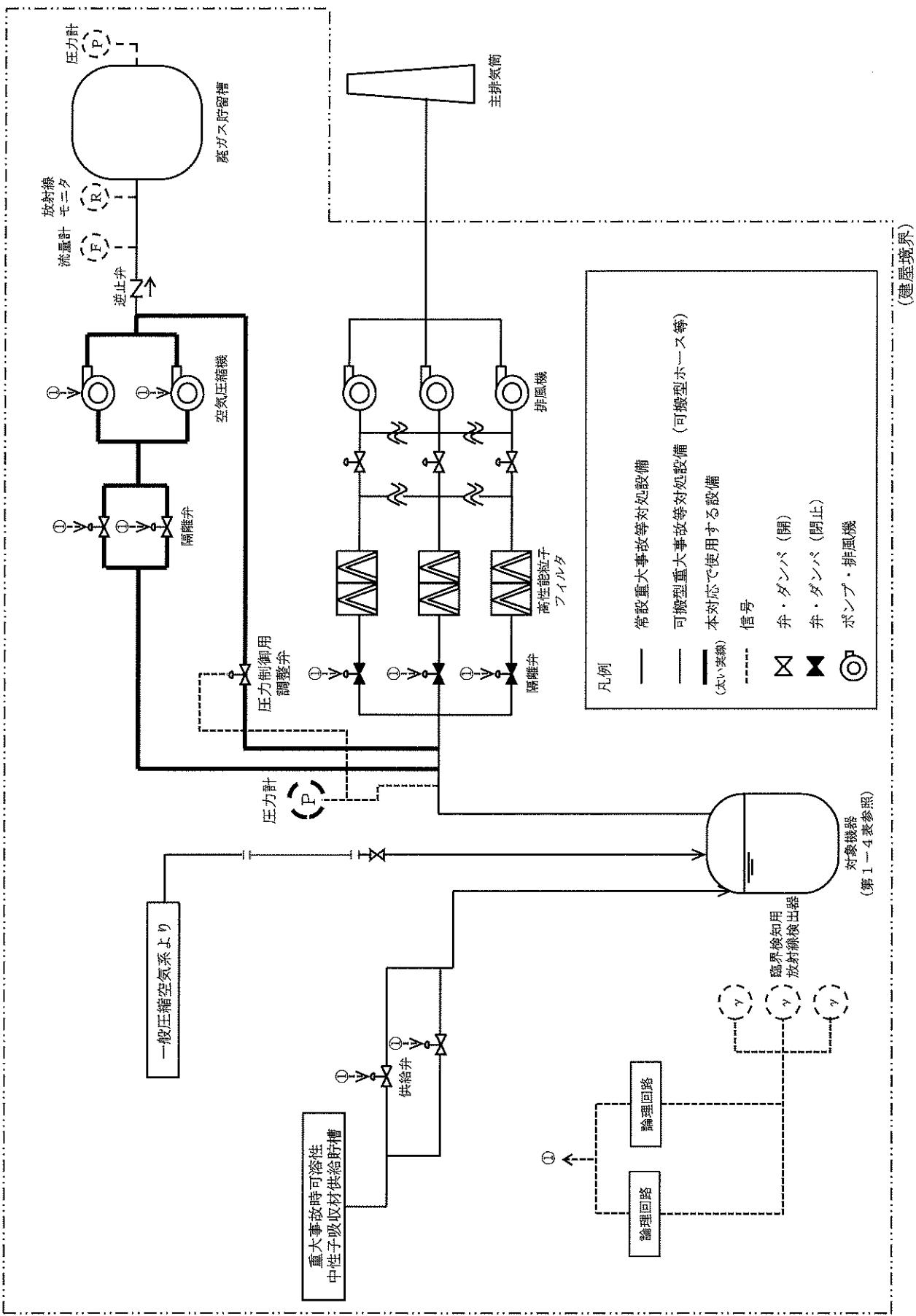
第1—15図 精製建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び
貯留設備による放射性物質の抑留 タイムチャート

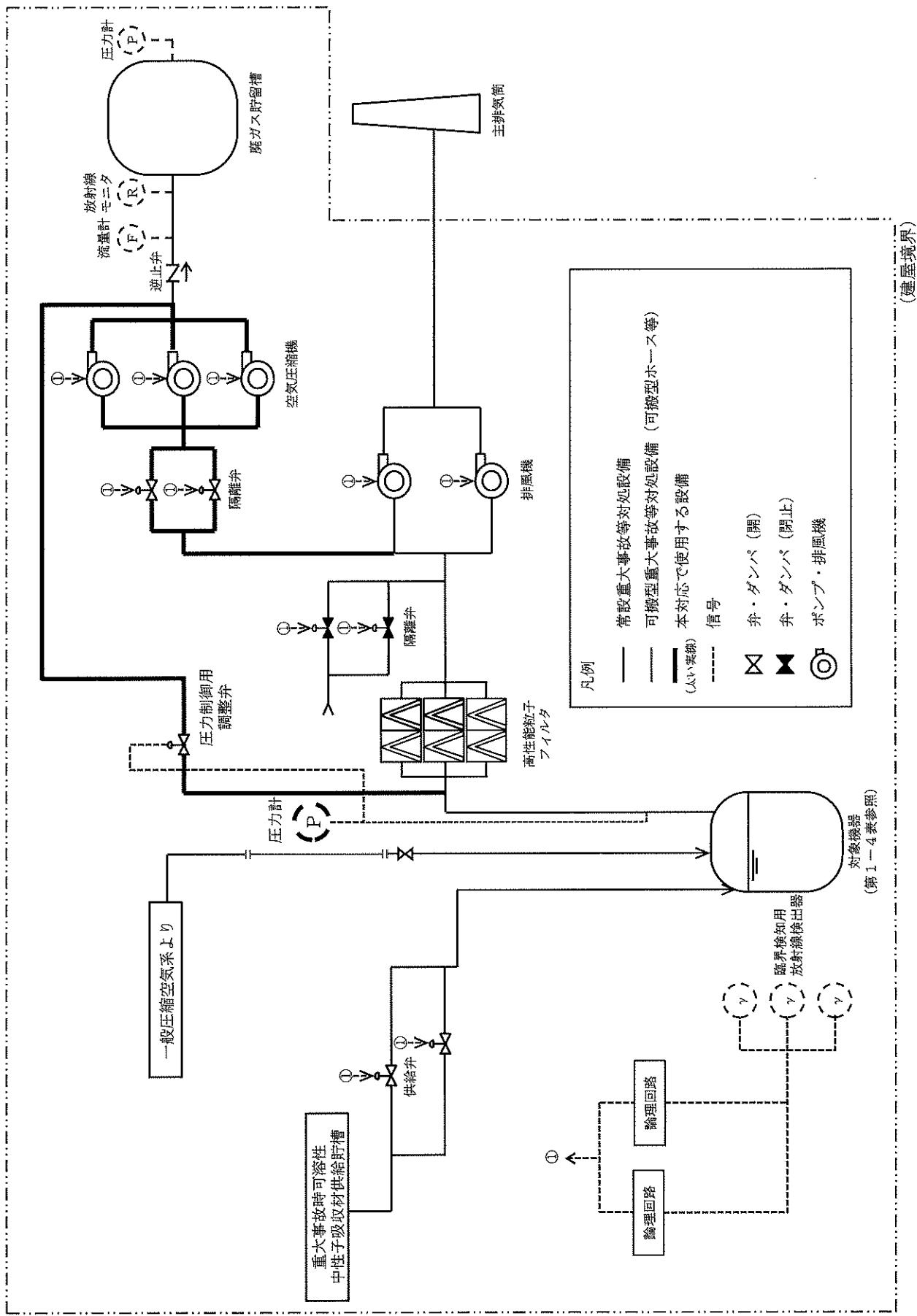


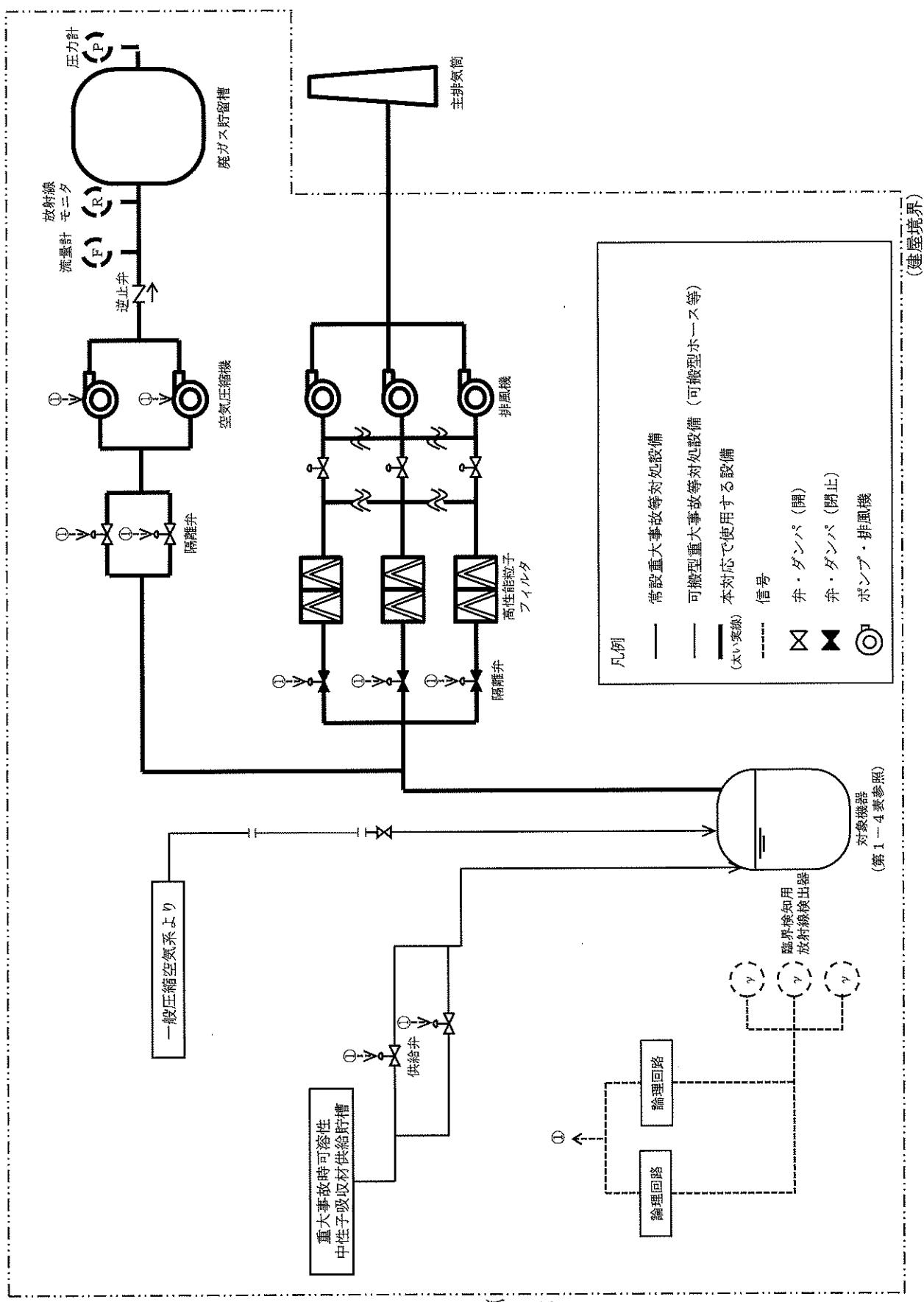
第1-16図 (1) 貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化 概要図

| 区間 | 説明 | 廃ガス貯留槽への気体流量 | 廃ガス処理設備の系統内圧力 | 廃ガス貯留槽内圧力 | 廃ガス処理設備の系統内空気流量 |
|------|--|---|---|--|---|
| 区間 1 | 臨界検知用放射線検出器による臨界検知を起点として、貯留設備の起動信号が発出する。 | 廃ガス貯留槽への経路確立前であり、流量はゼロとなる。 | 平常運転どおり。 | 廃ガス貯留槽への経路確立前であり、大気圧相当である。 | 平常運転どおり。 |
| 区間 2 | 貯留設備の隔壁弁が自動的に開き、貯留設備の空気圧縮機が自動的に起動する。また、平常時の廃ガス処理設備の圧制御用空気が自動的に停止する。その後、廃ガス処理設備の隔壁弁が自動的に「閉止」する。 | 空気圧縮機の起動に伴い、徐々に空気流量が増加する。 | 廃ガス処理設備の圧力制御用空気が停止する。その後、廃ガス処理設備の排風機が停止することで徐々に圧力が上昇する。 | 空気圧縮機の起動に伴い、徐々に圧力が増加する。 | 廃ガス処理設備の圧力制御用空気が停止する。その後、廃ガス処理設備の排風機が停止することで徐々に圧力が上昇する。 |
| 区間 3 | 空気圧縮機の流量が定格に到達する。また、緊急停止系による工程停止操作により、工程内に供給されていた圧縮空気が停止する。 | 空気圧縮機定格到達により、一定流量となる。 | 貯留設備による圧力制御により、系統内の圧力が一定となるよう制御される。 | 空気圧縮機の起動に伴い、徐々に圧力が増加する。 | 緊急停止系による工程停止操作により、流量が低下する。 |
| 区間 4 | 区間 3と同様。 | 区間 3と同様。 | 区間 3と同様。 | 区間 3と同様。 | 区間 3と同様。 |
| 区間 5 | 臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気のため一般圧縮空気系から手動にて空気を供給する。 | 追加で供給される空気により流量が増加する。 | 系統内流量が増加するものの、貯留設備による圧力制御により、系統内の圧力は一定に制御される。 | 流量増加により圧力上昇の傾きが微増となる。 | 追加で供給される空気により流量が増加する。 |
| 区間 6 | 臨界事故により発生する放射線分解水素からの空気の供給を停止する。また、貯留槽の隔壁弁を開放し、排風機を起動する。 | 追加供給空気の停止により流量が低下する。その後、空気圧縮機の停止によりゼロとなる。 | 一時的に廃ガス貯留槽への経路と排風機への経路が構築され、系統内圧力は低くなる。その後、廃ガス処理設備の圧力制御用空気の供給が再開していなかっため、平常時の圧力よりも低下して整定する。 | 空気圧縮機の停止まで圧力は増加するが、空気圧縮する前に廃ガス処理設備からの経路に復旧するため、吐出圧力よりも低い圧力で整定する。 | 廃ガス処理設備の圧力制御用空気の供給が再開していないため、平常時の流量よりも低下して整定する。 |

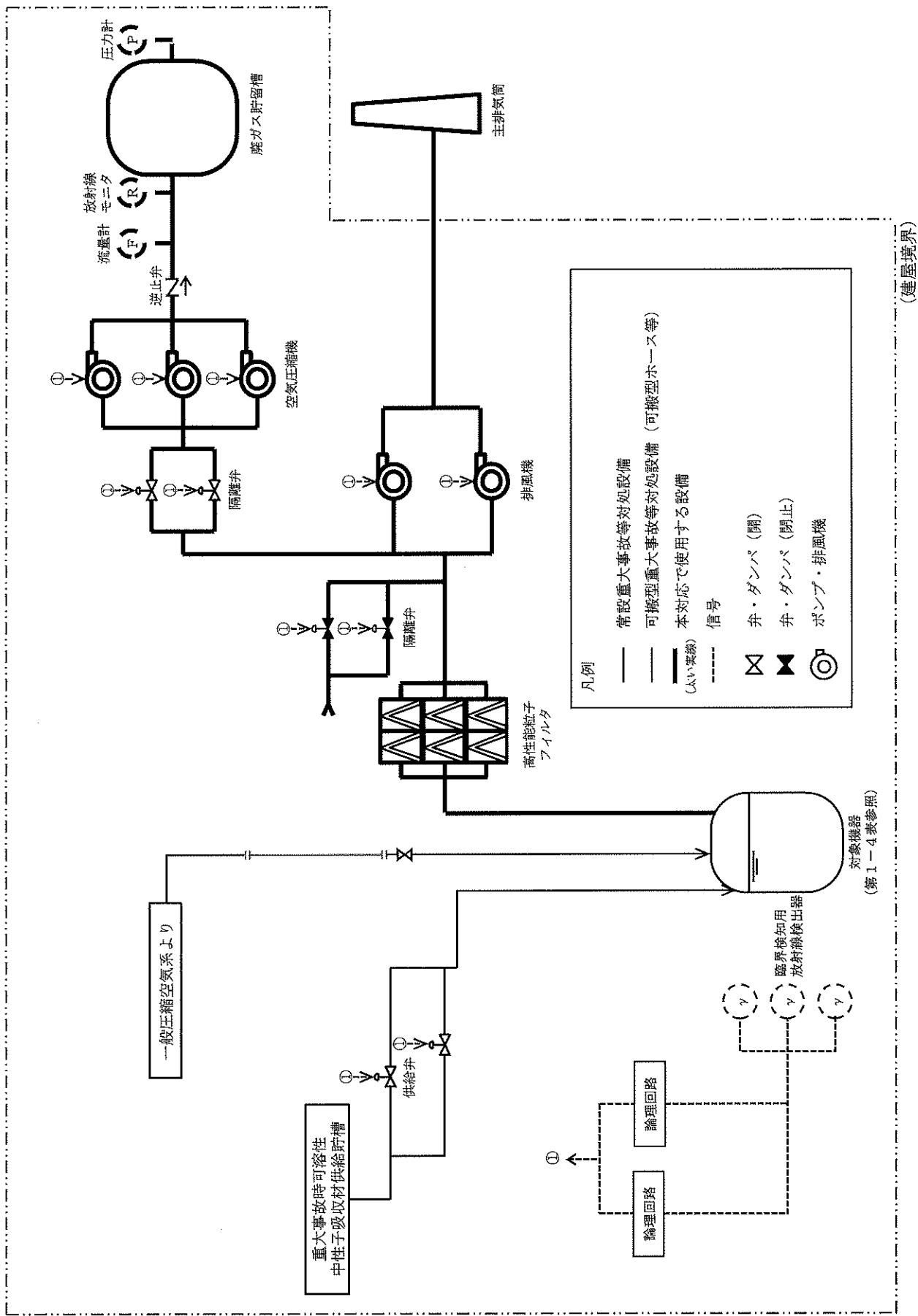
第1-16図 (2) 貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化 概要図の解説



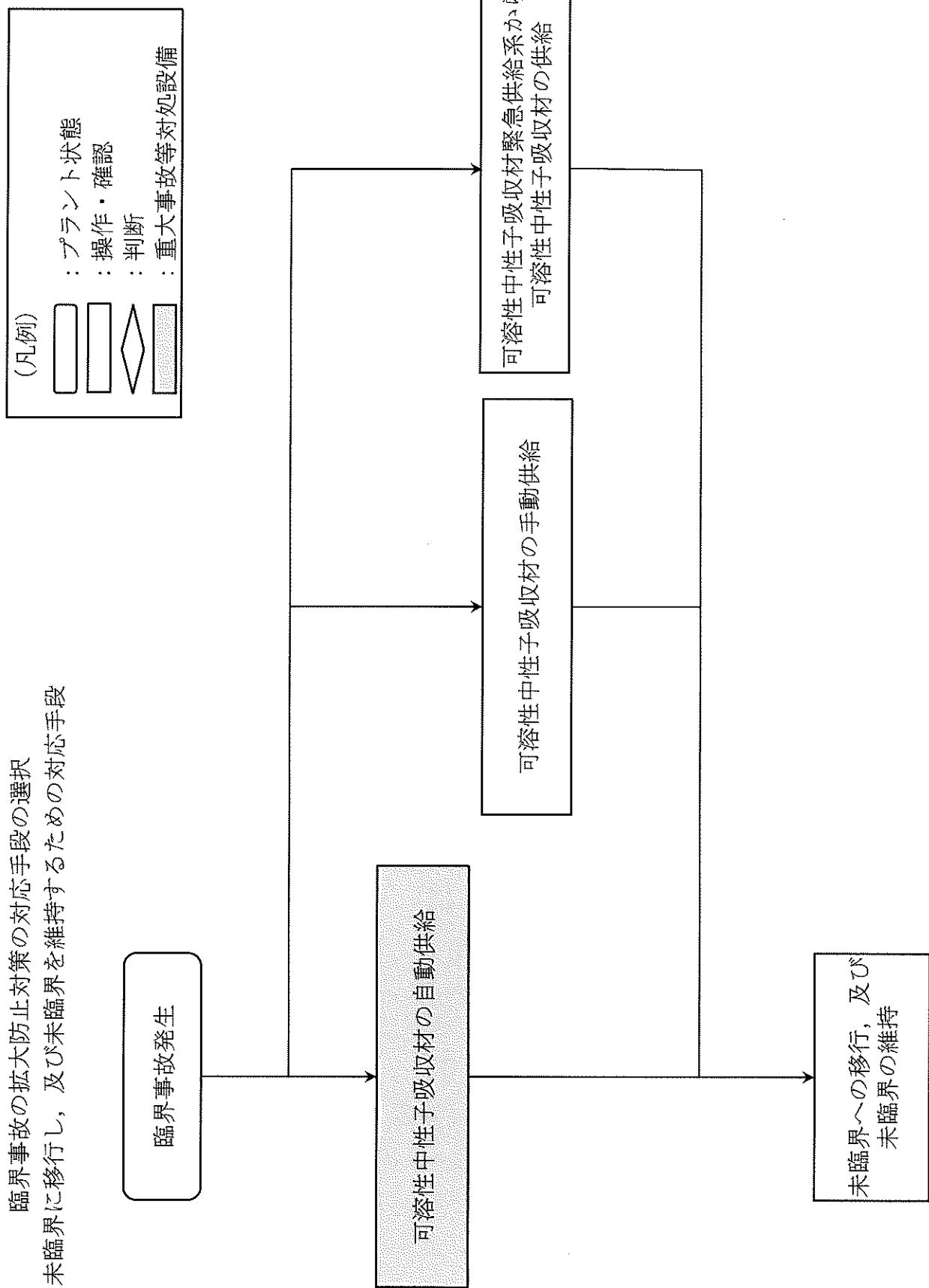




第1-17図 前処理建屋の貯留設備による放射性物質の貯留 概要図

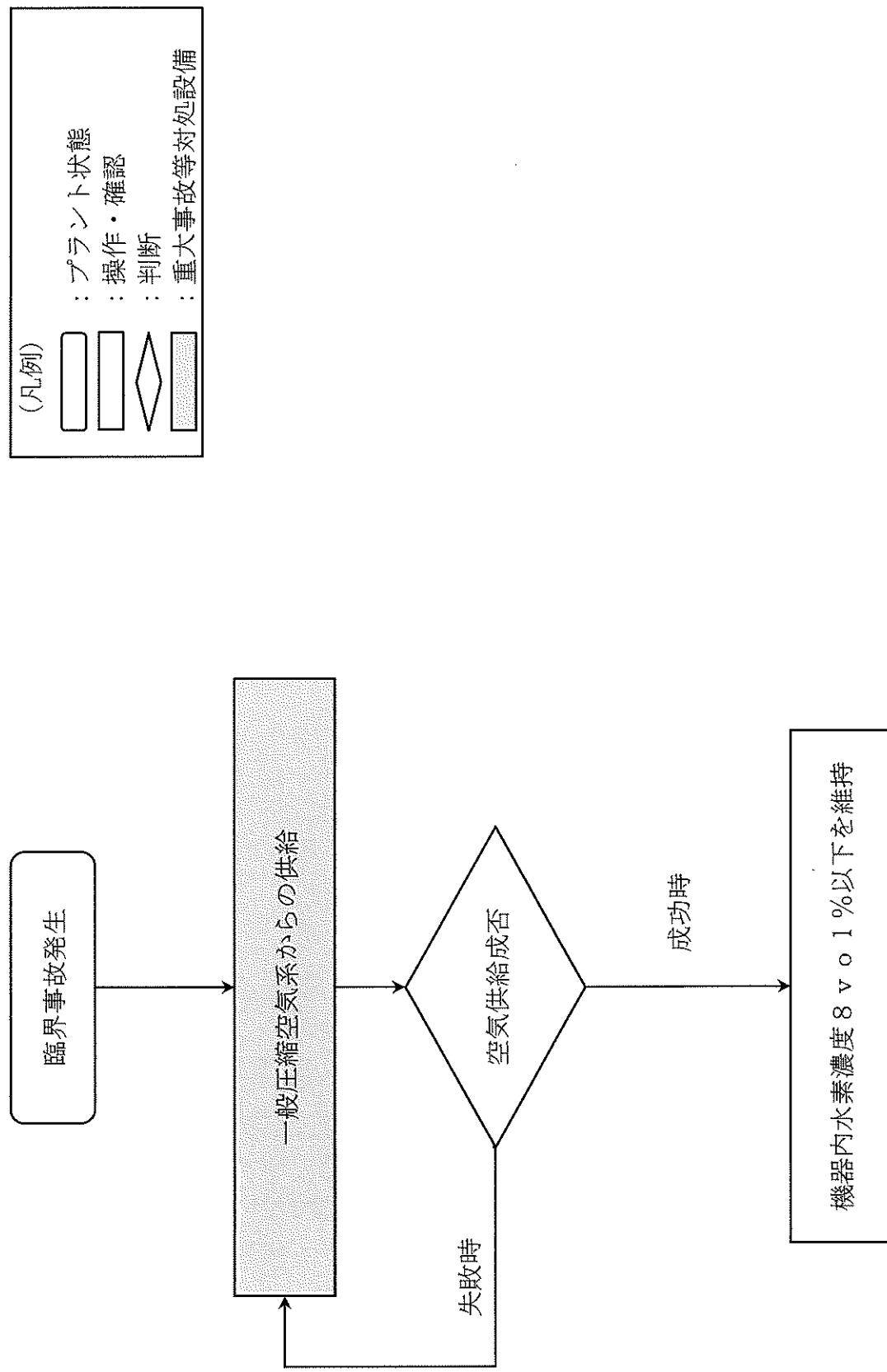


臨界事故の拡大防止対策の対応手段の選択
未臨界に移行し、及び未臨界を維持するための対応手段

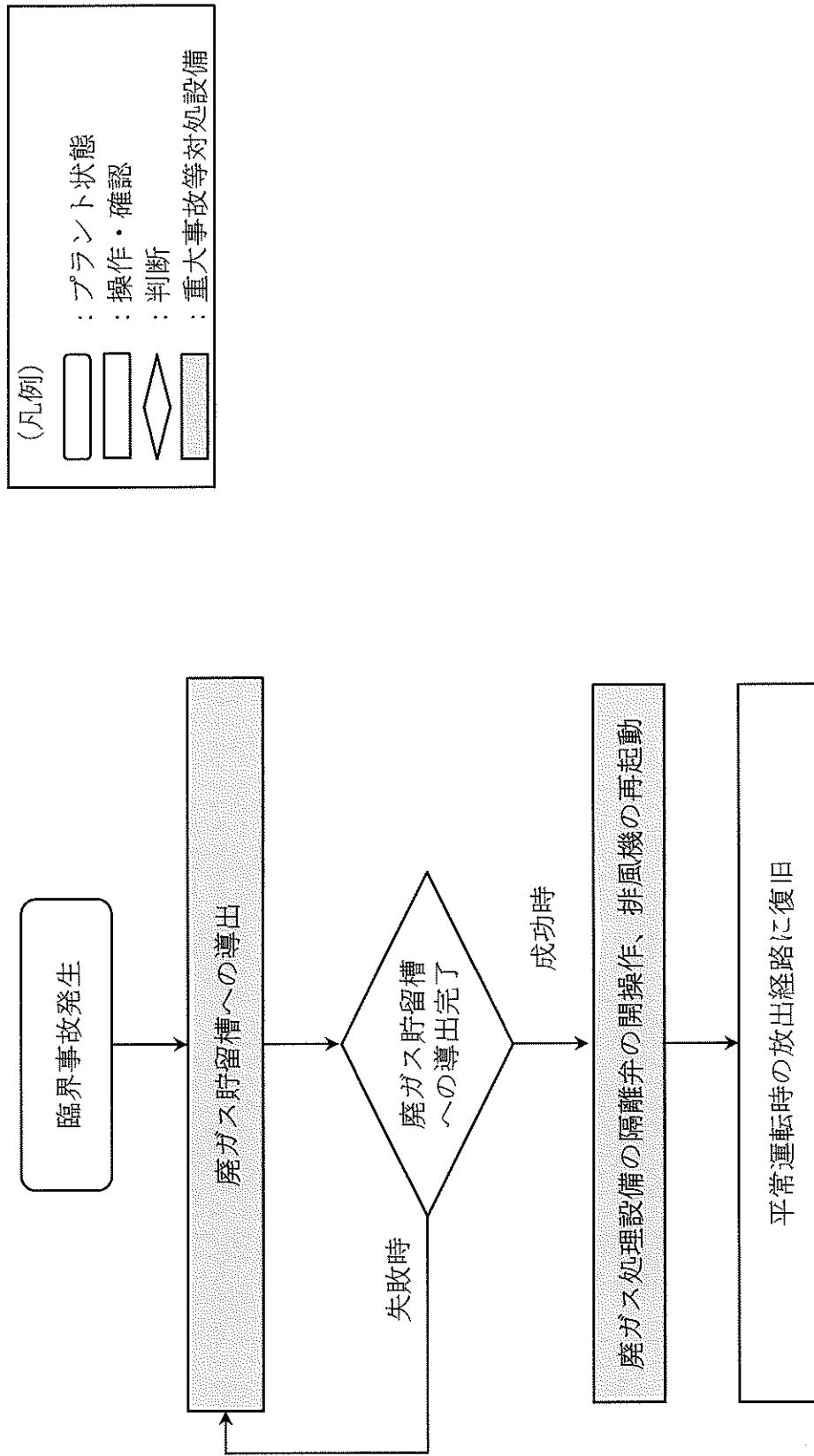


第1-19図 対応手段のフローチャート（1／3）

臨界事故により発生する放射線分解水素を掃気するための対応手段
臨界事故の拡大防止対策の対応手段の選択



臨界事故の拡大防止対策の対応手段の選択
貯留設備による放射性物質の貯留の対応手段



第1-19図 対応手段のフローチャート(3/3)

2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等

【要求事項】

再処理事業者において、セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設において、再処理規則第1条の3第2号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

- 一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な手順等
- 二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な手順等
- 三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するためには必要な手順等及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な手順等
- 四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な手順等

【解釈】

- 1 第1号に規定する「蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な手順等」とは、例えば、設計基準の要求により措置した設備とは異なる冷却設備や回収・移送設備を作動するための手順、冷却管を用いた直接注水を実施するための手順等をいう。

- 2 第2号に規定する「蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な手順等」とは、例えば、ルテニウムの気相への大量移行を抑制するためのショ糖等の注入、希釈材の注入を行うための手順等をいう。
- 3 第3号に規定する「蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な手順等及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な手順等」とは、例えば、換気系統（機器及びセル）の流路を閉止するための閉止弁、密閉式ダンパ、セル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するための設備を作動させるための手順等をいう。
- 4 第4号に規定する「蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な手順等」とは、例えば、セル換気系統の有する機能及び性能のうち、事故に対応するために必要なものを代替する設備を作動させるための手順等をいう。
- 5 上記1から4までの手順等には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための手順等を含む。

その他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の再処理設備本体用の安全冷却水系（以下2. では「安全冷却水系」という。）の冷却機能の喪失に対して、貯槽及び濃縮缶（以下2. では「貯槽等」という。）に内包する蒸発乾固の発生が想定される冷却が必要な溶解液、抽出廃液、硝酸プルトニウム溶液及び高レベル廃液（以下2. では「高レベル廃液等」という。）が沸騰に至ることなく、蒸発乾固の発生を未然に防止するための対処設備を整備する。

また、蒸発乾固の発生を未然に防止するための対策が機能しなかった場合に、貯槽等に内包する高レベル廃液等の蒸発乾固の進行の防止、高レベル廃液等の沸騰に伴い気相中に移行する放射性物質をセル内に設置された配管の外部への排出及び大気中への放射性物質の放出による影響を緩和するための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

高レベル廃液等を内包する貯槽等は、冷却コイル等を備えており、設計基準対象の施設の設計として、安全冷却水系から冷却水を供給し、高レベル廃液等の崩壊熱を除去する設計としている。当該冷却水の供給が停止し、冷却機能が喪失した場合は、高レベル廃液等の温度が崩壊熱により上昇し、沸騰に至る。沸騰に至った場合には、液相中の気泡が液面で消失する際に発生する飛まつが放射性エアロゾルとして蒸気とともに気相中に移行することで、大気中へ放出される放射性物質の量が増加する。さらに、ルテニウムを内包する高レベル廃液濃縮缶において蒸発濃縮した廃液（以下2. では「高レベル濃縮廃液」とい

う。) については、沸騰の継続により硝酸濃度が約 6 規定以上で、かつ、温度が 120°C 以上に至った場合には、ルテニウムが揮発性の化学形態となり気相中に移行する。さらに、高レベル廃液等の沸騰が継続した場合には、乾燥し固化に至る。

安全冷却水系の冷却機能が喪失することにより、高レベル廃液等の温度が上昇した場合には、高レベル廃液等が沸騰するまでに冷却することで崩壊熱を除去する必要がある。また、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰した場合において、貯槽等に内包する高レベル廃液等が乾燥し固化に至ることを防止するとともに、沸騰により発生した廃ガス中の放射性物質の濃度を低下させる必要がある。これらの対処を行うために、フォールトツリー分析上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第 2-1 図及び第 2-2 図)。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(以下 2. では「審査基準」という。) だけでなく、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第三十五条及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」第二十九条(以下 2. では「基準規則」という。) の要求事項を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

フォールトツリー分析の結果、蒸発乾固に至るおそれのある事象として安全冷却水系の冷却機能の喪失を想定する。安全冷却水系を構成する設備のうち、冷却塔、ポンプなどの動的機器及びこれら機器の起動に必要な電気設備等、多岐の設備故障に対応でき、かつ、複数の設備故障が発生した場合においても対処が可能となるように重大事故等対処設備を選定する。「共通電源車を用いた冷却機能の回復」などの個別機器の故障への対処については、全てのプラント状況において使用することが困難ではあるものの、個別機器の故障に対しては有効な手段であることから、自主対策設備を選定する。なお、偶発的に発生する配管等の静的機器の破損に対しては、設計基準対象の施設の設計で想定している修理の対応を行うことが可能である。

設計基準対象の施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準、基準規則からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

また、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順の関係を第2-1表に整理する。

i. 蒸発乾固の発生防止対策の対応手段及び設備

(i) 内部ループへの通水による冷却

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び内部ループ配管等により代替安全冷却水系を構成することにより、貯槽等に内包する高レベ

ル廃液等の温度を低下させる手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり（第2－2表）。

代替安全冷却水系

- ・ 内部ループ配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 冷却コイル配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 冷却ジャケット配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水系
- ・ 蒸発乾固対象貯槽等（設計基準対象の施設と兼用）（第2－3表）
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ 可搬型中型移送ポンプ
- ・ 可搬型建屋内ホース
- ・ 可搬型排水受槽
- ・ 可搬型中型移送ポンプ運搬車
- ・ ホース展張車
- ・ 運搬車

(ii) 共通電源車を用いた冷却機能の回復

全交流動力電源の喪失による冷却機能の喪失が発生した場合であつて、機器が健全な場合においては、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、共通電源車、可搬型電源ケーブル、非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線等を用いて、代替所内電源系を構成し、電源を供給することにより、安全冷却水系の冷却機能を回復し、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段があ

る。

本対応で使用する設備は以下のとおり（第2－2表）。また、本対応で電源を回復した後に起動する負荷は「1.9 電源の確保に関する手順等」に示す。

- ・共通電源車（第42条 電源設備）
- ・可搬型電源ケーブル（第42条 電源設備）
- ・燃料供給ポンプ（第42条 電源設備）
- ・燃料供給ポンプ用電源ケーブル（第42条 電源設備）
- ・可搬型燃料供給ホース（第42条 電源設備）
- ・第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク（第42条 電源設備）
- ・非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線（第42条 電源設備）
- ・前処理建屋の6.9kV非常用母線（第42条 電源設備）
- ・制御建屋の6.9kV非常用母線（第42条 電源設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV非常用母線（第42条 電源設備）
- ・非常用電源建屋の460V非常用母線（第42条 電源設備）
- ・前処理建屋の460V非常用母線（第42条 電源設備）
- ・分離建屋の460V非常用母線（第42条 電源設備）
- ・精製建屋の460V非常用母線（第42条 電源設備）
- ・制御建屋の460V非常用母線（第42条 電源設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常用母線（第42条 電源設備）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母線（第42条 電源設備）

設備)

- ・非常用電源建屋のケーブル及び電路（非常用）（第42条 電源設備）
- ・前処理建屋のケーブル及び電路（非常用）（第42条 電源設備）
- ・分離建屋のケーブル及び電路（非常用）（第42条 電源設備）
- ・精製建屋のケーブル及び電路（非常用）（第42条 電源設備）
- ・制御建屋のケーブル及び電路（非常用）（第42条 電源設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のケーブル及び電路（非常用）（第42条 電源設備）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋のケーブル及び電路（非常用）
（第42条 電源設備）
- ・前処理建屋の第2非常用直流電源設備（第42条 電源設備）
- ・分離建屋の第2非常用直流電源設備（第42条 電源設備）
- ・精製建屋の第2非常用直流電源設備（第42条 電源設備）
- ・制御建屋の第2非常用直流電源設備（第42条 電源設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2非常用直流電源設備
（第42条 電源設備）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の第2非常用直流電源設備（第42条
電源設備）
- ・前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備（第42条 電源
設備）
- ・分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備（第42条 電源設備）
- ・精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備（第42条 電源設備）
- ・制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備（第42条 電源設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源

設備（第42条 電源設備）

- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備
(第42条 電源設備)

(iii) 安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却

安全冷却水系の内部ループの冷却機能が喪失した場合であって、外部ループの冷却機能が正常な場合においては、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、安全冷却水系の安全冷却水循環ポンプを用いて、外部ループの冷却水を内部ループへ供給することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり（第2－2表）。

安全冷却水系の内部ループ

安全冷却水系の外部ループ

- ・外部ループ冷却水循環ポンプ
- ・安全冷却水系冷却塔

蒸発乾固対象貯槽等（第2－3表）

(iv) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却

安全冷却水系の外部ループの冷却機能が喪失した場合であって、内部ループの循環機能が正常な場合においては、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の安全冷却水循環ポンプ等を用いて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水を安全冷却水系

の外部ループへ供給することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段がある。本対応では再処理設備本体用の外部ループへ供給する手段と高レベル廃液貯蔵設備の冷却に係る外部ループへ供給する手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり（第2-2表）。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の安全冷却水系

- ・外部ループ冷却水循環ポンプ
- ・安全冷却水系冷却塔

安全冷却水系の外部ループ

安全冷却水系の内部ループ

- ・内部ループの冷却水を循環するためのポンプ（以下2. では「内部ループ冷却水循環ポンプ」という。）

蒸発乾固対象貯槽等（第2-3表）

(v) 運転予備負荷用一般冷却水系による冷却

安全冷却水系の外部ループの冷却機能が喪失した場合であって、内部ループの循環機能が正常な場合、かつ、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水が使用不能な場合においては、高レベル廃液貯蔵設備の貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、運転予備負荷用一般冷却水系の冷却水循環ポンプにより、運転予備負荷用一般冷却水系の冷却水を高レベル廃液貯蔵設備の冷却に係る安全冷却水系の外部ループへ供給することにより、内部ループの冷却水を除熱し、高レベル廃液貯蔵設備の貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり（第2－2表）。

再処理設備本体の運転予備負荷用一般冷却水系

- ・一般冷却水系冷却塔
- ・冷却水循環ポンプ

安全冷却水系の外部ループ

安全冷却水系の内部ループ

- ・内部ループ冷却水循環ポンプ

蒸発乾固対象貯槽等（第2－3表）

(vi) 重大事故等対処設備と自主対策設備

「内部ループへの通水による冷却」に使用する設備のうち、代替安全冷却水系の高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水系を重大事故等対処設備として設置する。

「内部ループへの通水による冷却」に使用する設備のうち、代替安全冷却水系の可搬型建屋外ホース、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋内ホース、可搬型排水受槽、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車を重大事故等対処設備として配備する。

「内部ループへの通水による冷却」に使用する設備のうち、代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁、冷却コイル配管・弁、冷却ジャケット配管・弁及び蒸発乾固対象貯槽等（第2－3表）を重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、安全冷却水系の冷却機能の喪失

が発生した場合に、蒸発乾固の発生を防止することができる。

「共通電源車を用いた冷却機能の回復」に使用する設備（a. (b) i. (ii) 参照）は基準地震動の 1.2 倍の地震動を入力した場合においても必要な機能を損なわない設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあるため、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であることから、自主対策設備として位置付ける。本対応を実施するための具体的な条件は、外部電源が喪失し、かつ、第 2 非常用ディーゼル発電機が全台故障し、その他機器が健全であることが明らかな場合に対応手段として選択することができる。

「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」に使用する設備（a. (b) i. (iii) 参照）は、基準地震動の 1.2 倍の地震動を入力した場合においても必要な機能を損なわない設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあること、及び本対応はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を除く蒸発乾固対象貯槽等（第 2-3 表）に通水可能で、効果が限定的であるため、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であることから、自主対策設備として位置付ける。本対応を実施するための具体的な条件は、内部ループのポンプが全台故障し、その他機器が健全であることが明らかな場合に対応手段として選択することができる。

「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却」に使用する設備（a. (b) i. (iv) 参照）は、基準地震動の 1.2 倍の地震動を入力した場合においても必要な機能を損なわない設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあるため、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故対応に有効

な設備であることから、自主対策設備として位置付ける。

「運転予備負荷用一般冷却水系による冷却」に使用する設備（a. (b) i. (v) 参照）は、基準地震動の1.2倍の地震動を入力した場合においても必要な機能を損なわない設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあること、及び本対応では高レベル廃液貯蔵設備の冷却に係る外部ループのみに通水可能であり、効果が限定的であるため、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であることから、自主対策設備として位置付ける。

ii. 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段及び設備

(i) 貯槽等への注水

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰し乾燥し固化に至ることを防止するため、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び機器注水配管等により代替安全冷却水系を構成することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の液位を一定範囲に維持する手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり（第2-2表）。なお、可搬型の機器については、故障時バックアップを外部保管エリア等に保管しており、故障が発生した場合においても、外部保管エリア等から運搬し対処することが可能である。

代替安全冷却水系

- ・機器注水配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁

- ・蒸発乾固対象貯槽等（設計基準対象の施設と兼用）

（第2－3表）

- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型中型移送ポンプ
- ・可搬型建屋内ホース
- ・可搬型中型移送ポンプ運搬車
- ・ホース展張車
- ・運搬車

(ii) 冷却コイル等への通水による冷却

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、事態を収束させるため、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び冷却コイル配管等により代替安全冷却水系を構成することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段がある。

冷却コイル等への通水による冷却に使用する設備は以下のとおり

（第2－2表）。

代替安全冷却水系

- ・冷却コイル配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・冷却ジャケット配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水系
- ・蒸発乾固対象貯槽等（設計基準対象の施設と兼用）

（第2－3表）

- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型中型移送ポンプ

- ・可搬型建屋内ホース
- ・可搬型排水受槽
- ・可搬型中型移送ポンプ運搬車
- ・ホース展張車
- ・運搬車

(iii) 給水処理設備等から貯槽等への注水

発生防止対策が機能せず貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰した場合、かつ、交流動力電源が健全な場合においては、貯槽等に内包する高レベル廃液等が乾燥し固化に至ることを防止するため、給水処理設備及び化学薬品貯蔵供給系のポンプ等により貯槽等へ注水することで、貯槽等に内包する高レベル廃液等の液位を一定範囲に維持する手段がある。本対応で使用する設備は以下のとおり（第2－2表）。

給水処理設備

- ・純水ポンプ
- ・純水移送ポンプ
- ・純水供給ポンプ

化学薬品貯蔵供給系

- ・硝酸供給ポンプ
- ・硝酸溶液供給ポンプ
- ・酸除染液調整槽ポンプ

清澄・計量設備

溶解設備

前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備

高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系
分離建屋一時貯留処理設備
分離設備
分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系
プルトニウム精製設備
精製建屋一時貯留処理設備
精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系
高レベル廃液ガラス固化設備
高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系
高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系
蒸発乾固対象貯槽等（第2-3表）

(iv) セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による
対応

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、凝縮器、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット等でセル導出設備を構成し、可搬型排風機、可搬型フィルタ等により、建屋代替換気設備を構成することにより、沸騰により発生した廃ガス中の放射性物質濃度を低下させる手段がある。

外的事象の「地震」を要因とした場合、動的機器が全て機能喪失するとともに、全交流動力電源も喪失し、安全冷却水系の冷却機能以外にも塔槽類廃ガス処理設備の浄化機能及び排気機能が喪失する。したがって、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰に至り、蒸気の影響

によって塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタの処理能力が低下する可能性があることから、気相中に移行した放射性物質の大気中への放出を防止するため、放射性物質をセルに導出する必要がある。セルに導出された放射性物質は可搬型のフィルタにより放射性エアロゾルを除去することで放射性物質濃度を低下させ、主排気筒を介して大気中へ管理しながら放出することができる。

本対応で使用する設備は以下のとおり（第2-2表）。なお、本設備で使用する前処理建屋セル導出設備、分離建屋セル導出設備、精製建屋セル導出設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋セル導出設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋セル導出設備を総称し、以下2.では「セル導出設備」という。また、前処理建屋代替換気設備、分離建屋代替換気設備、精製建屋代替換気設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋代替換気設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋代替換気設備を総称し、以下2.では「建屋代替換気設備」という。

セル導出設備

- ・配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・隔壁弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ダクト・ダンパ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガス洗浄塔シール ポット（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガス リリーフ ポット（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガス ポット（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガス シール ポット（設計基準対象の施設と兼用）
- ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット
- ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィル

タ)

- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器
- ・凝縮器
- ・予備凝縮器
- ・凝縮液回収系
- ・分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器（設計基準対象の施設と兼用）
- ・分離建屋の第1エジェクタ凝縮器（設計基準対象の施設と兼用）
- ・蒸発乾固対象貯槽等（設計基準対象の施設と兼用）（第2－3表）
- ・可搬型建屋内ホース
- ・前処理建屋の可搬型ダクト
- ・分離建屋の可搬型配管
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管

代替安全冷却水系

- ・冷却水配管・弁（凝縮器）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水系
- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型中型移送ポンプ
- ・可搬型建内ホース
- ・可搬型排水受槽
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管
- ・可搬型中型移送ポンプ運搬車
- ・ホース展張車

- ・運搬車

建屋代替換気設備

- ・ダクト・ダンパ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット
- ・可搬型ダクト
- ・可搬型フィルタ
- ・可搬型排風機
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスター

主排気筒（設計基準対象の施設と兼用）（第21条 廃棄施設）

(v) 重大事故等対処設備と自主対策設備

「貯槽等への注水」に使用する設備のうち、代替安全冷却水系の高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁を重大事故等対処設備として設置する。

「貯槽等への注水」に使用する設備のうち、代替安全冷却水系の可搬型建屋外ホース、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋内ホース、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車を重大事故等対処設備として配備する。

「貯槽等への注水」に使用する設備のうち、代替安全冷却水系の機器注水配管・弁及び蒸発乾固対象貯槽等（第2-3表）を重大事故等対処設備として位置付ける。

「冷却コイル等への通水による冷却」に使用する設備のうち、代替安全冷却水系の高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水系を重大事故等対処設備として設置する。

「冷却コイル等への通水による冷却」に使用する設備のうち、代替

安全冷却水系の可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車及び運搬車を重大事故等対処設備として配備する。

「冷却コイル等への通水による冷却」に使用する設備のうち，代替安全冷却水系の冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁及び蒸発乾固対象貯槽等（第2－3表）を重大事故等対処設備として位置付ける。

「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に使用する設備のうち，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ），凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，気液分離器，代替安全冷却水系の冷却水配管・弁（凝縮器），高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水系及び建屋代替換気設備の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニットを重大事故等対処設備として設置する。

「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に使用する設備のうち，セル導出設備の可搬型建屋内ホース，可搬型ダクト，分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，代替安全冷却水系の可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車，運搬車，建屋代替換気設備の可搬型フィルタ，可搬型ダクト，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタを重大事故等対処設備として配備する。

「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に使用する設備のうち、セル導出設備の配管・弁、隔離弁、ダクト・ダンパ、水封安全器（廃ガス洗浄塔 シール ポット、廃ガスリリーフ ポット、廃ガス ポット、廃ガス シール ポット）、分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器、分離建屋の第1エジェクタ凝縮器、建屋代替換気設備のダクト・ダンパ及び蒸発乾固対象貯槽等（第2-3表）及び主排気筒を重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、蒸発乾固の発生を未然に防止するための対策が機能しなかった場合においても、蒸発乾固の拡大を防止することができる。

「給水処理設備等から貯槽等への注水」に使用する設備（a. (b) ii. (iii) 参照）は基準地震動の1.2倍の地震動を入力した場合においても必要な機能を損なわない設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。本対応を実施するための具体的な条件は、ポンプの全台故障等により安全冷却水系の冷却機能が喪失し、かつ、電気設備等のその他機器が健全であることが明らかな場合に対応手段として選択することができる。

iii. 電源、補給水及び監視

(i) 電源、補給水及び監視

1) 電源

「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」で使用する可搬型排風機に電源を供給する手段並びに可搬型発電機及び可搬型中型移送ポンプへ燃料を供給する手段がある。

また、「内部ループへの通水による冷却」、「貯槽等への注水」及び「冷却コイル等への通水による冷却」で使用する可搬型中型移送ポンプに燃料を供給する手段がある。

さらに、「共通電源車を用いた冷却機能の回復」で使用する冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）のポンプ等に電源を供給する手段がある。電源の供給に使用する設備は以下のとおり（第2-2表）。

なお、「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」、「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却」、「運転予備負荷用一般冷却水系による冷却」及び「給水処理設備等から貯槽等への注水」の対応は、交流動力電源が健全な場合に実施することから、特別な電源の確保は不要で、設計基準対象の施設の電気設備を使用する。

- a) 「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に使用する電源設備

代替電源設備

- ・前処理建屋可搬型発電機（第42条 電源設備）
- ・分離建屋可搬型発電機（第42条 電源設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機（第42条 電源設備）

- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機（第42条 電源設備）

代替所内電気設備

- ・重大事故対処用母線（常設分電盤及び常設電源ケーブル）
(第42条 電源設備)
- ・可搬型電源ケーブル（第42条 電源設備）
- ・可搬型分電盤（第42条 電源設備）

補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯蔵タンク（第42条 電源設備）
- ・軽油用タンク ローリ（第42条 電源設備）

- b) 「共通電源車を用いた冷却機能の回復」に使用する電源設備
「共通電源車を用いた冷却機能の回復」に記載のとおり（a. (b)
i. (ii) 参照）。
- c) 「内部ループへの通水による冷却」、「貯槽等への注水」及び「冷却コイル等への通水による冷却」に使用する電源設備

補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯蔵タンク（第42条 電源設備）
- ・軽油用タンク ローリ（第42条 電源設備）

2) 補給水

「内部ループへの通水による冷却」、「貯槽等への注水」、「冷却コイル等への通水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及びセ

ル排気系を代替する排気系による対応」で使用する水を供給する手段がある。本対応で使用する設備は以下のとおり。

なお、「給水処理設備等から貯槽等への注水」の対応の際は、設計基準対象の施設の給水処理設備等を使用する。

代替給水処理設備

- ・第1貯水槽（第41条 重大事故への対処に必要となる水の供給設備）

3) 監視

「内部ループへの通水による冷却」、「貯槽等への注水」、「冷却コイル等への通水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」により対処を行う際には、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度や液位、冷却水流量等を監視する手段がある。

内的事象を起因とする重大事故の場合は、計測制御系統施設を用いる。

常設重大事故等対処設備で計測できない場合は可搬型重大事故等対処設備を設置し監視を行う。本対応で使用する設備は以下のとおり（第2-2表）。

代替計測制御設備

- ・可搬型膨張槽液位計（第43条 計装設備）
- ・可搬型貯槽温度計（第43条 計装設備）
- ・可搬型冷却水流量計（第43条 計装設備）

- ・可搬型漏えい液受皿液位計（第43条 計装設備）
- ・可搬型建屋供給冷却水流量計（第43条 計装設備）
- ・可搬型冷却水排水線量計（第43条 計装設備）
- ・可搬型貯槽液位計（第43条 計装設備）
- ・可搬型機器注水流量計（第43条 計装設備）
- ・可搬型冷却コイル圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型冷却コイル通水流量計（第43条 計装設備）
- ・可搬型凝縮器出口排気温度計（第43条 計装設備）
- ・可搬型凝縮器通水流量計（第43条 計装設備）
- ・可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型導出先セル圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計（第43条 計装設備）
- ・可搬型フィルタ差圧計（第43条 計装設備）

(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に使用する電源設備のうち、代替所内電気設備の重大事故対処用母線（常設分電盤及び常設電源ケーブル）を重大事故等対処設備として設置する。

「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に使用する電源設備のうち、代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、精製建屋可搬型発電機、ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、代替所内電気設備の可搬型電源ケーブル及び可搬型分

電盤を重大事故等対処設備として配備する。

「内部ループへの通水による冷却」、「貯槽等への注水」「冷却コイル等への通水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯蔵タンクを重大事故等対処設備として新たに設置する。

「内部ループへの通水による冷却」、「貯槽等への注水」、「冷却コイル等への通水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンク ローリを重大事故等対処設備として配備する。

補給水の供給に使用する設備のうち、代替給水処理設備の第1貯水槽を重大事故等対処設備として設置する。

監視にて使用する設備のうち、代替計測制御設備の可搬型膨張槽液位計、可搬型冷却コイル圧力計、可搬型貯槽温度計、可搬型冷却水流量計、可搬型貯槽液位計、可搬型機器注水流量計、可搬型凝縮器出口排気温度計、可搬型凝縮器通水流量計、可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計、可搬型導出先セル圧力計、可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計、可搬型フィルタ差圧計、可搬型漏えい液受皿液位計、可搬型建屋供給冷却水流量計及び可搬型冷却水排水線量計を重大事故等対処設備として配備する。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

「共通電源車を用いた冷却機能の回復」に使用する設備 (a. (b) i. (ii) 参照) は基準地震動の1.2倍の地震動を入力した場合において

ても必要な機能を損なわない設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあるため、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であることから、自主対策設備として位置付ける。本対応を実施するための具体的な条件は、外部電源が喪失し、かつ、第2非常用ディーゼル発電機が全台故障し、その他機器が健全であることが明らかな場合に対応手段として選択することができる。

iv. 手順等

「蒸発乾固の発生防止対策の対応手段及び設備」及び「蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故時における実施組織要員による一連の対応として「重大事故等発生時対応手順書」に定める（第2-1表）。

また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整備する（第2-4表）。

b. 重大事故等時の手順

(a) 蒸発乾固の発生防止対策の対応手順

i. 内部ループへの通水による冷却

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホースを敷設、接続し、可搬型建屋内ホースと代替安全冷却水系の内部ループ配管を接続した後、第1貯水槽の水を内部ループに通水することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段がある。

地震による冷却機能喪失の場合は、現場環境確認を行った後に対処を開始するとともに、機器の損傷による漏えいの発生の有無を確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合には、屋外の機器を屋内に運搬する対応及び除灰の対応を行う。

(i) 手順着手の判断基準

安全冷却水系の安全冷却水系冷却塔、外部ループの冷却水循環ポンプ若しくは内部ループの冷却水循環ポンプが全台故障し、安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合、又は、外部電源が喪失し、かつ、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合（第2－5表）。

(ii) 操作手順

「内部ループへの通水による冷却」の手順の概要は以下のとおり。本手順の成否は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が85°C以下で安定していることにより確認する。手順の対応フローを第2－3図、概要図を第2－4図、タイムチャートを第2－5図に示す。降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合のタイムチャートを第2－6図に示す。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員に「内部ループへの通水による冷却」のための準備の実施を指示する。準備は第2－6表に示すとおり、貯槽等に内包する高レベル廃液等の沸騰までの時間余裕が短いものを優先に行う。なお、手順着手の判断基準のうち、地震により外部電源が喪失し、かつ、第2非常用ディーゼル発電機が運転できない場合には、実施組織要員に現場環境確認の実施を指示し、以下の2)へ移行する。地震以外の場合は以下

の5)へ移行する。

- 2) 実施組織要員は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。
- 3) 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処を行うアクセスルートを判断する。
- 4) 実施組織要員は、セルに可搬型漏えい液受皿液位計を設置し、セル内における貯槽等の損傷による漏えいの発生有無を、液位測定を行い確認する。
- 5) 実施組織要員は、可搬型中型移送ポンプを第1貯水槽近傍へ設置し、可搬型中型移送ポンプ及び可搬型建屋外ホースを接続することで、第1貯水槽から各建屋への水を供給するための経路を構築する。また、可搬型建屋供給冷却水流量計を可搬型建屋外ホースの経路上に設置する。さらに、可搬型排水受槽及び可搬型中型移送ポンプを建屋近傍に設置し、可搬型建屋外ホースで接続し、冷却に使用した水を第1貯水槽へ移送するための経路を構築する。なお、可搬型中型移送ポンプは可搬型中型移送ポンプ運搬車、可搬型建屋外ホースはホース展張車及び運搬車、可搬型排水受槽は運搬車により運搬する。降灰により可搬型中型移送ポンプが機能喪失するおそれがある場合には、実施組織要員は、運搬車により可搬型中型移送ポンプを各建屋内及び保管庫内に設置する。
- 6) 実施組織要員は、常設重大事故等対処設備で貯槽等の温度を計測できない場合は、貯槽等へ可搬型貯槽温度計を設置し、高レベル廃液等の温度を計測する。
- 7) 実施組織要員は、膨張槽の液位を監視するため、膨張槽に可搬型膨張槽液位計を設置する。

- 8) 実施組織要員は、代替安全冷却水系の内部ループ配管等の漏えいの有無を、可搬型膨張槽液位計にて、当該系統に設置している膨張槽の液位が低下していないことにより確認する。ただし、分離建屋の高レベル廃液濃縮缶の内部ループの漏えいの有無については、第1貯水槽から代替安全冷却水系の内部ループ配管へ水を供給するための経路を構築後、可搬型冷却コイル圧力計を可搬型建屋ホースの経路上に設置し、可搬型中型移送ポンプにより代替安全冷却水系の内部ループ配管を加圧することで、可搬型冷却コイル圧力計の指示値から冷却コイル等の健全性を確認する。なお、分離建屋の高レベル廃液濃縮缶の内部ループは、高レベル廃液濃縮缶の加熱運転時の加熱蒸気の供給経路を兼ねており、当該内部ループには膨張槽がないことから、本操作で内部ループの健全性を確認する。
- 9) 実施責任者は、内部ループの漏えい確認結果に基づき、実施組織要員に可搬型建屋内ホースの接続先を指示し、以下 10) へ移行する。また、内部ループの漏えい確認結果から、内部ループが損傷していると判断した場合には、「冷却コイル等への通水による冷却」に着手する。
- 10) 実施組織要員は、建屋内の通水経路を構築するため、可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型冷却水流量計を可搬型建屋内ホースの経路上に設置する。ただし、高レベル廃液ガラス固化建屋においては、水の供給経路として冷却水給排水系も用いる。
- 11) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースを安全冷却水系の内部ループの給水側の接続口に接続し、可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースを接続することで、第1貯水槽から各建屋の内部ループに通水するための経路を構築する。

- 12) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースを安全冷却水系の内部ループの排水側の接続口に接続し、可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースを接続することで、冷却に使用した水を可搬型排水受槽に排水するための経路を構築する。
- 13) 実施責任者は、内部ループへの通水の準備が完了したことを確認し、実施組織要員に重大事故等の発生防止対策としての「内部ループへの通水による冷却」の実施を指示する。
- 14) 実施組織要員は、可搬型中型移送ポンプにより第1貯水槽から代替安全冷却水系の内部ループ配管等を経由し、蒸発乾固対象貯槽等(第2－3表)に通水する。通水流量は、可搬型冷却水流量計及び可搬型建屋内ホースに設置している流量調節弁により調整する。
- 15) 実施組織要員は、可搬型冷却水排水線量計を用いて内部ループへの通水に使用した水の汚染の有無を監視する。また、可搬型排水受槽に回収し、可搬型放射能測定装置を用いて汚染の有無を確認した上で、第1貯水槽へ移送する。「内部ループへの通水による冷却」時に必要な監視項目は、内部ループ通水流量、貯槽等温度、建屋給水流量及び排水線量である。
- 16) 実施責任者は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が85°C以下で安定していることを確認することにより、内部ループへの通水により冷却機能が維持されていると判断する。冷却機能が維持されていることを判断するために必要な監視項目は、貯槽等温度である。また、「内部ループへの通水による冷却」を実施したにもかかわらず、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が低下しない場合には、「冷却コイル等への通水による冷却」に着手する。
- (iii) 操作の成立性

前処理建屋の「内部ループへの通水による冷却」の操作は、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者、建屋対策班長、現場管理者、要員管理班、情報管理班及び通信班長（以下 2. では「実施責任者等」という。）の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）140 時間に對し、事象発生から安全冷却水系の内部ループへの通水開始まで 35 時間 40 分以内で可能である。

分離建屋の「内部ループへの通水による冷却」の操作は、分離建屋内部ループ 1 の貯槽等（第 2-3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 12 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 51 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）15 時間に對し、事象発生から安全冷却水系の内部ループへの通水開始まで 13 時間以内で可能である。分離建屋内部ループ 2 の貯槽等（第 2-3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 16 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）330 時間に對し、事象発生から安全冷却水系の内部ループへの通水開始まで 40 時間 10 分以内で可能である。分離建屋内部ループ 3 の貯槽等（第 2-3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 28 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 67 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）180 時間に對し、事象発生から安全冷却水系の内部ループへの通水開始まで 45 時間 45 分以内で可能である。

精製建屋の「内部ループへの通水による冷却」の操作は、建屋内の実施組織要員 16 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の

要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）11 時間にに対し、事象発生から安全冷却水系の内部ループへの通水開始まで 8 時間 50 分以内で可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の「内部ループへの通水による冷却」の操作は、建屋内の実施組織要員 18 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 57 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）19 時間にに対し、事象発生から安全冷却水系の内部ループへの通水開始まで 17 時間以内で可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋の「内部ループへの通水による冷却」の操作は、建屋内の実施組織要員 20 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 59 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）23 時間にに対し、事象発生から安全冷却水系の内部ループへの通水開始まで 20 時間以内で可能である。

建屋外の要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人は全ての建屋の対応において、共通の要員である。

地震発生による冷却機能喪失時における現場環境確認は、30 人にて作業を実施した場合、1 時間 30 分以内で実施可能である。また、降灰予報発令時の可搬型設備の屋内への運搬は、地震による冷却機能喪失時の現場環境確認班の 30 人で 1 時間 30 分以内で実施可能であり、重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

ii. 共通電源車を用いた冷却機能の回復

全交流動力電源の喪失による冷却機能の喪失が発生した場合であって、機器が健全な場合には、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、共通電源車、可搬型電源ケーブル、非常用電源建屋の 6.9 kV 非常用主母線等を接続した後、共通電源車から再処理設備へ電源を供給することで、安全冷却水系の冷却機能を回復し、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。本対応で用いる手順等については、「1.9 電源の確保に関する手順等」に示す。

iii. 安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却

安全冷却水系の内部ループの冷却機能が喪失した場合であって、外部ループの循環機能が正常に動作する場合においては、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、内部ループで除かれた熱を外部ループに伝達する中間熱交換器をバイパスし安全冷却水系の外部ループの冷却水を貯槽等の冷却コイルに通水することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。

(i) 手順着手の判断基準

安全冷却水系の内部ループの冷却水循環ポンプが全台故障し、安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合、かつ、再処理施設の安全冷却水

系の外部ループが運転中の場合（第2－5表）。

本対応は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員とは別に、本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手することとし、重大事故等対処設備を用いた対応と並行して実施する。

(ii) 操作手順

「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」の手順の概要は以下のとおり。本手順の成否は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が85°C以下で安定していることにより確認する。手順の対応フローを第2－7図、概要図を第2－8図、タイムチャートを第2－9図から第2－12図に示す。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」の実施を指示する。
- 2) 実施組織要員は、安全冷却水系の中間熱交換器をバイパスするための手動弁を開放し、外部ループ冷却水循環ポンプにて外部ループの安全冷却水を安全冷却水系の内部ループへ通水する。
- 3) 実施組織要員は、安全冷却水系の流量調節弁により、通水流量を調整する。安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却に必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度、安全冷却水系の外部ループの流量及び安全冷却水系の内部ループの流量である。
- 4) 実施責任者は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が85°C以下で安定していることを確認することにより、「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」によって冷却機能が維持さ

れていると判断する。冷却機能が維持されていることを判断するために必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度である。また、冷却機能が回復しなかった場合は、実施責任者及び実施組織要員は、別の系統に対し2)から4)の中間熱交換器バイパス操作を行う。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋の「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」は、実施組織要員8人及び実施責任者等の要員6人の合計14人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）140時間に対し、事象発生から操作完了まで1時間以内で可能である。

分離建屋の「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」は、実施組織要員10人及び実施責任者等の要員6人の合計16人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）15時間に対し、事象発生から操作完了まで1時間30分以内で可能である。

精製建屋の「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」は、実施組織要員10人及び実施責任者等の要員6人の合計16人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）11時間に対し、事象発生から操作完了まで1時間20分以内で可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋の「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」は、実施組織要員14人及び実施責任者等の要員6人の合計20人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）23時間に対し、事象発生から操作完了

まで1時間10分以内で可能である。

なお、実施責任者等の要員6人は全ての建屋の対応において、共通の要員である。

本対策は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員とは別に、本対策を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うこととしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

iv. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却
安全冷却水系の外部ループの冷却機能が喪失した場合であって、内部ループの循環機能が正常な場合においては、貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の冷却水を安全冷却水系の外部ループへ供給することで、内部ループの冷却水を除熱し、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。本対応では再処理設備本体用の外部ループへ供給する手段と高レベル廃液貯蔵設備の冷却に係る外部ループへ供給する手段がある。

(i) 手順着手の判断基準

再処理施設の安全冷却水系の安全冷却水系冷却塔又は外部ループの安全冷却水循環ポンプが全台故障し、安全冷却水系の冷却機能が喪失

した場合、かつ、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の外部ループが運転中の場合（第2－5表）。

本対応は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員とは別に、本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手することとし、重大事故等対処設備を用いた対応と並行して実施する。

(ii) 操作手順

「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却」の手順の概要は以下のとおり。本手順の成否は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が85°C以下で安定していることにより確認する。手順の対応フローを第2－13図、概要図を第2－14図、タイムチャートを第2－15図に示す。

- 1) 再処理設備本体へ供給する場合
 - a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却」（再処理設備本体）の実施を指示する。
 - b) 実施組織要員は、前処理建屋に設置されている使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系とその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の再処理設備本体用の安全冷却水系を接続する手動弁を開放する。
 - c) 実施組織要員は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置されているプール水冷却系熱交換器へ冷却水を通水する配管上の手動弁を閉止し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の外部ループ冷却水循環ポンプにより、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の冷却水をその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の再処理設備本体用の安全冷却水系の外部ルー

プへ通水する。

- a) 実施組織要員は、その他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の再処理設備本体用の安全冷却水系の流量調節弁により通水流量を調整する。本操作に必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度、安全冷却水系の内部ループの冷却水流量、安全冷却水系の外部ループの冷却水流量及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の流量である。
 - b) 実施責任者は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が 85°C 以下で安定していることを確認することにより、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却によって冷却機能が維持されていると判断する。冷却機能が維持されていることを判断するために必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度である。また、冷却機能が回復しなかった場合は、実施責任者及び実施組織要員は、別の系統に対し^{りから}の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却の操作を行う。
- 2) 高レベル廃液貯蔵設備へ供給する場合
- a) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却」（高レベル廃液貯蔵設備）の実施を指示する。
 - b) 実施組織要員は、高レベル廃液ガラス固化建屋に設置されている使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系とその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の再処理設備本体用の安全冷却水系を接続する手動弁を開放する。
 - c) 実施組織要員は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置されているプール水冷却系熱交換器へ冷却水を通水する配管上の手動弁を閉止

し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の外部ループ冷却水循環ポンプにより、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の冷却水を、高レベル廃液貯蔵設備に係る安全冷却水系へ通水する。

- d) 実施組織要員は、高レベル廃液貯蔵設備に係る安全冷却水系の流量調節弁により通水流量を調整する。本操作に必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度、安全冷却水系の内部ループの冷却水流量、安全冷却水系の外部ループの冷却水系の流量及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の流量である。
- e) 実施責任者は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が 85°C 以下で安定していることを確認することにより、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却によって冷却機能が維持されていると判断する。冷却機能が維持されていることを判断するために必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度である。また、冷却機能が回復しなかった場合は、実施責任者及び実施組織要員は、別の系統に対しおから^{e)}の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却の操作を行う。

(iii) 操作の成立性

「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却」のうち、再処理設備本体へ供給する場合の操作は、実施組織要員 12 人及び実施責任者等の要員 6 人の合計 18 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）として、沸騰に至るまでの時間が最も短い精製建屋の 11 時間に對し、事象発生から冷却開始まで 1 時間 20 分以内で可能である。

「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却」のうち、高レベル廃液貯蔵設備へ供給する場合の操作は、実施組織要員 12 人及び実施責任者等の要員 6 人の合計 18 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）23 時間に對し、事象発生から冷却開始まで 1 時間 10 分以内で可能である。

なお、実施責任者等の要員 6 人は全ての建屋の対応において、共通の要員である。

本対策は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員とは別に、本対策を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うこととしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

v. 運転予備負荷用一般冷却水系による冷却

安全冷却水系の外部ループの冷却機能が喪失した場合であって、内部ループの循環機能が正常な場合、かつ、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水が使用不能な場合においては、高レベル廃液貯蔵設備の貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰することを防止するため、再処理設備本体の運転予備負荷用一般冷却水系の冷却水を高レベル廃液貯蔵設備の冷却に係る安全冷却水系の外部ループへ供給することにより、内部ループの冷却水を除熱し、高レベル廃液貯蔵設

備の貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段がある。

(i) 手順着手の判断基準

再処理施設の安全冷却水系の安全冷却水系冷却塔又は外部ループの安全冷却水循環ポンプが全台故障し、安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合であって、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系の外部ループが停止中の場合、かつ、再処理設備本体の運転予備負荷用一般冷却水系が運転中の場合（第2－5表）。

本対応は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員とは別に、本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手することとし、重大事故等対処設備を用いた対応と並行して実施する。

(ii) 操作手順

「運転予備負荷用一般冷却水系を用いた冷却」の手順の概要は以下のとおり。本手順の成否は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が85°C以下で安定していることにより確認する。手順の対応フローを第2－16図、概要図を第2－17図、タイムチャートを第2－18図に示す。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に「運転予備負荷用一般冷却水系による冷却」の実施を指示する。
- 2) 実施組織要員は、高レベル廃液ガラス固化建屋に設置されている運転予備負荷用一般冷却水系と高レベル廃液貯蔵設備の冷却に係る安全冷却水系の外部ループを接続する手動弁を開放する。
- 3) 実施組織要員は、運転予備負荷用一般冷却水系に設置されている冷却水を通水する配管上の手動弁を閉止し、運転予備負荷用一般冷却水系の冷却水循環ポンプにて、運転予備負荷用一般冷却水を、高

レベル廃液貯蔵設備に係る安全冷却水系の外部ループへ通水する。

- 4) 実施組織要員は、高レベル廃液貯蔵設備に係る安全冷却水系の流量調節弁により通水流量を調整する。本操作に必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度、安全冷却水系の内部ループの流量及び運転予備負荷用一般冷却水系の流量である。
- 5) 実施責任者は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が 85°C 以下で安定していることを確認することにより、運転予備負荷用一般冷却水系による冷却によって冷却機能が維持されていると判断する。冷却機能が維持されていることを判断するために必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度である。

(iii) 操作の成立性

高レベル廃液ガラス固化建屋における再処理設備本体の「運転予備負荷用一般冷却水系による冷却」の操作は、実施組織要員 12 人及び実施責任者等の要員 6 人の合計 18 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）23 時間に對し、事象発生から冷却開始まで 1 時間 20 分以内で可能である。

本対策は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員とは別に、本対策を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うこととしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

vi. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第 2-19 図に示す。

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、「内部ループへの通水による冷却」の対応手順に従い、代替安全冷却水系の内部ループ配管等を経由し、蒸発乾固対象貯槽等（第 2-3 表）に通水することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。また、冷却機能喪失の要因に応じて、内部ループへの通水による冷却と同時に並行で、以下の対応を行う。

冷却機能の喪失の要因が外部電源の喪失などの機器の損傷が伴わない場合には、「内部ループへの通水による冷却」と並行して「共通電源車を用いた冷却機能の回復」の対応手順に従い、電源を復旧することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。

冷却機能の喪失の要因が安全冷却水系の内部ループに設置する循環ポンプの全台故障の場合には、「内部ループへの通水による冷却」と並行して「安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却」の対応手順に従い、中間熱交換器バイパス操作による冷却を実施することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。

冷却機能の喪失の要因が安全冷却水系の外部ループに設置する安全冷却水系冷却塔及び冷却水循環ポンプの全台故障の場合には、「内部ループへの通水による冷却」と並行して「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却」の対応手順に従い、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水を再処理設備本体用の安全冷却水系の外部ループ又は高レベル廃液貯蔵設備の冷却に係る安

全冷却水系の外部ループへ供給することにより、内部ループの冷却水を除熱し、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系が使用不能な場合には、「運転予備負荷用一般冷却水系による冷却」の対応手順に従い、運転予備負荷用一般冷却水系の冷却水を高レベル廃液貯蔵設備の冷却に係る安全冷却水系の外部ループへ供給することにより、内部ループの冷却水を除熱し、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。

上記の手順の実施において、計装設備を用いて監視するパラメータは第2-4表に示す。また、この監視パラメータのうち、機器等の状態を直接監視する重要監視パラメータの計測が困難となった場合は、第2-7表の重要代替監視パラメータを用いて換算等による推定を行い、対応手順の選択を行う。

また、内的事象により発生する重大事故等への対処においては、「1.9 電源の確保に関する手順」、「1.10 事故時の計装に関する手順等」及び「1.12 監視測定等に関する手順等」に記載する設計基準対象の施設の電源設備、計測制御設備及び放射線監視設備をそれぞれ用いる。

(b) 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手順

i. 貯槽等への注水

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、発生防止対策が機能しなかった場合に備え、「内部ループへの通水による冷却」で敷設する可搬型中型移送ポンプの下流側に、貯槽等内に注水するための可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型建屋内ホースと機器注水配管の接続

口を接続する。高レベル廃液等が沸騰に至った場合には、液位低下、及びこれによる濃縮の進行を防止するため、液位を一定範囲に維持するよう、第1貯水槽の水を貯槽等内へ注水することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等が乾燥し固化に至ることを防止する。

(i) 手順着手の判断基準

安全冷却水系の安全冷却水系冷却塔、外部ループの冷却水循環ポンプ若しくは内部ループの冷却水循環ポンプが全台故障し、安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合、又は、外部電源が喪失し、かつ、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合（第2-5表）。

(ii) 操作手順

「貯槽等への注水」の手順の概要は以下のとおり。本手順の成否は、貯槽等液位から、貯槽等に注水されていることにより確認する。手順の対応フローを第2-3図、概要図を第2-20図、タイムチャートを第2-21図に示す。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の対応については屋外の機器を屋内に運搬する対応及び除灰の対応を行う。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員に貯槽等への注水のための準備の実施を指示する。
- 2) 実施組織要員は、建屋内の注水経路を構築するため、「内部ループへの通水による冷却」で敷設する可搬型中型移送ポンプの下流側に、貯槽等への注水のための可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型機器注水流量計を可搬型建屋内ホースの経路上に設置する。ただし、高レベル廃液ガラス固化建屋においては、水の注水経路として冷却水注水配管も用いる。

- 3) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースを機器注水配管の接続口に接続し、可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースを接続することで、第1貯水槽から各建屋の貯槽等に注水するための経路を構築する。
- 4) 実施組織要員は、貯槽等内の液位と貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度の監視を継続する。常設重大事故等対処設備で液位を計測できない場合には、貯槽等の液位を確認するため貯槽等に可搬型貯槽液位計を設置し、計測した液位から算出される貯槽等内の液位と貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度の監視を継続する。
- 5) 実施組織要員は、監視の結果、高レベル廃液等が沸騰温度に至ったことを実施責任者へ報告する。
- 6) 実施責任者は、高レベル廃液等が沸騰に至り、高レベル廃液等の液量が初期液量の70%（高レベル廃液等の濃縮を考慮しても揮発性ルテニウムが発生する120°Cに至らない液量）まで減少する前に貯槽等への注水開始を判断し、以下の7)へ移行する。貯槽等への注水の実施を判断するために必要な監視項目は、貯槽等温度及び貯槽等液位である。
- 7) 実施組織要員は、貯槽等の可搬型貯槽液位計の指示値から貯槽等の液位を算出し、注水停止液位（貯槽等への注水量）を決定した上で、可搬型中型移送ポンプにより、第1貯水槽から貯槽等に注水する。注水流量は、可搬型機器注水流量計及び可搬型建屋内ホースに設置している流量調節弁により調整する。
- 8) 実施組織要員は、注水停止液位に到達したことにより、注水作業を停止し、貯槽等温度及び貯槽等液位の監視を継続する。
- 9) 実施組織要員は、貯槽等の液位の監視の結果、予め定めた液位に

低下した場合には、貯槽等への注水を再開する。貯槽等への注水時に必要な監視項目は、貯槽等注水流量、貯槽等温度及び貯槽等液位である。

- 10) 実施責任者は、貯槽等の液位から、貯槽等に注水されていることを確認することで、蒸発乾固の進行が防止されていると判断する。蒸発乾固の進行が防止されていることを判断するために必要な監視項目は、貯槽等液位である。
- 11) 実施組織要員は、機器注水配管から貯槽等への注水ができない場合には、必要に応じて貯槽等に接続しているその他の配管を加工し、貯槽等へ注水する。
- 12) 実施責任者は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋内ホース等の可搬型重大事故等対処設備が使用できない場合、実施組織要員に故障時バックアップとの交換、又は資機材による故障箇所の復旧を指示する。
- 13) 実施組織要員は、故障時バックアップとの交換が必要な場合、屋外保管場所等から故障時バックアップを運搬し、故障箇所の交換を行う。交換が不要な場合は、資機材により故障箇所の復旧を行う。
- 14) 実施組織要員は、故障箇所の復旧完了後、外観確認により設備の状態を確認し、実施責任者に報告する。
- 15) 実施責任者は、実施組織要員からの報告を基に、故障が復旧したことを見たして判断する。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋の「貯槽等への注水」の操作は、建屋内の実施組織要員 22 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の

合計 61 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）140 時間に對し、事象発生から貯槽等への注水準備完了まで 39 時間以内で可能である。

分離建屋の「貯槽等への注水」の操作は、分離建屋内部ループ 1 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 12 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 51 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）15 時間に對し、事象発生から貯槽等への注水準備完了まで 12 時間以内で可能である。分離建屋内部ループ 2、3 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 10 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 49 人にて作業を実施した場合、事象発生から貯槽等への注水準備完了まで 519 時間 50 分以内で可能である。

精製建屋の「貯槽等への注水」の操作は、建屋内の実施組織要員 16 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）11 時間に對し、事象発生から貯槽等への注水準備完了まで 9 時間以内で可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の「貯槽等への注水」の操作は、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）19 時間に對し、事象発生から貯槽等への注水準備完了まで 17 時間以内で可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋の「貯槽等への注水」の操作は、建屋内の実施組織要員 22 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者

等の要員 19 人の合計 61 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）23 時間に對し、事象発生から貯槽等への注水準備完了まで 20 時間 20 分以内で可能である。

建屋外の要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人は全ての建屋の対応において共通の要員である。

可搬型中型移送ポンプ等が使用できない場合の故障時バックアップとの交換等の対応は、2 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

ii. 冷却コイル等への通水による冷却

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、事態を収束させるため、発生防止対策で設置する可搬型中型移送ポンプの下流側に、可搬型建屋内ホースを敷設して、可搬型建屋内ホースと各貯槽等の冷却コイル等の接続口を接続した後、第 1 貯水槽の水を冷却コイル等へ通水することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。

(i) 手順着手の判断基準

内部ループが損傷している場合、又は「内部ループへの通水による

「冷却」を実施したにもかかわらず、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が低下しない場合（第2-5表）。

(ii) 操作手順

「冷却コイル等への通水による冷却」の手順の概要は以下のとおり。本手順の成否は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が85°C以下で安定していることにより確認する。手順の対応フローを第2-3図、概要図を第2-22図、タイムチャートを第2-21図に示す。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の対応については屋外の機器を屋内に運搬する対応及び除灰の対応を行う。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員に冷却コイル等への通水による冷却のための準備の実施を指示する。準備は第2-6表に示すとおり、貯槽等に内包する高レベル廃液等の沸騰までの時間余裕が短いものを優先に行う。
- 2) 実施組織要員は、建屋内の通水経路を構築するため、「内部ループへの通水による冷却」で敷設する可搬型建屋内ホースの下流側に、冷却コイル等への通水のための可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型冷却コイル圧力計及び可搬型冷却コイル通水流量計を可搬型建屋内ホースの経路上に設置する。必要に応じて屋外に保管している可搬型建屋内ホースを用いる。
- 3) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースを冷却コイル等の給水側の接続口に接続し、可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースを接続することで、第1貯水槽から各建屋の冷却コイル等に通水するための経路を構築する。
- 4) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースを冷却コイル等の排水側の

接続口に接続し、可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースを接続することで、冷却に使用した水を可搬型排水受槽に排水するための経路を構築する。

- 5) 実施組織要員は、冷却コイル等の損傷の有無を確認するため、冷却コイル等の冷却水出口弁を閉め切った状態で、可搬型中型移送ポンプにより第1貯水槽から送水し、通水経路を加圧した後、冷却水入口側の弁を閉止し、一定時間保持する。一定時間経過後、冷却水出入口弁の間に設置した可搬型冷却コイル圧力計の指示値の低下の有無から冷却コイル等の健全性を確認し、実施責任者に結果を報告する。冷却コイル等への通水は、冷却コイル等への通水に係る準備作業及び実施に要する作業が多いことから、「貯槽等への注水」及び「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に示す重大事故等対策を優先して実施し、大気中への放射性物質の放出を抑制できる状態を整備してから実施する。
- 6) 実施責任者は、冷却コイル等の健全性確認結果をもって、冷却コイル等への通水による冷却の準備が完了したことを確認し、実施組織要員に冷却コイル等への通水の実施を指示する。
- 7) 実施組織要員は、健全性が確認された冷却コイル等に可搬型中型移送ポンプを用いて第1貯水槽から通水することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等を冷却する。通水流量は、可搬型冷却コイル通水流量計及び可搬型建屋内ホースの流量調節弁により調整する。
- 8) 実施組織要員は、可搬型冷却水排水線量計を用いて、冷却コイル等への通水に使用した水の汚染の有無を監視する。また、可搬型排水受槽に回収し、可搬型放射能測定装置を用いて汚染の有無を確認した上で、第1貯水槽へ移送する。冷却コイル等への通水時に必要

な監視項目は、冷却コイル通水流量、貯槽等温度、建屋給水流量及び排水線量である。

9) 実施責任者は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が 85°C 以下で安定していることを確認することにより、冷却コイル等への通水による冷却機能が維持されていると判断する。冷却機能が維持されていることを判断するために必要な監視項目は、貯槽等温度である。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋の「冷却コイル等への通水による冷却」の操作は、前処理建屋内部ループ 1 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 16 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却コイル等への通水開始まで 46 時間 20 分以内で可能である。前処理建屋内部ループ 2 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 22 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 61 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却コイル等への通水開始まで 45 時間以内で可能である。

分離建屋の「冷却コイル等への通水による冷却」の操作は、分離建屋内部ループ 1 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却コイル等への通水開始まで 26 時間以内で可能である。分離建屋内部ループ 2 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 24 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19

人の合計 63 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却コイル等への通水開始まで 47 時間 40 分以内で可能である。分離建屋内部ループ 3 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 16 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却コイル等への通水開始まで 65 時間 50 分以内で可能である。

精製建屋の「冷却コイル等への通水による冷却」の操作は、精製建屋内部ループ 1 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 12 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 51 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却コイルへの通水開始まで 30 時間 40 分以内で可能である。精製建屋内部ループ 2 の貯槽等（第 2－3 表）に対して、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却コイルへの通水開始まで 37 時間 30 分以内で可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の「冷却コイル等への通水による冷却」の操作は、建屋内の実施組織要員 22 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 61 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却ジャケットへの通水開始まで 26 時間 20 分以内で可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋の「冷却コイル等への通水による冷却」の操作は、建屋内の実施組織要員 28 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 67 人にて作業を実施した場合、事象発生から安全冷却水系の冷却コイルへの通水開始まで 38 時間以内で可能である。

建屋外の要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人は全ての建屋の対応において共通の要員である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

iii. 給水処理設備等から貯槽等への注水

発生防止対策が機能せず貯槽等に内包する高レベル廃液等が沸騰した場合、かつ、交流動力電源が健全な場合においては、貯槽等に内包する高レベル廃液等の沸騰による液位の低下、及びこれによる濃縮を防止するため給水処理設備等を用いた貯槽等への注水を実施することにより、貯槽等の高レベル廃液等が乾燥し固化に至ることを防止する。

(i) 手順着手の判断基準

安全冷却水系の安全冷却水系冷却塔、外部ループの冷却水循環ポンプ若しくは内部ループの冷却水循環ポンプが全台故障し、安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合（第 2-5 表）。

本対応は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員とは別に、本対応を実施するための要員を確保可能な場合に着手することとし、重大事故等対処設備を用いた対応と並行して実施する。

(ii) 操作手順

「給水処理設備等から貯槽等への注水」の手順の概要は以下のとお

り。本手順の成否は、貯槽等液位から、貯槽等に注水されていることにより確認する。手順の対応フローを第2-23図、概要図を第2-24図、タイムチャートを第2-25図から第2-29図に示す。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員に「給水処理設備等から貯槽等への注水」のための準備の実施を指示する。
- 2) 実施組織要員は、注水に使用するポンプが起動していることを確認する。また、化学薬品貯蔵供給系から注水を実施する場合には、供給する試薬を受入れ、試薬の濃度調整を行う。
- 3) 実施組織要員は、給水処理設備等から貯槽等へ注水するための系統を構築する。また、貯槽等内の液位と貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度の監視を継続する。
- 4) 実施組織要員は、監視の結果、高レベル廃液等が沸騰温度に至ったことを実施責任者へ報告する。
- 5) 実施責任者は、高レベル廃液等が沸騰に至り、高レベル廃液等の液量が初期液量の70%（高レベル廃液等の濃縮を考慮しても揮発性ルテニウムが発生する120°Cに至らない液量）まで減少する前に貯槽等への注水開始を判断し、以下の⑥)へ移行する。貯槽等への注水の実施を判断するために必要な監視項目は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度及び貯槽等の液位である。
- 6) 実施組織要員は、貯槽等の液位計の指示値から貯槽等の液位を算出し、注水停止液位（貯槽等への注水量）を決定した上で、給水処理設備等から貯槽等に注水する。
- 7) 実施組織要員は、注水停止液位に到達したことにより、注水作業を停止し、貯槽等の温度及び貯槽等の液位の監視を継続する。
- 8) 実施組織要員は、貯槽等の液位の監視の結果、予め定めた液位に

低下した場合には、貯槽等への注水を再開する。貯槽等への注水時に必要な監視項目は、貯槽等の温度及び貯槽等の液位である。

- 9) 実施責任者は、貯槽等の液位から、貯槽等に注水されていることを確認することで、蒸発乾固の進行が防止されていると判断する。蒸発乾固の進行が防止されていることを判断するために必要な監視項目は、貯槽等の液位である。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋における「給水処理設備等から貯槽等への注水」の操作は、実施組織要員 8 人及び実施責任者等の要員 6 人の合計 14 人にて作業を実施した場合、作業開始から注水準備完了まで 4 時間 30 分以内で実施可能である。

分離建屋における「給水処理設備等から貯槽等への注水」の操作は、実施組織要員 8 人及び実施責任者等の要員 6 人の合計 14 人にて作業を実施した場合、作業開始から注水準備完了まで 7 時間以内で実施可能である。

精製建屋における「給水処理設備等から貯槽等への注水」の操作は、実施組織要員 8 人及び実施責任者等の要員 6 人の合計 14 人にて作業を実施した場合、作業開始から注水準備完了まで 3 時間 30 分以内で実施可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における「給水処理設備等から貯槽等への注水」の操作は、実施組織要員 12 人及び実施責任者等の要員 6 人の合計 18 人にて作業を実施した場合、作業開始から注水準備完了まで 2 時間以内で実施可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋における「給水処理設備等から貯槽

等への注水」の操作は、実施組織要員 8 人及び実施責任者等の要員 6 人の合計 14 人にて作業を実施した場合、作業開始から注水準備完了まで 6 時間以内で実施可能である。

上記の操作は注水予定時間までに作業を完了することができる。

なお、実施責任者等の要員 6 人は全ての建屋の対応において、共通の要員である。

本対策は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員とは別に、本対策を実施するための要員を確保可能な場合に着手を行うこととしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

iv. セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、高レベル廃液等が沸騰に至る場合に備え、セル導出設備の流路を遮断し、貯槽等からの排気をセルに導出するとともに、当該排気系統に設置した凝縮器へ通水する。さらに、セル排気系の高性能粒子フィルタは一段であることから、セル排気系を代替する排気系として、建屋代替換気設備の可搬型排風機、可搬型フィルタ等を敷設し、放射性エアロゾルを可搬型フィ

ルタの高性能粒子フィルタで除去しつつ主排気筒から大気中に放出することにより、沸騰により発生した廃ガス中の放射性物質濃度を低下させる。

(i) 手順着手の判断基準

安全冷却水系の安全冷却水系冷却塔、外部ループの冷却水循環ポンプ若しくは内部ループの冷却水循環ポンプが全台故障し、安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合、又は、外部電源が喪失、かつ、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合（第2-5表）。

(ii) 操作手順

「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」の手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第2-3図、概要図を第2-30図、タイムチャートを第2-21図に示す。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の対応については屋外の機器を屋内に運搬する対応及び除灰の対応を行う。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員に「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」の準備の実施を指示する。
- 2) 実施組織要員は、前処理建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が停止している場合には、水素掃気用の圧縮空気の供給継続による大気中への放射性物質の放出を低減するため、貯槽等へ圧縮空気を供給する水素掃気用安全圧縮空気系の手動弁を閉止する。
- 3) 実施組織要員は、貯槽等に内包する高レベル廃液等の沸騰に伴い

発生する蒸気を凝縮し、放射性物質を除去するために「内部ループへの通水による冷却」で敷設する可搬型中型移送ポンプの下流側に、凝縮器への通水のための可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型凝縮器通水流量計を可搬型建屋内ホースの経路上に設置する。ただし、高レベル廃液ガラス固化建屋においては、凝縮器への水の供給経路として凝縮器冷却水給排水系を用いるとともに、凝縮器の排気経路として気液分離器も用いる。前処理建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋においては、凝縮器からの凝縮水の系統を構築するため、セル導出設備の可搬型建屋内ホースも用いる。

- 4) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースを冷却水配管（凝縮器）の給水側の接続口に接続し、可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースを接続することで、第1貯水槽から各建屋の凝縮器に通水するための経路を構築する。
- 5) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースを冷却水配管（凝縮器）の排水側の接続口に接続し、可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースを接続することで、冷却に使用した水を可搬型排水受槽に排水するための経路を構築する。
- 6) 実施組織要員は、予備凝縮器を使用する場合、系統を構築するため、予備凝縮器とセル導出設備の可搬型ダクト、可搬型建屋内ホース、可搬型配管、代替安全冷却水系の可搬型配管及び可搬型建屋内ホースを接続する。
- 7) 実施組織要員は、凝縮器及び予備凝縮器（以下2. では「凝縮器」という。）の運転状態を確認するため、凝縮器の排気系統に可搬型凝縮器出口排気温度計を設置する。常設重大事故等対処設備で凝縮水回収先のセルの液位を計測できない場合は、凝縮器の運転状

態を確認するため、凝縮水回収セルに可搬型漏えい液受皿液位計を設置する。分離建屋においては、常設重大事故等対処設備で凝縮水回収先の液位を計測できない場合は、セル導出設備の高レベル廃液濃縮缶凝縮器等の運転状態を確認するため、凝縮水回収貯槽にも可搬型漏えい液受皿液位計を設置する。

- 8) 実施組織要員は、排気経路を構築するためセル排気系、可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機の接続並びに建屋排気系のダンパを閉止する。また、可搬型フィルタの圧力を監視するため、可搬型フィルタに可搬型フィルタ差圧計を設置する。ただし、前処理建屋においては、排気経路を構築するため、主排気筒へ排出するユニットも用いる。高レベル廃液ガラス固化建屋においては、沸騰蒸気量が多いため、排気経路上に可搬型デミスタを設置する。
- 9) 実施組織要員は、可搬型排風機への電源系統を構築するため、可搬型排風機と電源設備の代替所内電源系統の各建屋の可搬型発電機、重大事故対処用母線及び電路、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル（可搬型発電機）を接続する。また、降灰により可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には、実施組織要員は、運搬車により可搬型発電機を各建屋内に配置する。
- 10) 実施組織要員は、導出先セルの圧力を監視するため、導出先セルに可搬型導出先セル圧力計を設置する。また、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）の圧力を監視するため、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）に、可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計を設置する。常設重大事故等対処設備で塔槽類廃ガス処理設備の圧力を計測できない場合は、セル導出経路の圧力を監視するため、塔槽類廃ガス処理設備に可搬

型廃ガス洗浄塔入口圧力計を設置する。

- 11) 実施責任者は、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が停止している場合には、沸騰に伴い気相中へ移行する放射性物質又は水素掃気用の圧縮空気の供給継続により移行する放射性物質を塔槽類廃ガス処理設備からセルに導くための作業の実施を判断し、以下の 12) へ移行する。また、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が運転している場合に、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度が 85°C に至り、かつ、温度の上昇傾向が続く場合には、沸騰に伴い気相中へ移行する放射性物質又は水素掃気用の圧縮空気の供給継続により移行する放射性物質を塔槽類廃ガス処理設備からセルに導くための経路構築作業の実施を判断し、以下の 12) へ移行する。実施を判断するために必要な監視項目は、貯槽等温度及び塔槽類廃ガス処理設備の排風機の運転状態である。
- 12) 実施組織要員は、塔槽類廃ガス処理設備から導出先セルに放射性物質を導出するため、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が起動している場合は停止するとともに、セル導出設備の隔離弁を閉止し、塔槽類廃ガス処理設備と導出先セルを接続している各建屋の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの手動弁及びセル導出設備の手動弁を開放する。これにより、水素掃気用の圧縮空気に同伴する放射性物質が塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出される。また、沸騰に伴い塔槽類廃ガス処理設備の配管内の内圧が上昇した場合、発生した放射性物質は、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出される。前処理建屋、分離建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋においては、発生した放射性物質が、塔槽類

廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合は、セル導出設備の廃ガス洗浄塔シール ポップ等の水封安全器を経由して導出先セルに放射性物質が導出される。

- 13) 実施責任者は、凝縮器への通水の準備完了後直ちに、凝縮器への通水の実施を判断し、以下の 14) へ移行する。
- 14) 実施組織要員は、可搬型中型移送ポンプにより、第 1 貯水槽から凝縮器に通水する。通水流量は、可搬型凝縮器通水流量計及び可搬型建屋内ホースに設置している流量調節弁により調整する。
- 15) 実施組織要員は、凝縮器への通水に使用した水を、可搬型冷却水排水線量計を用いて汚染の有無を監視する。また、可搬型排水受槽に回収、可搬型放射能測定装置を用いて汚染の有無を確認した上で、第 1 貯水槽へ移送する。凝縮器から発生する凝縮水は、凝縮水回収セル等に回収する。凝縮器への通水時に必要な監視項目は、凝縮器通水流量、凝縮水回収セル等の液位、凝縮器出口排気温度及び排水線量である。
- 16) 実施組織要員は、高レベル廃液等が沸騰した後、可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計により、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）の差圧を監視し、高性能粒子フィルタの差圧が上昇傾向を示した場合、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）を隔離し、バイパスラインへ切り替える。これらの実施を判断するために必要な監視項目は、セル導出設備フィルタ差圧である。
- 17) 実施責任者は、可搬型排風機の運転準備が整い次第、可搬型排風機の起動を判断する。
- 18) 実施組織要員は、可搬型排風機を運転することで、排気経路以外

の経路からの大気中への放射性物質の放出を抑制し、セル内の圧力上昇を緩和しつつ、可搬型フィルタにより放射性エアロゾルを除去し、主排気筒を介して大気中へ管理しながら放送出する。また、可搬型フィルタ差圧計により、可搬型フィルタの差圧を監視する。

- 19) 実施組織要員は、排気モニタリング設備により、主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況を監視する。排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、可搬型排気モニタリング設備により、主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況を監視する。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋の「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」のうち、セルへの導出経路の構築の操作は、建屋内の実施組織要員 10 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 49 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）140 時間に對し、事象発生から凝縮器への通水完了まで 41 時間 10 分以内で可能である。セル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 12 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 51 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）140 時間に對し、事象発生から可搬型排風機の起動完了まで 33 時間 10 分以内で可能である。

分離建屋の「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」のうち、セルへの導出経路の構築の操作は、建屋内の実施組織要員 16 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間

(高レベル廃液等の沸騰開始時間) 15 時間に對し、事象発生から凝縮器への通水完了まで分離建屋内部ループ 1 (第 2-3 表参照) は 10 時間以内、分離建屋内部ループ 2, 3 (第 2-3 表参照) は 51 時間以内で可能である。セル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間 (高レベル廃液等の沸騰開始時間) 15 時間に對し、事象発生から可搬型排風機の起動完了まで 6 時間 10 分以内で可能である。

精製建屋の「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」のうち、セルへの導出経路の構築の操作は、建屋内の実施組織要員 8 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 47 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間 (高レベル廃液等の沸騰開始時間) 11 時間に對し、事象発生から凝縮器への通水完了まで 8 時間 30 分以内で可能である。セル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 20 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 59 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間 (高レベル廃液等の沸騰開始時間) 11 時間に對し、事象発生から可搬型排風機の起動完了まで 6 時間 40 分以内で可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」のうち、セルへの導出経路の構築の操作は、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間 (高レベル廃液等の沸騰開始時間) 19 時間に對し、事象発生から凝縮器への通水完了まで 14 時間 10 分以内で

可能である。セル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 20 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 59 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）19 時間に對し、事象発生から可搬型排風機の起動完了まで 15 時間以内で可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋の「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」のうち、セルへの導出経路の構築の操作は、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）23 時間に對し、事象発生から凝縮器への通水完了まで 20 時間以内で可能である。セル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施組織要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、対策の制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始時間）23 時間に對し、事象発生から可搬型排風機の起動完了まで 13 時間以内で可能である。

建屋外の要員 20 人及び実施責任者等の要員 19 人は全ての建屋の対応において共通の要員である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

v. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第2-19図に示す。

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合には、「貯槽等への注水」の対応手順に従い、第1貯水槽の水を貯槽等内へ注水することにより、貯槽等の高レベル廃液等が乾燥し固化に至ることを防止する。また、「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」手順に従い、沸騰により発生した廃ガス中の放射性物質濃度を低下させる。さらに、事態を収束させるため、「冷却コイル等への通水による冷却」の対応手順に従い、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる。

これらの対応手段の他に交流動力電源が健全な場合には、貯槽等の高レベル廃液等が乾燥し固化に至ることを防止するために、「給水処理設備等から貯槽等への注水」による対応手順を選択することができる。

上記の手順の実施において、計装設備を用いて監視するパラメータは第2-4表に示す。また、この監視パラメータのうち、機器等の状態を直接監視する重要監視パラメータの計測が困難となった場合は、第2-7表の重要代替監視パラメータを用いて換算等による推定を行い、対応手順の選択を行う。

また、内的事象により発生する重大事故等への対処においては、「1.9 電源の確保に関する手順」、「1.10 事故時の計装に関する手順等」及び「1.12 監視測定等に関する手順等」に記載する設計基準対象の施設の電源設備、計測制御設備及び放射線監視設備をそれぞれ

用いる。

(c) その他の手順項目について考慮する手順

安全冷却水系の内部ループへの通水等で使用する水を第1貯水槽へ供給する手順については、「1.8 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

可搬型排風機に使用する可搬型発電機の接続、可搬型発電機等への燃料補給等、電源の確保及び燃料補給の手順については、「1.9 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度等の監視及び重要監視パラメータが計測不能となった場合の重要代替監視パラメータによる推定に関する手順については、「1.10 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

大気中への放射性物質の放出の状態監視等に係る監視測定に関する手順については、「1.12 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧 (1 / 11)

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|--|------------|--|---------------------------------|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系 冷却塔 ・外部ループ 冷却水循環ポンプ ・外部ループへの配管 ・内部ループ 冷却水循環ポンプ ・外部電源 ・第2非常用ディーゼル発電機 | 内部ループによる冷却 | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・内部ループ配管・弁 ・冷却コイル配管・弁 ・冷却ジャケット配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 前処理課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・内部ループ配管・弁 ・冷却コイル配管・弁 ・冷却ジャケット配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 分離課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・内部ループ配管・弁 ・冷却コイル配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 精製課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・内部ループ配管・弁 ・冷却ジャケット配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 脱硝課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・内部ループ配管・弁 ・冷却コイル配管・弁 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の 冷却水給排水系 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | ガラス固化課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型建屋外ホース ・可搬型中型移送ポンプ ・可搬型排水受槽 ・可搬型中型移送ポンプ運搬車 ・ホース展張車 ・運搬車 | 防災管理課 重大事故等 発生時対応 手順書 |

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧（2／11）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|------------------------------------|-------------------|--|-------------------------------|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手段 | ・ 内部ループ 冷却水循環ポンプ 操作による冷却 | 安全冷却水系の中間熱交換器バイパス | <ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水系の内部ループ [冷却水設備の安全冷却水系(再処理設備本体用)、清澄・計量設備、溶解設備] 安全冷却水系の外部ループ [冷却水設備の安全冷却水系(再処理設備本体用)] 蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 前処理課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 分離課 重大事故等 発生時対応 手順書 | |
| | | | 精製課 重大事故等 発生時対応 手順書 | |
| | | | ガラス固化課 重大事故等 発生時対応 手順書 | |
| | | | ユーティリティ課 重大事故等 発生時対応 手順書 | |

注)「対処設備」欄の括弧内は設計基準の名称を示す。

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧（3／11）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|--|------------------------------|---|-------------------------------|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手段 | ・外部ループ冷却水循環ポンプ 冷却水循環ポンプの安全冷却水系による冷却 | 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系の内部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）、清澄・計量設備、溶解設備] 内部ループ冷却水循環ポンプ ・安全冷却水系の外部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）] ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 前処理課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系の内部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）、高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系、分離建屋一時貯留処理設備、分離設備] 内部ループ冷却水循環ポンプ ・安全冷却水系の外部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）] ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 分離課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系の内部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）、プルトニウム精製設備、精製建屋一時貯留処理設備] 内部ループ冷却水循環ポンプ ・安全冷却水系の外部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）] ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 精製課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系の内部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系] 内部ループ冷却水循環ポンプ ・安全冷却水系の外部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）] ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 脱硝課 重大事故等 発生時対応 手順書 |

注)「対処設備」欄の括弧内は設計基準の名称を示す。

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧（4／11）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|---------------|------------------------------|---|-----------------------------------|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手段 | 外部ループ冷却水循環ポンプ | 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全冷却水系の内部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）、高レベル廃液ガラス固化設備、高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系、高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系] 内部ループ冷却水循環ポンプ ・ 安全冷却水系の外部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）] ・ 蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の安全冷却水系 外部ループ冷却水循環ポンプ 安全冷却水系冷却塔 | ガラス固化課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | 運転予備負荷用一般冷却水系による冷却 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全冷却水系の内部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）、高レベル廃液ガラス固化設備、高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系、高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系] 内部ループ冷却水循環ポンプ ・ 安全冷却水系の外部ループ [冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）] ・ 蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) <ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理設備本体の運転予備負荷用一般冷却水系 一般冷却水系冷却塔 冷却水循環ポンプ | 燃料管理課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | 自主対策設備 | | ガラス固化課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | | ユーティリティ 課重大事故等 発生時対応 手順書 |

注)「対処設備」欄の括弧内は設計基準の名称を示す。

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧（5／11）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|---|---------|--|-----------------------------|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系 冷却塔 ・外部ループ 冷却水循環ポンプ ・外部ループの配管 ・内部ループ 冷却水循環ポンプ ・外部電源 ・第2非常用ディーゼル発電機 | 貯槽等への注水 | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・機器注水配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 前処理課 重大事故等 発生時対応手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・機器注水配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 分離課 重大事故等 発生時対応手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・機器注水配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 精製課 重大事故等 発生時対応手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・機器注水配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 脱硝課 重大事故等 発生時対応手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・機器注水配管・弁 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | ガラス固化課 重大事故等 発生時対応手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型建屋外ホース ・可搬型中型移送ポンプ ・可搬型中型移送ポンプ運搬車 ・ホース展張車 ・運搬車 | 防災管理課 重大事故等 発生時対応手順書 |

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧（6／11）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|--|-----------------|--|---------------------------------|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段 | 安全冷却水系 冷却塔 外部ループ 冷却水循環ポンプ 外部ループの配管 内部ループ 冷却水循環ポンプ 外部電源 第2非常用ディーゼル発電機 | 冷却コイル等への通水による冷却 | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・冷却コイル配管・弁 ・冷却ジャケット配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 前処理課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・冷却コイル配管・弁 ・冷却ジャケット配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 分離課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・冷却コイル配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 精製課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・冷却ジャケット配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 脱硝課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・冷却コイル配管・弁 ・可搬型建屋内ホース ・高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水系 ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | ガラス固化課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 代替安全冷却水系 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型建屋外ホース ・可搬型中型移送ポンプ ・可搬型排水受槽 ・可搬型中型移送ポンプ運搬車 ・ホース展張車 ・運搬車 | 防災管理課 重大事故等 発生時対応 手順書 |

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧 (7/11)

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|--|------------------|---|--|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系 冷却塔 ・外部ループ 冷却水循環ポンプ ・内部ループ 冷却水循環ポンプ | 給水処理設備等から貯槽等への注水 | 給水処理設備 ・純水ポンプ 化学薬品貯蔵供給系 清澄・計量設備 溶解設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 前処理課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 給水処理設備 ・純水ポンプ 化学薬品貯蔵供給系 高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液 濃縮系 分離建屋一時貯留処理設備 分離設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の 塔槽類廃ガス処理系 蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 分離課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 給水処理設備 ・純水ポンプ 化学薬品貯蔵供給系 ・酸除染液調整槽ポンプ プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム 系) 蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 自主対策設備 精製課 重大事故等 発生時対応 手順書 |
| | | | 給水処理設備 ・純水移送ポンプ 化学薬品貯蔵供給系 ・硝酸溶液供給ポンプ ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 の溶液系 蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) | 脱硝課 重大事故等 発生時対応 手順書 |

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧（8／11）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|---|-------------------------|--|---|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系 冷却塔 ・外部ループ 冷却水循環ポンプ ・内部ループ 冷却水循環ポンプ | <p>給水処理設備等から貯槽等への注水</p> | <p>給水処理設備 ・純水供給ポンプ 化学薬品貯蔵供給系 高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系 高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系 高レベル廃液ガラス固化設備 蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表)</p> <p>給水処理設備 ・純水供給ポンプ 化学薬品貯蔵供給系 ・硝酸供給ポンプ</p> | <p>ガラス固化課 重大事故等 発生時対応 手順書</p> <p>自主対策設備</p> <p>ユーティリティ課 重大事故等 発生時対応 手順書</p> |

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧（9／11）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|---|--|--|---|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系 冷却塔 外部ループ 冷却水循環ポンプ 外部ループの配管 内部ループ 冷却水循環ポンプ 外部電源 第2非常用ディーゼル発電機 | <p>セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応</p> | <p>セル導出設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管・弁 ・隔離弁 ・廃ガス洗浄塔 シール ポット ・塔槽類廃ガス処理設備から ・セルに導出するユニット 塔槽類廃ガス処理設備から セルに導出するユニット (フィルタ) ・凝縮器 ・予備凝縮器 ・凝縮液回収系 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) ・前処理建屋の可搬型ダクト <p>代替安全冷却水系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水配管・弁(凝縮器) ・可搬型建屋内ホース <p>建屋代替換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト・ダンバ ・前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット ・可搬型フィルタ ・可搬型ダクト ・可搬型排風機 <p>主排気筒</p> | <p>前処理課 重大事故等 発生時対応 手順書</p> <p>重大事故等 対処設備</p> |
| | | | <p>セル導出設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管・弁 ・隔離弁 ・廃ガス リリーフ ポット ・塔槽類廃ガス処理設備から セルに導出するユニット ・塔槽類廃ガス処理設備から セルに導出するユニット (フィルタ) ・凝縮器 ・凝縮液回収系 ・分離建屋の高レベル廃液濃縮缶 凝縮器 ・分離建屋の第1エジェクタ凝縮器 ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) ・分離建屋の可搬型配管 <p>代替安全冷却水系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水配管・弁(凝縮器) ・可搬型建屋内ホース <p>建屋代替換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト・ダンバ ・可搬型フィルタ ・可搬型ダクト ・可搬型排風機 <p>主排気筒</p> | <p>分離課 重大事故等 発生時対応 手順書</p> |

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧 (10/11)

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|---|--|---|---|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系 冷却塔 ・外部ループ 冷却水循環ポンプ ・外部ループの配管 ・内部ループ 冷却水循環ポンプ ・外部電源 ・第2非常用ディーゼル発電機 | <p>セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応</p> | <p>セル導出設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管・弁 ・隔離弁 ・廃ガス ポット ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ) ・凝縮器 ・予備凝縮器 ・凝縮液回収系 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 <p>(第2-3表)</p> <p>代替安全冷却水系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水配管・弁(凝縮器) ・可搬型建屋内ホース <p>建屋代替換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト・ダンパ ・可搬型フィルタ ・可搬型ダクト ・可搬型排風機 <p>主排気筒</p> <p>セル導出設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管・弁 ・隔離弁 ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ) ・凝縮器 ・予備凝縮器 ・凝縮液回収系 ・可搬型建屋内ホース ・蒸発乾固対象貯槽等 <p>(第2-3表)</p> <p>代替安全冷却水系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水配管・弁(凝縮器) ・可搬型建屋内ホース <p>建屋代替換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト・ダンパ ・可搬型フィルタ ・可搬型ダクト ・可搬型排風機 <p>主排気筒</p> | <p>精製課 重大事故等 発生時対応 手順書</p> <p>重大事故等 対処設備</p> <p>脱硝課 重大事故等 発生時対応 手順書</p> |

第2-1表 機能喪失を想定する設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧 (11/11)

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|---|---------------------------------|--|---|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系 冷却塔 ・外部ループ 冷却水循環ポンプ ・外部ループの配管 ・内部ループ 冷却水循環ポンプ ・外部電源 ・第2非常用ディーゼル発電機 | セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 | <p>セル導出設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管・弁 ・隔壁弁 ・ダクト・ダンパ ・廃ガスシールポット ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ) ・凝縮器 ・予備凝縮器 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器 ・凝縮液回収系 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管 ・蒸発乾固対象貯槽等 (第2-3表) <p>代替安全冷却水系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却水配管・弁(凝縮器) ・高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水系 ・可搬型建屋内ホース ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管 <p>建屋代替換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト・ダンパ ・可搬型フィルタ ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスター ・可搬型ダクト ・可搬型排風機 <p>主排気筒</p> <p>代替安全冷却水系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型建屋外ホース ・可搬型中型移送ポンプ ・可搬型排水受槽 ・可搬型中型移送ポンプ運搬車 ・ホース展張車 ・運搬車 | <p>ガラス固化課 重大事故等 発生時対応 手順書</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>防災管理課 重大事故等 発生時対応 手順書</p> |

| 機器グループ | | 蒸気取扱の発生防止対策 | | | | | | | | | | 系統を隔てた火災防止対策 | |
|-----------------------|--|------------------------|--------|--------|--------|--------|-------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------------------------------|----------------|
| 設備名稱 | | 内制レバーペーパー過水による合流 | | | | | 外通地盤車用に安全金物化系の受入れ、中間燃え止め器具の回収 | | | | | 主対策設備 | |
| 安全栓等 | 構成する機器 | 逆止弁等対応設備 | 自主対策設備 | 自主対策設備 | 自主対策設備 | 自主対策設備 | 逆止弁等対応設備 | 逆止弁等対応設備 | 逆止弁等対応設備 | 逆止弁等対応設備 | 逆止弁等対応設備 | セラーベーの出火経路の導入口を遮断する方法による消火栓等への注水 | 給排水管等への漏水による冷却 |
| 冷却水設備 | 外端ルーバーを組み替換ポンプ 外端ルーバーを組み替換ポンプ 内端ルーバーを組み替換ポンプ 内端ルーバーを組み替換ポンプ | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 安全冷却水系(再循環装置本体用) | 安全冷却水系(再循環装置本体用) | O | O | O | O | O | O | O | O | O | O | O | X |
| 使用液燃の受入れ及び貯蔵施設の安全冷却水系 | 使用液燃の受入れ及び貯蔵施設の安全冷却水系 | O | O | O | O | O | O | O | O | O | O | O | X |
| 海水処理装置 | 海水処理装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 化学薬品供給装置 | 配管・弁装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | O | X |
| 化学薬品供給装置 | 電源装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | O | X |
| 電源装置 | 電気設備の所内高圧系統 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 電源装置 | 電気設備の所内低圧系統 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 電源装置 | 電源装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 計測・交換装置 | 計測・交換装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 電源装置 | 電源装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 電源装置 | 電源装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 電源装置 | 電源装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 電源装置 | 代用電源装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | O | X |
| 電源装置 | 分離式の冷水車液冷用油温常温計 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 代用所内電気設備 | 可燃性ガス警報 | X | X | O | O | O | O | O | O | O | O | O | X |
| 電源装置 | 絶縁耳掛式給電装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 電源装置 | 直接耳掛式給電装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 電源装置 | 代答計測調節装置 | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X |
| 分離式 | | 可燃性ガスの冷水車液冷用油温常温計及び常温計 | | | | | | | | | | | |
| 内部ループ | | 可燃性ガスの冷水車液冷用油温常温計 | | | | | | | | | | | |

第2－3表 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の
発生を想定する対象貯槽等（1／3）

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 |
|-------|-----------------|-----------|
| 前処理建屋 | 前処理建屋 内部ループ1 | 中継槽A |
| | | 中継槽B |
| | | リサイクル槽A |
| | | リサイクル槽B |
| | 前処理建屋 内部ループ2 | 中間ポットA |
| | | 中間ポットB |
| | | 計量前中間貯槽A |
| | | 計量前中間貯槽B |
| | | 計量後中間貯槽 |
| | | 計量・調整槽 |
| 分離建屋 | 分離建屋内部ループ1 | 計量補助槽 |
| | | 高レベル廃液濃縮缶 |
| | | 高レベル廃液供給槽 |
| | 分離建屋内部ループ2 | 第6一時貯留処理槽 |
| | | 溶解液中間貯槽 |
| | | 溶解液供給槽 |
| | | 抽出廃液受槽 |
| | | 抽出廃液中間貯槽 |
| | | 抽出廃液供給槽A |
| | | 抽出廃液供給槽B |
| | | 第1一時貯留処理槽 |
| | | 第8一時貯留処理槽 |
| | | 第7一時貯留処理槽 |
| | | 第3一時貯留処理槽 |
| | | 第4一時貯留処理槽 |

第1.2-3表 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の
発生を想定する対象貯槽等 (2/3)

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 |
|--------------------------|-----------------------------------|---------------|
| 精製建屋 | 精製建屋 内部ループ1 | プルトニウム濃縮液受槽 |
| | | リサイクル槽 |
| | | 希釀槽 |
| | | プルトニウム濃縮液一時貯槽 |
| | | プルトニウム濃縮液計量槽 |
| | | プルトニウム濃縮液中間貯槽 |
| | 精製建屋 内部ループ2 | プルトニウム溶液受槽 |
| | | 油水分離槽 |
| | | プルトニウム濃縮缶供給槽 |
| | | プルトニウム溶液一時貯槽 |
| | | 第1一時貯留処理槽 |
| | | 第2一時貯留処理槽 |
| ウラン・ プルトニウム 混合脱硝建屋 | ウラン・ プルトニウム 混合脱硝建屋 内部ループ | 第3一時貯留処理槽 |
| | | 硝酸プルトニウム貯槽 |
| | | 混合槽A |
| | | 混合槽B |
| | | 一時貯槽※ |

※平常運転時は空運用

第1.2-3表 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の
発生を想定する対象貯槽等（3／3）

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 |
|-----------------------|-----------------------------|----------------|
| 高レベル廃液 ガラス 固化建屋 | 高レベル廃液ガラス 固化建屋 内部ループ1 | 高レベル廃液混合槽A |
| | | 高レベル廃液混合槽B |
| | | 供給液槽A |
| | | 供給液槽B |
| | | 供給槽A |
| | | 供給槽B |
| 高レベル廃液 ガラス 固化建屋 | 高レベル廃液ガラス 固化建屋 内部ループ2 | 第1高レベル濃縮廃液貯槽 |
| | | 第2高レベル濃縮廃液貯槽 |
| | | 第1高レベル濃縮廃液一時貯槽 |
| | 高レベル廃液ガラス 固化建屋 内部ループ4 | 第2高レベル濃縮廃液一時貯槽 |
| | | 高レベル廃液共用貯槽※ |
| | | |
| ※平常運転時は空運用 | | |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(1/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ(計器) | |
|------------------------------------|--------------------|-----------------------|----------------------------|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手順 内部ループへの通水による冷却 | | | |
| | | | |
| 前処理課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 - (対策準備の進捗) | - (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設) |
| | 操作 | 膨張槽液位 | 可搬型膨張槽液位計(可搬型) |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設) |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計(可搬型) |
| | | 漏えい液受皿液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計(可搬型) |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(2/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|----------------------|--------------------|-----------------------|----------------------------|
| 分離課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | （重大事故等対策における共通事項参考） |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | 操作 | 膨張槽液位 | 可搬型膨張槽液位計（可搬型） |
| | | 内部ループ通水圧力 | 可搬型冷却コイル圧力計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計（可搬型） |
| | | 漏えい液受皿液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計（可搬型） |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計（可搬型） |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(3/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|--------------------------------------|--------------------|-----------------------|----------------------------|
| 精製課 重大事 故等發 生時對 應手順 書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | 操作 | 膨張槽液位 | 可搬型膨張槽液位計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計（可搬型） |
| | | 漏えい液受皿液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計（可搬型） |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計（可搬型） |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(4/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) |
|-------------------------|--------------------|-----------------------|----------------------------|
| 脱硝課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設) |
| | 操作 | 膨張槽液位 | 可搬型膨張槽液位計(可搬型) |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設) |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計(可搬型) |
| ガラス固化課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 漏えい液受皿液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計(可搬型) |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |
| | 操作 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設) |
| | | 膨張槽液位 | 可搬型膨張槽液位計(可搬型) |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設) |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計(可搬型) |
| | | 漏えい液受皿液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計(可搬型) |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(5/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） | | |
|--------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|--|--|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手順 | | | | | |
| 安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却 | | | | | |
| 前処理課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) | | |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) | | |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） | | |
| | 操作 | 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） | | |
| | | 安全冷却水系流量（内部ループ） | 冷却水計流量計（常設） | | |
| | | 安全冷却水系流量（外部ループ） | 冷却水計流量計（常設） | | |
| 分離課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) | | |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) | | |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） | | |
| | 操作 | 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） | | |
| | | 安全冷却水系流量（内部ループ） | 冷却水計流量計（常設） | | |
| | | 安全冷却水系流量（外部ループ） | 冷却水計流量計（常設） | | |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(6/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) |
|-------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|
| 精製課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 －(対策準備の進捗) | －(対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計(常設) |
| | 操作 | 貯槽等温度 | 貯槽温度計(常設) |
| | | 安全冷却水系流量(内部ループ) | 冷却水計流量計(常設) |
| | | 安全冷却水系流量(外部ループ) | 冷却水計流量計(常設) |
| ガラス固化課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 －(対策準備の進捗) | －(対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計(常設) |
| | 操作 | 貯槽等温度 | 貯槽温度計(常設) |
| | | 安全冷却水系流量(内部ループ) | 冷却水計流量計(常設) |
| | | 安全冷却水系流量(外部ループ) | 冷却水計流量計(常設) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(7/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ(計器) |
|---------------------------------------|---|--|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手順 | | |
| 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却(再処理設備本体) | | |
| 前処理 課重大 事故等 発生時 対応手 順書 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) |
| | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計(常設) |
| | 貯槽等温度 内部ループの安全冷却水系流量 外部ループの安全冷却水系流量 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計(常設) 冷却水計流量計(常設) 冷却水計流量計(常設) |
| 分離課 重大事 故等發 生時對 応手順 書 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) |
| | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計(常設) |
| | 貯槽等温度 内部ループの安全冷却水系流量 外部ループの安全冷却水系流量 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系流量 | 貯槽温度計(常設) 冷却水計流量計(常設) 冷却水計流量計(常設) 冷却水計流量計(常設) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(8/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|----------------------|--------------------|----------------------------|---------------------|
| 精製課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | （重大事故等対策における共通事項参考） |
| | | 【実施判断】 －（対策準備の進捗） | －（対策の準備完了） |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） |
| | 操作 | 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） |
| | | 内部ループの安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |
| | | 外部ループの安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |
| | | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |
| 脱硝課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | （重大事故等対策における共通事項参考） |
| | | 【実施判断】 着手判断に同じ | 着手判断に同じ |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） |
| | 操作 | 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） |
| | | 内部ループの安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |
| | | 外部ループの安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |
| | | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(9/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|---|--------------------|----------------------------|---------------------|
| ガラス 固化課 重大事 故等發 生時對 応手順 書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | （重大事故等対策における共通事項参考） |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） |
| | 操作 | 貯槽等温度 | 貯槽温度計（常設） |
| | | 内部ループの安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |
| | | 外部ループの安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |
| | | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(10/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） | | |
|--|--------------------|----------------------------|---------------------|--|--|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手順 | | | | | |
| 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却（高レベル廃液貯蔵設備） | | | | | |
| ガラス固化課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | （重大事故等対策における共通事項参考） | | |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） | | |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 ※1 | 貯槽温度計（常設） | | |
| | 操作 | 貯槽等温度 ※1 | 貯槽温度計（常設） | | |
| | | 内部ループの安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） | | |
| | | 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系流量 | 冷却水計流量計（常設） | | |

※1：高レベル廃液貯蔵設備のうちの高レベル濃縮廃液貯槽、高レベル濃縮廃液一時貯槽、高レベル廃液共用貯槽が対象

第2－4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(11/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) | | |
|-------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|--|--|
| 蒸発乾固の発生防止対策の対応手順 | | | | | |
| 運転予備負荷用一般冷却水系による冷却 | | | | | |
| ガラス固化課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) | | |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) | | |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 ※1 | 貯槽温度計(常設) | | |
| | 操作 | 貯槽等温度 ※1 | 貯槽温度計(常設) | | |
| | | 内部ループの安全冷却水系流量 | 冷却水系流量計(常設) | | |
| | | 運転予備負荷用一般冷却水系流量 | 冷却水系流量計(常設) | | |

※1：高レベル廃液貯蔵設備のうちの高レベル濃縮廃液貯槽、高レベル濃縮廃液一時貯槽、高レベル廃液共用貯槽が対象

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(12/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） |
|--------------------------|---|--|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手順 | | |
| 貯槽等への注水 | | |
| 前処理 課重大 事故等 発生時 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 【実施判断】 貯槽等液位 貯槽等温度 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 可搬型機器注水流量計（可搬型） |
| 対応手 順書 | 貯槽等注水流量 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | 貯槽等液位 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |
| | 建屋給水流量 | |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(13/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|--------------------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 分離課 重大事 故等發 生時對 應手順 書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | 操作 | 【成否判断】 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 貯槽等注水流量 | 可搬型機器注水流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(14/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|----------------------|--------------------|--------------------------|--|
| 精製課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 貯槽等液位 貯槽等温度 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 【成否判断】 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | 操作 | 貯槽等注水流量 | 可搬型機器注水流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(15/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|----------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 脱硝課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 【成否判断】 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | 操作 | 貯槽等注水流量 | 可搬型機器注水流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(16/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|---|--------------------|-----------------------|-----------------------------|
| ガラス 固化課 重大事 故等発 生時対 応手順 書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | （重大事故等対策における共通事項参考） |
| | | 【実施判断】 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 【成否判断】 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | 操作 | 貯槽等注水流量 | 可搬型機器注水流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 貯槽等液位 | 可搬型貯槽液位計（可搬型） 貯槽液位計（常設型） |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(17/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) | | |
|---------------------------------------|--------------------|----------------------|-----------------------------|--|--|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手順 | | | | | |
| 冷却コイル等への通水による冷却 | | | | | |
| 前処理 課重大 事故等 発生時 対応手 順書 | 判断基準 | 【着手判断】 膨張槽液位 | 可搬型膨張槽液位計(可搬型) | | |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) | | |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計(可搬型) | | |
| | | 【実施判断】 －(対策準備の進捗) | －(対策の準備完了) | | |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) | | |
| | 操作 | 冷却コイル圧力 | 可搬型冷却コイル圧力計(可搬型) | | |
| | | 冷却コイル通水流量 | 可搬型冷却コイル通水流量計(可搬型) | | |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) | | |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) | | |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) | | |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(18/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) |
|--------------------------------------|--------------------|---|--------------------|
| 分離課 重大事 故等發 生時對 應手順 書 | 判断基準 | 【着手判断】 膨張槽液位 内部ループへ通水する水の圧力 貯槽等温度 内部ループ通水流量 | |
| | | 可搬型膨張槽液位計(可搬型) 可搬型冷却コイル圧力計(可搬型) 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) 可搬型冷却水流量計(可搬型) | |
| | | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | |
| | | —(対策の準備完了) | |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | |
| | 操作 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) | |
| | | 冷却コイル圧力 | |
| | | 可搬型冷却コイル通水流量計(可搬型) | |
| | | 貯槽等温度 | |
| | | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) | |
| | 排水線量 | | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | 建屋給水流量 | | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(19/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ(計器) |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 精製課 重大事 故等発 生時対 応手順 書 | 【着手判断】 膨張槽液位 貯槽等温度 内部ループ通水流量 | 可搬型膨張槽液位計(可搬型) 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) 可搬型冷却水流量計(可搬型) |
| | | —(対策準備の進捗) —(対策の準備完了) |
| | | 【実施判断】 |
| | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) |
| | | 冷却コイル圧力 冷却コイル通水流量 |
| | 操作 | 可搬型冷却コイル圧力計(可搬型) 可搬型冷却コイル通水流量計(可搬型) 貯槽等温度 排水線量 |
| | | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) |
| | | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(20/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) |
|----------------------|--------------------|-----------------|-----------------------------|
| 脱硝課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 膨張槽液位 | 可搬型膨張槽液位計(可搬型) |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計(可搬型) |
| | 【実施判断】 | —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) |
| | 操作 | 冷却コイル圧力 | 可搬型冷却コイル圧力計(可搬型) |
| | | 冷却コイル通水流量 | 可搬型冷却コイル通水流量計(可搬型) |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設型) |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(21/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|---|--------------------|-----------------|-----------------------------|
| ガラス 固化課 重大事 故等發 生時對 應手順 書 | 判断基準 | 【着手判断】 膨張槽液位 | 可搬型膨張槽液位計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計（可搬型） |
| | 【実施判断】 | —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） |
| | | 【成否判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | 操作 | 冷却コイル圧力 | 可搬型冷却コイル圧力計（可搬型） |
| | | 冷却コイル通水流量 | 可搬型冷却コイル通水流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計（可搬型） |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(22/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） | | |
|-------------------------------------|--------------------|---|---|--|--|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手順 給水処理設備等から機器への注水 | | | | | |
| | | | | | |
| 前処理課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 貯槽等温度 内部ループ通水流量 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） 可搬型冷却水流量計（可搬型） | | |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） | | |
| | | 【成否判断】 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） | | |
| | 操作 | 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） | | |
| | | 【着手判断】 内部ループへ通水する水の圧力 貯槽等温度 内部ループの通水流量 | 可搬型冷却コイル圧力計（可搬型） 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） 可搬型冷却水流量計（可搬型） | | |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） | | |
| | 判断基準 | 【成否判断】 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） | | |
| | | 操作 | 貯槽等液位 | | |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(23/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|----------------------|--------------------|----------------------|-----------------------------|
| 精製課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計（可搬型） |
| | | 【実施判断】 －（対策準備の進捗） | －（対策の準備完了） |
| | 操作 | 【成否判断】 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） |
| | | 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） |
| 脱硝課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） |
| | | 内部ループ通水流量 | 可搬型冷却水流量計（可搬型） |
| | | 【実施判断】 －（対策準備の進捗） | －（対策の準備完了） |
| | 操作 | 【成否判断】 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） |
| | | 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(24/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|---|--------------------|------------------------------|---|
| ガラス 固化課 重大事 故等発 生時対 応手順 書 | 判断基準 | 【着手判断】 貯槽等温度 内部ループ通水流量 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設型） 可搬型冷却水流量計（可搬型） |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） |
| | | 【成否判断】 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） |
| | 操作 | 貯槽等液位 | 貯槽液位計（常設） |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(25/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） |
|---------------------------------|--------------------|---|
| 蒸発乾固の拡大防止対策の対応手順 | | |
| セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 | | |
| 前処理課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) — (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 — — |
| | 操作 | セル導出経路圧力 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計(可搬型) 廃ガス洗浄塔入口圧力計(常設型) |
| | | 導出先セル圧力 可搬型導出先セル圧力計(可搬型) |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 可搬型フィルタ差圧計(可搬型) |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧(可搬型) |
| | | 排水線量 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | | 建屋給水流量 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |
| | | 凝縮水回収セル液位 可搬型漏えい液受皿液位計(可搬型) 漏えい液受皿液位(常設型) |
| | | 凝縮器出口排気温度 可搬型凝縮器出口排気温度計(可搬型) |
| | | 凝縮器通水流量 可搬型凝縮器通水流量計(可搬型) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(26/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) |
|--------------------------------------|--------------------|-----------------------|---|
| 分離課 重大事 故等發 生時對 應手順 書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 — | — |
| | 操作 | セル導出経路圧力 | 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計(可搬型) 廃ガス洗浄塔入口圧力計(常設型) |
| | | 導出先セル圧力 | 可搬型導出先セル圧力計(可搬型) |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 | 可搬型フィルタ差圧計(可搬型) |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 | 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧(可搬型) |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |
| | | 凝縮水槽液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計(可搬型) 貯槽液位計(常設型) |
| | | 凝縮水回収セル液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計(可搬型) 漏えい液受皿(常設型) |
| | | 凝縮器出口排気温度 | 可搬型凝縮器出口排気温度計(可搬型) |
| | | 凝縮器通水流量 | 可搬型凝縮器通水流量計 |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(27/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) |
|----------------------|--------------------|-----------------------|---|
| 精製課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 — | — |
| | 操作 | セル導出経路圧力 | 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計(可搬型) 廃ガス洗浄塔入口圧力計(常設型) |
| | | 導出先セル圧力 | 可搬型導出先セル圧力計(可搬型) |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 | 可搬型フィルタ差圧計(可搬型) |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 | 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧(可搬型) |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |
| | | 凝縮水回収セル液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計(可搬型) 漏えい液受皿液位(常設型) |
| | | 凝縮器出口排気温度 | 可搬型凝縮器出口排気温度計(可搬型) |
| | | 凝縮器通水流量 | 可搬型凝縮器通水流量計(可搬型) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(28/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ(計器) |
|----------------------|-----------------------|---|
| 脱硝課 重大事故等発生時対応手順書 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | (重大事故等対策における共通事項参考) |
| | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) |
| | 【成否判断】 — | — |
| | セル導出経路圧力 | 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計(可搬型) 混合廃ガス凝縮器入口圧力計(常設型) |
| | 導出先セル圧力 | 可搬型導出先セル圧力計(可搬型) |
| | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 | 可搬型フィルタ差圧計(可搬型) |
| | セル導出設備フィルタ差圧 | 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧(可搬型) |
| | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計(可搬型) |
| | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計(可搬型) |
| | 凝縮水回収セル液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計(可搬型) 漏えい液受皿液位(常設型) |
| | 凝縮器出口排気温度 | 可搬型凝縮器出口排気温度計(可搬型) |
| | 凝縮器通水流量 | 可搬型凝縮器通水流量計(可搬型) |

第2-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ

(29/29)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|---------------------|--------------------|-----------------------|---|
| ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全冷却水系の運転状態 | （重大事故等対策における共通事項参考） |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） |
| | | 【成否判断】 — | — |
| | 操作 | セル導出経路圧力 | 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計（可搬型） 廃ガス洗浄塔入口圧力計（常設型） |
| | | 導出先セル圧力 | 可搬型導出先セル圧力計（可搬型） |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 | 可搬型フィルタ差圧計（可搬型） |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 | 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧（可搬型） |
| | | 排水線量 | 可搬型冷却水排水線量計（可搬型） |
| | | 建屋給水流量 | 可搬型建屋供給冷却水流量計（可搬型） |
| | | 凝縮水回収セル液位 | 可搬型漏えい液受皿液位計（可搬型） 漏えい液受皿液位（常設型） |
| | | 凝縮器出口排気温度 | 可搬型凝縮器出口排気温度計（可搬型） |
| | | 凝縮器通水流量 | 可搬型凝縮器通水流量計（可搬型） |

| 分類 | 区分 | 年齢 | 分析結果の判明 | 土壌中の物質に影響する要因(ヘタマーク) | 炭素の供給量 | 作物種類 | 作物の特徴 | その他の特徴(施肥回数等) | 施肥回数(施肥回数等) | 施肥手順に影響する要因(ヘタマーク) | 回数 |
|-----|----|----|---------|----------------------|--------|------|---------|---------------|-------------|--------------------|----|
| 深水井 | 新規 | 未定 | 分析結果未判明 | 土壌中の物質に影響する要因(ヘタマーク) | 耕種深耕 | 吉川高麗 | 作地の耕作方法 | 耕種深耕 | 2回(灌漑用) | 施肥手順に影響する要因(ヘタマーク) | 2回 |
| 深水井 | 既存 | 未定 | 分析結果未判明 | 土壌中の物質に影響する要因(ヘタマーク) | 耕種深耕 | 吉川高麗 | 作地の耕作方法 | 耕種深耕 | 2回(灌漑用) | 施肥手順に影響する要因(ヘタマーク) | 2回 |
| 深水井 | 既存 | 未定 | 分析結果未判明 | 土壌中の物質に影響する要因(ヘタマーク) | 耕種深耕 | 吉川高麗 | 作地の耕作方法 | 耕種深耕 | 2回(灌漑用) | 施肥手順に影響する要因(ヘタマーク) | 2回 |

第2－6表 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する
貯槽等の沸騰までの時間余裕（1／3）

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 時間余裕 (時間) |
|-------|-----------------|-----------|--------------|
| 前処理建屋 | 前処理建屋 内部ループ1 | 中継槽A | 150 |
| | | 中継槽B | |
| | | リサイクル槽A | 160 |
| | | リサイクル槽B | |
| | 前処理建屋 内部ループ2 | 中間ポットA | 160 |
| | | 中間ポットB | |
| | | 計量前中間貯槽A | 140 |
| | | 計量前中間貯槽B | |
| | | 計量後中間貯槽 | 190 |
| | | 計量・調整槽 | 180 |
| | | 計量補助槽 | 190 |
| 分離建屋 | 分離建屋 内部ループ1 | 高レベル廃液濃縮缶 | 15 |
| | | 高レベル廃液供給槽 | 720 |
| | | 第6一時貯留処理槽 | 330 |
| | 分離建屋 内部ループ3 | 溶解液中間貯槽 | 180 |
| | | 溶解液供給槽 | 180 |
| | | 抽出廃液受槽 | 250 |
| | | 抽出廃液中間貯槽 | 250 |
| | | 抽出廃液供給槽A | 250 |
| | | 抽出廃液供給槽B | |
| | | 第1一時貯留処理槽 | 310 |
| | | 第8一時貯留処理槽 | 310 |
| | | 第7一時貯留処理槽 | 310 |
| | | 第3一時貯留処理槽 | 250 |
| | | 第4一時貯留処理槽 | 250 |

第2—6表 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する
貯槽等の沸騰までの時間余裕（2／3）

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 時間余裕 (時間) |
|--------------------------|-----------------------------------|---------------|--------------|
| 精製建屋 | 精製建屋 内部ループ1 | プルトニウム濃縮液受槽 | 12 |
| | | リサイクル槽 | 12 |
| | | 希釀槽 | 11 |
| | | プルトニウム濃縮液一時貯槽 | 11 |
| | | プルトニウム濃縮液計量槽 | 12 |
| | | プルトニウム濃縮液中間貯槽 | 12 |
| | 精製建屋 内部ループ2 | プルトニウム溶液受槽 | 110 |
| | | 油水分離槽 | 110 |
| | | プルトニウム濃縮缶供給槽 | 96 |
| | | プルトニウム溶液一時貯槽 | 98 |
| | | 第1一時貯留処理槽 | 100 |
| | | 第2一時貯留処理槽 | 100 |
| ウラン・ プルトニウム 混合脱硝建屋 | ウラン・ プルトニウム 混合脱硝建屋 内部ループ | 第3一時貯留処理槽 | 96 |
| | | 硝酸プルトニウム貯槽 | 19 |
| | | 混合槽A | 30 |
| | | 混合槽B | |
| 一時貯槽※ | | | 19 |

※平常運転時は空運用

第2—6表 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を想定する
貯槽等の沸騰までの時間余裕（3／3）

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 時間余裕 (時間) |
|---------------|-------------------------|-----------------|--------------|
| 高レベル廃液ガラス固化建屋 | 高レベル廃液ガラス固化建屋 内部ループ1 | 高レベル廃液混合槽A | 23 |
| | | 高レベル廃液混合槽B | |
| | | 供給液槽A | 24 |
| | | 供給液槽B | |
| | | 供給槽A | 24 |
| | | 供給槽B | |
| | 高レベル廃液ガラス固化建屋 内部ループ2 | 第1高レベル濃縮廃液貯槽 | 24 |
| | | 第2高レベル濃縮廃液貯槽 | 24 |
| | 高レベル廃液ガラス固化建屋 内部ループ3 | 第1高レベル濃縮廃液一時貯槽 | 23 |
| | | 第2高レベル濃縮廃液一時貯槽 | |
| | 高レベル廃液ガラス固化建屋 内部ループ4 | 高レベル廃液共用貯槽 ※ | 24 |
| | 高レベル廃液ガラス固化建屋 内部ループ5 | | |

※平常運転時は空運用

代替パラメータによる主要パラメータの推定

a. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に必要な計装設備

| 分類 | 重要監視パラメータ | 重要代替監視パラメータ* 1 | 代替パラメータ推定方法 |
|--------------------------|---------------------------------------|--|--|
| 貯槽の温度 | 貯槽等温度 a. 貯槽等温度 (他チャンネル) | b. 内部ループ通水流量又は冷却コイル通水流量 c. 貯槽等液位 | a. 他チャンネルの温度計ガイドパイプを使用し、貯槽等温度を測定する。 b. 貯槽の冷却に必要な冷却水が供給されていることを内部ループ通水流量又は冷却コイル通水流量により把握し、貯槽が沸点未満に冷却されていることをにより、貯槽が冷却されていることを確認することにより、貯槽が冷却されることを推定する。 |
| 貯槽の液位 | 貯槽等液位 a. 貯槽等液位 (他チャンネル) | b1. 貯槽等温度及び凝縮水回収セル又は凝縮水槽液位 b2. 貯槽等温度、凝縮水回収セル又は凝縮水槽液位及び貯槽等注水流量 | a. 他チャンネルの計装配管を使用し、貯槽等液位を測定する。 b1. 貯槽の温度を確認することにより、貯槽の液位が低下していないことを推定する。また、貯槽の温度が沸点に至っている場合には、凝縮水回収セル又は凝縮水槽液位の上昇率及び貯槽等液位を推定する。 b2. 貯槽の温度が沸点に至っている場合には、凝縮水回収セル又は凝縮水槽液位の上昇率及び貯槽等注水流量から貯槽液位を推定する。 |
| 凝縮器出口排気温度 | 凝縮器出口排気温度 a. 凝縮器出口排気温度及び貯槽等液位 | b. 凝縮水回収セル又は凝縮水回収セル及び凝縮水の発生率及び貯槽液位から推定される凝縮水の発生率及び貯槽液位が縮小されていることを確認することにより、沸騰蒸気が縮小されしていることを確認する。 | b. 凝縮水回収セル又は凝縮水回収セルから推定される凝縮水の発生率及び貯槽液位が縮小されしていることを確認することにより、沸騰蒸気が縮小されしていることを確認する。 |
| ルニッセル導出設備フイルタ差圧 圧力の差圧 | ルニッセル導出設備フイルタ差圧 a. ルニッセル導出設備フイルタ差圧 | — | 並列に設置されたフィルタユニットごとに差圧計を設置し、片系列運用とする。一方の系列の差圧の計測ができない場合には、他方の系列に切り替えるため、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 |
| 凝縮水回収先セル液位 凝縮水槽液位 | 凝縮水回収先セル液位 a. 凝縮水回収先セル液位 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の原因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならぬことから、代替パラメータは無し。 |
| 凝縮水回収先セル液位 凝縮水槽液位 | 凝縮水回収先セル液位 a. 凝縮水回収先セル液位 | — | b. 凝縮器出口排気温度から凝縮器が所定の性能を発揮していることを確認し、凝縮水回収セルの液位を推定する。 |
| | | | b. 凝縮器出口排気温度から凝縮器が所定の性能を発揮していることを確認し、凝縮水回収セルの液位を推定する。 |

*1: 重要代替監視パラメータは以下のとおり分類する。

- a. 異なる計測点 (他チャンネル) への接続による測定
- b. 他パラメータからの換算等による推定
- c. 他パラメータの推移による状況の推定

第2－7表 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に必要な計装設備（2／3）

代替パラメータによる主要パラメータの推定

a. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に必要な計装設備

| 分類 | 重要監視パラメータ | 重要代替監視パラメータ*1 | 代替パラメータ推定方法 |
|------------|-----------|---------------------|--|
| 膨張槽液位 | 膨張槽液位 | a. 膨張槽液位（他チャンネル） | 直接的な計測方法であるため、可搬型の計器以外に故障等が発生する箇所がなく、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 |
| 冷却コイル圧力の液位 | 冷却コイル圧力 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 |
| 塔ガス入口洗浄圧力 | セル導出経路圧力 | a. セル導出経路圧力（他チャンネル） | a. 他チャンネルの計装管（気相部）に可搬型腐ガス洗浄塔入口圧力計を接続し、セル導出経路圧力を測定する。 |
| 導出先セルの圧力 | 導出先セル圧力 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 |
| | | a. 導出先セル圧力（他チャンネル） | a. 他チャンネルの計装管（気相部）に可搬型導出先セル圧力計を接続し、導出先セル圧力を測定する。 |

*1: 重要代替監視パラメータは以下のとおり分類する。

a. 異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定

b. 他パラメータからの換算等による推定

c. 他パラメータの推移による状況の推定

代替パラメータによる主要パラメータの推定

a. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に必要な計装設備

| 分類 | 重要監視パラメータ | 重要代替パラメータ* 1 | 代替パラメータ推定方法 |
|----------------------|-------------------|--|-------------|
| 受皿の液位 漏えい液受皿液位 | 漏えい液受皿液位 (他チャンネル) | a. 漏えい液受皿液位 [可搬型漏えい液受皿液位計を接続し漏えい液受皿液位を測定する。] | |
| 冷却水排水量 排水流量 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 | |
| 凝縮器通水量 凝縮器の通水 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 | |
| 冷却コイル通水流量 冷却水の通水量 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 | |
| 内部ループ通水流量 冷却水の通水量 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 | |
| 機器注水流量 貯槽等注水流量 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 | |
| 水建屋の供給流量 建屋給水流量 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があつてもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 | |

*1: 重要代替監視パラメータは以下のとおり分類する。

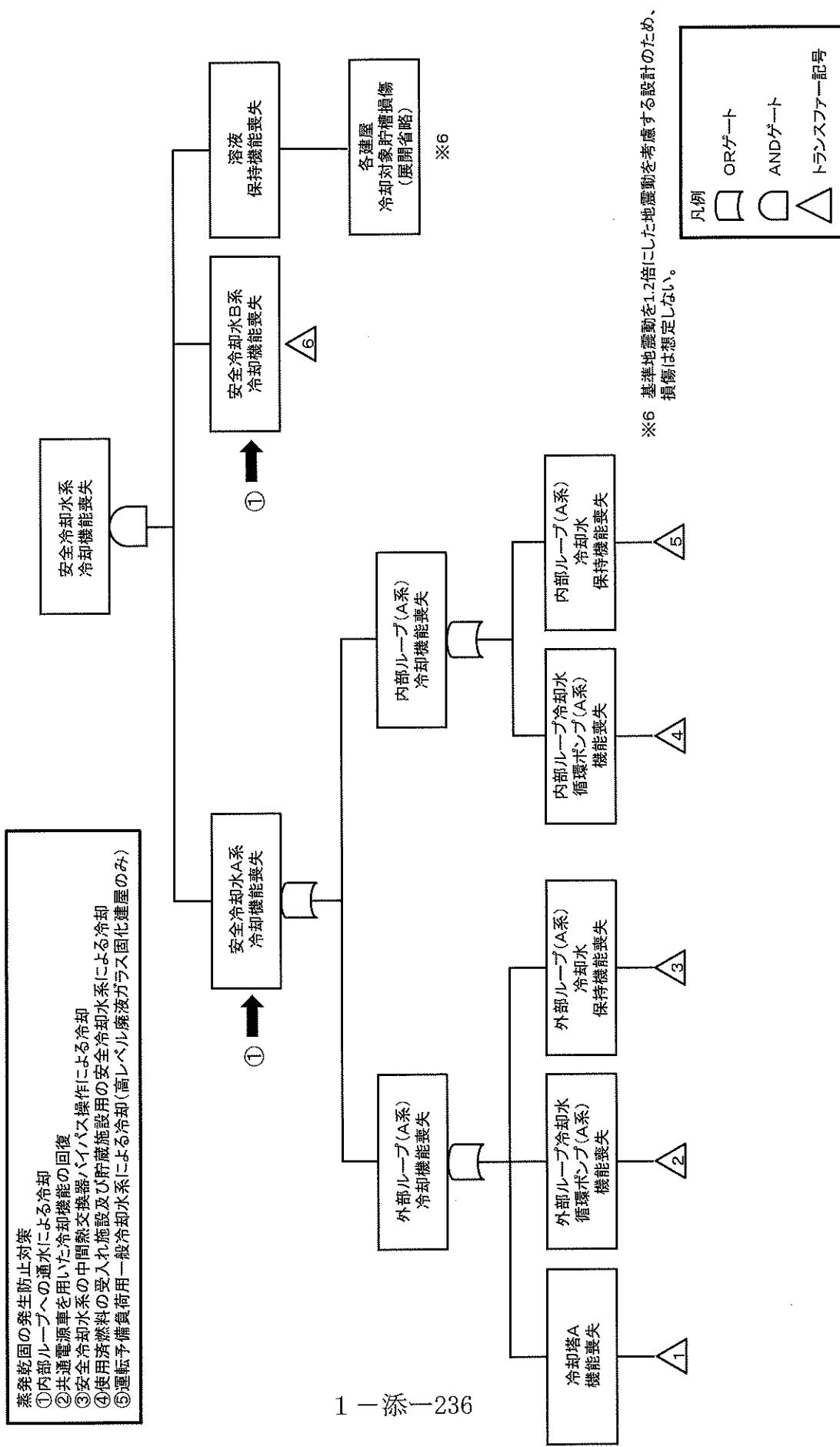
a. 異なる計測点 (他チャンネル) への接続による測定

b. 他パラメータからの換算等による測定

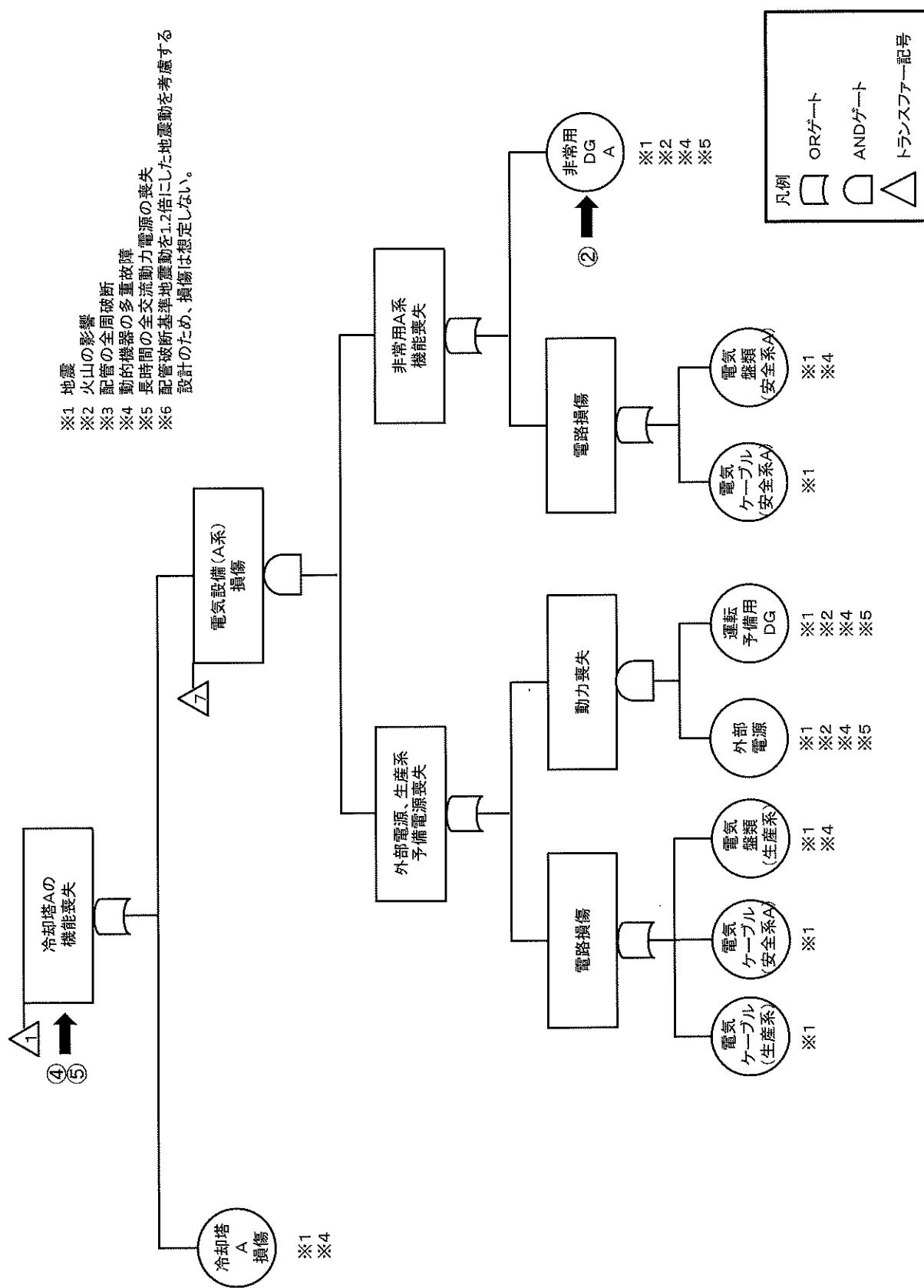
c. 他パラメータの推移による状況の推定

蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析

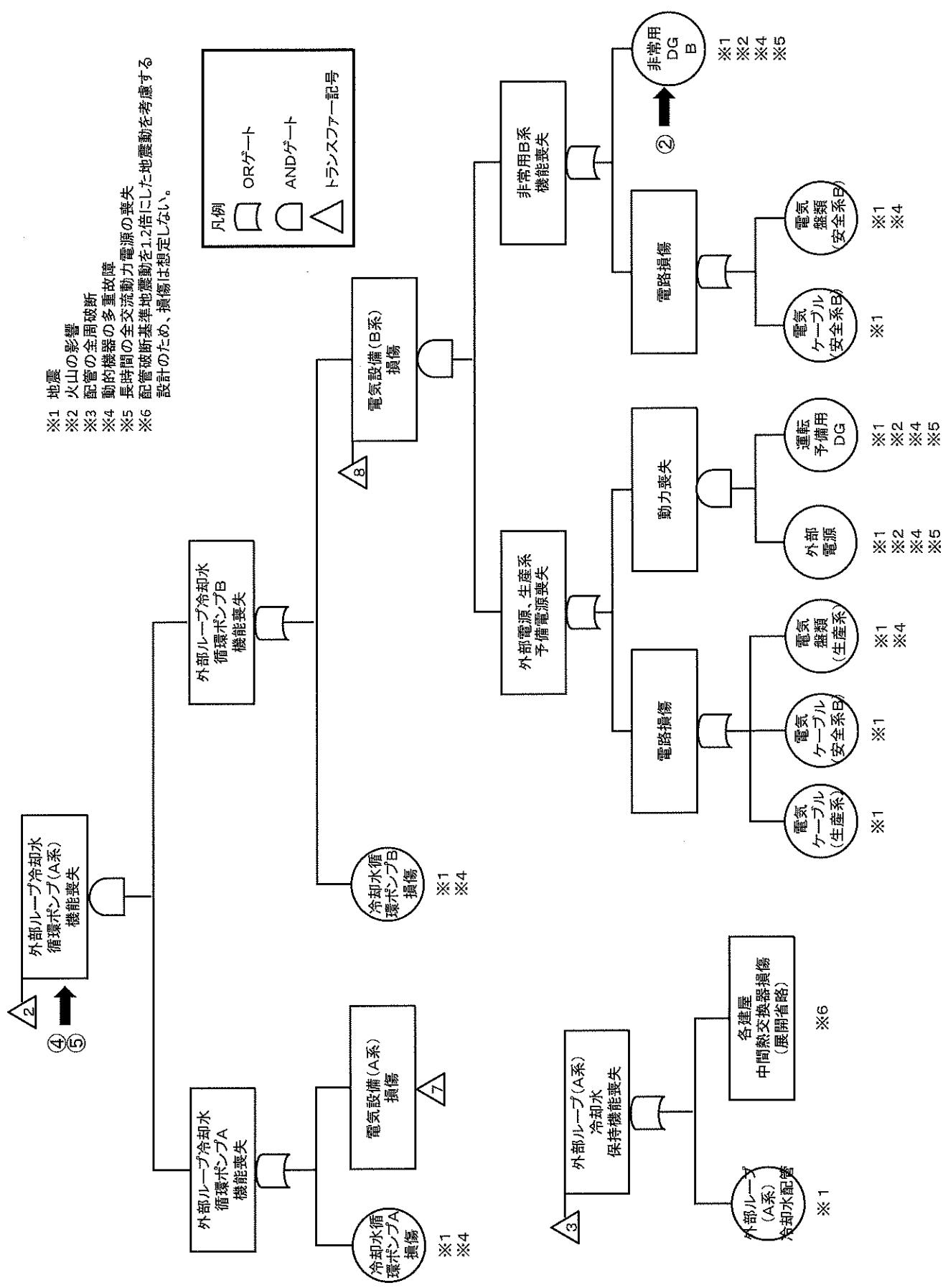




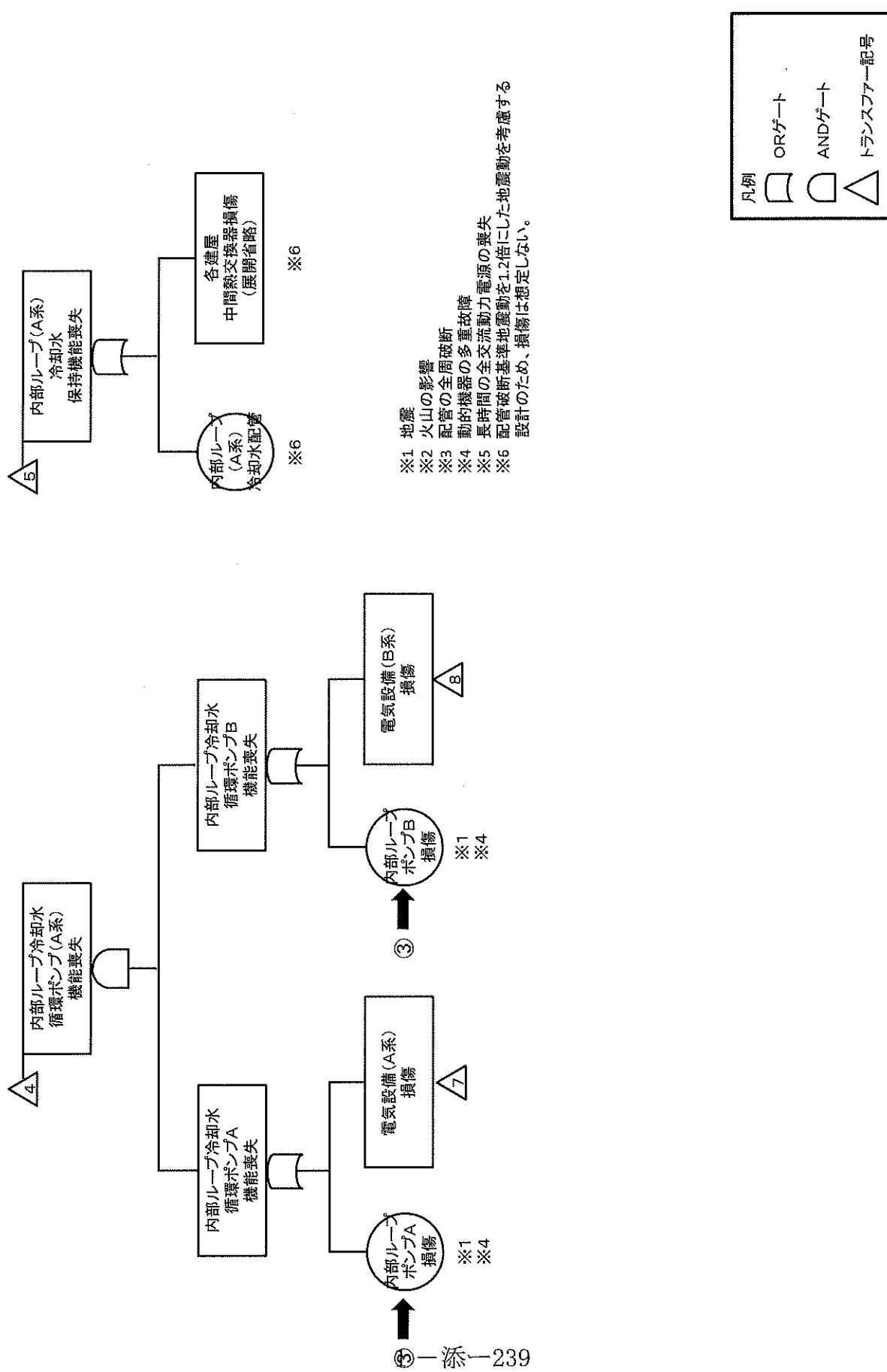
第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフルトツリ一分析(2/15)



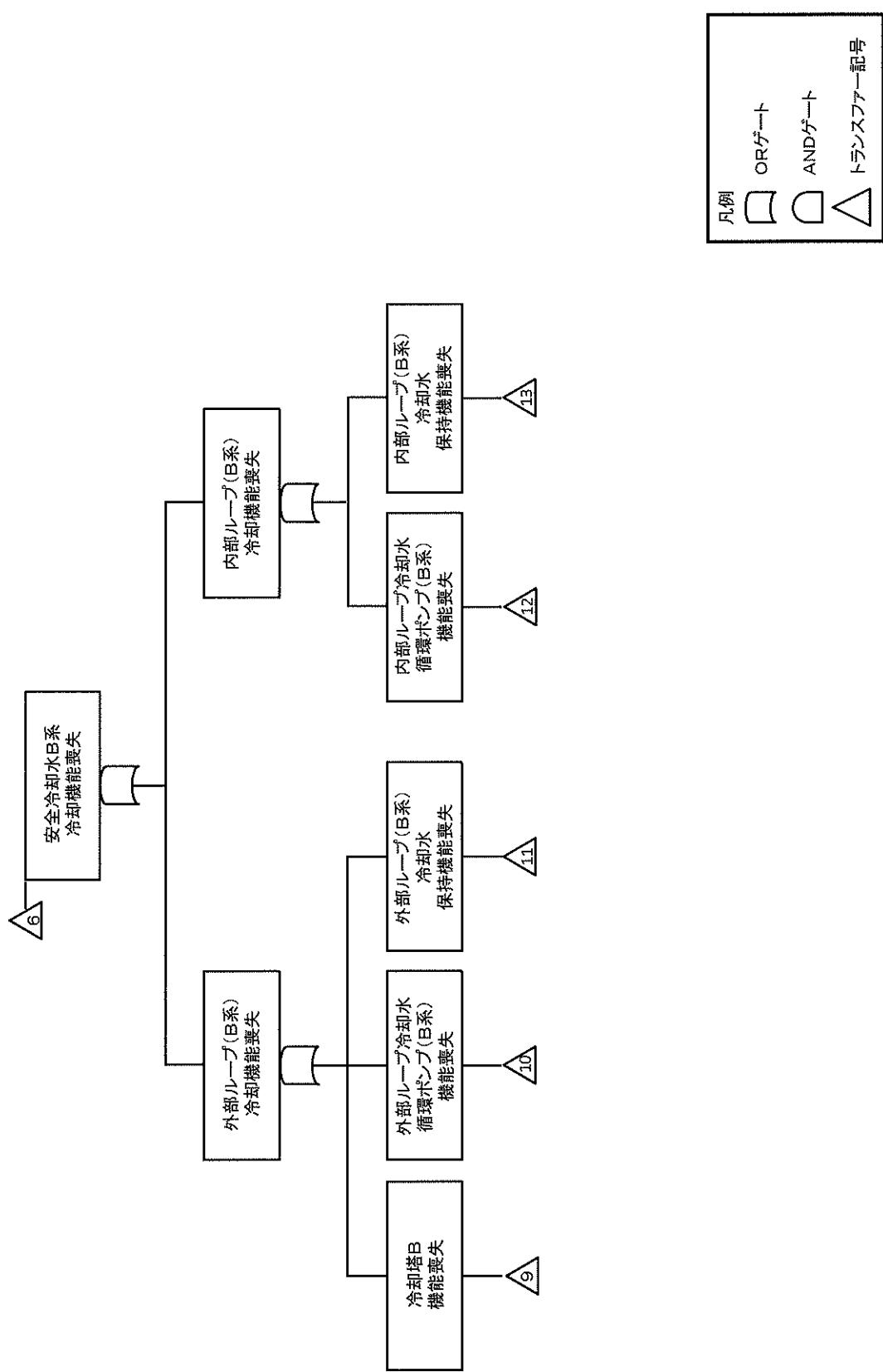
第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(3/15)



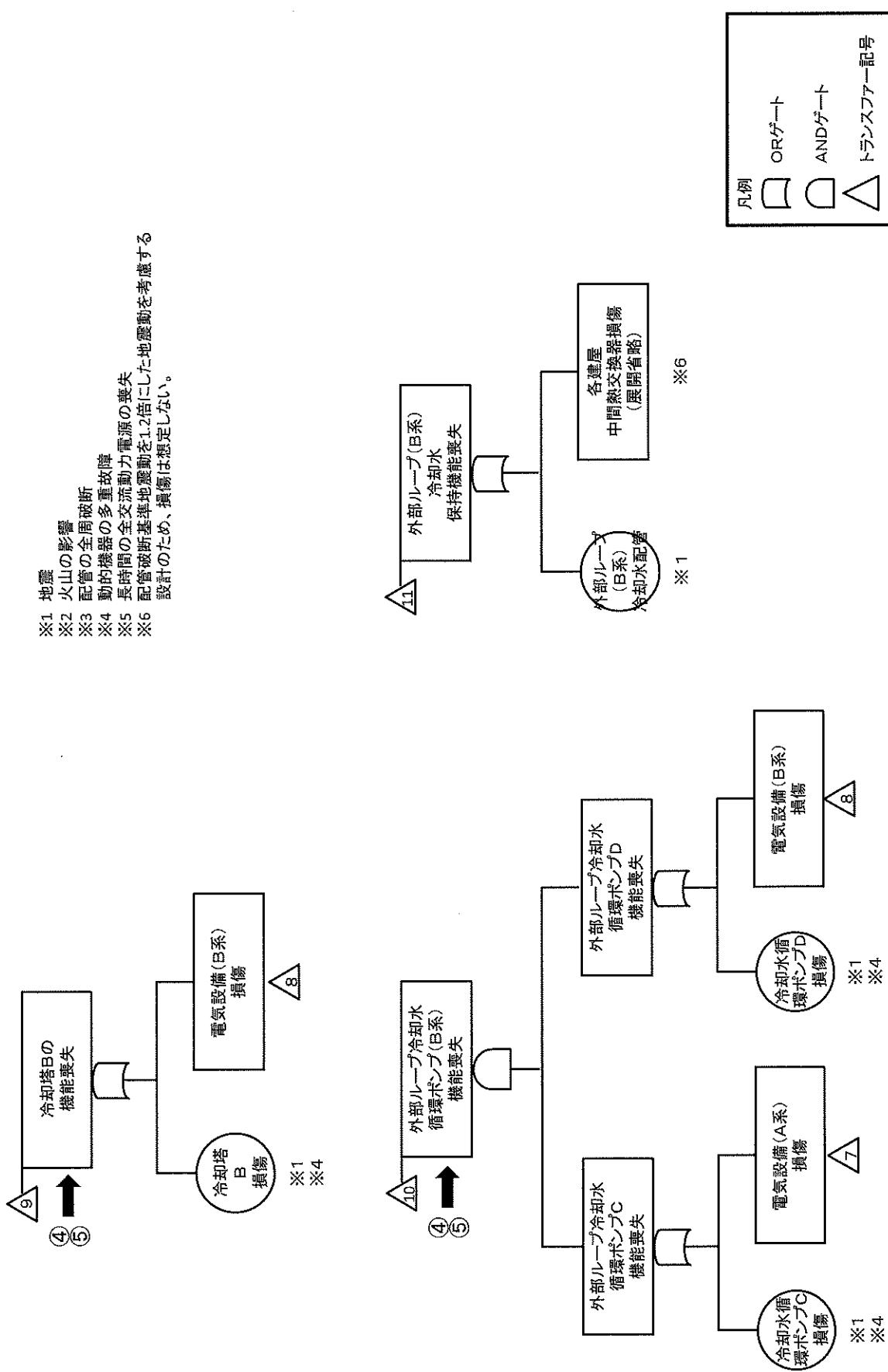
第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(5/15)



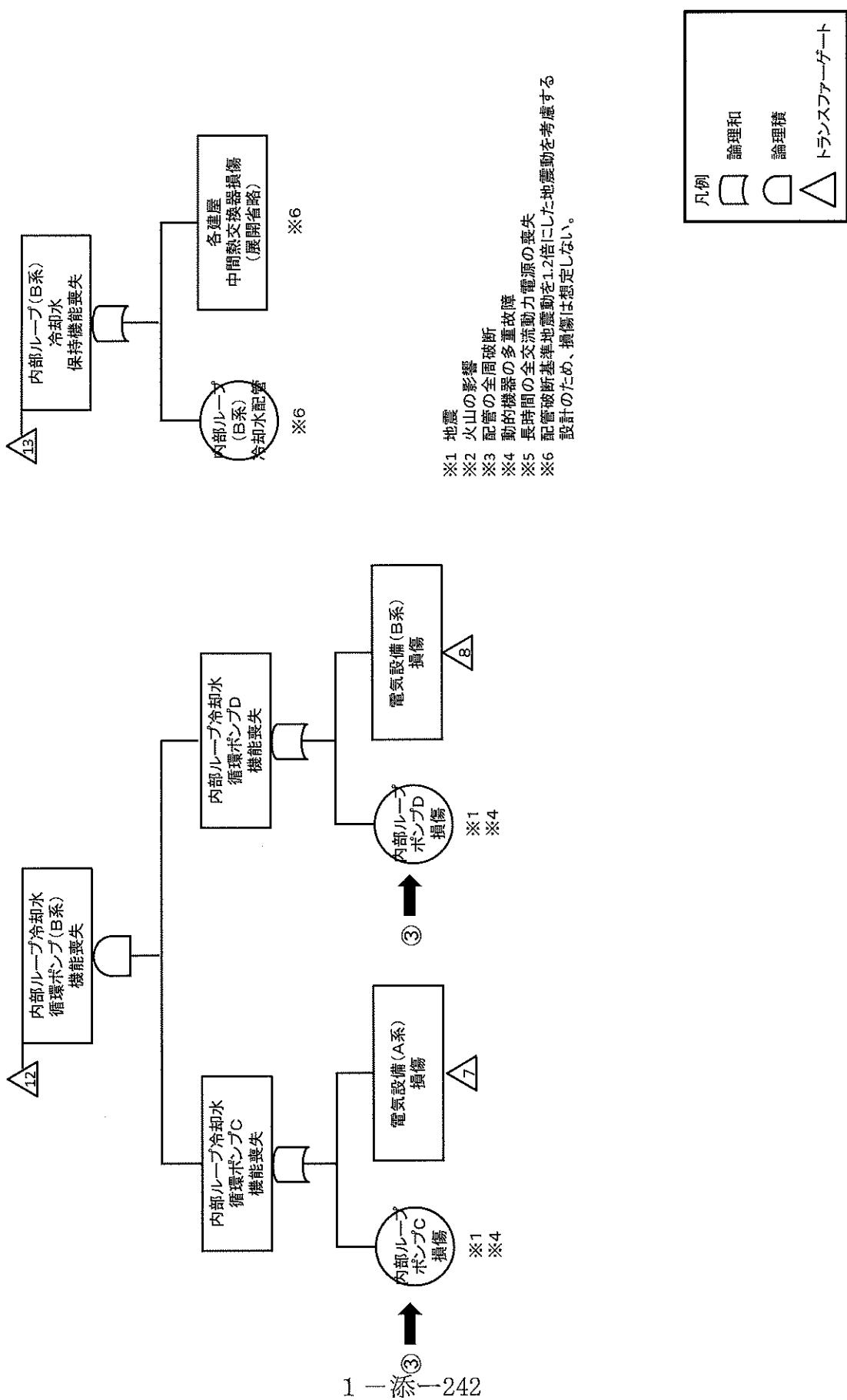
第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(6/15)



第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(7/15)



第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(8/15)



蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析

前処理建屋内部ループ $^{\circ}2$
分離建屋内部ループ $^{\circ}2$
精製建屋内部ループ $^{\circ}2$

蒸発乾固の発生防止対策

- ① 内部ループへの通水による冷却
- ② 共通電源車を用いた冷却機能の回復
- ③ 安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却
- ④ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却
- ⑤ 運転予備負荷用一般冷却水系による冷却(高レベル廃液ガラス固化建屋のみ)

安全冷却水系
冷却機能喪失

安全冷却水A系
冷却機能喪失

① →

外部ループ(A系)
冷却機能喪失

—添—244

安全冷却水B系
冷却機能喪失

① →

内部ループ
冷却機能喪失

外部ループ冷却水
循環ポンプ(A系)
機能喪失

外部ループ(A系)
冷却水
保持機能喪失

—添—244

各建屋
冷却対象貯槽損傷
(扉開省略)

※6

内部ループ
冷却水
保持機能喪失

内部ループ冷却水
循環ポンプ
機能喪失

冷却塔A
機能喪失

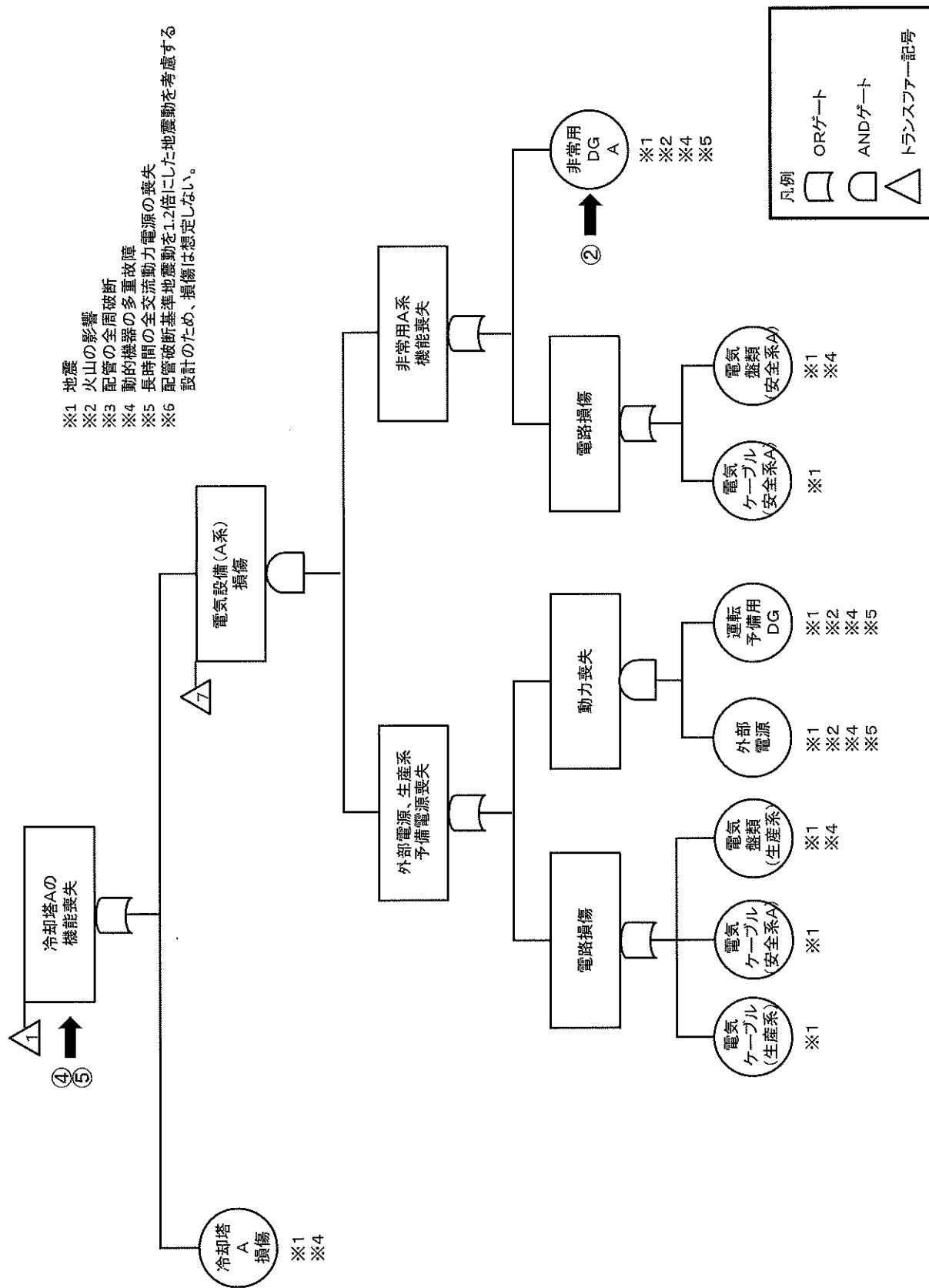
—添—244

※6 基準地震動を1.2倍にした地震動を考慮する設計のため、
損傷は想定しない。

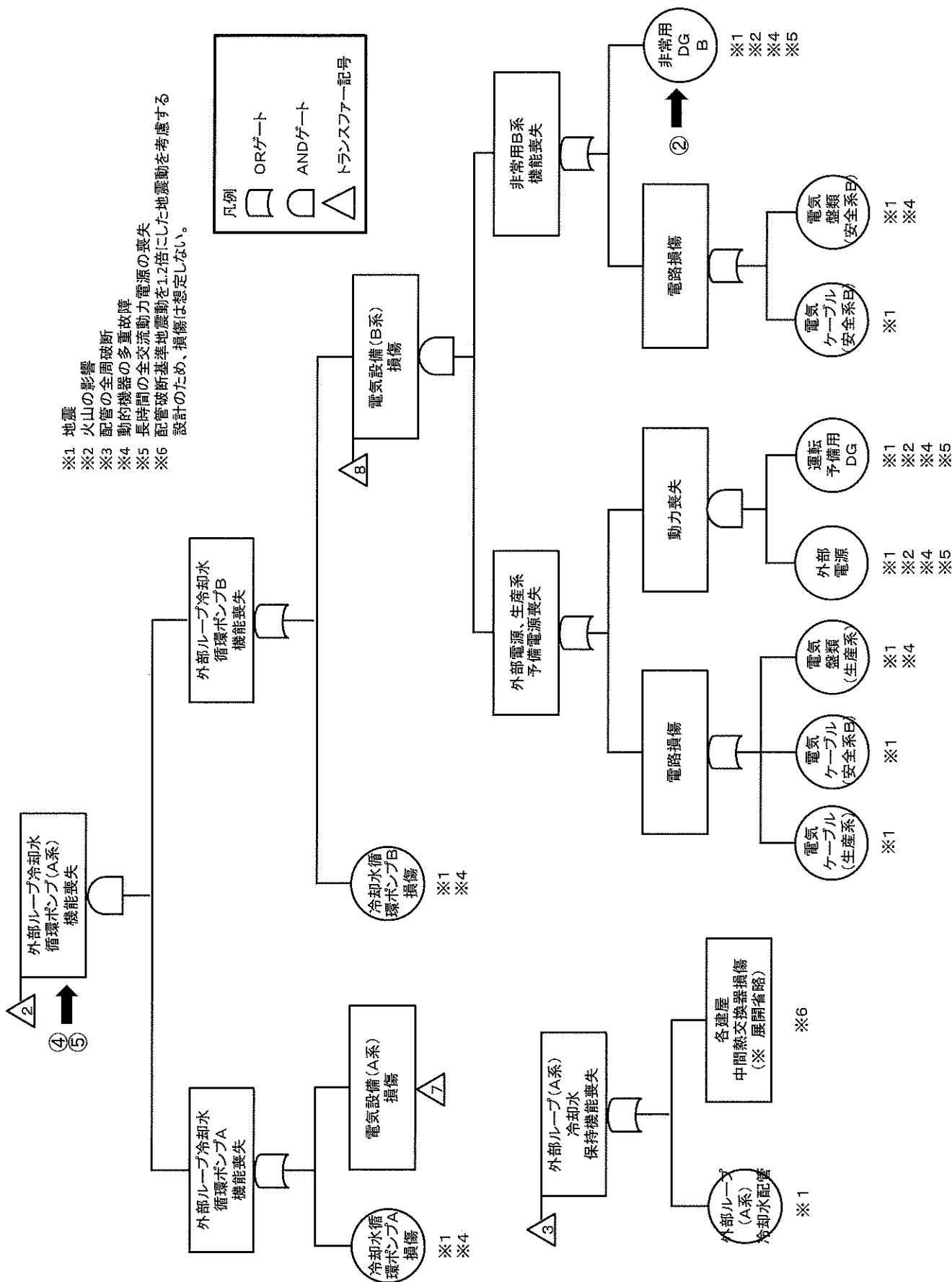
※6 基準地震動を1.2倍にした地震動を考慮する設計のため、
損傷は想定しない。



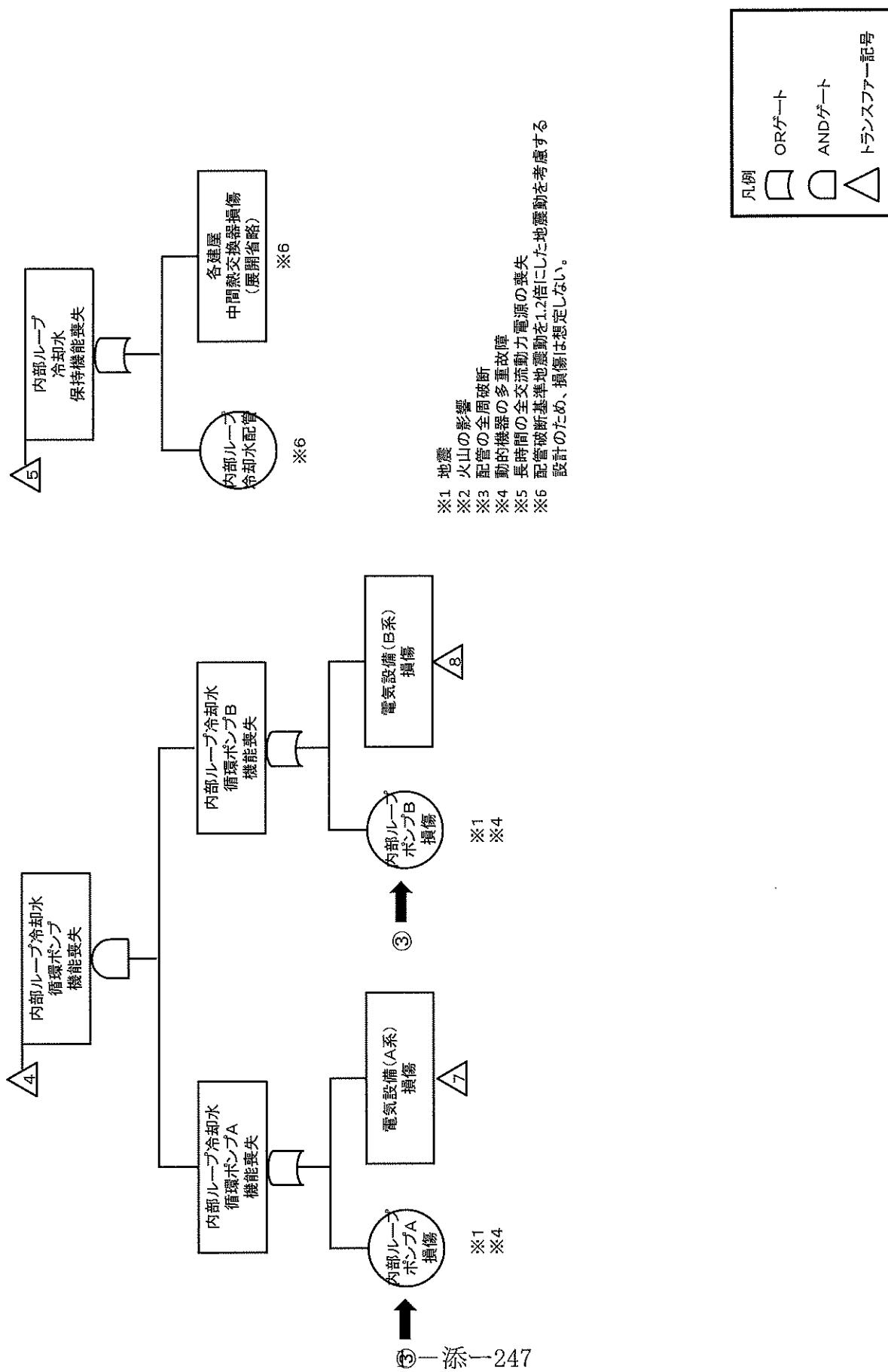
第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(10/15)



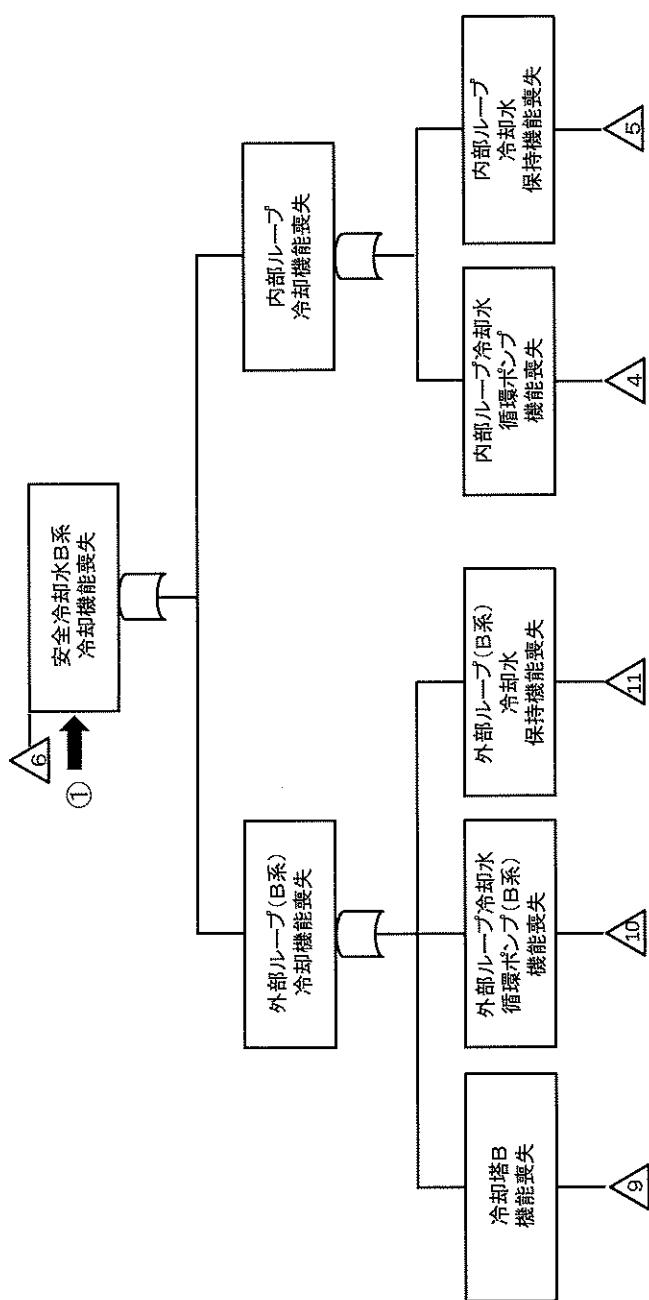
第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフルトレツリーフォールトツリー分析(11/15)



第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(13/15)

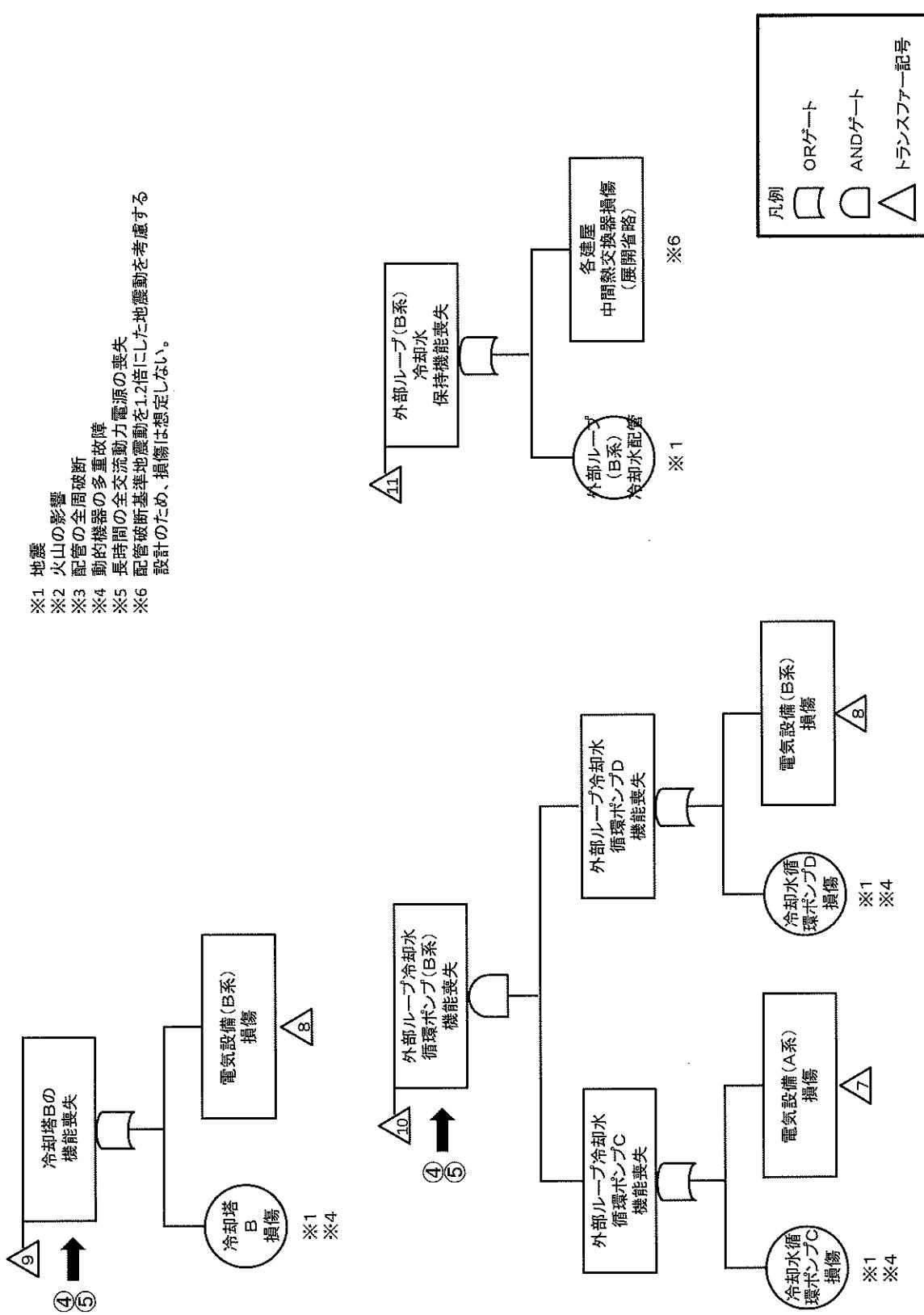


第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(14／15)



| | |
|----|---|
| 凡例 |  ORゲート |
| |  ANDゲート |
| |  トランジスター記号 |

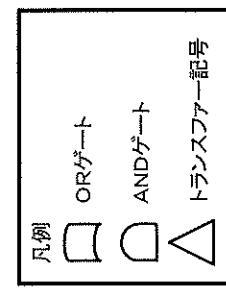
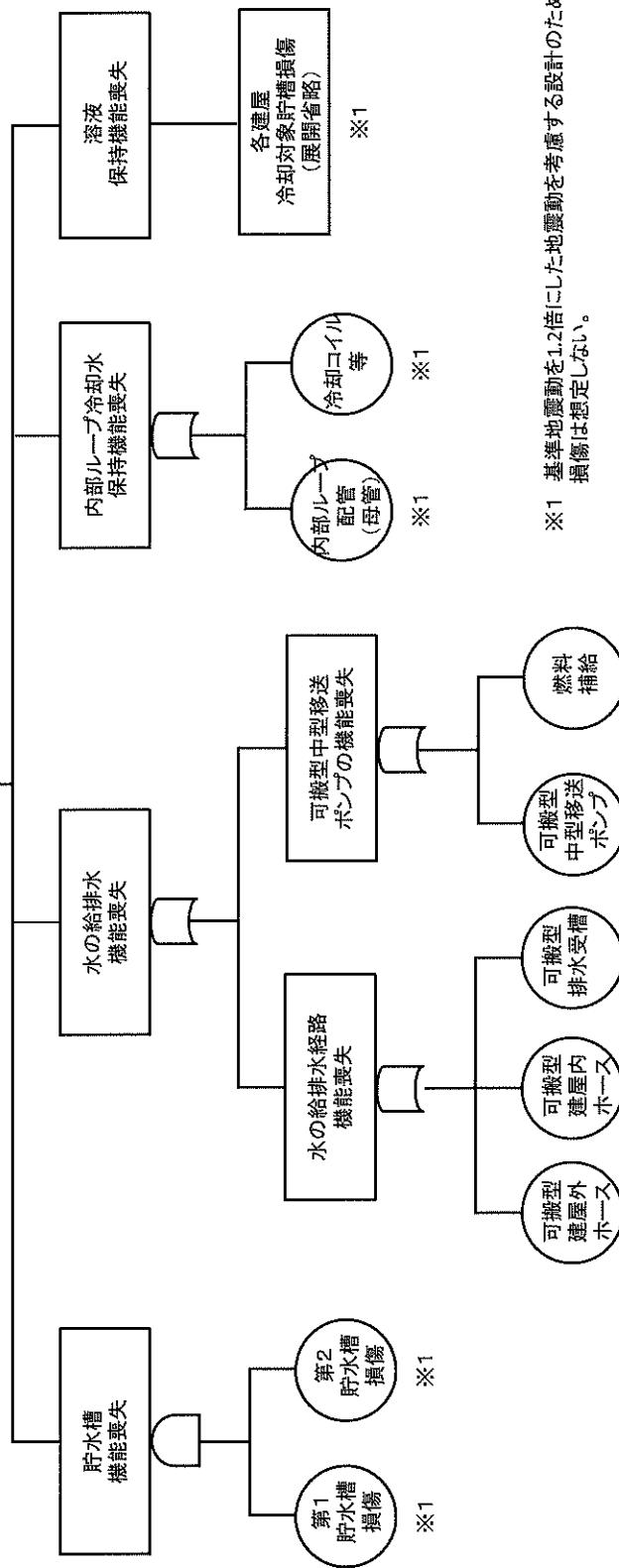
第2-1図 蒸発乾固の発生防止対策のフルトレツリーフォールド(15/15)

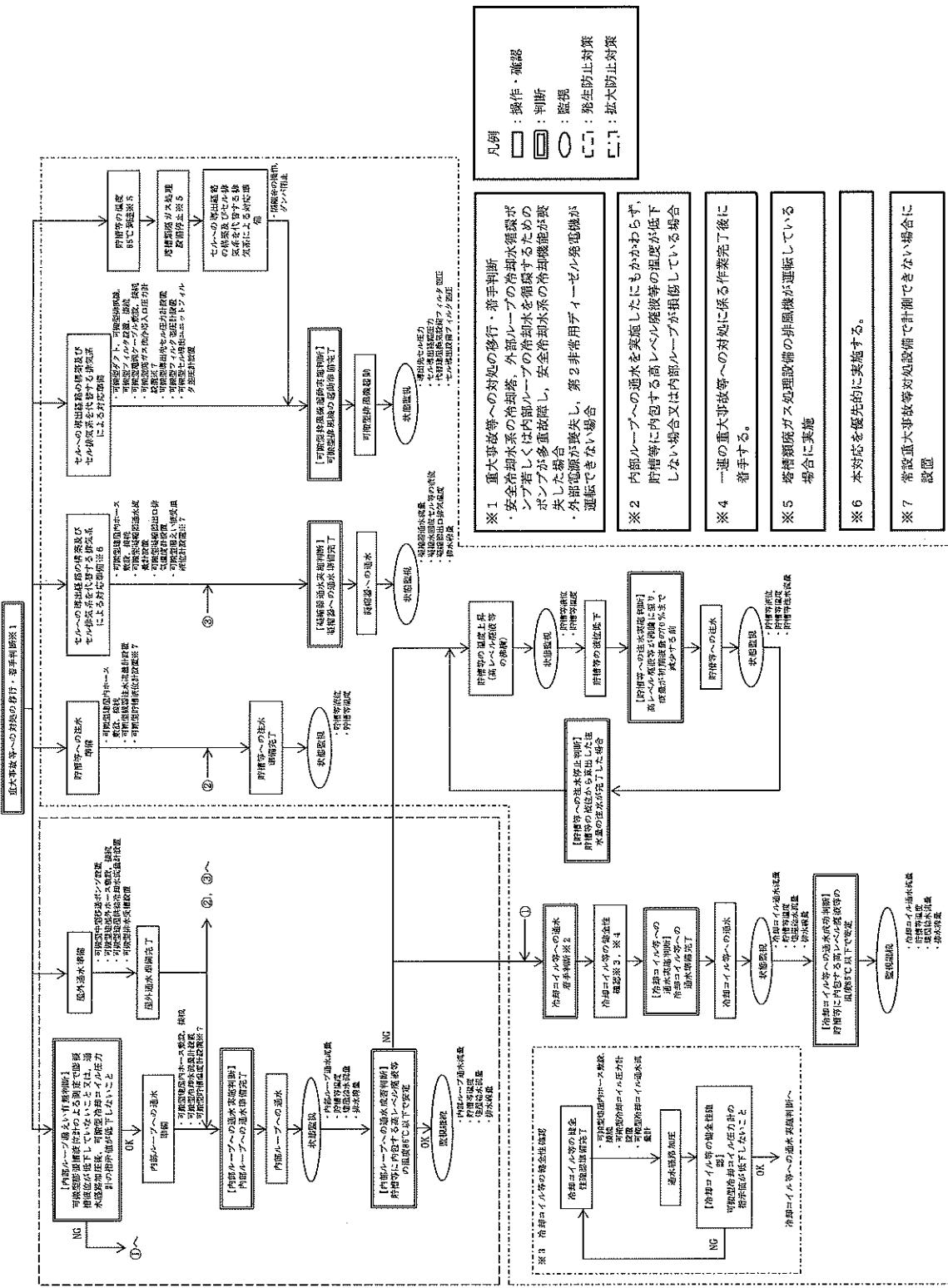


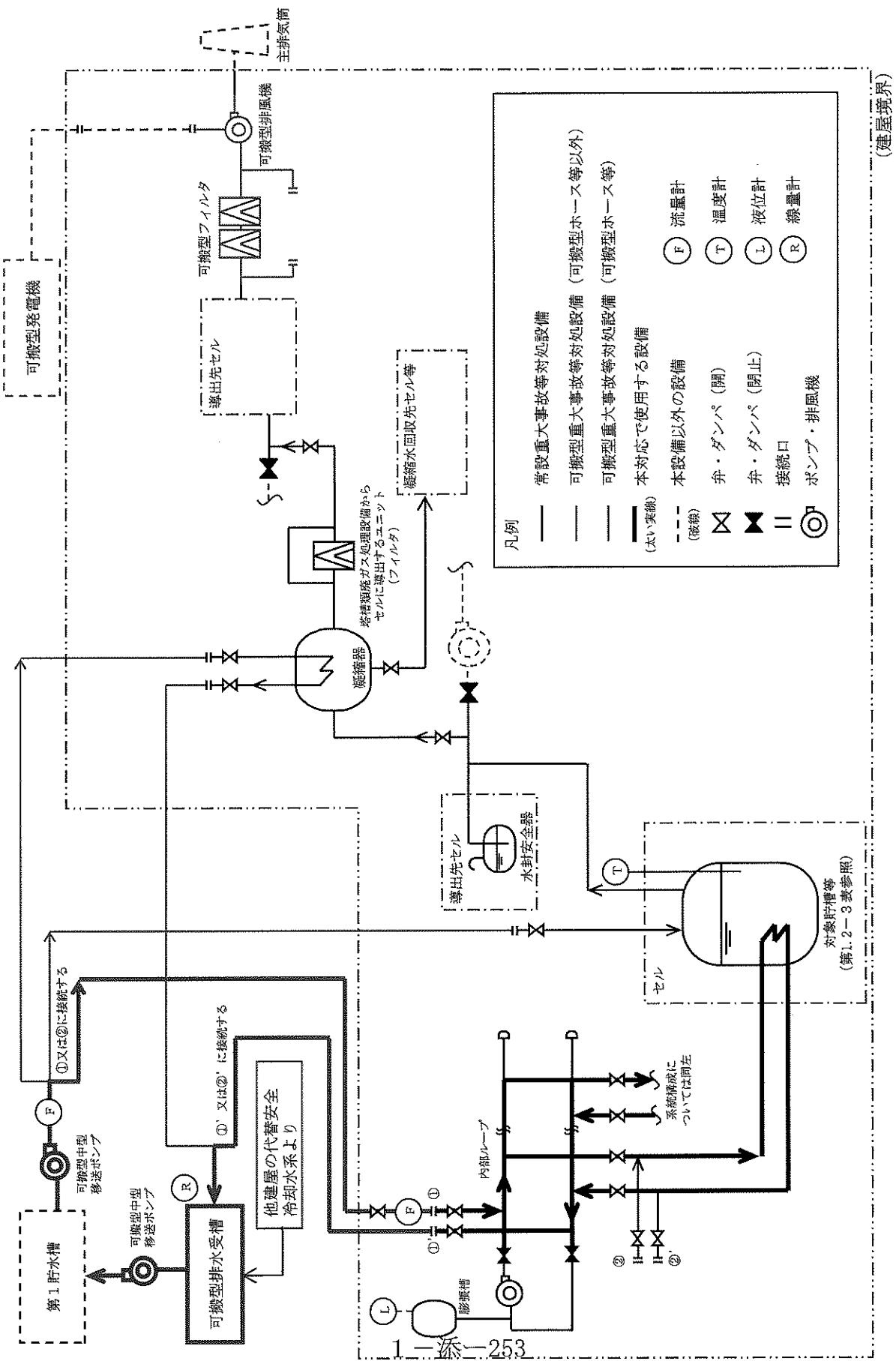
蒸発乾固の拡大防止対策のフルトツリー分析

蒸発乾固の拡大防止対策
 ④冷却コイル等への通水
 ⑤貯槽等への注水
 ⑥放射性物質のセラレへの導出
 ⑦凝縮器による放射性物質の除去
 ⑧可搬型フィルタ及び可搬型排風機による放射性物質の除去

④⑤⑥⑦⑧
 →
 蒸発乾固の発生防止対策







本図は、蒸発乾固に對処するための系統概要である。可搬型ホース等及び可搬型ダクト等の敷設ルート、接続箇所、個数及び位置については、ホース敷設ルート毎に異なる。

第2-4図 内部ループへの通水による冷却 概要図

*1: 他建屋での内部ループ通水開始に合わせ、自建屋内部ループ通水流量を調整する。
*2: 各作業内容の実施に必要な時間と示す。

※※※：作業内容の実態に応じて、作業時間の割合を調整する。
※※※：作業時間に必要な時間と、作業回数に応じて必要な時間は、作業時間の合計）

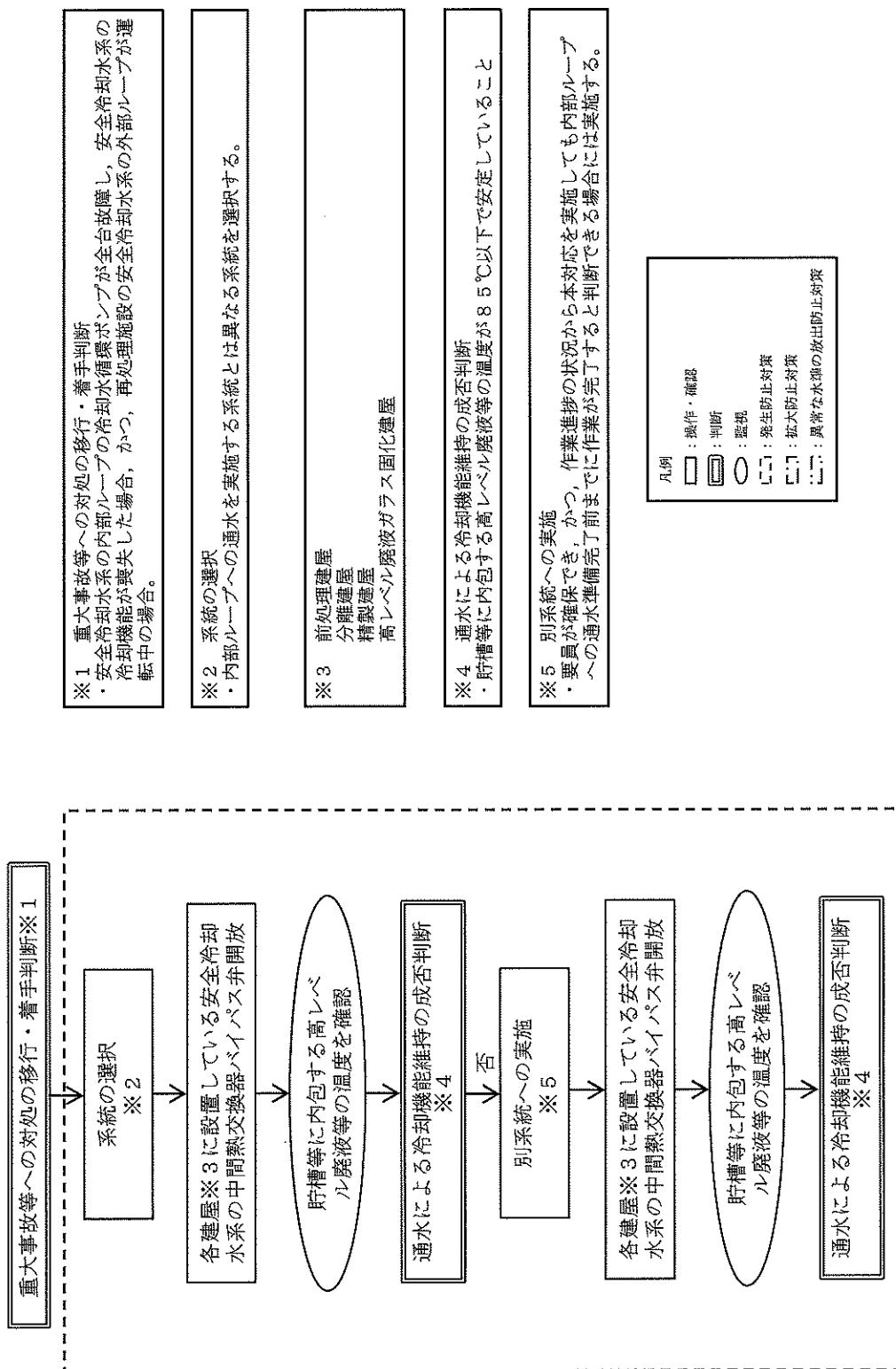
※※※：作業内容の実態に応じて、作業時間の割合を調整する。
※※※：作業時間に必要な時間と、作業回数にかかる時間の合計

（香川県農業試験場の実験に必要な精査を示す。）

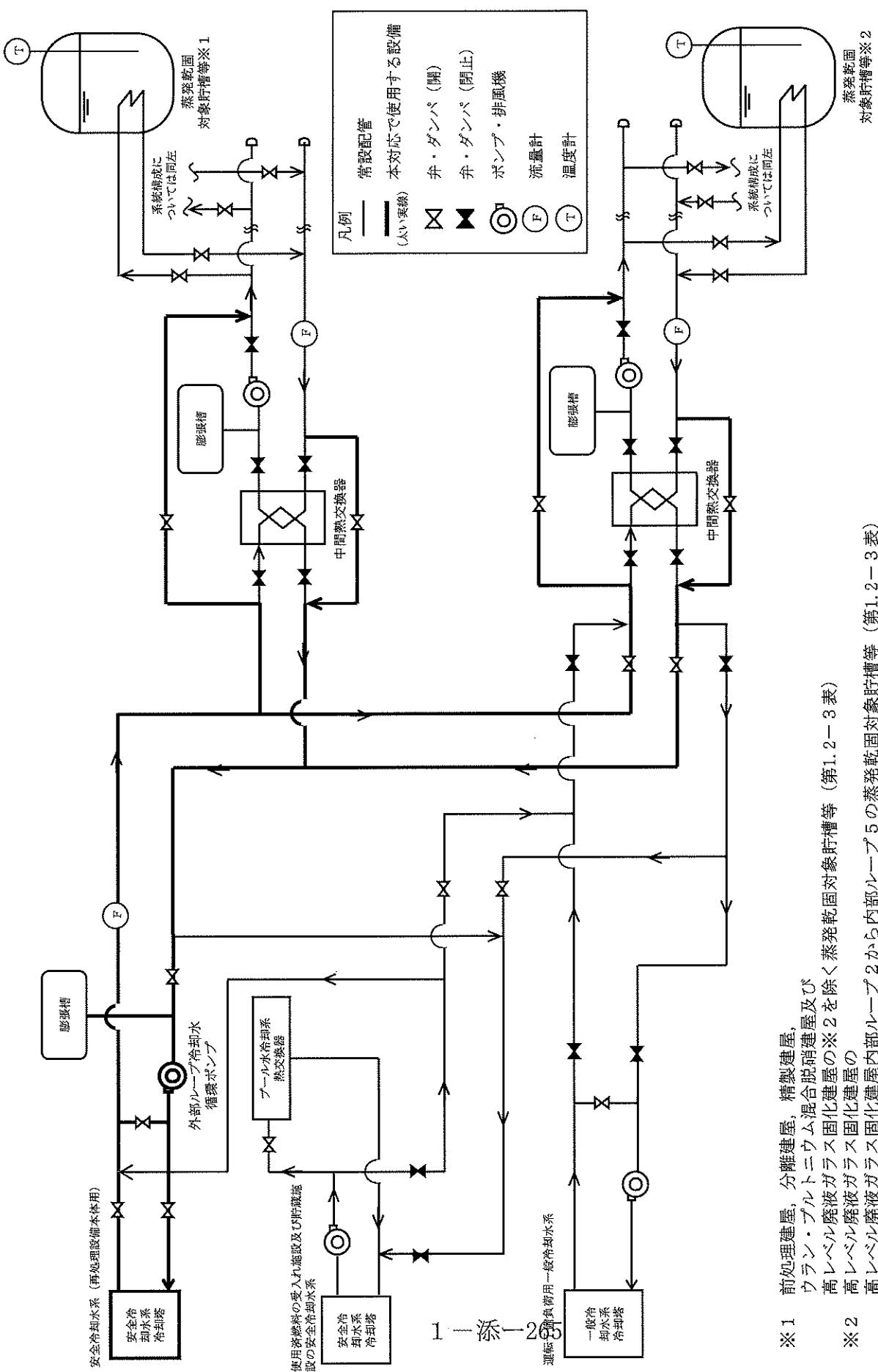
本研究では各の実験に必要な時間を行なう。(直教園に分けて更他の場合は、当該課題の合計)

※1:他建屋での内部ループ通水閉鎖に含む、自建屋内創ループ通水設置を調整する。

〔2:一覧は、2名で構成する。



第2-7図 安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却における対応フロー



第2-8図 安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却 概要図

| 対策 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 経過時間(時:分) | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|------|------|---|------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|----|--|
| | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | | |
| 発生防止 | 1 | 中間熱交換器バイパス ・中間熱交換器バイパス | A, B, C, D | 4 | 0:30 | ■ | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 中間熱交換器バイパス ・計器監視 ・冷却水供給流量、冷却水供給温度 ・冷却水供給温度 ・力 | E, F, G, H | 4 | — | | | | | | | | | | | | |

第2-9図 前処理建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却 タイムチャート

| 対策 番号 | 作業 番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時・分) | 経過時間 (時・分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|-----------|------------------|---|------------------|---------------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|----|
| | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 | | | |
| 発生防止 1 | 中間熱交換器バイパス 操作 | ・中間熱交換器バイパス ・計器監視 (冷却水供給流量、冷却水供給圧 力、貯槽溶解質量) | A, B, C, D, E, F | 6 1:15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発生防止 2 | | | G, H, I, J | 4 — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

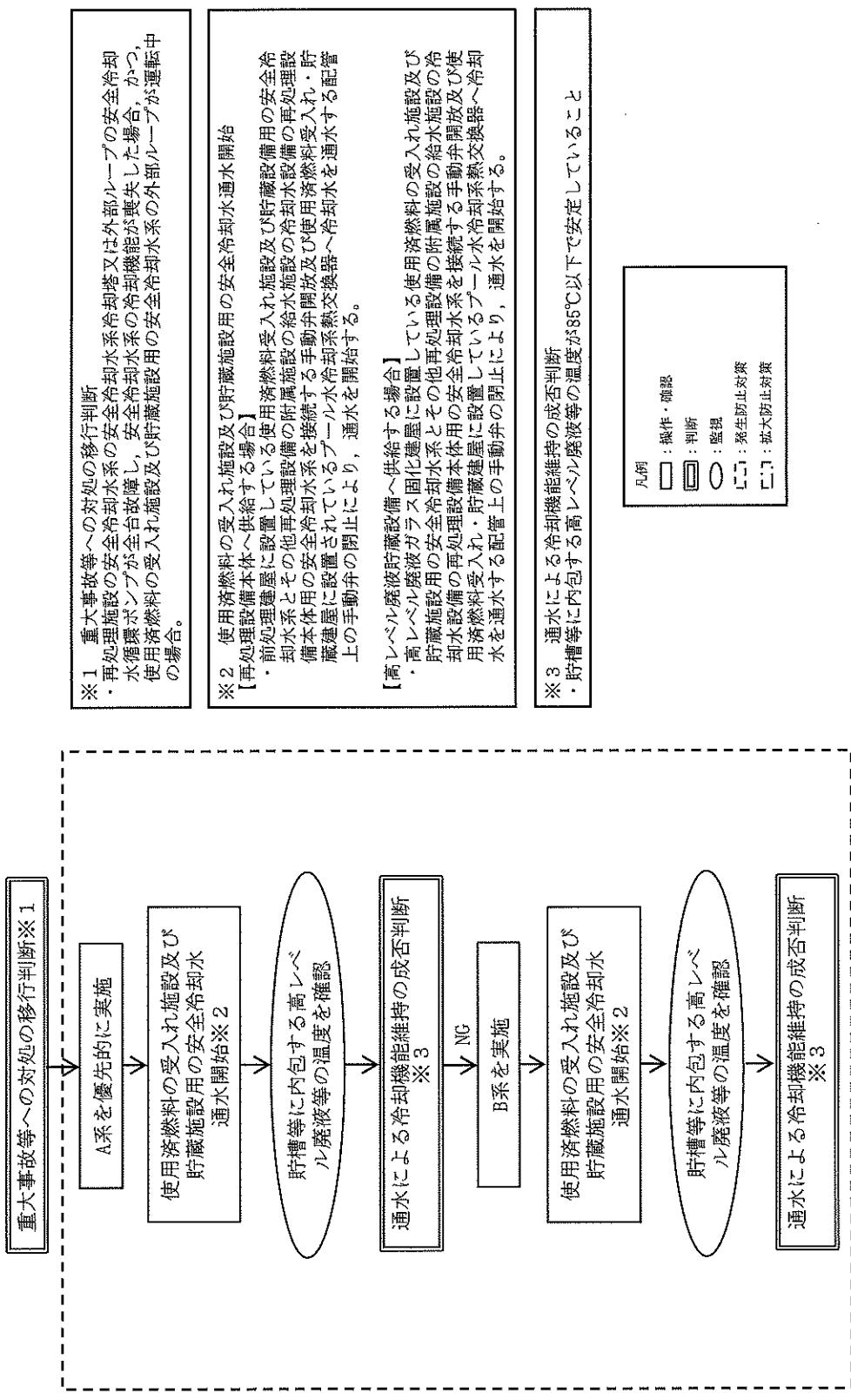
第2-10図 分離建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却 タイムチャート

| 操作番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間 (時:分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|------|--|------------------|---------------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 | |
| 1 | 中間熱交換器バイパス ・中間熱交換器バイパス | A, B, C, D, E, F | 6 | 0:50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 発生防止 ・中間熱交換器バイパス操作 ・計器盤箱(冷却水供給流量, 冷却水供給圧 力, 計器盤液温度) | G, H, I, J | 4 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

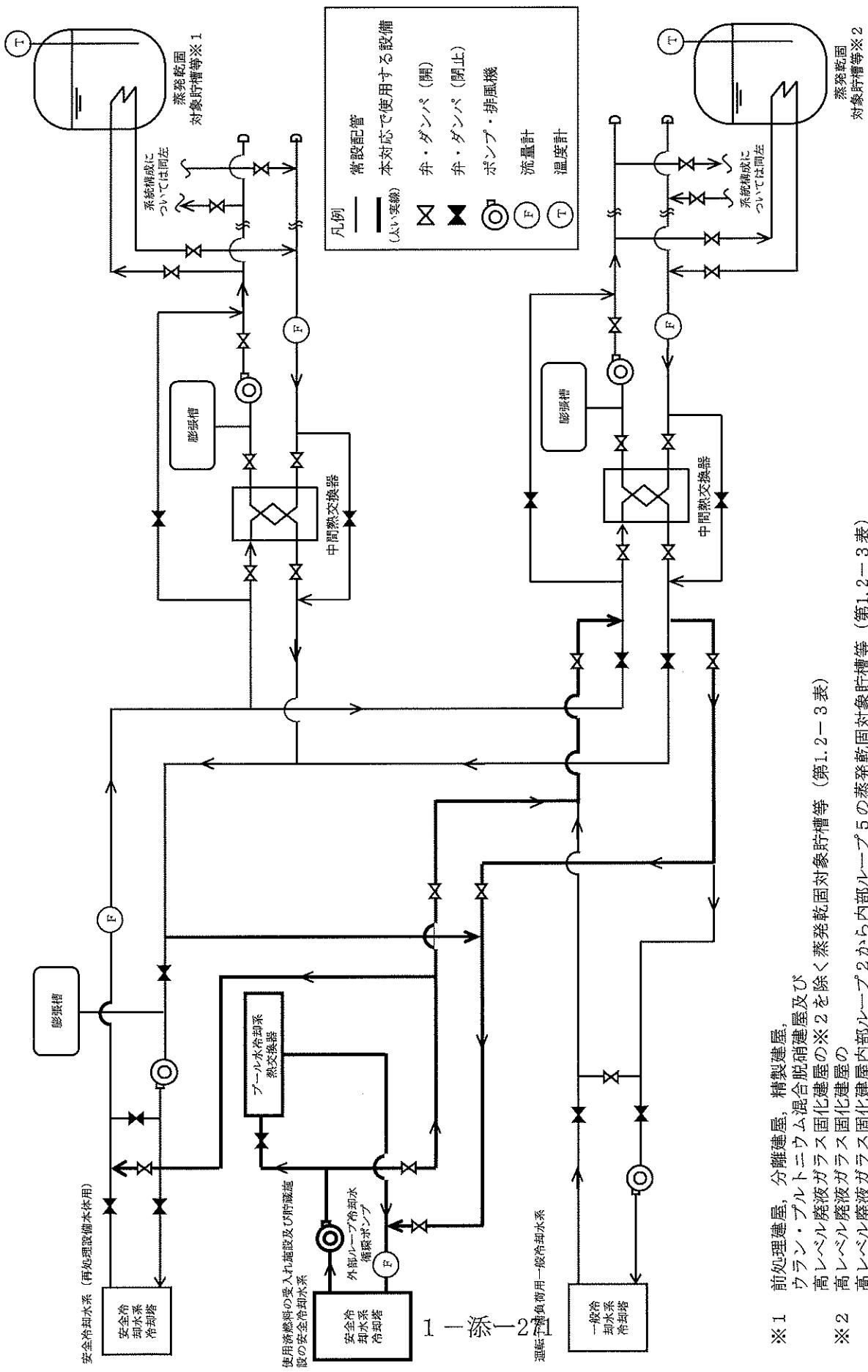
第2—11図 精製建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却 タイムチャート

| 対策番号 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間(時:分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|------|------|------------------------------|------------------------------|---------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--------------------------|----|
| | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 | | | |
| 発生防止 | 1 | 中間熱交換器ペイパス操作 | A, B, C, D, E, F, G, H, I, J | 10 | 0:50 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | △形態発生 △形態の制限時間(漏電開始)▽ | |
| | 2 | ・計器監視(冷却水供給量、冷却水供給圧力、貯槽溶液温度) | X, L, M, N | 4 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第2-12図 高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却
タイムチャート



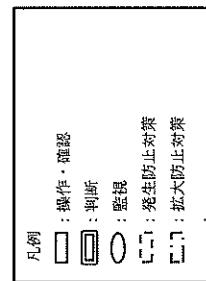
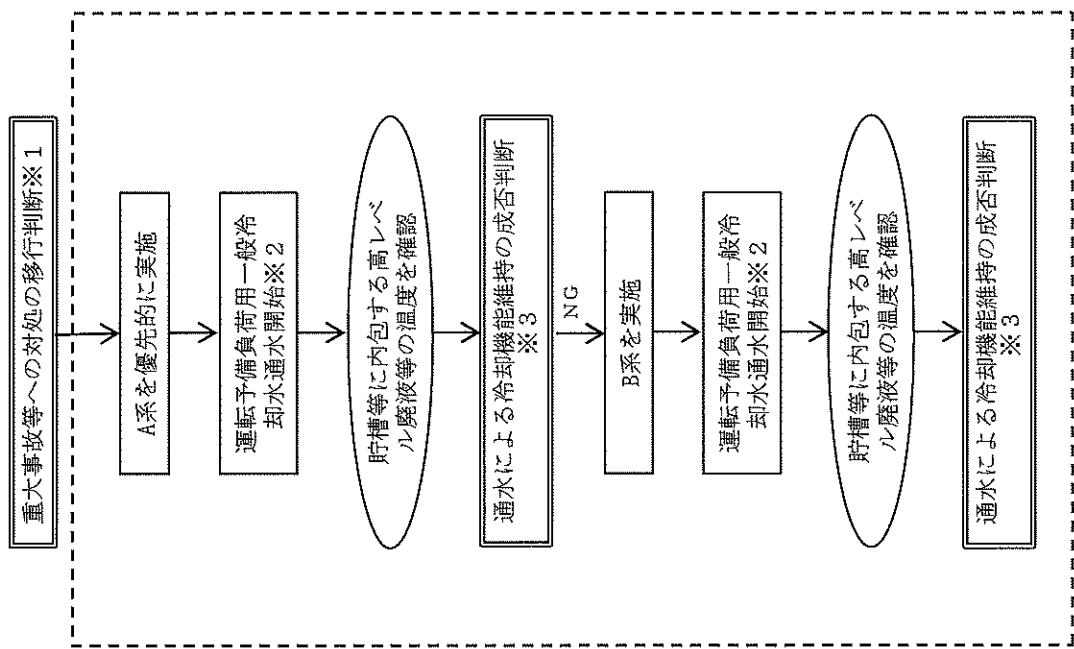
第2-13図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却における対応フロー



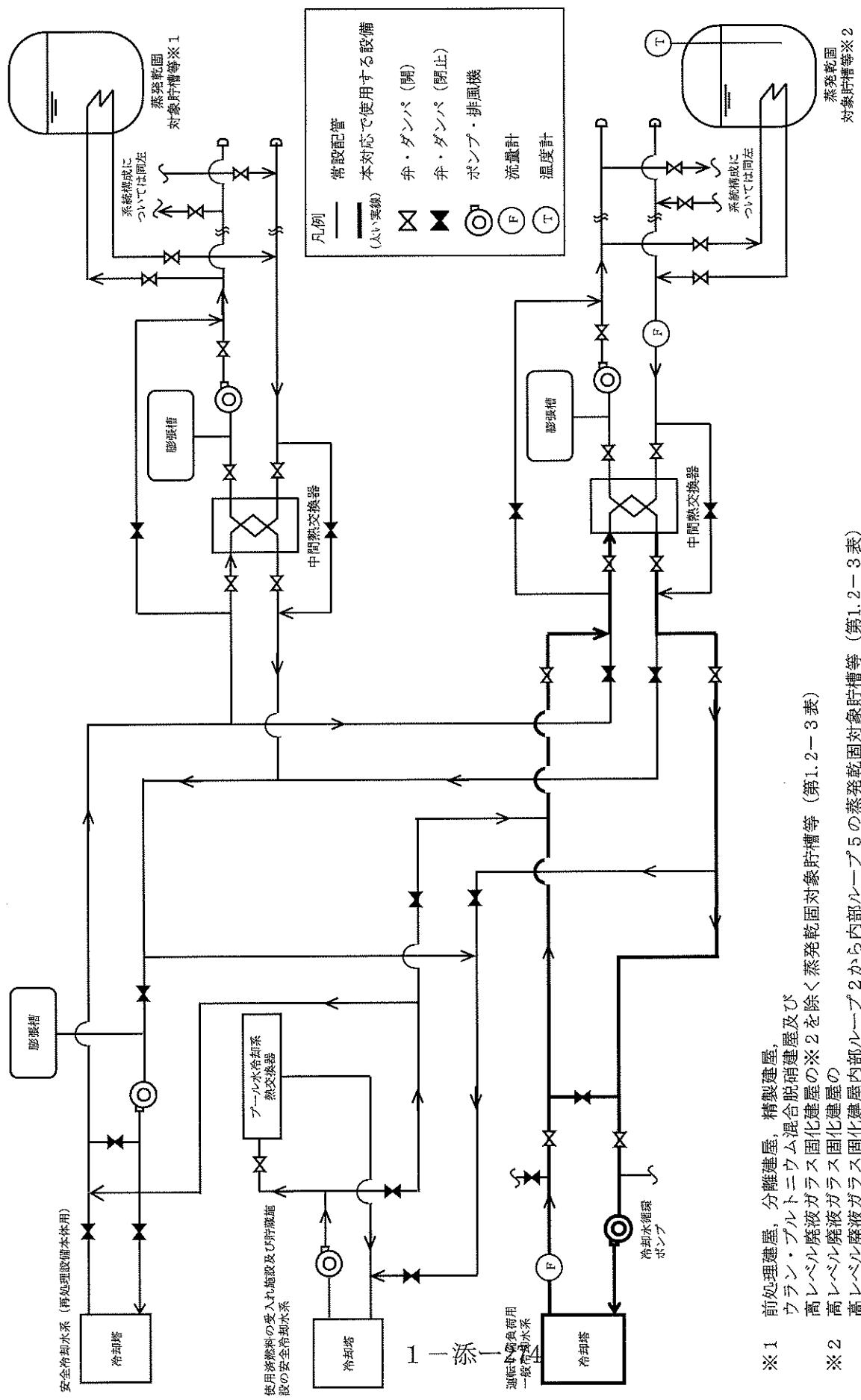
第1.2-13図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却 概要図

| 対策 | 作業器番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間(時:分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|----|-------|--|-----------------|---------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|--|
| | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 1 | ・安全冷却水通過水準備 (前処理装置側) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設設備用いた安全冷却水系統を用いた冷却水供給本体へ供給する場合 | A,B | 2 | 0:20 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | ・安全冷却水通過水準備 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設設備) ・安全冷却水通過水 | C,D,E,F | 4 | 0:30 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | ・計器監視 (冷却水供給流量、冷却水供給圧力) ・計器監視 (冷却水供給温度、圧力、防爆管温度) | G,H | 2 | 0:10 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | ・安全冷却水通過水準備 (安全冷却水供給装置) ・安全冷却水供給装置 (安全冷却水供給装置) | I,J,K,L | 4 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | ・安全冷却水通過水準備 (弁操作、系統内干予抜き) ・安全冷却水供給装置用いた安全冷却水系統を用いた安全冷却水供給装置 (安全冷却水供給装置) | A,B,C,D,E,F,G,H | 8 | 0:10 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | ・計器監視 (冷却水供給流量、冷却水供給圧力) ・計器監視 (冷却水供給温度、圧力、防爆管温度) | A,B,C,D,E,F,G,H | 8 | 0:20 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | ・計器監視 (冷却水供給流量、冷却水供給圧力) ・計器監視 (冷却水供給温度、圧力、防爆管温度) | I,J,K,L | 4 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第2-15図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却 タイムチャート



第2-16図 運転予備負荷用一般冷却水系による冷却による冷却における対応フロー



第2-17図 運転予備負荷用一般冷却水系による冷却概要図

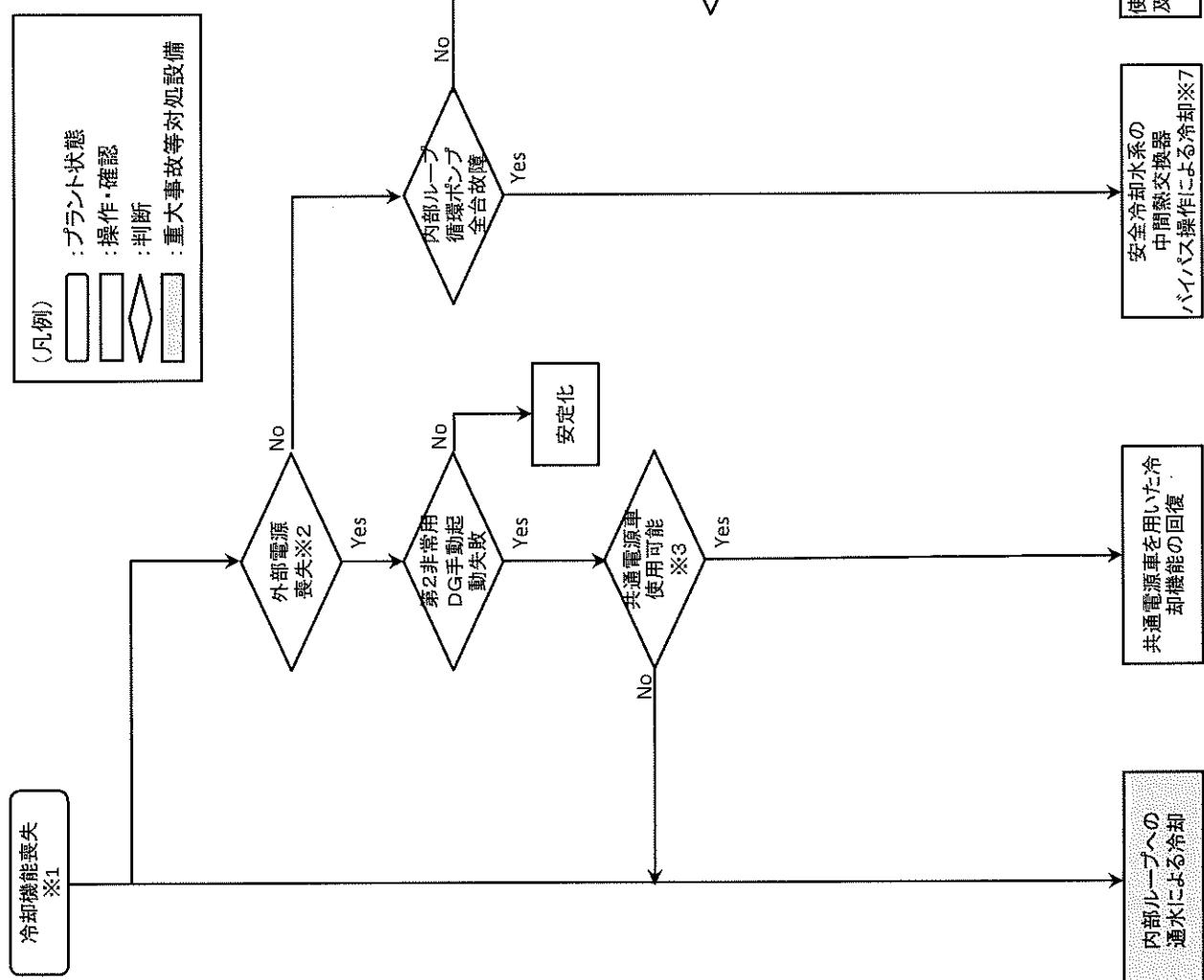
※1 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、
ウラン・ブルトニウム混合脱硝化建屋の※
高レベル雑液ガラス固化建屋の※
高レベル雑液ガラス固化建屋の※
高レベル雑液ガラス固化建屋の※

※2 高レベル雑波ガラス固化建屋の内部ループ5から内部ループ2から蒸発乾固対象貯槽等 (第1.2-3表)

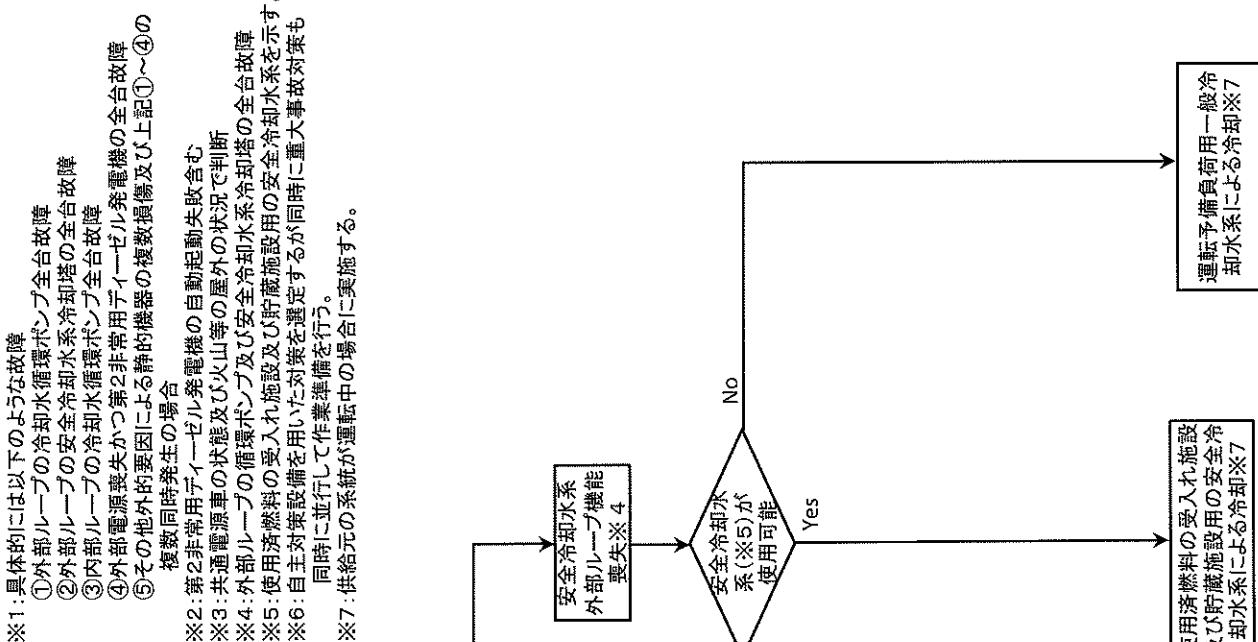
蒸発乾固に對処するための系統概要である。

第2-18図 運転予備負荷用一般冷却水系による冷却 タイムチャート

蒸発乾固の発生防止対策の対応手段の選択



第2-19図 対応手段の選択フローチャート (1/2)



運転予備負荷用一般冷却水系による冷却※7

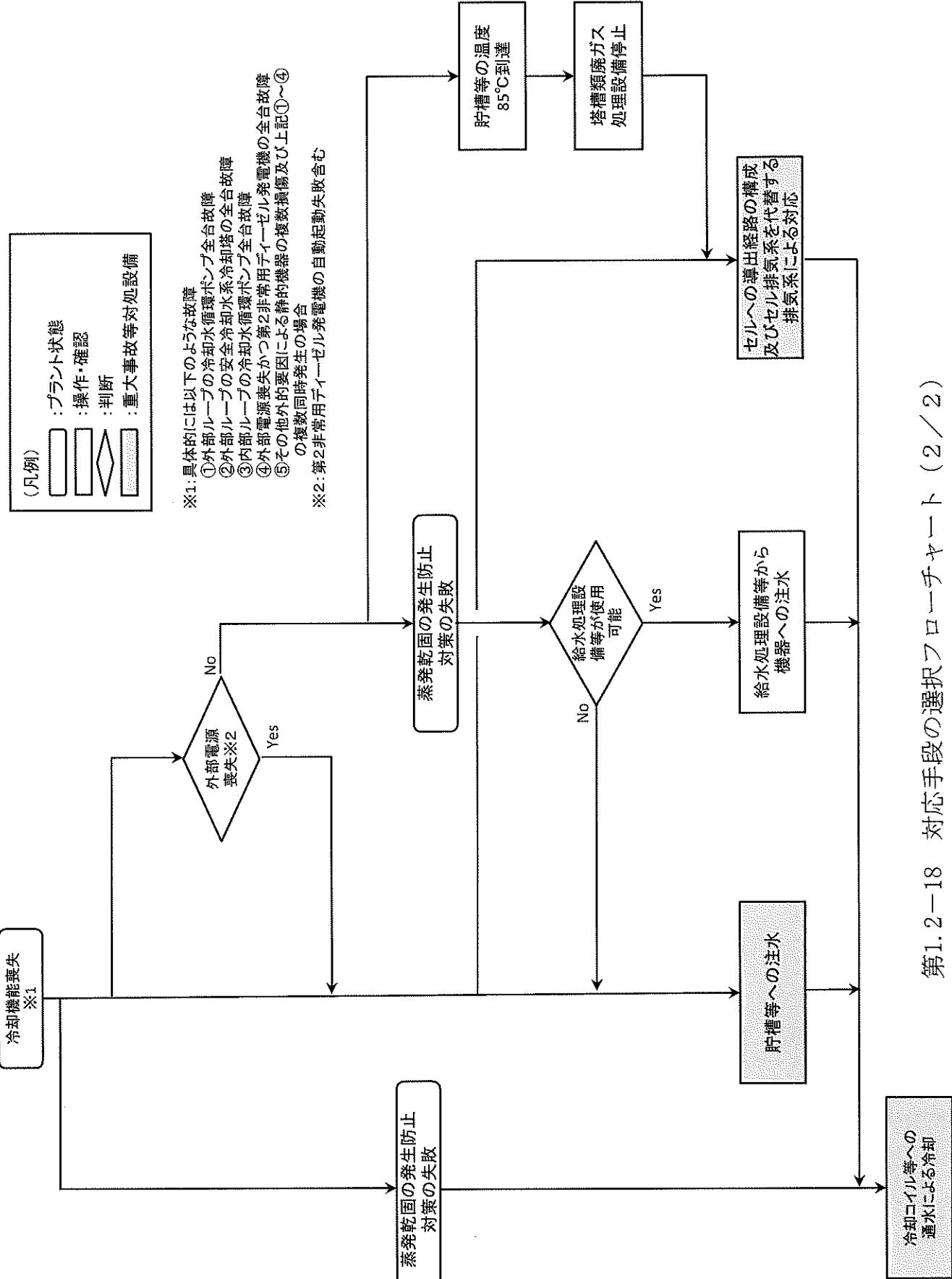
使用燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却※7

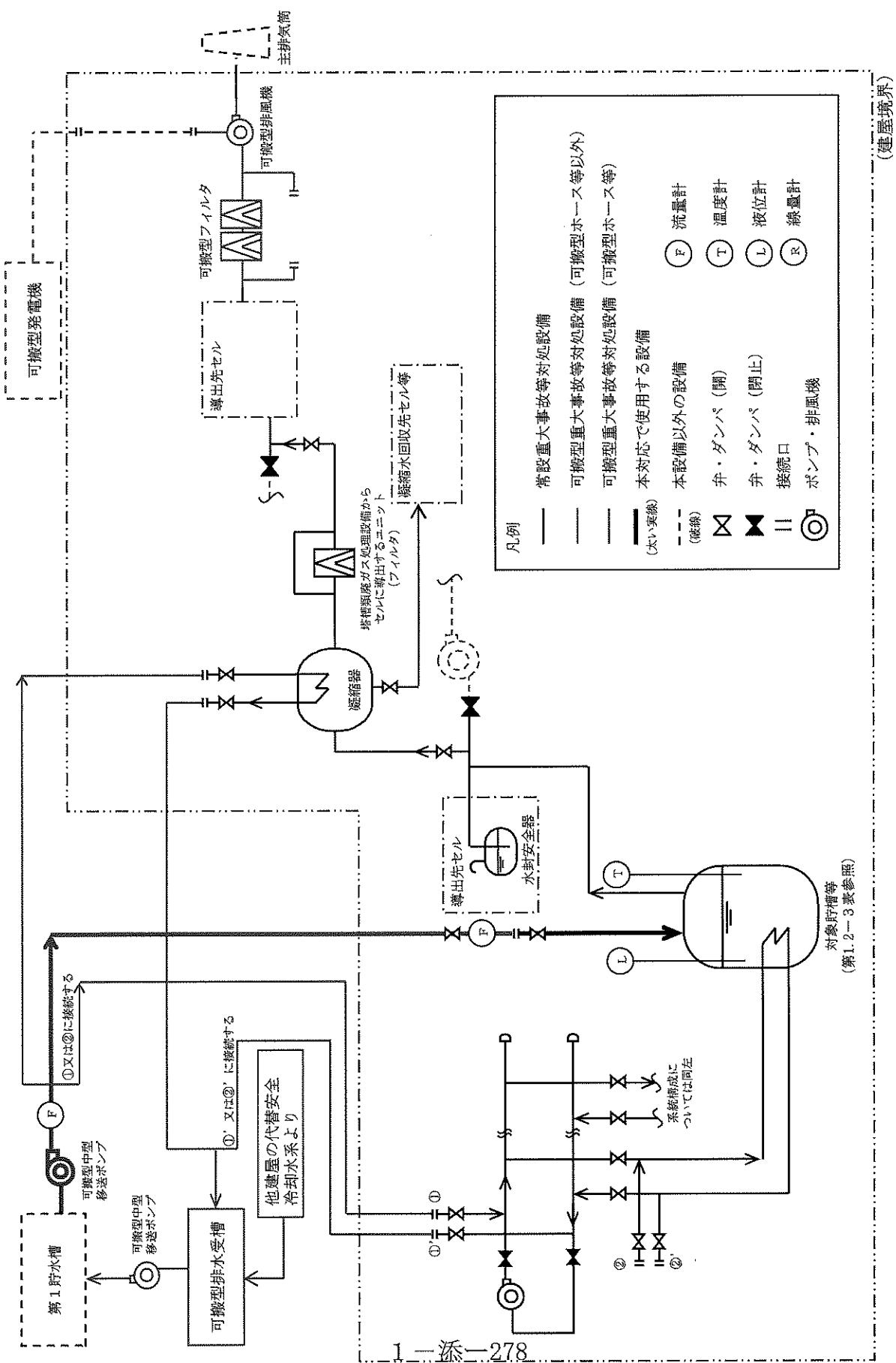
安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却※7

共通電源車を用いた冷却機能の回復

内部ループへの冷却水による冷却

蒸発乾固の拡大防止対策の対応手段の選択





本図は、蒸発乾固に対処するための系統概要である。可搬型ホース等及び可搬型ダクト等の敷設ルート、接続箇所、個数及び位置については、ホース敷設ルート毎に異なる。

第2-20図 貯槽等への注水 概要図

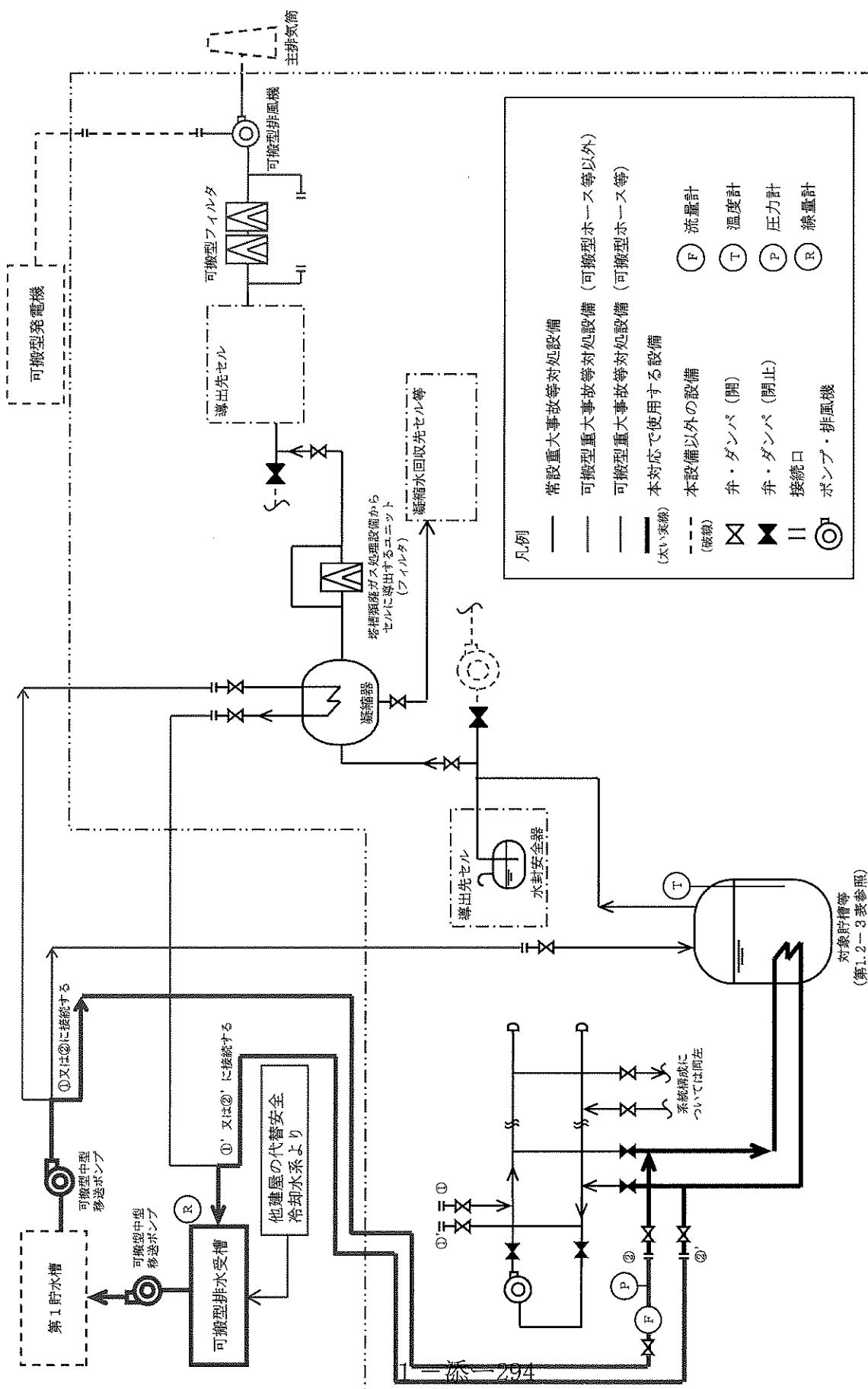
各要素内容の実施に必要な時間と示す。複数回に分けて実施の場合は、作業時間の合計)

| 作業番号 | | 作業名 | 作業数 | 施工内班 | 2,450 | 2,550 | 2,650 | 2,750 | 2,850 | 2,950 | 3,150 | 3,250 | 3,350 | 3,450 | 3,550 | 3,650 | 3,750 | 3,850 | 3,950 | 4,050 | 4,150 | 4,250 | 4,350 | 4,450 | 4,550 | 4,650 | 4,750 |
|------|----|--|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| AB | 1 | ・可燃物炉管部材仕上げ作業(可燃瓦山屋外ホース取扱) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 7 | ・可燃物炉管部材仕上げ作業(可燃瓦山屋外ホース取扱) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 12 | 囲 等 ・遮熱装置部材内面塗装、塗装 | 施工内班、施工内班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 33 | ・流・ペリ燃焼機器部材洗浄作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 34 | ・流・水 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 34 | ・押・水 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 35 | ・可燃物炉管部材仕上げ作業(可燃瓦山屋外ホース取扱) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 36 | ・可燃物炉管部材内面塗装、塗装(分離瓦山屋外ホース取扱) | 施工内班、施工内班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 37 | セ 等 ・遮熱装置部材内面塗装、塗装、弄作(分離瓦山屋外ホース取扱) | 施工内班、施工内班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 19 | ・遮熱装置部材内面塗装、塗装、弄作(分離瓦山屋外ホース取扱) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 21 | ・可燃物炉管部材仕上げ作業(セッル正・斜材設置) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 22 | 七 等 ・可燃物ダクト設置 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 23 | ・可燃物炉管部材仕上げ作業(セッル正・斜材設置) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 24 | ・可燃物炉管部材仕上げ作業(セッル正・斜材設置) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 25 | ・分離瓦山屋外部材仕上げ作業、可燃物炉管部材仕上げ作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 26 | ・分離瓦山屋外部材仕上げ作業、可燃物炉管部材仕上げ作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 27 | ・分離瓦山屋外部材仕上げ作業、可燃物炉管部材仕上げ作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 28 | ・分離瓦山屋外部材仕上げ作業、可燃物炉管部材仕上げ作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 29 | ・分離瓦山屋外部材仕上げ作業、可燃物炉管部材仕上げ作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 30 | ・分離瓦山屋外部材仕上げ作業、可燃物炉管部材仕上げ作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 31 | ・分離瓦山屋外部材仕上げ作業、可燃物炉管部材仕上げ作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 32 | ・分離瓦山屋外部材仕上げ作業、可燃物炉管部材仕上げ作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 33 | ・流・ペリ燃焼機器部材洗浄作業 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 34 | ・流・水 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 35 | ・可燃物炉管部材仕上げ作業(可燃瓦山屋外ホース取扱) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 36 | ・可燃物炉管部材仕上げ作業(可燃瓦山屋外ホース取扱) | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 37 | ・遮熱装置部材内面塗装、塗装 | 施工内班、施工内班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AB | 38 | 共 等 ・押・水 | 施工内班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 作業番号 | 作業内容 | 作業状況 | 実員数 | 時間割(勤務区分) | | | | | | | | | |
|--------|---------------------------------|---------------|-----|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | | | | 16時30分 | 15時30分 | 14時30分 | 13時30分 | 12時30分 | 11時30分 | 10時30分 | 9時30分 | 8時30分 | 7時30分 |
| AC 2 | 万能型炉内炉外水素炉、可燃性蒸留水炉、ガス式火筒炉 | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 5 | 可燃型炉内炉外水素炉(燃焼用可燃性蒸留水炉) | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 25 | 可燃型炉内炉外水素炉、液化、液化内1班 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 4 | | | | | | | | | | |
| AC 26 | 可燃型炉内炉外水素炉及び炉内炉外水素炉 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 6 | | | | | | | | | | |
| AC 27 | 炉内水 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 28 | 炉内水供給 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 29 | 可燃型炉内炉外水素炉、液化、液化内1班及び炉内炉外水素炉 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 4 | | | | | | | | | | |
| AC 30 | 脱水、脱水内1班 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 4 | | | | | | | | | | |
| AC 12 | 炉内水供給 | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 13 | 可燃型炉内炉外水素炉計量器 | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 14 | シアン化ナトリウム | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 16 | 可燃型炉内炉外水素炉、可燃型炉内炉外水素炉 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 12 | | | | | | | | | | |
| AC 17 | 可燃型炉内炉外水素炉 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 19 | 可燃型電気ケーブル被膜 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 4 | | | | | | | | | | |
| AC 19 | 液化性炉内炉外水素炉第1セル炉内炉外水素炉 | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 19 | 液化性炉内炉外水素炉 | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC21 1 | 可燃型炉内炉外水素炉等運搬(精留液内1班)→(精留液内1班) | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 6 | | | | | | | | | | |
| AC21 2 | 冷媒水供給(精留液内1班)→(精留液内1班)→(精留液内1班) | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 6 | | | | | | | | | | |
| AC21 3 | 冷却水供給(精留液内1班) | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 4 | | | | | | | | | | |
| AC21 4 | 冷却水供給(精留液内1班)、屋内圧力計 | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC22 1 | 可燃型炉内炉外水素炉等運搬(精留液内1班)→(精留液内1班) | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 6 | | | | | | | | | | |
| AC22 2 | 冷却水供給(精留液内1班)→(精留液内1班)→(精留液内1班) | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 6 | | | | | | | | | | |
| AC22 3 | 冷却水供給(精留液内1班)→(精留液内1班)→(精留液内1班) | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 4 | | | | | | | | | | |
| AC22 4 | 冷却水供給(精留液内1班)→(精留液内1班)→(精留液内1班) | 退伍 内1班 | 2 | | | | | | | | | | |
| AC 31 | 共通 | 退伍 内1班、退伍 内1班 | 4 | | | | | | | | | | |

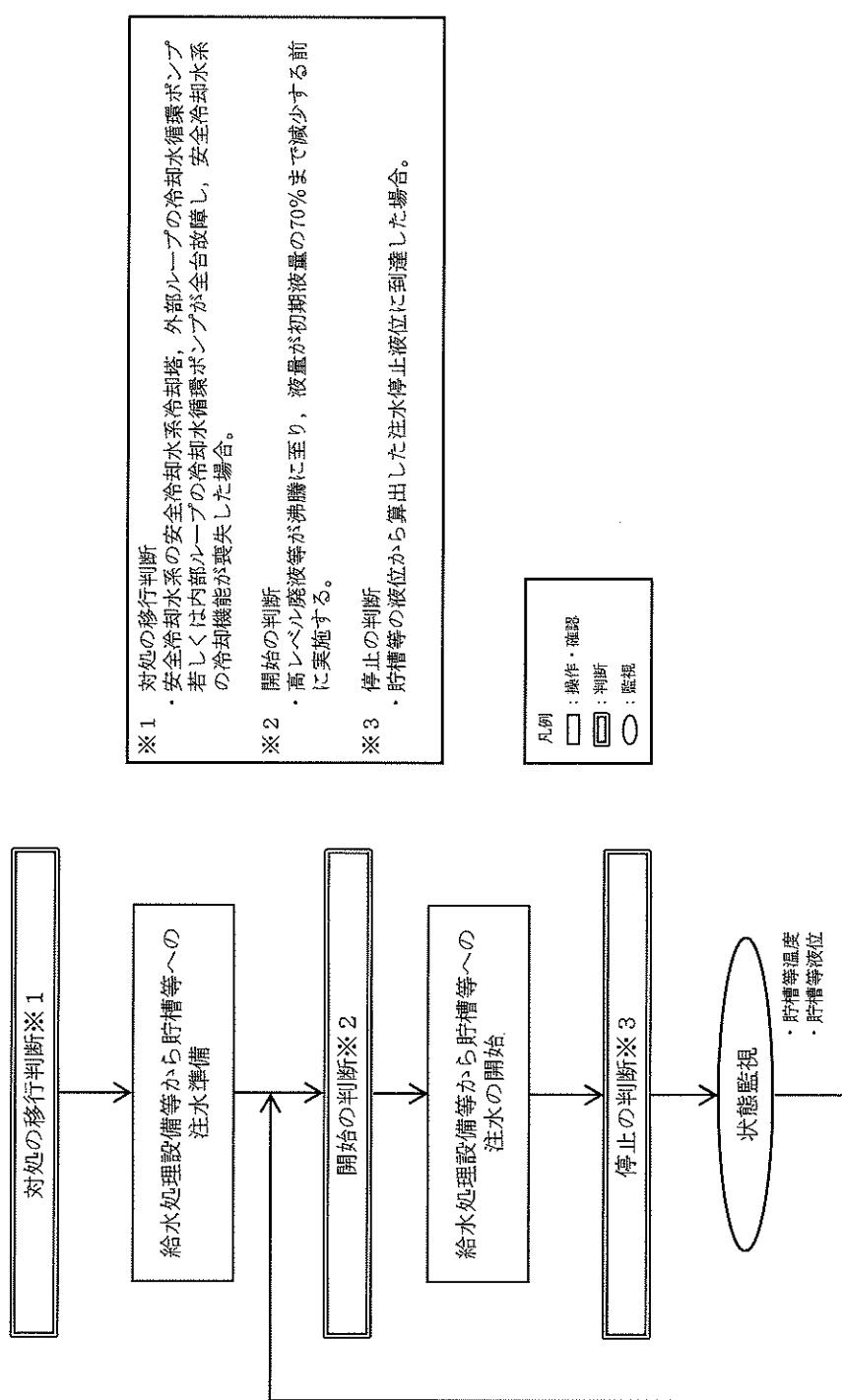
| 作業番号 | 作業名 | 作業状況 | 作業者数 (単位:人) | 所要時間 (単位:分) | 経過時間(単位:分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|---|----------------|----------------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | 0:00 | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 |
| CA_1 | 炉槽 | 可燃性防爆装置(可燃性防爆装置内火一次防爆装置) | 施設内1班 | 2 | 0:40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_24 | 炉槽 | 可燃性防爆装置内火一次防爆装置、保温、漏水、漏油、漏气の確認 | 施設外1班、施設内12班 | 4 | 1:20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_25 | 炉槽 | 炉槽作業、爐槽支柱水 | 施設内1班 | 2 | 0:10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_26 | 炉槽 | 可燃性防爆装置内火一次防爆装置及炉槽支柱水 | 施設内1班、爐槽内14班 | 4 | 2:05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_27 | 炉槽 | 可燃性防爆装置内火一次防爆装置、保温、漏水、漏油、漏气の確認 | 施設外1班、爐槽内12班 | 8 | 3:50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_28 | 炉槽 | 炉槽作業、爐槽支柱水 | 施設外1班 | 2 | 0:10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_10 | 炉槽 | 炉槽作業、爐槽支柱水 | 施設内1班 | 2 | 1:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_11 | 炉槽 | 炉槽作業、爐槽支柱水 | 施設内1班 | 4 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_12 | 炉槽 | 可燃性防爆装置内火一次防爆装置 | 施設外1班、爐槽内18班 | 4 | 0:10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_14 | セメントブロック | 可燃性防爆装置 | 施設内1班、爐槽内15班 | 12 | 2:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_15 | セメントブロック | 可燃性防爆装置、可能漏ガス漏気装置 | 施設内1班、爐槽内15班 | 4 | 0:50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_16 | セメントブロック | 可燃性防爆装置、可能漏ガス漏気装置 | 施設内1班、爐槽内23班 | 6 | 1:50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_17 | セメントブロック | 可燃性防爆装置 | 施設内1班、爐槽内19班 | 4 | 0:10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_18 | セメントブロック | 可燃性防爆装置 | 施設内1班、爐槽内19班 | 2 | 0:20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_19 | セメントブロック | 可燃性防爆装置、可燃性防爆装置 | 施設内1班、爐槽内19班 | 2 | 1:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA21_1 | 火薬 | 可燃性防爆装置内火一次防爆装置(可燃性防爆装置内火一次防爆装置内火一次防爆装置) | 施設内1班、爐槽内12班 | 6 | 1:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA21_2 | 火薬 | 火薬内火一次防爆装置(火薬内火一次防爆装置) | 施設内17班 | 6 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA21_3 | 火薬 | 火薬内火一次防爆装置(火薬内火一次防爆装置) | 施設内24班 | 6 | 0:50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA21_4 | 火薬 | 火薬内火一次防爆装置(火薬内火一次防爆装置) | 施設内25班 | 4 | 0:50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_29 | 火薬 | 火薬内火一次防爆装置、火薬内火一次防爆装置、火薬内火一次防爆装置、火薬内火一次防爆装置 | 施設内19班 | 4 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 作業者号 | 作業名 | 作業区 | 経過時間(秒) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 24.00 | 25.00 | 26.00 | 27.00 | 28.00 | 29.00 | 30.00 | 31.00 | 32.00 | 33.00 | 34.00 | 40.00 | 41.00 | 42.00 | 43.00 | 44.00 | 45.00 | 46.00 |
| CA_1 野 等 | 可搬型耐候性地材敷設(耐候性地材を一ヶ所設置する場合) | 施設内13班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_24 水 等 | 可搬型耐候性地材一ヶ所設置 搬入・搬出 | 施設内11班、施設内12班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_25 水 等 | 手操作、搬入搬出 | 施設内9班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_26 水 等 | 可搬型耐候性地材設置及び拆卸地材搬入 | 施設内13班、施設内14班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_27 水 等 | 可搬型耐候性地材一ヶ所設置 搬入・搬出 | 施設内11班、施設内12班 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_28 水 等 | 手操作、搬入搬出 | 施設内11班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_10 機 器 | 搬入搬出の操作 | 施設内15班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_11 機 器 | 搬入搬出の停止 | 施設内17班、施設内18班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_12 機 器 | 可搬型耐候性地材搬入搬出 | 施設内17班、施設内18班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_14 機 器 | 可搬型ダクト設置 | 施設内14班、施設内15班、施設内16班、施設内17班 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_15 機 器 | 可搬型耐候性地材搬入搬出 | 施設内14班、施設内15班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_16 機 器 | 可搬型電動カーブリーダー | 施設内22班、施設内23班 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_17 機 器 | 「ランプ」ブレード一ヶ所設置 搬入搬出 | 施設内24班 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_18 機 器 | 可搬型耐候性地材搬入搬出 | 施設内4班、施設内5班 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_19 機 器 | 事先セッティング作業 可搬型耐候性地材搬入搬出 | 施設内21班 | 2 | F1(使用耐候性地材搬入搬出) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DA[1]_1 機 器 | 可搬型耐候性地材一ヶ所設置 | 施設内11班、施設内12班 | 9 | F1(使用耐候性地材搬入搬出) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DA[1]_2 機 器 | 「ランプ」ブレード搬入搬出 | 施設内15班、施設内16班 | 6 | F1(使用耐候性地材搬入搬出) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DA[1]_3 機 器 | 「ランプ」ブレード搬入搬出 | 施設内15班、施設内16班、施設内17班 | 6 | F1(使用耐候性地材搬入搬出) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DA[1]_4 機 器 | 「ランプ」ブレード搬入搬出 | 施設内15班、施設内16班 | 4 | F1(使用耐候性地材搬入搬出) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CA_29 水 等 | 可搬型耐候性地材搬入搬出 手操作、搬入搬出 | 施設内15班、施設内16班 | 4 | F1(使用耐候性地材搬入搬出) | | | | | | | | | | | | | | | | |

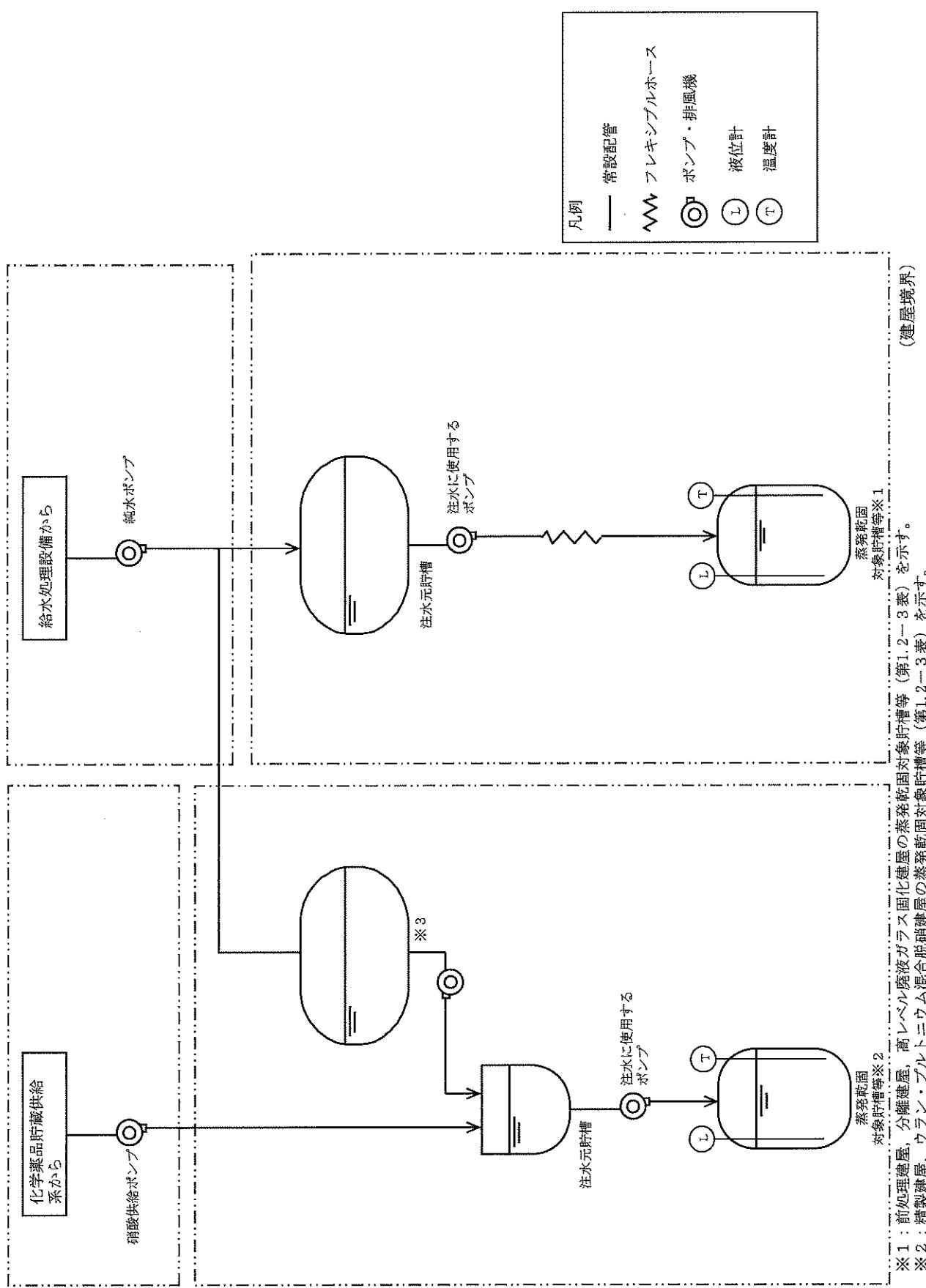


本図は、蒸気乾燥に對するための系統概要である。可搬型ホース等及び可搬型ダクト等の敷設ルート、接続箇所、個数及び位置については、ホース敷設ルート毎に異なる。

第2—22図 液冷却ユイル等への通水による冷却概要図



第2-23図 給水処理設備等から貯槽等への注水における対応フロー



| 対象 | 作業番号 | 作業種類 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 施設運営時間 (時:分) | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|------|------|--|------------|---------------|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|--|
| | | | | | 1:00 | 1:10 | 1:20 | 1:30 | 1:40 | 2:00 | 2:10 | 2:20 | 2:30 | 2:40 | 2:50 | 3:00 | 3:10 | 3:20 | 3:30 | 3:40 | | |
| | 1 | ・貯槽等への注水栓開閉 | A, B | 3:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | ・貯槽等への注水栓開閉 | C, D | 2 | 1:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 拡大防止 | 3 | 給水処理設備等から 貯槽等への注水 ・貯槽等への注水 (手操作) | C, D | 2 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | ・計器監視 (貯槽等の温度、貯槽等の液位) | E, F, G, H | 4 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第2—25図 前処理建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水 タイムチャート

| 対象 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時・分) | 基準時間 (時・分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|----|------|---------------------------------------|------------|---------------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 | |
| 1 | 1 | ・貯槽等への注水栓開閉 | A, B | 2 | 4:00 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 2 | 2 | ・貯槽等への注水栓操作 | C, D | 2 | 3:00 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 3 | 3 | ・貯槽等への注水 ・貯槽等への注水 ・計器監視(貯槽等の液位) | A, B | 2 | 6:30 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 4 | 4 | ・計器監視(貯槽等の液位) | E, F, G, H | 4 | — | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |

△事象発生 対策の制限時間(施設開始) ▽

■作業着手

●手集荷

▲手集荷

◆手集荷

◆手集荷

◆手集荷

◆手集荷

第2-26図 分離建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水 タイムチャート

| 対策 番号 | 作業 番号 | 作業 内容 | 要因数 | 所要時間 (時・分) | 基準時間 (時・分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|----------|----------|----------------------------|------------|---------------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 | |
| 1 | 1 | ・貯槽等への注水初期 ・貯槽等への注水初期 | A, B | 2 | 2:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 給水修理設備等から 貯槽等への注水 | C, D | 2 | 1:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 批大防止 | 3 | ・貯槽等への注水 ・貯槽等の温度、貯槽等の液位 | C, D | 2 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | ・計器監視(貯槽等の液位) | E, F, G, H | 4 | --- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

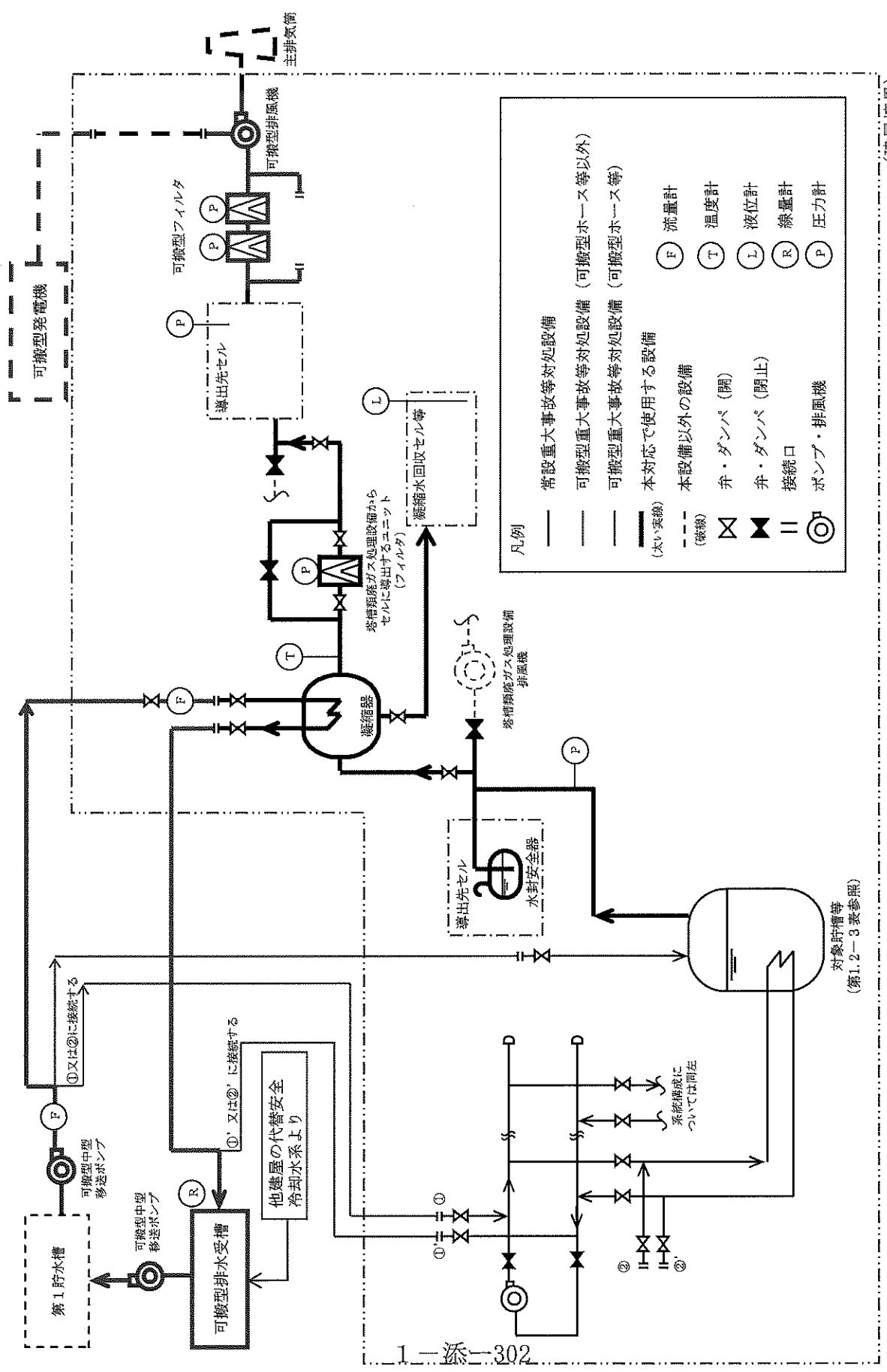
第2—27図 精製建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水 タイムチャート

| 対象 | 作業器号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時・分) | 経過時間(時・分) | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|----------------------------------|------------|---------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 |
| 1 | | ・貯槽等への注水作業 | A, B, C, D | 4 | 1:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | ・貯槽等への注水作業 給水設備等から 貯槽等への注水 | E, F, G, H | 4 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | ・貯槽等への注水 (手操作) ・計器監視 (貯槽等の液位) | A, B | 2 | 0:10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | I, J, K, L | 4 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第2-28図 ヴラン・プルトニウム混合脱硝建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水 タイムチャート

| 対象 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 通過時間(時:分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|----|------|----------------------------|---------|---------------|-----------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 | |
| 1 | 1 | 貯槽等への注水準備 | A,B | 2 | 3:00 | 作業番号3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 貯槽等への注水準備から 貯槽等への注水(操作) | C,D | 2 | 3:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 貯槽監視(貯槽等の液位) | A,B | 2 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | | E,F,G,H | 4 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第2-29図 高レベル廃液ガラス固化建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水 タイムチャート



第2—30図 セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 概要図

本図は、蒸気乾燥室に対処するための系統概要である。可搬型ホース等及び可搬型ダクト等の敷設ルート、接続箇所、個数及び位置については、ホース敷設ルート毎に異なる。

3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等

【要求事項】

再処理事業者において、セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設において、再処理規則第1条の3第3号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

- 一 放射線分解により発生する水素による爆発（以下「水素爆発」という。）の発生を未然に防止するために必要な手順等
- 二 水素爆発が発生した場合において、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な手順等
- 三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するためには必要な手順等及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な手順等
- 四 水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な手順等

【解釈】

- 1 第1号に規定する「放射線分解により発生する水素による爆発（以下「水素爆発」という。）の発生を未然に防止するために必要な手順等」とは、例えば、設計基準の要求により措置した設備とは異なる圧縮空気の供給設備、溶液の回収・移送設備、ポンベ等による水素掃気配管への窒素の供給設備及び爆発に至らせないための水素燃焼設備を作動させるための手順等をいう。

- 2 第2号に規定する「水素爆発が発生した場合において、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な手順等」とは、例えば、容器への希釈材の注入を行うための手順等をいう。
- 3 第3号に規定する「水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な手順等及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するためには必要な手順等」とは、例えば、換気系統（機器及びセル）の流路を閉止するための閉止弁、密閉式ダンパ、セル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するための設備を作動させるための手順等をいう。
- 4 第4号に規定する「水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な手順等」とは、例えば、セル換気系統の有する機能及び性能のうち、事故に対応するために必要なものを代替する設備を作動させるための手順等をいう。
- 5 上記1から4までの手順等には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための手順等を含む。

安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失に対して、貯槽及び濃縮缶（以下1.3では「貯槽等」という。）での水素爆発の発生を未然に防止するための対処設備を整備する。

また、水素爆発の発生を未然に防止するための対策が機能せず、貯槽等での水素爆発が発生した場合に、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持すること、セル内に設置された配管の外部への排出及び大気中への放射性物質の放出による影響を緩和するための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

貯槽等の水素掃気機能を有する設計基準対象設備として、その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の安全圧縮空気系を設置している。

水素掃気機能が安全圧縮空気系の空気圧縮機の故障等により喪失した場合は、貯槽等内の水素濃度が上昇し、未然防止濃度に至る可能性がある。

水素爆発の発生を未然に防止するためには、貯槽等内の水素濃度を低下させる必要がある。このため、フォールトツリー分析により、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第3-1図)。

また、水素爆発の発生を未然に防止するための措置が失敗した場合において、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するとともに、供給した圧縮空気により、気相中に移行した放射性物質の濃度を低下させる必要がある。このため、水素爆発の発生防止対策の機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第3-2図)。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(以下3.では「審査基準」という。)だけでなく、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第三十六条及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」第三十条(以下3.では「基準規則」とい

う。) の要求事項を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

フォールトツリー分析の結果、水素爆発に至るおそれのある事象として安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失を想定する。安全圧縮空気系を構成する設備のうち、空気圧縮機などの動的な機器及び動的機器を起動させるために必要な電気設備など多岐の設備故障に対応でき、かつ、複数の設備故障が発生した場合においても対処が可能となるよう重大事故等対処設備を選定する。「共通電源車を用いた水素掃気機能の回復」などの個別機器の故障への対処を行うものについては、全てのプラント状況において使用することが困難ではあるが、個別機器の故障に対しては有効な手段であることから、自主対策設備として選定する。

安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準、基準規則からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

また、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第3-1表に整理する。

i. 水素爆発の発生防止対策の対応手段及び設備

(i) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給

安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合に、貯槽等内の水素

爆発を防止するため、圧縮空気自動供給系及び機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気を供給することにより、貯槽等内の水素濃度を低下させる手段がある。

また、可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、可搬型空気圧縮機、圧縮空気供給系、水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁により代替安全圧縮空気系を構成し圧縮空気を供給することにより、貯槽等内の水素濃度を低下させる手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。(第3-2表)

代替安全圧縮空気系

- ・水素掃気配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・機器圧縮空気供給配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型空気圧縮機
- ・可搬型個別供給用建屋外ホース
- ・可搬型個別供給用建屋内ホース
- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型建屋内ホース
- ・圧縮空気供給系
- ・圧縮空気自動供給系 圧縮空気自動供給貯槽
- ・圧縮空気自動供給系 圧縮空気自動供給ユニット
- ・機器圧縮空気自動供給ユニット

水素爆発対象貯槽等（設計基準対象の施設と兼用）(第3-3表)

(ii) 共通電源車を用いた水素掃気機能の回復

全交流動力電源の喪失による安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失

し、機器の損傷が伴わない場合に、貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度に至ることを防止するため、共通電源車により水素掃気機能を回復し、貯槽等内の水素濃度を低下させる手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり、本対応で電源を回復した後に起動する負荷は「8. 電源の確保に関する手順等」に示す。

- ・共通電源車（第42条 電気設備）
- ・可搬型電源ケーブル（第42条 電気設備）
- ・燃料供給ポンプ（第42条 電気設備）
- ・燃料供給ポンプ用電源ケーブル（第42条 電気設備）
- ・可搬型燃料供給ホース（第42条 電気設備）
- ・第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク
(第42条 電気設備)
- ・非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線（第42条 電気設備）
- ・制御建屋の6.9kV非常用母線（第42条 電気設備）
- ・前処理建屋の6.9kV非常用母線（第42条 電気設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV非常用母線（第42条 電気設備）
- ・非常用電源建屋の460V非常用母線（第42条 電気設備）
- ・制御建屋の460V非常用母線（第42条 電気設備）
- ・前処理建屋の460V非常用母線（第42条 電気設備）
- ・分離建屋の460V非常用母線（第42条 電気設備）
- ・精製建屋の460V非常用母線（第42条 電気設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常用母線
(第42条 電気設備)
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母線

(第 42 条 電気設備)

- ・制御建屋重大事故等対処用常設電源ケーブル

(第 42 条 電気設備)

- ・非常用電源建屋のケーブル及び電線路（非常用）

(第 42 条 電気設備)

- ・制御建屋のケーブル及び電線路（非常用）（第 42 条 電気設備）

- ・前処理建屋のケーブル及び電線路（非常用）

(第 42 条 電気設備)

- ・分離建屋のケーブル及び電線路（非常用）（第 42 条 電気設備）

- ・精製建屋のケーブル及び電線路（非常用）（第 42 条 電気設備）

- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のケーブル及び

電線路（非常用）（第 42 条 電気設備）

- ・高レベル廃液ガラス固化建屋のケーブル及び電線路

（非常用）（第 42 条 電気設備）

- ・制御建屋の非常用無停電電源装置（第 42 条 電気設備）

- ・前処理建屋の非常用無停電電源装置（第 42 条 電気設備）

- ・分離建屋の非常用無停電電源装置（第 42 条 電気設備）

- ・精製建屋の非常用無停電電源装置（第 42 条 電気設備）

- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用無停電電源

装置（第 42 条 電気設備）

- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用無停電電源装置

(第 42 条 電気設備)

- ・制御建屋の非常用直流電源設備（第 42 条 電気設備）

- ・前処理建屋の非常用直流電源設備（第 42 条 電気設備）

- ・分離建屋の非常用直流電源設備（第 42 条 電気設備）

- ・精製建屋の非常用直流電源設備（第42条 電気設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用直流電源設備（第42条 電気設備）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用直流電源設備（第42条 電気設備）
- ・制御建屋の非常用計測交流電源盤（第42条 電気設備）
- ・精製建屋の非常用計測交流電源盤（第42条 電気設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測交流電源盤（第42条 電気設備）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測交流電源盤（第42条 電気設備）
- ・水素掃気用安全圧縮空気系の配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・水素爆発対象貯槽等（設計基準対象の施設と兼用）（第3-3表）

(iii) 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給

「火山」及び内的事象により水素掃気機能が喪失した場合は、可搬型空気圧縮機を可搬型一括供給用建屋外ホース及び可搬型一括供給用建屋内ホースにより前処理建屋の安全圧縮空気系へ接続し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発を想定する貯槽等に一括で圧縮空気を供給（以下3. では「一括供給」という。）することにより水素掃気機能を回復させる手段がある。

水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給に使用する設備は

以下のとおり。 (第3-2表)

代替安全圧縮空気系

- ・水素掃気配管・弁 (設計基準対象の施設と兼用)
- ・可搬型空気圧縮機
- ・可搬型一括供給用建屋外ホース
- ・可搬型一括供給用建屋内ホース
- ・圧縮空気自動供給貯槽
- ・圧縮空気自動供給ユニット
- ・機器圧縮空気自動供給ユニット

水素爆発対象貯槽等 (設計基準対象の施設と兼用) (第3-3表)

(iv) 重大事故等対処設備と自主対策設備

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備のうち、代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁、機器圧縮空気供給配管・弁及び水素爆発対象貯槽等 (第3-3表) を重大事故等対処設備として位置付ける。

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備のうち、代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系、圧縮空気自動供給貯槽、圧縮空気自動供給ユニット及び機器圧縮空気自動供給ユニットを重大事故等対処設備として設置する。

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備のうち、代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機、可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを重大事故等対処設備として配備する。

水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給に使用する設備の

うち、代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び水素爆発対象貯槽等（第3－3表）を重大事故等対処設備として位置付ける。

水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給に使用する設備のうち、代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機、可搬型一括供給用建屋外ホース、可搬型一括供給用建屋内ホースを重大事故等対処設備として配備する。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失が発生した場合に、水素爆発の発生を未然に防止することができる。

共通電源車を用いた水素掃気機能の回復に使用する設備(ⅰ) i . (ⅱ) 参照)は、基準地震動の1.2倍の地震力を考慮しても機能を維持できる設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。具体的には、外部電源が喪失し、かつ、第2非常用ディーゼル発電機の全台故障が発生し、その他機器が健全であることが明らかな場合には対応手段として選択することができる。

ii. 水素爆発の拡大防止対策の対応手段及び設備

(i) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給

安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、かつ、水素爆発の発生防止対策が機能しない場合において、圧縮空気手動供給ユニット

から貯槽等に圧縮空気を供給することにより、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持する手段がある。

また、可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、可搬型空気圧縮機、圧縮空気供給系及び機器圧縮空気供給配管・弁により代替安全圧縮空気系を構成し貯槽等に圧縮空気を供給することにより、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持する手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。(第3-2表)

なお、可搬型の機器については、故障時バックアップを外部保管エリア等に保管しており、故障が発生した場合においても、外部保管エリア等から運搬し対処することが可能である。

代替安全圧縮空気系

- ・可搬型空気圧縮機
- ・圧縮空気供給系
- ・機器圧縮空気供給配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・圧縮空気手動供給ユニット
- ・可搬型個別供給用建屋外ホース
- ・可搬型個別供給用建屋内ホース
- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型建屋内ホース

水素爆発対象貯槽等（設計基準対象の施設と兼用）(第3-3表)

- (ii) セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応

安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合に、貯槽等に接続する換気系統の配管の流路を遮断し、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを開放すること及び可搬型フィルタ等により放射性エアロゾルを大気中へ放出する前に除去することにより、廃ガス中の放射性物質の濃度を低下させる手段がある。

「地震」を要因とした場合、動的機器が全て機能喪失するとともに、全交流動力電源も喪失し、塔槽類廃ガス処理設備の浄化機能及び排気機能が喪失するため、圧縮空気の供給により放射性物質を含む空気が排気経路以外の経路から大気中へ放出する可能性があることから、貯槽等に接続する塔槽類廃ガス処理設備の配管の流路を遮断し、放射性物質をセルに導出するための経路を構築することで、塔槽類廃ガス処理設備内の圧力を導出先セルに開放する。また、可搬型排風機を運転することで、高性能粒子フィルタにより放射性エアロゾルを除去することで放射性物質を低減し、主排気筒から大気中へ管理しながら放出することができる。

本対応で使用する設備は以下のとおり。(第3-2表)

なお、本設備で使用する前処理建屋のセル導出設備、分離建屋のセル導出設備、精製建屋のセル導出設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のセル導出設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋のセル導出設備を総称し、以下1.3では「セル導出設備」という。

また、前処理建屋代替換気設備、分離建屋代替換気設備、精製建屋代替換気設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋代替換気設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋代替換気設備を総称し、以下3.では「建屋代替換気設備」という。

セル導出設備

- ・配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・隔壁弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガス洗浄塔 シール ポット（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガス リリーフ ポット（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガス ポット（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガス シール ポット（設計基準対象の施設と兼用）
- ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット
- ・塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）
- ・可搬型ダクト

建屋代替換気設備

- ・ダクト・ダンパ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット
- ・可搬型フィルタ
- ・可搬型ダクト
- ・可搬型排風機

主排気筒（設計基準対象の施設と兼用）

水素爆発対象貯槽等（設計基準対象の施設と兼用）（第3－3表）

(iii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備のうち、代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁及び水素爆発対象貯槽等（第3－3表）を重大事故等対処設備として位置付ける。

水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備のうち、代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系及び圧縮空気手動供給ユニットを重大事故等対処設備として設置する。

水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備のうち、代替安全圧縮空気系の可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び可搬型空気圧縮機を重大事故等対処設備として配備する。

セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備のうち、セル導出設備の配管・弁、隔離弁、廃ガス洗浄塔 シール ポット、廃ガス リリーフ ポット、廃ガス ポット、廃ガス シール ポット、建屋代替換気設備のダクト・ダンパー、主排気筒及び水素爆発対象貯槽等（第3-3表）を重大事故等対処設備として位置付ける。

セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備のうち、セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）、建屋代替換気設備の主排気筒へ排出するユニットを重大事故等対処設備として設置する。

セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備のうち、セル導出設備の可搬型ダクト、建屋代替換気設備の可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機を重大事故等対処設備として配備する。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、水素爆発の発生防止対策が機能しなかった場合においても、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持し、放射性物質の放出による影響を緩和することができる。

iii. 電源及び監視

(i) 電源及び監視

1) 電源

「水素爆発を未然に防止するための空気の供給」、「水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給」及び「水素爆発の再発を防止するための空気の供給」で使用する可搬型空気圧縮機に燃料を供給する手段がある。

また、「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」により、水素爆発に伴い気相中に移行する放射性物質の大気中への放出による影響を緩和する際は、大気中への放出に使用する可搬型排風機に電源を供給する手段及び可搬型発電機へ燃料を供給する手段がある。

さらに、「共通電源車を用いた水素掃気機能の回復」により水素掃気機能を回復する際は、圧縮空気の供給に使用する圧縮空気設備の空気圧縮機等に電源を供給する手段がある。

電源の供給に使用する設備は以下のとおり。

なお、「i.(iii)水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給」の対応のうち、安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障を要因とする場合は、交流動力電源が健全であることから、特別な電源の確保は不要で、設計基準設備の電気設備を使用する。

2) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給対応に使用する電源設備

補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯蔵タンク（第42条 電源設備）

- ・軽油用タンク ローリ (第 42 条 電源設備)

3) 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給対応に使用する電源設備

補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯蔵タンク (第 42 条 電源設備)

- ・軽油用タンク ローリ (第 42 条 電源設備)

4) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給対応に使用する電源設備

補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯蔵タンク (第 42 条 電源設備)

- ・軽油用タンク ローリ (第 42 条 電源設備)

5) セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する電源設備

補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯蔵タンク (第 42 条 電源設備)

- ・軽油用タンク ローリ (第 42 条 電源設備)

代替電源設備

- ・前処理建屋可搬型発電機 (第 42 条 電源設備)

- ・分離建屋可搬型発電機 (第 42 条 電源設備)

- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機

(第 42 条 電源設備)

- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機

(第 42 条 電源設備)

代替所内電気設備

- ・重大事故対処用母線及び電路 (第 42 条 電源設備)

- ・可搬型電源ケーブル（第42条 電源設備）

- ・可搬型分電盤（第42条 電源設備）

6) 共通電源車を用いた水素掃気機能の回復

「共通電源車を用いた水素掃気機能の回復」に記載のとおり。

((b) i . (ii) 参照)

a) 監視

「i . (i) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給」、「ii . (i) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給」、「ii . (ii) セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」を実施する際には、貯槽等に供給する圧縮空気の流量等を監視する手段がある。監視に使用する設備（監視計器）は以下のとおり。

なお、「i . (iii) 水素爆発を未然に防止するための一括供給」の対応のうち、安全圧縮空気系の空気圧縮機の全台故障を要因とする場合は、交流動力電源が健全であることから、設計基準設備の計測制御設備を使用する。

代替計測制御設備

- ・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（第43条 計装設備）
- ・可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型セル導出ユニット流量計（第43条 計装設備）
- ・可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計
(第43条 計装設備)
- ・可搬型手動圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計

(第43条 計装設備)

- ・可搬型水素濃度計（第43条 計装設備）
- ・可搬型貯槽温度計（第43条 計装設備）
- ・可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型導出先セル圧力計（第43条 計装設備）
- ・可搬型フィルタ差圧計（第43条 計装設備）
- ・可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計（第43条 計装設備）

(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

水素爆発を未然に防止するための空気の供給対応に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯蔵タンクを重大事故等対処設備として設置する。

水素爆発を未然に防止するための空気の供給対応に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリーを重大事故等対処設備として配備する。

水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給対応に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯蔵タンクを重大事故等対処設備として設置する。

水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給対応に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリーを重大事故等対処設備として配備する。

水素爆発の再発を防止するための空気の供給対応に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯蔵タンクを重大事故等対処設備として設置する。

水素爆発の再発を防止するための空気の供給対応に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンク ローリを重大事故等対処設備として配備する。

セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯蔵タンク並びに代替所内電気設備の重大事故対処用母線及び電路を重大事故等対処設備として設置する。

セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンク ローリ、代替電源設備の可搬型発電機、代替所内電気設備の可搬型ケーブル及び可搬型分電盤を重大事故等対処設備として配備する。

共通電源車を用いた水素掃気機能の回復に使用する電源については、「共通電源車を用いた水素掃気機能の回復」に記載のとおり。

((b) i . (ii) 参照)

監視にて使用する設備のうち、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計、可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計、可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計、可搬型セル導出ユニット流量計、可搬型水素濃度計、可搬型貯槽温度計、可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計、可搬型導出先セル圧力計、可搬型フィルタ差圧計及び可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計を重大事故等対処設備として配備する。

また、本対策の実施には補給水を必要としない。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

iv. 手順等

「i. 水素爆発の発生防止対策の対応手段及び設備」及び「ii. 水素爆発の拡大防止対策の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故時における実施組織要員による一連の対応として、各建屋及び建屋外共通の「重大事故等発生時対応手順書」に定める。(第3-1表)

また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整備する。
(第3-4表)

b. 重大事故等時の手順

(a) 水素爆発の発生防止対策の対応手順

i. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給

安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合に、可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを可搬型空気圧縮機へ接続し、貯槽等へ圧縮空気を供給することにより、水素掃気機能を回復させる手段がある。

「地震」による水素掃気機能喪失の場合は、現場環境確認を行った後に対処を開始する。また、「火山」の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合には、屋外の機器を屋内に運搬する対応及び除灰の対応を行う。

(ii) 手順着手の判断基準

安全圧縮空気系の空気圧縮機が全台故障し、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、外部電源が喪失し第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、又は、安全圧縮空気系の空気圧縮機が全台故障し、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合かつ外部電源が喪失し第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。（第3－5表）

(iii) 操作手順

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給の手順の概要は以下のとおり。各手順の成否は、水素掃気機能が維持されていることにより確認する。手順の対応フローを第3－3図から第3－7図、系統概要図を第3－8図から第3－12図、タイムチャートを第3－13図に示す。降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合のタイムチャートを第3－14図に示す。

- ① 実施責任者は、「地震」により外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機が運転できない場合には、実施組織要員に現場環境確認の実施を指示する。
- ② 実施組織要員は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。現場環境確認時は、(b) i . (ii)②に示す圧縮空気手動供給ユニットによる圧縮空気の供給に備え、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置する圧縮空気手動供給ユニットの圧力確認も行う。
- ③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処を行うアクセスルート等を判断する。
- ④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員に水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給の準備を指示する。準備は第3－6表に示すとおり、圧縮空気の供給がない場合の許容空白時間が短いものを優先に対処を行う。
- ⑤ 実施組織要員は、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し、系統内の圧力が低下した場合は、分離建屋及び精製建屋については圧縮空気自動供給貯槽から、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋については圧縮空気自動供給ユニットから、第3－3表に示す貯槽等のうち分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発を想定する貯槽等へ自動で圧縮空気が供給されることを、圧縮空気の供給圧力により確認する。
- ⑥ 実施組織要員は、貯槽等内の水素濃度の推移が想定どおりか確認するため、可搬型水素濃度計を測定対象の貯槽等に接続している水素

掃気配管及び計測制御系統施設の計測制御設備に設置し貯槽等内の水素濃度を測定する。水素濃度の測定対象の貯槽等は、溶液の性状毎に未然防止濃度に至るまでの許容空白時間が短い貯槽等を候補とし、水素掃気機能の喪失直前の液位情報を基に選定する。可搬型水素濃度計の設置は可能な限り速やかに実施する。また、貯槽等内の水素濃度の測定は所定の頻度で確認すると共に、対策の効果を確認するため、対策実施前後にも水素濃度の測定を行う。本対策において確認が必要な監視項目は、水素濃度である。

⑦実施組織要員は、溶液の沸騰又はかくはん状態により水素発生量が増加することを想定し、水素発生量の増加が想定される時間の前に、圧縮空気自動供給系からの圧縮空気を手動で停止し、機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給を開始することにより、貯槽等への圧縮空気の供給量を増加させる。

⑧実施責任者は、現場環境確認結果に基づき、実施組織要員に可搬型個別供給用建屋内ホース及び可搬型建屋内ホースの接続先を指示する。

⑨実施組織要員は、各建屋に圧縮空気を供給するために、可搬型空気圧縮機を起動し、可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを敷設し、代替安全圧縮空気系の水素掃気配管又は機器圧縮空気供給配管へ接続する。また、降灰により可搬型空気圧縮機が機能喪失するおそれがある場合には、実施組織要員は、可搬型空気圧縮機を各建屋内に配置する。

⑩実施組織要員は、代替安全圧縮空気系へ可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計、可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計及び可搬型かくはん系統

圧縮空気圧力計を設置し、セル導出設備へ可搬型セル導出ユニット流量計を設置する。

⑪実施責任者は、圧縮空気の供給の準備の完了及び建屋代替換気設備の可搬型排風機を起動したことを確認し、実施組織要員に重大事故等の発生防止対策としての圧縮空気の供給の実施を指示する。

⑫実施組織要員は、可搬型空気圧縮機により代替安全圧縮空気系の水素掃気配管又は機器圧縮空気供給配管へ圧縮空気を供給する。本対策において確認が必要な監視項目は、圧縮空気の流量、圧縮空気供給圧力及びセル導出系統の廃ガス流量である。

⑬実施責任者は、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計により貯槽等内の水素を可燃限界濃度未満に希釈できる流量に維持されていることを確認し、水素掃気機能が維持されていることを判断する。水素掃気機能が維持されていることを判断するために確認が必要な監視項目は、圧縮空気の流量である。

⑭実施組織要員は、水素濃度の推移を把握するために、水素濃度を所定の頻度で確認すると共に、変動が想定される期間において、余裕をもって変動の程度を確認する。また、対策の効果を確認するため、対策実施前後に水素濃度の測定を行う。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 26 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 59 人にて作業を実施した場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 76 時間に對し、事象発生から可搬型空気圧縮機からの供給

開始まで 36 時間 35 分で実施可能である。

分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 22 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、圧縮空気自動供給貯槽及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給がある貯槽等の場合、溶液温度が 70°C に至るまでの許容空白時間 5 時間 35 分に対し、事象発生から機器圧縮空気自動供給ユニットからの供給開始まで 4 時間 25 分で実施可能である。圧縮空気自動供給貯槽及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給がない貯槽等の場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 14 時間に對し、事象発生から可搬型空気圧縮機からの供給開始まで 6 時間 40 分で実施可能である。

精製建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 22 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、圧縮空気自動供給貯槽及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給がある貯槽等の場合、溶液温度が 70°C に至るまでの許容空白時間 4 時間に對し、事象発生から機器圧縮空気自動供給ユニットからの供給開始まで 2 時間 20 分で実施可能である。圧縮空気自動供給貯槽及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給がない貯槽等の場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 27 時間に對し、事象発生から可搬型空気圧縮機からの供給開始まで 7 時間 15 分で実施可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給の操作は、建

屋内の実施組織要員 30 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 63 人にて作業を実施した場合、溶液温度が 70°C に至るまでの許容空白時間 8 時間に對し、事象発生から機器圧縮空気自動供給ユニットからの供給開始まで 6 時間 40 分で実施可能である。また、可搬型空気圧縮機からの供給開始は事象発生から 15 時間 40 分で実施可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 36 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 69 人にて作業を実施した場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 24 時間に對し、事象発生から可搬型空気圧縮機からの供給開始まで 14 時間 15 分で実施可能である。

なお、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人は全ての建屋の対応において、共通の要員である。

「地震」発生による水素掃気機能喪失時における現場環境確認は、現場環境確認班 30 人にて作業を実施した場合、90 分で実施可能である。

また、降灰予報（やや多量以上）発令時の可搬型設備の屋内への運搬は、「地震」による水素掃気機能喪失時の現場環境確認班の 30 人にて 90 分以内で実施可能であり、重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下

とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保する。

ii. 共通電源車を用いた水素掃気機能の回復

全交流動力電源の喪失による安全圧縮空気系の水素掃気機能喪失が発生した場合であって、機器の損傷を伴わない場合に、貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度に至ることを防止するため、共通電源車を配置し安全圧縮空気系への給電を実施することで水素掃気機能を回復し、水素爆発の発生を未然に防止する。

本対応で用いる手順等については、「8. 電源の確保に関する手順等」に示す。

iii. 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給

安全圧縮空気系を構成する設備のうち「火山」及び内的事象により水素掃気機能が喪失した場合には、可搬型空気圧縮機を前処理建屋の安全圧縮空気系へ接続し、水素爆発を想定する貯槽等へ圧縮空気を一括供給することにより水素掃気を行う。

(i) 手順着手の判断基準

「火山」及び内的事象により水素掃気機能が喪失した場合。(第3-5表)

(ii) 操作手順

安全圧縮空気系への圧縮空気の一括供給による水素掃気の手順の概要は以下のとおり。各手順の成否は、貯槽等に供給される圧縮空気の流量が貯槽等内の水素を可燃限界濃度未満に希釈できる流量に維持されていることにより確認する。手順の対応フローを第3-3図、系統概要図を第3-15図、タイムチャートを第3-16図に示す。

- ①実施責任者は、「火山」及び内的事象による水素掃気機能喪失時の一括供給の対応の準備を指示する。
- ②実施組織要員は、前処理建屋の水素掃気用安全圧縮空気系に建屋外の可搬型空気圧縮機を、可搬型一括供給用建屋内ホース及び可搬型一括供給用建屋外ホースにより接続し、第3-3表に示す貯槽等へ圧縮空気を供給する。「火山」及び内的事象による水素掃気機能喪失時の一括供給時の対応に確認が必要な監視項目は、安全圧縮空気系の圧縮空気供給圧力である。
- ③実施責任者は、安全圧縮空気系の圧縮空気供給圧力を確認し、水素掃気機能が維持されていることを判断する。水素掃気機能が維持されていることを判断するために確認が必要な監視項目は、安全圧縮空気系の圧縮空気供給圧力である。

(iii) 操作の成立性

水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給による水素掃気の実施は、実施組織要員92人、建屋外の実施組織要員2人及び実施責任者等の要員6人の合計100人にて作業を実施した場合にて作業を実施した場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間が最も短い精製建屋の1時間25分に対し、事象発生から操作完了まで1時間50分で実施可能である。

iv. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり、対応手段の選択フローチャートを第3-17図に示す。

安全圧縮空気系を構成する設備のうち、安全圧縮空気系の空気圧縮機及び電気設備の故障により、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合においても、安全圧縮空気系へ圧縮空気を供給することで、水素掃気機能を回復させる。

水素掃気機能の喪失の要因が外部電源の喪失などの機器の損傷を伴わない場合には、水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給と並行して電源車を用いた水素掃気機能の回復の対応手順に従い、電源を復旧することにより、水素爆発の発生を未然に防止する。

安全圧縮空気系を構成する設備のうち、安全圧縮空気系の空気圧縮機の故障により、水素掃気機能が喪失した場合においても、水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の対応手順に従い、水素掃気機能を回復することにより、水素爆発の発生を未然に防止する。

上記の手順の実施において、計装設備を用いて監視するパラメータは「第3-4表 計装設備の主要設備の仕様」に示す。また、この監視パラメータのうち、機器等の状態を直接監視する重要監視パラメータの計測が困難となった場合は、「第3-7表 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に必要な計装設備」の重要代替監視パラメータを用いて換算等による推定を行い、対応手順の選択を行う。

また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処においては、「8. 電源の確保に関する手順」、「9. 事故時の計

装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」に記載する設計基準設備の計測制御設備、電源設備及び放射線監視設備をそれぞれ用いる。

(b) 水素爆発の拡大防止対策の対応手順

i. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給

安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合に、発生防止対策が機能しなかった場合を想定し、続けて水素爆発が生じるおそれがない状態を維持できるよう、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋内ホースと圧縮空気供給系及び機器圧縮空気供給配管の接続口を接続する。代替安全圧縮空気系を用いて貯槽等へ圧縮空気を供給し、水素掃気機能を回復させる手段がある。本対策は、圧縮空気手動供給ユニットが機能している間に実施する。

(i) 手順着手の判断基準

安全圧縮空気系の空気圧縮機が全台故障し、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、外部電源が喪失し第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、又は、安全圧縮空気系の空気圧縮機が全台故障し、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合かつ外部電源が喪失し第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。

(第3－5表)

(ii) 操作手順

水素爆発の再発を防止するための空気の供給の手順の概要は以下のとおり。各手順の成否は、第3－3表に示す貯槽等に供給される圧縮空気の流量によって水素掃気機能が維持されていることにより確認する。手順の対応フローを第3－3図から第3－7図、系統概要図を第3－18図から第3－22図、タイムチャートを第3－23図及び第3－24図に示す。なお、「火山」の影響により、降灰予報を確認した場合の対応については「(a)i. 水素爆発を未然に防止するための空気の供

給」に同じ。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員に水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給のための準備の実施を指示する。
- ②実施組織要員は、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し、系統内の圧力が低下した場合は、速やかに圧縮空気手動供給ユニットを可搬型建屋内ホースを用いて接続し、圧縮空気を供給する。圧縮空気の供給に用いる系統は貯槽等に内包する溶液中に浸っている系統を選択する。
- ③実施組織要員は、圧縮空気の供給を開始する前に当該系統への圧縮空気供給圧力の変動を確認し、系統が健全であること及び圧縮空気の供給が行われていることを確認する。また、圧縮空気手動供給ユニットによる圧縮空気の供給が成功していることを圧縮空気の供給圧力で確認する。
- ④実施組織要員は、貯槽等内の水素濃度の推移が想定どおりか確認するため、可搬型水素濃度計を測定対象の貯槽等に接続している水素掃気配管及び計測制御系統施設の計測制御設備に設置し、貯槽等内の水素濃度を測定する。水素濃度の測定対象の貯槽等は、溶液の性状毎に未然防止濃度に至るまでの許容空白時間が短い貯槽等を候補とし、水素掃気機能の喪失直前の液位情報を基に選定する。可搬型水素濃度計の設置は可能な限り速やかに実施する。また、貯槽等内の水素濃度の測定は所定の頻度で確認するとともに、対策の効果を確認するため、対策実施前後にも水素濃度の測定を行う。本対策において確認が必要な監視項目は、水素濃度である。
- ⑤実施組織要員は、可搬型空気圧縮機を起動し、可搬型空気圧縮機、

可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管を接続することにより、水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を用いた圧縮空気の供給のための系統を構築し、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計を流路上に設置する。また、降灰により可搬型空気圧縮機が機能喪失するおそれがある場合には、実施組織要員は、可搬型空気圧縮機を各建屋内に配置する。

⑥実施組織要員は、可搬型空気圧縮機から第3-3表に示す貯槽等へ圧縮空気を供給する。圧縮空気流量は、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計及び流量調節弁により調節する。

⑦実施責任者は、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計により、第3-3表に示す貯槽等に供給する圧縮空気の流量が貯槽等内の水素を可燃限界濃度未満に希釈できる流量に維持されていると判断する。水素爆発の再発が防止されていると判断するために必用な監視項目は、圧縮空気の流量である。

⑧実施組織要員は、水素濃度の推移を把握するために、水素濃度を所定の頻度で確認するとともに、変動が想定される期間において、余裕をもって変動の程度を確認する。また、対策の効果を確認するため、対策実施前後に水素濃度の測定を行う。

⑨実施組織要員は、代替安全圧縮空気系からの圧縮空気の供給に期待できない場合には、必要に応じて貯槽等に接続しているその他の配管を加工し、圧縮空気を供給する。

⑩実施責任者は、可搬型空気圧縮機の单一故障を確認した場合、実施組織要員に故障時バックアップとの交換等故障箇所の復旧を指示す

る。

- ⑪実施組織要員は、故障時バックアップとの交換が必要な場合、屋外保管場所から故障時バックアップを運搬し、故障箇所の交換を行う。交換が不要な場合は、資機材等により故障箇所の復旧を行う。
- ⑫実施組織要員は、故障箇所の復旧完了後、漏えい確認等の設備の状態を確認し、実施責任者に報告する。
- ⑬実施責任者は、実施組織要員からの報告等を基に、故障が復旧したと判断する。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 24 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 57 人にて作業を実施した場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 76 時間に對し、事象発生から可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給を開始するまで 39 時間 5 分で可能である。

分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 24 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 57 人にて作業を実施した場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 7 時間 30 分に対し、事象発生から圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始まで 4 時間 5 分で実施可能である。また、可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始は、事象発生から 9 時間 10 分で実施可能である。

精製建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 26 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責

任者等の要員 19 人の合計 59 人にて作業を実施した場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 1 時間 25 分に対し、事象発生から圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始まで 50 分で実施可能である。また、精製建屋における可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始は、圧縮空気手動供給ユニットからの圧縮空気の供給が継続している期間中に準備が整い次第実施し、事象発生から 9 時間 45 分で実施可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 30 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 63 人にて作業を実施した場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 7 時間 30 分に対し、事象発生から圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始まで 50 分で実施可能である。また、可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始は、事象発生から 18 時間で実施可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の操作は、建屋内の実施組織要員 36 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 69 人にて作業を実施した場合、未然防止濃度に至るまでの許容空白時間 24 時間に對し、事象発生から可搬型空気圧縮機からの供給開始まで 19 時間 45 分で実施可能である。

なお、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人は全ての建屋の対応において共通の要員である。

可搬型空気圧縮機等が使用できない場合の故障時バックアップとの交換等の対応は、2 時間で可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環

境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保する。

ii. セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応

安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合において、塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断し、貯槽等からの排気を塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出する手段がある。さらに、セル排気系の高性能粒子フィルタは一段であることから、セル排気系を代替する建屋代替換気設備として、可搬型排風機、可搬型フィルタ等を設置及び敷設し、放射性エアロゾルを可搬型フィルタで除去しつつ主排気筒から大気中に放出することにより、圧縮空気の供給により気相中へ移行した放射性物質の濃度を低下させる手段がある。

(i) 手順着手の判断基準

安全圧縮空気系の空気圧縮機が全台故障し、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、外部電源が喪失し第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、又は、安全圧縮空気系の空気圧縮機が全台故障し、安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合かつ外部電源が喪失し第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合。

(第3－5表)

(ii) 操作手順

セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第3－3図から第3－7図、系統概要図を第3－25図から第3－28図、タイムチャートを第3－29図に示す。なお、「火山」の影響により、降灰予報を確認した場合の対応については「(a)i. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給」と同じ。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員にセルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の準備の実施を指示する。
- ② 実施組織要員は、前処理建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が停止している場合には、水素掃気用の圧縮空気の供給継続による大気中への放射性物質の放出を低減するため、貯槽等へ圧縮空気を供給する水素掃気用安全圧縮空気系の手動弁を閉止する。
- ③ 実施組織要員は、可搬型ダクトにより、建屋代替換気設備のダクト、可搬型フィルタ及び可搬型排風機を接続し、可搬型排風機、各建屋の重大事故対処用母線、電路及び可搬型発電機を可搬型電源ケーブルを用いて接続する。前処理建屋においては、可搬型ダクトにより、主排気筒へ排出するユニットも接続する。また、建屋代替換気設備のダンパを閉止する。
- ④ 実施組織要員は、塔槽類廃ガス処理設備内の圧力を監視するため、塔槽類廃ガス処理設備に可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計を設置する。

また、導出先セルの圧力を監視するため、導出先セルに可搬型導出先セル圧力計を設置する。

また、セルに導出するユニットの高性能粒子フィルタの差圧を監視するため、可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計を設置する。

⑤ 実施責任者は、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が起動している場合、貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度に至ることに備え、排風機を停止するとともに、水素掃気用の圧縮空気の供給継続により移行する放射性物質を塔槽類廃ガス処理設備からセルに導くための経路構築作業の実施を判断し、以下の⑥へ移行する。実施を判断するために必要な監視項目は、塔槽類廃ガス処理設備の排風機の運転状態である。

⑥ 実施組織要員は、塔槽類廃ガス処理設備から導出先セルに放射性物質を導出するため、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が起動している場合、貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度に至ることに備え、排風機を停止するとともに、代替塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを開放する。これにより、水素掃気用の圧縮空気に同伴する放射性物質が塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出される。前処理建屋、分離建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋で発生した放射性物質が、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合は、水封安全器を設置する導出先セルに放射性物質が導出される。

⑦ 実施組織要員は、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの高性能粒子フィルタの差圧を監視し、高性能粒子フィルタの差圧が上昇傾向を示した場合、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出

するユニットの高性能粒子フィルタを隔離し、バイパスラインへ切り替える。これらの実施を判断するために必要な監視項目は、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの高性能粒子フィルタの差圧である。

- ⑧ 実施責任者は、可搬型排風機の運転準備が整い次第、可搬型排風機の起動を判断する。
- ⑨ 実施組織要員は、可搬型排風機を運転することで、大気中への経路外放出を抑制し、セル内の圧力上昇を緩和しつつ、可搬型フィルタの高性能粒子フィルタにより放射性エアロゾルを除去し、主排気筒から大気中へ管理しながら放出する。また、可搬型フィルタ差圧計により、可搬型フィルタの差圧を監視する。
- ⑩ 実施組織要員は、排気モニタリング設備により、主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況を監視する。排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、可搬型排気モニタリング設備により、主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況を監視する。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 22 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 55 人にて作業を実施した場合、可搬型空気圧縮機からの供給開始時間 36 時間 35 分に対し、事象発生から可搬型排風機の起動準備完了まで 31 時間 45 分で可能である。

分離建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 14 人、建屋外の実施

組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 47 人にて作業を実施した場合、可搬型空気圧縮機からの供給開始時間 6 時間 40 分に対し、事象発生から可搬型排風機の起動準備完了まで 5 時間 10 分で可能である。

精製建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 24 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 57 人にて作業を実施した場合、可搬型空気圧縮機からの供給開始時間 7 時間 15 分に対し、事象発生から可搬型排風機の起動準備完了まで 5 時間 40 分で可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 20 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 53 人にて作業を実施した場合、可搬型空気圧縮機からの供給開始時間 15 時間 40 分に対し、事象発生から可搬型排風機の起動準備完了まで 14 時間で可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の操作は、建屋内の実施組織要員 28 人、建屋外の実施組織要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人の合計 61 人にて作業を実施した場合、可搬型空気圧縮機からの供給開始時間 14 時間 15 分に対し、事象発生から可搬型排風機の起動準備完了まで 11 時間 45 分で可能である。

なお、建屋外の要員 14 人及び実施責任者等の要員 19 人は全ての建屋の対応において共通の要員である。

対処においては、「地震」による水素掃気機能の喪失の場合も考慮

し、溢水、化学物質の漏えい、火災による作業環境の悪化及び、水素掃気用の圧縮空気の供給継続に伴うセルからの放射性物質の漏えいによる被ばくに対して、必要な防護具の着用により対処することを考慮する。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保する。

iii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第3-16図に示す。

安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、かつ、水素爆発の発生防止対策が機能しなかった場合には、水素爆発の再発を防止するための空気の供給の対応手順に従い、水素掃気機能を回復する。また、セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応手順に従い、廃ガス中の放射性物質の濃度を低下させる。

上記の手順の実施において、計装設備を用いて監視するパラメータは「第3-4表 計装設備の主要設備の仕様」に示す。また、この監視パラメータのうち、機器等の状態を直接監視する重要監視パラメー

タの計測が困難となった場合は、「第3－7表 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に必要な計装設備」の重要代替監視パラメータを用いて換算等による推定を行い、対応手順の選択を行う。

また、内的事象により発生する重大事故等への対処においては、「8. 電源の確保に関する手順」、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」に記載する設計基準設備の計測制御設備、電源設備及び放射線監視設備をそれぞれ用いる。

(c) その他の手順項目について考慮する手順

可搬型排風機等で使用する可搬型発電機の接続等の手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

貯槽等に供給する圧縮空気の供給圧力等の監視及び重要監視パラメータが計測不能となった場合の重要代替監視パラメータによる推定に関する手順については、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

大気中への放射性物質の放出の状態監視等に係る監視測定に関する手順については、「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処においては、「8. 電源の確保に関する手順」、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」に記載する設計基準設備の計測制御設備、電源設備及び放射線監視設備をそれぞれ用いる。

第3-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備

する手順対応手段、対処設備、手順書一覧（1／4）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|--|----------------------|---|-----------------------|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全圧縮空気系の空気圧縮機 ・ 外部電源 ・ 第2非常用ディーゼル発電機 | 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替安全圧縮空気系 ・ 清澄・計量設備 | ・ 前処理課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替安全圧縮空気系 ・ 分離設備 ・ 分配設備 ・ 分離建屋一時貯留処理設備 ・ 高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系 | ・ 分離課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替安全圧縮空気系 ・ プルトニウム精製設備 ・ 精製建屋一時貯留処理設備 | ・ 精製課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替安全圧縮空気系 ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系 | ・ 脱硝課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替安全圧縮空気系 ・ 高レベル廃液ガラス固化設備 ・ 高レベル濃縮廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液用貯蔵系 ・ 高レベル濃縮廃液貯蔵設備の共用貯蔵系 | ・ ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補機駆動用燃料補給設備 軽油貯蔵タンク 軽油用タンククローリ | ・ 防災管理課重大事故等発生時対応手順書 |

第3-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備
する手順対応手段、対処設備、手順書一覧（2／4）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|----------------|------------------------|---|----------------------|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手段 | ・安全圧縮空気系の空気圧縮機 | 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給 | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・清澄・計量設備 | ・前処理課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系 | ・分離課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 | ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系 | ・脱硝課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・高レベル濃縮廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液用貯蔵系 ・高レベル濃縮廃液貯蔵設備の共用貯蔵系 | ・ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・補機駆動用燃料補給設備 軽油貯蔵タンク 軽油用タンククローリ | ・防災管理課重大事故等発生時対応手順書 |

第3-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備
する手順対応手段、対処設備、手順書一覧（3／4）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|---|----------------------|---|--|
| 水素爆発の拡大防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全圧縮空気系の空気圧縮機 ・外部電源 ・第2非常用ディーゼル発電機 | 水素爆発の再発を防止するための空気の供給 | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・清澄・計量設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・前処理課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系 | <ul style="list-style-type: none"> ・分離課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系 | <ul style="list-style-type: none"> ・脱硝課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・代替安全圧縮空気系 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・高レベル濃縮廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液用貯蔵系 ・高レベル濃縮廃液貯蔵設備の共用貯蔵系 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・補機駆動用燃料補給設備 軽油貯蔵タンク 軽油用タンククローリ | <ul style="list-style-type: none"> ・防災管理課重大事故等発生時対応手順書 |

第3-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備

する手順対応手段、対処設備、手順書一覧(4/4)

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|------------------|---|---------------------------------|--|---|
| 水素爆発の拡大防止対策の対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全圧縮空気系の空気圧縮機 ・外部電源 ・第2非常用ディーゼル発電機 | セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・清澄・計量設備 ・前処理建屋セル導出設備 ・前処理建屋代替換気設備 ・主排気筒 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系 ・分離建屋セル導出設備 ・分離建屋代替換気設備 ・主排気筒 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・精製建屋セル導出設備 ・精製建屋代替換気設備 ・主排気筒 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋セル導出設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋代替換気設備 ・主排気筒 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・高レベル濃縮廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系 ・高レベル濃縮廃液貯蔵設備の共用貯蔵系 ・高レベル廃液ガラス固化建屋セル導出設備 ・高レベル廃液ガラス固化建屋代替換気設備 ・主排気筒 ・補機駆動用燃料補給設備 軽油貯蔵タンク 軽油用タンクローリ | <p>・前処理課重大事故等発生時対応手順書</p> <p>・分離課重大事故等発生時対応手順書</p> <p>・精製課重大事故等発生時対応手順書</p> <p>・脱硝課重大事故等発生時対応手順書</p> <p>・ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書</p> <p>・防災管理課重大事故等発生時対応手順書</p> |

第3-2表 放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(1/5)

| 機器 グループ | 設備 | | 水素爆発の発生防止対策 | | | | 水素爆発の拡大防止対策 | |
|-------------------------|----------------------------------|-----------------|------------------------------|--------|----------------------------|-----------|------------------------------|---|
| | 設備名称 | 構成する機器 | 水素爆発を未然に防 止するための空気の供 給 | | 水素爆発を未然に防止する ための空気の一括供給 | | 水素爆発の再発を防 止するための空気の供 給 | セルへの導出通路の搭 築及びセル排気系を代 替する排気系による対 応 |
| | | | 重大事故等対処設備 | 自主対策設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | | |
| 代替安全圧縮空気系 | 水素漏気配管・弁[流路] | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × |
| | 可搬型空気圧縮機 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型一括供給用建屋外ホース[洗浄] | × | × | ○ | ○ | × | × | × |
| | 可搬型一括供給用建屋内ホース[流路] | × | × | ○ | ○ | × | × | × |
| | 可搬型個別供給用建屋外ホース[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型個別供給用建屋内ホース[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × |
| 清澄・計量設備 | 格納室空気供給配管・弁[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 中栓槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 中栓槽(水素漏気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 計量前中間貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 計量前中間貯槽(水素漏気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 計量後中間貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 計量・測定槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 計量・測定槽(水素漏気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 計量補助槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 計量補助槽(水素漏気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 前処理建屋 セル導出設備 | 配管・弁[流路] | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 隔壁 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 原ガス洗浄塔 シール・ボット | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 塔槽類原ガス処理設備からセルに導出するユ ニット | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 塔槽類原ガス処理設備からセルに導出するユ ニット(フルタ) | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型ダクト[流路] | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| 前処理建屋 代替換気設備 | ダクト・ダンパー[流路] | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 主排気筒へ排出するユニット | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型フルタ | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型ダクト[流路] | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型排風機 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 主排気筒 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| 前処理建屋 水素爆発 代替電源設備 | 主排気筒 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型発電機 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 重大事故対応用母線及び電路 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型分電盤 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型電源ケーブル | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 補機駆動用燃料補給設備 | 軽油貯蔵タンク | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 代替計測制御設備 | 軽油用ダクト・ローリー | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型耐圧計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型水素漏気圧力計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型セル抽出ユニット流量計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型水素濃度計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型原ガス洗浄塔入口圧力計 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型溶出先ルック圧力計 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型フルタ差圧計 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型セル導出ユニット差圧計 | × | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型貯槽温度計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 共通電源車 | 共通電源車 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 制御建屋の6.9kV非常用母線 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 前処理建屋の6.9kV非常用母線 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 電源設備 | 制御建屋の460V非常用母線 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 電源設備 | 前処理建屋の460V非常用母線 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 電源設備 計測交流電源設備 | 非常用電源建屋の460V非常用母線 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 非常用電源建屋の非常用直流水源設備 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 前処理建屋の非常用直流水源設備 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 制御建屋の非常用直流水源設備 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設 備 | × | ○ | × | ○ | × | ○ | × |
| | 制御建屋の非常用計測制御用交流電源設 備(無障壁面) | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |
| 圧縮空気設備 安全圧縮空気系 | 空気止衝機 | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 空気貯蔵 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 水素漏気用安全圧縮空気系の配管・弁 [流路] | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × |

第3-2表 放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(2/5)

| 機器 グループ | 設備 | | 水素爆発の発生防止対策 | | | 水素爆発の拡大防止対策 | |
|--------------|----------------------------------|---------------------|------------------------------|------------------------|----------------------------|------------------------------|--|
| | 設備名称 | 構成する機器 | 水素爆発を未然に防 止するための空気の供 給 | 共通電源車を用いた 水素掃気機能の回復 | 水素爆発を未然に防止する ための空気の一括供給 | 水素爆発の再発を防 止するための空気の供 給 | セルベーの導出送路の構 成及びセル排気系を代 替する排気系による対 応 |
| | | | 重大事故等対処設備 | 自主対策設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 |
| 代替安全圧縮空気系 | 水素掃気配管・井【流路】 | ○ | × | ○ | × | × | × |
| | 可搬型空気圧縮機 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型建屋外ホース【流路】 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型建屋内ホース【流路】 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 引抜空気自動供給計機 | ○ | × | ○ | ○ | × | × |
| | 建屋内排空気自動供給ユニット | ○ | × | ○ | ○ | × | × |
| | 建屋外排空気自動供給ユニット | × | × | × | ○ | ○ | × |
| | 建屋外空気供給系【流路】 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 建屋外排空気供給配管・井【流路】 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 溶解放液中間貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 分離設備 | 溶解放液中間貯槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 溶解放液供給槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 溶解放液供給槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 地出麻酔液受槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 地出麻酔液受槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 地出麻酔液中間貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 地出麻酔液中間貯槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 地出麻酔液供給槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 分配設備 | 地出麻酔液供給槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | ブルトーウム溶液受槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ブルトーウム溶液受槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | ブルトーウム溶液中間貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ブルトーウム溶液中間貯槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 分離建屋一時貯留処理設備 | 第2-1時貯留処理槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第2-2時貯留処理槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 第3-1時貯留処理槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第3-2時貯留処理槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 第4-1時貯留処理槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高レベル廃液濃縮系 | 高レベル廃液濃縮槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 高レベル廃液濃縮槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 分離建屋 水素爆発 | 配管・井【流路】 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 扇風弁 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 既ガスリリーフボット | × | × | × | × | × | ○ |
| | 塔橋類除ガス処理設備からセルに導出するユ ニット | × | × | × | × | × | ○ |
| | 塔橋類除ガス処理設備からセルに導出するユ ニット(フルタ) | × | × | × | × | × | ○ |
| | ダクト・ダンパー【流路】 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 可搬型フルタ | × | × | × | × | × | ○ |
| | 可搬型ダクト【流路】 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 可搬型排風機 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 主排気筒 | × | × | × | × | × | ○ |
| 代替所内電気設備 | 代替電源設備 | 可搬型蓄電池 | × | × | × | × | ○ |
| | 第1事故対処用母線及び端路 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 可搬型分電盤 | × | × | × | × | × | ○ |
| 補機駆動用燃料補給設備 | 可搬型電源ケーブル | × | × | × | × | × | ○ |
| | 軽油貯蔵タンク | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 代替計測制御設備 | 軽油貯蔵タンク | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計 | ○ | × | × | × | × | × |
| | 可搬型液体圧縮空気自動供給ユニット圧力計 | ○ | × | × | × | × | × |
| | 可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧 力計 | × | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型時刻換算空気流量計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型水素掃気系統圧縮空気流量計 | ○ | × | ○ | × | ○ | × |
| | 可搬型セル導出ユニット流量計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型セル導出密度計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型導出先セル圧力計 | × | × | ○ | × | ○ | ○ |
| | 可搬型フルタ差圧計 | × | × | ○ | × | ○ | ○ |
| 共通電源車 | 可搬型圧縮温度計 | × | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 共通電源車 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 非常用資材建屋6.9kV非常用主母線 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 制御建屋の6.9kV非常用母線 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 制御建屋の460V非常用母線 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 分離建屋の460V非常用母線 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 非常用電源建屋の460V非常用母線 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 非常用電源建屋の非常用直流水源設備 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 分離建屋の非常用直流水源設備 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 制御建屋の非常用直流水源設備 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| 電源設備 | 分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 計測交流電源設備 | 制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備 | × | ○ | × | ○ | × |
| | 圧縮空気設備 | 水素掃気用安全圧縮空気系の配管・井 | × | ○ | × | ○ | × |
| 電源設備 | 安全圧縮空気系 | 【流路】 | × | ○ | × | ○ | × |

第3-2表 放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(3/5)

| 機器 グループ | 設備 | | 水素爆発の発生防止対策 | | | 水素爆発の拡大防止対策 | |
|--------------|---|--|------------------------------|------------------------|----------------------------|------------------------------|--|
| | 設備名称 | 構成する機器 | 水素爆発を未然に防 止するための空気の供 給 | 共通電源車を用いた 水素掃気機能の回復 | 水素爆発を未然に防止する ための空気の一括供給 | 水素爆発の再発を防 止するための空気の供 給 | セレーブの導出経路の構 成及びセル排気系を代 替する排气系による対 応 |
| | | | 重大事故等対処設備 | 自主対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 |
| 代替安全圧縮空気系 | 水素掃気配管・弁【流路】 | ○ | × | ○ | × | × | × |
| | 可搬型空気圧縮機 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型建屋外ホース【流路】 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型建屋内ホース【流路】 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 圧縮空気自動供給装置 | ○ | × | × | ○ | × | × |
| | 機器圧縮空気自動供給ユニット | ○ | × | ○ | ○ | × | × |
| | 圧縮空気手動供給ユニット | × | × | × | ○ | ○ | × |
| | 圧縮空気供給系【流路】 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 機器圧縮空気供給配管・弁【流路】 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | フルトニウム溶液供給槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| プルトニウム精製設備 | フルトニウム溶液供給槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | フルトニウム溶液受槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フルトニウム溶液受槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 油水分離槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 油水分離槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | フルトニウム濃縮缶供給槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フルトニウム濃縮缶供給槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | フルトニウム溶液一時貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フルトニウム溶液一時貯槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | フルトニウム溶液貯蔵槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 精製建屋一時貯留処理設備 | フルトニウム濃縮液貯蔵槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フルトニウム濃縮液受槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フルトニウム濃縮液受槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | フルトニウム濃縮液貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フルトニウム濃縮液貯槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | フルトニウム濃縮液貯槽一時貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フルトニウム濃縮液中間貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フルトニウム濃縮液中間貯槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 第2一時貯留処理槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第2一時貯留処理槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 精製建屋一時貯留処理設備 | 第3一時貯留熱処理槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第3一時貯留処理槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 第7一時貯留処理槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第7一時貯留処理槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| | 配管・弁【蓋路】 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 隔離弁 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 隔離弁 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 隔離弁 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 隔離弁 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 隔離弁 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| 精製建屋 水素爆発 | 精製建屋セル導出設備 | 塔槽排ガス処理設備の塔槽排ガス処理系(プルトニウム系)からセルに導出するユニット | × | × | × | × | ○ |
| | 塔槽排ガス処理設備の塔槽排ガス処理系(プルトニウム系)からセルに導出するユニット(フルダ) | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | ダクトダレン【流路】 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 可搬型フィルタ | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型ダクト【流路】 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型排風機 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 主排気筒 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型圧縮空気自動供給貯蔵圧力計 | ○ | × | × | × | × | × |
| | 可搬型攜帯圧縮空気自動供給二重圧力計 | ○ | × | × | × | × | × |
| | 可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系圧 力計 | × | × | × | ○ | ○ | × |
| 代替計測制御設備 | 可搬型貯槽流量計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型クラシック系統圧縮空気圧力計 | × | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型セル導出ユニット流量計 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型水素濃度計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型逃出先セル圧力計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型フルカ差圧計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型セル導出ユニットフルカ差圧計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型貯槽温度計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型発電機 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| 代替所内電気設備 | 重大事故対処用母線及び電路 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型分電盤 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型ケーブル | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 庭油貯蔵タンク | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| | 共通電源車 | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| | 電源設備 | × | ○ | × | ○ | ○ | × |
| | 電気設備の所内高圧系統 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 電源設備 | 非常用電源建屋の400V非常用母線 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 電気設備の所内低圧系統 | 非常用電源建屋の400V非常用母線 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 電源設備 | 非常用電源建屋の400V非常用母線 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 電源設備 | 非常用電源建屋の非常用直流電源設備 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 非常用電源設備 | 非常用電源建屋の非常用直流電源設備 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 直流電源設備 | 非常用電源建屋の非常用直流電源設備 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 電源設備 | 非常用電源建屋の非常用直流電源設備 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 計測交流電源設備 | 制御建屋の非常用無停電電源装置 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 計測直流電源設備 | 制御建屋の非常用無停電電源装置 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 圧縮空気設備 | 水素掃気用安全圧縮空気系の弁・管・弁 【流路】 | × | ○ | ○ | × | × |
| | 安全圧縮空気系 | 水素掃気用安全圧縮空気系の弁・管・弁 【流路】 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

第3-2表 放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(4/5)

| 機器 グループ | 設備 | | 水素爆発の発生防止対策 | | | 水素爆発の拡大防止対策 | |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------------|------------------------------|---|
| | 設備名称 | 構成する機器 | 水素爆発を未然に防 止するための空気の供 給 | 共通電源車を用いた 水素供給機能の回復 | 水素爆発を未然に防止する ための空気の一括供給 | 水素爆発の再発を防 止するための空気の供 給 | セルへの導出経路の構 成及びセル排気系を代 替する排気系による対 応 |
| | | | 重大事故等対処設備 | 自主対策設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 |
| 代替安全圧縮空気系 | 水素掃気配管・弁[流路] | ○ | × | ○ | × | × | × |
| | 可搬型空気圧縮機 | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型吸出ホース[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型建屋内ホース[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 止損空気自動供給ユニット | ○ | × | ○ | × | × | × |
| | 止損型空気自動供給ユニット | ○ | × | ○ | × | × | × |
| | 止損型空気手動供給ユニット | × | × | × | ○ | ○ | × |
| | 止損型空気供給装置[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 機械式空気供給装置・弁[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × |
| | 細管ブルトニウム肝槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ウラン・プルトニウム混合脱硝 設備 溶液系 | 細管ブルトニウム肝槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 混合槽A(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | 混合槽B | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 混合槽C(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 一時貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 貯蔵槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| | 配管・弁[流路] | × | × | × | × | × | ○ |
| ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋 セル導出設備 | 隔離弁 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 堵消頃廃ガス処理設備からセルに導出するユ ニット | × | × | × | × | × | ○ |
| | 堵消頃廃ガス処理設備からセルに導出するユ ニット(フィルタ) | × | × | × | × | × | ○ |
| | ダクト・ダンパー[流路] | × | × | × | × | × | ○ |
| ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋 代替換気設備 | 可搬型フィルタ | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型ダクト[流路] | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型排風機 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 主排気筒 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 代替電源設備 | 可搬型発電機 | × | × | × | × | ○ |
| | 重大多事故対応用母線及び電路 | × | × | × | × | × | ○ |
| | 可搬型分電盤 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| ウラン・プル トニウム混合 脱硝建屋 水素爆発 | 可搬型ケーブル | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 被換用潤滑タンク | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 被換用グンクリーラー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧 力計 | × | × | × | ○ | ○ | × |
| | 可搬型貯槽圧縮空気液温計 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計 | × | × | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 可搬型セル導出ユニット流量計 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 代替計測御設備 | 可搬型水素濃度計 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 可搬型選出先セル圧力計 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型フィルタ圧力計 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| | 可搬型計測湿度計 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 共通電源車 | 井筒電源車 | × | ○ | × | × | × |
| | 電源設備 | 非常用電源建屋の6.9kV非常用母線 | × | ○ | × | × | × |
| | 電気設備の所内高圧系統 | 制御建屋の6.9kV非常用母線 | × | ○ | × | × | × |
| | 電源設備 | 非常用電源建屋の460V非常用母線 | × | ○ | × | × | × |
| | 電気設備の所内低圧系統 | ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常 用母線 | × | ○ | × | × | × |
| 電源設備 直列電源設備 | 非常用電源建屋の460V非常用母線 | × | ○ | × | × | × | × |
| | 制御建屋の460V非常用母線 | × | ○ | × | × | × | × |
| | ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常 用母線 | × | ○ | × | × | × | × |
| | 非常用直連建屋の非常用直連電源設備 | × | ○ | × | × | × | × |
| | 制御建屋の非常用直連電源設備 | × | ○ | × | × | × | × |
| 電源設備 計測交流電源設備 | 制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備 | × | ○ | × | × | × | × |
| | ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計 測制御用交流電源設備 | × | ○ | × | × | × | × |
| 圧縮空気設備 安全圧縮空気系 | 水素掃気用安全圧縮空気系の配管・弁 [流路] | × | ○ | × | × | × | × |

第3-2表 放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(5/5)

| 機器 グループ | 設備名称 | 構成する機器 | 水素爆発の発生防止対策 | | | 水素爆発の拡大防止対策 | | |
|-----------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------------|------------------------------|---|--|
| | | | 水素爆発を未然に防 止するための空気の供 給 | 共通電源車を用いた 水素排気機能の回復 | 水素爆発を未然に防止する ための空気の一括供給 | 水素爆発の再発を防 止するための空気の供 給 | セルへの漏出遮断の構 築及びセル排気系を代 替する排気系による対 応 | |
| | | | 重大事故等対処設備 | 自主対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | |
| 代替安全圧縮空気系 | 水素掃気配管・弁[流路] | ○ | × | ○ | ○ | × | × | |
| | 可搬型空気圧縮機 | ○ | × | × | ○ | ○ | × | |
| | 可搬型建屋外ホース[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × | |
| | 可搬型建屋内ホース[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × | |
| | 圧縮空気供給系[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × | |
| | 機器圧縮空気供給配管・弁[流路] | ○ | × | × | ○ | ○ | × | |
| | 高レベル廃液混合槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 高レベル廃液混合槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | |
| | 供給池槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 供給槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 高レベル廃液ガラス固化設 備 | 供給槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | |
| | 高レベル廃液混合槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 高レベル廃液混合槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 高レベル濃縮廃液貯蔵系 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 高レベル濃縮廃液貯蔵系[流路] | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | |
| | 高レベル濃縮廃液一時貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 高レベル濃縮廃液共用貯槽 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | |
| | 高レベル廃液共用貯槽(水素掃気配管) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 共用貯槽系 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 配管・弁[流路] | × | × | × | × | × | ○ | |
| 高レベル廃液ガラス固化建 屋 | 配管手 | × | × | × | × | × | ○ | |
| | 高レベル廃液ガラス固化建屋 | × | × | × | × | × | ○ | |
| | セル導出設備 | 高ガスシールボット | × | × | × | × | ○ | |
| | 高ガスシールボット | 高ガスシールガス処理設備からセルに導出するユ ニット | × | × | × | × | ○ | |
| | 塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユ ニット(フルタ) | × | × | × | × | × | ○ | |
| | 高レベル廃液ガラス固化建屋 | タクト・ダンパ[流路] | × | × | × | × | ○ | |
| | 可搬型フィルタ | × | × | × | × | × | ○ | |
| | 可搬型ダクト[流路] | × | × | × | × | × | ○ | |
| | 代替換気設備 | 可搬型排風機 | × | × | × | × | ○ | |
| | 主排気筒 | 主排気筒 | × | × | × | × | ○ | |
| 高レベル廃 液ガラス固 化建屋 | 代替電源設備 | 可搬型差電機 | × | × | × | × | ○ | |
| | 主排気筒 | 重大事故対処用母線及び電箱 | × | × | × | × | ○ | |
| | 代替所内電気設備 | 可搬型分電盤 | × | × | × | × | ○ | |
| | 代替所内電気設備 | 可搬型ケーブル | × | × | × | × | ○ | |
| | 代替駆動用燃料補給設備 | 軽油貯蔵タンク | ○ | × | ○ | ○ | ○ | |
| | 代替駆動用燃料補給設備 | 軽油用タンクコリー | ○ | × | ○ | ○ | ○ | |
| | 代替駆動用燃料補給設備 | 可搬型貯空掃気圧縮機 | ○ | × | ○ | ○ | × | |
| | 代替駆動用燃料補給設備 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | |
| | 代替駆動用燃料補給設備 | 可搬型かくはん系系統圧縮空気圧力計 | ○ | ○ | × | × | × | |
| | 代替駆動用燃料補給設備 | 可搬型セル導出ユニット流量計 | ○ | × | ○ | ○ | × | |
| 代替計測制御設備 | 可搬型水素濃度計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 可搬型除ガス洗浄塔入口圧力計 | × | × | × | × | ○ | ○ | |
| | 可搬型圧力差計 | × | × | × | × | ○ | ○ | |
| | 可搬型圧力差計 | × | × | × | × | ○ | ○ | |
| | 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計 | × | × | × | × | ○ | ○ | |
| | 可搬型貯槽温度計 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | |
| | 共通電源車 | 共通電源車 | × | ○ | × | × | × | |
| | 電源設備 | 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線 | × | ○ | × | × | × | |
| | 電気設備の所内高圧系統 | 副母線建屋の6.9kV非常用母線 | × | ○ | × | × | × | |
| | 電源設備 | 非常用電源建屋の460V非常用母線 | × | ○ | × | × | × | |
| 電気設備 電源設備の所内低圧系統 | 電気設備の所内低圧系統 | 副母線建屋の460V非常用母線 | × | ○ | × | × | × | |
| | 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母 線 | 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母 線 | × | ○ | × | × | × | |
| | 電源設備 | 非常用電源建屋の非常用直流水源設備 | × | ○ | × | × | × | |
| | 電源設備 | 制御建屋の非常用直流水源設備 | × | ○ | × | × | × | |
| | 直流水源設備 | 高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用直流水 源設備 | × | ○ | × | × | × | |
| | 電源設備 | 高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制 御用交流電源設備 | × | ○ | × | × | × | |
| | 計測交流電源設備 | 制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備 | × | ○ | × | × | × | |
| | 圧縮空気設備 | 水素掃気用安全圧縮空気系の配管・弁 [流路] | × | ○ | × | × | × | |
| | 安全圧縮空気系 | 安全圧縮空気系 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | |

第3－3表 「放射線分解により発生する水素による爆発」の
発生を想定する対象機器

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 |
|-------|-----------|---------------|
| 前処理建屋 | 前処理建屋水素爆発 | 中継槽 |
| | | 計量前中間貯槽 |
| | | 計量・調整槽 |
| | | 計量後中間貯槽 |
| | | 計量補助槽 |
| 分離建屋 | 分離建屋水素爆発 | 溶解液中間貯槽 |
| | | 溶解液供給槽 |
| | | 抽出廃液受槽 |
| | | 抽出廃液中間貯槽 |
| | | 抽出廃液供給槽 |
| | | プルトニウム溶液受槽 |
| | | プルトニウム溶液中間貯槽 |
| | | 第2一時貯留処理槽 |
| | | 第3一時貯留処理槽 |
| | | 第4一時貯留処理槽 |
| | | 高レベル廃液濃縮缶 |
| | | プルトニウム溶液供給槽 |
| 精製建屋 | 精製建屋水素爆発 | プルトニウム溶液受槽 |
| | | 油水分離槽 |
| | | プルトニウム濃縮缶供給槽 |
| | | プルトニウム溶液一時貯槽 |
| | | プルトニウム濃縮缶 |
| | | プルトニウム濃縮液受槽 |
| | | プルトニウム濃縮液一時貯槽 |
| | | プルトニウム濃縮液計量槽 |
| | | リサイクル槽 |
| | | 希釀槽 |
| | | プルトニウム濃縮液中間貯槽 |
| | | 第2一時貯留処理槽 |
| | | 第3一時貯留処理槽 |
| | | 第7一時貯留処理槽 |

(つづき)

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 |
|------------------|----------------------|--------------|
| ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 | ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋水素爆発 | 硝酸プルトニウム貯槽 |
| | | 混合槽 |
| | | 一時貯槽 |
| 高レベル廃液ガラス固化建屋 | 高レベル廃液ガラス固化建屋水素爆発 | 高レベル濃縮廃液貯槽 |
| | | 高レベル濃縮廃液一時貯槽 |
| | | 高レベル廃液混合槽 |
| | | 供給液槽 |
| | | 供給槽 |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(1/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） | |
|--|--------------------|------------------------|--|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 | | | |
| | | | |
| 前処理課 重大事故等発生時 対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 水素掃気系統圧縮空気の圧力 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | 操作 | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 水素掃気系統圧縮空気の圧力 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(2/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） | |
|--|--------------------|------------------------|--|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 | | | |
| | | | |
| 分離課重 大事故等 発生時対 応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | 【実施判断】 －（対策準備の進捗） | －（対策の準備完了） |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 水素掃気系統圧縮空気の圧力 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | 操作 | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 水素掃気系統圧縮空気の圧力 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(3/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） | |
|--|--------------------|------------------------|--|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 | | | |
| | | | |
| 精製課重 大事故等 発生時対 応手順書 | 判断基 準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 水素掃気系統圧縮空気の圧力 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | 操作 | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 水素掃気系統圧縮空気の圧力 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | 圧縮空気自動供給貯槽圧力 | 可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計（可搬型） 圧縮空気自動供給貯槽圧力計（常設） |
| | | 機器圧縮空気自動供給ユニット圧力 | 可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計（可搬型） |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(4/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ(計器) |
|--|---|--|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 | | |
| | | |
| 脱硝課重 大事故等 発生時対 応手順書 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | |
| | | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) |
| | | —(対策の準備完了) |
| | | |
| | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 水素掃気系統圧縮空気の圧力 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計(可搬型) 貯槽掃気圧縮空気流量計(常設) 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計(可搬型) 水素掃気系統圧縮空気圧力計(常設) 可搬型セル導出ユニット流量計(可搬型) 可搬型水素濃度計(可搬型) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 操作 貯槽掃気圧縮空気流量 水素掃気系統圧縮空気の圧力 セル導出ユニット流量 貯槽等温度 貯槽等水素濃度 圧縮空気自動供給ユニット圧力 機器圧縮空気自動供給ユニット圧力 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計(可搬型) 貯槽掃気圧縮空気流量計(常設) 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計(可搬型) 水素掃気系統圧縮空気圧力計(常設) 可搬型セル導出ユニット流量計(可搬型) 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設) 可搬型水素濃度計(可搬型) 可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計(可搬型) 可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計(可搬型) |
| | | |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(5/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） |
|--|--|---|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の供給 | | |
| | | |
| ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | |
| | | |
| | 【実施判断】 －（対策準備の進捗） | －（対策の準備完了） |
| | | |
| | | |
| | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 水素掃気系統圧縮空気の圧力 かくはん系統圧縮空気圧力 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計（可搬型） 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | |
| | | |
| | 操作 貯槽掃気圧縮空気流量 水素掃気系統圧縮空気の圧力 かくはん系統圧縮空気圧力 セル導出ユニット流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計（可搬型） 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | | |
| | | |
| | 貯槽等温度 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 可搬型水素濃度計（可搬型） |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(6/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） | |
|--|--------------------|------------------------|--|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給 | | | |
| 前処理課 重大事故等発生時 対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 水素掃気系統圧縮空気の圧力 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | 操作 | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 水素掃気系統圧縮空気の圧力 | 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計（可搬型） 水素掃気系統圧縮空気圧力計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |

第3－4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(7／18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） | | |
|--|--------------------|------------------------|--|--|--|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給 | | | | | |
| | | | | | |
| 分離課重 大事故等 発生時対 応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) | | |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） | | |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） | | |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） | | |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） | | |
| | 操作 | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） | | |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） | | |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） | | |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） | | |

第3－4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(8／18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） |
|--|------------------------|---|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給 | | |
| 精製課重大事故等発生時対応手順書 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) |
| | | — (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 |
| | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | 操作 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |

第3－4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(9／18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） | |
|--|--------------------|---|--|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給 | | | |
| | | | |
| 脱硝課重 大事故等 発生時対 応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） | —（対策の準備完了） |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | 操作 | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(10/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） |
|--|------------------------|---|
| 水素爆発の発生防止対策の対応手順 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給 | | |
| ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) |
| | | — (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 |
| | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | 操作 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(11/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|--|--------------------|---|--|
| 水素爆発の拡大防止の対応手順 水素爆発の再発を防止するための空気の供給 | | | |
| 前処理課 重大事故等発生時 対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) |
| | | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | 操作 | 貯槽掃気圧縮空気流量 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） |
| | | セル導出ユニット流量 | 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） |
| | | 貯槽等温度 | 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(12/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） |
|--|--|---|
| 水素爆発の拡大防止の対応手順 水素爆発の再発を防止するための空気の供給 | | |
| | | |
| 分離課重大事故等 発生時対応手順書 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | |
| | | |
| | 【実施判断】 －（対策準備の進捗） | －（対策の準備完了） |
| | | |
| | | |
| | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 かくはん系統圧縮空気圧力 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計（可搬型） 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | |
| | | |
| | 操作 貯槽掃気圧縮空気流量 セル導出ユニット流量 貯槽等温度 貯槽等水素濃度 かくはん系統圧縮空気圧力 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） 可搬型水素濃度計（可搬型） 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計（可搬型） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(13/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） |
|--|---|--|
| 水素爆発の拡大防止の対応手順 水素爆発の再発を防止するための空気の供給 | | |
| | | |
| 精製課重大事故等発生時対応手順書 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | |
| | | |
| | 【実施判断】 一（対策準備の進捗） | 一（対策の準備完了） |
| | | |
| | | |
| | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 かくはん系統圧縮空気圧力 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計（可搬型） 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | |
| | | |
| | 操作 貯槽掃気圧縮空気流量 セル導出ユニット流量 貯槽等温度 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計（可搬型） 貯槽掃気圧縮空気流量計（常設） 可搬型セル導出ユニット流量計（可搬型） 可搬型貯槽温度計（可搬型） 貯槽温度計（常設） 可搬型水素濃度計（可搬型） |
| | | |
| | | |

第3－4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(14/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ(計器) |
|--|--------------------|------------------------|
| 水素爆発の拡大防止の対応手順 水素爆発の再発を防止するための空気の供給 | | |
| | | |
| 脱硝課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) |
| | | — (対策の準備完了) |
| | 操作 | 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 |
| | | かくはん系統圧縮空気圧力 |
| | | セル導出ユニット流量 |
| | 操作 | 貯槽等水素濃度 |
| | | 貯槽掃気圧縮空気流量 |
| | | セル導出ユニット流量 |
| | | 貯槽等温度 |
| | | 貯槽等水素濃度 |
| | | かくはん系統圧縮空気圧力 |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(15/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ(計器) |
|--|---|--|
| 水素爆発の拡大防止の対応手順 水素爆発の再発を防止するための空気の供給 | | |
| | | |
| ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 【実施判断】 —(対策準備の進捗) 【成否判断】 貯槽掃気圧縮空気流量 セル導出ユニット流量 貯槽等水素濃度 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) |
| | | —(対策の準備完了) |
| | | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計(可搬型) 貯槽掃気圧縮空気流量計(常設) |
| | | 可搬型セル導出ユニット流量計(可搬型) 可搬型水素濃度計(可搬型) |
| | 貯槽掃気圧縮空気流量 セル導出ユニット流量 貯槽等温度 貯槽等水素濃度 | 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計(可搬型) 貯槽掃気圧縮空気流量計(常設) |
| | | 可搬型セル導出ユニット流量計(可搬型) |
| | | 可搬型貯槽温度計(可搬型) 貯槽温度計(常設) |
| | | 可搬型水素濃度計(可搬型) |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(16/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) | | |
|---|--------------------|------------------------|--|--|--|
| 水素爆発の拡大防止の対応手順 セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 | | | | | |
| | | | | | |
| 前処理課 重大事故等発生時 対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) | | |
| | | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) | | |
| | | 【成否判断】 — | — | | |
| | 操作 | セル導出経路圧力 | 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計(可搬型) 廃ガス洗浄塔入口圧力計(常設) | | |
| | | 導出先セル圧力 | 可搬型導出先セル圧力計(可搬型) | | |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 | 可搬型フィルタ差圧計(可搬型) | | |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 | 可搬型セル導出設備ユニットフィルタ差圧計(可搬型) | | |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計(可搬型) | | |
| 分離課 重大事故等 発生時 対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) | | |
| | | 【実施判断】 —(対策準備の進捗) | —(対策の準備完了) | | |
| | | 【成否判断】 — | — | | |
| | 操作 | 導出先セル圧力 | 可搬型導出先セル圧力計(可搬型) | | |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 | 可搬型フィルタ差圧計(可搬型) | | |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 | 可搬型セル導出設備ユニットフィルタ差圧計(可搬型) | | |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計(可搬型) | | |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(17/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | 監視パラメータ（計器） |
|---------------------------------|--------------------|------------------------|
| 水素爆発の拡大防止の対応手順 | | |
| セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 | | |
| 精製課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） |
| | | 【成否判断】 — |
| | | 導出先セル圧力 |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 |
| 脱硝課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 貯槽等水素濃度 |
| | | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 |
| | | 【実施判断】 —（対策準備の進捗） |
| | | 【成否判断】 — |
| | | 導出先セル圧力 |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 |
| | | 貯槽等水素濃度 |

第3-4表 計装設備を用いて監視するパラメータ
(18/18)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） | | |
|---------------------------------|--------------------|------------------------|--|--|--|
| 水素爆発の拡大防止の対応手順 | | | | | |
| セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応 | | | | | |
| ガラス固化課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 安全圧縮空気系の運転状態 | (1.0 重大事故等対策における共通事項参照) | | |
| | | 【実施判断】 — (対策準備の進捗) | — (対策の準備完了) | | |
| | | 【成否判断】 — | — | | |
| | 操作 | セル導出経路圧力 | 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計（可搬型） 廃ガス洗浄塔入口圧力計（常設） | | |
| | | 導出先セル圧力 | 可搬型導出先セル圧力計（可搬型） | | |
| | | 代替建屋換気設備フィルタ差圧 | 可搬型フィルタ差圧計（可搬型） | | |
| | | セル導出設備フィルタ差圧 | 可搬型セル導出設備ユニットフィルタ差圧計（可搬型） | | |
| | | 貯槽等水素濃度 | 可搬型水素濃度計（可搬型） | | |

* 内部SA対策を含む。

第3—6表 「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を想定する機器の発生防止対策の許容空白時間

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 許容空白時間(時間) |
|-----------|-----------|--------------|------------|
| 前処理建屋 | 前処理建屋水素爆発 | 中継槽 | 86 |
| | | 計量前中間貯槽 | 76 |
| | | 計量・調整槽 | 99 |
| | | 計量後中間貯槽 | 100 |
| | | 計量補助槽 | 79 |
| 分離建屋 | 分離建屋水素爆発 | 溶解液中間貯槽 | 100 |
| | | 溶解液供給槽 | 100 |
| | | 抽出廃液受槽 | 140 |
| | | 抽出廃液中間貯槽 | 120 |
| | | 抽出廃液供給槽 | 140 |
| | | プルトニウム溶液受槽 | 5.5 |
| | | プルトニウム溶液中間貯槽 | 5.5 |
| | | 第2一時貯留処理槽 | 5.5 |
| | | 第3一時貯留処理槽 | 140 |
| | | 第4一時貯留処理槽 | 150 |
| 高レベル廃液濃縮缶 | | | 14 |

(つづき)

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 許容空白時間 (時間) |
|------------------|----------------------|---------------|----------------|
| 精製建屋 | 精製建屋水素爆発 | プルトニウム溶液供給槽 | 4 |
| | | プルトニウム溶液受槽 | 4 |
| | | 油水分離槽 | 4 |
| | | プルトニウム濃縮缶供給槽 | 4 |
| | | プルトニウム溶液一時貯槽 | 4 |
| | | プルトニウム濃縮缶 | 27 |
| | | プルトニウム濃縮液受槽 | 4 |
| | | プルトニウム濃縮液一時貯槽 | 4 |
| | | プルトニウム濃縮液計量槽 | 4 |
| | | リサイクル槽 | 4 |
| | | 希釀槽 | 4 |
| | | プルトニウム濃縮液中間貯槽 | 4 |
| | | 第2一時貯留処理槽 | 4 |
| | | 第3一時貯留処理槽 | 4 |
| | | 第7一時貯留処理槽 | 28 |
| ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 | ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋水素爆発 | 硝酸プルトニウム貯槽 | 8 |
| | | 混合槽 | 14 |
| | | 一時貯槽 | 8 |

(つづき)

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 許容空白時間 (時間) |
|---------------|-----------------------|--------------|----------------|
| 高レベル廃液ガラス固化建屋 | 高レベル廃液ガラス 固化建屋水素爆発 | 高レベル濃縮廃液貯槽 | 24 |
| | | 高レベル濃縮廃液一時貯槽 | 24 |
| | | 高レベル廃液混合槽 | 24 |
| | | 供給液槽 | 26 |
| | | 供給槽 | 26 |

第3—7表 「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を想定する機器の拡大防止対策の許容空白時間

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 許容空白時間(時間) |
|-----------|-----------|--------------|------------|
| 前処理建屋 | 前処理建屋水素爆発 | 中継槽 | 86 |
| | | 計量前中間貯槽 | 76 |
| | | 計量・調整槽 | 99 |
| | | 計量後中間貯槽 | 100 |
| | | 計量補助槽 | 79 |
| 分離建屋 | 分離建屋水素爆発 | 溶解液中間貯槽 | 100 |
| | | 溶解液供給槽 | 100 |
| | | 抽出廃液受槽 | 140 |
| | | 抽出廃液中間貯槽 | 120 |
| | | 抽出廃液供給槽 | 140 |
| | | プルトニウム溶液受槽 | 10 |
| | | プルトニウム溶液中間貯槽 | 10 |
| | | 第2一時貯留処理槽 | 7.5 |
| | | 第3一時貯留処理槽 | 140 |
| | | 第4一時貯留処理槽 | 150 |
| 高レベル廃液濃縮缶 | | | 14 |

(つづき)

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 許容空白時間 (時間) |
|------------------|----------------------|---------------|----------------|
| 精製建屋 | 精製建屋水素爆発 | プルトニウム溶液供給槽 | 13 |
| | | プルトニウム溶液受槽 | 5 |
| | | 油水分離槽 | 6.2 |
| | | プルトニウム濃縮缶供給槽 | 2.7 |
| | | プルトニウム溶液一時貯槽 | 2.8 |
| | | プルトニウム濃縮缶 | 27 |
| | | プルトニウム濃縮液受槽 | 2.9 |
| | | プルトニウム濃縮液一時貯槽 | 1.4 |
| | | プルトニウム濃縮液計量槽 | 2.9 |
| | | リサイクル槽 | 2.9 |
| | | 希釀槽 | 2.2 |
| | | プルトニウム濃縮液中間貯槽 | 2.9 |
| | | 第2一時貯留処理槽 | 7.7 |
| | | 第3一時貯留処理槽 | 5.8 |
| | | 第7一時貯留処理槽 | 28 |
| ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 | ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋水素爆発 | 硝酸プルトニウム貯槽 | 7.4 |
| | | 混合槽 | 10 |
| | | 一時貯槽 | 7.4 |

(つづき)

| 建屋 | 機器グループ | 機器名 | 許容空白時間 (時間) |
|---------------|-------------------|--------------|----------------|
| 高レベル廃液ガラス固化建屋 | 高レベル廃液ガラス固化建屋水素爆発 | 高レベル濃縮廃液貯槽 | 24 |
| | | 高レベル濃縮廃液一時貯槽 | 24 |
| | | 高レベル廃液混合槽 | 24 |
| | | 供給液槽 | 26 |
| | | 供給槽 | 26 |

表 3-7 表 放射線分解により発生する水素による爆発に対する対処するための設備

a. 放射線分解により発生する水素による爆発に対するための設備

| 分類 | 重要監視パラメータ | 重要代替監視パラメータ*1 | 代替パラメータ推定方法 |
|--------------------|--------------------|---------------|---|
| 圧縮空気自動供給貯槽圧力 | 圧縮空気自動供給貯槽圧力 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量が、貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であることを確認するために、水素掃気系統の施錠管理している下流側の弁の開度を確認したうえで、圧縮空気貯槽に必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。 |
| 圧縮空気自動供給ユニット圧力 | 圧縮空気自動供給ユニット圧力 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量が、貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であることを確認するために、水素掃気系統の施錠管理している下流側の弁の開度を確認したうえで、圧縮空気ユニットに必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。 |
| 機器圧縮空気自動供給ユニット圧力 | 機器圧縮空気自動供給ユニット圧力 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量が、貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であることを確認するために、水素掃気系統又は計装配管の下流側の弁の開度を確認したうえで、予備圧縮空気ユニットに必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。 |
| 圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力 | 圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量が、貯槽等を未然防止濃度に維持するために必要な流量以上であることを確認するために、かくはん系統又は計装配管の下流側の弁の開度を確認したうえで、手動圧縮空気ユニットに必要な圧縮空気が確保されていることを推定する。 |
| 貯槽掃気圧縮空気手動供給系統の圧力 | 貯槽掃気圧縮空気手動供給系統の圧力 | | a. 他チャンネルの配管を使用し、貯槽掃気圧縮空気流量を測定する。 b. 1. 可搬型空気圧縮機から水素発発を想定する機器へ圧縮空気が供給されていることを確認するため、水素掃気系統の施錠管理している下流側の弁の開度を確認したうえで系統の圧縮空気圧力を測定することにより、機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。 b. 2. 可搬型空気圧縮機から水素発発を想定する機器へ圧縮空気が供給されていることを確認するため、かくはん系統の下流側の弁の開度を確認したうえで系統の圧縮空気圧力を測定することにより、機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。 c. 機器固別の貯槽圧縮空気流量を変化させ、その時のセル導出ユニット流量の変化を確認することにより、貯槽掃気圧縮空気流量を推定する。 |

*1: 重要代替監視パラメータは以下のとおり分類する。

a. 異なる計測点(他チャンネル)への接続による測定

b. パラメータからの換算等による推定

c. ハザードマップによる状況の推定

表3-7表 放射線分解により発生する水素による爆発に対する水素による爆発に対する対処するための設備に必要な計装設備 (2/3)

a. 放射線分解により発生する水素による爆発に対するための設備

| 分類 | 重要監視ペラメータ | 重 要 代 替 監 視 ペ ラ メ ッ タ *1 | 代 替 ペ ラ メ ッ タ 推 定 方 法 |
|---|--------------|---|---|
| 水素 排 気 系 統 圧 力 | 水素排気系統圧縮空気圧力 | b. 貯槽排気圧縮空気流量 c. セル導出ユニット流量 | b. 可搬型空気圧縮機から水素爆発を想定する機器へ圧縮空気が供給されていることを確認することによ り、水素排気系統の下流側の弁の開度を確認したうえで系統の圧縮空気流量を測定することによ り、機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。 c. 機器個別の貯槽圧縮空気流量を変化させ、その時のセル導出ユニット流量の変化を確認する ことにより、水素排気系統圧縮空気圧力を推定する。 |
| かくはん 空 気 の 系 統 圧 力 | かくはん系統圧縮空気圧力 | b. 貯槽排気圧縮空気流量 c. セル導出ユニット流量 | b. 可搬型空気圧縮機から水素爆発を想定する機器へ圧縮空気が供給されていることを確認することによ り、かくはん系統の下流側の弁の開度を確認したうえで系統の圧縮空気流量を測定することによ り、機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定する。 c. 機器個別の貯槽圧縮空気流量を変化させ、その時のセル導出ユニット流量の変化を確認する ことにより、かくはん系統圧縮空気圧力を変化させることにより、かくはん系統圧縮空気流量を変化させることによ り、かくはん系統圧縮空気圧力を推定する。 |
| セ ル 導 出 ユ ニ ッ ト の 流 量 | セル導出ユニット流量 | c 1. 貯槽排気圧縮空気流量 c 2. 水素排気系統圧縮空気圧力 c 3. かくはん系統圧縮空気圧力 | c 1. 貯槽排気圧縮空気流量を測定することで、機器に必要な圧縮空気が供給されていることを推定 する。 c 2. 水素排気系統圧縮空気圧力を測定することで、機器に必要な圧縮空気が供給されていることを 推定する。 c 3. かくはん系統圧縮空気圧力を測定することで、機器に必要な圧縮空気が供給されていることを 推定する。 |

*1: 重要代替監視ペラメータは以下のとおり分類する。

a. 異なる計測点(他チャンネル)への接続による測定

b. 他ペラメータからの換算等による推定

c. 他ペラメータの推移による状況の推定

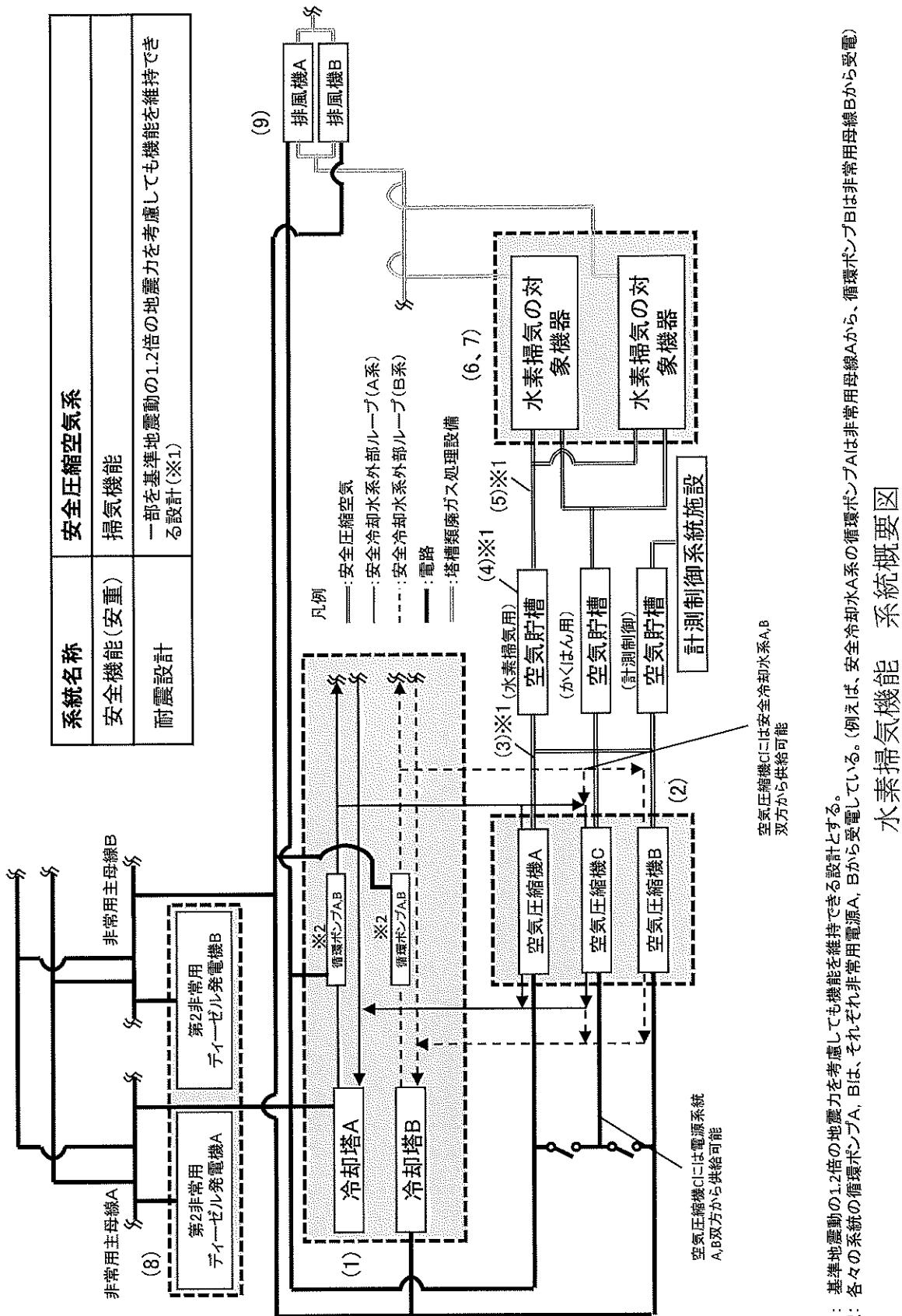
表3-7表 放射線分解により発生する水素による爆発に対する爆発に對処するための設備に必要な計装設備（3／3）

a. 放射線分解により発生する水素による爆発に對処するための設備

| 分類 | 重要監視パラメータ | 重要代替監視パラメータ*1 | 代替パラメータ推定方法 |
|----------------|-------------------|------------------------------------|---|
| 水素の濃度 | 水素濃度 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量 | c. 貯槽掃気圧縮空気流量より、貯槽等を可燃限界濃度未満に維持するために必要な空気が供給されていることを確認することにより、貯槽等が可燃限界濃度未満であることを推定する。 |
| シートフィルタの差圧の差 | セル導出設備フィルタ差圧 | — | 並列に設置されたフィルタユニットごとに差圧計を設置し、片系列運用とする。一方の系列の差圧の計測ができない場合には、他方の系列に切り替えるため、対象パラメータの計測が困難とははないことから、代替パラメータは無し。 |
| フィルタの差 | 代替建屋換気設備 フィルタ差圧 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 |
| 廃ガス洗浄塔の入先セルの圧力 | セル導出経路圧力 (他チャンネル) | a. セル導出経路圧力 (他チャンネル) c. 導出先セル圧力 | a. 他チャンネルの計装配管 (気相部) に可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計を接続し、廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。 c. 導出先セルの圧力上界により、セル導出の成否を推定する。 |
| 導出先セルの圧力 | 導出先セル圧力 | — | 可搬型設備の計測用であるため、重大事故等の起因では破損等の可能性が低いこと、かつ破損等があってもバックアップとの交換対応が可能であり、対象パラメータの計測が困難とはならないことから、代替パラメータは無し。 |
| 導出先セルの圧力 | 導出先セル圧力 (他チャンネル) | — | a. 他チャンネルの計装配管 (気相部) に可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計を接続し、廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。 |

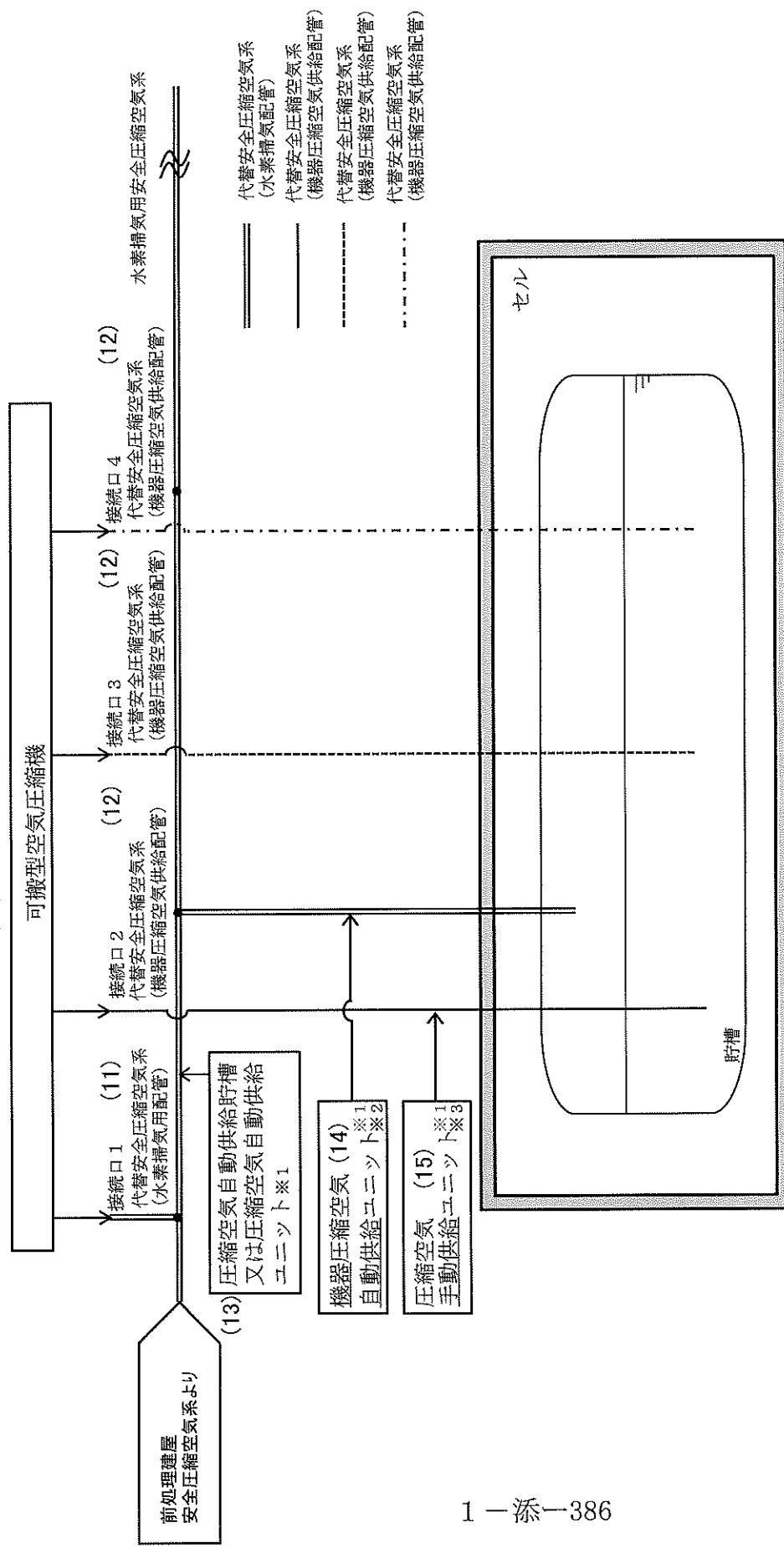
*1: 重要代替監視パラメータは以下のとおり分類する。

- a. 異なる計測点 (他チャンネル) への接続による測定
- b. 他パラメータからの換算等による推定
- c. 他パラメータの推移による状況の推定



第3-1図 水素爆発の発生防止対策のフルツリー分析(1/11)

(10)



- ※1 分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置
 ※2 可搬型空気圧縮機から空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある重大事故の水素爆発を想定する機器に設置
 空気ボンベから空気を自動で供給する設備
 機器に設置
 空気ボンベ及びホースを用いて、手動で弁を操作することにより圧縮空気を供給する設備
 機器に設置

第3-1図 水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(2/11)
 水素爆発 発生防止／拡大防止対策 系統概要図

水素掃気機能 系統概要図 設備区分の説明

| 設備区分 | 設備 | 機能 |
|------|--|---|
| (1) | 安全冷却水系(冷却塔、外部ループ配管) 水循環ポンプ、外部ループ配管) | 空気圧縮機の冷却機能 安全冷却水系は1系統100% 安全冷却水系Aを空気圧縮機Aに供給 安全冷却水系Bを空気圧縮機Bに供給 安全冷却水系A、B双方を空気圧縮機Cに供給可能 |
| (2) | 空気圧縮機 | 安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 空気圧縮機は1台100%で水素掃気用、かくはん用、計測制御用に供給可能 |
| (3) | 安全圧縮空気系配管 | 安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の保持機能 1系列で水素掃気の対象機器に圧縮空気を供給 |
| (4) | 空気貯槽(水素掃気用) | 安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の保持機能 水素掃気機能喪失時に30分間、水素掃気機能を維持する。 |
| (5) | 安全圧縮空気系配管 | 安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の保持機能 1系列で水素掃気の対象機器に圧縮空気を供給 |
| (6) | 建屋、セル | 安全圧縮空気系等に関連する各種機器の支持機能 |
| (7) | 貯槽等 | 安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の保持機能 安全圧縮空気系による水素掃気対象となる溶液の保持機能 |
| (8) | 非常用ディーゼル発電機 | 安全圧縮空気系の動的機器の支援機能 |
| (9) | 塔槽類廃ガス処理設備 排風機 | 排気機能、放出経路の保持機能 |

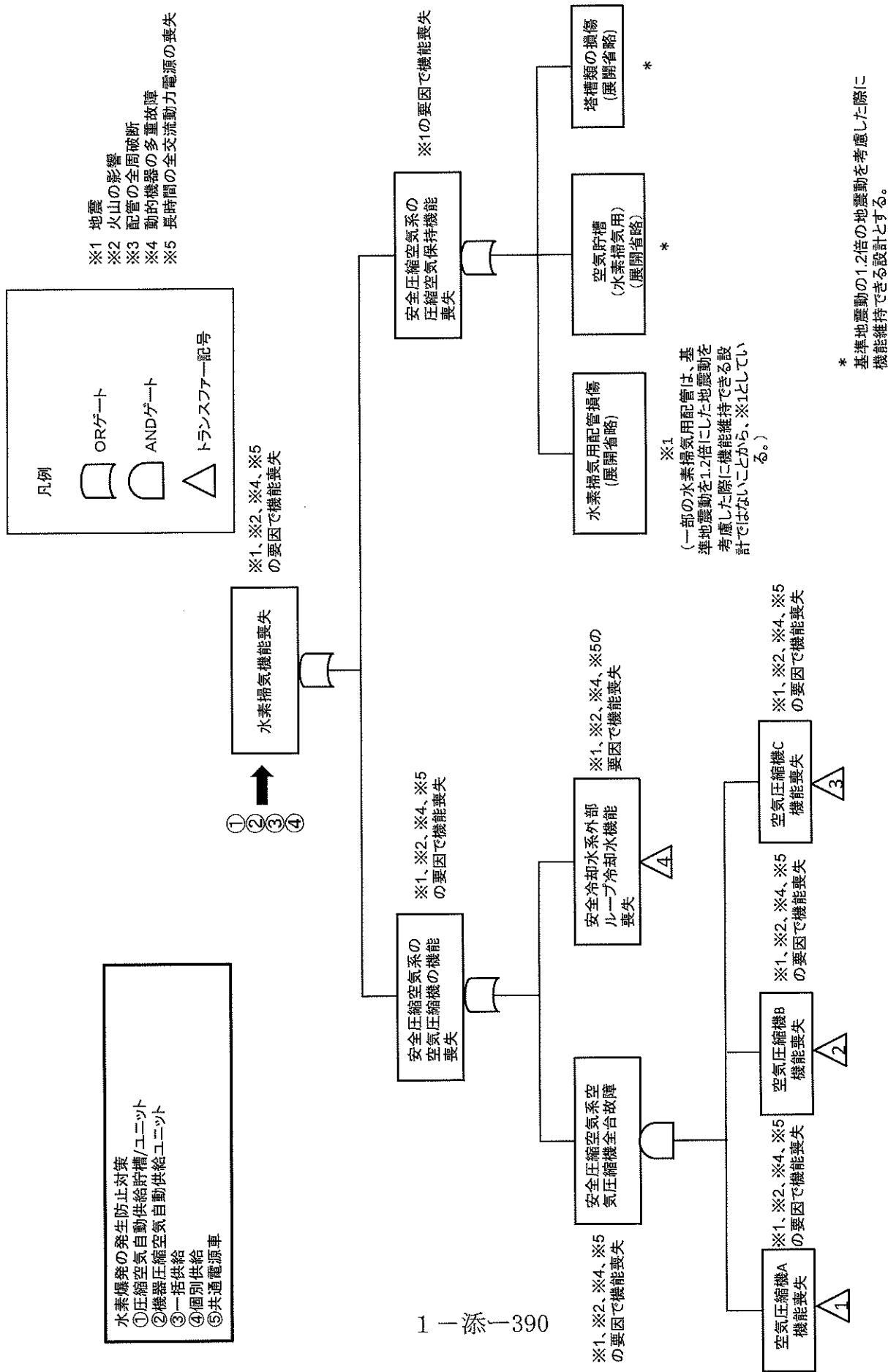
第3-1図 水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(3/11)

水素爆発 発生防止／拡大防止対策 系統概要図 設備区分の説明

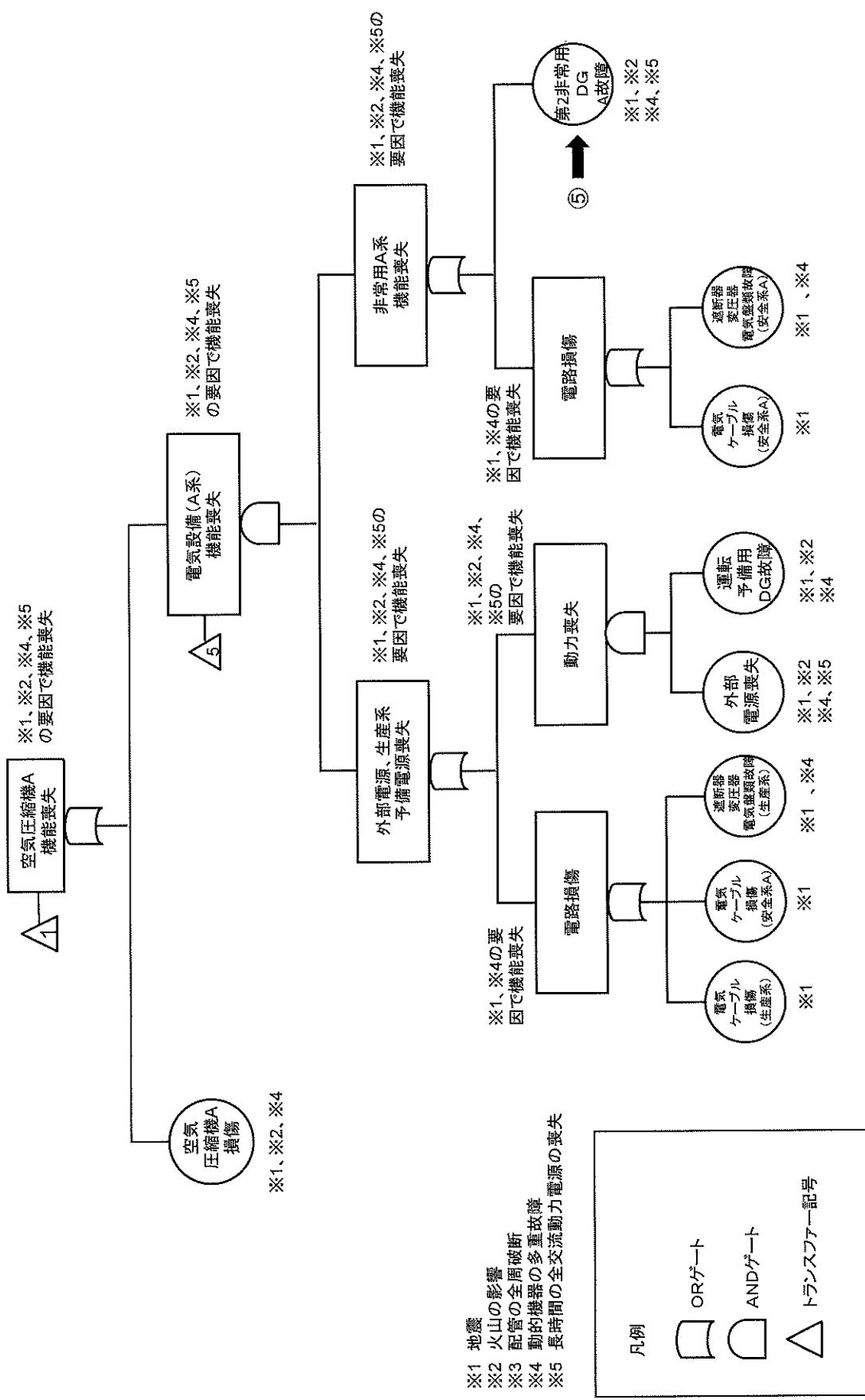
| 設備区分 | 設備 | 機能 |
|------|---------------------------|---|
| (10) | 可搬型空気圧縮機 | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 |
| (11) | 代替安全圧縮空気系 (水素掃気配管) | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の保持機能 |
| (12) | 代替安全圧縮空気系 (機器圧縮空気供給配管) | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の保持機能 |
| (13) | 圧縮空気自動供給貯槽／圧縮空気自動供給ユニット | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 1系列で水素掃気の対象機器に圧縮空気を供給 |
| (14) | 機器圧縮空気自動供給ユニット | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある機器に対し設置 |
| (15) | 圧縮空気手動供給ユニット | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 圧縮空気の供給がない場合の許容空白時間が短く、可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある機器に対し設置 |

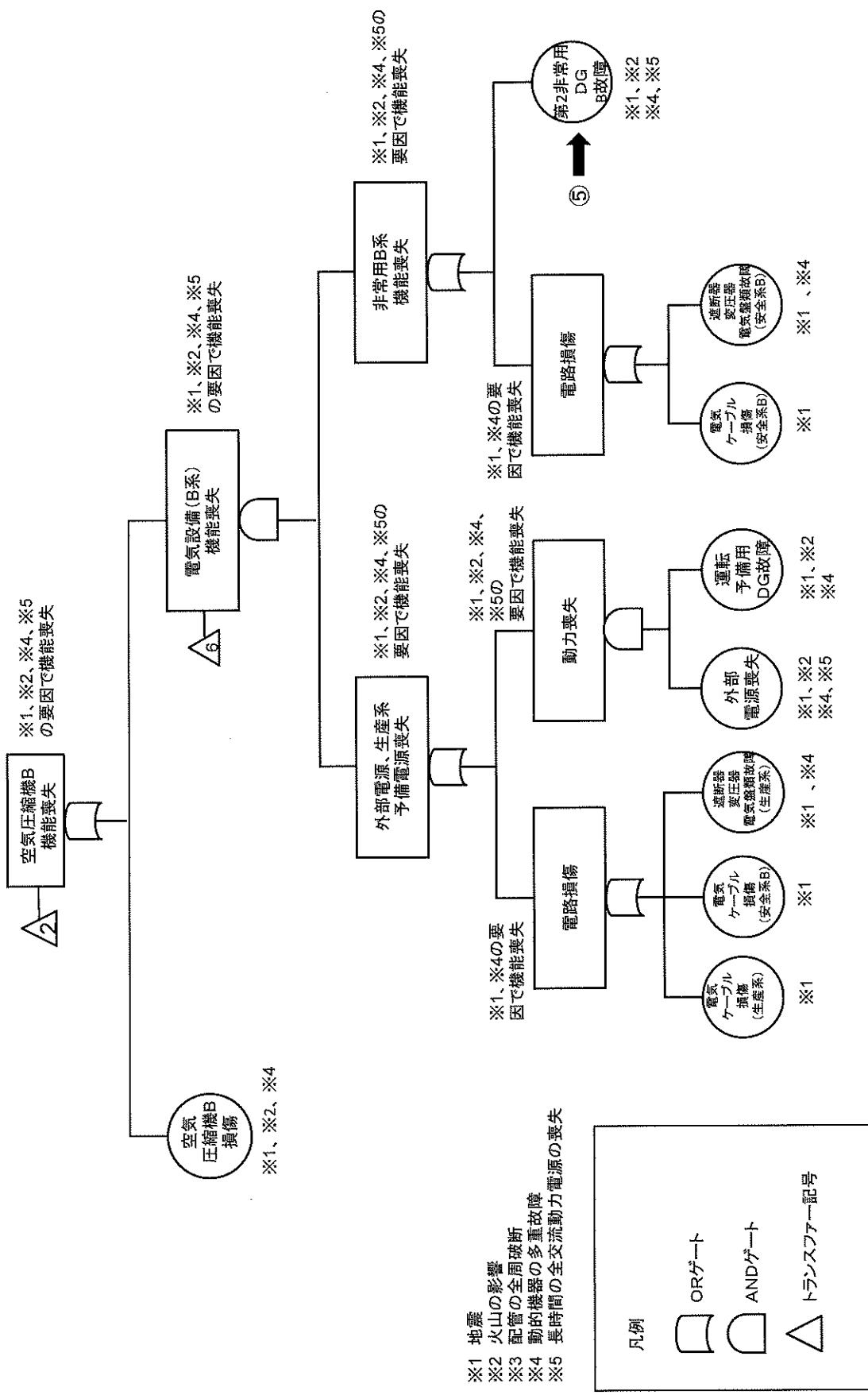
水素爆発の発生防止対策に関するフォールトツリー

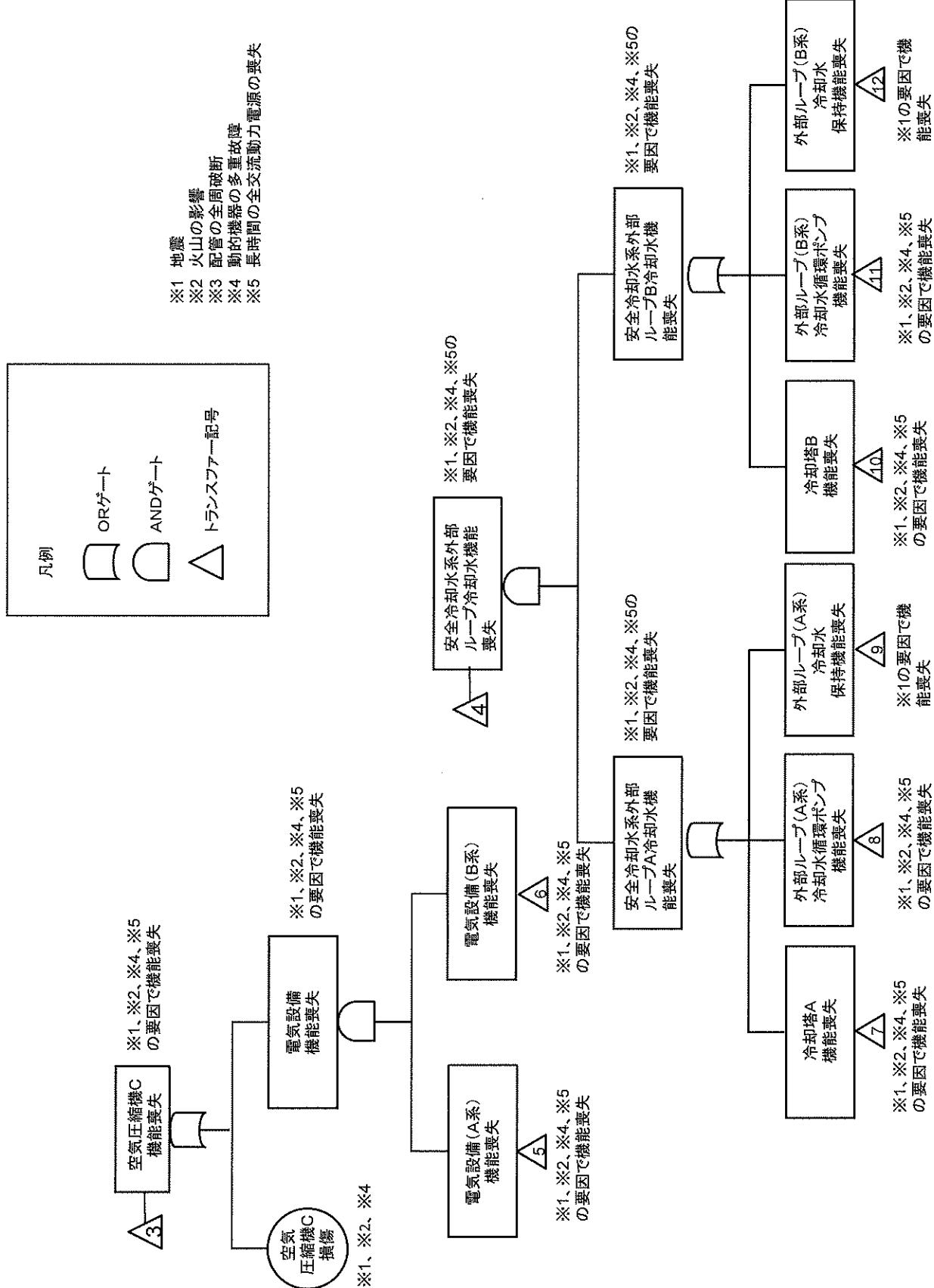
前処理建屋水素爆発
分離建屋水素爆発
精製建屋水素爆発
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋水素爆発
高レベル廃液ガラス固化建屋水素爆発



第3-1図 水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(6／11)

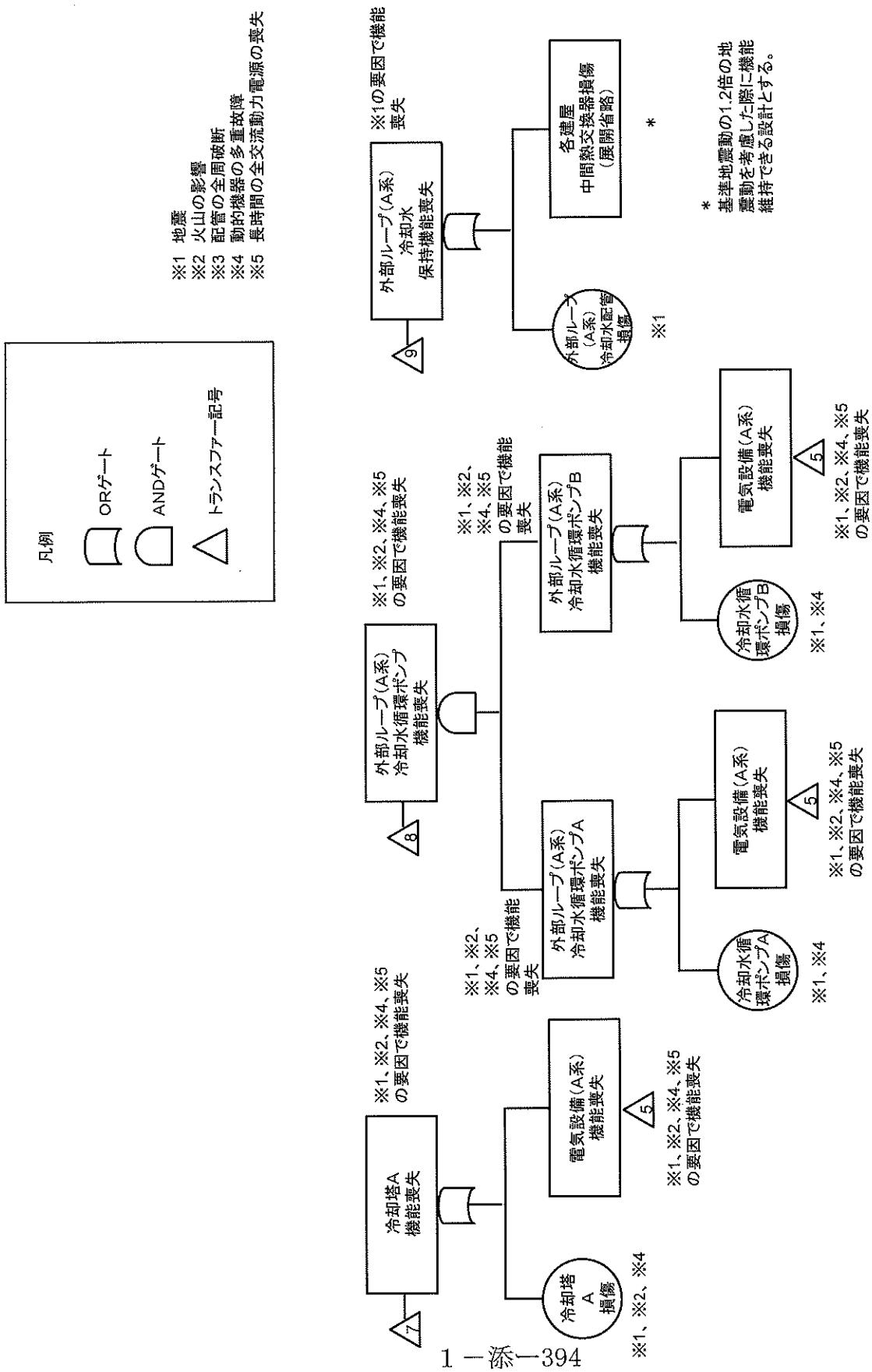




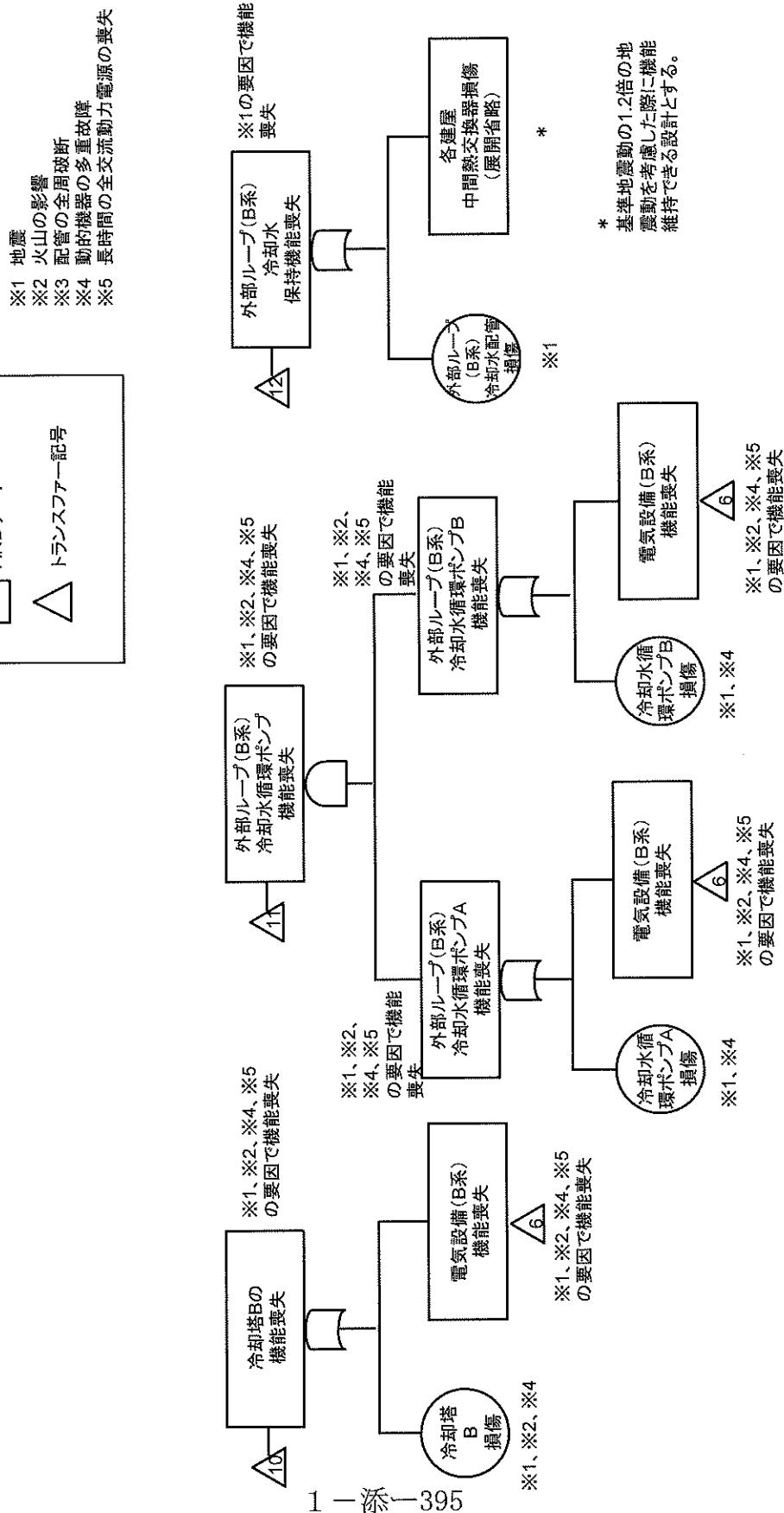
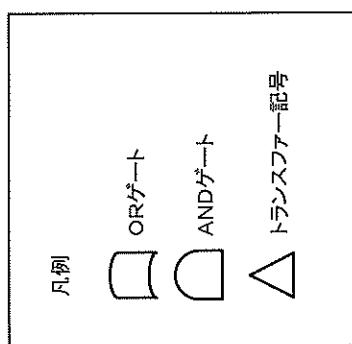


第3-1図 水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(9/11)

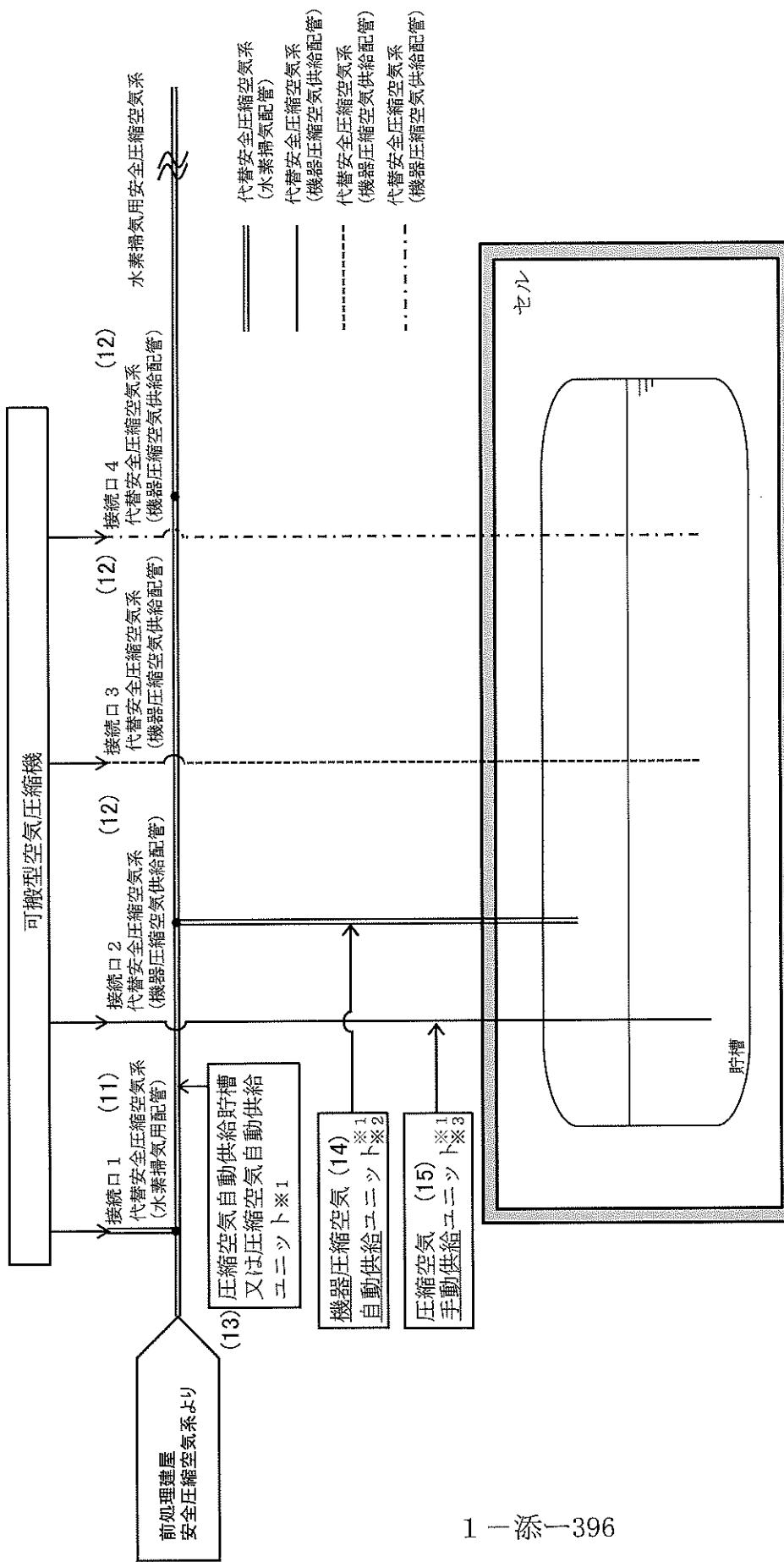
第3-1図 水素爆発の発生防止対策のフルトリーアンalysis(10/11)



第3-1図 水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(11／11)



(10)



- ※1 分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置
※2 可搬型空気圧縮機から空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある重大事故の水素爆発を想定する機器に設置
※3 空気ポンベから空気を自動で供給する設備
可搬型空気圧縮機に設置
空気ポンベ及びホースを用いて、手動で弁を操作することにより圧縮空気を供給する設備

第3-2図 水素爆発 発生防止／拡大防止対策のフォールトツリーフォルム
水素爆発 発生防止／拡大防止対策 系統概要図

水素爆発 発生防止／拡大防止対策 系統概要図 設備区分の説明

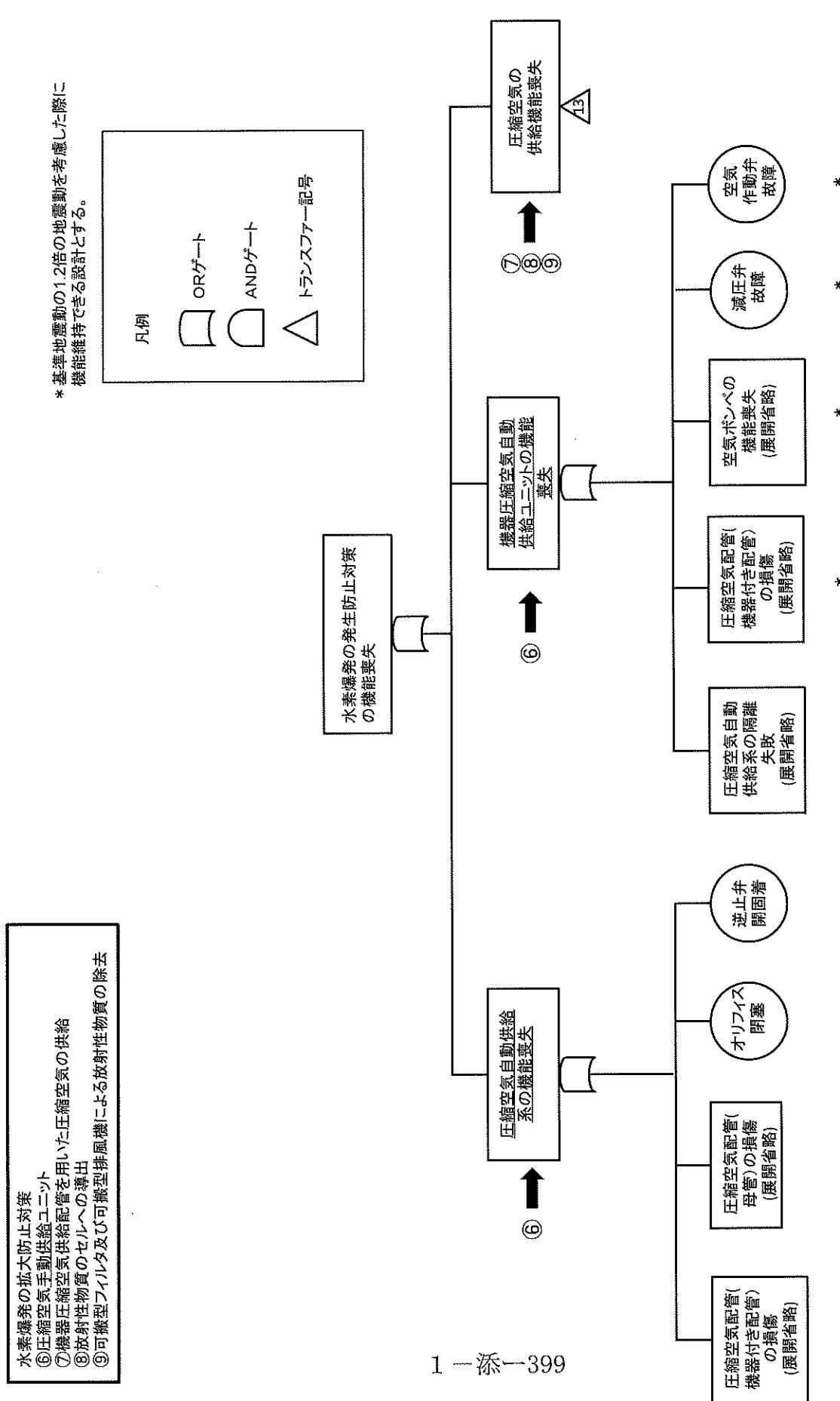
| 設備区分 | 設備 | 機能 |
|------|---------------------------|---|
| (1) | 可搬型空気圧縮機 | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 |
| (2) | 代替安全圧縮空気系 (水素掃気配管) | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の保持機能 |
| (3) | 代替安全圧縮空気系 (機器圧縮空気供給配管) | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の保持機能 |
| (4) | 圧縮空気自動供給貯槽／圧縮空気自動供給ユニット | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 1系列で水素掃気の対象機器に圧縮空気を供給 |
| (5) | 機器圧縮空気自動供給ユニット | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 圧縮空気の供給がない場合の許容空白時間が短く、可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある機器に対し設置 |
| (6) | 圧縮空気手動供給ユニット | 代替安全圧縮空気系の水素掃気用圧縮空気の供給機能 圧縮空気の供給がない場合の許容空白時間が短く、可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある機器に対し設置 |

第3—2図 水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(2／5)

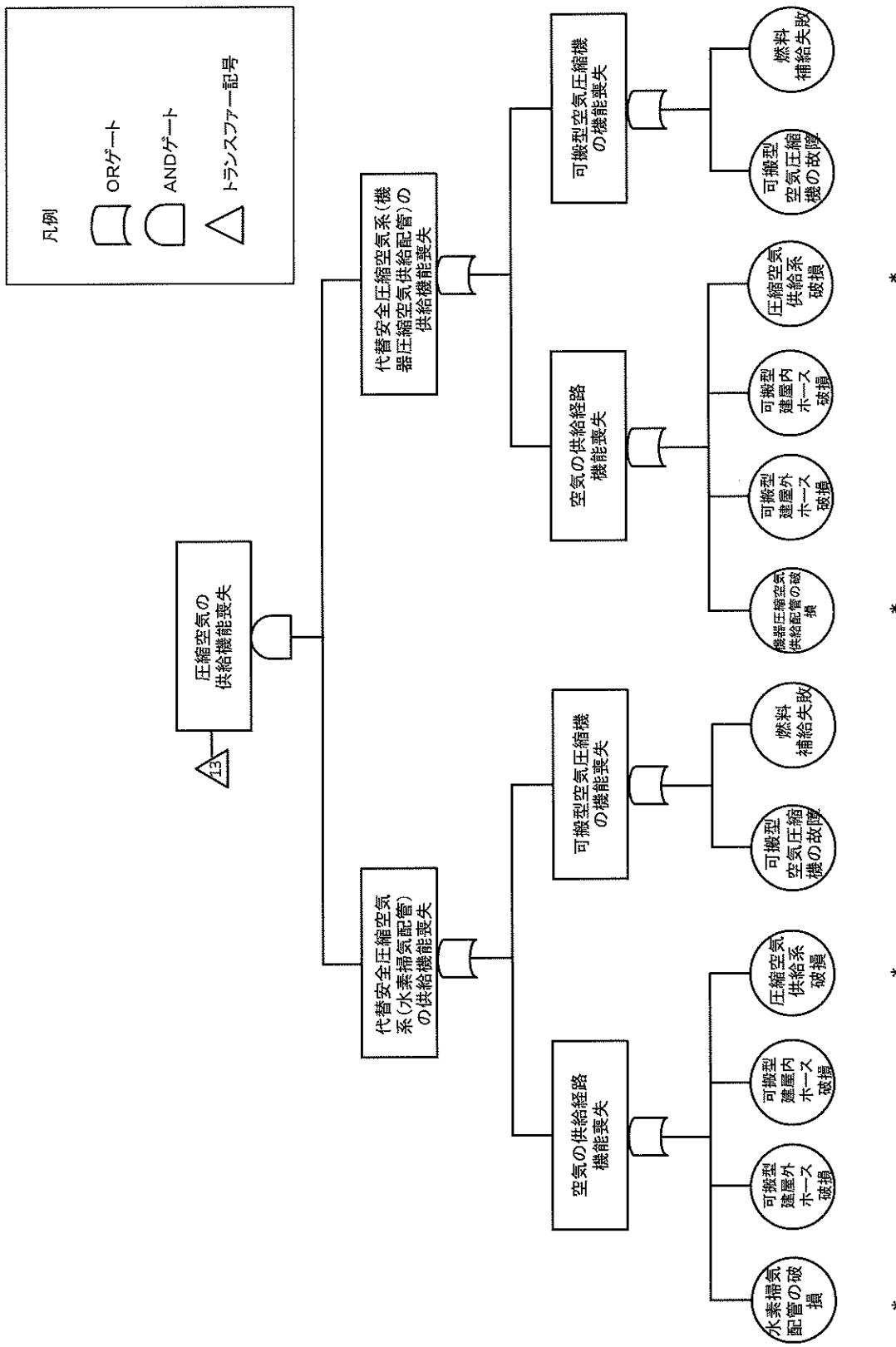
水素爆発の拡大防止対策に関するフォールトツリー

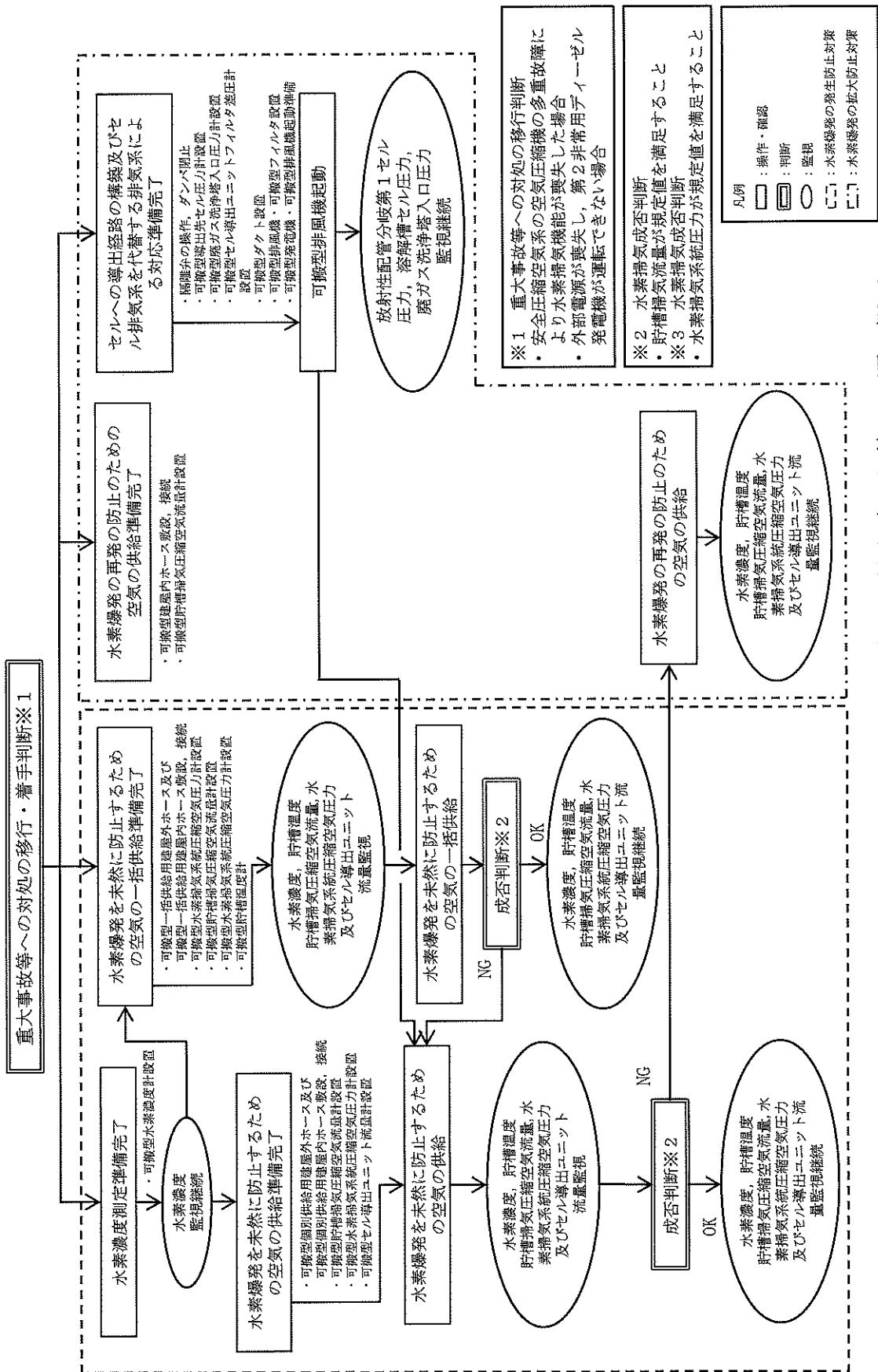
前処理建屋水素爆発
分離建屋水素爆発
精製建屋水素爆発
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋水素爆発
高レベル廃液ガラス固化建屋水素爆発

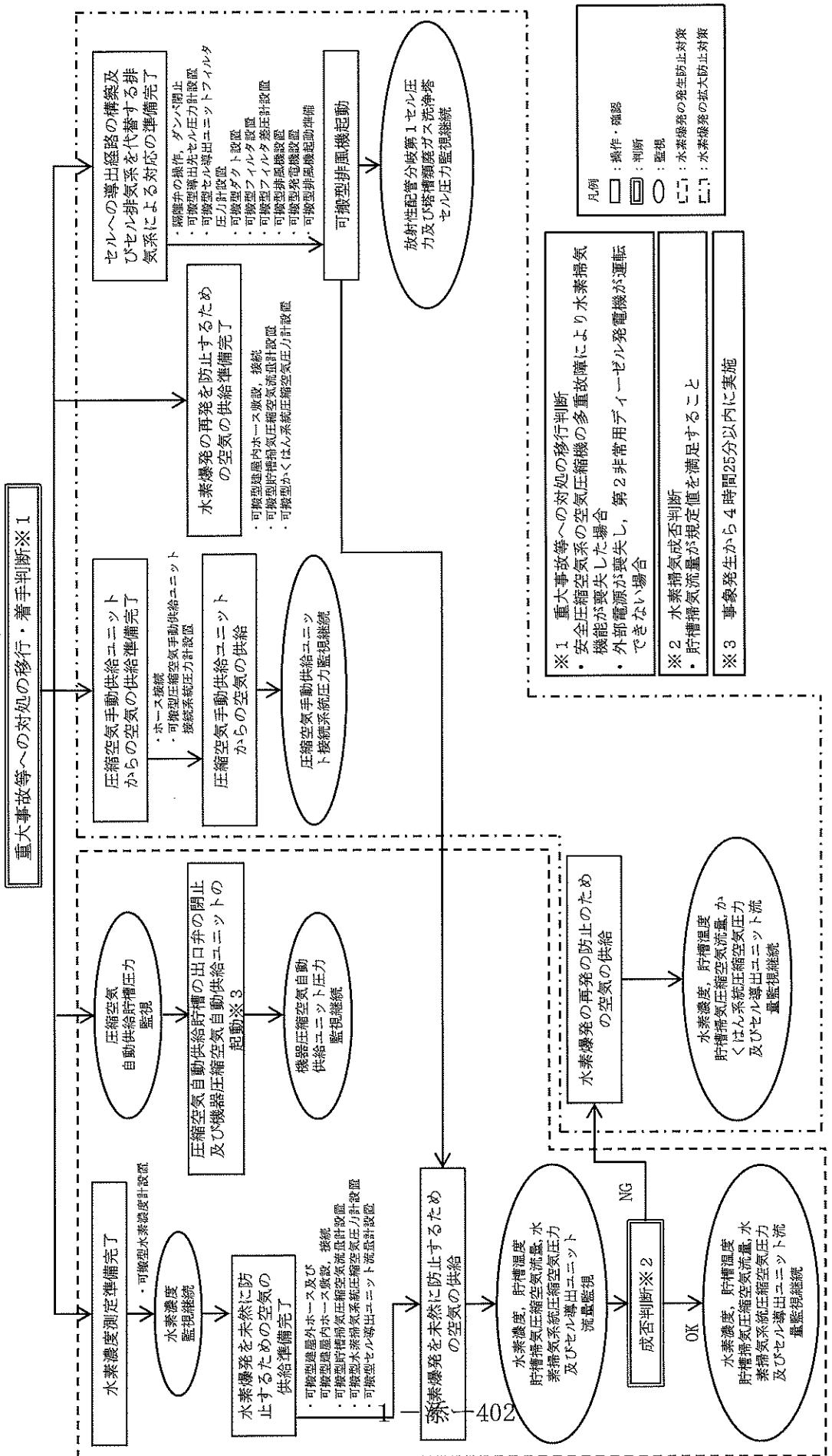
第3-2図 水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(4/5)



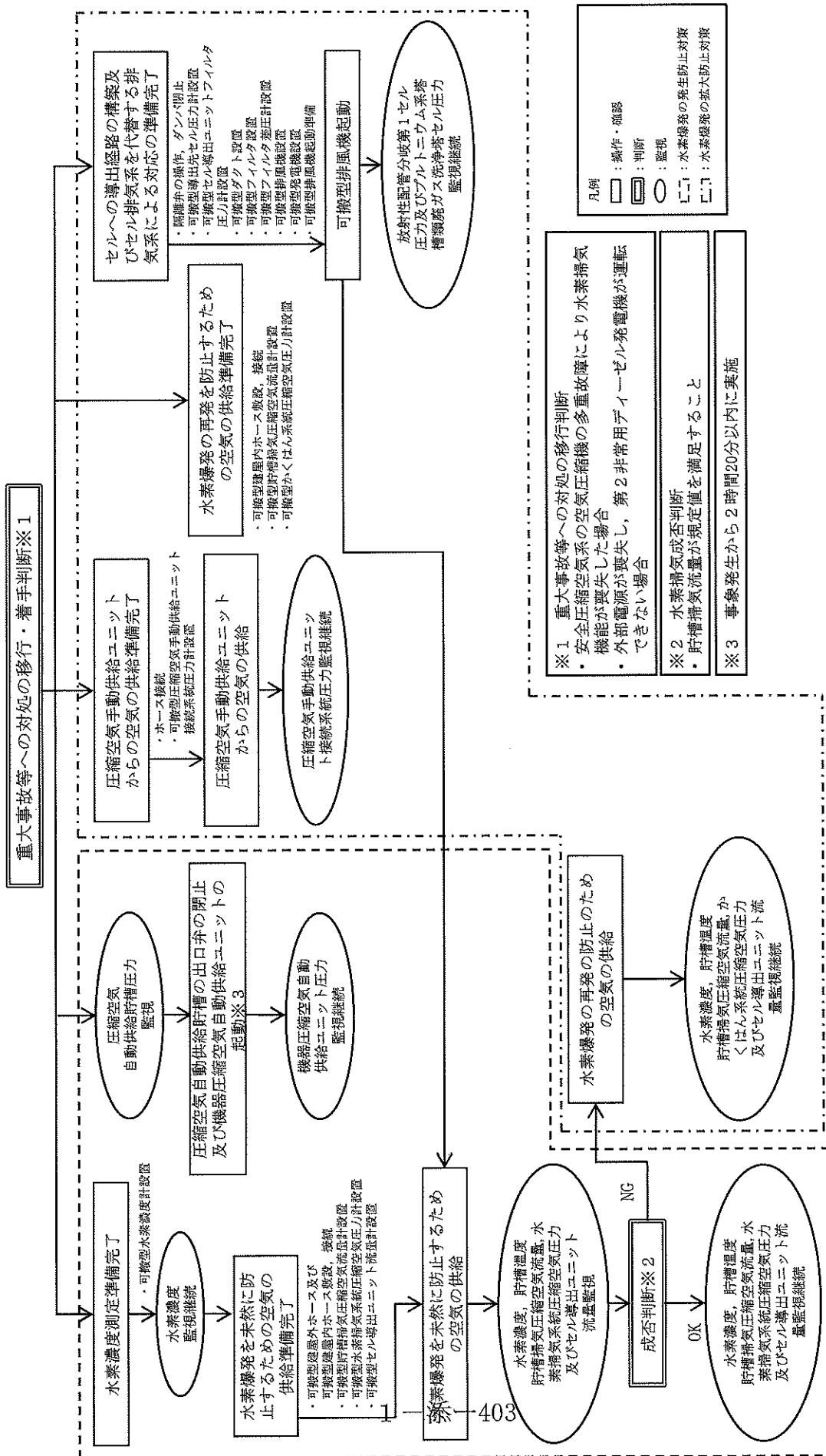
* 基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とする。



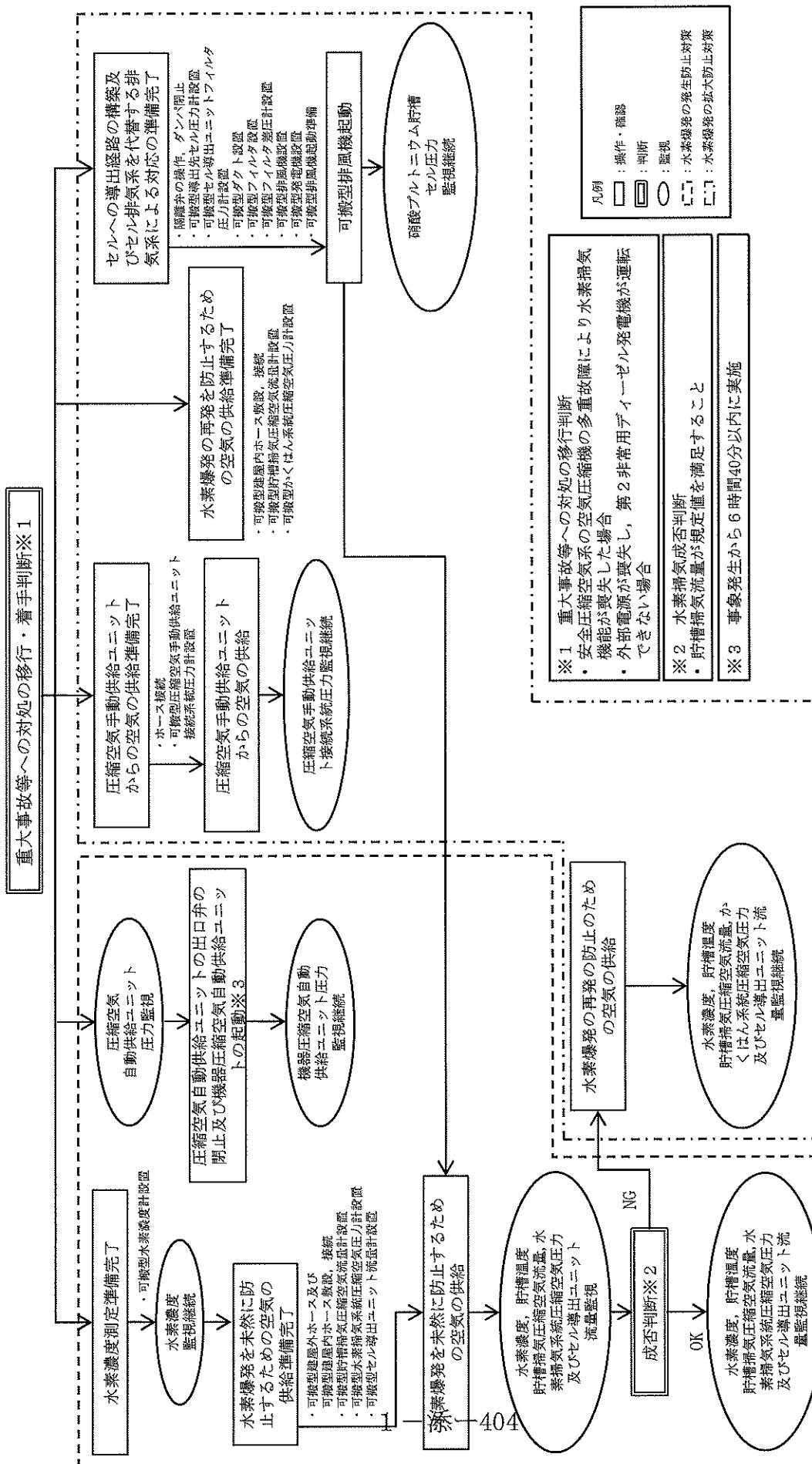




第3-4図 分離建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の概要

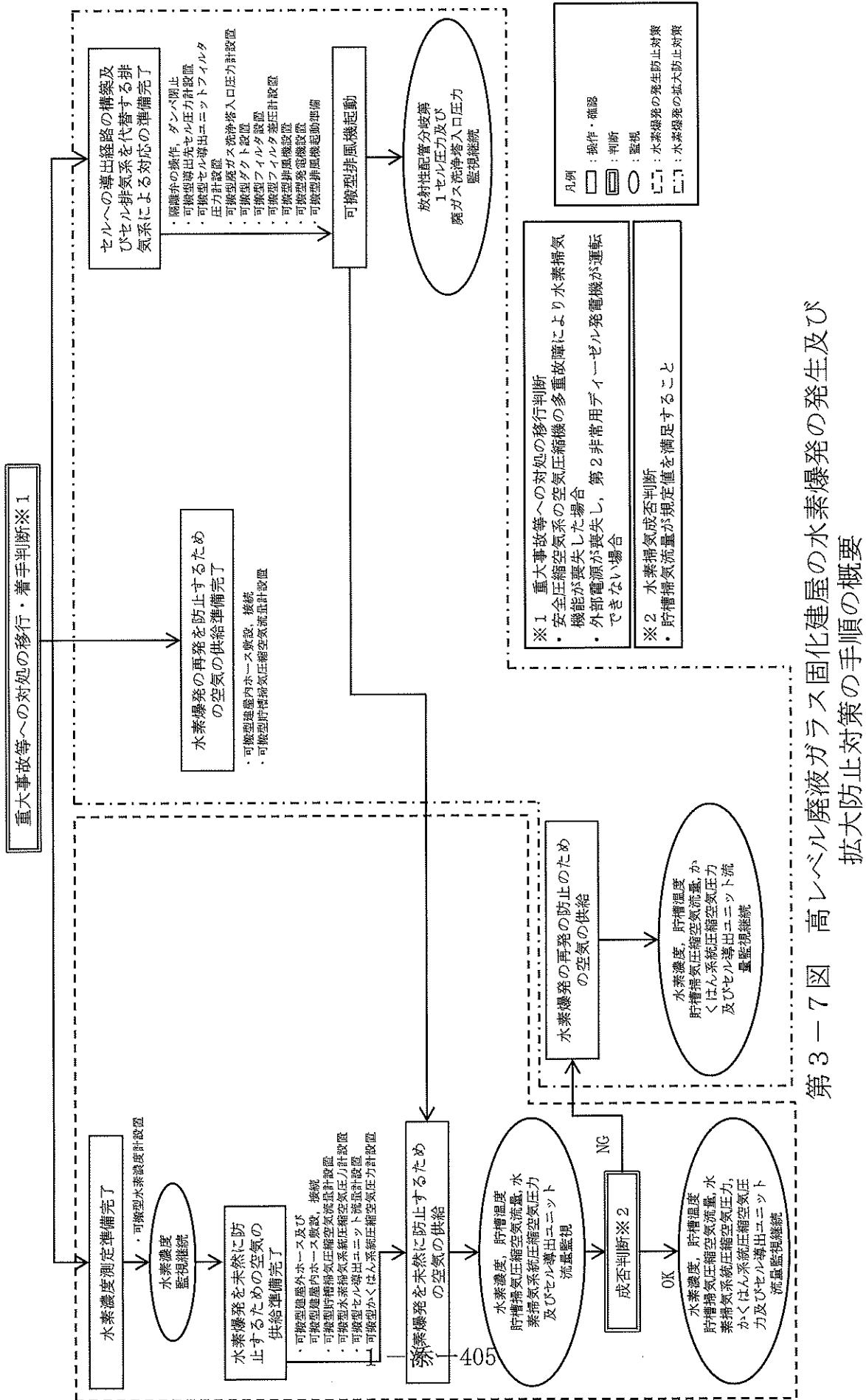


第3-5図 精製建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の概要

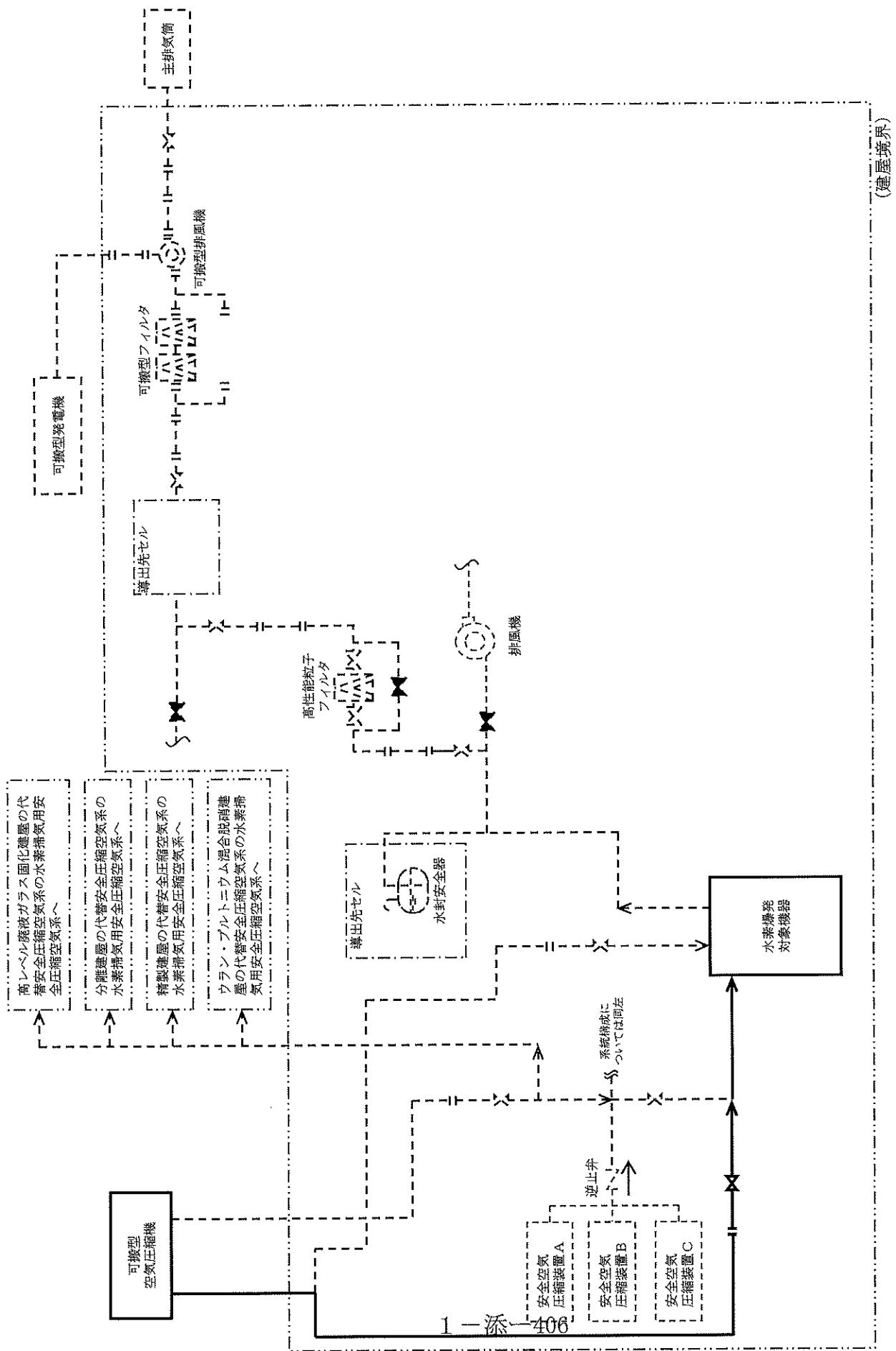


プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発の発生及び
拡大防止対策の手順の概要

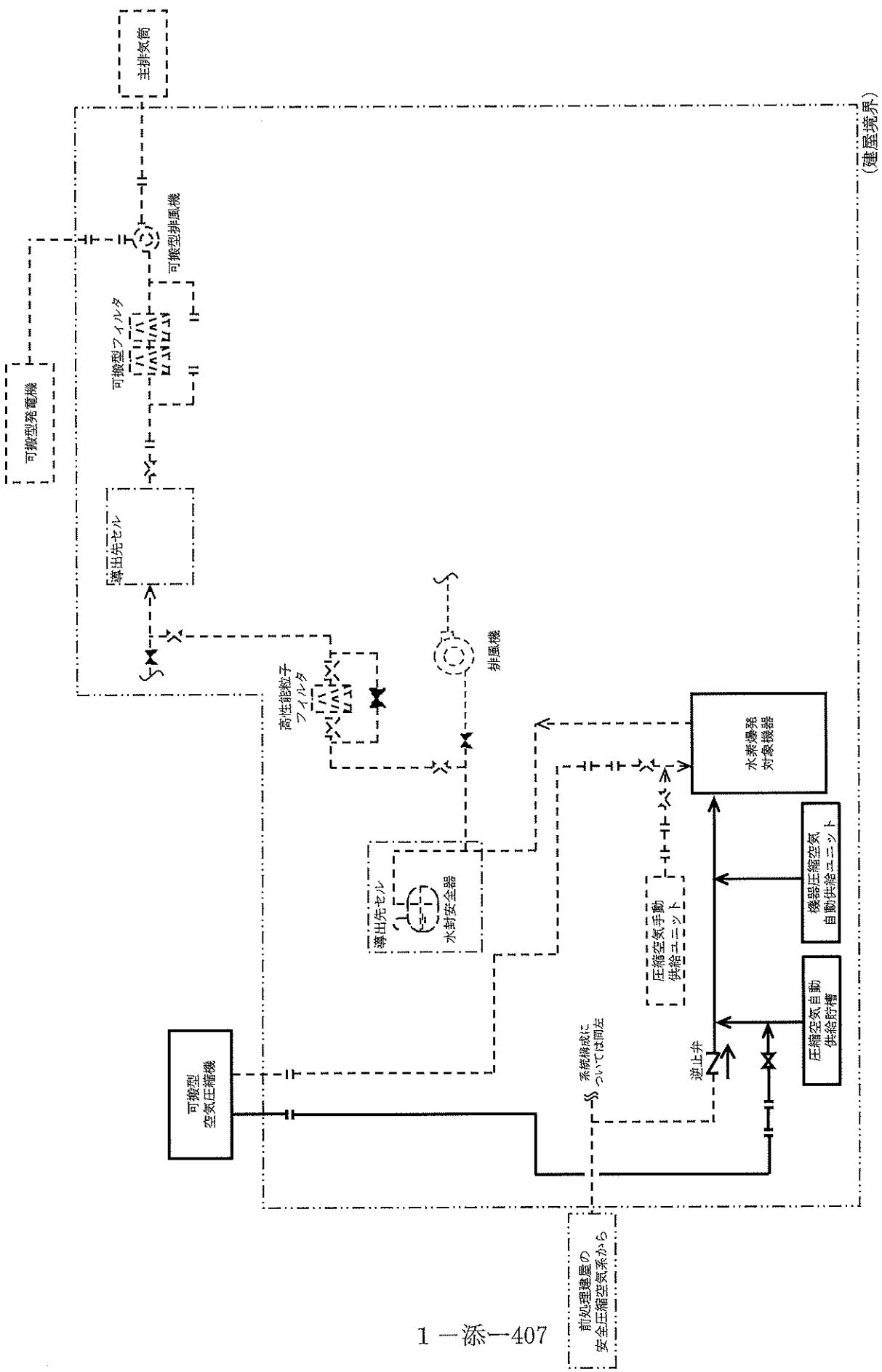
第3-6回



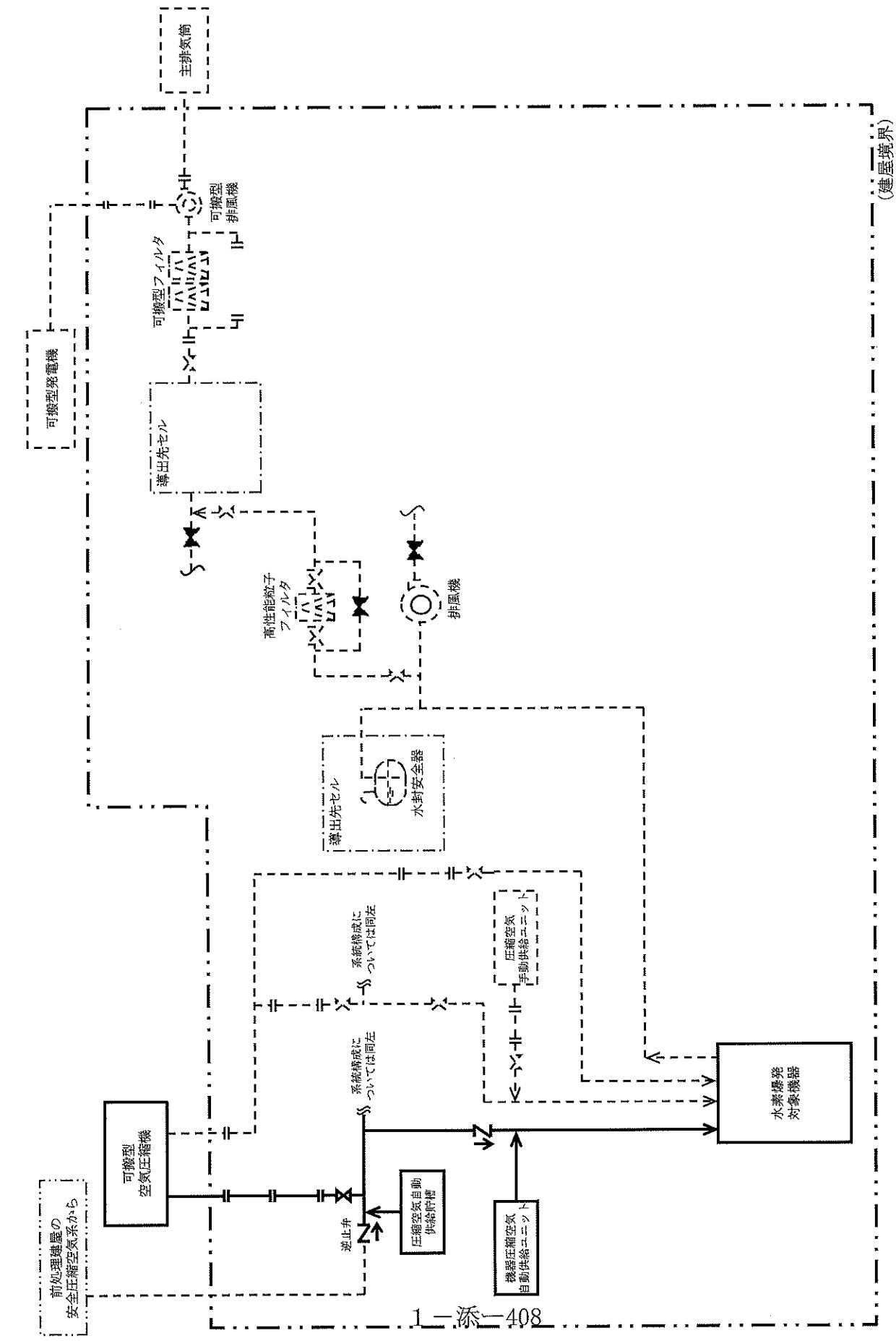
第3－7図 高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の概要



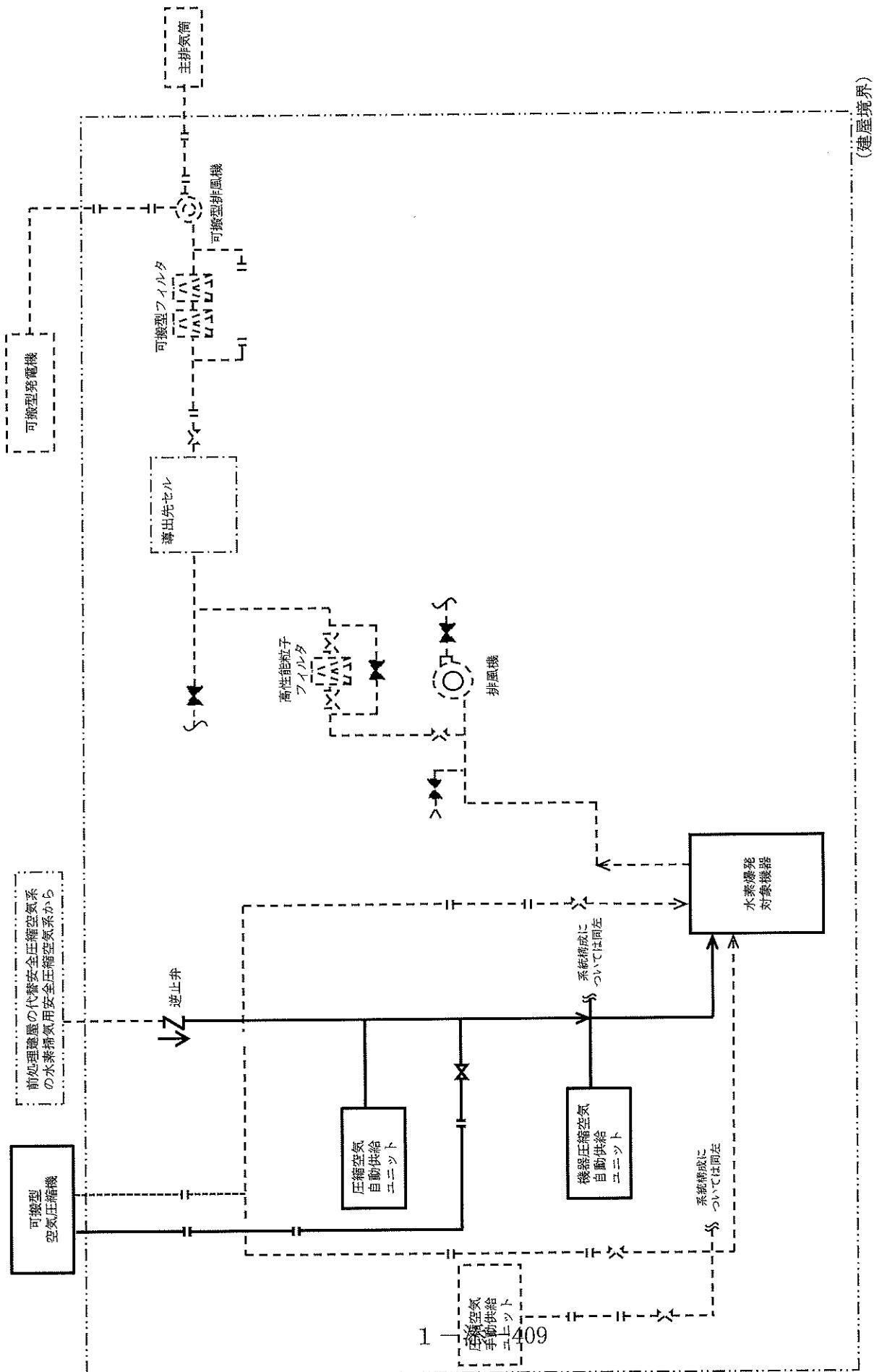
第3-8図 前処理建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図



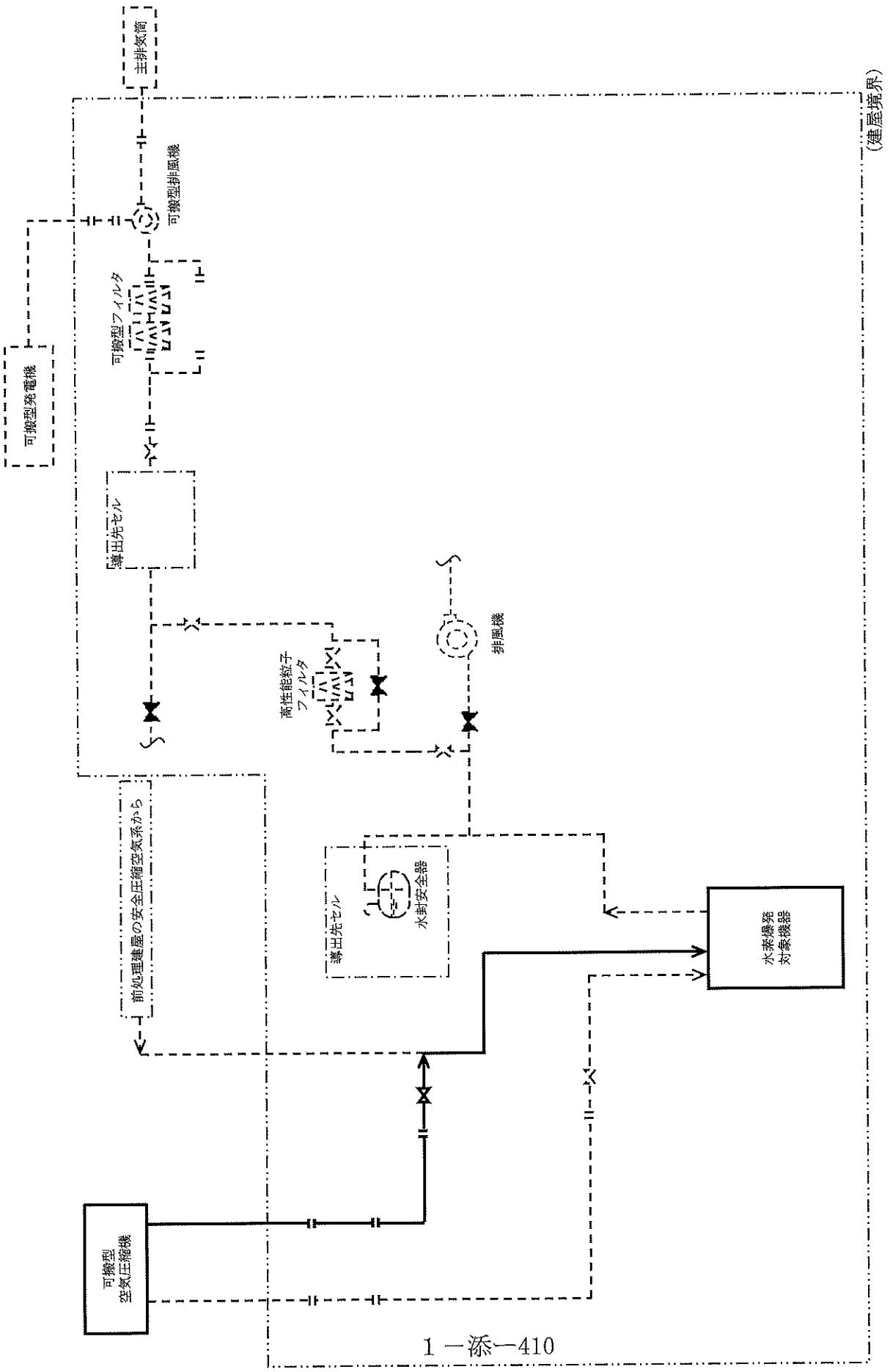
第3-9図 分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図



第3-10図 精製建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図



第3-11図 ヴラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図



第3-12図 高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図

第3—13図 水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間

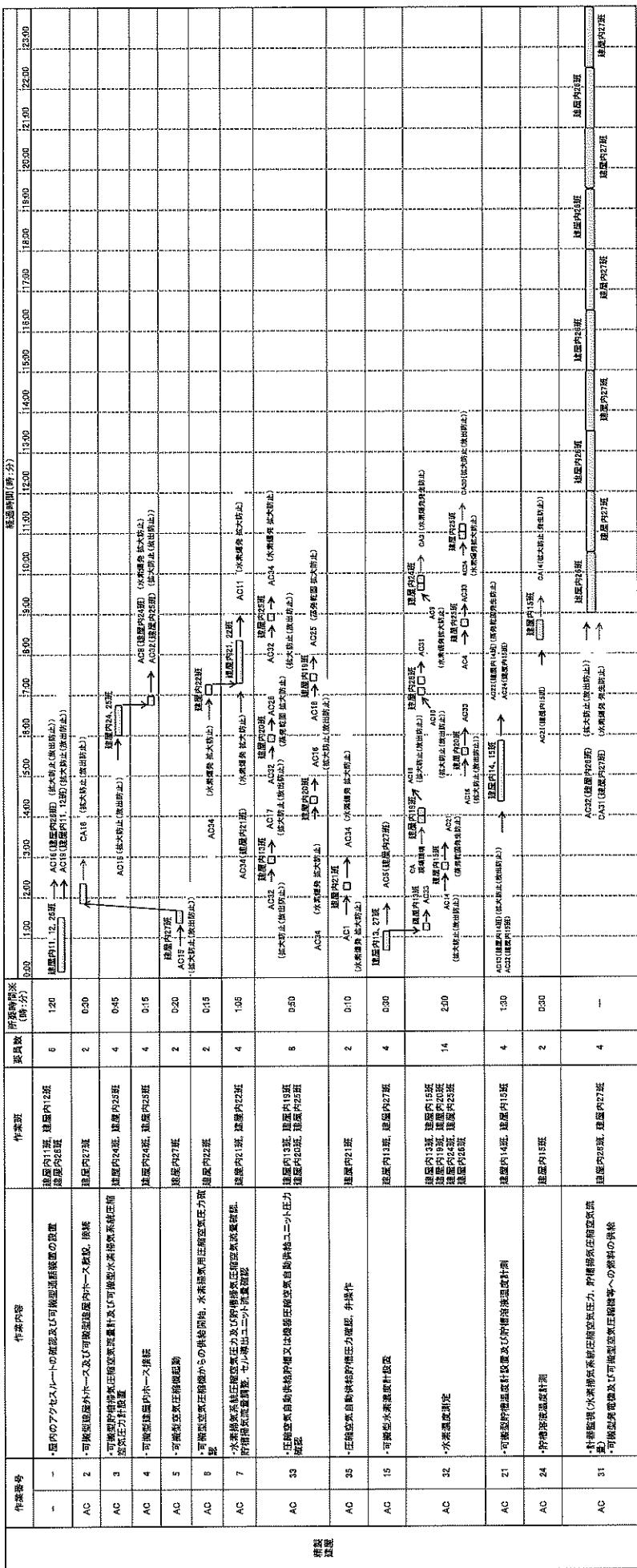
| 作業番号 | 作業内容 | 作業班 | 要員数 | 所要時間(時・分) | | | | | | | | | | 経過時間(時・分) |
|------|--|----------------------------|-----|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----------|
| | | | | 0:00 | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | |
| — | — | — | 6 | 1:20 | 1:20 | 1:20 | 1:20 | 1:20 | 1:20 | 1:20 | 1:20 | 1:20 | 1:20 | 1:20 |
| AA | 13 可搬型水素爆発計検査 | 地盤内4班、地盤内1班 地盤外4班、地盤外1班 | 4 | 0:30 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| AA | 31 水素濃度測定 | 地盤内4班、地盤内1班 地盤外4班 | 6 | 3:10 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 作業番号 | 作業内容 | 作業班 | 要員数 | 所要時間(時・分) | | | | | | | | | | 経過時間(時・分) |
| | | | | 0:00 | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | |
| AA | 22 可搬型貯槽残料検査及び貯槽温度計測 | 地盤内4班、地盤内1班 地盤外4班、地盤外1班 | 4 | 1:10 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| AA | 23 貯槽清潔度計測 | 地盤内4班 地盤外2班、地盤内2班 | 2 | 0:40 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 新処理道 | AA 1 可搬型電磁ホース検査 | 地盤内2班、地盤内2班 地盤外2班、地盤外2班 | 4 | 1:30 | 1:30 | 1:30 | 1:30 | 1:30 | 1:30 | 1:30 | 1:30 | 1:30 | 1:30 | 1:30 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| AA | 2 可搬型貯槽残料検査及び貯槽温度計測 | 地盤内4班、地盤外4班 地盤内2班、地盤外2班 | 4 | 0:25 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| AA | 3 可搬型電磁ホース検査、探査 | 地盤内2班、地盤外2班 地盤内4班、地盤外4班 | 4 | 0:35 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| AA | 4 可搬型電磁ホース検査 | 地盤内4班、地盤外4班 地盤内2班、地盤外2班 | 4 | 0:15 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| AA | 5 可搬型電磁ホース検査 | 地盤内4班、地盤外4班 地盤内2班、地盤外2班 | 2 | 0:10 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| AA | 6 可搬型電磁ホース検査 | 地盤内4班、地盤外4班 地盤内2班、地盤外2班 | 4 | 1:00 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| AA | 30 本體監視(水素ガス系統の空気圧計測、防爆構造点検等) 引張起吊専用索及び可搬型水素漏洩検知装置の供給 | 地盤内1班、地盤外12班 | 4 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

※ 各作業内容の実施に必要な時間は、作業回ごとに示す。

第3—13図 水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間

| 作業番号 | 作業内容 | 作業班 | 要員数 | 所要時間(分) | 経過時間(分) |
|--|--|---------------------|-----|---|---------|
| - | -・屋外アクセスリートの確認及び荷物空運搬査定の位置 | 施屋内7班、施屋内8班 | 5 | 1:00 1:30 1:45 2:00 2:30 3:00 4:00 5:00 6:00 7:30 8:00 10:00 11:00 11:30 14:00 15:00 15:30 17:00 19:00 20:00 22:00 22:30 | |
| AB | 27・可燃性防爆温湿度計設置及び高ヘルムホルツ管温湿度計測定 | 施屋内5班 | 2 | 1:45 | |
| AB | 31・高ヘルムホルツ管温湿度計測定 | 施屋内6班 | 2 | 0:30 | |
| AB | 35・高ヘルムホルツ管温湿度計測定 | 施屋内7班 | 2 | 0:15 | |
| AB | 1・可燃性防爆温湿度計測定 | 施屋内8班 | 2 | 0:50 | |
| AB | 2・可燃性防爆温湿度計測定 | 施屋内10班 | 2 | 1:20 | |
| AB | 4・可燃性屋内ホース校査、接続 | 施屋内1班 | 2 | 0:40 | |
| AB | 5・可燃性接続内ホース校査、接続 | 施屋内2班 | 2 | 0:10 | |
| AB | 6・可燃性屋内ホース校査、接続 | 施屋内3班 | 2 | 0:10 | |
| AB | 7・可燃性空気圧縮機起動 | 施屋内4班 | 2 | 0:25 | |
| AB | 8・可燃性空気圧縮機からの供給始動、水素供給系統起動監視 | 施屋内5班 | 2 | 0:15 | |
| AB | 9・水素供給系統起動監視、セル解出ユニット設置確認、計量確認 | 施屋内6班、施屋内9班 | 4 | 0:50 | |
| 分類 通風 | AB 42・圧縮空気自動供給装置又は換器圧空氣自動供給ユニット圧力確認 | 施屋内43班、施屋内44班 | 4 | 1:20 | |
| | AB 44・圧縮空気自動供給装置確認、弁操作 | 施屋内5班 | 2 | 0:10 | |
| AB | 20・可燃性水素温度計設置 | 施屋内6班、施屋内44班 | 4 | 0:30 | |
| AB | 39・水素蓄貯室1 | 施屋内5班、施屋内43班、施屋内44班 | 8 | 2:20 | |
| AB | 40・可燃性ガス漏洩検査検査2 | 施屋内45班、施屋内46班 | 4 | 0:30 | |
| AB | 41・水素温度測定2 | 施屋内44班、施屋内45班 | 6 | 1:20 | |
| AB | 43・計量確認(水素供給装置起動監視圧力計測)、所持荷物点検、 ・可燃性充電及じ水素供給装置起動監視の検査 | 施屋内4班、施屋内5班 | 4 | --- | |
| ※:各作業内容の実施に必要な時間(複数回に分けて実施の場合)は、作業時間の合計) | | | | | |

第3—13図 水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間



※、各作業内容の実施に必要な時間です。(複数回に分けて実施の場合は、作業時間の合計)

第3—13図 水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間

| 作業番号 | 作業内容 | 作業班 | 所要時間(分) | 要件数 | 備考時間(分) |
|---------------------|---|---------------------------|---------------------------------|---|--|
| - | - | ・園内のアクセスノードの確認及び可能通路検査の実施 | 0:00 建設内19班 建設内22班 建設内25班 | 1:00 1:20 | 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 19:30 20:00 13:00 13:30 14:30 15:30 16:30 17:30 18:30 19:30 20:00 21:00 22:30 23:30 |
| CA 1 | ・可燃性測定外示-不燃、無燃 | 建設内13班 | 2:00 0:40 | — | CA1(建設内12班) (火災防止装置停止) AC2(建設内13班) (火災防止装置停止) |
| CA 2 | ・可燃性測定装置圧力計測装置 | 建設内20班 | 2:00 0:30 | — | — |
| CA 3 | ・可燃性測定外示-不燃、無燃 | 建設内13班 | 2:00 0:20 | — | CA3(建設内13班) (火災防止装置停止) |
| CA 4 | ・爆破 | 建設内20班 | 2:00 0:10 | — | — |
| CA 5 | ・水素爆発警報装置からの供給部品、水素爆発警報装置、セル等出力引当装置取扱 | 建設内20班、建設内22班 建設内19班 | 4:00 0:30 | CA9 建設内3班 建設内2班、建設内24班 建設内27班、建設内43班 建設内47班 | CA9(建設内19班) (火災防止装置停止) 建設内3班 (火災防止装置停止) CA10 (建設内2班) (火災防止装置停止) CA11 (建設内24班) (火災防止装置停止) CA12 (建設内27班) (火災防止装置停止) CA13 (建設内43班) (火災防止装置停止) CA14 (建設内47班) (火災防止装置停止) |
| CA 31 ～ CA 39 | ・圧縮空気自動制御ユニット又は燃焼器圧縮空気自動供給ユニット ～ ・圧縮空氣自動供給ユニット又は燃焼器圧縮空気自動供給ユニット | 建設内47班 | 2:00 0:10 | CA31 建設内17班 建設内19班 | CA31 (建設内47班) (火災防止装置停止) CA32 (建設内17班) (火災防止装置停止) CA33 (建設内19班) (火災防止装置停止) |
| | ～ ・圧縮空氣自動供給ユニット又は燃焼器圧縮空気自動供給ユニット | 建設内45班 | 4:00 0:30 | CA34 建設内17班、建設内20班 建設内21班、建設内24班 建設内25班、建設内45班 | CA34 (建設内45班) (火災防止装置停止) CA35 (建設内17班) (火災防止装置停止) CA36 (建設内20班) (火災防止装置停止) CA37 (建設内21班) (火災防止装置停止) CA38 (建設内24班) (火災防止装置停止) CA39 (建設内25班) (火災防止装置停止) CA40 (建設内45班) (火災防止装置停止) |
| CA 40 | ・水素量測定 | 建設内24班、建設内25班 | 4:00 1:10 | — | CA40 (建設内24班) (火災防止装置停止) CA41 (建設内25班) (火災防止装置停止) |
| CA 21 | ・可燃性測定装置圧力計測装置 | 建設内18班、建設内19班 | 4:00 — | — | CA42 (建設内18班) (火災防止装置停止) CA43 (建設内19班) (火災防止装置停止) |
| CA 29 | ・外燃装置の水素炉系装置圧力計測 ～ ・可燃性測定装置及び可燃性圧縮空気炉への燃料の供給 | 建設内18班、建設内19班 | 4:00 — | — | CA44 (建設内18班) (火災防止装置停止) CA45 (建設内19班) (火災防止装置停止) |

※:各作業内容の実施に必要な時間を示す。(複数回で実施の場合は、作業時間の合計)

第3—13図 水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間

| 作業番号 | 作業内容 | 作業班 | 実施頻度(回) | 実施頻度(時 分) | 緊急時(秒 分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|------------------------------|-------------------------|---------|-----------|----------|---|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | 0:00 | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 18 | ・可搬型水素計測装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内4班、建設外4班 建設内4班 | 6 | 1:20 | — | KA14(建設内4班) KA14(建設外4班) KA14(建設内4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 19 | ・可搬型水素計測装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内2班、建設外2班、建設内3班、建設外3班 | 12 | 1:15 | — | KA1(建設内4班) KA1(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 20 | ・可搬型連絡装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内2班、建設外2班、建設内3班、建設外3班 | 10 | 1:20 | — | KA1(建設内4班) KA1(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 21 | ・可搬型連絡装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内3班、建設外3班 | 4 | 1:45 | — | KA1(建設内4班) KA1(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 22 | ・可搬型連絡装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内3班 | 2 | 1:10 | — | KA1(建設内4班) KA1(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 23 | ・可搬型連絡装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内3班 | 2 | 0:15 | — | KA1(建設内4班) KA1(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 24 | ・可搬型連絡装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内3班 | 2 | 0:15 | — | KA1(建設内4班) KA1(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 25 | ・可搬型連絡装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内3班 | 4 | 0:35 | — | KA1(建設内4班) KA1(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 高レベル 施設ガラ ス固化施 設 | ・可搬型連絡装置からの圧力計測装置への圧力計測装置の設置 | 建設内3班 | 4 | 1:05 | — | KA15(建設内4班) KA15(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | ・可搬型水素計測装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内4班、建設外4班 | 4 | 0:30 | — | KA13(建設内4班) KA13(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | ・可搬型水素計測装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内4班、建設外4班 | 8 | 2:10 | — | KA13(建設内4班) KA13(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | ・可搬型水素計測装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内4班、建設外4班 | 4 | 0:20 | — | KA40(建設内4班) KA40(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | ・可搬型水素計測装置及び可搬型連絡装置の設置 | 建設内4班、建設外4班 | 6 | 2:20 | — | KA41(建設内4班) KA41(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 31 | ・水素濃度測定1 | 建設内4班、建設外4班 | 4 | 0:15 | — | KA30(建設内4班) KA30(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 32 | ・可搬型水素計測装置2 | 建設内4班、建設外4班 | 4 | 0:15 | — | KA40(建設内4班) KA40(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 33 | ・水素濃度測定2 | 建設内4班、建設外4班 | 6 | — | — | KA41(建設内4班) KA41(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 34 | ・水素濃度測定3 | 建設内4班、建設外4班 | 4 | — | — | KA40(建設内4班) KA40(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| KA 35 | ・水素濃度測定4 | 建設内4班、建設外4班 | 4 | — | — | KA41(建設内4班) KA41(建設外4班) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

※:各作業内容の実施に必要な時間を示す。(複数回に分けて実施の場合には、作業時間の合計)

（移動回に分けて最終の場合は、作業時間の合計）

図3-14 水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(1/5)

※各作業内容の実施に必要な時間も示す。(複数回に分けて実施の場合は、作業時間の合計)

第3-14図 水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業の供給時間(降灰予報発令時) (3/5)

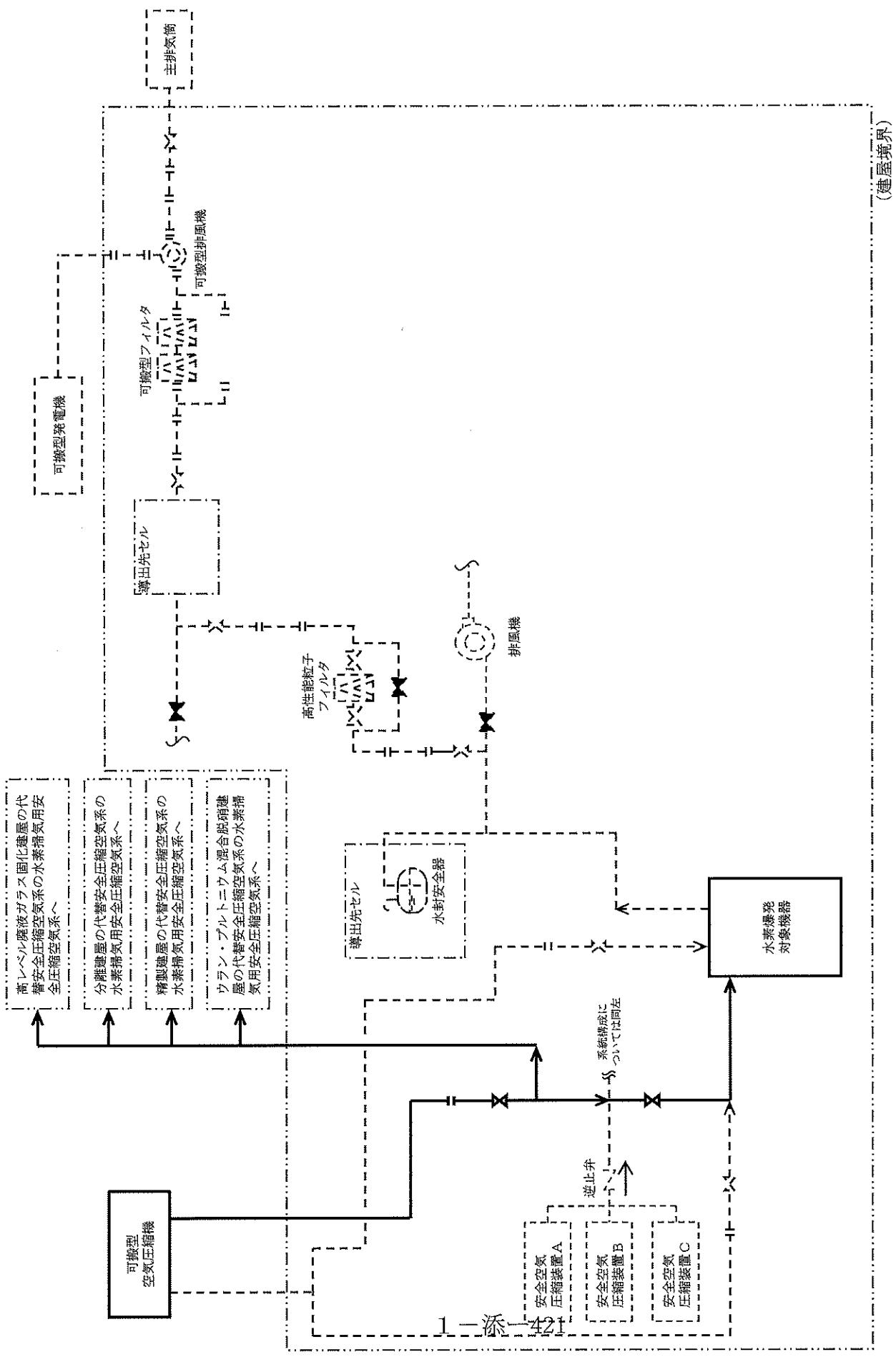
| 作業番号 | 作業内容 | 作業班 | 実員数 | 所要時間(分) | 逐段実測(分) | |
|-------|--|---------------|-----|---------|---------------------|--|
| | | | | | 逐段内1班 | 逐段内2班 |
| - | ・車両密閉 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:00 | 0:00 | 0:00 |
| - | ・S-燃焼の固練装置 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:10 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の王がけ-地切り | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:05 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の吊り上げ及び積載 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:10 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の車上回轉 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:05 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の圓錐鉛錠 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:10 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の王がけ-地切り | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:05 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の吊り上げ及び積載 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:10 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の車上回轉 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:05 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の王がけ-地切り | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:10 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の吊り上げ及び積載 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:10 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・S-燃焼の車上回轉 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:05 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| - | ・車両活動 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:10 | 逐段内1班、逐段内2班 | |
| AC 2 | ・可換型渣量ホース及び可燃型渣量内ホース取扱 | 逐段内1班 | 2 | 0:30 | | CA16(逐段内ホース取出停止) |
| AC 3 | ・可換型渣量ホース取扱 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:45 | (逐段内4、2班) A016 → | AC18(逐段内12班)(外筒側吹大吹止) AC19(逐段内12班)(逐段内吹止) |
| AC 4 | ・可換型渣量ホース吹付 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:15 | | AC20(逐段内12班)(外筒側吹大吹止) AC21(逐段内12班)(逐段内吹止) |
| AC 5 | ・可換型空気圧止動装置 | 逐段内2班 | 2 | 0:20 | 逐段内7班 A015 → | A016(逐段内2班)(外筒側吹大吹止) A017(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 6 | ・可換型空気圧止動装置、水素供給用圧縮空気止動装置 | 逐段内2班 | 2 | 0:15 | | A018(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) A019(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 7 | ・小燃焼系井戸内作業装置、火管炉装置、セミ導出ユニット装置確認、炉管炉装置点検、セミ導出ユニット装置確認 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 1:05 | | 逐段内13班 A020(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) A021(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 33 | ・日換空気自動供給装置又は換気扇空気自動供給装置ユニット圧力計測 | 逐段内13班、逐段内2班 | 8 | 0:50 | | 逐段内13班 A022(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) A023(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 35 | ・日換空気自動供給装置圧力計測、半操作 | 逐段内1班 | 2 | 0:10 | | 逐段内15班 A024(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 15 | ・可換型水素密度計装置 | 逐段内1班、逐段内2班 | 4 | 0:30 | | 逐段内15班 A025(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 32 | ・水素温度测定 | 逐段内1班、逐段内2班 | 14 | 2:00 | | 逐段内15班 A026(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) A027(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 21 | ・可換型炉相温度計装置及び炉相温度計測 | 逐段内14班、逐段内15班 | 4 | 1:30 | | 逐段内15班 A028(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) A029(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 24 | ・炉相温度計測 | 逐段内15班 | 2 | 0:20 | | 逐段内15班 A030(逐段内1班)(外筒側吹大吹止) |
| AC 31 | ・可換型炉相温度計装置及び炉相温度計測 1.炉相温度計(水素燃焼系前三室空氣圧、所持燃燒圧空氣流 2.可換型電竈及可燃型渣量ホースへの燃料の補給 | 逐段内22班、逐段内27班 | 4 | - | | 逐段内15班 CA31(逐段内22班)(水素燃燒發生停止) → 逐段内27班 逐段内27班 逐段内27班 |

※:各作業内容の実施に必要な時間示す。(複数回に分けて実施の場合は、作業時間の合計)

·、各作業內容的實施三步驟的時程表。(總數圖二分十二步驟的提綱)[作業管理的全計]

図3-14 水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(5/5)

* 各作業内容の実施に必要な時間と、複数回に分けて実施の場合は、作業時間の合計



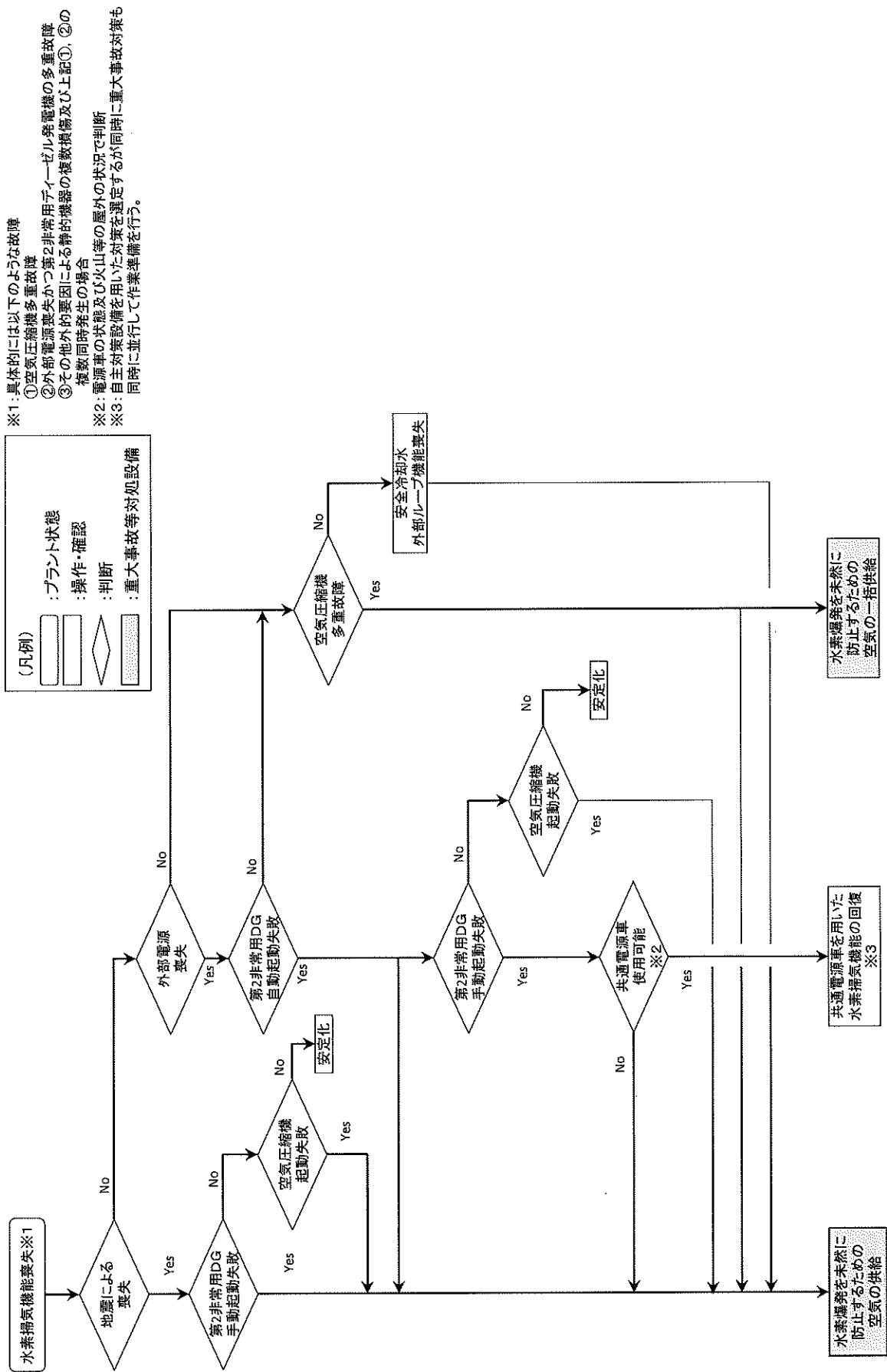
第3-15図 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の系統概要図

| 作業番号 | 作業内容 | 作業班 | 実測値 | | 算定値 | | 所要時間(分) | 累積時間(分) |
|--------------------|---|-----|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 所要時間(分) | 実測時間(分) | 所要時間(分) | 実測時間(分) | | |
| - | 電気密着 | | 1班、2班 | 4 | 0:10 | 0:00 | 1:00 | 0:00 |
| - | S&E管の直角接続 | | 1班、2班 | 4 | 0:10 | 0:00 | 2:00 | 2:00 |
| - | S&E管の王がけ地切り | | 1班、2班 | 4 | 0:05 | 0:00 | 3:00 | 3:00 |
| - | S&E管の直上留め | | 1班、2班 | 4 | 0:10 | 0:05 | 4:00 | 4:00 |
| - | S&E管の直角接続 | | 1班、2班 | 4 | 0:10 | 0:05 | 5:00 | 5:00 |
| - | S&E管の王がけ地切り | | 1班、2班 | 4 | 0:05 | 0:00 | 6:00 | 6:00 |
| - | S&E管の直上チビ留め | | 1班、2班 | 4 | 0:10 | 0:05 | 7:00 | 7:00 |
| - | S&E管の直上留め | | 1班、2班 | 4 | 0:05 | 0:00 | 8:00 | 8:00 |
| 前処理 施設 | S&E管の直上チビ留め | | 1班、2班 | 4 | 0:10 | 0:05 | 9:00 | 9:00 |
| AA | 1 可搬型電風炉内ドース板取 出 | | 3班、4班 | 4 | 1:30 | 0:00 | 10:30 | 10:30 |
| AA | 2 可搬型防爆温度計付及び防爆容積温度計測 | | 5班、6班 | 4 | 1:10 | 0:00 | 11:40 | 11:40 |
| AA | 3 可搬型水素流量計付及び測定 | | 7班、8班 | 4 | 0:40 | 0:00 | 12:20 | 12:20 |
| AA | 4 可搬型防爆温度計付及び防爆容積温度計付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 圧、可搬型防爆温度計付及び可搬型水素检测器系炉压燃空氣 | | 7班、8班 | 4 | 0:25 | 0:00 | 12:45 | 12:45 |
| AA | 5 可搬型電風炉内ドース板取、拆卸 | | 9班、10班 | 4 | 0:35 | 0:00 | 13:20 | 13:20 |
| AA | 6 可搬型空気圧錠換装 | | 9班、10班 | 4 | 0:15 | 0:00 | 13:35 | 13:35 |
| AA | 7 可搬型空気圧錠換装からの保管開放、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装 | | 9班、10班 | 2 | 0:10 | 0:00 | 13:55 | 13:55 |
| AA | 8 可搬型水素检测器系炉压燃空氣圧、可搬型水素检测器系炉压燃空氣量、 可搬型空気圧錠換装及び炉内ドース板取、拆卸 | | 1班、2班 | 4 | — | 0:00 | 14:00 | 14:00 |
| AB | 1 可搬型炉内温度計付及び炉内ドース板取、拆卸 | | 11班、12班 | 4 | 1:00 | 0:00 | 14:10 | 14:10 |
| AB | 2 可搬型水素温度計付及び測定 | | 13班、14班 | 4 | 0:40 | 0:00 | 14:50 | 14:50 |
| AB | 3 可搬型水素温度計付及び測定 | | 13班、14班 | 4 | 0:40 | 0:00 | 15:30 | 15:30 |
| AB | 4 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装 | | 15班、16班 | 4 | 0:40 | 0:00 | 15:40 | 15:40 |
| AB | 5 可搬型セル露出ニンジン温度計測 | | 15班、16班 | 4 | 0:25 | 0:00 | 15:55 | 15:55 |
| AB | 6 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装、炉内ドース板取 | | 17班、18班 | 4 | — | 0:00 | 16:00 | 16:00 |
| AC | 1 可搬型炉内温度計付及び炉内ドース板取、拆卸 | | 18班、19班 | 4 | 1:30 | 0:00 | 16:30 | 16:30 |
| AC | 2 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装、炉内ドース板取 | | 21班、22班 | 4 | 0:40 | 0:00 | 17:10 | 17:10 |
| AC | 3 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装 | | 23班、24班 | 4 | 0:45 | 0:00 | 17:55 | 17:55 |
| AC | 4 可搬型セル露出ユニット温度計測 | | 23班、24班 | 4 | 0:30 | 0:00 | 18:25 | 18:25 |
| AC | 5 可搬型炉内温度計付及び炉内ドース板取、拆卸 | | 25班、26班 | 4 | — | 0:00 | 19:00 | 19:00 |
| CA | 1 可搬型炉内温度計付及び炉内ドース板取、拆卸 | | 27班、28班 | 4 | 1:10 | 0:00 | 19:10 | 19:10 |
| CA | 2 可搬型水素温度計付、測定 | | 29班、30班 | 4 | 0:40 | 0:00 | 19:50 | 19:50 |
| CA | 3 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装及び可搬型セル露出ユニット温度計測 | | 31班 | 2 | 0:30 | 0:00 | 20:20 | 20:20 |
| CA | 4 可搬型セル露出ユニット温度計付 | | 31班、32班 | 4 | 0:45 | 0:00 | 20:55 | 20:55 |
| CA | 5 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装、炉内ドース板取 | | 33班、34班 | 4 | — | 0:00 | 21:00 | 21:00 |
| KA | 1 可搬型炉内温度計付及び炉内ドース板取、拆卸 | | 35班、36班、40班 | 12 | 1:15 | 0:00 | 21:15 | 21:15 |
| KA | 2 可搬型水素温度計付及び測定 | | 41班、42班 | 4 | 0:40 | 0:00 | 21:55 | 21:55 |
| 高レベリ 炉内ド ス板取 | 3 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装及び可搬型セル露出ユニット温度計測 | | 41班、42班 | 8 | 1:00 | 0:00 | 22:00 | 22:00 |
| KA | 4 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装 | | 43班、44班 | 4 | 0:10 | 0:00 | 22:10 | 22:10 |
| KA | 5 可搬型セル露出ユニット温度計付 | | 45班、46班 | 4 | — | 0:00 | 22:20 | 22:20 |
| KA | 6 可搬型水素检测器系炉压燃空氣量付、可搬型水素检测器系炉压燃空氣 王方式換装 | | 45班、46班 | 4 | — | 0:00 | 22:30 | 22:30 |

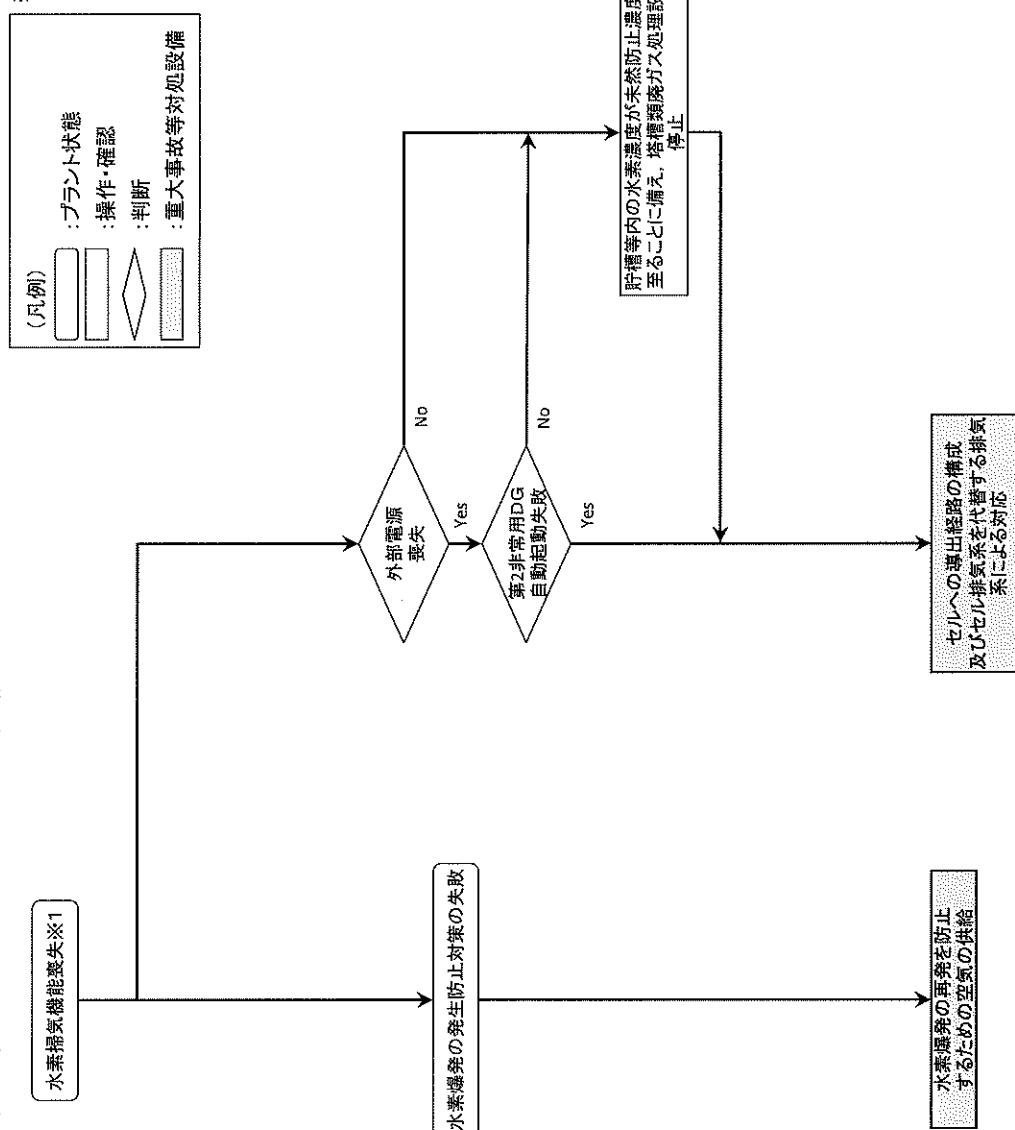
※ 各作業内容の実施に必要な時間表示す。(操作回数に応じて実施する場合は、作業時間の合計)

第3—16図 水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の作業と所要時間

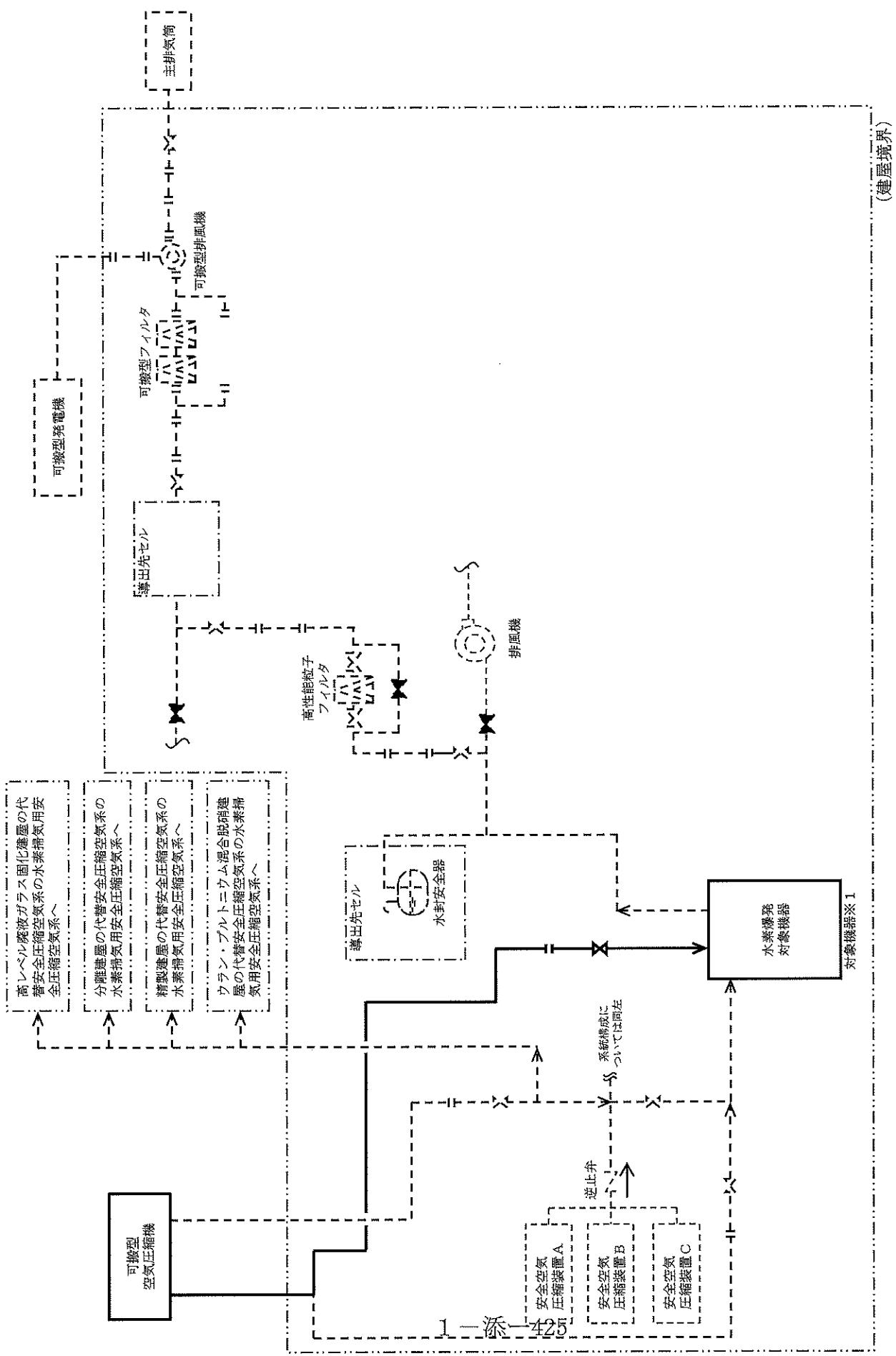
水素爆発の発生防止対策の対応手段の選択



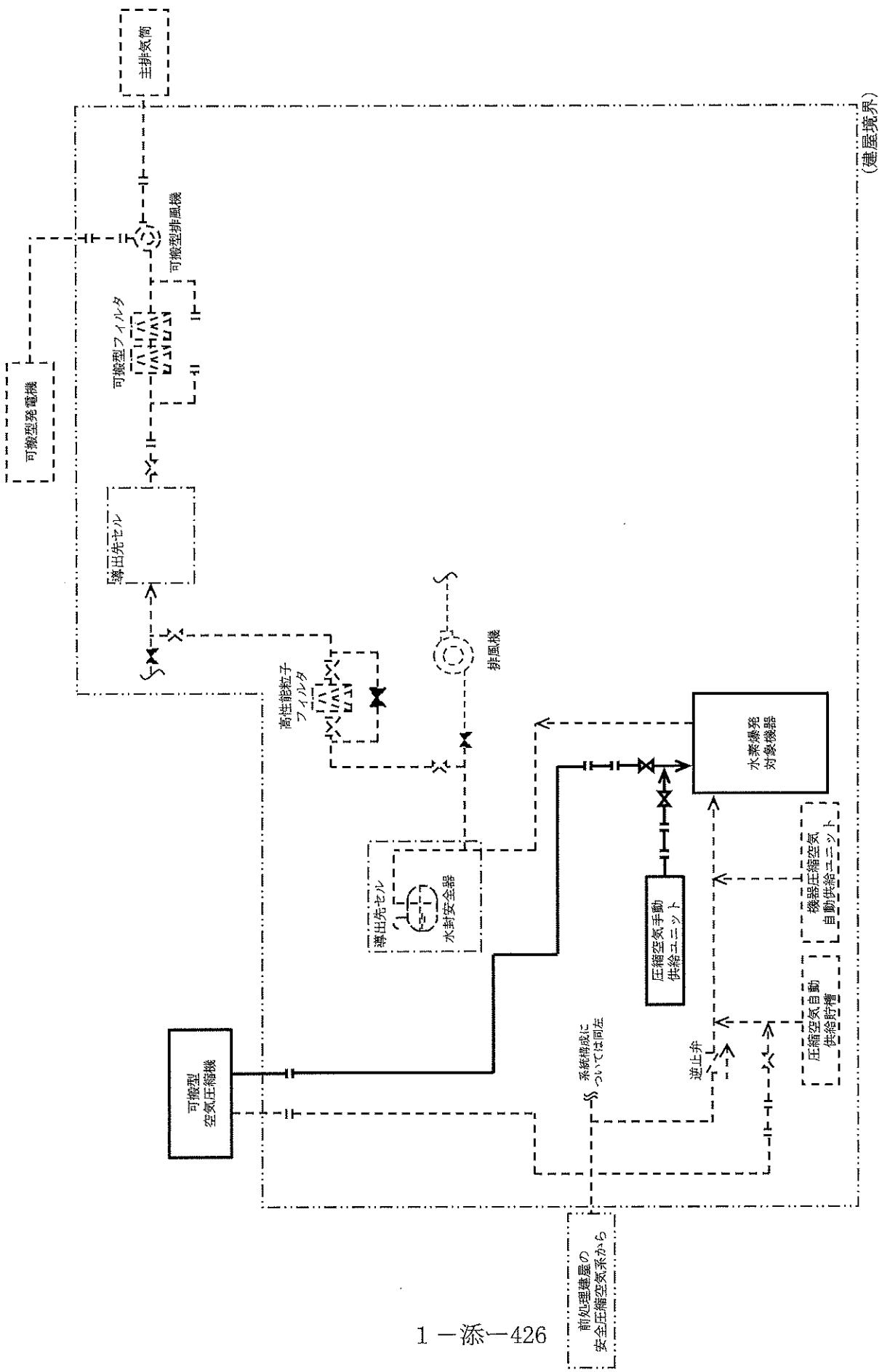
水素爆発の拡大防止対策の対応手段の選択



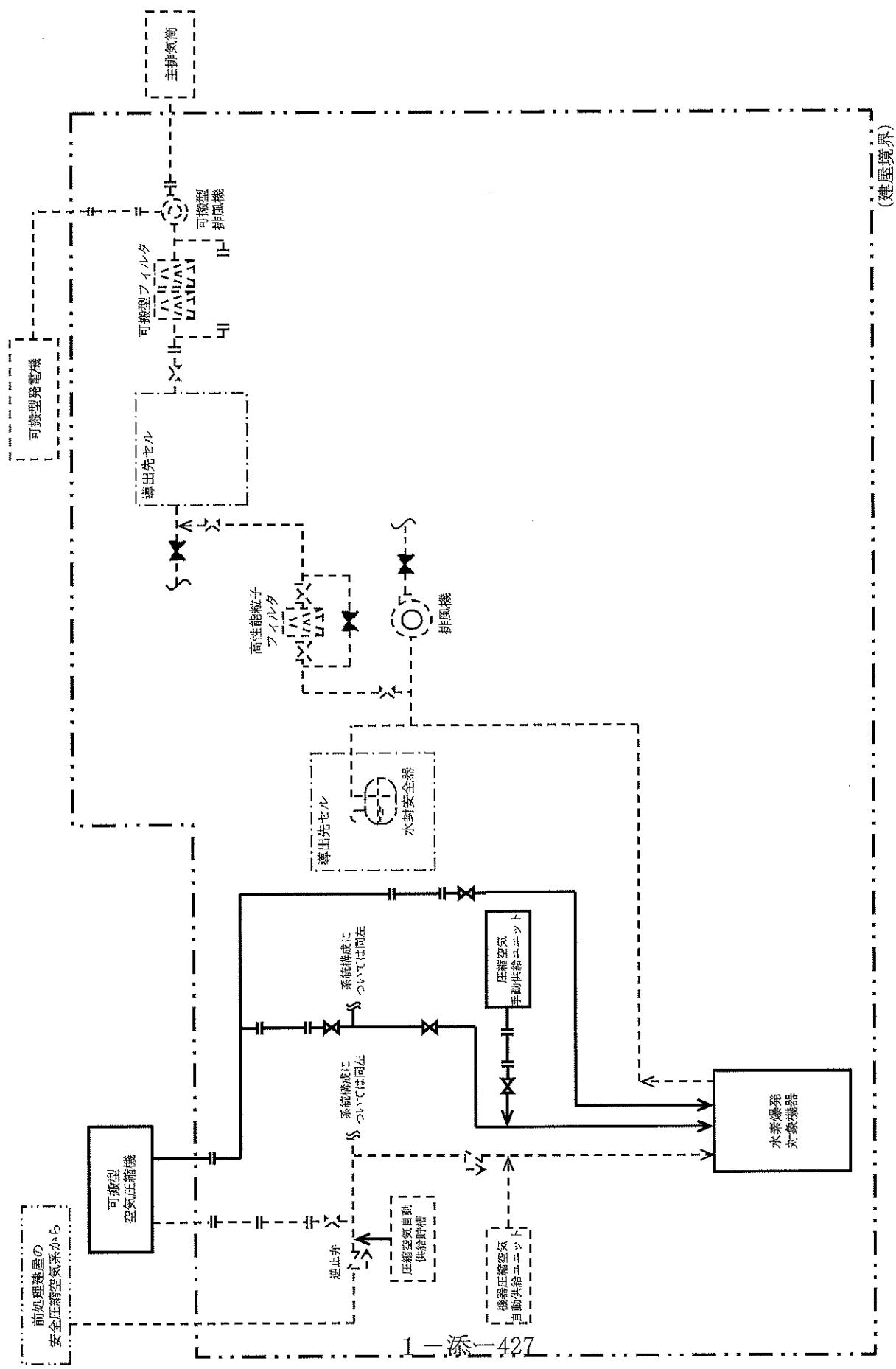
第3-16図 対応手段の選択フローチャート (2/2)

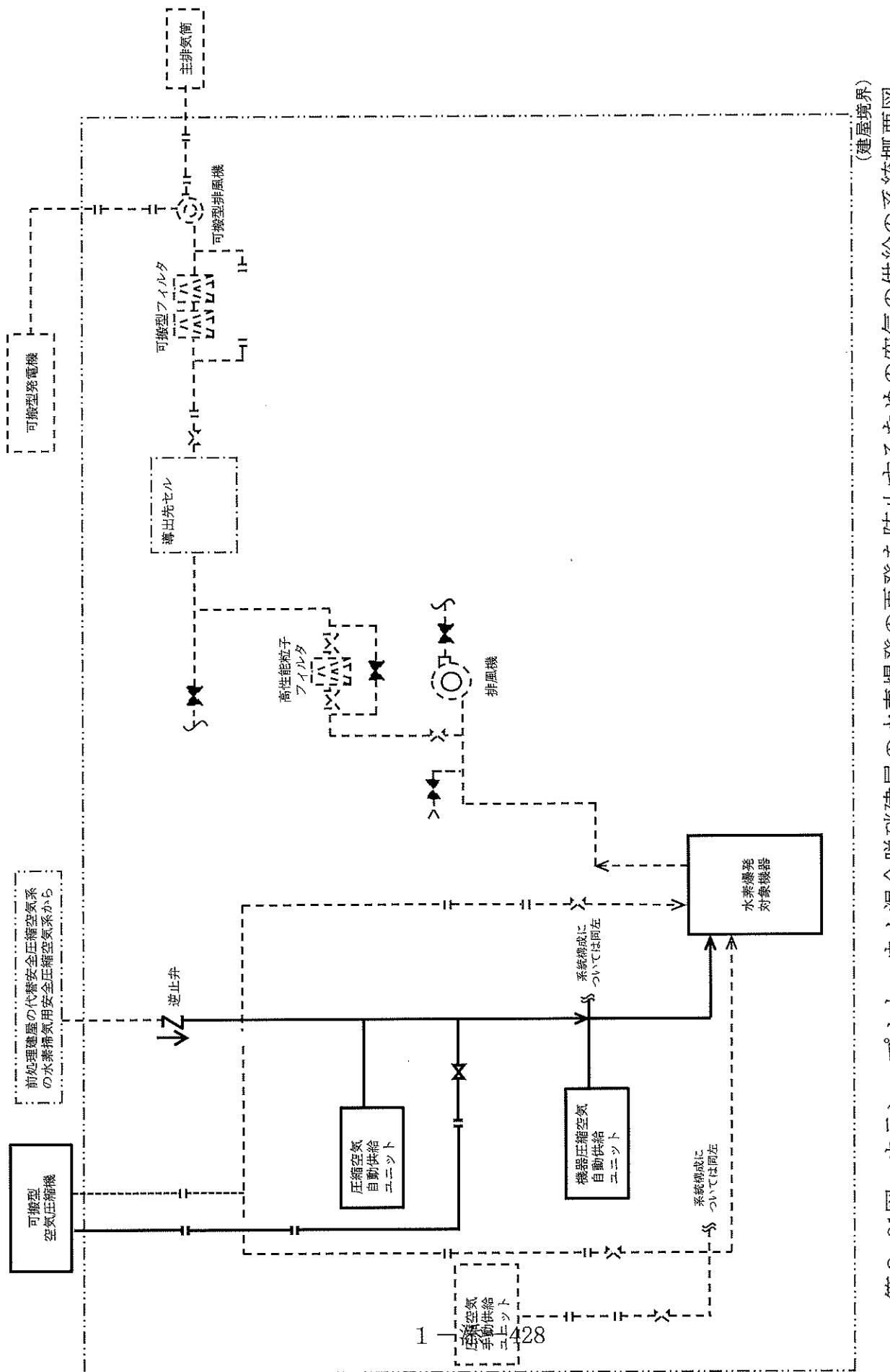


第3-18図 前処理建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図

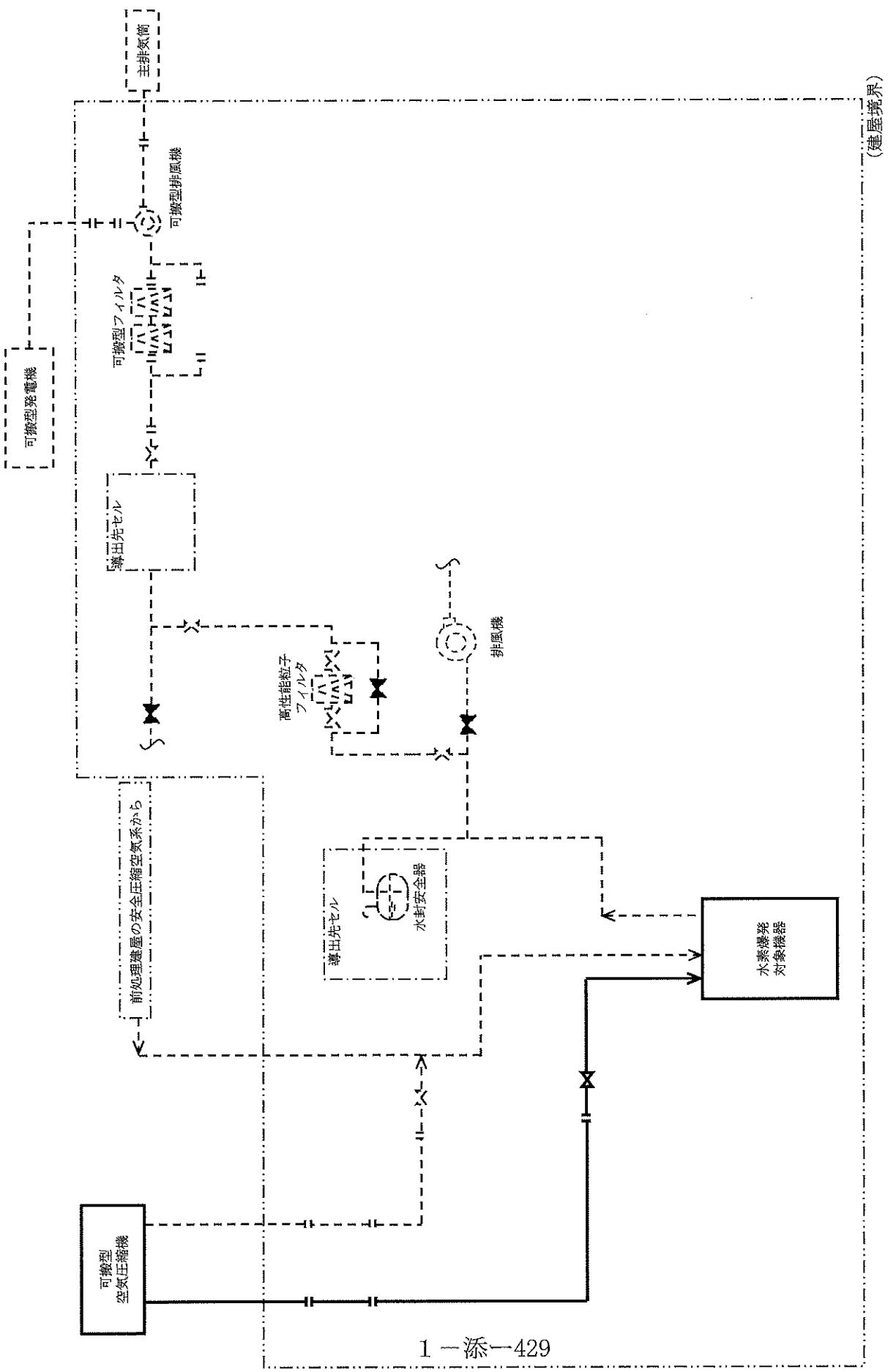


第3-20図 精製建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図





第3-21図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発の防止による空気の供給の系統概要図

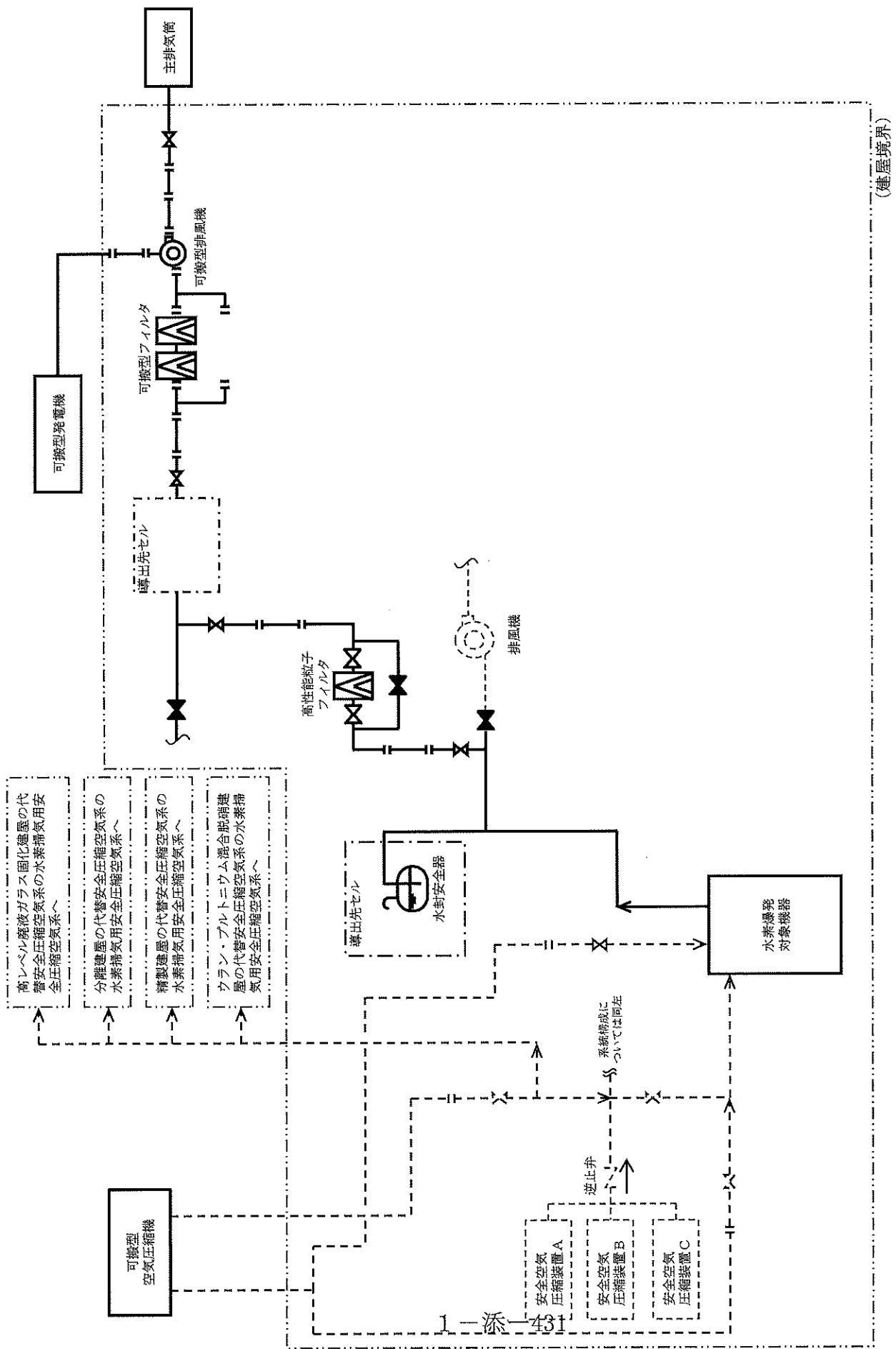


第1.3—22図 高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図

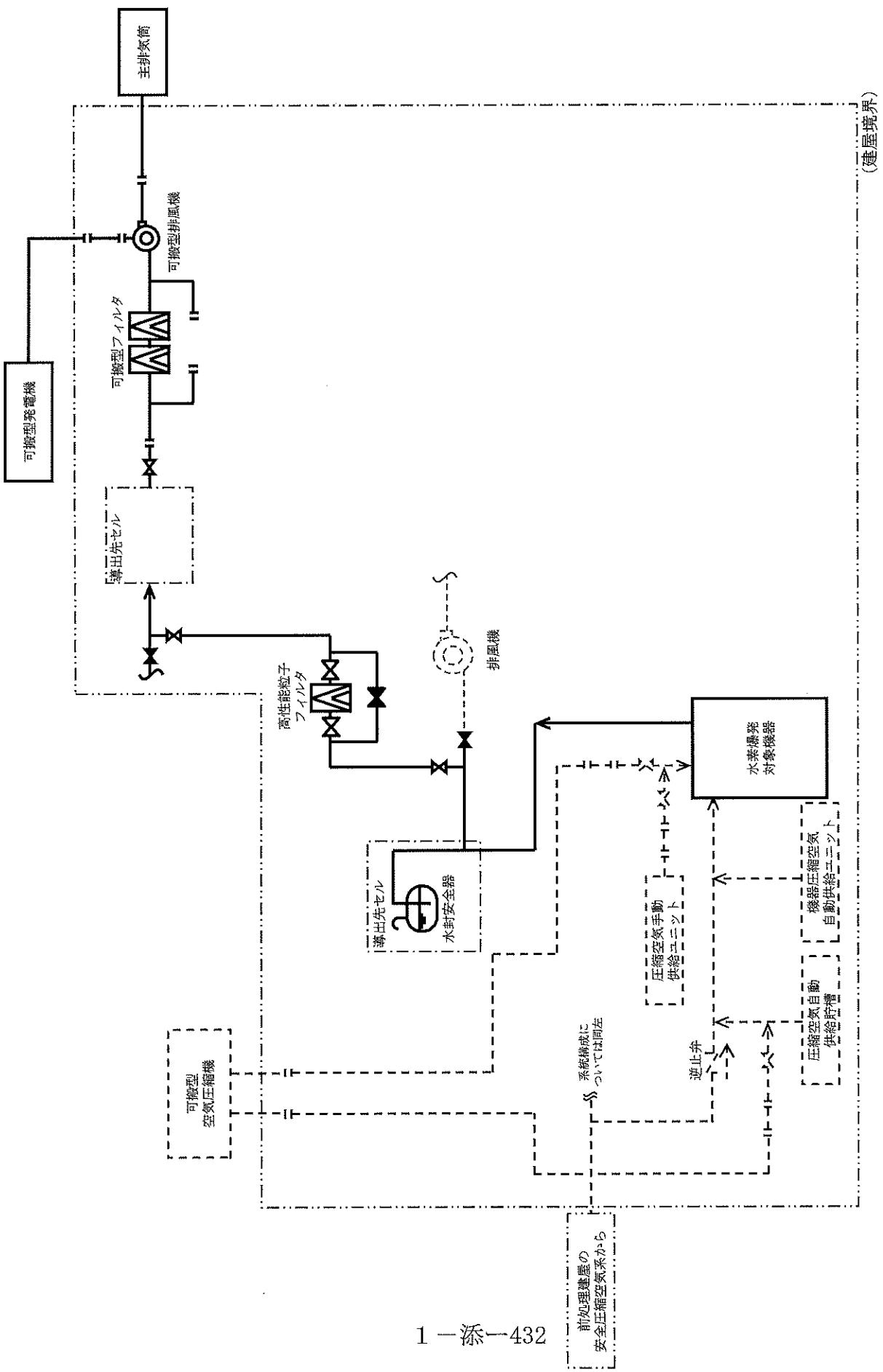
拡大防止対策に係る要員配置

*手動圧空気ユニットからの圧縮空気の供給は、永久式装置により、2名／班で、1回あたり約15分で充電している。

第3-23図 精製建屋の手動圧縮空気ユニットからの圧縮空気供給に係る作業と所要時間

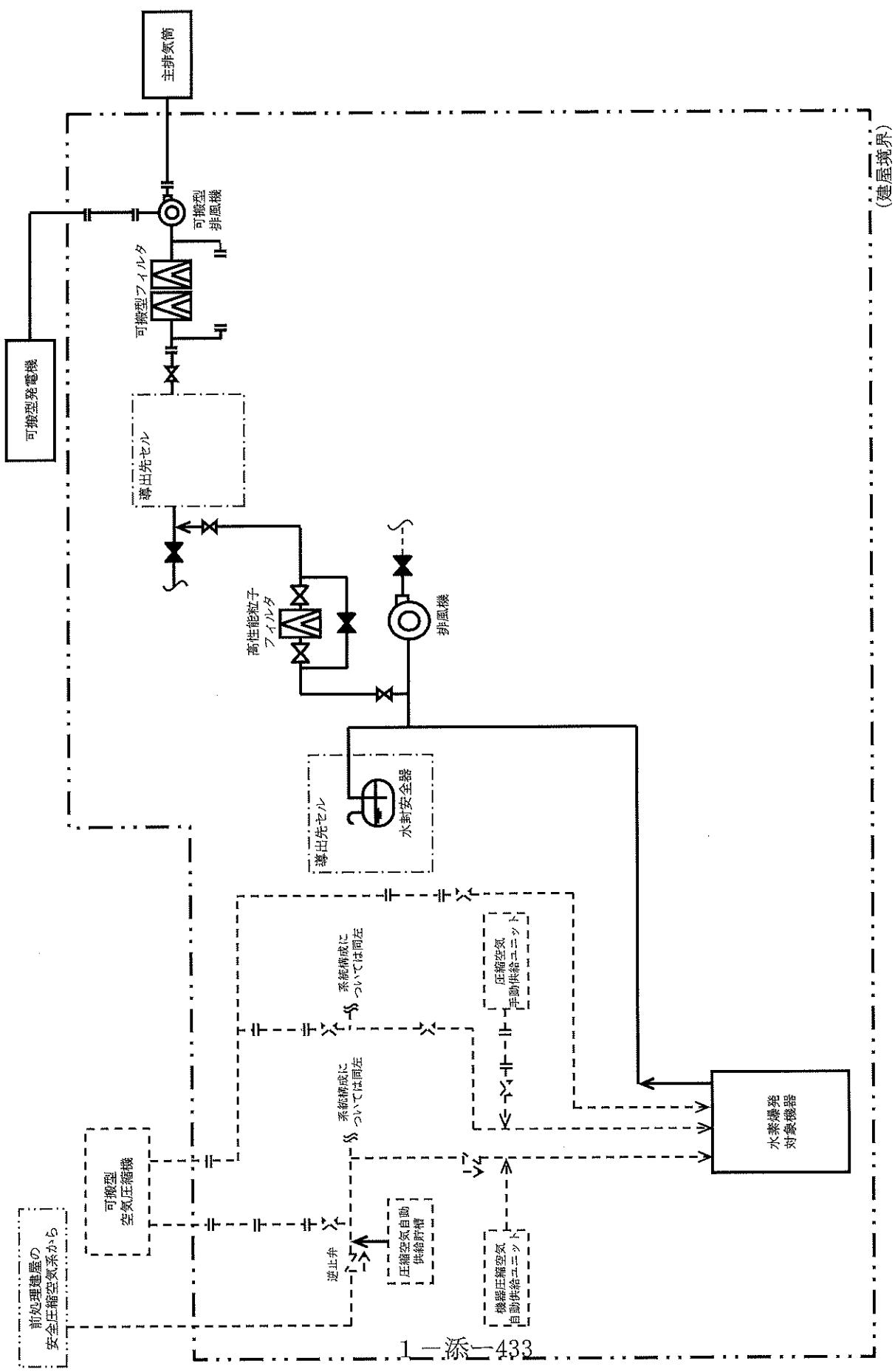


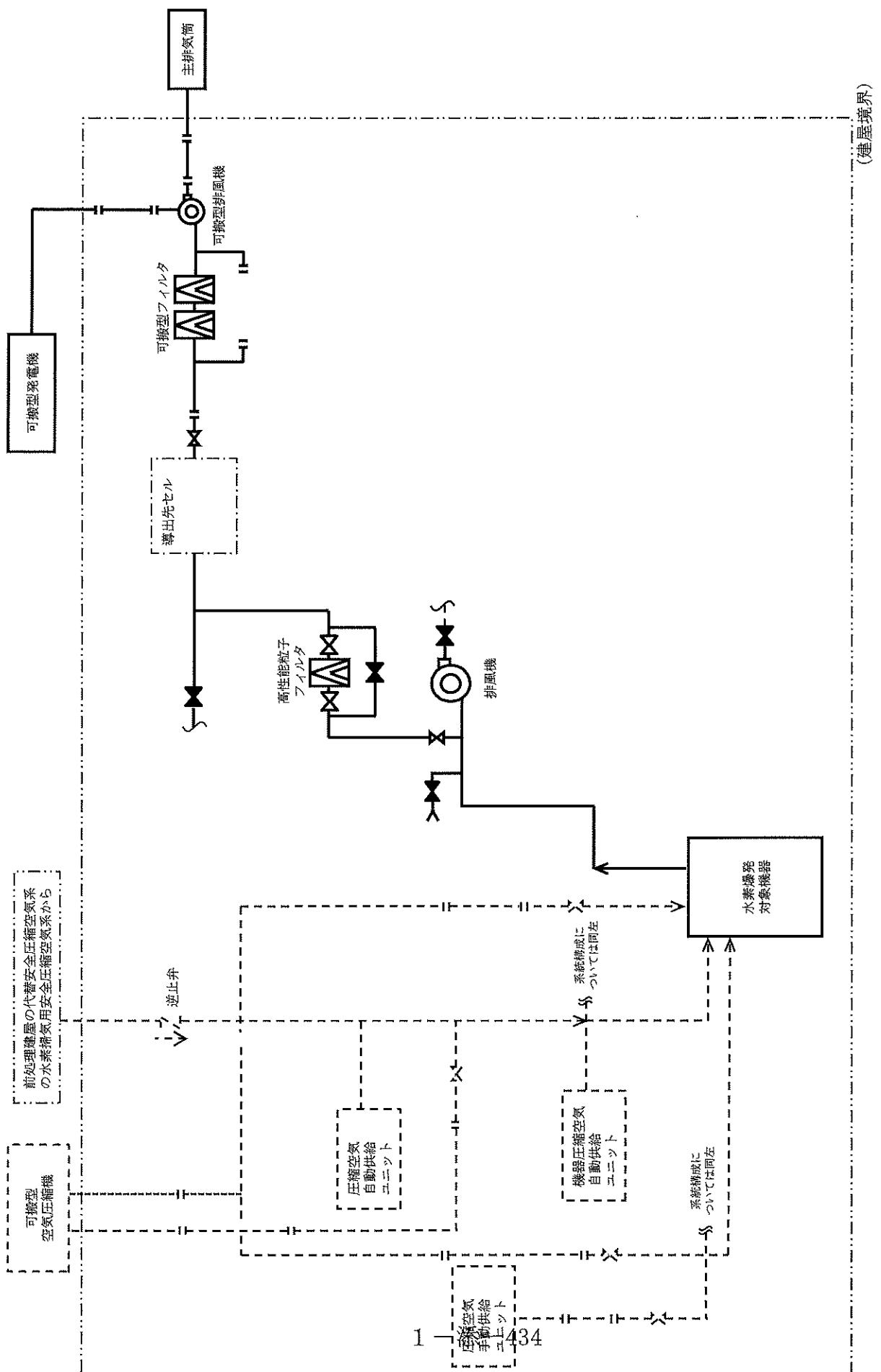
第3-24図 前処理建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系による対応の系統概要図



第3-25図 分離建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の系統概要図

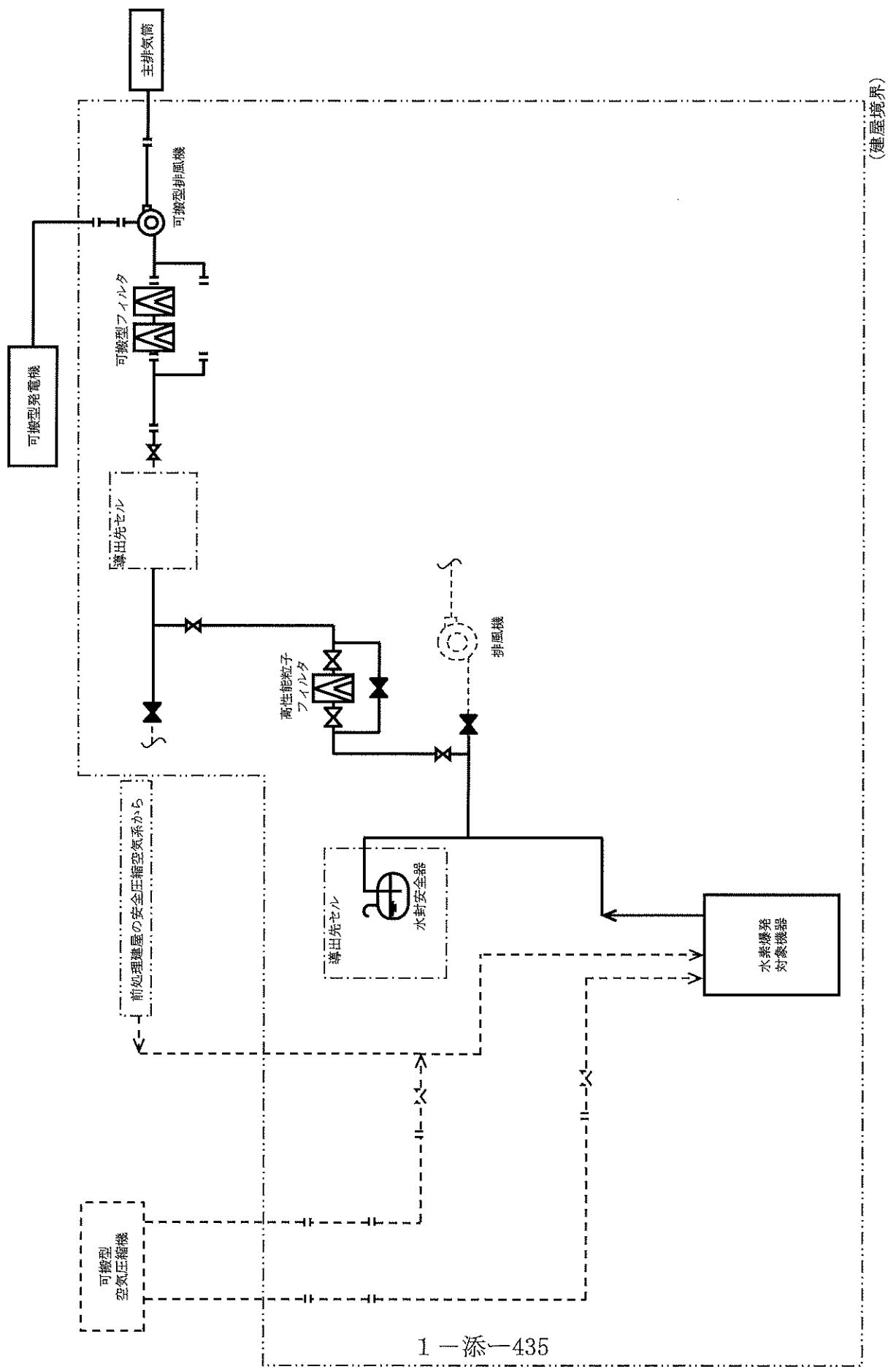
第3-26図 精製建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系による対応の系統概要図

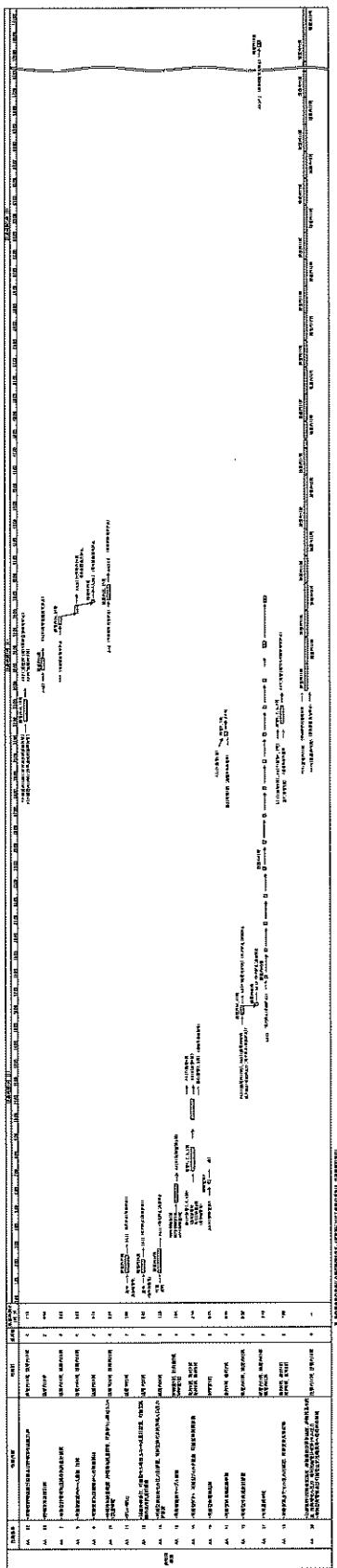




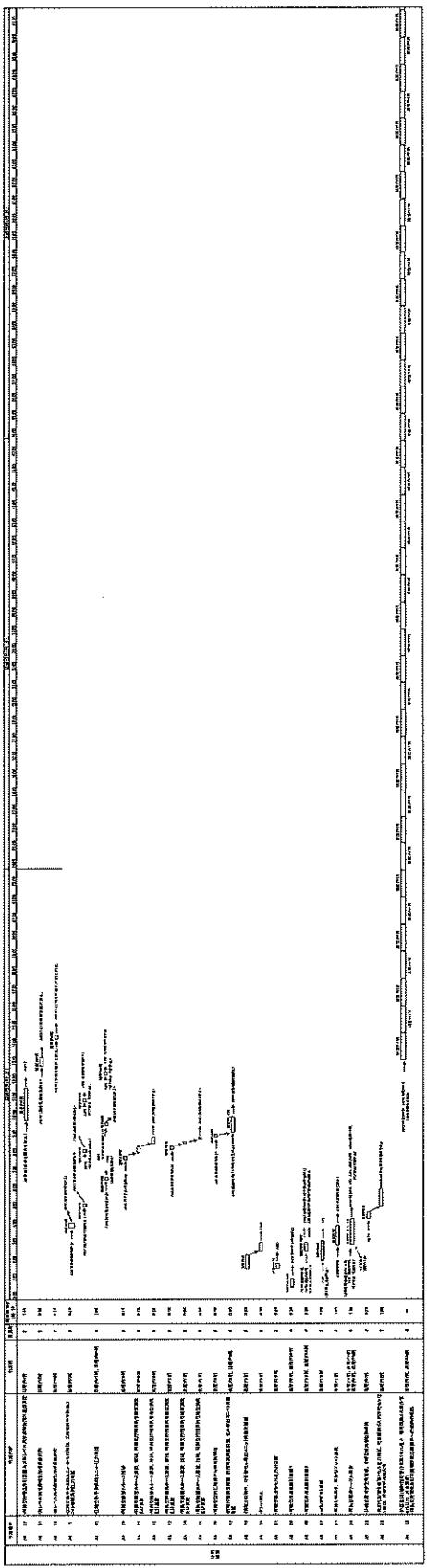
第3-27図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のセルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応の系統概要図

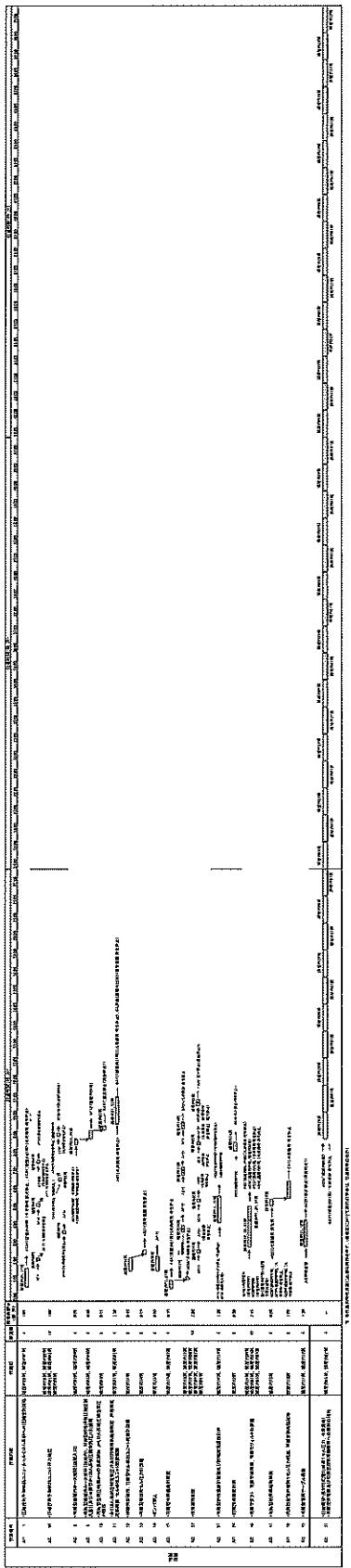
第3-28図 高レベル磨液ガラス固化建屋のセルへの導出経路の構築及び
セル排気系を代替する排気系による対応の系統概要図

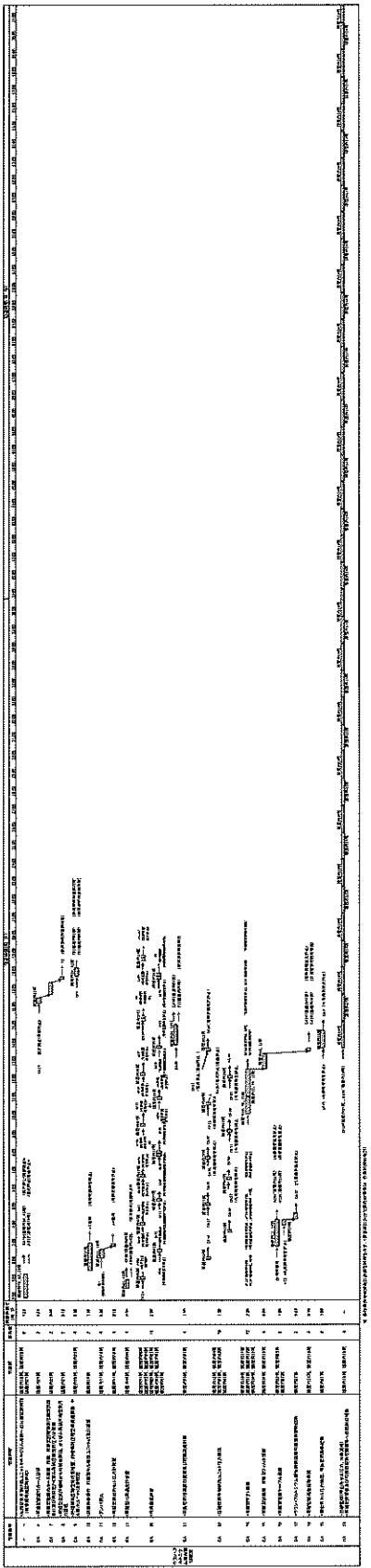




第3-23図 水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(2/5)







第3-23図 水溶性薬剤の拡散防止対策の作業と所要時間(4/5)

第3-23回 水素爆弾の拡大防衛対策の作業と所要時間(5/5)

4. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等

【要求事項】

再処理事業者において、セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設において、再処理規則第1条の3第4号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

- 一 火災又は爆発の発生（リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するために必要な手順等
- 二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な手順等
- 三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な手順等及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な手順等
- 四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な手順等

【解釈】

- 1 第1号に規定する「火災又は爆発の発生（リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するための手順等」とは、例えば、設計基準の要求により措置した設備とは異なる溶液の回収・移送設備及びセル内注水設備を作動させるための手順等をいう。
- 2 第2号に規定する「火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発

を収束させるために必要な手順等」とは、例えば、設計基準の要求により措置した設備とは異なる消火設備や窒息消火設備（ダンパ等の閉止）、漏えいした溶液の冷却設備及びセル内注水設備を作動させるための手順等をいう。

- 3 第3号に規定する「火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な手順等及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な手順等」とは、例えば、換気系統（機器及びセル）の流路を閉止するための閉止弁、密閉式ダンパ、セル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するための設備を作動させるための手順等をいう。
- 4 第4号に規定する「火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な手順等」とは、例えば、セル換気系統の有する機能及び性能のうち、事故に対応するために必要なものを代替する設備を作動させるための手順等をいう。
- 5 上記1から4までの手順等には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための手順等を含む。

TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に対して、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び貯留設備による放射性物質の貯留のための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

TBP等の錯体の急激な分解反応は、プルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶において発生することを想定している。

プルトニウム精製設備では、プルトニウム濃縮缶を加熱する設備に熱的制限値を設定するとともに、熱的制限値に至ることで加熱を停止するための設備を有する設計としている。また、プルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶供給槽からプルトニウム濃縮缶へ供給する供給液にはTBPが混入しないよう、供給液からTBPを除去する設計とすることにより、プルトニウム濃縮缶におけるTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を防止する設計としている。

これらの対処を行うために、安全機能を有する施設が有する機能、相互関係を明確にした分析（以下④では「フォールトツリー分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第4-1図）。

選定した重大事故等対処設備により、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下④では「審査基準」という。）だけでなく、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第三十七条及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」第三十一条（以下④では「基準規則」という。）の要求事項を満足する設備が網羅されていることを確認する。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

フォールトツリー分析の結果、希釀剤流量制御の異常に伴う希釀剤の供給停止により、TBPの除去機能が損なわれ、プルトニウム濃縮缶へ供給液を供給する貯槽下部から供給液が抜き出されない場合には、TBPを含有する硝酸プルトニウム溶液がプルトニウム濃縮缶に供給される。

また、プルトニウム濃縮缶の加熱蒸気圧力制御の異常並びに一次蒸気及び加熱蒸気を停止する機能の喪失が発生した場合には、加熱蒸気温度が平常運転時よりも高い状態で加熱が継続する。

これらが併発することに加えて、人為的な過失の重畳により、硝酸プルトニウム溶液が過濃縮され、沸点が上昇することでTBP等の錯体の急激な分解反応の発生した場合においても対処が可能となるよう重大事故等対処設備を選定する。

安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段、審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備を以下に示す。

また、対応に使用する重大事故等対処設備と整備する手順の関係を第4-1表に整理する。

(i) TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手段及び設備

1) プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止

第4-1図に示す設備の異常、機能喪失及び運転員の対応失敗により、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合には、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するため、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止する手段がある。

具体的には、プルトニウム濃縮缶液相部温度計、プルトニウム濃縮缶圧力計及びプルトニウム濃縮缶気相部温度計のうち、2台以上の検出器においてプルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応を検知し、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定した場合に、自動でプルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止する。

また、計測制御系統施設の緊急停止系を用いてプルトニウム濃縮缶への供給液の供給を手動で停止する手段がある。

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止した後、プルトニウム濃縮缶供給槽液位計により、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止の成否を確認する手段がある。

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する設備は以下のとおり。(第4-2表)

プルトニウム精製設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・プルトニウム濃縮缶
- ・プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン

計測制御系統施設

- ・緊急停止系（精製施設用、電路含む）

制御室

- ・緊急停止操作スイッチ（精製施設用、電路含む）

2) プルトニウム濃縮缶の加熱の停止

第4-1図に示す設備の異常、機能喪失及び運転員の対応失敗により、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合には、TBP

P等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するため、プルトニウム濃縮缶の加熱を停止する手段がある。

具体的には、プルトニウム濃縮缶液相部温度計、プルトニウム濃縮缶圧力計及びプルトニウム濃縮缶気相部温度計のうち、2台以上の検出器においてプルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応を検知し、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定した場合に、蒸気発生器へ一次蒸気を供給する系統の手動弁を閉止することで、プルトニウム濃縮缶の加熱を手動で停止する手段がある。

プルトニウム濃縮缶の加熱を停止した後、プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計により、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止の成否を確認する手段がある。

プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備は以下のとおり。

(第4-2表)

プルトニウム精製設備

- ・プルトニウム濃縮缶（設計基準対象の施設と兼用）
- ・蒸気発生器へ一次蒸気を供給する系統の手動弁

3) 貯留設備による放射性物質の貯留

第4-1図に示す設備の異常、機能喪失及び運転員の対応失敗により、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合には、大気中への放射性物質の放出量を低減する手段がある。

具体的には、廃ガス処理設備の流路を自動で遮断するとともに、廃ガス貯留槽への排気経路を確立し、TBP等の錯体の急激な分解

反応に伴い気相中に移行する放射性物質を含む気体を廃ガス貯留槽へ導出する。

廃ガス貯留槽への放射性物質を含む気体の導出完了後、廃ガス処理設備の隔離弁の開及び廃ガス処理設備の排風機の再起動により、平常運転時の排気経路に復旧し、廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタを用いて大気中への放射性物質の放出量を低減する手段がある。

廃ガス貯留槽への放射性物質を含む気体の導出は、貯留設備の圧力計及び流量計により、貯留設備による放射性物質の貯留の成否を確認する手段がある。

TBP等の錯体の急激な分解反応の発生によって、廃ガス処理設備の廃ガススポットからセルへ導出される放射性物質については、精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットを用いて大気中への放射性物質の放出量を低減する手段がある。

貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備は以下のとおり。

(第4-2表)

制御室（設計基準対象の施設と兼用）

- ・監視制御盤（精製施設用）
- ・安全系監視制御盤（精製施設用）

廃ガス処理設備

- ・高性能粒子フィルタ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・排風機（設計基準対象の施設と兼用）
- ・隔離弁（設計基準対象の施設と兼用）
- ・廃ガススポット（設計基準対象の施設と兼用）

- ・主配管・弁（設計基準対象の施設と兼用）

- ・貯留設備の隔離弁

- ・貯留設備の空気圧縮機

- ・貯留設備の逆止弁

- ・貯留設備の廃ガス貯留槽

- ・貯留設備配管・弁

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・主配管

高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備高レベル濃縮廃液廃ガス処理系（設計基準対象の施設と兼用）

- ・主配管

精製建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ダクト・ダンパ

- ・グローブボックス・セル排風機

- ・セル排気フィルタユニット

低レベル廃液処理設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・第1低レベル廃液処理系

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ダクト・ダンパ

主排気筒（設計基準対象の施設と兼用）

④ 重大事故等対処設備

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する設備のうち，

計測制御系統施設の緊急停止系及び制御室の緊急停止操作スイッチを常設重大事故等対処設備として設置する。また、プルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶及びプルトニウム濃縮缶供給槽ゲートンを常設重大事故等対処設備として位置付ける。

プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備のうち、プルトニウム精製設備の蒸気発生器へ一次蒸気を供給する系統の手動弁を設置する。また、プルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則にて要求される設備が全て網羅されている。

以上の常設重大事故等対処設備により、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発を防止することができる。

貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備のうち、貯留設備の隔離弁、貯留設備の空気圧縮機、貯留設備の逆止弁、貯留設備の廃ガス貯留槽及び貯留設備配管・弁を常設重大事故等対処設備として設置する。

また、制御室の監視制御盤（精製施設用）、制御室の安全系監視制御盤（精製施設用）、廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ、廃ガス処理設備の排風機、廃ガス処理設備の隔離弁、廃ガス処理設備の廃ガスピット、廃ガス処理設備の主配管・弁、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主配管、高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の主配管、精製建屋換気設備のダクト・ダンパ、精製建屋換気設備のグローブボックス・セル排風機、精製建屋換気設備のセル排気フ

イルタユニット、低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備、主排気筒を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則にて要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、貯留設備による放射性物質の貯留を行うことができる。

(ii) 電源、空気、冷却水及び監視

- 1) 電源、空気、冷却水及び監視
- 2) 電源

TBP等の錯体の急激な分解反応は、内的事象の多重故障及び人為的な過失の重畳を起因として発生するため、外部電源の喪失では異常が進展せずTBP等の錯体の急激な分解反応が発生しないことから、事故発生の起因との関連で、外部電源の喪失は想定しない。

したがって、TBP等の錯体の急激な分解反応への対策においては設計基準対象の施設の電気設備を常設重大事故等対処設備として使用する。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

電源設備（第42条 電源設備）

受電開閉設備・受電変圧器

- ・受電開閉設備
- ・受電変圧器

所内高压系統

- ・ 6.9 kV 非常用主母線
- ・ 6.9 kV 運転予備用主母線
- ・ 6.9 kV 常用主母線
- ・ 6.9 kV 非常用母線
- ・ 6.9 kV 運転予備用母線
- ・ 6.9 kV 常用母線

所内低压系統

- ・ 460V 非常用母線
- ・ 460V 運転予備用母線

直流電源設備

- ・ 第1 非常用直流電源設備
- ・ 第2 非常用直流電源設備
- ・ 常用直流電源設備

計測制御用交流電源設備

- ・ 計測制御用交流電源設備

b) 空気

TBP等の錯体の急激な分解反応は、内的事象の多重故障及び人為的な過失の重畳を起因として発生するため、圧縮空気設備の機能喪失では異常が進展せずTBP等の錯体の急激な分解反応が発生しないことから、事故発生の起因との関連で、圧縮空気設備の機能喪失は想定しない。したがって、TBP等の錯体の急激な分解反応への対策においては設計基準対象の施設の圧縮空気設備を常設重大事故等対処設備として使用する。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

圧縮空気設備

- ・一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）

c) 冷却水

TBP等の錯体の急激な分解反応は、内的事象の多重故障及び人為的な過失の重畳を起因として発生するため、冷却水設備の機能喪失では異常が進展せずTBP等の錯体の急激な分解反応が発生しないことから、事故発生の起因との関連で、冷却水設備の機能喪失は想定しない。したがって、TBP等の錯体の急激な分解反応への対策においては設計基準対象の施設の冷却水設備を常設重大事故等対処設備として使用する。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

冷却水設備

- ・一般冷却水系（設計基準対象の施設と兼用）

d) 監視

TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大を防止する際には、対策の成否を判断するためにプルトニウム濃縮缶供給槽液位等を監視する手段がある。また、対処中の設備の状態を監視するための手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

制御室

- ・監視制御盤（精製施設用）
- ・安全系監視制御盤（精製施設用）

計測制御系統施設（第43条 計装設備）

- ・廃ガス洗浄塔入口圧力計
- ・プルトニウム濃縮缶供給槽液位計
- ・プルトニウム濃縮缶圧力計
- ・プルトニウム濃縮缶気相部温度計
- ・プルトニウム濃縮缶液相部温度計
- ・プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計
- ・供給槽ゲデオン流量計
- ・貯留設備の圧力計
- ・貯留設備の流量計

放射線監視設備（第45条 監視測定設備）

- ・主排気筒の排気モニタリング設備
- ・環境モニタリング設備

試料分析関係設備（第45条 監視測定設備）

- ・放出管理分析設備
- ・環境試料測定設備

環境管理設備（第45条 監視測定設備）

- ・放射能観測車
- ・気象観測設備

2) 重大事故等対処設備

監視に使用する設備のうち、TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止に必要な計測制御系統施設の貯留設備の圧力計及び貯留設備の流量計を常設重大事故等対処設備として設置する。また、貯留設備の圧力計及び貯留設備の流量計を除く計測制御系統施設、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則にて要求される設備が全て網羅されている。

(iii) 手順等

「TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故時における実施組織要員による一連の対応として「重大事故等発生時対応手順書」に定める（第4-1表）。

また、重大事故時に監視が必要となる計器についても整備する（第4-3表）。

b. 重大事故時の手順

(a) TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順

i. プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止

TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に、TBP等の錯体の急激な分解反応を検知し、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を自動で停止する。また、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生を検知し、計測制御系統施設の緊急停止系を作動させることにより、プ

ルトニウム濃縮缶への供給液の供給を手動で停止する。

これらの対応により、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発を防止する。

(i) 手順着手の判断基準

TBP等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定し、警報が発報した場合。

(ii) 操作手順

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止の手順の概要は以下のとおり。

計測制御系統施設の緊急停止系を用いたプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止操作は、自動で停止する移送機器と同一の移送機器を停止させることから悪影響を及ぼさない。

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止の成否は、プルトニウム濃縮缶供給槽液位が一定となっていることにより判断する。

手順の対応フローを第4-2図、概要図を第4-3図、タイムチャートを第4-4図に示す。

対処における各対策の判断方法と判断基準を第4-4表に示す。

- ① 実施責任者は、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生による警報を確認した場合に、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生を判断し、建屋対策班長に計測制御系統施設の緊急停止系の作動を指示する。また、実施組織要員にプルトニウム濃縮缶供給槽液位、プルトニウム濃縮缶圧力、プルトニウム濃縮缶気相部温度及びP

プルトニウム濃縮缶液相部温度の指示値の確認を指示する。

- ② 建屋対策班長は、中央制御室の緊急停止操作スイッチを押下し、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止する。
- ③ 建屋対策班長は、計測制御系統施設の緊急停止系が作動したこと、緊急停止操作スイッチの状態表示ランプの点灯により確認し、実施責任者に報告する。
- ④ 実施組織要員は、中央制御室の監視制御盤においてプルトニウム濃縮缶供給槽液位、プルトニウム濃縮缶圧力、プルトニウム濃縮缶気相部温度及びプルトニウム濃縮缶液相部温度の指示値を確認し、実施責任者に確認結果を報告する。
- ⑤ 実施責任者は、プルトニウム濃縮缶供給槽液位の指示値が一定となっていることにより、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給が停止したと判断する。
- ⑥ 上記の手順に加え、実施責任者は、第4-5表に示す補助パラメータにより、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した機器の状態等を確認する。

(iii) 操作の成立性

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止の操作は、実施責任者1人、建屋対策班長1人及び建屋内の実施組織要員2人の合計4人体制にて実施した場合、計測制御系統施設の緊急停止系の作動による手動停止は、TBP等の錯体の急激な分解反応の判定後、1分以内に実施可能である。また、供給液の供給停止後に実施する供給停止の判断は、プルトニウム濃縮缶供給槽液位計の確認により、20分以内に実施する。

重大事故の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

ii. プルトニウム濃縮缶の加熱の停止

TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に、TBP等の錯体の急激な分解反応を検知し、プルトニウム濃縮缶を加熱するための蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止し、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発を防止する。

(i) 手順着手の判断基準

TBP等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定し、警報が発報した場合。

(ii) 操作手順

プルトニウム濃縮缶の加熱の停止手順の概要は以下のとおり。プルトニウム濃縮缶の加熱の停止の成否は、プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度がTBP等の錯体の急激な分解反応が発生する温度未満となることにより判断する。

手順の対応フローを第4-2図、概要図を第4-5図、タイムチャートを第4-4図に示す。

対処における各対策の判断方法と判断基準を第4-4表に示す。

- ① 実施責任者は、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生による警報を確認した場合に、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生を判断し、実施組織要員に蒸気発生器へ一次蒸気を供給する系統の手動弁を閉止及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計、プルトニウム濃縮缶液相部温度、プルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶気相部温度の確認を指示する。
- ② 実施組織要員は、精製建屋において蒸気発生器へ一次蒸気を供給する系統の手動弁を閉止し、実施責任者に報告する。
- ③ 実施組織要員は、中央制御室の監視制御盤においてプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計、プルトニウム濃縮缶液相部温度、プルトニウム濃縮缶圧力及びプルトニウム濃縮缶気相部温度の指示値を確認し、実施責任者に確認結果を報告する。
- ④ 実施責任者は、プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計の指示値がTBP等の錯体の急激な分解反応が発生する温度未満となったことにより、プルトニウム濃縮缶の加熱が停止したと判断する。
- ⑤ 上記の手順に加え、実施責任者は、第4-5表に示す補助パラメータにより、TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した機器の状態等を確認する。

(iii) 操作の成立性

プルトニウム濃縮缶の加熱の停止の操作は、実施責任者1人、建屋対策班長1人及び建屋内の実施組織要員4人の合計6人体制にて実施した場合、作業開始の判断から50分以内に実施可能である。

重大事故の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

iii. 貯留設備による放射性物質の貯留

TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合には、自動でTBP等の錯体の急激な分解反応が発生した機器に接続する廃ガス処理設備の流路を遮断するため、廃ガス処理設備の隔離弁が自動で閉止するとともに、廃ガス処理設備の排風機が自動で停止する。

また、貯留設備の隔離弁が自動で開になるとともに、空気圧縮機が自動で起動する。

これらにより、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として1分以内に廃ガス貯留槽への放射性物質を含む気体の導出を開始する。

放射性物質を含む気体の導出は、廃ガス貯留槽内の圧力が貯留設備の空気圧縮機の吐出圧相当である 0.7MPa に至ることで完了と判断する。

廃ガス貯留槽への導出完了後、排気経路を貯留設備から平常運転時の廃ガス処理設備に切り替えるため、廃ガス処理設備の隔離弁を開とし、廃ガス処理設備の排風機を再起動する。その後、貯留設備の隔離

弁を閉止し、貯留設備の空気圧縮機を停止する。

貯留設備は、廃ガス処理設備内の空気を約2時間にわたって貯留できる設計としている。想定する廃ガス貯留槽の圧力の変化トレンドを第4-6図に示す。

(i) 手順着手の判断基準

TBP等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定し、警報が発報した場合。

(ii) 操作手順

貯留設備による放射性物質の貯留手順の概要は以下のとおり。貯留設備による放射性物質の貯留の成否は、貯留設備の圧力の上昇により判断する。

手順の対応フローを第4-2図、概要図を第4-7図、タイムチャートを第4-8図に示す。

対処における各対策の判断方法と判断基準を第4-4表に示す。

① 実施責任者は、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生による警報を確認した場合に、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生を判断し、実施組織要員に貯留設備への系統の切替えが自動で行われ、貯留設備による放射性物質の貯留が実施されていることを確認するよう指示する。また、主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況を監視するよう指示する。

② 実施組織要員は、中央制御室の監視制御盤において廃ガス処理設

備の隔離弁が閉止したことを確認するとともに、安全系監視制御盤において、廃ガス処理設備の排風機が停止したことを確認する。

また、監視制御盤において貯留設備の隔離弁が開となり、空気圧縮機が起動していることを確認する。

- ③ 実施組織要員は、中央制御室の監視制御盤において廃ガス貯留槽への導出が開始されたことを廃ガス貯留槽の圧力指示値の上昇及び廃ガス貯留槽への流量指示値の上昇により確認し、実施責任者に確認結果を報告する。
- ④ 実施組織要員は、中央制御室の監視制御盤において廃ガス洗浄塔入口圧力の指示値により、廃ガス処理設備の系統内の圧力が負圧に維持され、貯留設備による圧力制御が機能していることを確認する。
- ⑤ 実施組織要員は、主排気筒の排気モニタリング設備により、主排気筒から大気中への放射性物質の放出状況を監視する。
- ⑥ 実施責任者は、廃ガス貯留槽の圧力が 0.7 MPa に至ることで導出の完了を判断し、実施組織要員に廃ガス処理設備への排気経路の切替えを指示する。
- ⑦ 実施組織要員は、中央制御室の監視制御盤において、廃ガス処理設備の隔離弁を開とし、安全系監視制御盤において廃ガス処理設備の排風機を起動する。また、廃ガス貯留槽の隔離弁を閉止し、空気圧縮機を停止する。
- ⑧ 実施組織要員は、排気経路が平常運転時の廃ガス処理設備に切り替わったことを実施責任者に報告する。
- ⑨ 上記の手順に加え、実施責任者は、第 4-5 表に示す補助パラメータにより、TBP 等の錯体の急激な分解反応が発生した機器の

状態等を確認する。

(iii) 操作の成立性

貯留設備による放射性物質の貯留の操作は、実施責任者1人、建屋対策班長1人及び建屋内の実施組織要員4人の合計6人体制にて実施した場合、導出の完了確認から排気経路の切替え完了まで8分以内で実施可能である。

重大事故の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

iv. 重大事故時の対応手段の選択

重大事故時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第4-9図に示す。

TBP等の錯体の急激な分解反応が発生した場合には、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止の手順、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止の手順及び貯留設備による放射性物質の貯留の手順を並行して実施する。

これにより、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発を速やかに防止するとともに、TBP等の錯体の急激な分解反応の発生に伴い気相

中に移行する放射性物質を含む気体を廃ガス貯留槽へ導出することにより、大気中への放射性物質の放出量を低減する。

上記の手順の実施において、計装設備を用いて監視するパラメータを第4-3表に示す。また、この監視パラメータのうち、機器等の状態を直接監視する重要監視パラメータの計測が困難となった場合は、第4-6表に示す重要代替監視パラメータを用いて換算等による推定を行い、対応手順の選択を行う。

また、全交流電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処においては、「(8) 電源の確保に関する手順」、「(9) 事故時の計装に関する手順等」及び「(11) 監視測定等に関する手順等」に記載する設計基準対象の施設の電源設備、計測制御設備及び放射線監視設備をそれぞれ用いる。

(b) その他の手順項目について考慮する手順

プルトニウム濃縮缶供給槽の液位等の監視及び重要監視パラメータが計測不能となった場合の重要代替監視パラメータによる推定に関する手順については、「(9) 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

電源の状態監視等に関する手順については、「(8) 電源の確保に関する手順」にて整備する。

大気中への放射性物質の放出の状態監視等に係る監視測定に関する手順については、「(11) 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

第4-1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備
と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（1／5）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|----------------------------------|---|---------------------|---|--------------------------------|
| TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順 | <p>【精製建屋】</p> <p>TBP洗浄器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希釈剤流量計 <p>プルトニウム濃縮缶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加熱蒸気圧力計 ・プルトニウム濃縮缶密度制御 <p>加熱蒸気遮断弁</p> <p>一次蒸気遮断弁</p> | プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止 | <p>プルトニウム精製設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン <p>制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止操作スイッチ（精製施設用、電路含む） ・監視制御盤（精製施設用）（設計基準対象の施設と兼用） <p>計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止系（精製施設用、電路含む） ・プルトニウム濃縮缶供給槽液位計（設計基準対象の施設と兼用） ・プルトニウム濃縮缶圧力計（設計基準対象の施設と兼用） ・プルトニウム濃縮缶気相部温度計（設計基準対象の施設と兼用） ・プルトニウム濃縮缶液相部温度計（設計基準対象の施設と兼用） ・供給槽ゲデオン流量計（設計基準対象の施設と兼用） <p>一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備 ・受電変圧器 <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線 <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 ・計測制御用交流電源設備 | 重大事故等対処設備 ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |

第4-1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備
と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（2／5）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|--|--|-----------------|---|------------------------------------|
| T B P等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順 | <p>【精製建屋】</p> <p>T B P洗浄器 ・希釈剤流量計</p> <p>プルトニウム濃縮缶 ・加熱蒸気圧力計 ・プルトニウム濃縮缶密度制御</p> <p>加熱蒸気遮断弁</p> <p>一次蒸気遮断弁</p> | プルトニウム濃縮缶の加熱の停止 | <p>プルトニウム精製設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム濃縮缶（設計基準対象の施設と兼用） ・蒸気発生器へ一次蒸気を供給する系統の手動弁 <p>制御室（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視制御盤（精製施設用） ・安全系監視制御盤（精製施設用） <p>計測制御系統施設（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム濃縮缶圧力計 ・プルトニウム濃縮缶気相部温度計 ・プルトニウム濃縮缶液相部温度計 ・プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計 <p>一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備 ・受電変圧器 <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線 <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 <p>計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測制御用交流電源設備 | 重大事故等対処設備 ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |

第4-1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備
と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（3／5）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|----------------------------------|---|----------------------|---|--------------------------------|
| TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順 | <p>【精製建屋】 TBP洗浄器 ・希釈剤流量計</p> <p>プルトニウム濃縮缶 ・加熱蒸気圧力計 ・プルトニウム濃縮缶密度制御</p> <p>加熱蒸気遮断弁</p> <p>一次蒸気遮断弁</p> | 貯留設備による放射性物質の貯留（1／3） | <p>塔槽類廃ガス処理設備 ・高性能粒子フィルタ（設計基準対象の施設と兼用） ・排風機（設計基準対象の施設と兼用） ・隔離弁（設計基準対象の施設と兼用） ・廃ガスポート（設計基準対象の施設と兼用） ・主配管・弁（設計基準対象の施設と兼用） ・貯留設備の隔離弁 ・貯留設備の空気圧縮機 ・貯留設備の逆止弁 ・貯留設備の廃ガス貯留槽 ・貯留設備配管・弁 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設と兼用） ・主配管 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系（設計基準対象の施設と兼用） ・主配管 制御室（設計基準対象の施設と兼用） ・監視制御盤（精製施設用） ・安全系監視制御盤（精製建屋）</p> | 重大事故等対処設備 ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |

第4-1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備
と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（4／5）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 | |
|--|--|----------------------|--|-----------|-------------------|
| T B P等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順 | <p>【精製建屋】</p> <p>T B P洗浄器 ・希釈剤流量計</p> <p>プルトニウム濃縮缶 ・加熱蒸気圧力計 ・プルトニウム濃縮缶密度制御</p> <p>加熱蒸気遮断弁</p> <p>一次蒸気遮断弁</p> | 貯留設備による放射性物質の貯留（2／3） | <p>計測制御系統施設（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃ガス洗浄塔入口圧力計（設計基準対象の施設と兼用） ・プルトニウム濃縮缶圧力計（設計基準対象の施設と兼用） ・プルトニウム濃縮缶気相部温度計（設計基準対象の施設と兼用） ・プルトニウム濃縮缶液相部温度計（設計基準対象の施設と兼用） ・貯留設備の圧力計 ・貯留設備の流量計 <p>冷却水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般冷却水系（設計基準対象の施設と兼用） <p>圧縮空気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般圧縮空気系 ・安全圧縮空気系 <p>低レベル廃液処理設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1低レベル廃液処理系 <p>受電開閉設備・受電変圧器（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備 ・受電変圧器 <p>所内高圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV常用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線 ・6.9kV常用母線 | 重大事故等対処設備 | ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |

第4-1表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備
と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧（5／5）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|--|--|----------------------|--|--------------------------------|
| T B P等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順 | <p>【精製建屋】</p> <p>T B P洗浄器 ・希釈剤流量計</p> <p>プルトニウム濃縮缶 ・加熱蒸気圧力計 ・プルトニウム濃縮缶密度制御</p> <p>加熱蒸気遮断弁</p> <p>一次蒸気遮断弁</p> | 貯留設備による放射性物質の貯留（3／3） | <p>所内低圧系統（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 <p>直流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1非常用直流電源設備 ・第2非常用直流電源設備 ・常用直流電源設備 <p>計測制御用交流電源設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備の計測制御用交流電源設備 <p>精製建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト・ダンパ ・グローブボックス・セル排風機 ・セル排気フィルタユニット <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト・ダンパ <p>主排気筒（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>放射線監視設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主排気筒の排気モニタリング設備 ・環境モニタリング設備 <p>試料分析関係設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放出管理分析設備 ・環境試料測定設備 <p>環境管理設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能観測車 ・気象観測設備 | 重大事故等対処設備 ・精製課重大事故等発生時対応手順書 |

第4-2表 TBP等の錯体の急激な分解反応の対処に使用する設備

| 機器グループ | 設備 | | TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置 | | |
|--------------------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| | 設備名称 | 構成する機器 | ブルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止 | ブルトニウム濃縮缶の加熱の停止 | 貯留設備による放射性物質の貯留 |
| | | | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 | 重大事故等対処設備 |
| 精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応 | 制御室 | 監視制御盤(精製施設用) | ○ | ○ | ○ |
| | | 安全系監視制御盤(精製施設用) | × | ○ | ○ |
| | | 緊急停止操作スイッチ(精製施設用、電路含む) | ○ | × | × |
| | 計測制御系統施設 | 摩ガス洗浄塔入口圧力計 | × | × | ○ |
| | | ブルトニウム濃縮缶供給槽液位計 | ○ | × | × |
| | | ブルトニウム濃縮缶圧力計 | ○ | ○ | ○ |
| | | ブルトニウム濃縮缶気相部温度計 | ○ | ○ | ○ |
| | | ブルトニウム濃縮缶液相部温度計 | ○ | ○ | ○ |
| | | ブルトニウム濃縮缶加热蒸気温度計 | × | ○ | × |
| | | 供給槽ゲデオン流量計 | ○ | × | × |
| | 電気設備の受電開閉設備 ・受電変圧器 | 緊急停止系(精製施設用、電路含む) | ○ | × | × |
| | | 貯留設備の圧力計 | × | × | ○ |
| | | 貯留設備の流量計 | × | × | ○ |
| | | 受電開閉設備 | ○ | ○ | ○ |
| | | 受電変圧器 | ○ | ○ | ○ |
| 所内高圧系統 | 6.9kV非常用主母線 | 6.9kV非常用主母線 | ○ | ○ | ○ |
| | | 6.9kV運転予備用主母線 | ○ | ○ | ○ |
| | | 6.9kV常用主母線 | × | × | ○ |
| | | 6.9kV非常用母線 | ○ | ○ | ○ |
| | | 6.9kV運転予備用母線 | ○ | ○ | ○ |
| | | 6.9kV常用母線 | × | × | ○ |
| | 所内低圧系統 | 460V非常用母線 | ○ | ○ | ○ |
| | | 460V運転予備用母線 | ○ | ○ | ○ |
| | | 第1非常用直流電源設備 | × | × | ○ |
| | | 第2非常用直流電源設備 | ○ | ○ | ○ |
| 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(ブルトニウム系) | 常用直流電源設備 計測制御用交流電源設備 | 常用直流電源設備 | ○ | ○ | ○ |
| | | 計測制御用交流電源設備 | ○ | ○ | ○ |
| | | 貯留設備の開離弁 | × | × | ○ |
| | | 貯留設備の空気圧縮機 | × | × | ○ |
| | | 貯留設備の逆止弁 | × | × | ○ |
| | | 貯留設備の摩ガス貯留槽 | × | × | ○ |
| | | 貯留設備配管・弁[流路] | × | × | ○ |
| | | 高性能粒子フィルタ | × | × | ○ |
| | | 排風機 | × | × | ○ |
| | | 隔壁弁 | × | × | ○ |
| ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類廃ガス処理設備 | 塔槽類廃ガス処理設備 | 摩ガスピット | × | × | ○ |
| | | 主配管・弁[流路] | × | × | ○ |
| | | 主配管[流路] | × | × | ○ |
| | | 主配管[流路] | × | × | ○ |
| | | ブルトニウム濃縮缶 | ○ | ○ | × |
| | | ブルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン | ○ | × | × |
| | | 蒸気発生器へ一次蒸気を供給する系統の手動弁 | × | ○ | × |
| | | 主排気筒 | × | × | ○ |
| | | 冷却水設備 | 一般冷却水系 | × | ○ |
| | | 圧縮空気設備 | 一般圧縮空気系 | × | ○ |
| 低レベル廃液処理設備 精製建屋換気設備 | 精製建屋換気設備 | 安全圧縮空気系 | × | × | ○ |
| | | 第1低レベル廃液処理系 | × | × | ○ |
| | | ダクト・ダンバ[流路] | × | × | ○ |
| | | グローブボックス・セル排風機 | × | × | ○ |
| | | セル排気フィルタユニット | × | × | ○ |
| | | ダクト・ダンバ[流路] | × | × | ○ |
| | | 主排気筒の排気モニタリング設備 | × | × | ○ |
| | | 環境モニタリング設備 | × | × | ○ |
| | | 放出管理分析設備 | × | × | ○ |
| | | 環境試料測定設備 | × | × | ○ |
| 試料分析関係設備 | 放射線監視設備 | 放射能観測車 | × | × | ○ |
| | | 気象観測設備 | × | × | ○ |

第4-3表 計装設備を用いて監視するパラメータ（1／2）

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） |
|---|--------------------|---|--|
| 1.4.3.1 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順 (1) プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止 | | | |
| | | 【着手判断】 TBP等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定し、警報が発報した場合。 | プルトニウム濃縮缶圧力計 プルトニウム濃縮缶気相部温度計 プルトニウム濃縮缶液相部温度計 |
| 精製課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【実施判断】 着手判断に同じ | 着手判断に同じ |
| | | 【成否判断】 プルトニウム濃縮缶供給槽液位 | プルトニウム濃縮缶供給槽液位計 |
| | | プルトニウム濃縮缶供給槽液位 | プルトニウム濃縮缶供給槽液位計 |
| | 操作 | プルトニウム濃縮缶圧力 | プルトニウム濃縮缶圧力計 |
| | | プルトニウム濃縮缶気相部温度 | プルトニウム濃縮缶気相部温度計 |
| | | プルトニウム濃縮缶液相部温度 | プルトニウム濃縮缶液相部温度計 |
| 1.4.3.1 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順 (2) プルトニウム濃縮缶の加熱の停止 | | | |
| 精製課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 TBP等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定し、警報が発報した場合。 | プルトニウム濃縮缶圧力計 プルトニウム濃縮缶気相部温度計 プルトニウム濃縮缶液相部温度計 |
| | | 【実施判断】 着手判断に同じ | 着手判断に同じ |
| | | 【成否判断】 プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度 | プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計 |
| | 操作 | プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度 | プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計 |
| | | | |

第4-3表 計装設備を用いて監視するパラメータ（2／2）

| 対応手段 | 重大事故等の対応に必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（監視計器） | | |
|--|--------------------|---|--|--|--|
| 1.4.3.1 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手順 | | | | | |
| (3) 貯留設備による放射性物質の貯留 | | | | | |
| 精製課重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 【着手判断】 TBP等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定し、警報が発報した場合。 | プルトニウム濃縮缶圧力計 プルトニウム濃縮缶気相部温度計 プルトニウム濃縮缶液相部温度計 | | |
| | | 【実施判断】 着手判断に同じ | 着手判断に同じ | | |
| | | 【成否判断】 廃ガス貯留槽圧力 | 貯留設備の圧力計 | | |
| | | 【停止判断】 廃ガス貯留槽の圧力が0.7MPaに至る場合 | 貯留設備の圧力計 | | |
| | 操作 | 貯留設備圧力 | 貯留設備の圧力計 | | |
| | | 貯留設備流量 | 貯留設備の流量計 | | |

第4-4表 TBP等の錯体の急激な分解反応への対処における各対策の判断方法と判断基準

| 判断項目 | 判断方法 | 判断基準 |
|---------------------|---|--|
| プロトニウム濃縮缶への供給液の供給停止 | プロトニウム濃縮缶供給槽液位計によりプロトニウム濃縮缶への供給が停止したことを判断 | プロトニウム濃縮缶供給槽液位の指示値が一定となっていること |
| プロトニウム濃縮缶の加熱の停止 | プロトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計により加熱蒸気の供給が停止したことを判断 | プロトニウム濃縮缶加熱蒸気温度がTBP等の錯体の急激な分解反応の発生する温度未満まで低下する |
| 貯留設備による放射性物質の貯留 | 貯留設備の圧力が規定の圧力になったことを確認し、導出の完了を判断 | 貯留設備の圧力が0.7MPaに至ること |

第4-5表 TBP等の錯体の急激な分解反応の対処において確認する
補助パラメータ

| 分類 | 補助パラメータ | 可搬 | 常設 |
|--------------|-------------|----|----|
| プルトニウム濃縮缶の液位 | プルトニウム濃縮缶液位 | — | ○ |
| プルトニウム濃縮缶の密度 | プルトニウム濃縮缶密度 | — | ○ |
| 漏えい液受皿の液位 | 漏えい液受皿液位 | — | ○ |
| フィルタの差圧 | フィルタ差圧 | — | ○ |
| 室の差圧 | 室差圧 | — | ○ |
| 圧縮空気貯槽の圧力 | 圧縮空気貯槽圧力 | — | ○ |

第4－6表 重要代替パラメータによる主要パラメータの推定方法（1／2）

| 分類 | 重要監視パラメータ | 重要代替監視パラメータ※2 | 代替パラメータの推定方法 |
|-----------------------|-------------------|---------------------------------------|---|
| ブルトニウム液槽の液位 供給槽の液位 | ブルトニウム液槽缶供給槽液位※1 | b. 供給槽ゲデオン流量※1 | b. ブルトニウム液槽缶供給槽への供給が停止したことにより、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発が防止できることとの判断に使用するため、ブルトニウム液槽缶へブルトニウム溶液を供給する供給槽ゲデオンの流量を分単位の流量に換算し、これを監視期間にわたり積算することでブルトニウム液槽缶供給槽の減少量を推定し、ブルトニウム液槽缶への供給が停止しているか確認する。 |
| ブルトニウム温度 | ブルトニウム液槽缶加熱蒸気温度 | a. ブルトニウム液槽缶加熱蒸気温度（他チャンネル）※1 | a. 他チャンネルの温度計にてブルトニウム液槽缶加熱蒸気温度を測定する。 c. ブルトニウム液槽缶加熱蒸気温度は、ブルトニウム液槽缶への加熱蒸気の供給が停止したことにより、TBP等の錯体の急激な分解反応の再発が防止できることとの判断に使用するため、拡大防止対策の成否によりブルトニウム液槽缶圧力、ブルトニウム液槽缶気相部温度及びブルトニウム液槽缶液相部温度が同様に変動することから、これらのバラメータを監視することでブルトニウム液槽缶加熱蒸気温度の挙動を推定する。 |
| ブルトニウム液槽缶の圧力 | ブルトニウム液槽缶加熱蒸気温度※1 | c. ブルトニウム液槽缶相部温度※1 及びブルトニウム液槽缶液相部温度※1 | c. TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の成否により、ブルトニウム液槽缶相部温度及びブルトニウム液槽缶液相部温度はブルトニウム液槽缶気相部圧力と同様に変動することから、これらのバラメータを監視することでブルトニウム液槽缶圧力を推定する。 |
| 相部の温度 | ブルトニウム液槽缶圧力※1 | c. ブルトニウム液槽缶圧力※1 及びブルトニウム液槽缶液相部温度※1 | c. TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の成否により、ブルトニウム液槽缶圧力及びブルトニウム液槽缶液相部温度はブルトニウム液槽缶気相部温度と同様に変動することから、これらのバラメータを監視することでブルトニウム液槽缶圧力を推定する。 |
| 相部の温度 | ブルトニウム液槽缶温度※1 | c. ブルトニウム液槽缶圧力※1 及びブルトニウム液槽缶液相部温度※1 | c. TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の成否により、ブルトニウム液槽缶圧力及びブルトニウム液槽缶液相部温度はブルトニウム液槽缶気相部温度と同様に変動することから、これらのバラメータを監視することでブルトニウム液槽缶温度を推定する。 |

※1: 重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの監視には常設の計器を使用する。

※2: 重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し、これを優先順位とする。

- 異なる計測点（他チャンネル）への接続による測定
- 他パラメータからの換算等による推定
- 他パラメータの推移による状況の推定

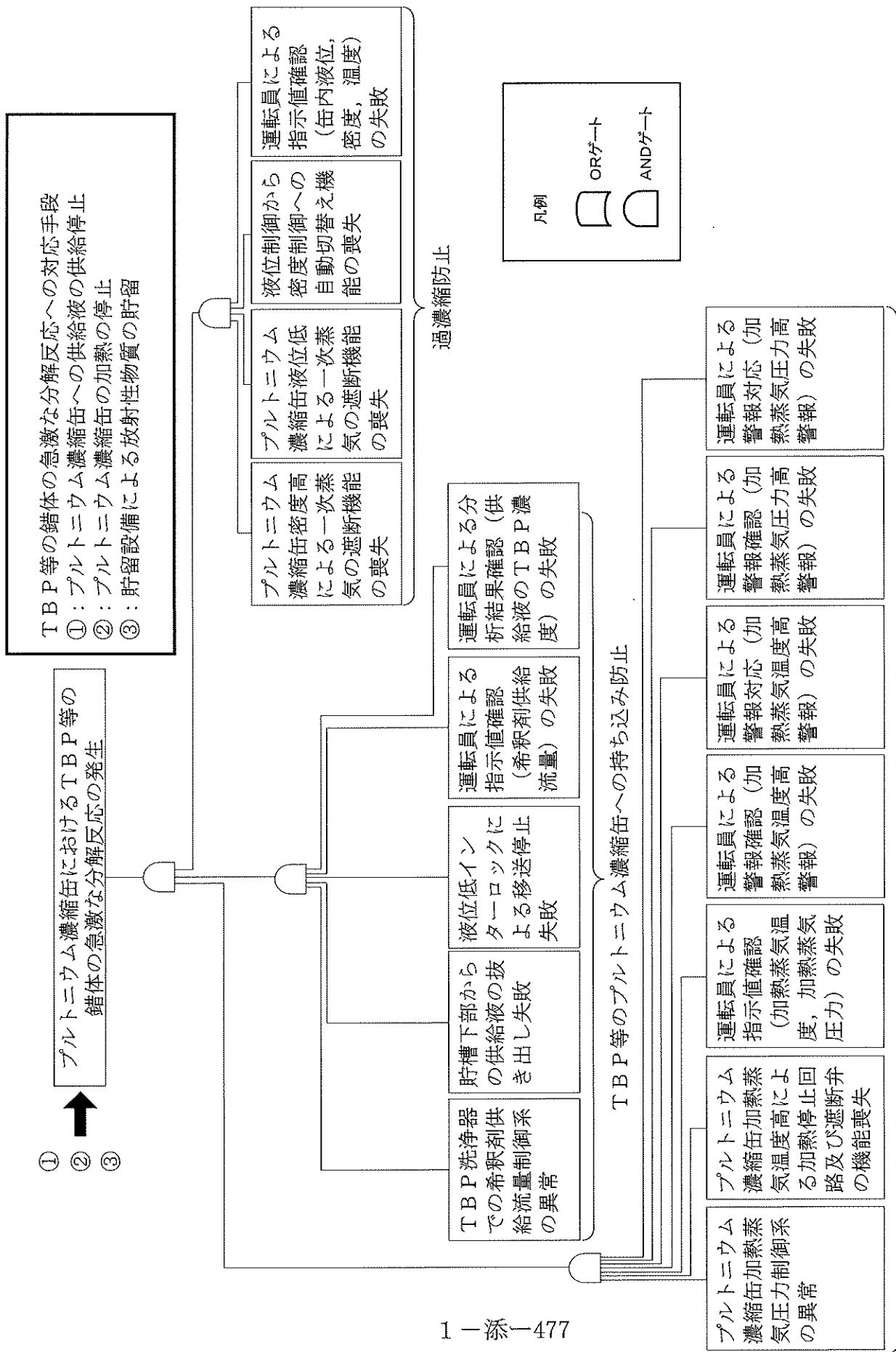
第4－6表 重要代替パラメータによる主要パラメータの推定方法（2／2）

| 分類 | 重要監視パラメータ | 重要代替監視パラメータ※2 | 代替パラメータの推定方法 |
|------------|--------------|---------------------------|---------------------------------|
| 廃ガス貯槽圧力 | 廃ガス貯槽圧力※1 | a. 廃ガス貯槽圧力 (他チャンネル) ※1 | a. 他チャンネルの圧力計にて廃ガス貯槽圧力を測定する。 |
| 廃ガス貯留量 | 廃ガス貯留槽流量※1 | a. 廃ガス貯留槽流量 (他チャンネル) ※1 | a. 他チャンネルの流量計にて廃ガス貯留槽流量を測定する。 |
| 廃ガス洗浄塔入口圧力 | 廃ガス洗浄塔入口圧力※1 | a. 廃ガス洗浄塔入口圧力 (他チャンネル) ※1 | a. 他チャンネルの圧力計にて廃ガス洗浄塔入口圧力を測定する。 |

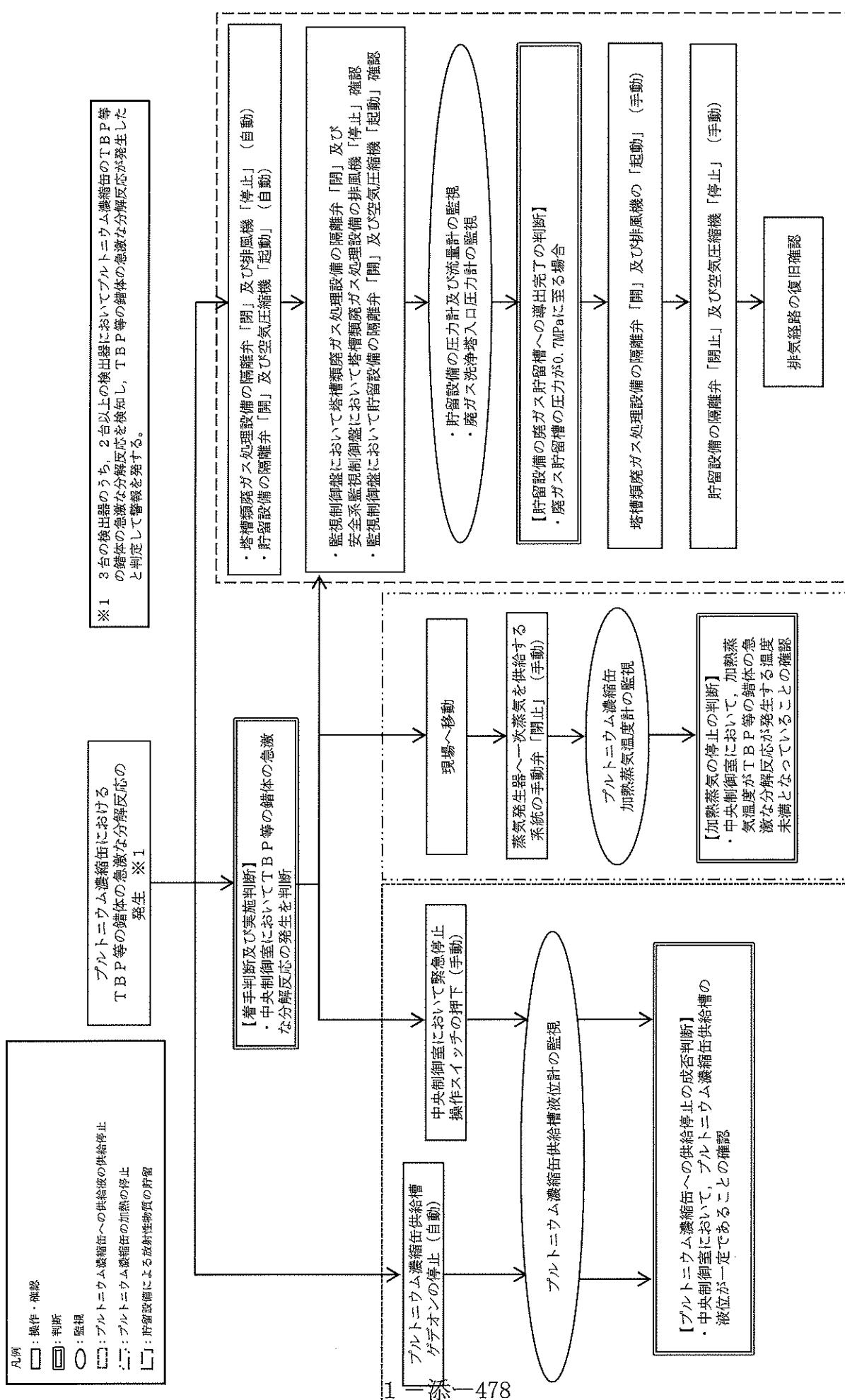
※1: 重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの監視には常設の計器を使用する。

※2: 重要代替監視パラメータは以下のとおり分類し、これを優先順位とする。

- a. 異なる計測点 (他チャンネル) への接続による測定
- b. 他パラメータからの換算等による推定
- c. 他パラメータの推移による状況の推定

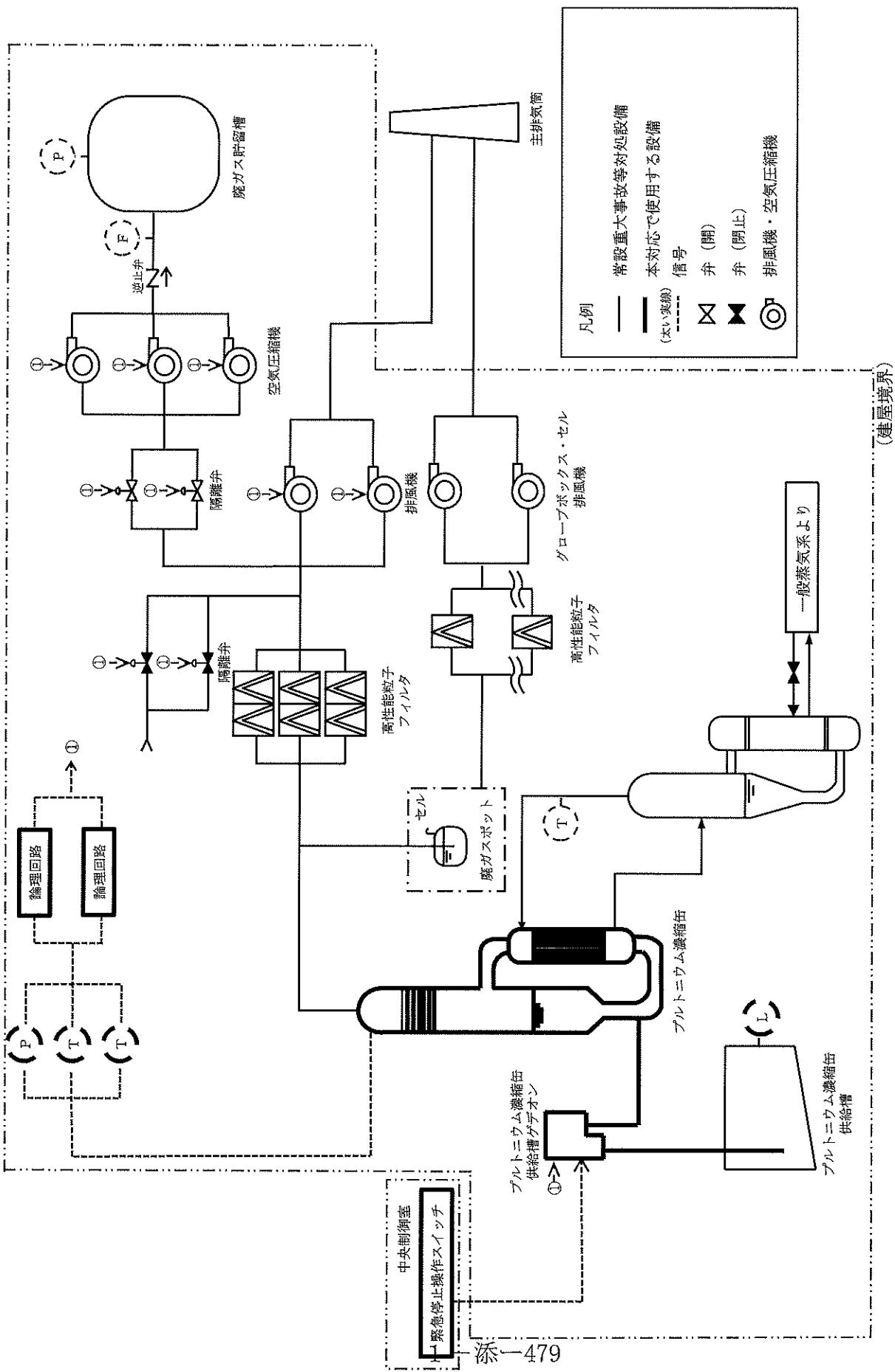


第4-1図 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策のフォールトツリーハン



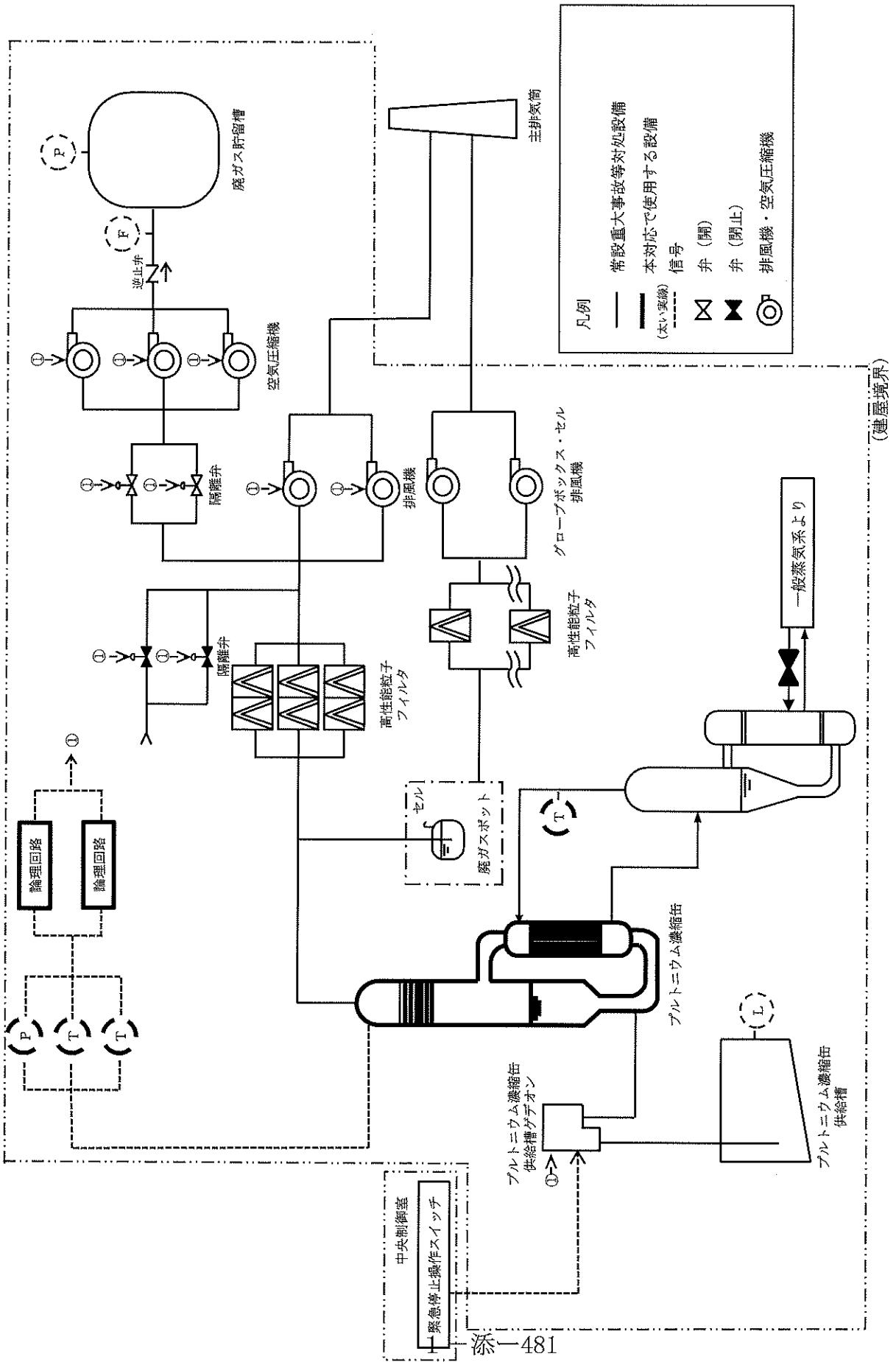
第4-2図 プルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応における対応プロセス

第4—3図 プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止 概要図

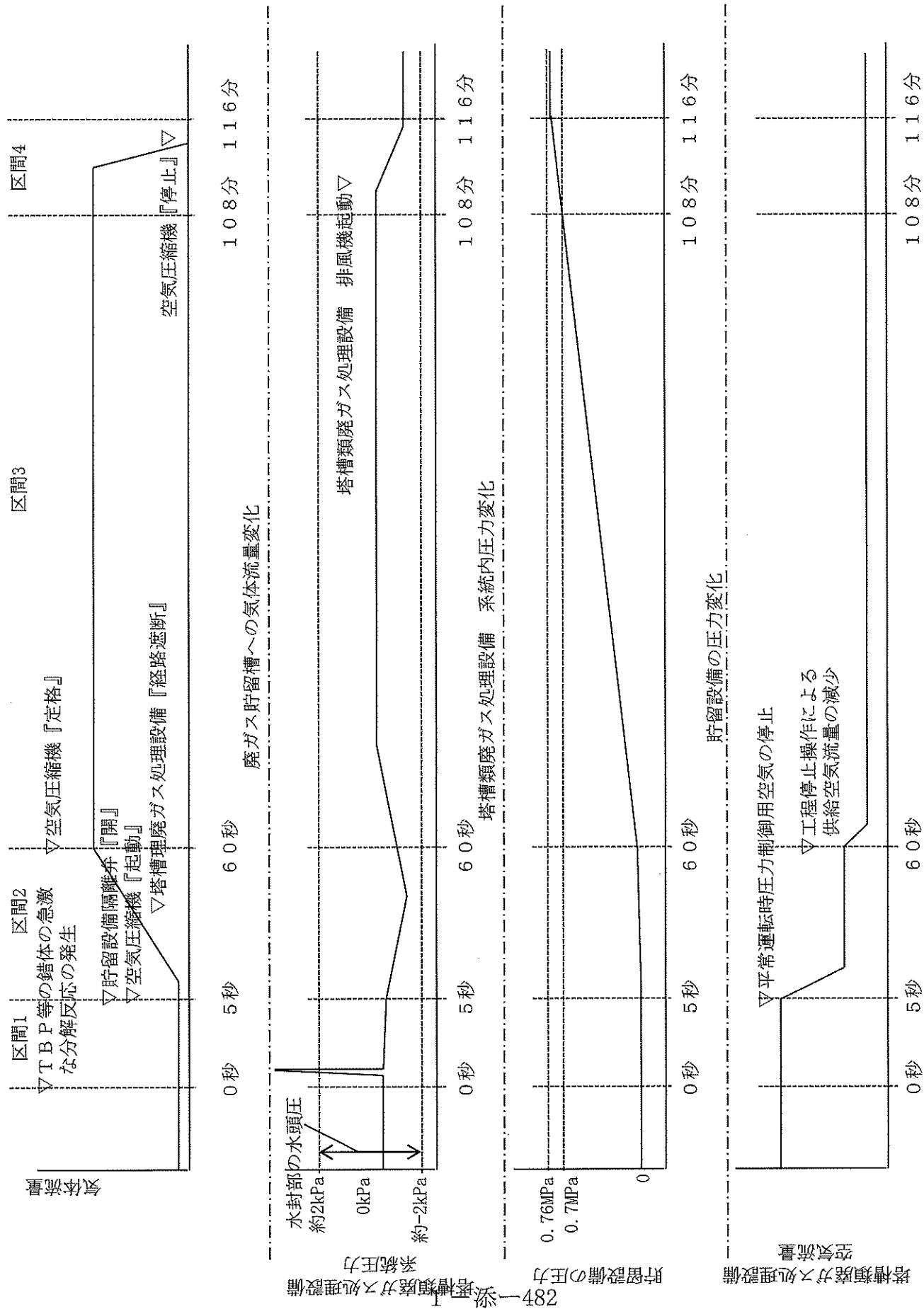


| 対象 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) ▼事業者生 | 経過時間(時:分) | | | | | | 備考 |
|------|------|---|------------------|------------------------|-----------|------|------|------|------|------|---------------------------|
| | | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 | 1:00 | |
| 拡大防止 | 1 | 発生検知 T.B.P 等の液体の急激な分解放出が発生したと判定し、管線が爆発の発生を判断し、拡大防止のための操作手順 | 従事者1名 (施設責任者) | 1 0:01 | | | | | | | |
| | 2 | 供給液の供給停止 緊急停止系の操作による供給液の供給停止 | 当直係 (施設責任者) | 1 0:01 | | | | | | | |
| | 3 | 液位監視 フルトニウム濃縮缶供給液位の監視 | A,B 2 | 0:20 | ■ | | | | | | 作業番号5 |
| | 4 | 加熱の停止 蒸気發生器～蒸気を供給する系統の手動弁の開止 | C,D 2 | 0:05 | | ■ | | | | | |
| | 5 | 温度監視 フルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度の監視 | A,B 2 | 0:25 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 作業番号3 第1,4-8区 作業番号3 |

第4—4図 プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びフルトニウム濃縮缶の加熱の停止 タイムチャート



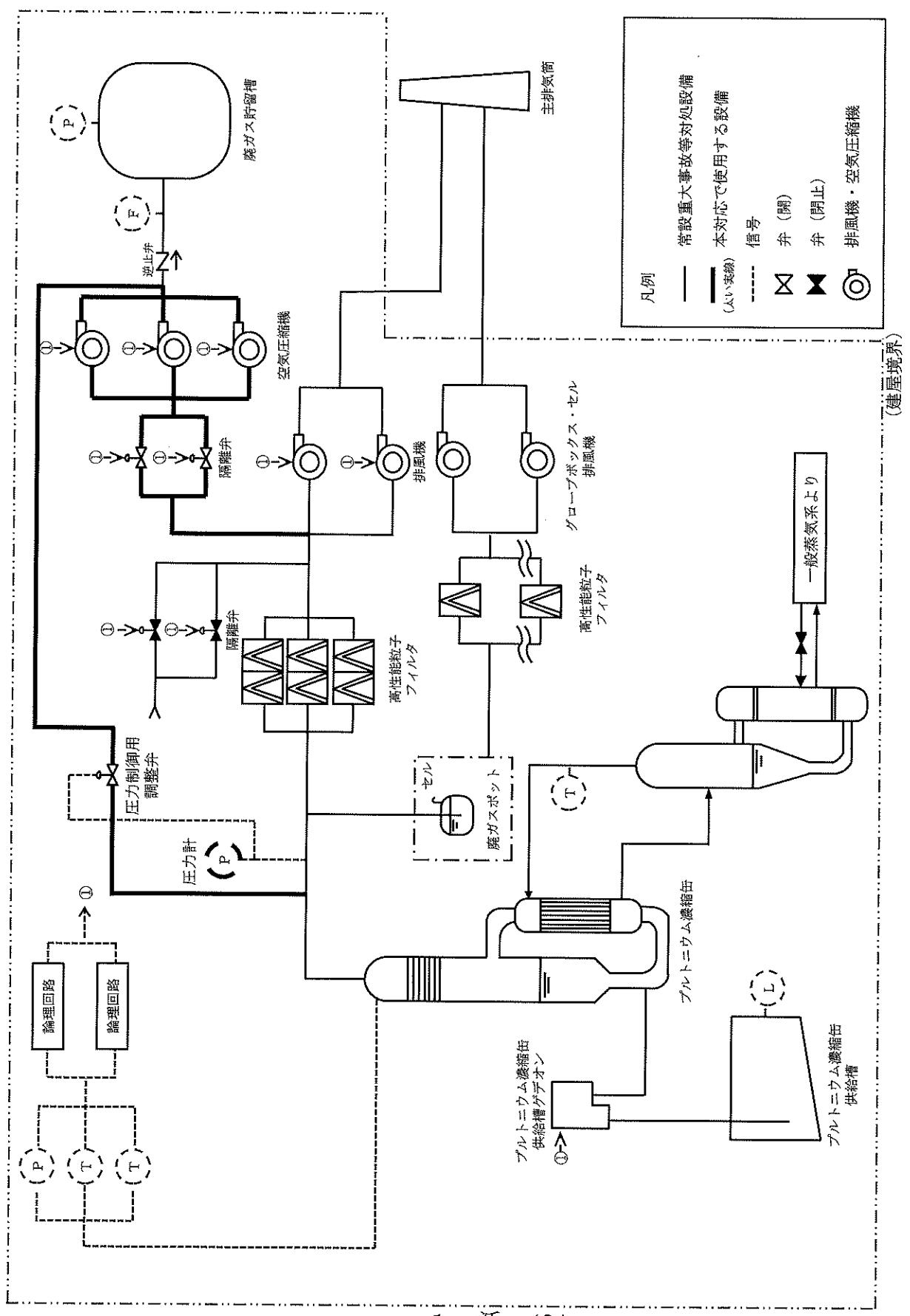
第4-5図 プルトニウム濃縮缶への加熱蒸気の供給停止 概要図



第4—6図(1) 貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化概念図

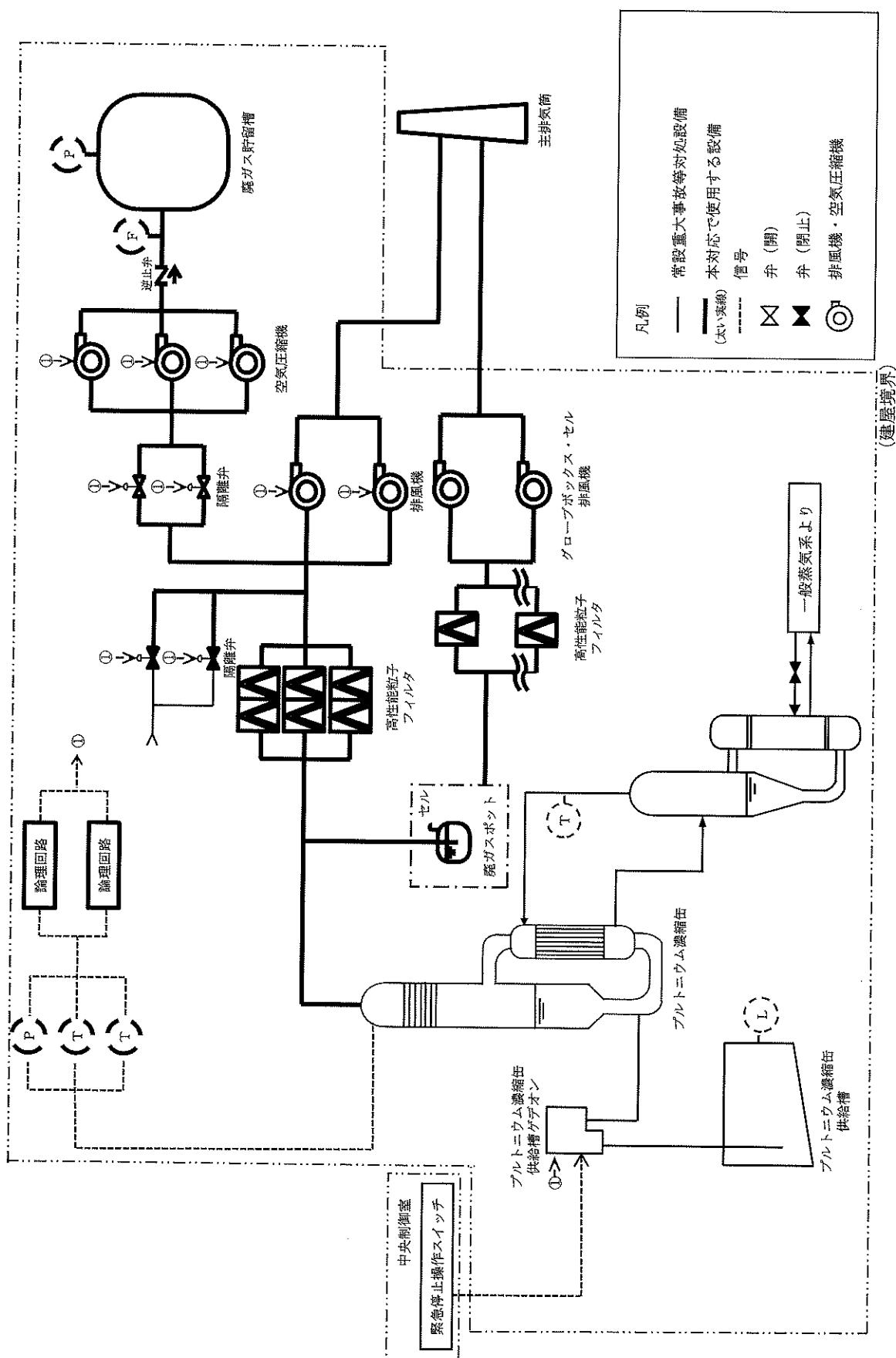
| 区間 | 説明 | 廃ガス貯留槽への 気体流量 | 塔槽類廃ガス処理設備の 系統内圧力 | 貯留設備の圧力 | 塔槽類廃ガス処理設備の系統内空気量 |
|-----|--|---------------------------|--|---|----------------------------------|
| 区間1 | TBP等の錯体の急激な分解反応の発生の検知を起点として、貯留設備の起動信号発出。 | 廃ガス貯留槽への経路確立前であり、流量ゼロ。 | TBP等の錯体の急激な圧力伝播により一時的に圧力が上昇することで廃ガスがシートからセルへ一部導出され、塔槽類廃ガス処理設備の圧力は水封部の水頭圧程度まで低下する。 | 廃ガス貯留槽への経路確立前であり、大気圧相当。 | 平常運転どおり。 |
| 区間2 | 貯留設備の隔壁弁が自動的に開となり、貯留設備の空気圧縮機が自動的に起動する。 また、平常運転時の塔槽類廃ガス処理設備の圧力制御用空気が自動的に停止する。 その後、塔槽類廃ガス処理設備の隔壁弁及び排風機が自動的に停止する。 | 空気圧縮機の起動に伴い、徐々に空気流量が増加。 | 塔槽類廃ガス処理設備の圧力制御用空気が停止することで、圧力が平常運転よりも低下する。その後、塔槽類廃ガス処理設備の排風機が停止することで、圧力が上升する。 | 空気圧縮機の起動に伴い、徐々に圧力が増加。 | 塔槽類廃ガス処理設備の圧力制御用空気が停止することで、流量低下。 |
| 83 | 空気圧縮機の流量が定格になる。 また、緊急停止系による工程停止操作により、工程内に供給されていた圧縮空気が停止する。 | 空気圧縮機が定格に至ることにより、一定流量となる。 | 貯留設備による圧力制御により、系統内の圧力が一定となるよう制御される。 | 空気圧縮機の起動に伴い、徐々に圧力が増加。 | 緊急停止系による工程停止操作により、流量低下。 |
| 区間3 | 貯留設備の圧力が0.7MPaになることで、塔槽類廃ガス処理設備の隔壁弁を開き、排風機を起動する。 | 空気圧縮機の停止によりゼロとなる。 | 一時的に廃ガス貯留槽への経路と排風機への経路が構築され、系統内圧力は深くなる。その後、塔槽類廃ガス処理設備の圧力制御空気が再開していなかったため、平常運転時の圧力よりも低い圧力で整定。 | 空気圧縮機の停止まで圧力は増加するが、空気圧縮機の吐出圧力にかかる前に塔槽類廃ガス処理設備から他の経路に復旧するため、吐出圧力よりも低下して整定。 | |
| 区間4 | | | | | |

第4-6図(2) 貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化概念図の解説



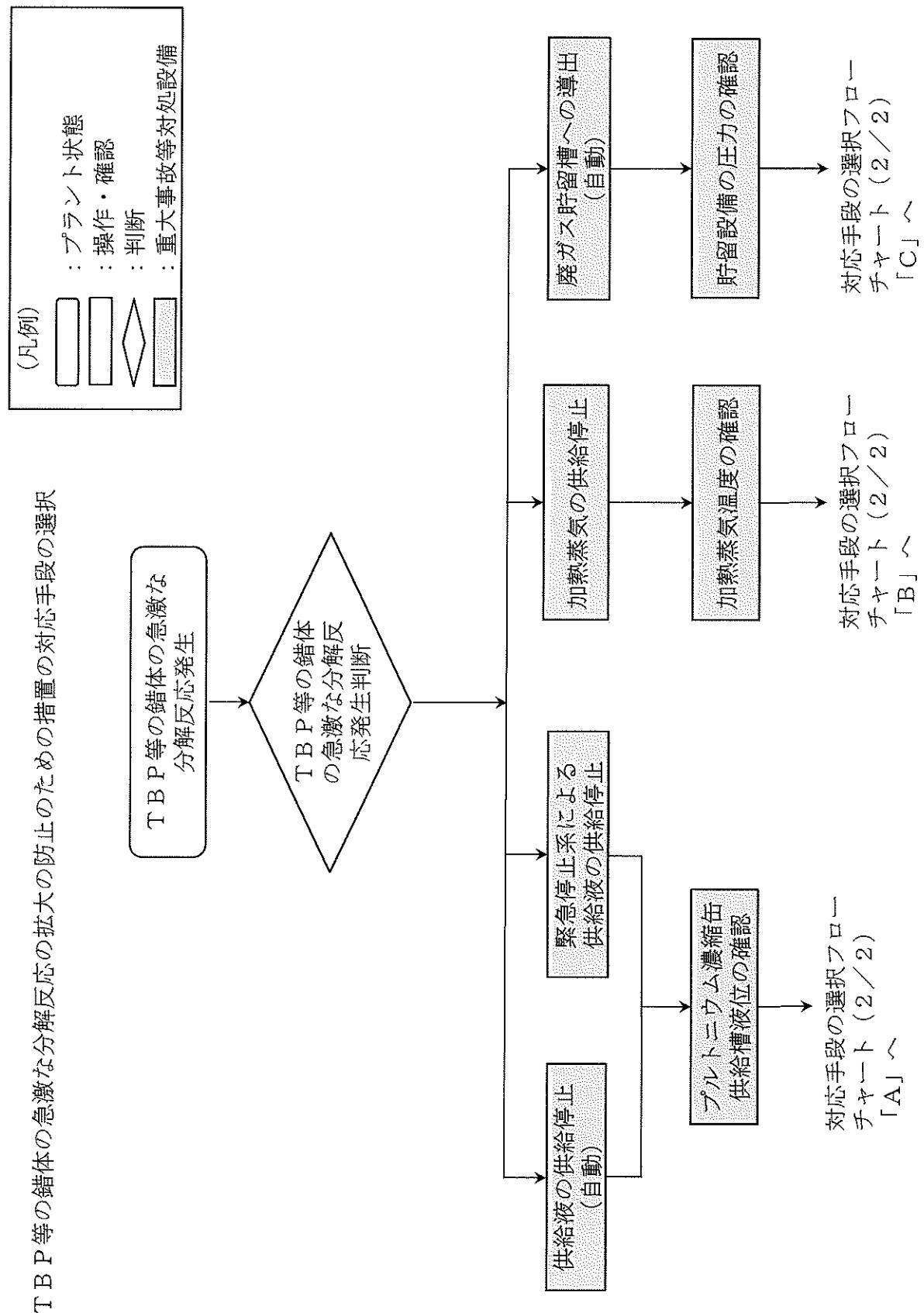
第4-6図(3) 貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化概念図

第4-7図 貯留設備による放射性物質の貯留 概要図



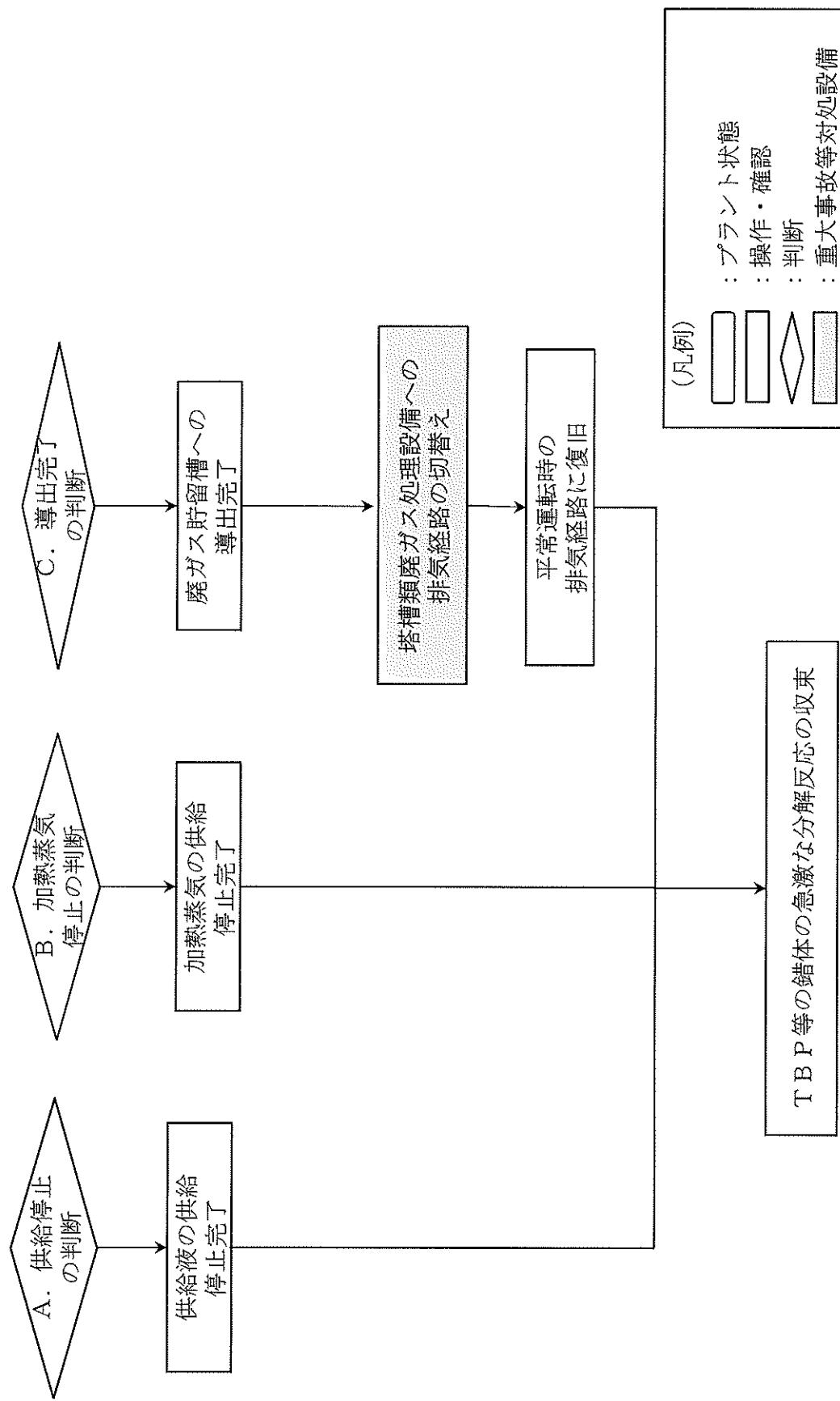
| 対策 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間(時:分) | | | | | | 備考 | | |
|------------|------|---------------|--|------------------|-----------|------|------|------|------|----------------|------|------|---------------------|
| | | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 | 1:50 | 2:00 | 2:10 | |
| 異常な水噴出防止対策 | 1 | 発生感知 | T.B.P等の錯体の急激な分解反応が発生したと測定し、警報が発報した場合に、T.B.P等の錯体の急激な分解反応の発生を判断し、拡大防止のための措置に着手 | 統括当面長 (実施責任者) | 1 | 0:01 | | | | | | | ▽発ガス貯留槽への導出先 |
| | 2 | 発ガス貯留槽へ導出 | ・系統構成の確認 ・発ガス貯留槽内圧力及び流量の監視 ・発ガス貯留槽入口圧力の監視 | E,F | 2 | — | | | | | | | 事象発生から排気経路の切替 まで |
| | 3 | 排気経路の切替 | ・塔頭取焼ガス処理設備の遮断弁の操作 ・塔頭取焼ガス処理設備の排風扇の起動 | A,B | 2 | 0:03 | | | | 第1.4-4 図 作業番号3 | | | |
| | 4 | 貯留設備の空気圧縮機の停止 | ・貯留設備の遮断弁の操作 ・貯留設備の空気圧縮機の停止 | A,B | 2 | 0:05 | | | | | | | |

第4-8図 貯留設備による放射性物質の貯留 タイムチャート



第4-9図 対応手段のフローチャート(1/2)

TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置の対応手段の選択



第4-9図 対応手段のフローチャート(2/2)

1.5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

【要求事項】

- 1 再処理事業者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。
- 2 再処理事業者において、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年11月27日原管研発第1311275号原子力規制委員会決定）第28条第1項第3号⑤ a)及びb)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。
- 2 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

- a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。
- 3 第2項に規定する使用済燃料貯蔵槽内の「使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
- a) 使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。
- b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。
- 4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。
- a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できること。
- b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料受入れ設備の燃料仮置きピット、並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール等」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合に、燃料貯蔵プール等内の

使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備する。

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合に、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、及び放射性物質の大気中への放出を低減するための対処設備を整備する。

燃料貯蔵プール等の監視として、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

燃料貯蔵プール等の冷却機能を有する設計基準対象の施設として、プール水冷却系及び安全冷却水系を設置している。

また、燃料貯蔵プール等の注水機能を有する設計基準対象の施設として、補給水設備を設置している。

これらの冷却機能及び注水機能が故障等により喪失した場合、若しくは燃料貯蔵プール等に接続する配管の破損及び地震に伴うスロッシングによる燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいにより燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合は、やがて使用済燃料が露出し、損傷に至る。

燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能が喪失することにより、燃料貯蔵プール等の水の温度が上昇し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合又は燃料貯蔵プール等に接続する配管の破損及び地震に伴うスロッシングによる燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいにより水位が低下した場合には、燃料貯蔵プール等へ注水して使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する必要がある。

また、燃料貯蔵プール等から大量の水が漏えいし、燃料貯蔵プール等へ注水しても水位が維持できない場合には、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の損傷の進行を緩和し、使用済燃料の損傷時に、できる限り大気中への放射性物質の放出を低減し、及び臨界を防止する必要がある。

これらの対処を行うために、フォールトツリー分析を実施した上で、想定する故障に対応できる手段及び重大事故等対処設備を選定する。

(第5－1図(1)及び第5－1図(2))

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための手段として自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」(以下「審査基準」という。)だけでなく、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第三十八条及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」第三十二条(以下「基準規則」という。)の要求事項を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

フォールトツリー分析の結果、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の損傷に至るおそれのある事象として、プール水冷却系又は安全冷却水系の機能喪失による燃料貯蔵プール等の冷却機能の喪失、並びに補給水設備及び給水処理設備の機能喪失による燃料貯蔵プール等の注水機能の喪失、燃料貯蔵プール等に接続するプール水冷却系の配管の破損及びスロッシングによる燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいに伴う冷却機能の喪失及び注水機能の喪失、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいを想定する。

これらの事象に対し、プール水冷却系、安全冷却水系、補給水設備、給水処理設備を構成する設備のうち、冷却塔、ポンプなどの動的機器を起動させるために必要な電気設備など多岐の設備故障に対応でき、かつ複数の設備故障が発生した場合においても対処が可能となるよう

に重大事故対処設備を選定する。

「共通電源車を用いた冷却機能等の回復」などの個別機器の故障への対処を行うものについては、全てのプラント状況において使用することは困難であるが、個別機器の故障に対しては有効な手段であることから、自主対策設備として選定する。なお、配管等の静的機器の破損に対しては、設計基準対象の施設の設計で想定している修理の対応を行うことが可能である。

燃料貯蔵プール等内の使用済燃料については、使用済燃料集合体の平均濃縮度に応じて適切な燃料間隔をとった燃料仮置きラック、燃料貯蔵ラック並びにバスケット及びバスケット仮置きラック（実入り用）へ収納することにより、臨界を防止する。

安全機能を有する施設に要求される、機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準、基準規則からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

また、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第5-1表に整理する。

(i) 燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備

1) 燃料貯蔵プール等への注水

燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能が喪失した場合、若しくはそのおそれがある場合、又は燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合に、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、水位を回復・維持し放射線を遮蔽するための手段がある。

本対応で使用する設備は、以下のとおり。（第5－2表）

- 1) 可搬型建屋内ホース
- 2) 可搬型中型移送ポンプ
- 3) 可搬型建屋外ホース
- 4) 可搬型中型移送ポンプ運搬車（第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）
- 5) ホース展張車（第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）
- 6) 運搬車（第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）
- 7) 可搬型代替注水設備流量計（第43条 計装設備）

(ii) 共通電源車を用いた冷却機能等の回復

全交流動力電源喪失による燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能喪失が発生した場合であって、機器の損傷が伴わない場合に、共通電源車等により、安全冷却水系、プール水冷却系及び補給水設備の機能を回復し、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、水位を回復・維持し放射線を遮蔽する手段がある。

本対応で使用する設備は、以下のとおり。（第5－2表）

なお、本対応における共通電源車の配備及び起動の手順については

「(8) 電源の確保に関する手順等」に示す。

- 1) 共通電源車（第42条 電源設備）
- 2) 可搬型電源ケーブル（第42条 電源設備）
- 3) 燃料供給ポンプ（第42条 電源設備）

- 4) 燃料供給ポンプ用電源ケーブル（第 42 条 電源設備）
- 5) 可搬型燃料補給ホース（第 42 条 電源設備）
- 6) 第 1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク（第 42 条 電源設備）
- 7) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の 6.9 kV 非常用母線（第 42 条 電源設備）
- 8) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の 460V 非常用母線（第 42 条 電源設備）
- 9) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋のケーブル及び電路（非常用）（第 42 条 電源設備）
- 10) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の第 1 非常用直流電源設備（第 42 条 電源設備）
- 11) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の非常用計測制御用交流電源設備（第 42 条 電源設備）

(iii) 燃料貯蔵プール等からの水の漏えい抑制

燃料貯蔵プール等に接続するプール水冷却系の配管の破損により燃料貯蔵プール等の水の小規模な漏えいが発生した場合において、サイフォンブレーカの設置位置まで水位が低下した時点で、自動でサイフォン効果の継続を防止することにより水の漏えいを停止する手段がある。

本対応で使用する設備は、以下のとおり。（第 5－2 表）

1) サイフォンブレーカ

また、地震に伴うスロッシングにより燃料貯蔵プール等から漏えいする水を抑制する手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。(第5-2表)

2) 止水板及び蓋 (設計基準対象の施設と兼用)

(iv) 臨界防止

燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能が喪失した場合、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、臨界を防止する手段がある。

本対応で使用する設備は、以下のとおり。(第5-2表)

- 1) 燃料仮置きラック (設計基準対象の施設と兼用)
- 2) 燃料貯蔵ラック (設計基準対象の施設と兼用)
- 3) バスケット及びバスケット仮置き架台 (実入り用) (設計基準対象の施設と兼用)

(v) 重大事故等対処設備と自主対策設備

燃料貯蔵プール等への注水に使用する設備のうち、代替補給水設備(注水)の可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するための設備のうち、漏えい抑制設備の止水板及び蓋を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するための設備のうち、漏えい抑制設備のサイフォンブレーカを常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

燃料貯蔵プール等において臨界を防止するための設備のうち、臨界

防止設備の燃料仮置きラック，燃料貯蔵ラック並びにバスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は，審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により，燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能が喪失した場合，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合においても，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し，放射線を遮蔽し，及び臨界を防止することができる。

共通電源車を用いた燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の回復に使用する設備（a. (b) i.(i)参照）は，プラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として位置付ける。具体的には，全交流動力電源喪失による燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失が発生した場合であって，機器の損傷を伴わない場合には対応手段として選択することができる。

本対応で電源を回復した後に起動する負荷は「(8) 電源の確保に関する手順等」に示す。（第5－2表）

ii. 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備

(i) 燃料貯蔵プール等への水のスプレイ

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料

貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、使用済燃料の損傷時に、できる限り大気中への放射性物質の放出を低減するための手段がある。

本対応で使用する設備は、以下のとおり。（第5－2表）

- 1) 大型移送ポンプ車（第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）
- 2) 可搬型建屋外ホース（第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）
- 3) 可搬型建屋内ホース
- 4) 可搬型スプレイヘッダ
- 5) ホース展張車（第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）
- 6) 運搬車（第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）
- 7) 可搬型スプレイ設備流量計（第43条 計装設備）

(ii) 臨界防止

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、臨界を防止する手段がある。

本対応で使用する設備は、以下のとおり。（第5－2表）

- 1) 燃料仮置きラック（設計基準対象の施設と兼用）
- 2) 燃料貯蔵ラック（設計基準対象の施設と兼用）
- 3) バスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）（設計基準対

象の施設と兼用)

(iii) 資機材によるプール水の漏えい緩和

燃料貯蔵プール等から大量の水が漏えいしている場合において、止水材により漏えい箇所を閉塞させることにより、燃料貯蔵プール等からのプール水の漏えいを緩和する手段がある。

本対応で使用する設備は、以下のとおり。(第5-2表)

1) 止水材 (ステンレス鋼板、ロープ等)

(iv) 重大事故等対処設備と自主対策設備

燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備のうち、代替補給水設備 (スプレイ) の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、可搬型スプレイヘッダ、ホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合に、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、使用済燃料の損傷時に大気中への放射性物質の放出を低減することができる。

資機材によるプール水の漏えい緩和に使用する設備 (b) ii. (iii) 参

照) は、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。具体的には、燃料貯蔵プール等からプール水が漏えいしている場合で、燃料貯蔵プール等近傍で作業が可能な場合には対応手段として選択することができる。(第5-2表)

iii. 電源、補給水及び監視

(i) 電源、補給水及び監視

1) 電源

燃料貯蔵プール等の状態を監視する場合、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備へ給電する手段がある。

また、共通電源車を用いた冷却機能等の回復により燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却する場合、安全冷却水系のポンプ等に電源を供給する手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。(第5-2表)

- a) 燃料貯蔵プール等への注水に使用する電源設備
 - i) 軽油貯蔵タンク (第42条 電源設備)
 - ii) 軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)
- b) 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する電源設備
 - i) 軽油貯蔵タンク (第42条 電源設備)
 - ii) 軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)
- c) 燃料貯蔵プール等の状態監視に使用する電源設備
 - i) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 (第42条 電源設備)

ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル（第42条 電源設備）

iii) 軽油貯蔵タンク（第42条 電源設備）

iv) 軽油用タンクローリ（第42条 電源設備）

d) 「共通電源車を用いた冷却機能等の回復」に使用する電源設備

「共通電源車を用いた冷却機能等の回復」に記載のとおり。（a.

(b) i. (i) 参照）

2) 補給水

上記「燃料貯蔵プール等への注水」及び「燃料貯蔵プール等への水のスプレイ」により燃料貯蔵プール等への注水又はスプレイを実施する際には、燃料貯蔵プール等の冷却等に使用する水を水源から供給する手段がある。

本対応で使用する設備は、以下のとおり。

（第5－2表）

a) 第1貯水槽（第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備）

3) 監視

重大事故等時において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等の空間線量率の監視並びに燃料貯蔵プール等の状態を監視するための手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。（第5－2表）

・燃料貯蔵プール等水位計（設計基準対象の施設と兼用）

- ・燃料貯蔵プール等温度計（設計基準対象の施設と兼用）
- ・燃料貯蔵プール等状態監視カメラ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・燃料貯蔵プール等空間線量率計（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計（ページ式）（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水温計（サーミスタ式）（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水温計（測温抵抗体）（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）（第43条 計装設備）
- ・可搬型計測ユニット（第43条 計装設備）
- ・可搬型監視ユニット（第43条 計装設備）
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機（第43条 計装設備）

- ・可搬型空冷ユニット用ホース（第43条 計装設備）
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース
(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース（第43条 計装設備）
- ・可搬型空冷ユニットA（第43条 計装設備）
- ・可搬型空冷ユニットB（第43条 計装設備）
- ・可搬型空冷ユニットC（第43条 計装設備）
- ・可搬型空冷ユニットD（第43条 計装設備）
- ・可搬型空冷ユニットE（第43条 計装設備）
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付)
(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付)（第43条 計装設備）
- ・可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付)（第43条 計装設備）
- ・可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付)
(第43条 計装設備)
- ・可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付)（第43条 計装設備）
- ・可搬型線量率計入口空気流量計(機器付)（第43条 計装設備）
- ・運搬車（第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）
- ・けん引車（第43条 計装設備）

4) 重大事故等対処設備と自主対策設備

燃料貯蔵プール等への注水及び燃料貯蔵プール等への水のスプレイ並びに燃料貯蔵プール等の監視に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯蔵タンクを常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

燃料貯蔵プール等への注水及び燃料貯蔵プール等への水のスプレイの補給水の供給に使用する設備のうち、代替給水処理設備の第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

燃料貯蔵プール等の監視に使用する電源設備のうち、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

燃料貯蔵プール等への注水及び燃料貯蔵プール等への水のスプレイ並びに燃料貯蔵プール等の監視に使用する電源設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備のうち、代替計測制御設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（ページ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニット用ホ

ース，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機，可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース，可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース，可搬型空冷ユニットA，可搬型空冷ユニットB，可搬型空冷ユニットC，可搬型空冷ユニットD，可搬型空冷ユニットE，代替補給水設備の運搬車及び代替計測制御設備のけん引車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

これらのフォールトツリー分析の結果により選定した設備は，審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により，燃料貯蔵プール等を監視し，また燃料貯蔵プール等への注水又は水のスプレイを実施する際に使用する水を供給できる。

共通電源車を用いた燃料貯蔵プール等の冷却機能等の回復に使用する電源については，プラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として位置付ける。具体的には，全交流動力電源喪失による燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能喪失が発生した場合であって，機器の損傷を伴わない場合には対応手段として選択することができる。

iv. 手順等

上記「燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備」及び「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故等時における実施組織要員による一連の対応として「燃料管理課 重大事故等発生時対応手順書」に定める(第5-1表)。

また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても配備する(第5-3表)。

c. 重大事故等時の手順

(a) 燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えい発生時の対応手順

i. 燃料貯蔵プール等への注水

燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時、又は燃料貯蔵プール等からの水の小規模な漏えい発生時においても、第1貯水槽を水源として可搬型中型移送ポンプにより燃料貯蔵プール等へ注水することで、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽する手段がある。

地震による冷却等の機能喪失の場合は、現場環境確認を行った後に対処を開始するとともに、機器の損傷による漏えいの発生の有無を確認する。

また、火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合には、屋外の機器を屋内に運搬する対応を行う。

(i) 手順着手の判断基準

以下のいずれかによりプール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能の喪失並びに補給水設備及び給水処理設備の注水機能が喪失した

場合、若しくはそのおそれがある場合又は燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合。

- 1) 全交流動力電源喪失が発生した場合。
- 2) その他外的要因による静的機器の複数系列損傷及び動的機器の複数同時機能喪失の場合（第5-4表）。

(ii) 操作手順

可搬型中型移送ポンプによる燃料貯蔵プール等への注水の概要は以下のとおり、燃料貯蔵プール等への可搬型中型移送ポンプによる注水のための可搬型建屋内ホースの敷設等による系統の構築、注水操作、注水流量の確認、燃料貯蔵プール等の水位の監視を実施する。手順の成功は、燃料貯蔵プール等の水位が回復・維持されていることを確認する。手順の対応フローを第5-2図、概要図を第5-3図、タイムチャートを第5-4図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の配置を第5-5～6図に示す。降灰予報を確認した場合のタイムチャートを第5-7図に示す。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき実施組織要員に燃料貯蔵プール等への注水のための準備の実施を指示する。
- 2) 実施組織要員は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に水を供給するため、可搬型中型移送ポンプ運搬車により可搬型中型移送ポンプを第1貯水槽近傍へ運搬し設置する。なお、降灰により可搬型中型移送ポンプが機能喪失するおそれがある場合には、実施組織要員は、可搬型中型移送ポンプを保管庫内に配置し、降灰による影響を受けない状態とする。
- 3) 実施組織要員は、ホース展張車により可搬型建屋外ホースを敷設し、

可搬型中型移送ポンプと可搬型建屋外ホースを接続し、第1貯水槽から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋へ水を供給するための経路を構築する。

- 4) 実施組織要員は、運搬車により可搬型建屋内ホース及び可搬型代替注水設備流量計を運搬し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型代替注水設備流量計を設置する。なお、可搬型建屋内ホースを燃料貯蔵プール等近傍へ設置する際は、止水板の一部を取り外し敷設する。
- 5) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホース、可搬型建屋外ホース及び可搬型代替注水設備流量計を接続し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等に注水するための系統を構築する。
- 6) 実施責任者は、燃料貯蔵プール等への注水準備が完了したこと及び燃料貯蔵プール等の水位が、次項7)に示す注水時の目標水位に対して0.05m以上低下したことを確認し、実施組織要員に注水を指示する。
- 7) 実施組織要員は、可搬型中型移送ポンプにより、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ注水する。注水流量は可搬型代替注水設備流量計により確認し、可搬型中型移送ポンプの間欠運転により注水流量を調整する。注水時の目標となる水位は、燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時は、通常水位である、燃料貯蔵プール底面より11.5mであり、燃料貯蔵プール等からの水の小規模な漏えい発生時は、燃料貯蔵プール等のプール水冷却系の吸込み側配管に設置されている越流せき上端である、燃料貯蔵プール底面より11.1mである。燃料貯蔵プール等への注水時に必要な監視項目は、注水流量及び燃料貯蔵プール等の水位である。
- 8) 実施組織要員は、目標水位への到達を確認し、可搬型中型移送ポン

プを停止する。

- 9) 実施組織要員は、可搬型中型移送ポンプによる燃料貯蔵プール等への注水により、燃料貯蔵プール等の水位が維持されていることを確認するとともに、実施責任者へ報告する。
- 10) 実施責任者は、燃料貯蔵プール等の水位が目標水位程度であることを確認することにより、燃料貯蔵プール等への注水により燃料貯蔵プール等の水位が回復・維持され、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料が冷却され、放射線が遮蔽されていると判断する。注水により使用済燃料が冷却され、放射線が遮蔽されていることを判断するために必要な監視項目は、燃料貯蔵プール等の水位である。

(Ⅲ) 操作の成立性

燃料貯蔵プール等への注水による操作は、建屋内の実施組織要員 8 人、建屋外の実施組織要員 12 人及び実施責任者等の要員 10 人の合計 40 人体制にて作業を実施した場合、対処の制限時間（燃料貯蔵プール等におけるプール水の沸騰開始）35 時間に對し、事象発生から可搬型中型移送ポンプによる燃料貯蔵プール等への注水開始まで 21 時間 30 分以内に実施可能である。

なお、建屋外の要員 12 人及び実施責任者等の要員 10 人は全ての建屋の対応において共通の要員である。

また、降灰予報発令時の可搬型重大事故等対処設備の屋内設置は、地震による燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時の屋外への運搬・設置作業と同様であり、重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環

境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、制御室との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

ii. 共通電源車を用いた冷却機能等の回復

全交流動力電源喪失による燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能喪失が発生した場合であって、機器の損傷が伴わない場合に、共通電源車を配置し可搬型電源ケーブルにより非常用母線と接続して、安全冷却水系及びプール水冷却系並びに補給水設備の給電を実施することで燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能を回復し、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽する。

本対応で用いる手順等については、「(8) 電源の確保に関する手順等」に示す。

iii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第5-8図に示す。

燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時、又は燃料貯蔵プール等からの水の漏えいが発生した場合には、水位低警報又は温度高警報の発報により事象の把握をするとともに、代替計測制御設備により、燃料貯蔵プール等の状態監視を行う。

燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時、又は燃料貯蔵プール等からの水の漏えい発生時には、代替補給水設備（注水）による注水の対応手順に従い、燃料貯蔵プール等へ注水を実施し、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽する。

燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失の要因が全交流動力電源喪失であって、機器の損傷を伴わない場合には、共通電源車を用いた燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の回復の対応手順に従い、電源を復旧することにより、燃料貯蔵プール等の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽する。

上記の手順の実施において、代替計測制御設備を用いて監視するパラメータは「第5－3表 計装設備の主要設備の仕様」に示す。また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処においては、「(8) 電源の確保に関する手順等」及び「(9) 事故時の計装に関する手順等」に記載する設計基準対象の施設の計測制御設備及び電源設備をそれぞれ用いる。

(b) 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手順

i. 燃料貯蔵プール等への水のスプレイ

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、第1貯水槽を水源として代替補給水設備（スプレイ）による燃料貯蔵プール等への水のスプレイを実施することにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、使用済燃料の損傷時に、できる限り大気中への放射性物質の放出を低減する。

(i) 手順着手の判断基準

可搬型中型移送ポンプによる燃料貯蔵プール等への注水によっても燃料貯蔵プール等の水位低下が継続する場合、又は燃料貯蔵プール等の水位の低下量が 40mm／30 分以上である場合。（第 5－4 表）

(ii) 操作手順

代替補給水設備（スプレイ）による水のスプレイの概要は以下のとおり、燃料貯蔵プール等への大型移送ポンプ車による水のスプレイのための可搬型建屋内ホースの敷設等による系統の構築、スプレイ操作、スプレイ状態及びスプレイ流量の確認並びにスプレイ流量の監視を実施する。

手順の成功は、可搬型スプレイヘッダから、燃料貯蔵プール等へ水がスプレイされていることにより確認する。手順の対応フローを第 5－2 図、概要図を第 5－9 図、タイムチャートを第 5－10 図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の配置を第 5－11～12 図に示す。

- 1) 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に代替補給水設備（スプレイ）による水のスプレイのための準備の実施を指示する。
- 2) 実施組織要員は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の燃料貯蔵プール等に水をスプレイするために、大型移送ポンプ車を第 1 貯水槽近傍へ運搬し設置する。
- 3) 実施組織要員は、ホース展張車により可搬型建屋外ホースを敷設し、可搬型建屋外ホース及び大型移送ポンプ車を接続する。
- 4) 実施組織要員は、運搬車により可搬型建屋内ホース、可搬型スプレイヘッダ及び可搬型スプレイ設備流量計を使用済燃料受入れ・貯

蔵建屋内へ運搬する。

- 5) 実施組織要員は、燃料貯蔵プール等の近傍に可搬型スプレイヘッダを設置し固定する。
- 6) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースを敷設し、可搬型スプレイ設備流量計を設置する。
- 7) 実施組織要員は、可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースを接続し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等に水をスプレイするための系統を構築する。
- 8) 実施組織要員は、代替補給水設備（スプレイ）による燃料貯蔵プール等への水のスプレイの準備が完了したことを、実施責任者に報告する。
- 9) 実施責任者は、代替補給水設備（スプレイ）による燃料貯蔵プール等への水のスプレイを指示する。
- 10) 実施組織要員は、大型移送ポンプ車を起動し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等に水をスプレイする。また、可搬型スプレイ設備流量計によりスプレイ流量を確認する。
- 11) 実施組織要員は、代替補給水設備（スプレイ）による水のスプレイにより、燃料貯蔵プール等に水がスプレイされていること及びスプレイ流量を確認するとともに、実施責任者へ報告する。
- 12) 実施責任者は、燃料貯蔵プール等に水がスプレイされていることを確認することにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、使用済燃料の損傷時に、できる限り大気中への放射性物質の放出を低減できていると判断する。燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、使用済燃料の損傷時に、できる限り大気中への放射性物質の放出を低減できているこ

とを判断するために必要な監視項目はスプレイ流量である。

- (ii) 実施責任者は、代替補給水設備（スプレイ）による水のスプレイにより、燃料貯蔵プール等に水がスプレイされていること、スプレイ流量を確認すること、その他機器等の異常がないことの確認を継続することを、実施組織要員に指示する。

(iii) 操作の成立性

上記の操作は、建屋内の実施組織要員 16 人、建屋外の実施組織要員 14 人の合計 30 人体制にて作業を実施した場合、作業開始の判断から代替補給水設備（スプレイ）を使用した燃料貯蔵プール等への水のスプレイ開始まで 14 時間以内に実施可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

ii. 資機材によるプール水の漏えい緩和

燃料貯蔵プール等から水が漏えいしている場合、止水材により漏えい箇所を閉塞することにより、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを緩和する手段がある。

(i) 手順着手の判断基準

燃料貯蔵プール等からの水の漏えいが継続している場合で、燃料貯蔵プール等近傍での作業が可能な場合。(第5-4表)

(ii) 操作手順

止水材（ステンレス鋼板、ロープ等）による漏えい緩和の概要は以下のとおり。

手順の対応フローを第5-13図、タイムチャートを第5-14図に示す。

- 1) 実施責任者は、着手の判断基準に基づき、実施組織要員に止水材による漏えい緩和を指示する。
- 2) 実施組織要員は、燃料貯蔵プール等漏えい検知装置又は目視により、漏えい箇所を確認する。
- 3) 実施組織要員は、運搬車により止水材（ステンレス鋼板、ロープ等）を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍へ運搬する。
- 4) 実施組織要員は、止水材（ステンレス鋼板、ロープ等）を漏えい箇所近傍へ運搬する。
- 5) 実施組織要員は、燃料貯蔵プール上部から、ステンレス鋼板をロープ等により吊り降ろし、漏えい箇所を塞ぐ。
- 6) 実施組織要員は、漏えいが緩和されていることを確認するとともに、実施責任者へ報告する。
- 7) 実施責任者は、燃料貯蔵プール等漏えい検知装置又は代替計測制御設備により、漏えい量の減少や水位低下が停止したことを確認し、漏えい緩和対策が成功したと判断する。

また、内的事象により発生する重大事故等への対処においては、

「(8) 電源の確保に関する手順等」及び「(9) 事故時の計装に関する手順等」に記載する設計基準対象の施設の電源設備及び計測制御設備をそれぞれ用いる。

(iii) 操作の成立性

上記の操作は、実施組織要員2人にて作業を実施した場合、作業開始から燃料貯蔵プール等からの水の漏えい緩和措置完了まで2時間以内で実施可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

iii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第5-8図に示す。

代替補給水設備（注水）による注水能力以上の水位低下が確認された場合には、水位低警報又は温度高警報の発報により事象の把握をするとともに、代替計測制御設備により、燃料貯蔵プール等の状態監視を行う。

代替補給水設備（注水）による注水能力以上の水位低下が確認された

場合には、代替補給水設備（スプレイ）による水のスプレイの対応手順に従い、燃料貯蔵プール等へ水のスプレイを実施し、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、使用済燃料の損傷時に、できる限り大気中への放射性物質の放出を低減する。

代替補給水設備（注水）による注水を実施しても燃料貯蔵プール等からの水の漏えいが継続している場合は、漏えい量が緩和できればその後の対応に安全余裕が生じることから、燃料貯蔵プール等近傍での作業が可能な場合には、資機材によるプール水の漏えい緩和の対応手順に従い、止水材等による漏えい箇所の閉塞を実施し、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを緩和する。ただし、漏えい緩和には不確定要素が多いことから、代替補給水設備（スプレイ）による水のスプレイを実施する。

(c) 燃料貯蔵プール等の監視のための手順

i . 燃料貯蔵プール等の状況監視

(i) 燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備

計測機器（非常用のものを含む）の直流電源の喪失その他機器の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な情報を把握することが困難となった場合に、燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備により、燃料貯蔵プール等の水位、水温並びに燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、変動する可能性のある範囲にわたり測定し、及び燃料貯蔵プール等の状態を監視する。

本対応で用いる手順等については、「(9) 事故時の計装に関する手順等」に示す。

(d) その他の手順項目について考慮する手順

燃料貯蔵プール等への注水等の対処を継続するために、第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽に水を補給する手順については、「(7)重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

可搬型計測ユニットに使用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の接続、可搬型発電機等への燃料補給の手順については、「(8) 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

第5-1表 機能喪失を想定する設計基準対処設備と整備する
対応手段、対処設備、手順書一覧（1／4）

| 分類 | 機能喪失を想定する設備 | 対応手段 | 対処設備 | 手順書 |
|----------------------|---|-------------------|---|--|
| 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部電源 ・第1非常用ディーゼル発電機 ・プール水冷却系ポンプ及び配管 ・安全冷却水系冷却水循環ポンプ及び配管 ・補給水設備ポンプ及び配管 ・安全冷却水系冷却塔及び配管 ・非常用所内電源系統 ・計測制御設備 | 可搬型中型移送ポンプによる注水 | <ul style="list-style-type: none"> ・代替補給水設備（注水） 可搬型中型移送ポンプ 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 可搬型中型移送ポンプ運搬車 ホース展張車 運搬車 ・代替給水処理設備 第1貯水槽 ・補機駆動用燃料補給設備 軽油貯蔵タンク 軽油用タンクローリ ・代替計測制御設備 可搬型代替注水設備流量計 | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料管理課 重大事故等発生時対応手順書 ・防災管理課 重大事故等発生時対応手順書 |
| | | 漏えい抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ 止水板及び蓋 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・外部電源 ・第1非常用ディーゼル発電機 | 共通電源車を用いた冷却機能等の回復 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常用所内電源系統 6.9kV非常用母線 460V非常用母線 共通電源車 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク ケーブル及び電路 第1非常用直流電源設備 非常用計測制御用交流電源設備 ・代替所内電源系統 可搬型電源ケーブル 可搬型燃料供給ホース 燃料供給ポンプ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル | 自主対策設備 ・燃料管理課 重大事故等発生時対応手順書 |

第5-1表 機能喪失を想定する設計基準対処設備と整備する
対応手段、対処設備、手順書一覧（2／4）

| 分類 | 機能喪失を想定する 設備 | 対応 手段 | 対処設備 | 手順書 |
|----------------------|--|-----------------|--|---|
| 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール ・燃料取出しひつ ・燃料仮置きひつ ・燃料送出しひつ ・チャンネルボックス・バーナフ^ルボイシン取扱ひつ ・燃料移送水路 | 大型移送ポンプ車によるスプレイ | <ul style="list-style-type: none"> ・代替補給水設備（スプレイ） 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 可搬型スプレイヘッド ホース展張車 運搬車 ・代替給水処理設備 第1貯水槽 ・補機駆動用燃料補給設備 軽油貯蔵タンク 軽油用タンクローリー 代替計測制御設備 可搬型スプレイ設備流量計 | <p>重大事故等対処設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料管理課 重大事故等発生時対応手順書 ・防災管理課 重大事故等発生時対応手順書 |
| | | 資機材による漏えい緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他設備（資機材） 止水材（ステンレス鋼板、ロープ等） ・漏えい検知設備 燃料貯蔵プール等漏えい検知装置 | 自主対策設備 |

第5-1表 機能喪失を想定する設計基準対処設備と整備する
対応手段、対処設備、手順書一覧（3／4）

| 分類 | 機能喪失を想定する 設備 | 対応 手段 | 対処設備 | 手順書 |
|----------------------|---|-----------|---|--|
| 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール等水位計 ・燃料貯蔵プール等温度計 ・燃料貯蔵プール等空間線量率計 | 監視設備による監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・代替計測制御設備 可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式） 可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー） 可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式） 可搬型燃料貯蔵プール等水位計（ページ式） 可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ式） 可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体） 可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ） 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計） 可搬型計測ユニット 可搬型監視ユニット 可搬型計測ユニット用空気圧縮機 可搬型空冷ユニットA 可搬型空冷ユニットB 可搬型空冷ユニットC 可搬型空冷ユニットD 可搬型空冷ユニットE けん引車 ・代替補給水設備 運搬車 ・代替電源設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 ・代替所内電気設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル ・補機駆動用燃料補給設備 軽油貯蔵タンク 軽油用タンククローリー | <p>・燃料管理 課 重大事 故等發生時 対応手順書</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>・防災管理 課 重大事 故等發生時 対応手順書</p> |

第5-1表 機能喪失を想定する設計基準対処設備と整備する
対応手段、対処設備、手順書一覧（4／4）

| 分類 | 機能喪失を想定する 設備 | 対応 手段 | 対処設備 | 手順書 |
|----------------------|--|----------|--|--|
| 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための対応手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール等水位計 ・燃料貯蔵プール等温度計 | 監視設備の保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・代替計測制御設備 可搬型計測ユニット 可搬型監視ユニット 可搬型計測ユニット用空気圧縮機 可搬型空冷ユニット用ホース 可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース 可搬型空冷ユニットA 可搬型空冷ユニットB 可搬型空冷ユニットC 可搬型空冷ユニットD 可搬型空冷ユニットE 可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計（機器付） 可搬型空冷ユニット出口圧力計（機器付） 可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計（機器付） 可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計（機器付） 可搬型監視カメラ入口空気流量計（機器付） 可搬型線量率計入口空気流量計（機器付） けん引車 <ul style="list-style-type: none"> ・代替補給水設備 運搬車 <ul style="list-style-type: none"> ・補機駆動用燃料補給設備 軽油貯蔵タンク 軽油用タンクローリー | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料管理課 重大事故等発生時対応手順書 <p style="text-align: center;">重大事故等対処設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災管理課 重大事故等発生時対応手順書 |

第5-3表 計装設備の主要設備の仕様（1／2）

| 対応手段 | 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 | | 監視パラメータ（計器） | | |
|--|------------------------|---|--|--|--|
| 1.5.3.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えい発生時の対応手順 | | | | | |
| (1) 燃料貯蔵プール等への注水 | | | | | |
| ・燃料管理課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | プール水冷却系の機能喪失 安全冷却水系の機能喪失 補給水設備の機能喪失 燃料貯蔵プール等水位 | 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (超音波式) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (メジャー) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (電波式) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (ページ式) | | |
| | 操作 | 燃料貯蔵プール等水位、温度 | 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (超音波式) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (メジャー) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (電波式) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (ページ式) 可搬型燃料貯蔵プール等温度計 (サーミスタ式) 可搬型燃料貯蔵プール等温度計 (測温抵抗体) | | |
| | | 注水流量 | 可搬型代替注水設備流量計 | | |
| 1.5.3.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えい発生時の対応手順 | | | | | |
| (2) 共通電源車を用いた冷却機能等の回復 | | | | | |
| ・燃料管理課 重大事故等発生時対応手順書 | 判断基準 | 非常用母線の母線電圧 燃料貯蔵プール等水位 燃料貯蔵プール等温度 | M/C母線電圧計 燃料貯蔵プール等水位計 燃料貯蔵プール等温度計 | | |
| | 操作 | 冷却機能及び注水機能の流量 | 安全冷却水系冷却水循環ポンプ 出口流量計 プール水冷却系ポンプ出口流量 計 補給水設備ポンプ出口流量計 | | |

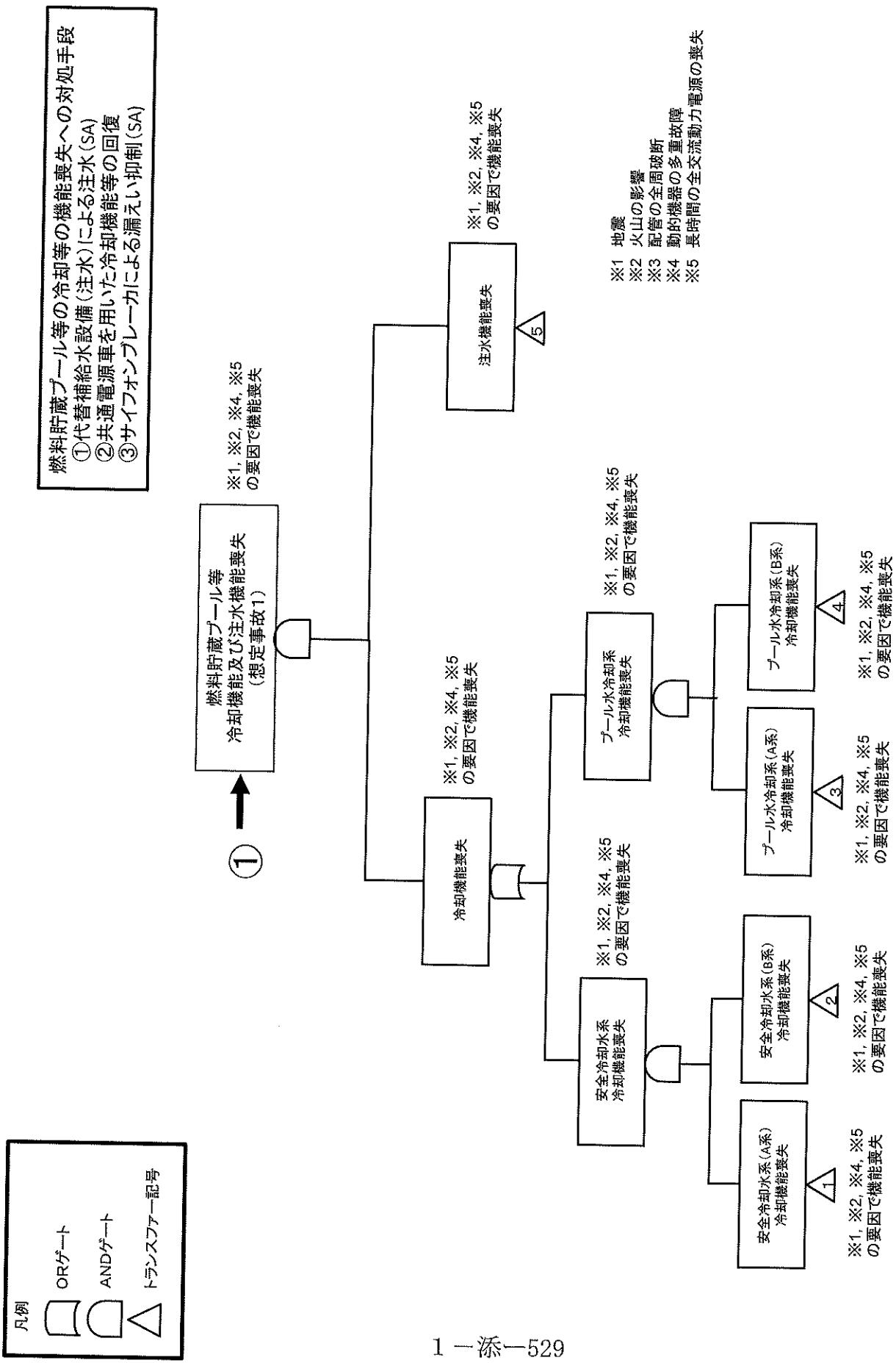
第5-3表 計装設備の主要設備の仕様(2/2)

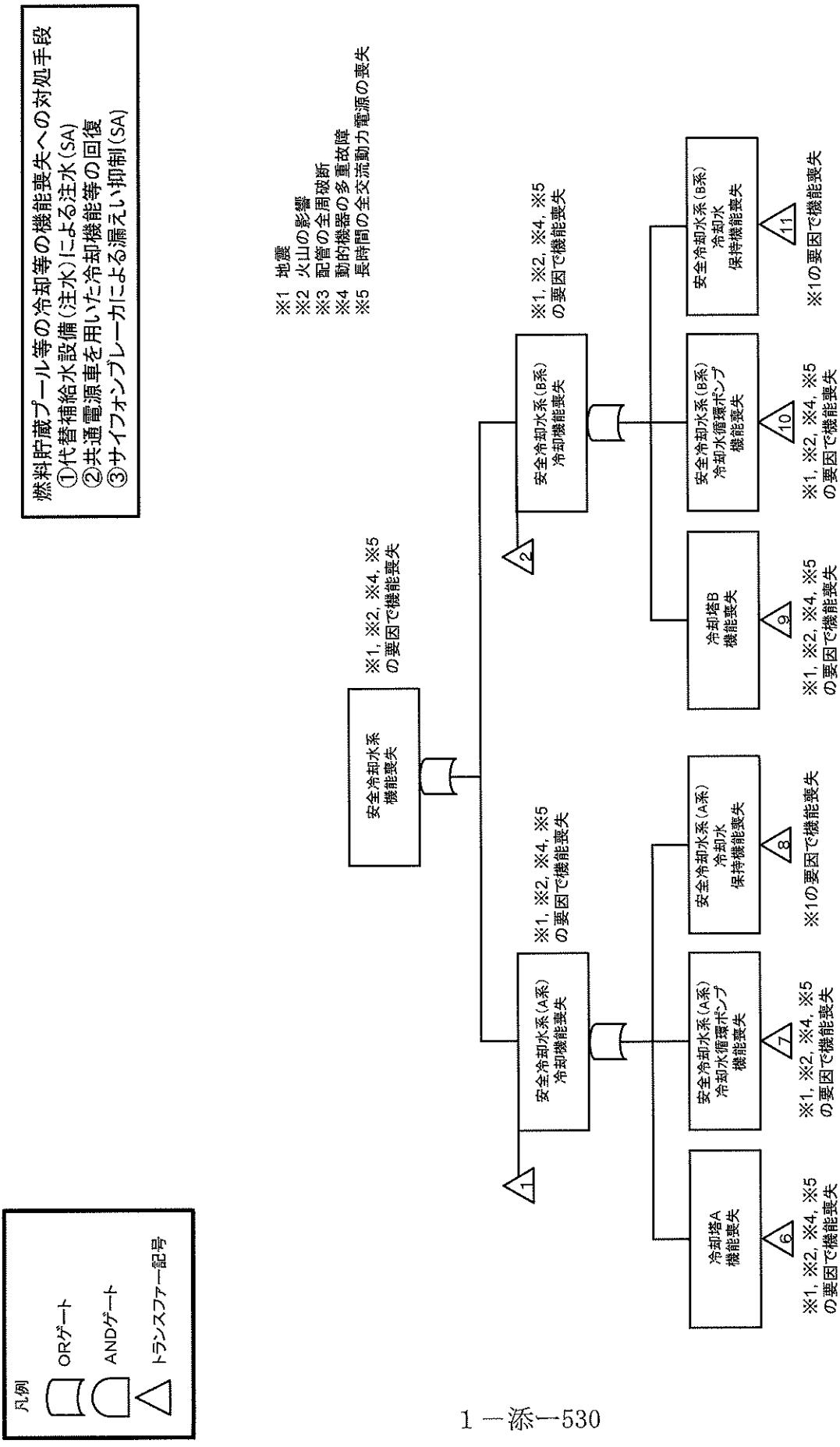
| 対応手段 | 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 | | 監視パラメータ(計器) |
|--|------------------------|--------------------------|--|
| 1.5.3.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 大型移送ポンプ車によるスプレイ | | | |
| ・燃料管理課 重大事故 等発生時対応手順書 | 判断基準 | 燃料貯蔵プール等水位 燃料貯蔵プール等温度 | 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (超音波式) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (メジャー) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (電波式) 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (ページ式) 可搬型燃料貯蔵プール等温度計 (サーミスタ式) 可搬型燃料貯蔵プール等温度計 (測温抵抗体) |
| | 操作 | 燃料貯蔵プール等水位 スプレイ流量 | 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (電波式) 可搬型スプレイ設備流量計 |

| 分類 | 手順 | 手順着手判断 | 実施の判断基準 | | その他の判断 (系統選択の判断) | | 備考 | |
|---|---------------------------|---|--|---|------------------|------|---------------------------------|------|
| | | | 判断基準 | 計測範囲 | 判断基準 | 計測範囲 | | |
| 使用済燃料の損傷の防止のための対応 代替補給水設備 (注水)による注水 | | 以下のレザーフィール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能の喪失並びに補給水設備及び給水処理設備の注水機能が喪失した場合、若しくはそのそれがおる場合、又は燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合。 | 目標水位-50mm | 燃料貯蔵プール等の冷却機能及び生水機能の喪失時は、通常水位である燃料貯蔵プール底面より11.5m。 燃料貯蔵プール等からの水の漏えい及び燃料貯蔵プール等から現場確認結果を踏まえてアグセス及び設置可能なルートを選択する。 燃料貯蔵プール等からの水の漏えい及び燃料貯蔵プール等の冷却機能の喪失時は、通常水位である燃料貯蔵プール底面より11.5m。 | 停止の判断基準 | 計測範囲 | 停止の判断基準 | 計測範囲 |
| 失速電源車を用いた冷却機能及び注水機能の回復 | 代替補給水設備 (スプレイ)による漏えい対応 | ①交流動力電源喪失が発生した場合。 ②その他外的要因によるブール水冷却系、安全冷却水系、補給水設備、給水処理設備の静的機器の複数系列構成及びブール水冷却系、安全冷却水系、補給水設備、給水処理設備の動的機器の複数同時機能喪失の場合 | 外部電源喪失か第1非常用ディーゼル發電機の全台故障により、冷却機能及び注水機能が喪失した場合。ただし、機器損傷の恐れがある場合は除外。 | 準備完了後、直ちに実施する。 | — | — | 現場確認結果により、給電可能な系統を選択する。 | — |
| | 資機材による漏えい対応 | 代替補給水設備(注水)による燃料貯蔵プール等への注水を行っても水位低下が確認する場合又は初期対応による確認の結果、水位低下量が40mm/30分を上回ることを確認した場合 | 代替補給水設備(注水)による燃料貯蔵プール等への注水を行っても水位低下が確認する場合又は初期対応による確認の結果、水位低下量が40mm/30分を上回ることを確認した場合 | 準備完了後、直ちに実施する。 | — | — | 現場確認結果を踏まえてアグセス及び設置可能なルートを選択する。 | — |
| | | | 燃料貯蔵プール等からの水の漏えいが推測している場合で、燃料貯蔵プール等近傍での作業が可能な場合 | 準備完了後、直ちに実施する。 | — | — | — | — |

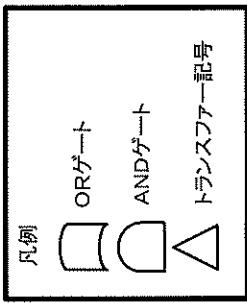
| 分類 | 手順 | 実施の判断基準 | | 停止の判断基準 | その他判断 (系統遮断の判断) | 備考 |
|-------------------|-----------|---|--|---------|-------------------------------------|----|
| | | 判断基準 | 計測範囲 | | | |
| 使用済燃料の損傷の防止のための対応 | 監視設備による監視 | 以下の設備にて監視できない場合 ・燃料貯蔵プール等水位計 ・燃料貯蔵プール等温湿度計 ・燃料貯蔵プール等空間隙量率計 ・燃料貯蔵プール等状況監視カメラ | 可搬型燃料貯蔵プール等 水位計(超音波式) : 0.6 ~ 1.6m 可搬型燃料貯蔵プール等 水位計(バーマー) : 0 ~ 2m 可搬型燃料貯蔵プール等 水位計(電波式) : 0.5 ~ 1.1.5m 可搬型燃料貯蔵プール等 水位計(ページ式) : 0.2 ~ 1.1.5m 可搬型燃料貯蔵プール温 度計(サーミミック式) : 0 ~ 150°C 可搬型燃料貯蔵プール温 度計(測温抵抗体) : 0 ~ 100°C 可搬型燃料貯蔵池水設備流量 計 : 0 ~ 572m ³ /h 可搬型スプレイ設備流量 計 : 0 ~ 107m ³ /h 可搬型燃料貯蔵プール等 空間隙量率計(テーゼイ メータ) 可搬型燃料貯蔵プール等 空間隙量率計(線量率 計) : 1mSv/h ~ 1000Sv/h | — | 現場確認結果を踏まえてアクセス及び撤収可能なレートを選 択する。 | — |
| | 監視設備の保護 | 監視設備の配備完了後 | — | — | 現場確認結果を踏まえてアクセス及び撤収可能なレートを選 択する。 | — |

第5—1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の フォールトツリー分析(1／16)



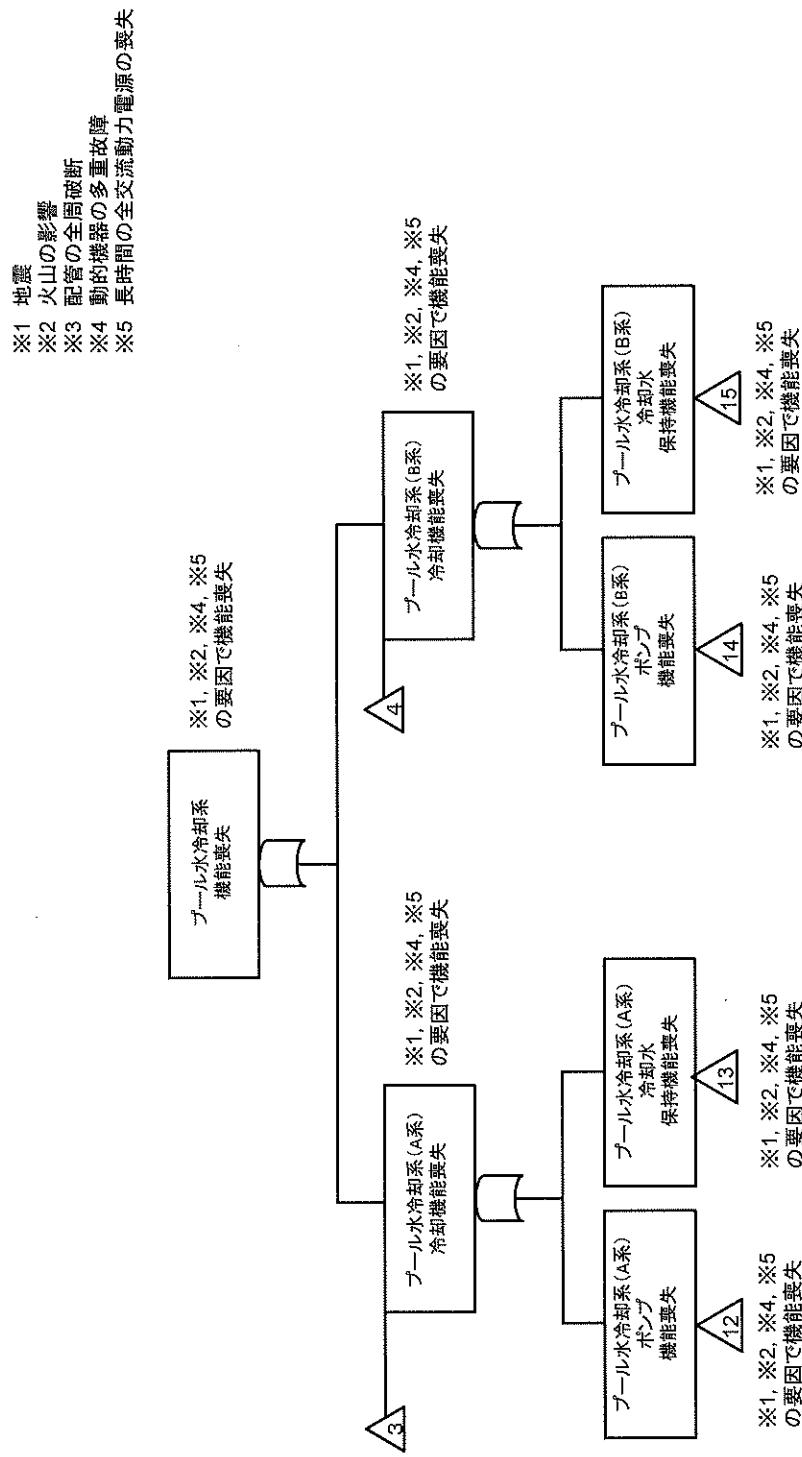


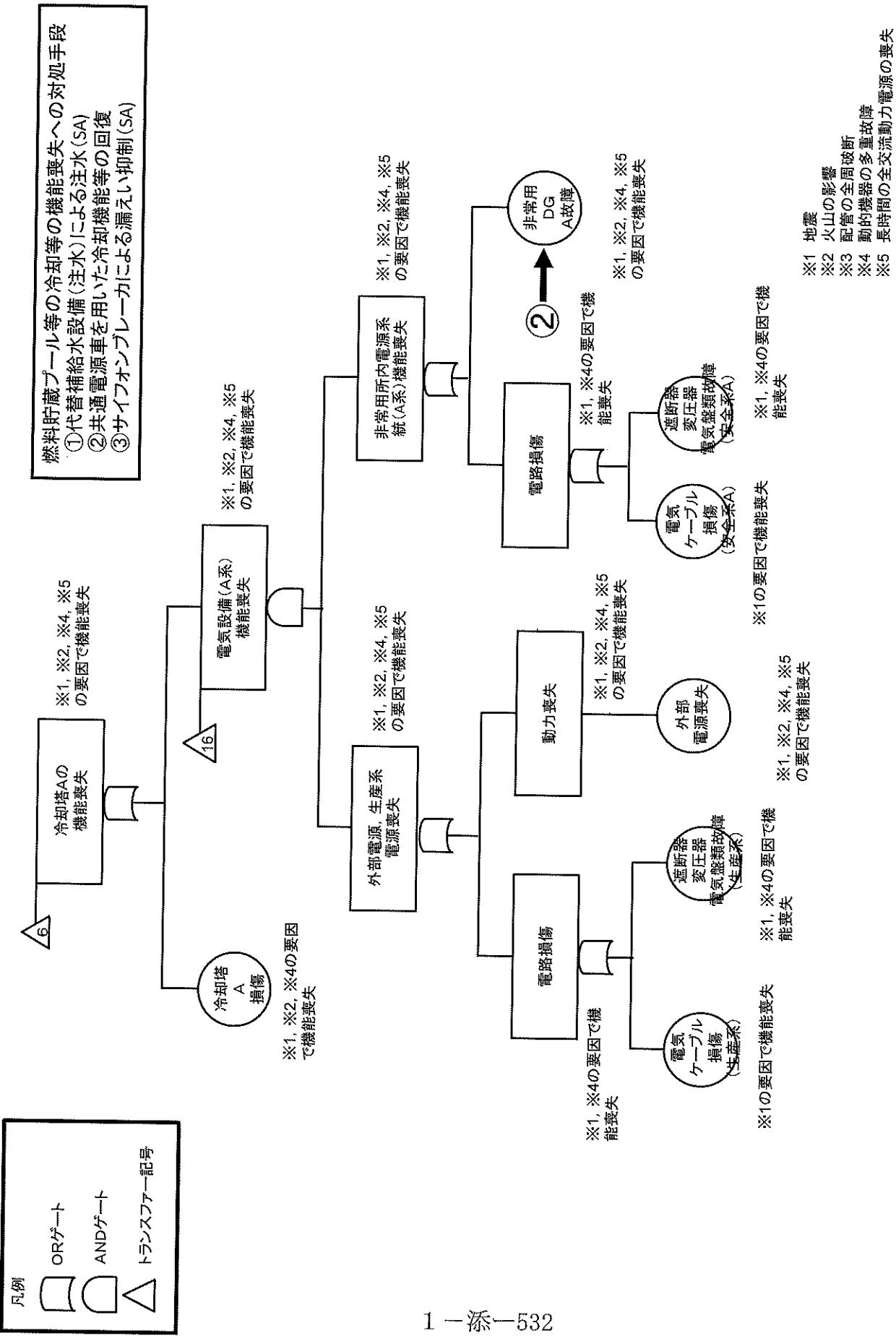
第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(2/16)



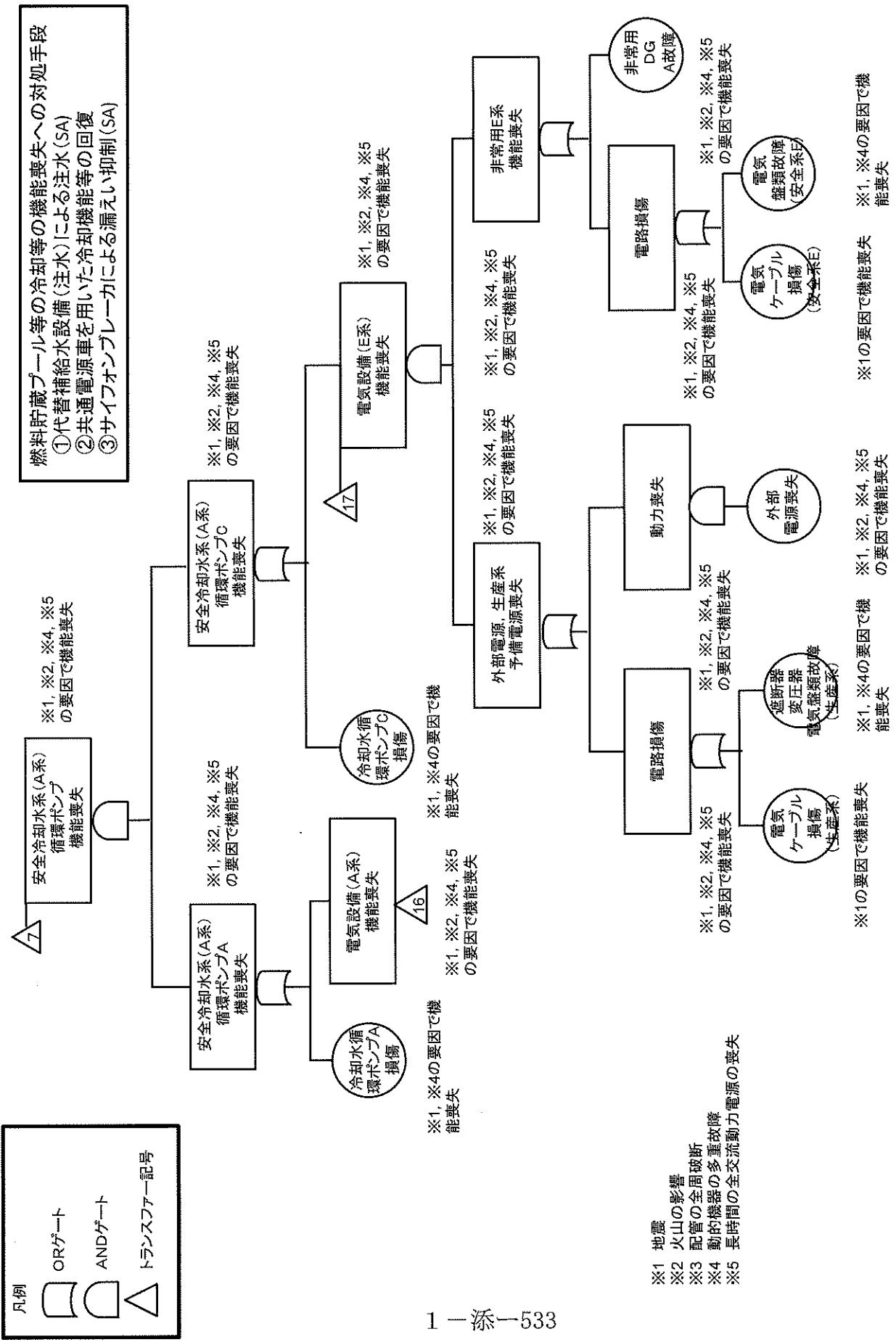
燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処手段

- ①代替補給水設備(注水)による注水(SA)
- ②共通電源車を用いた冷却機能等の回復
- ③サイフォンプレーカによる漏えい抑制(SA)

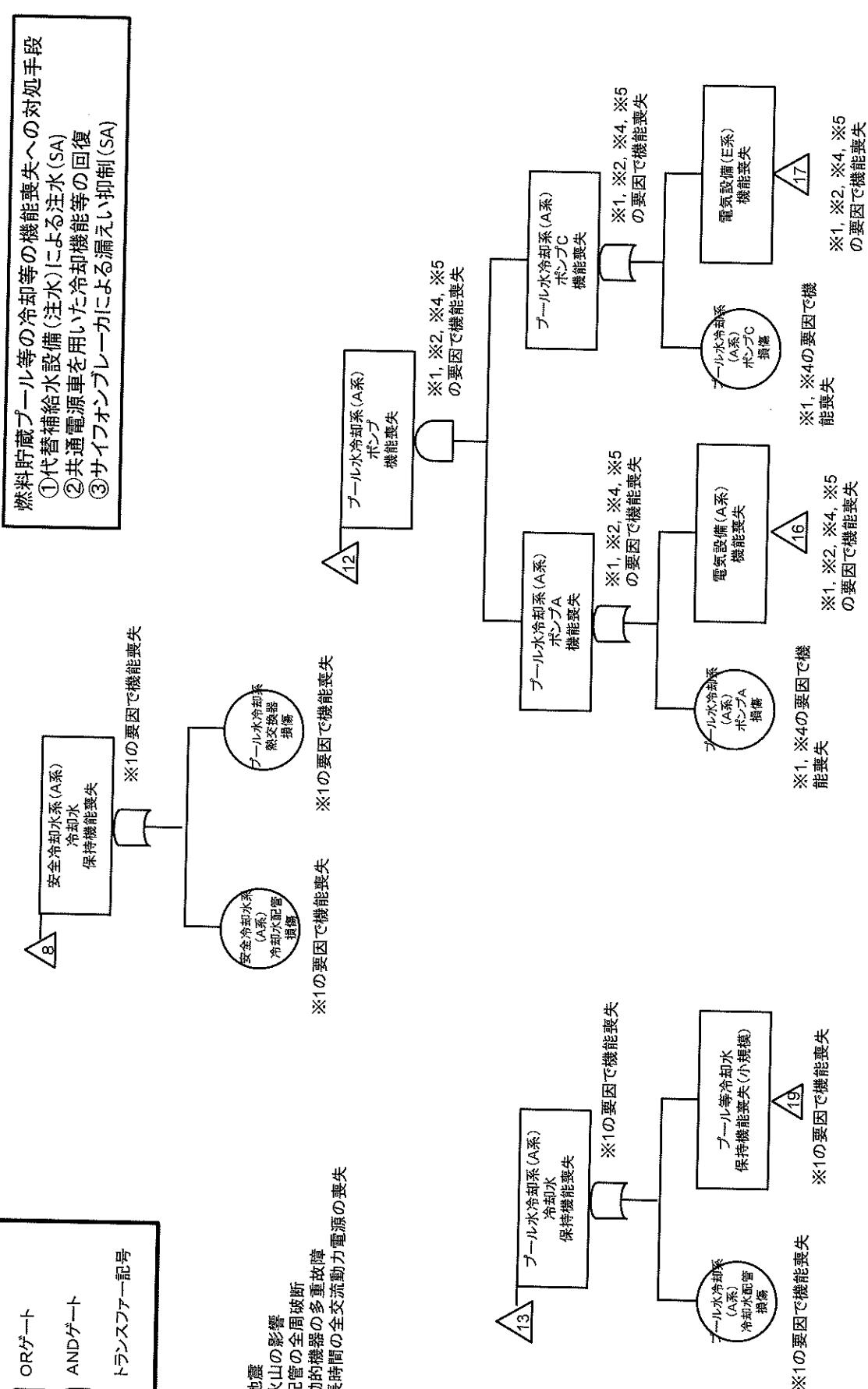
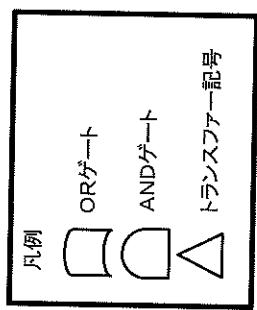




第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の フォールトツリー分析(4／16)

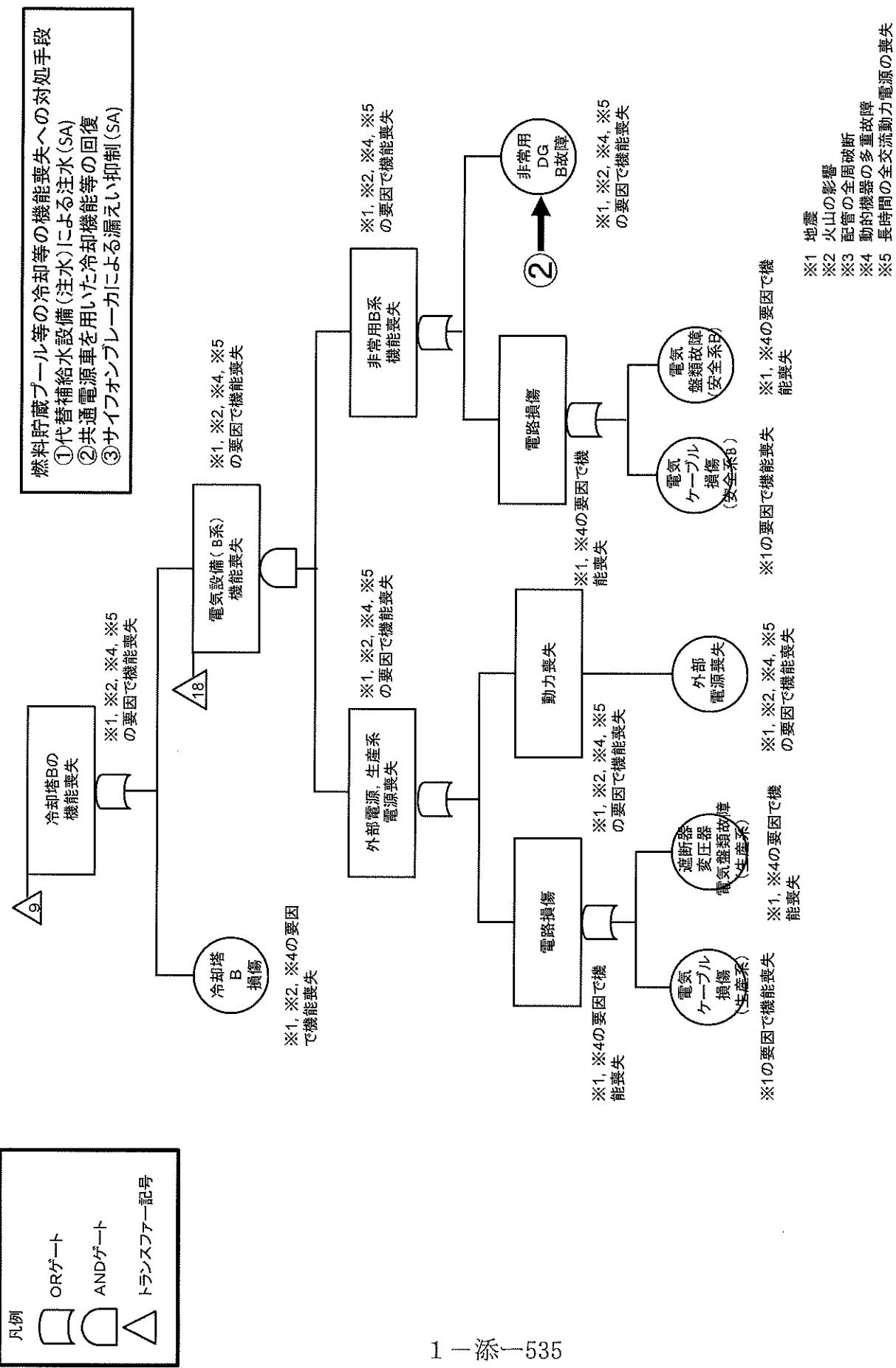


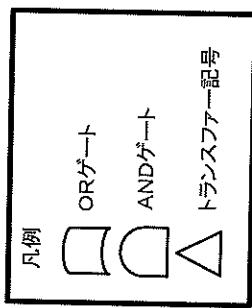
第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(5/16)



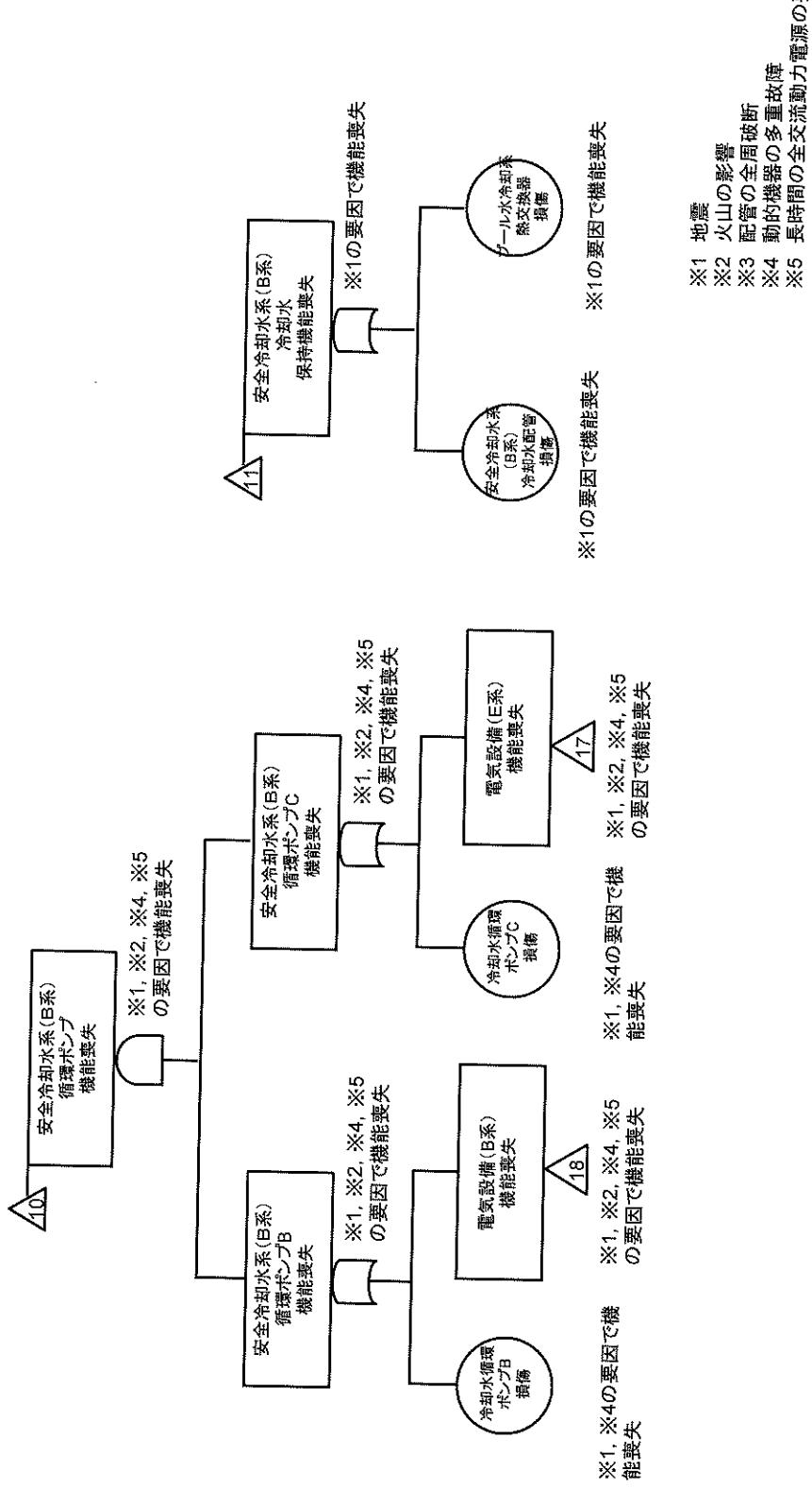
第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(6／16)

第5—1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の フォールトツリー分析(7/16)

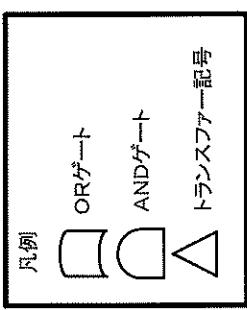




四



第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フルトツリーリー分析(8/16)

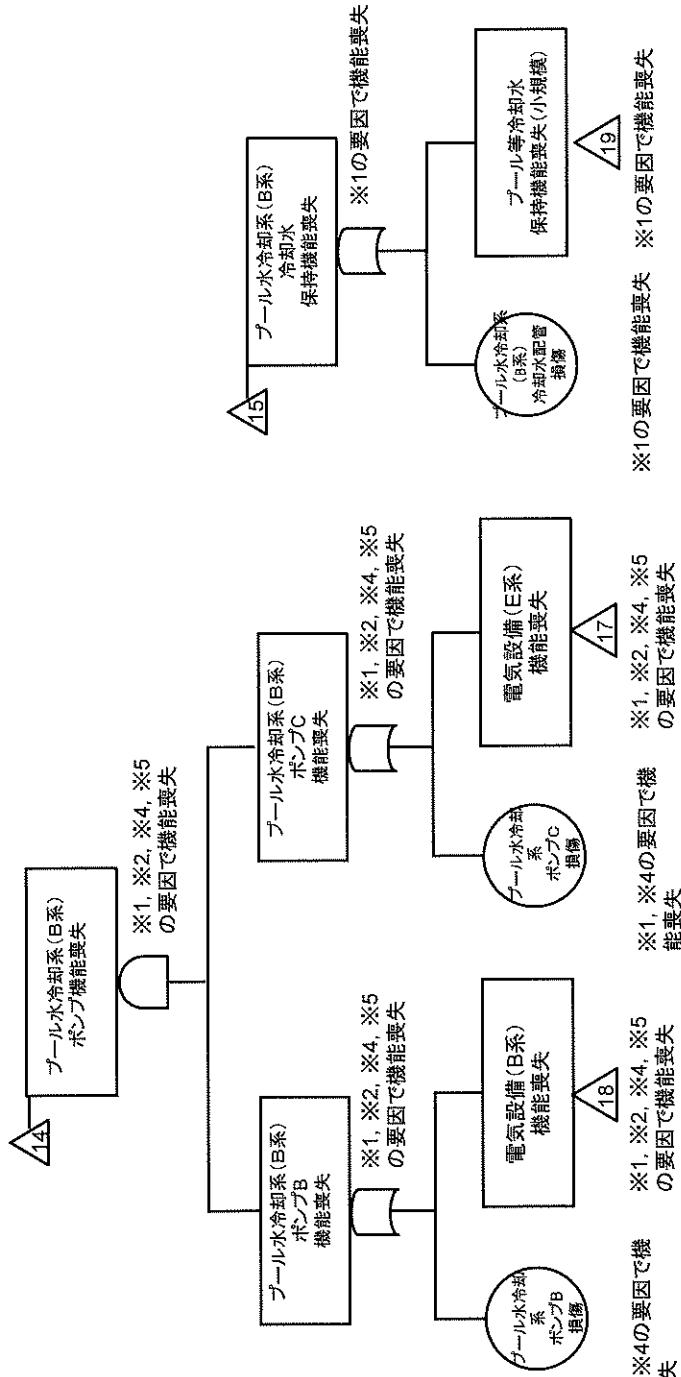


五

ORIGIN

ANDREW

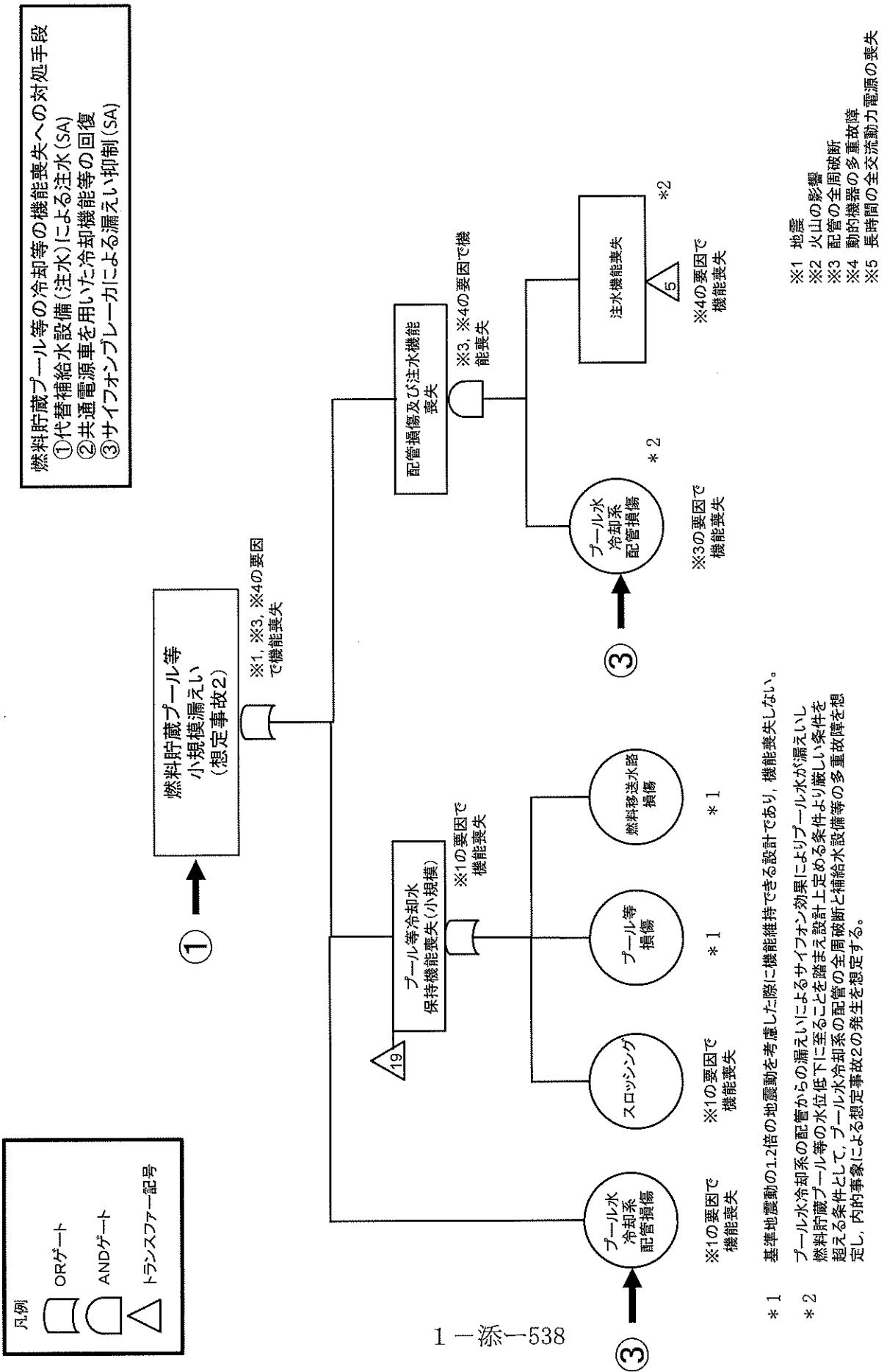
号記アーフラントス



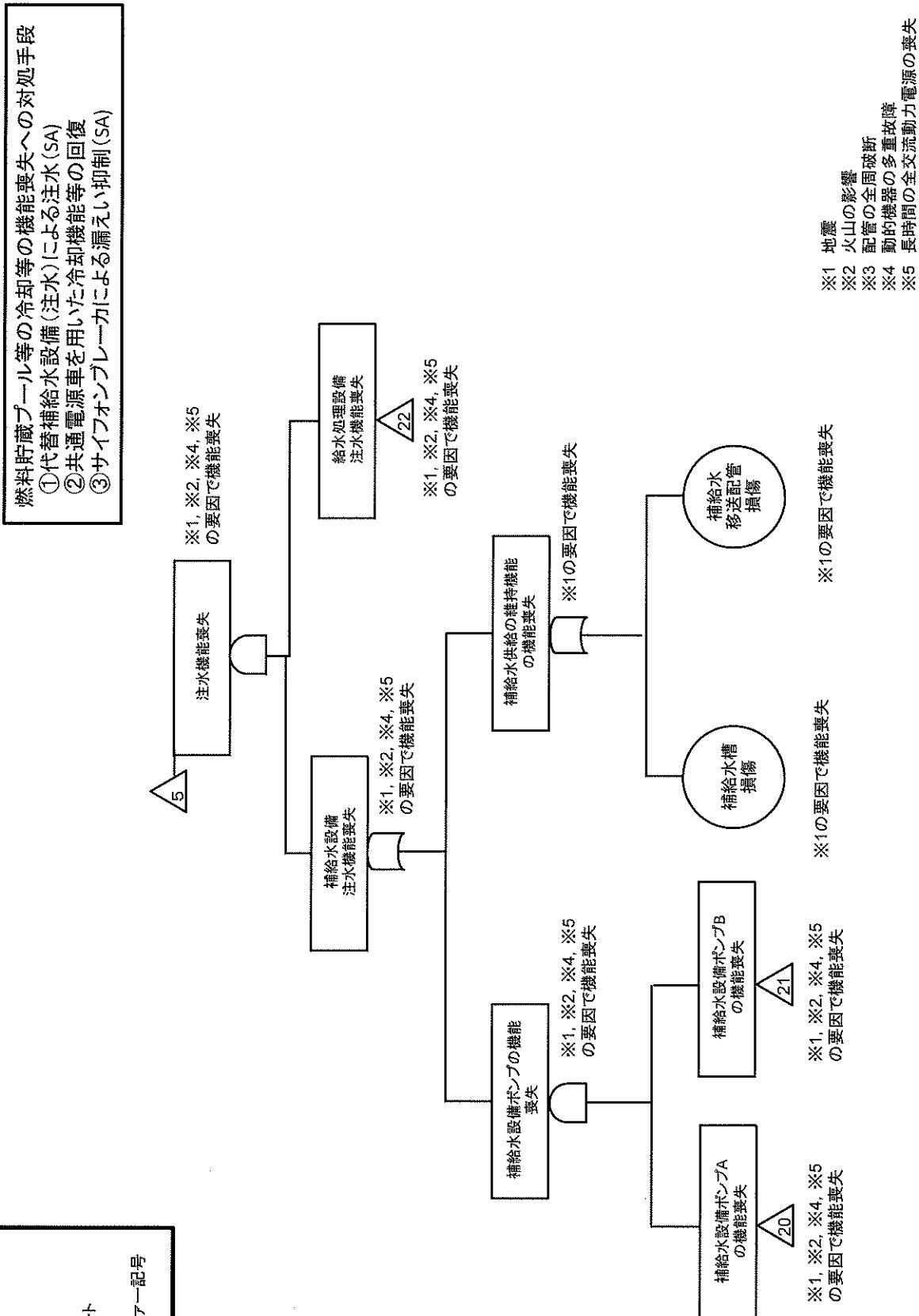
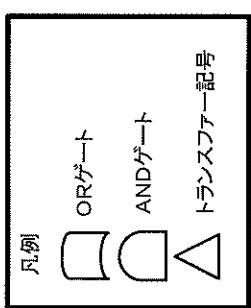
| | | | |
|---------------|---------------------|---------------|---------------------|
| ※1、※4の要因で機能喪失 | ※1、※2、※4、※5の要因で機能喪失 | ※1、※4の要因で機能喪失 | ※1、※2、※4、※5の要因で機能喪失 |
| ※1の要因で機能喪失 | ※1の要因で機能喪失 | ※1の要因で機能喪失 | ※1の要因で機能喪失 |

※1 地震
※2 火山の影響
※3 配管の全崩壊
※4 配管の多重故障
※5 長時間の全交流動力電源の喪失

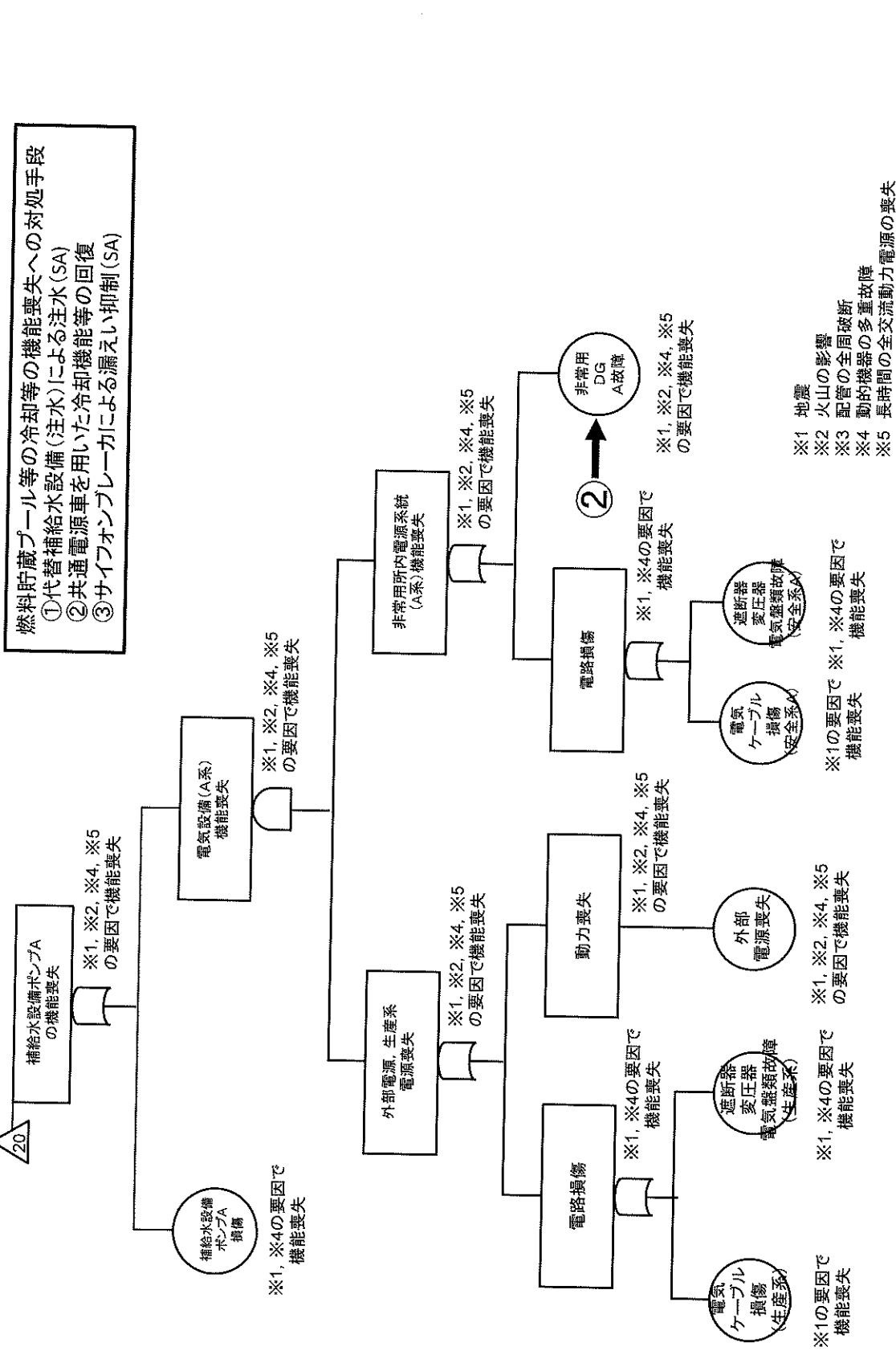
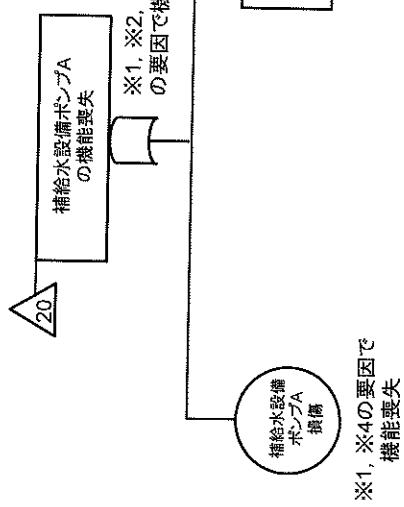
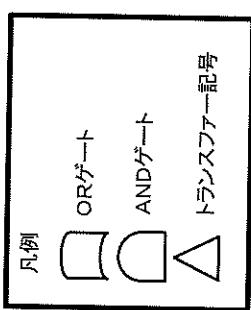
第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
ツリーフォールト分析(9/16)



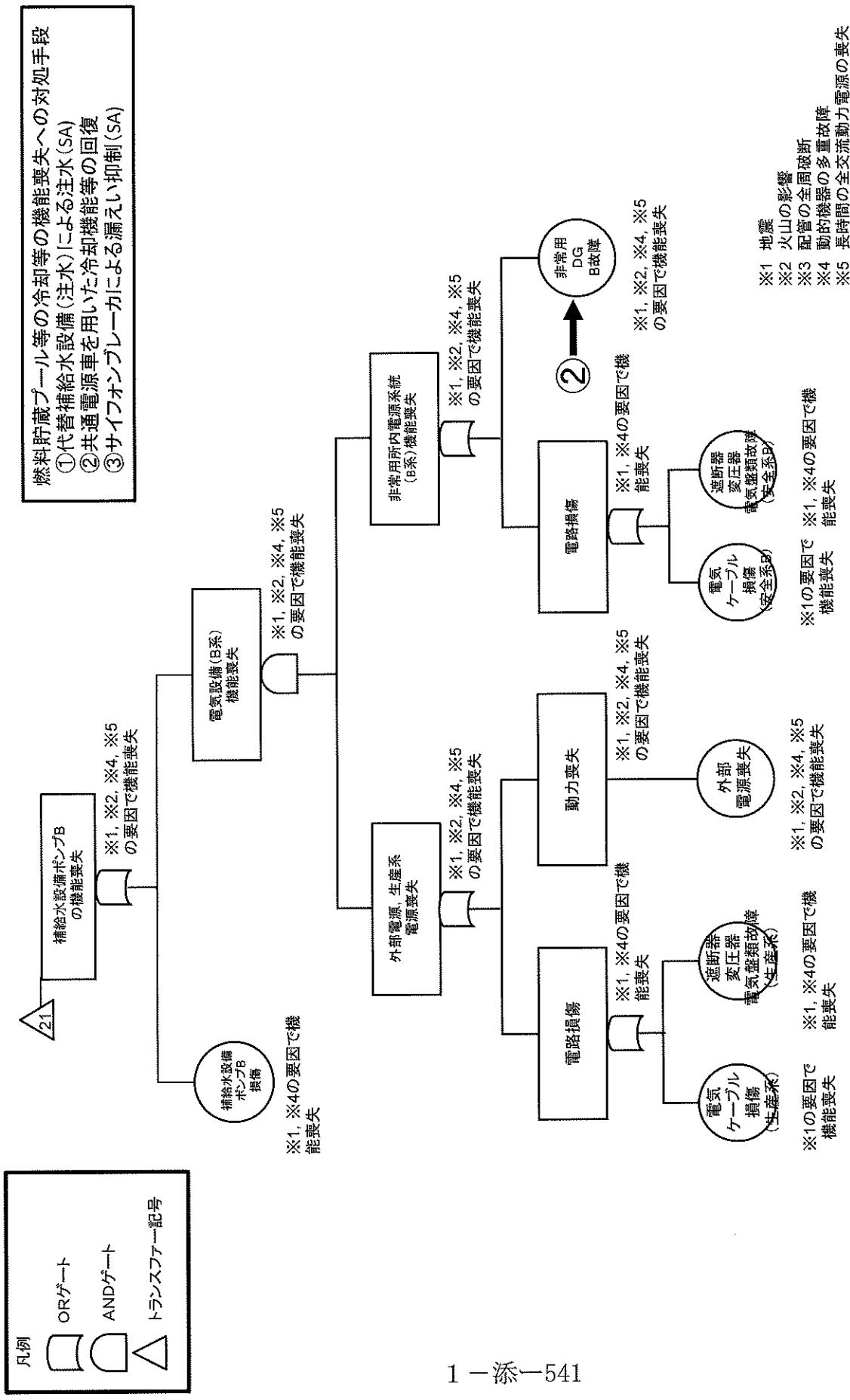
第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(10/16)



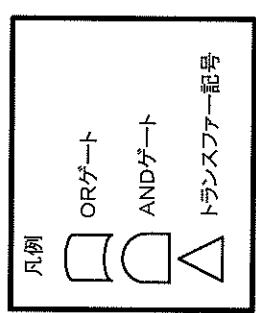
第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(11/16)



第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(12/16)

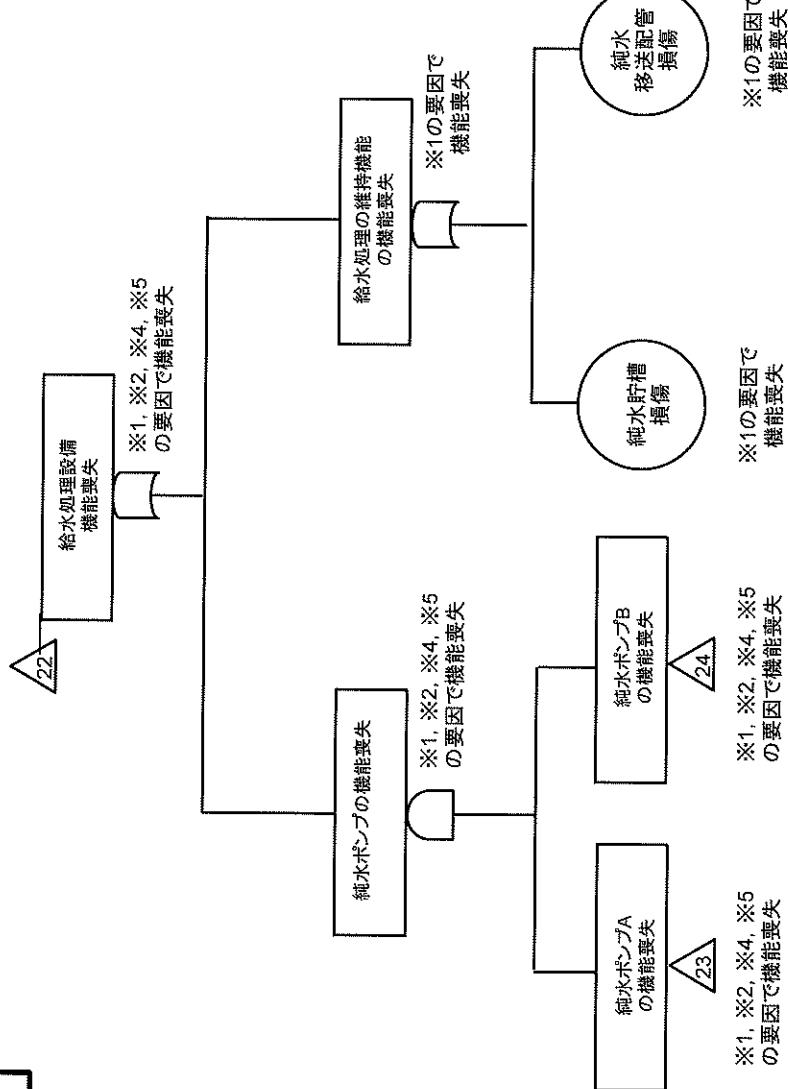


第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(13/16)



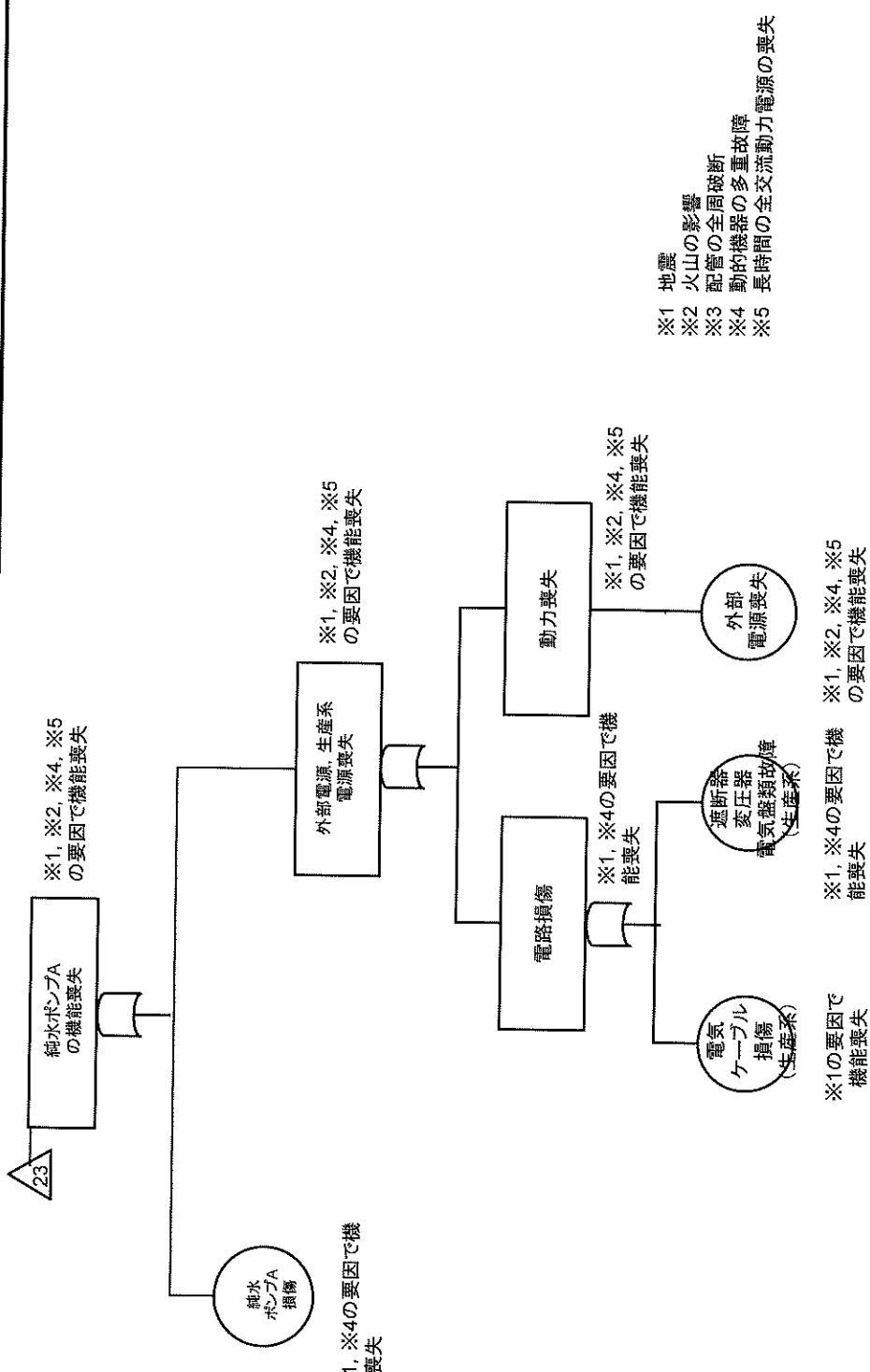
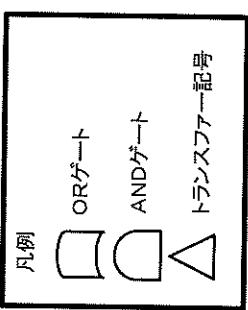
燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処手段

- ①代替補給水設備(注水)による注水(SA)
- ②共通電源車を用いた冷却機能等の回復
- ③サイフォンブレーカによる漏えい抑制(SA)

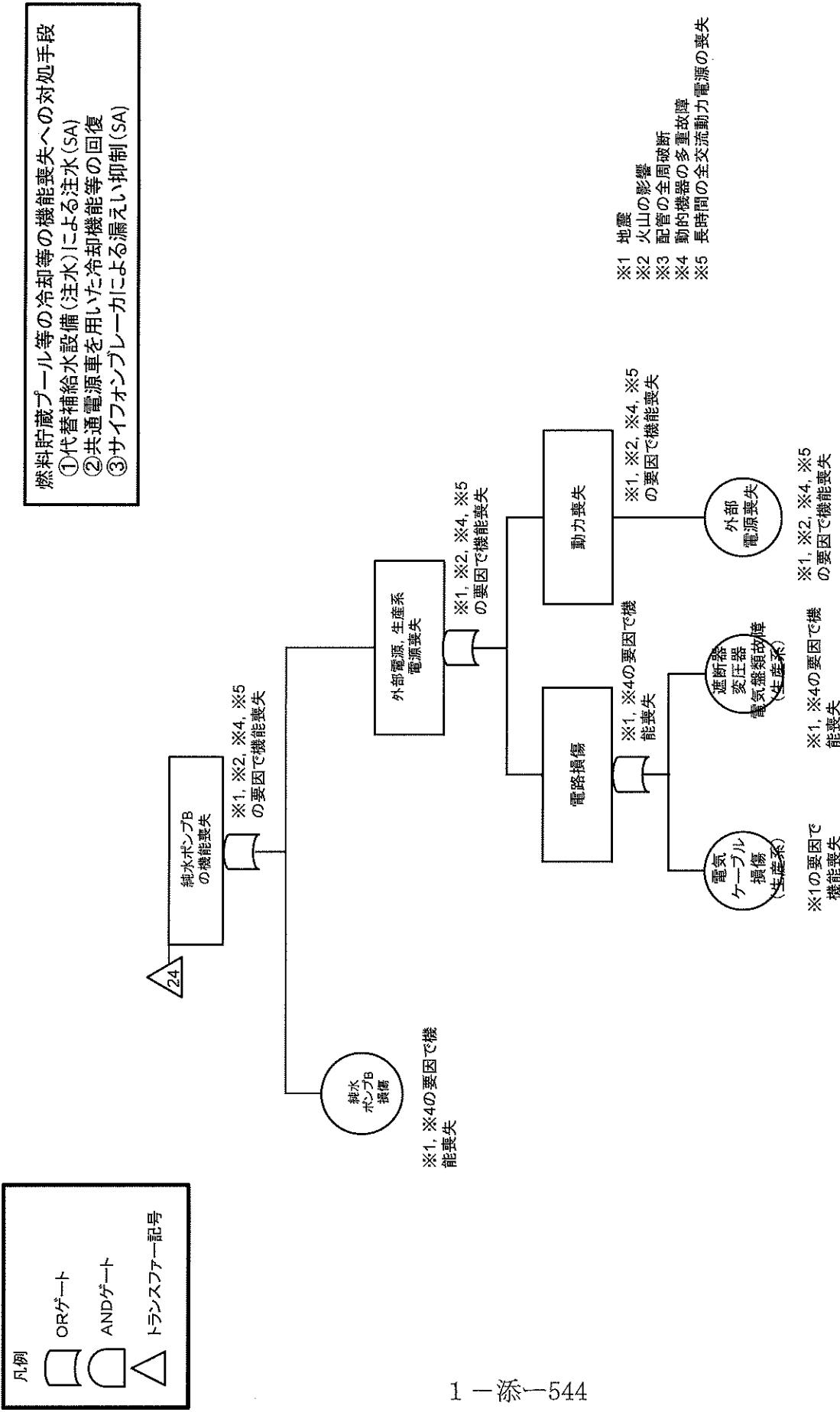


※1 地震
※2 火山の影響
※3 配管の全周破断
※4 動的機器の多重故障
※5 長時間の全交流動力電源の喪失

第5—1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(14／16)

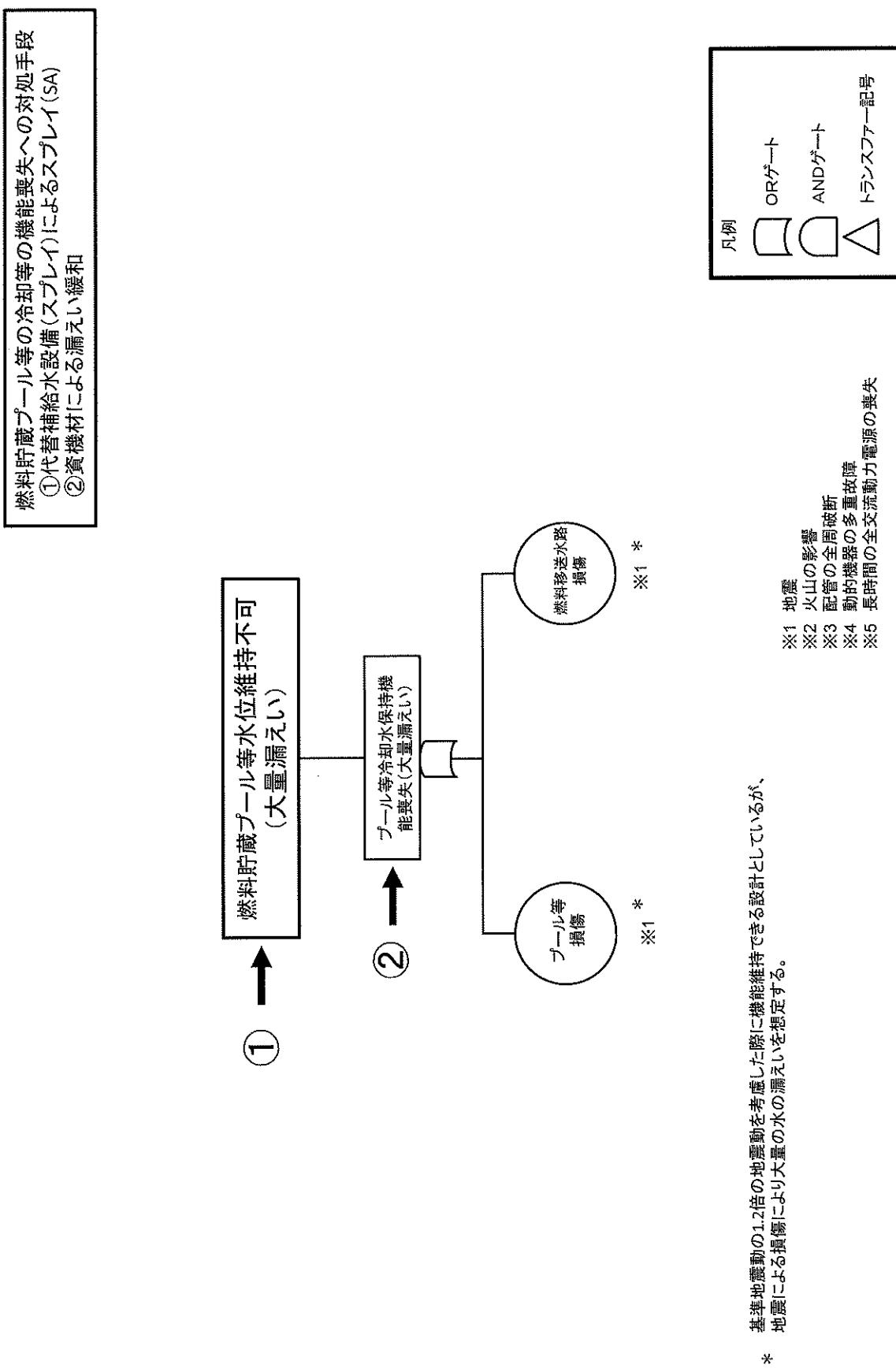


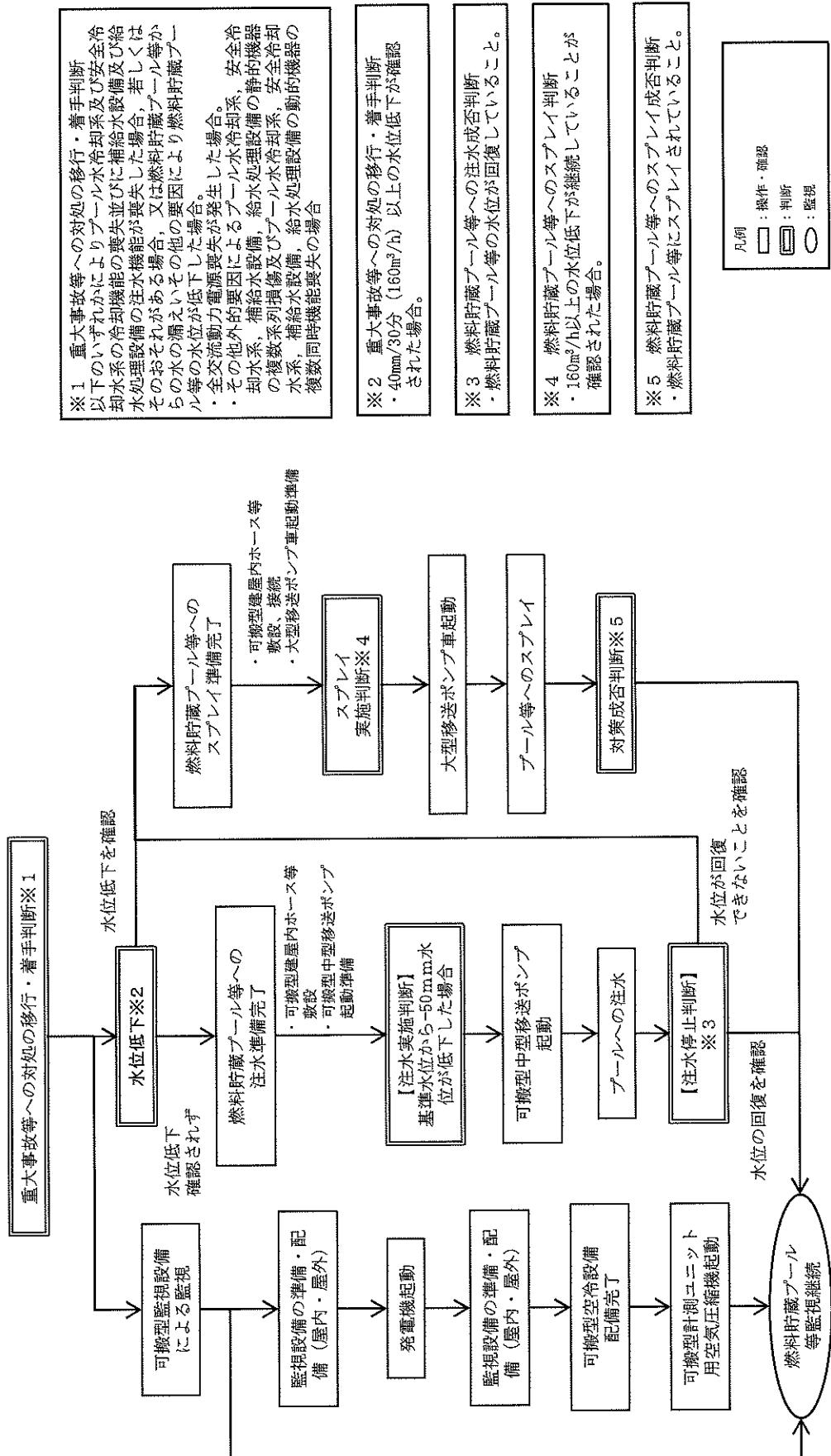
第5-1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の
フォールトツリー分析(15／16)

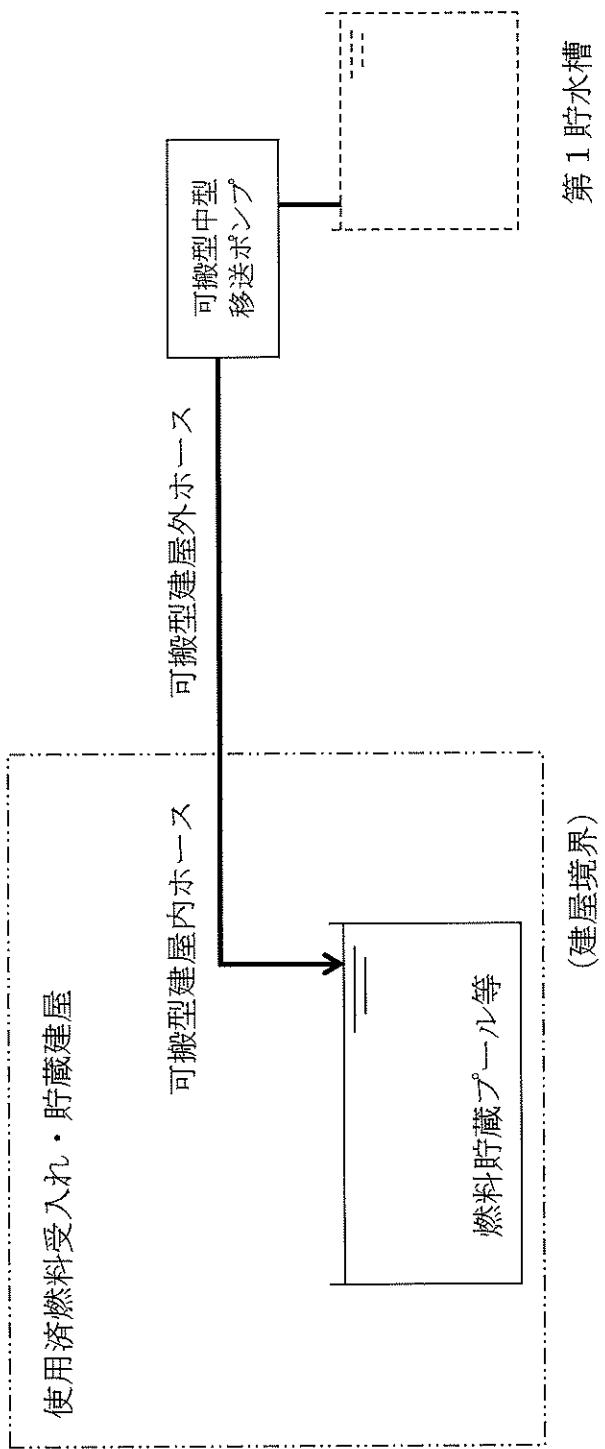


第5－1図(1) 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策の フォールトツリー分析(16／16)

第5-1図(2) 大量の水の漏えい時の燃料損傷緩和対策のフォールトツリー分析







第5—3図 燃料貯蔵プール等への注水 系統概要図

| 対象 | 作業番号 | 作業班 | 作業時間 | | | | | | | | | | | | 作業時間(単位:分) | | | | | | | | | | | | |
|----|------|--|-------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 所要時間※ | (単位:分) | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 |
| F | - | - | 施設責任者 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| F | - | - | 運転対応者 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| F | - | - | 清掃担当者 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| F | - | - | 警備担当者 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| F | - | - | 運送担当者 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| F | 1 | 保守点検の実施並びに調査並びに引取る可燃性瓦斯、液化石油ガス、瓦斯管内ガス、瓦斯管外ガス、瓦斯管内22班、瓦斯管内40班、瓦斯管内21班、瓦斯管外ホース接続 | 10 | 7:50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 2 | ・ホールド操作、瓦斯計装置及び建屋内外ホース接続 | 6 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 3 | ・注水開始・流量計測 | 8 | 0:20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 4 | ・組立脚配筋、ケーブル取扱い・撤収 | 16 | 2:45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 5 | ・監視ユニット・計装ユニットとの接続 | 18 | 0:35 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 6 | ・可燃物発燃の点検 | 8 | 0:20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 7 | ・監視装置の初期起動、状況確認 | 8 | 0:20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 8 | ・冷却タービンの点検 | 8 | 0:40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 9 | ・監視ユニット用ホース接続 | 16 | 2:20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 10 | ・監視ユニット・空冷ユニットとの接続 | 8 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 11 | ・空冷ユニット系作動點、定期点検確認 | 8 | 0:40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※:各作業内容の実施に必要な時間を示す。(複数回に分けて実施の場合は、作業時間の合計)

| 対応 | 作業番号 | 作業班 | 午前班 | | | | | | | | | | | | 午後班(休憩分) | | | | | | | | | | | | |
|----|------|---------------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | | | 要員数 | 24:00 | 25:00 | 26:00 | 27:00 | 28:00 | 29:00 | 30:00 | 31:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 | 25:00 | 26:00 | |
| - | - | モニタ監視 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | - | 社内対応装置 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | - | 測定装置調査 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | - | 委嘱監査 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | - | 計量管理班 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | - | 測定装置 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 1 | 保守場所への移動並びに巡回並びに巡回車による可燃型並大 作業等の実施 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 2 | ホース貯蔵、流量計設置及び流量計ホース接続 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 3 | 注水開始・流量計設置 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 4 | 監視装置記録、ケーブル敷設・接続 監視ユニット・計量ユニットとの接続 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 5 | 監視ユニット・計量ユニットとの接続 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 6 | 初期点火電池充電 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 7 | 監視装置の起動確認・初期設定 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 8 | 冷却ケーブルの配管 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 9 | 空冷ユニット用ホース接続 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 10 | 計量ユニット・空冷ユニットとの接続 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| F | 11 | 監冷ユニット系統起動・起動状態確認 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

F

1

→

A21(屋内15m)、AA2(屋内15m)、AC2(屋内15m)

F

2

→

B

→

C

→

D

→

E

→

F

→

G

→

H

→

I

→

J

→

K

→

L

→

M

→

N

→

O

→

P

→

Q

→

R

→

S

→

T

→

U

→

V

→

W

→

X

→

Y

→

Z

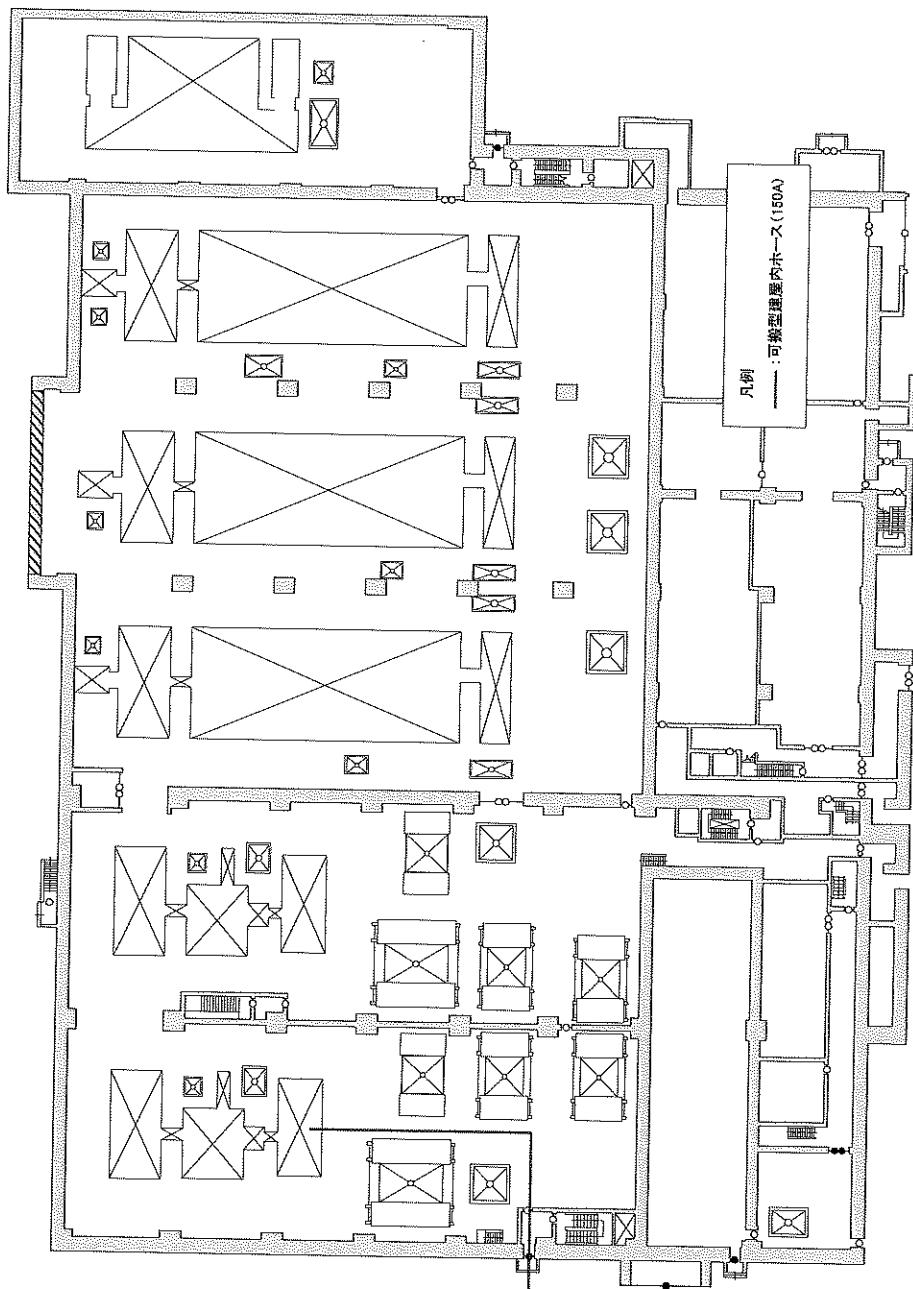
→

AA1(屋内15m)、AA2(屋内15m)、AC2(屋内15m)

→

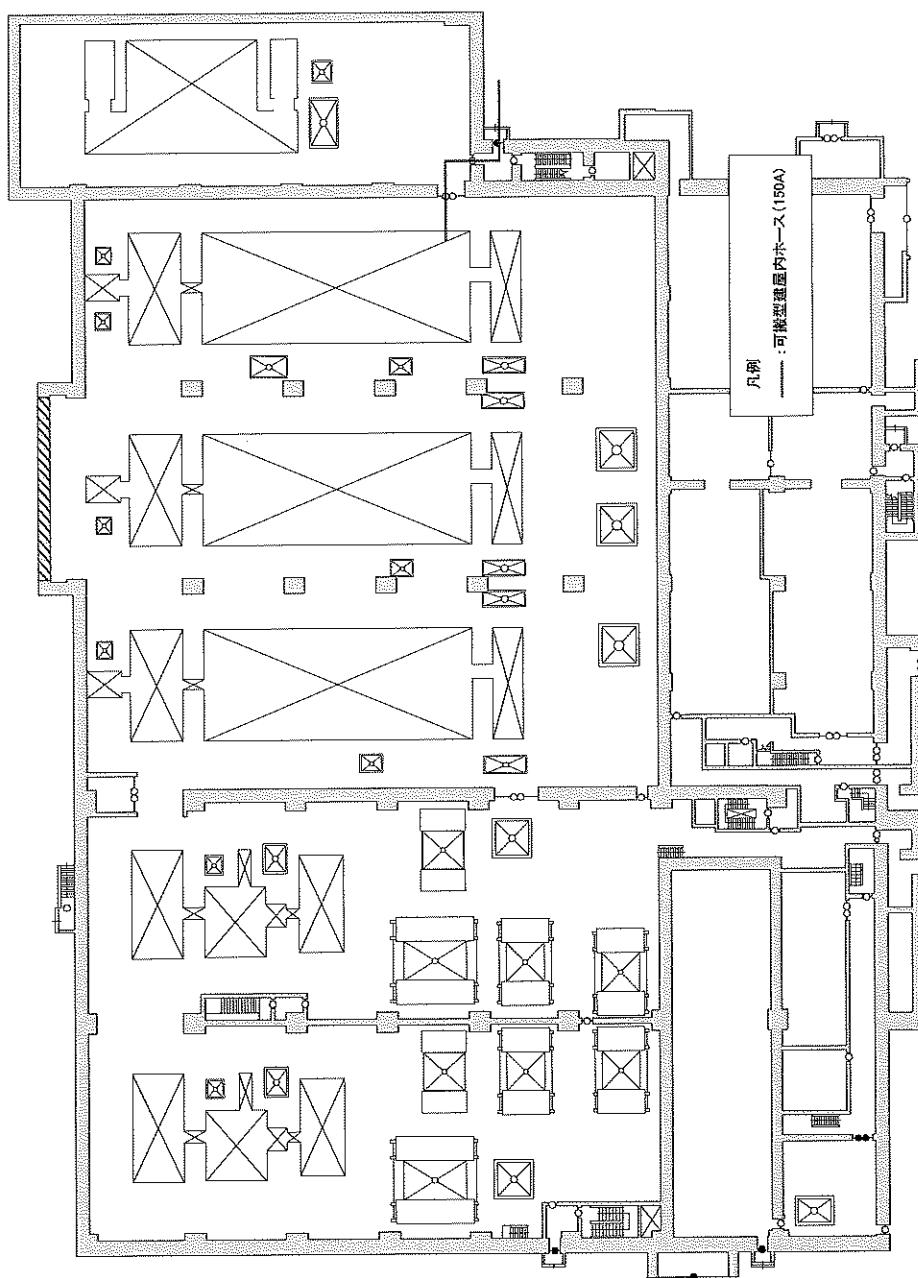
AA2(屋内15m)、AC2(屋内15m)

→</div



第5—5図 代替補給水設備（注水）の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図（北ノルート）

第5—6図 代替補給水設備（注水）の使用済燃料受入れ・貯蔵庫内配置図（南ルート）



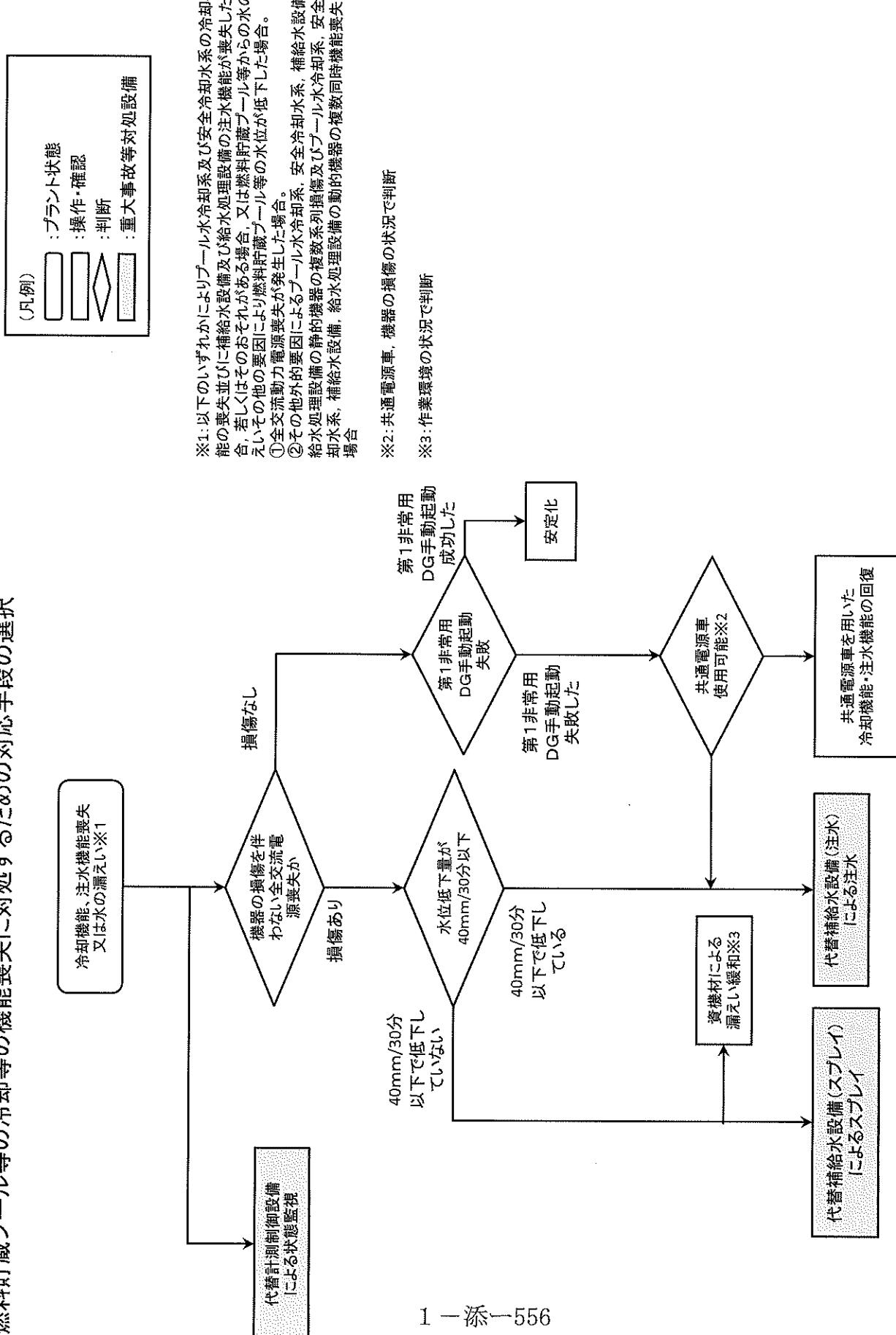
系：各作業内容の実施に必要な時間と示す。(複数回に分けて実施の場合には、作業時間の合計)

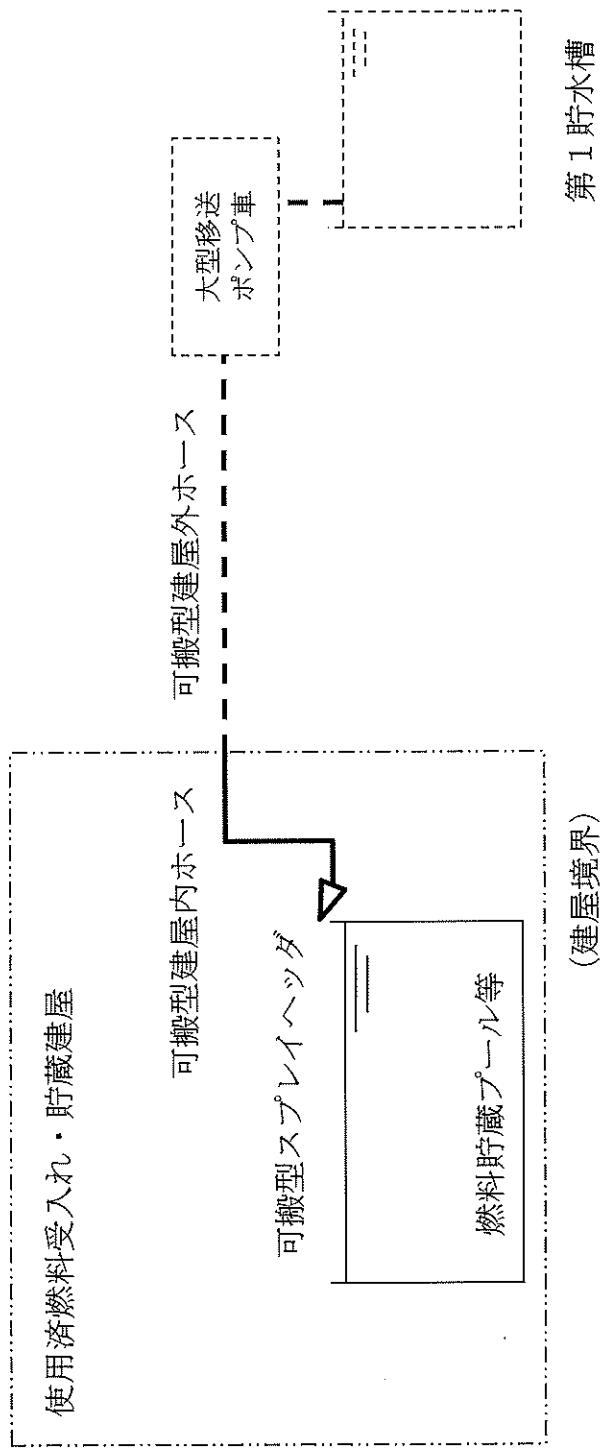
| 対策 | 作業番号 | 作業班 | 被災箇所(箇・分) | | | | | | | | | | | | |
|----------------|------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|--|
| | | | 委員会 | 24:00 | 25:00 | 26:00 | 27:00 | 28:00 | 29:00 | 30:00 | 31:00 | 22:00 | 3:00 | 4:00 | |
| - | - | 港湾責任者 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| - | - | 港湾封鎖計画 | | | | | | | | | | | | | |
| - | - | 避難避難者 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| - | - | 委員会委託 | | 3 | | | | | | | | | | | |
| - | - | 情報整理班 | | 3 | | | | | | | | | | | |
| F | 1 | *停電場所の多機能車及びモーターライドによる可動 走行車両・被災者等対応隊の運搬 | 被災箇所内、被災箇所外(現地) 被災箇所内(現地) | 10 | | | | | | | | | | | |
| F | 2 | 小一ホース救援、流量計測及び堤防内ホース接続 | 被災箇所内22班 被災箇所内24班 | 8 | | | | | | | | | | | |
| F | 3 | 注水開始・流量計測 | 被災箇所内23班 被災箇所内25班 | 8 | | | | | | | | | | | |
| F | 4 | 監視設備確認、ケーブル敷設・接続 | 被災箇所内13班 被災箇所内14班 被災箇所内15班 被災箇所内16班 | 16 | | | | | | | | | | | |
| 使用消耗料 資材入出庫 | F | 監視ユニット・針接ユニットとの接続 | 被災箇所内17班 被災箇所内18班 被災箇所内19班 被災箇所内20班 | 16 | | | | | | | | | | | |
| | | | 被災箇所内18班 被災箇所内19班 被災箇所内20班 被災箇所内21班 | 16 | | | | | | | | | | | |
| F | 5 | 可燃性充電器の点検 | 被災箇所内12班 被災箇所内13班 被災箇所内14班 | 6 | | | | | | | | | | | |
| F | 6 | 可燃性充電器の点検 | 被災箇所内12班 被災箇所内13班 被災箇所内14班 | 6 | | | | | | | | | | | |
| F | 7 | 緊急設備の點検・充電確認 | 被災箇所内15班 被災箇所内16班 | 8 | | | | | | | | | | | |
| F | 8 | 冷却ケーブルの設置 | 被災箇所内17班 被災箇所内18班 被災箇所内19班 | 8 | | | | | | | | | | | |
| F | 9 | 空冷ユニット用ホース接続 | 被災箇所内12班 被災箇所内13班 被災箇所内14班 被災箇所内15班 被災箇所内16班 被災箇所内17班 被災箇所内18班 被災箇所内19班 被災箇所内20班 被災箇所内21班 被災箇所内22班 被災箇所内23班 被災箇所内24班 被災箇所内25班 | 16 | | | | | | | | | | | |
| F | 10 | 計測ユニット、空冷ユニットとの接続 | 被災箇所内12班 被災箇所内13班 被災箇所内14班 被災箇所内15班 被災箇所内16班 被災箇所内17班 被災箇所内18班 被災箇所内19班 被災箇所内20班 被災箇所内21班 被災箇所内22班 被災箇所内23班 被災箇所内24班 被災箇所内25班 | 8 | | | | | | | | | | | |
| F | 11 | 空冷ユニット系統起動・起動状態確認 | 被災箇所内12班 被災箇所内13班 | 8 | | | | | | | | | | | |

1

| 対策 | 作業番号 | 作業班 | 時間割(勤務・休憩) | | | | | | | | | | | |
|------|--|---|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 4時00分 | 4時40分 | 5時00分 | 5時20分 | 5時40分 | 5時50分 |
| - | - | 消防責任者 | 1 | | | | | | | | | | | |
| - | - | 消防対策担当者 | 1 | | | | | | | | | | | |
| - | - | 現地責任者 | 1 | | | | | | | | | | | |
| - | - | 現地監視班 | 3 | | | | | | | | | | | |
| - | - | 作業監視班 | 1 | | | | | | | | | | | |
| F 1 | 停電場所への移動並に二重防護車及びハイホールロードによる荷役 重量入出庫等 対応装置の運搬 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内44m 立退ケーブル99m、建屋内10m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内44m | 10 | | | | | | | | | | | |
| F 2 | ボース救援、派遣機器及び建屋内がボース救援 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 8 | | | | | | | | | | | |
| F 3 | 注水開始 洪量計測 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 8 | | | | | | | | | | | |
| F 4 | ・監視監視配慮、ケーブル救援・撤収 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内10m 立退ケーブル99m、建屋内20m 立退ケーブル99m、建屋内12m 立退ケーブル99m、建屋内14m 立退ケーブル99m、建屋内16m 立退ケーブル99m、建屋内20m | 16 | | | | | | | | | | | |
| F 5 | ・監視ユニット、針筒ユニットとの接続 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 16 | | | | | | | | | | | |
| F 6 | ・可燃型免震器の起動 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 16 | | | | | | | | | | | |
| F 7 | 監視設備の自動配慮、状態確認 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 8 | | | | | | | | | | | |
| F 8 | ・治癒ケーブルの設置 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 8 | | | | | | | | | | | |
| F 9 | ・監視ユニット用ボース敷設 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 16 | | | | | | | | | | | |
| F 10 | 針筒ユニット、五合ニットとの接続 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 8 | | | | | | | | | | | |
| F 11 | 空冷ユニット系統起動、駆動状態確認 | 地区内内勤 立退ケーブル99m、建屋内125m 立退ケーブル99m、建屋内22m 立退ケーブル99m、建屋内23m | 8 | | | | | | | | | | | |

燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対するための対応手段の選択



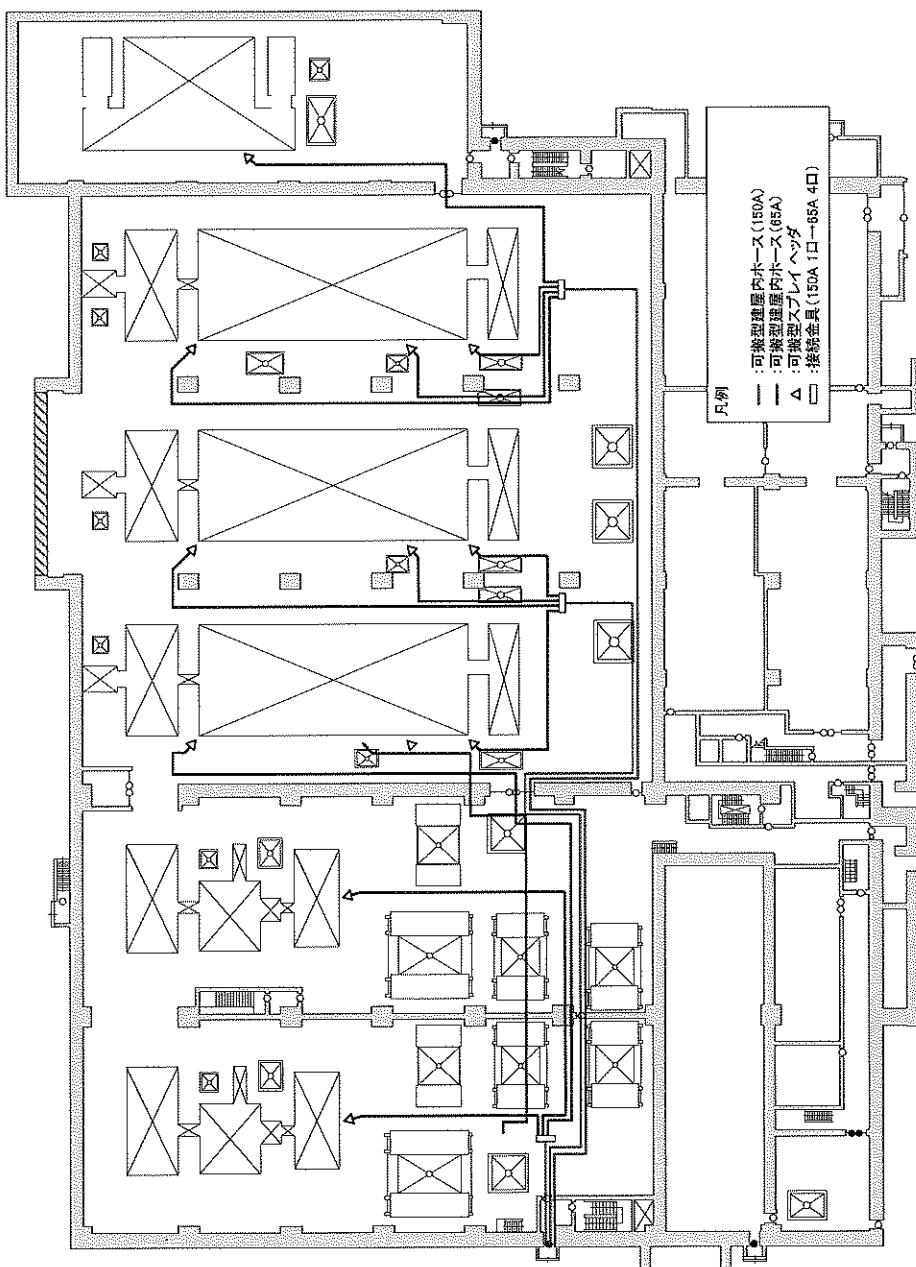


第5-9図 燃料貯蔵プール等への水のスプレイ 系統概要図

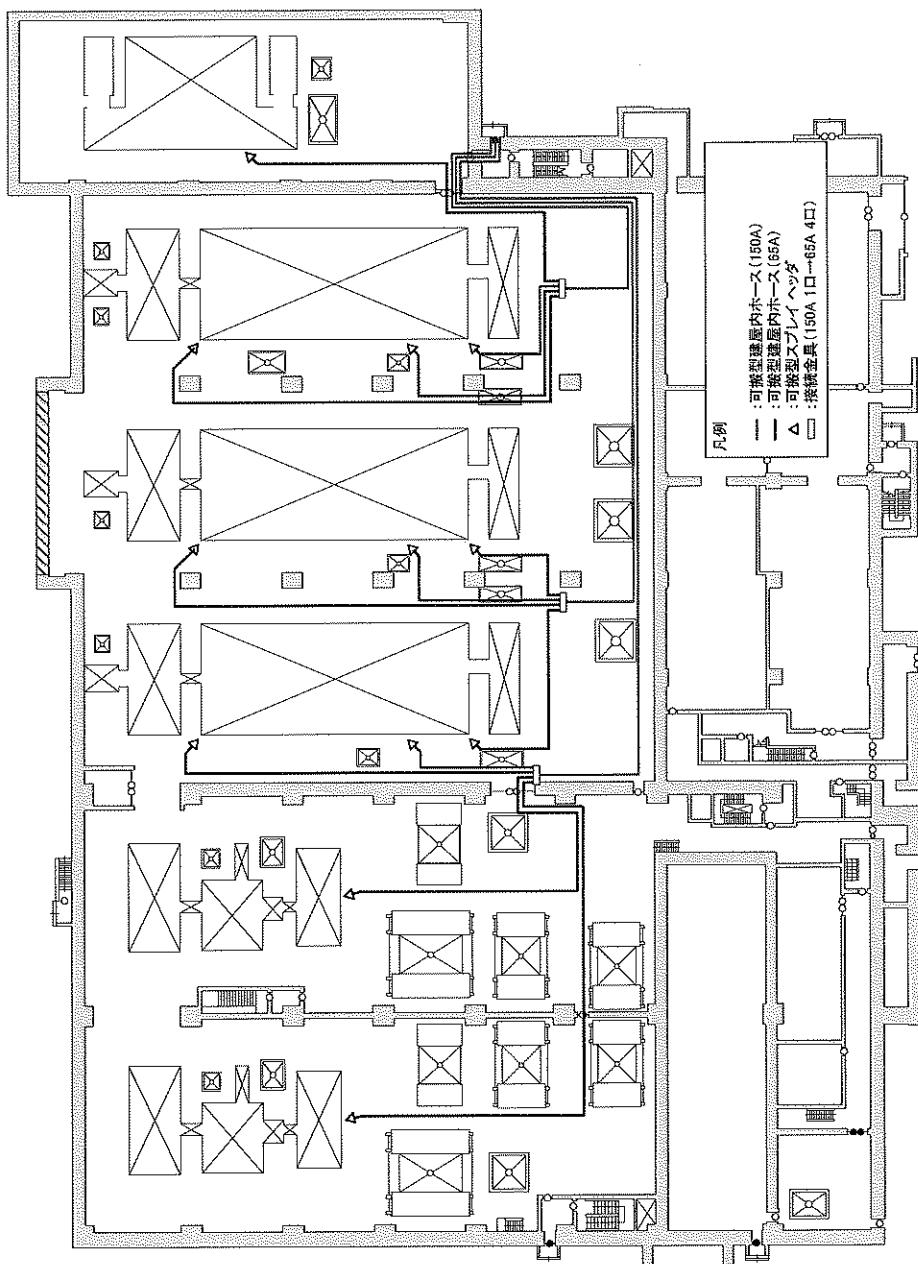
| 対策 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) △移行判断 | 至適時間(実績) | | | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | |
|------------------------|------|---|------------|--------------------------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------|
| | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
| 燃料貯蔵 プール等へ のスプレイ | 1 | ・スプレイ機器 可搬型建屋内ホース設置 ・可搬型スプレイヘッシャ設置と固定化 ・可搬型建屋内ホースと可搬型建屋外ホースとの接続 ・スプレイ開始及び状態確認 | A~H I~P | 3:20 16 (8×2 班) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | アガリ生から4時間後 燃料貯蔵プールへのスプレイが可能 |
| | 2 | スプレイ設備(建屋内) | | 0:40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | 織続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 作業番号2 |
| | 4 | ・運搬車、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース、大型移送ポンプ車、ホース搬送車及びホース用屋外搬送車で敷設する可搬型建屋外ホースの状態確認 ・運搬車による可搬型建屋外ホースの運搬及び設置 ・大型移送ポンプ車の移動及び設置 | | 建屋外2班, 3班, 4班, 5班, 6班 | 10 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | | | 建屋外2班 | (2) | 3:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | 作業番号12 |
| | 6 | ・大型移送ポンプ車の運搬準備及び水中ポンプの設置 | | 建屋外3班 | (2) | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | 作業番号7 |
| | 7 | 建屋外糞水作業 | | 建屋外3班, 4班, 5班, 6班, 7班 | (8) | 1:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | 作業番号9 |
| | 8 | ・大型移送ポンプ車を中繼地点に移動及び設置 | | 建屋外8班, 建屋外9班 | 2 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | ・ホース運搬車による可搬型建屋外ホースの運搬準備、運搬及び設置 | | 建屋外3班, 4班, 5班, 6班, 7班 | (10) | 1:10 | | | | | | | | | | | | | | | | | 作業番号7 |
| | 10 | ・可搬型建屋外ホースの搬送 ・運搬車進入不可部分を人による運搬搬設 | | 建屋外3班, 4班, 5班, 6班, 7班 | (10) | 1:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 11 | ・大型移送ポンプ車の起動及びホースの大流量設置 | | 建屋外2班, 3班, 4班, 5班 | (8) | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | 作業番号12 |
| | 12 | ・大型移送ポンプ車による水の供給及び大型储槽 | | 建屋外2班 | (2) | 7:50 | | | | | | | | | | | | | | | | | 作業番号1 |

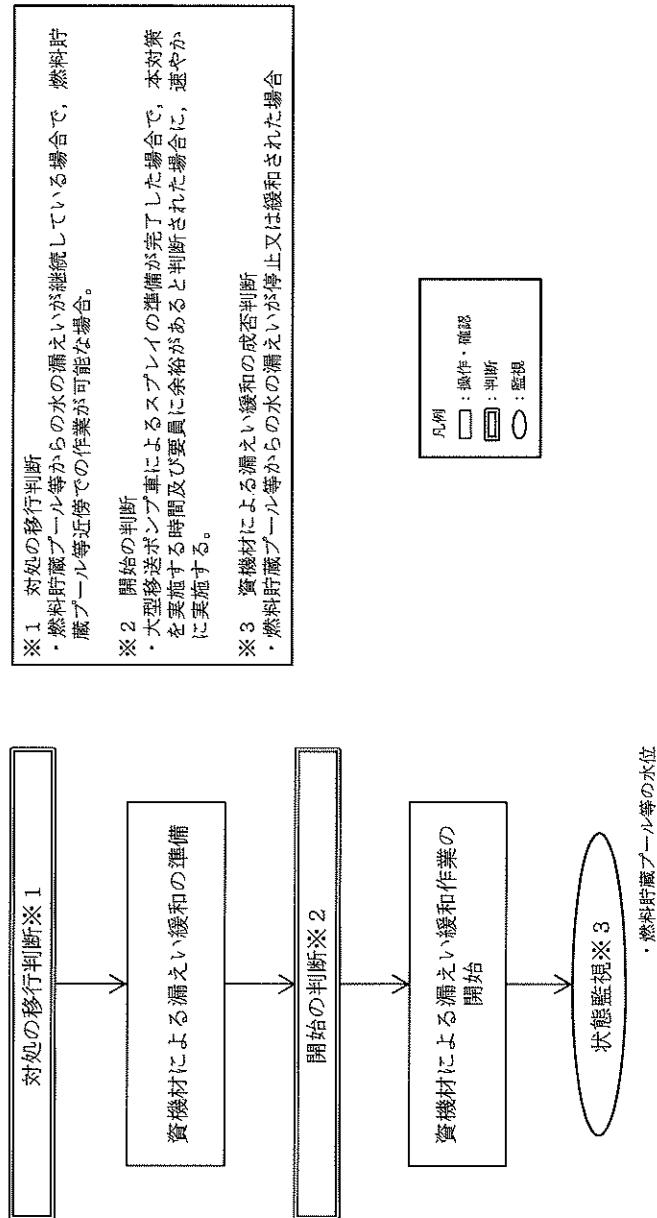
第5～10図 代替補給水設備(スプレイ)による水のスプレイ タイムチャート

第5—11図 代替補給水設備（スプレイ）の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図（北ノレート）



第5—12図 代替補給水設備（スプレイ）の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図（南ノレート）





第5-13図 資機材による漏えい緩和の手順の概要

| 対策 | 作業番号 | 作業 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間 (時:分) | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------|--|-----|---------------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| | | | | | 0:10 | 0:20 | 0:30 | 0:40 | 0:50 | 1:00 | 1:10 | 1:20 | 1:30 | 1:40 | 1:50 | 2:00 | 2:10 | |
| 漏えい緩和の対応 | 1 | ・運搬車により資機材を使用済燃料入れ・貯蔵庫近傍へ運搬する。 ・資機材を漏えい箇所近傍へ運搬する。 | A,B | 2 | 1:00 | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 資機材に上る漏えい緩和 | A,B | (2) | 0:10 | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | ・止水材（ステンレス鋼板、ロープ等）による漏えい緩和措置 | A,B | (2) | 0:40 | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | ・漏えい糀又は燃料貯蔵ブーム等の水位の監視 | A,B | (2) | 0:10 | | | | | | | | | | | | | |

第5-14図 資機材による漏えい緩和 タイムチャート

6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等

【要求事項】

再処理事業者において、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な手段等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 重大事故が発生した場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な手順等を整備すること。
 - b) 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する手順等を整備すること。

重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための設備を整備しており、ここでは、この設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、燃料貯蔵プール等の水位が維持できない場合において、放射性物質の放出及び放射線の放出に至るおそれがある。前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処が発生した場合において、通常の放出経路が確保されない状態で放射性物質の放出に至るおそれがある。また、建物に放水した水が再処理施設の敷地内にある排水路及びその他の経路を通じて、再処理施設の敷地に隣接する尾駒沼から海洋への放射性物質の流出に至るおそれがある。上記において工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

また、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災が発生した場合において、消火活動を行うための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段、自主対策^{※1}及び自主対策設備を選定する。

※ 1 自主対策：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全ての再処理施設の状況において使用することは困難であるが、再処理施設の状況によっては、事故対応に有効な対策を選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、「事業指定基準規則第四十条及び技術基準規則第四十三条（以下「基準規則」という。）」の要求事項を

満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第6-1表に整理する。

i. 大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段と設備

(i) 放水設備による大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段と設備

重大事故等が発生している、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋からの大気中への放射性物質の放出を抑制する手段がある。

重大事故等が発生している、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋からの大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備は以下のとおり。

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型放水砲
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホース展張車
- ・運搬車
- ・第1貯水槽
- ・第2貯水槽
- ・ホイールローダ

- ・軽油貯蔵タンク
- ・軽油用タンクローリ
- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型放水砲流量計
- ・可搬型放水砲圧力計
- ・可搬型建屋内線量率計
- ・建屋内線量率計

本対処で使用する設備を用いて、蒸発乾固対象セルを有する建物に水を供給することで蒸発乾固対象セル又はセル近傍を水没させることにより、大気中への放射性物質の放出を抑制することも可能である。

重大事故等が発生している建物への放水の対処を継続するために軽油貯蔵タンク及び容器（ドラム缶等）から燃料の移送を行う対応手段と設備がある。

燃料の移送に用いる対応手段と設備は「8. 電源の確保に関する手順等」で整備する。

重大事故等が発生している建物への放水の対処を継続するために、第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽に水を補給する対応手段と設備がある。

第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽への水の補給に用いる対応手段と設備は、「7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

これらの対応手段と設備は、「7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」及び「8. 電源の確保に関する手順等」にて選定する対応手段と設備と同様である。

(ii) 主排気筒内への散水に用いる対応手段と設備

1) 主排気筒内への散水に用いる対応手段と設備

重大事故等時、主排気筒を介して大気中へ「6.6.1.3 重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価」の放出量で定める有効性評価の放出量を超える異常な水準の放射性物質が放出されることを抑制する手段がある。

重大事故等時、主排気筒を介して大気中へ「6.6.1.3 重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価」の放出量で定める有効性評価の放出量を超える異常な水準の放射性物質が放出されることを抑制するための設備は以下のとおり。

- ・可搬型中型移送ポンプ
- ・スプレイノズル
- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型中型移送ポンプ運搬車
- ・ホース展張車
- ・運搬車
- ・第1貯水槽
- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型建屋供給冷却水流量計

主排気筒内に散水した水は主排気筒底部にある設備から、可搬型建屋外ホース及び可搬型中型移送ポンプを使用して重大事故等の対象とならない建物の地下又は洞道に排水することができる。

(iii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

1) 放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制

前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋からの大気中への放射性物質の放出を抑制する対応手段で使用する設備のうち、第1貯水槽、第2貯水槽、軽油貯蔵タンク、貯水槽水位計及び建屋内線量率計を常設重大事故等対処設備として設置する。大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、ホイールローダ、軽油用タンクローリ、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）、可搬型放水砲圧力計、可搬型放水砲流量計及び可搬型建屋内線量率計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備は、審査基準及び基準規則に要求される全ての設備が網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋からの大気中への放射性物質の放出を抑制することができる。

2) 主排気筒内への散水

基準規則からの要求による、工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な対処としては、重大事故等が発生し、通常の放出経路が確保されない状態で放射性物質の放出に至るおそれがある建物へ放水設備により放水することである。

主排気筒内への散水は、通常の放出経路である主排気筒を経由して大気中へ「6.6.1.3 重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価」の放出量を超える異常な水準の放射性物質が放出されるおそれがある場合に、放射性物質の放出を抑制するために実施する自主対策である。

主排気筒内への散水に使用する設備のうち、第1貯水槽及び貯水槽水位計を常設重大事故等対処設備として設置する。可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車及び可搬型建屋供給冷却水流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

「主排気筒内への散水」に使用する設備((b) i. (ii) 1) 参照)は、主排気筒に設置されたスプレイノズルに至る水の供給経路の耐震性の確保及び水の供給経路に対して竜巻防護対策を講じることができないため、自主対策設備として位置づける。本対応を実施するための具体的な条件は、水の供給経路が健全でありスプレイノズルに水を供給することができる場合に、主排気筒を経由した大気中への「6.6.1.3 重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価」の放出量を超える異常な水準の放射性物質の放出を抑制する手段として選択することができるることである。

ii. 工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段と設備

(i) 燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段と設備

重大事故等が発生している使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から、燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制する手段がある。

重大事故等が発生している使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から、燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための設備は以下のとおり。

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホース展張車
- ・運搬車
- ・第1貯水槽
- ・第2貯水槽
- ・軽油貯蔵タンク
- ・軽油用タンクローリ
- ・可搬型放水砲流量計
- ・燃料貯蔵プール等水位計
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ
- ・燃料貯蔵プール等状態監視カメラ
- ・燃料貯蔵プール等空間線量率計
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計
(線量率計)

燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制する対処を継続するために軽油貯蔵タンク及び容器（ドラム缶等）から燃料の移送を行う対応手段と設備がある。

燃料の移送に用いる対応手段と設備は「8. 電源の確保に関する手順等」で整備する。

燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制する対処を継続するために、第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽に水を補給する対応手段と設備がある。

第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽への水の補給に用いる対応手段と設備は、「7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

これらの対応手段と設備は、「7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」及び「8. 電源の確保に関する手順等」にて選定する対応手段と設備と同様である。

(ii) 重大事故等対処施設

a) 燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制

燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制する対応手段で使用する設備のうち、第1貯水槽、第2貯水槽、軽油貯蔵タンク及び燃料貯蔵プール等水位計、燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、燃料貯蔵プール等空間線量率計を常設重大事故等対処設備として設置する。大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、軽油用タンクローリ、可搬型放水砲流量計、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料

貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備は、審査基準及び基準規則に要求される全ての設備が網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、燃料貯蔵プール等への大容量の注水により工場等外への放射線の放出を抑制することができる。

並. 海洋, 河川, 湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応手段と設備

(i) 海洋, 河川, 湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応手段と設備

重大事故等が発生している建物に放水した水が放射性物質を含んでいることを考慮し, 再処理施設の敷地に隣接する尾駒沼及び尾駒沼から海洋へ流出するおそれがある場合には, 放射性物質の流出を抑制する手段がある。

重大事故等が発生している建物に放水した水が放射性物質を含んでいることを考慮し, 再処理施設の敷地に隣接する尾駒沼及び尾駒沼から海洋へ流出するおそれがある場合に, 放射性物質の流出を抑制するために使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）
- ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駒沼用）
- ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駒沼出口用）
- ・放射性物質吸着材
- ・小型船舶
- ・可搬型中型移送ポンプ運搬車
- ・運搬車
- ・軽油貯蔵タンク

放射性物質の流出を抑制するために軽油貯蔵タンク及び容器（ドラム缶等）から燃料の移送を行う対応手段と設備がある。

燃料の移送に用いる対応手段と設備は「8. 電源の確保に関する手順等」で整備する。

(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

1) 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制

海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応手段と設備のうち、軽油貯蔵タンクを常設重大事故等対処設備として設置する。可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼用）、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼出口用）、放射性物質吸着材、小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備は、審査基準及び基準規則に要求される全ての設備が網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制することができる。

iv. 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災
及び化学火災に対応するための対応手段と設備

(i) 初期対応における延焼防止措置

再処理施設の各建物周辺における航空機燃料火災及び化学火災が発生した場合には、初期対応における延焼防止措置により火災に対応する手段がある。

初期対応における延焼防止措置に使用する設備は以下のとおり。

- ・大型化学高所放水車
- ・消防ポンプ付水槽車
- ・化学粉末消防車
- ・屋外消火栓
- ・防火水槽

(ii) 航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への泡消火

再処理施設の各建物周辺における航空機燃料火災及び化学火災が発生した場合には、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応する手段がある。

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応するための設備は以下のとおり。

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型放水砲
- ・ホース展張車
- ・運搬車
- ・第1貯水槽
- ・ホイールローダ
- ・軽油貯蔵タンク
- ・軽油用タンクローリ
- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型放水砲流量計
- ・可搬型放水砲圧力計

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応するために軽油貯蔵タンク及び容器（ドラム缶等）から燃料の移送を行う対応手段と設備がある。

燃料の移送に用いる対応手段と設備は「(9) 電源の確保に関する手順等」で整備する。

(iii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

1) 初期対応における延焼防止措置

「初期対応における延焼防止措置」に使用する設備((b) iv. (i)

1) 参照)は、航空機燃料火災への対応手段として放水量が少ないため、放水設備と同等の放水効果は得られにくいため、自主対策設備として位置づける。本対応を実施するための具体的な条件は、早期に消火活動が可能な場合に、航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建物への延焼拡大防止の手段として選択することができる

ことである。

2) 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対応

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対応で使用する設備のうち、第1貯水槽、軽油貯蔵タンク及び貯水槽水位計を常設重大事故等対処設備として設置する。大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲、ホース展張車、運搬車、ホイールローダ、軽油用タンクローリ、可搬型貯水槽水位計(ロープ式)、可搬型貯水槽水位計(電波式)、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備は、審査基準及び基準規則に要求される全ての設備が網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応することができる。

v. 手順等

上記「i. 大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段と設備」、「ii. 工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段と設備」、「iii. 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応手段と設備」及び「iv. 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応するための対応手段と設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、消防専門隊及び当直員の対応として「火災防護計画」に、実施組織要員による対応として各建屋及び建屋外等共通の「重大事故等発生時対応手順書」に定める。（第6-1表）また、重大事故等時に監視が必要となる計装設備についても整備する。（第6-2表）

b. 重大事故等時の手順

(a) 大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段

i. 放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手段

重大事故等時、放水設備による前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に係る大気中への放射性物質の放出抑制手順を整備する。

(i) 放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手順

重大事故等時、大気中へ放射性物質が放出されることを想定し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から大気中への放射性物質の放出を抑制する手順を整備する。

可搬型放水砲による建物への放水は、以下の考え方を基本として手順を考えるものとする。

- ・事象が進展して継続的に生じる有意な放射性物質の放出経路以外の経路からの放出に繋がる事象が生じた建物への対処を最優先に実施する。
- ・可搬型放水砲等による放水開始後は、第1貯水槽を水源として水の供給が途切れることなく、放水を継続するため、第2貯水槽及び敷地外水源から水の補給を実施する。（水の補給については、「7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」にて整備する）

大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍及びアクセスルート上に、可搬型放水砲を放水対象の建屋近傍に設置する。大型移送ポンプ車から可搬型放水砲まで可搬型建屋外ホースを敷設し、可搬型放水砲との接続を行い、大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し、中継用の大型移送ポンプ車を経由して、可搬型放水砲により建物へ放水を行う。

本手順では、第1貯水槽から可搬型建屋外ホースを放水対象の建物近傍まで敷設し、大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲との接続を行い、大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し、中継用の大型移送ポンプ車を経由して送水を行い、可搬型放水砲による各建物への放水を行うまでの手順を整備する。なお、蒸発乾固対象セルを有する建物に水を供給することで蒸発乾固対象セル又はセル近傍を水没させることも可能である。

第1貯水槽から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍までの可搬型建屋外ホースの敷設、可搬型放水砲

の設置及び大型移送ポンプ車の設置並びに可搬型放水砲と可搬型建屋外ホースを接続するまでの一連の流れは可搬型放水砲の設置場所及び蒸発乾固対象セルを有する建物への注水箇所にかかわらず同じである。

可搬型放水砲の設置場所は、建物放水の対象となる建物の開口部及び風向きにより決定する。

第1貯水槽の取水箇所の位置から可搬型放水砲の設置場所及び蒸発乾固対象セルを有する建物への注水箇所により、可搬型建屋外ホースの数量を決定する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、屋外に設置した機器の除灰を行う。

1) 手順着手の判断基準

蒸発乾固対象セルを有する建物に水を供給することで蒸発乾固対象セル又はセル近傍を水没させるための着手の判断基準は以下のとおり。

実施責任者が、建屋対策班長からの連絡を受けて、蒸発乾固の代替安全冷却水系を使用した対処を講じることができない（各SA対策にて使用する主要パラメータによる対策実施の効果が確認できない）と判断した場合。

可搬型放水砲を用いた大気中への放射性物質の放出を抑制するための判断基準は以下のとおり。

建屋対策班長から建屋内線量率計及び可搬型建屋内線量率計の線量率の報告を受けた実施責任者が、建屋内の作業継続が困難であると判断した場合、又は重大事故等への対処を行うことが困難になり、大気中への放射性物質の放出が発生したと判断した場合。

2) 操作手順

放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の概要は以下のとおり。

本対策の手順の成否判断は、放水砲流量及び放水砲圧力が所定の流量及び圧力となったことにより確認する。

ホースの敷設ルートは、各作業時間を考慮し、送水開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

手順の対応フローを第6-1図に、タイムチャートを第6-2図に、ホース敷設図は第6-3～4図に示す。

① 実施責任者は、蒸発乾固対象セルを有する建屋内の状況を確認し、蒸発乾固対象セル又はセル近傍の水没への対処が可能であれば、手順着手の判断基準に基づき、可搬型放水砲による建物への放水の対処を行う前に、蒸発乾固対象セル又はセル近傍の水没準備の開始を建屋外対応班長に指示する。

② 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、第1貯水槽から大気中への放射性物質の放出を抑制するために可搬型放水砲による建物への放水準備の開始を、建屋外対応班長に指示する。

1～3建物までは以下の手順の⑤～⑬までを繰り返し行うことで、各建物への放水が可能である。4～6建物までは、1～3建物までの作業で設置した大型移送ポンプ車を使用することで対処可能であることから、以下の手順の⑧～⑬を繰り返し行うことでの建物への放水が可能である。

③ 建屋外対応班長は、作業の開始を建屋外対応班の班員に指示する。なお、第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽に水を補

給する対応手順は、「7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

- ④ 建屋外対応班の班員は、資機材の確認を行う。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍に移動、設置する。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、第1貯水槽近傍に設置した大型移送ポンプ車の運転準備を行い大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）※¹を第1貯水槽の取水箇所に設置する。
※1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を中継地点に移動、設置する。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は、可搬型放水砲をホイールローダにより、放水対象の建屋近傍に移動し、設置する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計）を第1貯水槽から放水対象の建屋近傍まで設置する。
- ⑩ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースをホース展張車により、第1貯水槽から放水対象の建屋近傍まで敷設し、可搬型建屋外ホース、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計と接続する。
- ⑪ 建屋外対応班の班員は、可搬型放水砲を用いた対処を行う場合、敷設した可搬型建屋外ホースと可搬型放水砲を接続する。蒸発乾固対象セル又はセル近傍の水没の対処を行う場合、対象建屋

の入口扉近傍まで可搬型建屋外ホースを敷設する。対象建屋の入口近傍まで敷設した可搬型建屋外ホースと水没対象のセル近傍まで敷設した可搬型建屋内ホースを接続する。

- ⑫ 大型移送ポンプ車を起動し、敷設した可搬型建屋外ホースの状態及び可搬型放水砲から放水されることを確認する。
- ⑬ 建屋外対応班長は、可搬型放水砲による建物への放水又は蒸発乾固対象セル若しくはセル近傍の水没の準備が完了したことを探施責任者に報告する。
- ⑭ 實施責任者は、大気中への放射性物質の放出を抑制する建物への送水開始を建屋外対応班長に指示する。
- ⑮ 建屋外対応班長は、大型移送ポンプ車による送水を行い、可搬型放水砲による建物への放水又は蒸発乾固対象セル若しくは蒸発乾固対象セル近傍の水没の開始を建屋外対応班の班員に指示する。
- ⑯ 建屋外対応班の班員は、建物への放水中は、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で放水砲流量及び放水砲圧力を確認し、大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作する。また、蒸発乾固対象セル又は蒸発乾固対象セル近傍の水没中は、可搬型放水砲流量計で放水砲流量を確認し、大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作する。
- ⑰ 實施責任者は、建屋外対応班長から可搬型放水砲流量計が所定の流量、及び可搬型放水砲圧力計が所定の圧力で可搬型放水砲による放水を行っていることの報告を受け、放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対処が行われていることを確認する。放水設備による大気中への放射性物質の放出を抑制し

ていることを確認するのに必要な監視項目は、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計の放水砲流量及び放水砲圧力である。

- ⑯ 実施責任者は、通常の放出経路が確保されない状態で放射性物質の放出に至った原因を特定し、原因への対策が完了した場合、対処終了の判断を行う。

3) 操作の成立性

放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応は、建屋外の実施組織要員 26 人体制にて作業を実施した場合、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋では、対処の移行判断後 4 時間以内に対処可能である。その他の建屋の対処に必要な時間は以下のとおり。

なお、建屋外の実施組織要員 26 人は全ての建屋の対応において共通の要員である。

精製建屋は、対処の移行判断後 11 時間以内に対処可能である。

分離建屋は、対処の移行判断後 15 時間以内に対処可能である。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は、対処の移行判断後 19 時間以内に対処可能である。

高レベル廃液ガラス固化建屋は、対処の移行判断後 23 時間以内に対処可能である。

前処理建屋は、対処の移行判断後 26 時間以内に対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとし、線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以内を基本に管理する。また、夜

間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保する。

ii. 主排気筒内への散水の対応手段

重大事故等時、主排気筒内への散水の対応手順を整備する。

(i) 主排気筒内への散水の対応手順

重大事故等時、主排気筒を介して大気中へ「6.6.1.3 重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価」の放出量を超える異常な水準の放射性物質が放出される場合を想定し、主排気筒に設置されているスプレイノズルにより主排気筒内に散水し、大気中への放射性物質の放出を抑制する手順を整備する。

可搬型中型移送ポンプを第1貯水槽近傍と主排気筒近傍に設置する。

第1貯水槽近傍に設置した可搬型中型移送ポンプから主排気筒に設置されたスプレイノズルまで可搬型建屋外ホースを敷設する。可搬型中型移送ポンプとスプレイノズルを可搬型建屋外ホースで接続する。可搬型中型移送ポンプで第1貯水槽の水を取水し、中継用の可搬型中型移送ポンプを経由して、主排気筒に設置されているスプレイノズルから主排気筒内への散水を行う。

本手順では、可搬型中型移送ポンプを設置し、第1貯水槽から可搬型建屋外ホースを主排気筒の近傍まで敷設し、可搬型中型移送ポンプで第1貯水槽の水を取水し、可搬型中型移送ポンプを経由して、主排気筒に設置されているスプレイノズルから主排気筒内への散水を行うまでの手順を整備する。

第1貯水槽の取水箇所の位置及び水の移送ルートにより可搬型建屋外ホースの数量を決定する。

1) 手順着手の判断基準

実施責任者が、排気モニタリング設備又は可搬型排気モニタリング設備により監視している、主排気筒を介して大気中への放射性物

質の放出状況として、「6.6.1.3 重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価」の放出量を超える放出の可能性があると判断した場合。

2) 操作手順

主排気筒内への散水の概要は以下のとおり。

本対策の手順の成否判断は、建屋供給冷却水流量及び中型移送ポンプ吐出圧力が所定の流量及び圧力となったことにより確認する。

ホースの敷設ルートは、各作業時間を考慮し、送水開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

手順の対応フローを第6-5図に、タイムチャートを第6-6図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、第1貯水槽を水源とし、主排気筒に設置されているスプレイノズルから主排気筒内への散水の対処開始を、建屋外対応班長に指示する。
- ② 建屋外対応班長は、作業指示を建屋外対応班の班員に行う。
- ③ 建屋外対応班の班員は、使用する資機材の確認を行う。
- ④ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類及び建屋供給冷却水流量計）の設置を行う。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は、可搬型中型移送ポンプを可搬型中型移送ポンプ運搬車により、第1貯水槽近傍へ運搬、設置する。併せて、第1貯水槽に設置した可搬型中型移送ポンプ付属の水中ポンプ^{※1}を第1貯水槽の取水箇所に設置する。

※1 水中ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。

- ⑥ 建屋外対応班の班員は、可搬型中型移送ポンプを可搬型中型移送ポンプ運搬車により、主排気筒近傍へ移動し、設置する。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースをホース展張車により、第1貯水槽近傍の可搬型中型移送ポンプから主排気筒近傍の可搬型中型移送ポンプまで敷設し、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び建屋供給冷却水流量計と接続する。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は、第1貯水槽近傍に設置した送水用の可搬型中型移送ポンプを起動し、試運転を行い主排気筒近傍の可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホースとスプレイノズルを接続する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員は、水の供給準備が完了したことを建屋外対応班長に報告する。
- ⑩ 建屋外対応班長は、スプレイノズルによる主排気筒内への散水準備が完了したことを実施責任者に報告する。
- ⑪ 実施責任者は、主排気筒内への散水開始を建屋外対応班長に指示する。
- ⑫ 建屋外対応班長は、可搬型中型移送ポンプによる送水開始を建屋外対応班の班員に指示する。建屋外対応班の班員は、送水中は、可搬型中型移送ポンプ付きの機器で圧力を、建屋供給冷却水流量計で建屋供給冷却水流量を確認しながら可搬型中型移送ポンプの回転数を操作する。主排気筒内に散水した水は主排気筒底部にある設備から、可搬型建屋外ホース及び可搬型中型移送ポンプを使用して、重大事故等の対象とならない建物の地下又は洞道に排水する。

- ⑬ 実施責任者は、建屋外対応班長から建屋供給冷却水流量計が所定の流量であること及び可搬型中型移送ポンプの送水圧力が所定の圧力以上であることの報告を受け、主排気筒内への散水を行われていることを確認する。主排気筒内への散水が行われていることを確認するために必要な監視項目は、可搬型中型移送ポンプ付きの機器の圧力及び建屋供給冷却水流量計の建屋供給冷却水流量である。
- ⑭ 実施責任者は、主排気筒を介して大気中へ「6.6.1.3 重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価」の放出量を超える異常な水準の放射性物質が放出された原因を特定し、原因への対策が完了した場合、対処終了の判断を行う。

3) 操作の成立性

主排気筒内への散水に建屋外の実施組織要員 12 人体制にて作業を実施した場合、主排気筒への散水開始まで対処の移行判断後 2 時間 30 分以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとし、線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以内を基本に管理する。また、夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保する。

iii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等が発生している前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合には、対応手順に従い、可搬型放水砲による建物への放水を行うことで、大気中への放射性物質の放出を抑制する。

可搬型放水砲による建物への放水の手段は、以下の考え方を基本とする。

- ・第1貯水槽を水源とし、可能な限り早く放水を開始する。
- ・可搬型放水砲による放水開始後は、水の供給を途切れることなく、放水を継続するため、第2貯水槽及び敷地外水源から水の補給を実施する。（水の補給については、「7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」にて整備する）

また、本対処で使用する設備を用いて、蒸発乾固対象セルを有する建物に水を供給することで蒸発乾固対象セル又はセル近傍を水没させることにより、大気中への放射性物質の放出を抑制することも可能である。

この対応手段の他に、主排気筒を経由して大気中へ「6.6.1.3 重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価」の放出量を超える異常な水準の放射性物質の放出を抑制するために、主排気筒内への散水の対応手順を選択することができる。

(b) 工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段

i. 燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段

重大事故等時、燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外

への放射線の放出抑制手順を整備する。

(ii) 燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順

重大事故等時、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から工場等外へ放射線が放出されることを想定し、大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを使用した、燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制する手順を整備する。

大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍及びアクセスルート上に設置する。可搬型建屋外ホースを燃料貯蔵プール等まで敷設する。大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し、中継用の大型移送ポンプ車を経由して、燃料貯蔵プール等へ注水する。

本手順では、第1貯水槽から可搬型建屋外ホースを燃料貯蔵プール等まで敷設し、大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し、中継用の大型移送ポンプ車を経由して、燃料貯蔵プール等へ注水を行うまでの手順を整備する。

第1貯水槽から燃料貯蔵プール等への注水箇所により、可搬型建屋外ホースの数量を決定する。

第1貯水槽の取水場所の位置及び水の移送ルートにより可搬型建屋外ホースの数量を決定する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、屋外に設置した機器の除灰を行う。

1) 手順着手の判断基準

実施責任者が、燃料貯蔵プール等からの大規模な水の漏えいが発生した場合において、建屋内の作業（放射線）環境の悪化により、建屋内作業の継続が困難であると判断した場合（プール空間線量、プール水位及びプール状態監視カメラによる確認）。

2) 操作手順

燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制の概要は以下のとおり。

本対策の手順の成否判断は、放水砲流量が所定の流量となったことにより確認する。

ホースの敷設ルートは、各作業時間を考慮し、送水開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

手順の対応フローを第 6-7 図に、タイムチャートを第 6-8 図に、ホース敷設図は第 6-3～4 図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、第 1 貯水槽から燃料貯蔵プール等への注水準備の開始を、建屋外対応班長に指示する。
- ② 建屋外対応班の班員は、資機材の確認及び可搬型貯水槽水位計（電波式）の設置を行う。
- ③ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類及び可搬型放水砲流量計）を運搬車により、第 1 貯水槽から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍まで敷設する。
- ④ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を第 1 貯水槽近傍へ移動する。

- ⑤ 建屋外対応班の班員は、第1貯水槽近傍に移動した大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）※¹を第1貯水槽の取水箇所に設置する。
- ※1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を中継地点に移動する。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を中継地点に設置する。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースをホース展張車により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋入口扉まで敷設する。可搬型建屋外ホースと大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計を接続する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースを、車両により敷設が出来ないアクセスルート部分を敷設する際は、班員が人力で可搬型建屋外ホースを運搬し、止水板の一部を取り外し敷設する。
- ⑩ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を起動し、試運転を行い、敷設した可搬型建屋外ホースの状態を確認する。
- ⑪ 建屋外対応班長は、燃料貯蔵プール等への注水準備が完了したことを実施責任者に報告する。
- ⑫ 実施責任者は、燃料貯蔵プール等への注水開始を建屋外対応班長に指示する。

- ⑬ 建屋外対応班長は、大型移送ポンプ車による送水開始を建屋外対応班の班員に指示する。
- ⑭ 建屋対策班長は、燃料貯蔵プール等への注水中は、可搬型放水砲流量計、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、燃料貯蔵プール等空間線量率計及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）で放水砲流量、建屋内線量率及びプールの水位を確認し、建屋外対応班長及び建屋外対応班の班員に放水砲流量計で送水流量を確認しながら大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作するように指示する。
- ⑮ 実施責任者は、建屋外対応班長から放水砲流量計が所定の流量であることの報告を受け、燃料貯蔵プール等へ注水が行われていることを確認する。燃料貯蔵プール等へ注水が行われていることを確認するのに必要な監視項目は、可搬型放水砲流量計の放水砲流量である。
- ⑯ 実施責任者は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から工場等外へ放射線が放出された原因を特定し、原因への対策が完了した場合、対処終了の判断を行う。

3) 操作の成立性

燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制に建屋外の実施組織要員 14 人体制にて作業を実施した場合、燃料貯蔵プール等への注水まで対処の移行判断後 6 時間以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるよう、可搬型照明を配備する。

ii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等が発生している使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において、放射線の放出に至るおそれがある場合には、対応手順に従い、燃料貯蔵プール等へ注水することにより、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋からの放射線の放出を抑制する。

(c) 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応手段

i. 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制の対応手段

重大事故等時に海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する手順を整備する。

(i) 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制の対応手順

重大事故等時、建物に放水した水が放射性物質を含んでいることを考慮し、再処理施設の敷地内にある排水路を通じて再処理施設の敷地に隣接する尾駒沼及び海洋へ放射性物質が流出することを想定し、可搬型汚濁水防止フェンス及び放射性物質吸着材を使用し、海洋、河川及び湖沼等への放射性物質の流出を抑制する手順を整備する。

建物に放水した水が放射性物質を含んでいることを考慮し、再処理施設の敷地内にある排水路（①及び②）を通じて再処理施設の敷地に隣接する尾駒沼へ放射性物質が流出することを抑制するために、排水路（①及び②）の雨水集水枠に運搬車で放射性物質吸着材を運搬・設置し、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）を運搬し、敷設する。

また、放水の到達点で霧状になったものが風の影響によって流され、他の再処理施設の敷地内にある排水路を通じて再処理施設の敷地に隣接する尾駒沼へ放射性物質が流出することを抑制するために、排水路（③、④及び⑤）の雨水集水枠に運搬車で放射性物質吸着材を運搬、設置し、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）を運搬、敷設する。

加えて、天候の影響により、他の経路から再処理施設の敷地に隣接する尾駒沼へ放射性物質を含んだ水が、流出することを抑制する

ために、尾駿沼出口及び尾駿沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駿沼出口用）（尾駿沼用）を敷設する。

本手順では、再処理施設の敷地内にある排水路（①及び②並びに③、④及び⑤）に放射性物質吸着材を設置、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）を敷設し、尾駿沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駿沼出口用）（尾駿沼用）を敷設するまでの手順を整備する。

1) 手順着手の判断基準

実施責任者が、「(i) 大気中への放射性物質の放出抑制の対応手段」の「(i) 放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手段」に定める「1) 手順着手の判断基準」に基づき、放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対処を実施する判断をした場合。

2) 操作手順

海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応手順の概要は、以下のとおり。

手順の対応フローを(6)-1 図、タイムチャートを第 6-9 図に、敷設箇所の概要は第 6-10 図に示す。

① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応準備の開始を建屋外対応班長に指示する。

② 建屋外対応班長は、作業の実施を建屋外対応班の班員に指示する。

- ③ 建屋外対応班の班員は、使用する資機材の確認を行う。資機材の確認後、運搬車により、再処理施設の敷地内にある排水路（①及び②）の雨水集水枠近傍に可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）及び放射性物質吸着材を運搬する。排水路（①及び②）の雨水集水枠へ放射性物質吸着材を設置し、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）を2重に敷設する。
- ④ 建屋外対応班長は、排水路（①及び②）の放射性物質の流出を抑制するための対処が完了したことを実施責任者に報告する。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は、運搬車により、再処理施設の敷地内にある排水路（③、④及び⑤）の雨水集水枠近傍に可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）及び放射性物質吸着材を運搬する。排水路（③、④及び⑤）の雨水集水枠へ放射性物質吸着材を設置し、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）を2重に敷設する。
- ⑥ 建屋外対応班長は、排水路（③、④及び⑤）の放射性物質の流出を抑制するための対処が完了したことを実施責任者に報告する。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は、運搬車により小型船舶の運搬を行う。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は、可搬型中型移送ポンプ運搬車により、可搬型汚濁水拡散防止フェンスの敷設箇所近傍に可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼出口用）を運搬する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員は、小型船舶の組立を行う。

- ⑩ 建屋外対応班の班員は、小型船舶を沼に進水させ、作動確認を行う。
- ⑪ 建屋外対応班の班員は、小型船舶を用いて尾駆沼の出口に、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼出口用）を運搬し、敷設する。
- ⑫ 建屋外対応班の班員は、小型船舶を用いて可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼出口用）のカーテン降ろし及びアンカー設置を行う。
- ⑬ 建屋外対応班長は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼出口用）の敷設が完了したことを実施責任者に報告する。
- ⑭ 建屋外対応班の班員は、可搬型中型移送ポンプ運搬車により、可搬型汚濁水拡散防止フェンスの敷設箇所近傍に可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼用）を運搬する。
- ⑮ 建屋外対応班の班員は、可搬型汚濁水拡散防止フェンスの敷設準備を行う。
- ⑯ 建屋外対応班の班員は、小型船舶を用いて尾駆沼に、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼用）を敷設する。
- ⑰ 建屋外対応班の班員は、小型船舶を用いて可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼用）のカーテン降ろし及びアンカー設置を行う。
- ⑱ 建屋外対応班長は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼用）の敷設が完了したことを実施責任者に報告する。
- ⑲ 実施責任者は、再処理施設の敷地に隣接する尾駆沼及び海洋へ放射性物質が流出する原因を特定し、原因への対策が完了した場合、対処終了の判断を行う。

3) 操作の成立性

海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制の対応のうち、排水路（①及び②）への可搬型汚濁水拡散防止フェンスの敷設及び放射性物質吸着材の設置を建屋外の実施組織要員6人体制にて作業を実施した場合、対処の移行判断後4時間以内に対処可能である。

排水路（③、④及び⑤）への可搬型汚濁水拡散防止フェンスの敷設及び放射性物質吸着材の設置を建屋外の実施組織要員6人体制にて作業を実施した場合、対処の移行判断後10時間以内に対処可能である。

尾駒沼出口及び尾駒沼への可搬型汚濁水拡散防止フェンスの敷設を建屋外の実施組織要員24人体制にて作業を実施した場合、対処の移行判断後58時間以内に対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるよう、可搬型照明を配備する。

ii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等が発生している前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使

用済燃料受入れ・貯蔵建屋に放水した水が再処理施設の敷地内にある排水路及びその他の経路を通じて、再処理施設の敷地に隣接する尾駒沼及び海洋へ放射性物質が流出に至るおそれがある場合には、対応手順に従い、可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水枠用）（尾駒沼用）（尾駒沼出口用）の敷設及び放射性物質吸着材の設置を行うことにより、放射性物質の流出抑制を行う。

(d) 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応するための対応手段

i. 初期対応における延焼防止措置の対応手段

重大事故等時、初期対応における延焼防止措置の対応手順を整備する。

(i) 初期対応における延焼防止措置の対応手順

水源として、屋外消火栓又は防火水槽を使用する。

再処理施設の各建物周辺における航空機燃料火災及び化学火災が発生した場合を想定し、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車により初期対応における放水による消火活動を行うための手順を整備する。

本手順では、屋外消火栓又は防火水槽を水源として、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を用いて、航空機燃料火災及び化学火災に対して初期対応における放水を行うまでの手順を整備する。

1) 手順着手の判断基準

実施責任者が、航空機燃料火災及び化学火災が発生し、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車による初期対応が必要と判断をした場合。

2) 操作手順

初期対応における延焼防止措置の対応手順の概要は以下のとおり。
手順の対応フローを第 6-11 図、タイムチャートを第 6-12 図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建物及び建屋外の状況確認の結果から、消火活動に使用する消火剤を選定し、航空機の衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対処準備の開始を消防専門隊及び当直員へ指示する。
- ② 消防専門隊及び当直員は、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を使用した消火活動の準備を行う。
- ③ 消火専門隊及び当直員は、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を使用した消火活動を実施する。
- ④ 消火専門隊及び当直員は、適宜、消火剤又は泡消火剤を運搬し消火剤の補給を実施する。
- ⑤ 消火専門隊及び当直員は、初期対応における延焼防止措置の状況を実施責任者に報告する。

3) 操作の成立性

初期対応における延焼防止措置の対応は、建屋外の実施組織要員7人体制にて作業を実施した場合、初期対応における延焼防止措置の開始まで、事象発生後20分以内で作業可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるよう、可搬型照明を配備する。

ii. 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災
及び化学火災の対応手段

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災
及び化学火災の対応手順を整備する。

(i) 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火
災及び化学火災の対応手順

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災
及び化学火災が発生した場合を想定し、可搬型放水砲により、航空機
燃料火災及び化学火災への放水による消火活動を行うための手順を整
備する。

大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍に設置し、可搬型建屋外ホース
を再処理施設の各建物周辺における火災の発生箇所近傍まで敷設し、
可搬型放水砲との接続を行い、可搬型放水砲による放水を行う。

本手順では、第1貯水槽から可搬型建屋外ホースを再処理施設の各
建物周辺における火災の発生箇所近傍まで敷設し、可搬型放水砲との
接続を行い、大型移送ポンプ車による送水を行い、可搬型放水砲によ
る放水を行うまでの手順を整備する。

第1貯水槽から再処理施設の各建物周辺における火災の発生箇所近
傍までの可搬型建屋外ホースの敷設、大型移送ポンプ車の設置及び可
搬型放水砲の設置並びに可搬型放水砲と可搬型建屋外ホースを接続す
るまでの一連の流れは可搬型放水砲の設置場所にかかわらず同じであ
る。

可搬型放水砲の設置場所は、再処理施設の各建物周辺における航空
機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の発生場所並びに風向きに
より決定する。

第1貯水槽から可搬型放水砲の設置場所により、可搬型建屋外ホースの数量が決定する。

建物及び建屋外の状況確認の結果から、消火活動に使用する消火剤を決定する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、屋外に設置した機器の除灰を行う。

1) 手順着手の判断基準

実施責任者が、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応するために可搬型放水砲による火災発生箇所への放水を行う必要があると判断した場合。

2) 操作手順

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応手順の概要は以下のとおり。

本対策の手順の成否判断は、放水砲流量及び放水砲圧力が所定の流量及び圧力となったことにより確認する。

ホースの敷設ルートは、各作業時間を考慮し、送水開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

手順の対応フローを第6-11図に、タイムチャートを第6-12図に、ホース敷設図は第6-3~4図に示す。

① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、第1貯水槽から再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応するために、可搬型放水砲による放水準備の開始を建屋外対応班長に指示する。

- ② 建屋外対応班の班員は、建物及び建物周辺の状況確認を行う。
- ③ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計）の運搬準備を行う。
- ④ 建屋外対応班の班員は、資機材の確認を行う。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は、可搬型放水砲をホイールローダにより、航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の発生箇所近傍に移動し、設置する。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍へ移動し、設置する。併せて第1貯水槽に可搬型貯水槽水位計（電波式）を運搬し、設置する。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は、第1貯水槽近傍に設置した大型移送ポンプ車の運転準備を行い大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）※¹を第1貯水槽の取水箇所に設置する。
- ※ 1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計）を運搬車により、第1貯水槽から可搬型放水砲近傍まで敷設する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を中継地点に移動、設置する。
- ⑩ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースをホース展張車により、第1貯水槽から可搬型放水砲の発生箇所近傍まで敷

設し、可搬型建屋外ホース、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲流量計と可搬型放水砲圧力計を接続する。

- ⑪ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を起動し、敷設した可搬型建屋外ホースの状態及び可搬型放水砲から放水されることを確認する。
- ⑫ 建屋外対応班長は、可搬型放水砲による火災発生箇所への放水準備が完了したことを実施責任者に報告する。
- ⑬ 実施責任者は、建屋外対応班長に第1貯水槽が所定の水位であることを確認し、初期消火による延焼防止措置で対処が完了しなかった場合、航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への放水開始を建屋外対応班長に指示する。航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への放水開始時に必要な監視項目は、第1貯水槽の貯水槽水位である。
- ⑭ 建屋外対応班長は、大型移送ポンプ車による送水、可搬型放水砲による火災発生箇所への放水開始を建屋外対応班の班員に指示する。
- ⑮ 建屋外対応班の班員は、火災発生箇所への放水中は、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で放水砲流量及び放水砲圧力を確認しながら、大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作する。降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、機器の除灰を行う。
- ⑯ 実施責任者は、建屋外対応班長から可搬型放水砲流量計が所定の流量以上あること及び可搬型放水砲圧力計が所定の圧力以上あることの報告を受け、航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対応が行われていることを確認する。航

空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対応が行われていることを確認するのに必要な監視項目は、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計の放水砲流量及び放水砲圧力である。

⑪ 実施責任者は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災が鎮火した場合、対処終了の判断を行う。

3) 操作の成立性

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対応は、建屋外の実施組織要員 16 人体制にて作業を実施した場合、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応開始まで、対処の移行判断後 2 時間 30 分以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるよう、可搬型照明を配備する。

iii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

再処理施設の各建物周辺に航空機が衝突することで航空機燃料火災及び化学火災が発生した場合には、対応手順に従い、可搬型放水砲での消火活動を行うことで、航空機燃料火災及び化学火災の消火活動を行う。

この対応手段を行う前に、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車又は化学粉末消防車が使用可能な場合には、初期消火活動を行うために、初期対応における延焼防止措置の対応手順を選択することができる。

建物及び建屋外の状況確認の結果から、消火活動に使用する消火剤を決定する。

(e) その他の手順項目について考慮する手順

水源については「7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

燃料補給手順は、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「(9) 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

第 6-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段、対処設備、手順書一覧（1／7）

| 分類 | 機能喪失を想定する 設計基準設備 | 対応 手段 | 対処設備 | | 手順 書 |
|-------------------------|---------------------|------------------------|--|-----------|---------|
| | | | | | |
| 大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応 | — | 放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・大型移送ポンプ車 ・可搬型放水砲 ・可搬型建屋外ホース ・ホース展張車 ・運搬車 ・第1貯水槽 ・第2貯水槽 ・ホイールローダ ・軽油貯蔵タンク ・軽油用タンクローリ ・貯水槽水位計 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式） ・可搬型貯水槽水位計（電波式） ・可搬型放水砲流量計 ・可搬型放水砲圧力計 ・可搬型建屋内線量率計 ・建屋内線量率計 | 重大事故等対処設備 | ① |

第6-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段、対処設備、手順書一覧（2／7）

| 分類 | 機能喪失を想定する 設計基準設備 | 対応 手段 | 対処設備 | 手順 書 |
|-------------------------|---------------------|-----------|--|----------------|
| 大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応 | — | 主排気筒内への散水 | <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型中型移送ポンプ ・可搬型建屋外ホース ・可搬型中型移送ポンプ運搬車 ・ホース展張車 ・運搬車 ・第1貯水槽 ・貯水槽水位計 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式） ・可搬型貯水槽水位計（電波式） ・可搬型建屋供給冷却水流量計 | 重大事故等対処設備 ① |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・スプレイノズル | 自主対策設備 |

第6-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備
する手順対応手段、対処設備、手順書一覧（3／7）

| 分類 | 機能喪失を想定する 設計基準設備 | 対応 手段 | 対処設備 | 手順 書 |
|-----------------------|---------------------|-----------------------------------|--|----------------|
| 工場外への放射線の放出を抑制するための対応 | — | 燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・大型移送ポンプ車 ・可搬型建屋外ホース ・ホース展張車 ・運搬車 ・第1貯水槽 ・第2貯水槽 ・軽油貯蔵タンク ・軽油用タンクローリ ・貯水槽水位計 ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式） ・可搬型貯水槽水位計（電波式） ・可搬型放水砲流量計 ・燃料貯蔵プール等水位計 ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ ・燃料貯蔵プール等状態監視カメラ ・燃料貯蔵プール等空間線量率計 ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計） | 重大事故等対処設備 ① |

第 6-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備
する手順対応手段、対処設備、手順書一覧（4／7）

| 分類 | 機能喪失を想定する 設計基準設備 | 対応 手段 | 対処設備 | 手順 書 |
|---------------------------------------|---------------------|-------------------------------|---|----------------|
| 海洋、 河川、 湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応 | 一 | 海洋、 河川、 湖沼等への放射性物質の流出抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス（雨水集水汎用） ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼用） ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス（尾駆沼出口用） ・放射性物質吸着材 ・小型船舶 ・可搬型中型移送ポンプ運搬車 ・運搬車 ・軽油貯蔵タンク | 重大事故等対処設備 ① |

第6-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段、対処設備、手順書一覧（5／7）

| 分類 | 機能喪失を想定する 設計基準設備 | 対応 手段 | 対処設備 | 手順 書 |
|--|---------------------|----------------|---|-------------|
| 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対応 | 一 | 初期対応における延焼防止措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・大型化学高所放水車 ・消防ポンプ付水槽車 ・化学粉末消防車 ・屋外消火栓 ・防火水槽 | 自主対策設備 ① |

第 6-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備
する手順対応手段、対処設備、手順書一覧 (6 / 7)

| 分類 | 機能喪失を想定する 設計基準設備 | 対応 手段 | 対処設備 | 手順書 |
|--|---------------------|----------------------------|---|----------------|
| 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対応 | — | 航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への泡消火 | <ul style="list-style-type: none"> ・大型移送ポンプ車 ・可搬型建屋外ホース ・可搬型放水砲 ・ホース展張車 ・運搬車 ・第1貯水槽 ・ホイールローダ ・軽油貯蔵タンク ・軽油用タンクローリ ・貯水槽水位計 ・可搬型貯水槽水位計(ロープ式) ・可搬型貯水槽水位計(電波式) | 重大事故等対処設備 ① |

第 6-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備
する手順対応手段、対処設備及び手順書一覧 (7 / 7)

| 手順書名 | 手順書の番号 |
|---------------------|--------|
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | ① |

第6-2表 重大事故等時監視が必要となる計装設備

(1/4)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 | | 監視パラメータ (計器) | | |
|--------------------------------|------------------------|--------|-------------------------|--|--|
| (a) 大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段 | | | | | |
| i. 放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手段 | | | | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 貯水槽水位計 | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 可搬型貯水槽水位 計 (ロープ式) | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 可搬型貯水槽水位 計 (電波式) | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 放水砲流量 | 可搬型放水砲流量 計 | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 放水砲圧力 | 可搬型放水砲圧力 計 | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 建屋内線量率 | 可搬型建屋内線量 率計 | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 建屋内線量率 | 建屋内線量率計 | | |

(2/4)

| 対応手段 | 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 | | 監視パラメータ (計器) | | |
|-------------------------------|------------------------|-----------|-------------------------|--|--|
| (a) 大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段 | | | | | |
| ii. 主排気筒内への散水の対応手段 | | | | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 貯水槽水位計 | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 可搬型貯水槽水位 計 (ロープ式) | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 可搬型貯水槽水位 計 (電波式) | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 建屋供給冷却水流量 | 可搬型建屋供給冷 却水流量計 | | |

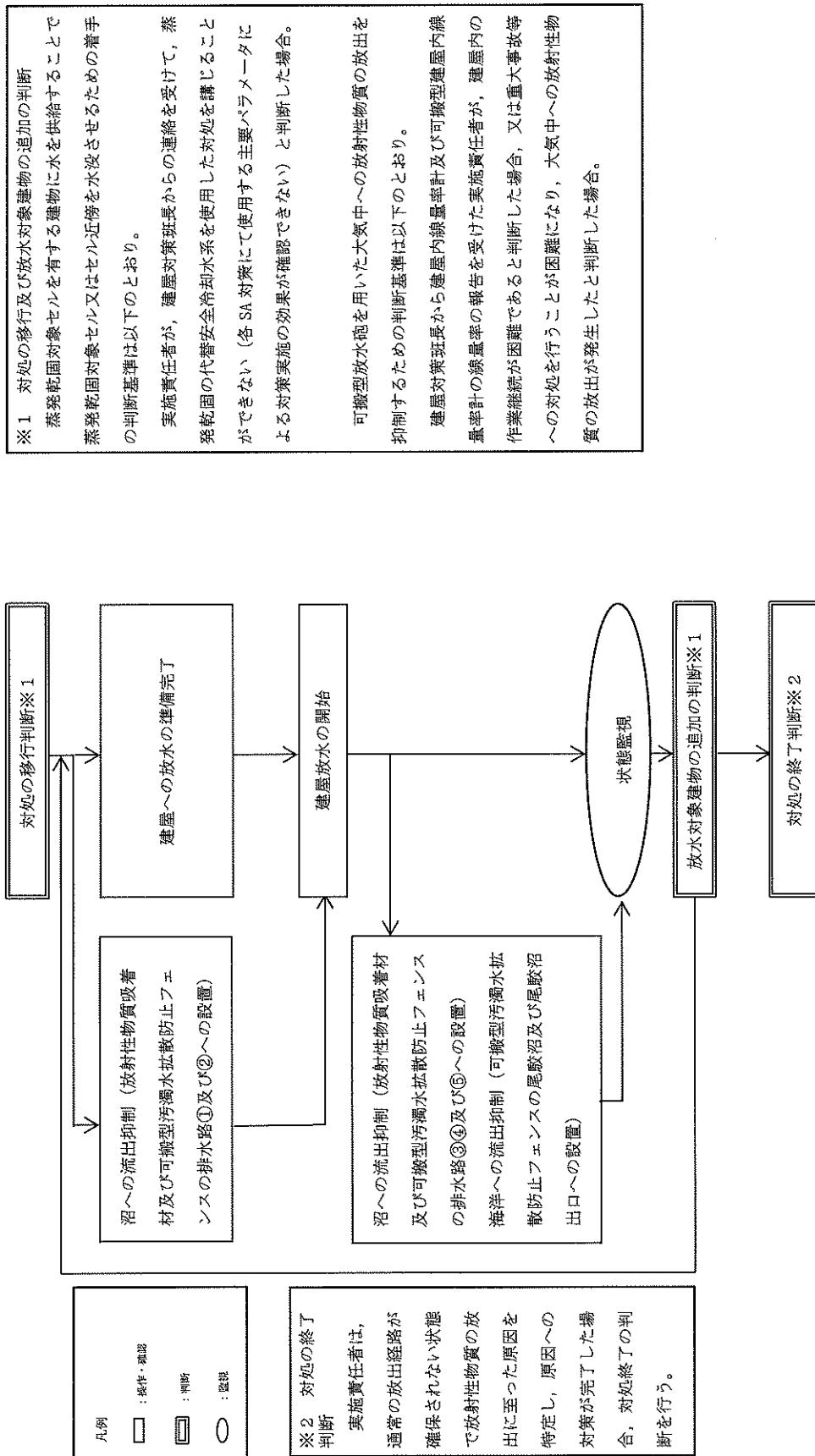
(3 / 4)

| 対応手段 | | 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 | 監視パラメータ (計器) |
|---|----|------------------------|---------------------------------|
| (b) 工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段 | | | |
| i. 燃料貯蔵プール等への大容量注水による工場等外への放射線の放出を抑制するため の対応手段 | | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 放水砲流量 | 可搬型放水砲流量 計 |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 燃料貯蔵プール等水位 | 燃料貯蔵プール等 水位計 |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 燃料貯蔵プール等状態（監 視カメラ） | 可搬型燃料貯蔵プ ール等状態監視カ メラ |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 燃料貯蔵プール等状態（監 視カメラ） | 燃料貯蔵プール等 状態監視カメラ |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 燃料貯蔵プール等空間線量 率 | 燃料貯蔵プール等 空間線量率計 |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 燃料貯蔵プール等空間線量 率 | 可搬型燃料貯蔵プ ール等空間線量率 計（線量率計） |

(4/4)

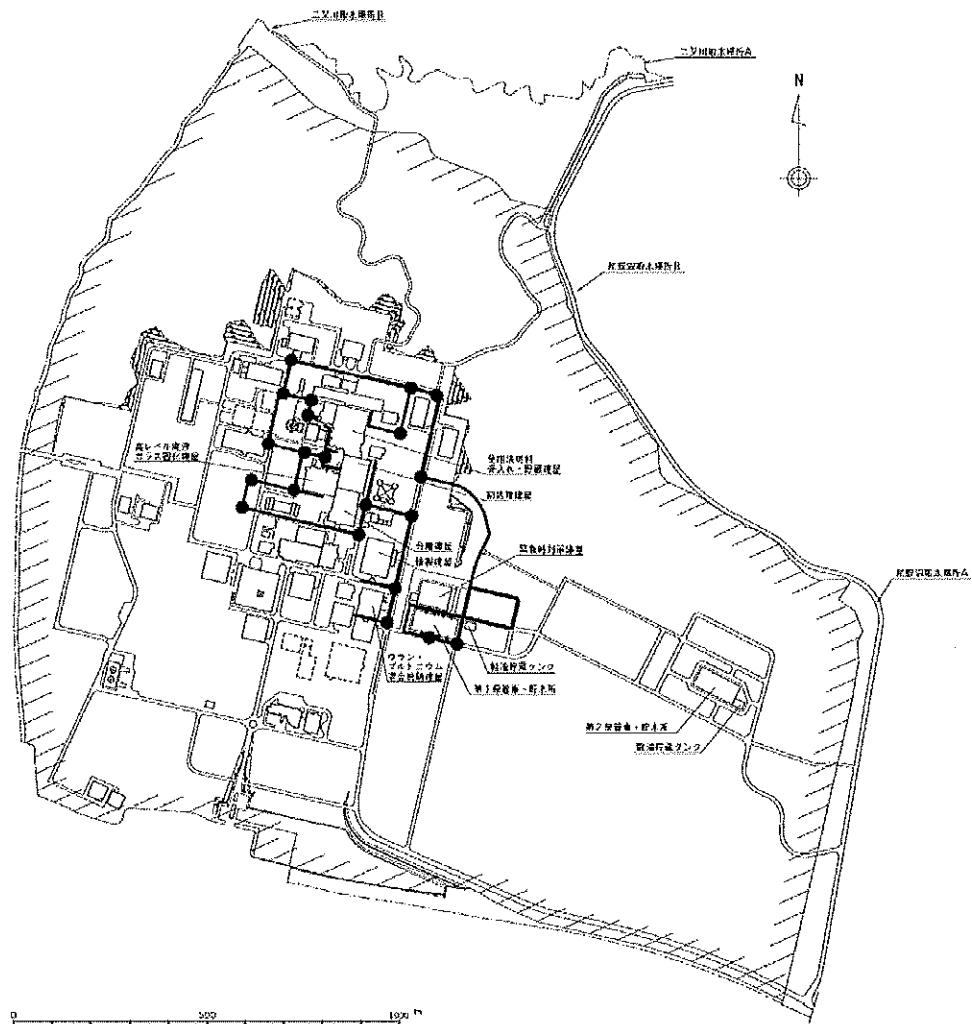
| 対応手段 | | 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 | 監視パラメータ (計器) |
|--|----|------------------------|-------------------------|
| (d) 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災 に対応するための対応手段 | | | |
| ii. 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の 対応手段 | | | |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 貯水槽水位計 |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 可搬型貯水槽水位 計 (ロープ式) |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 貯水槽水位 | 可搬型貯水槽水位 計 (電波式) |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 放水砲流量 | 可搬型放水砲流量 計 |
| 防災施設課 重大事故等発生時対応手順書 | 操作 | 放水砲圧力 | 可搬型放水砲圧力 計 |

第6-1図 「建屋放水」及び「敷地外への流出抑制」の手順の概要

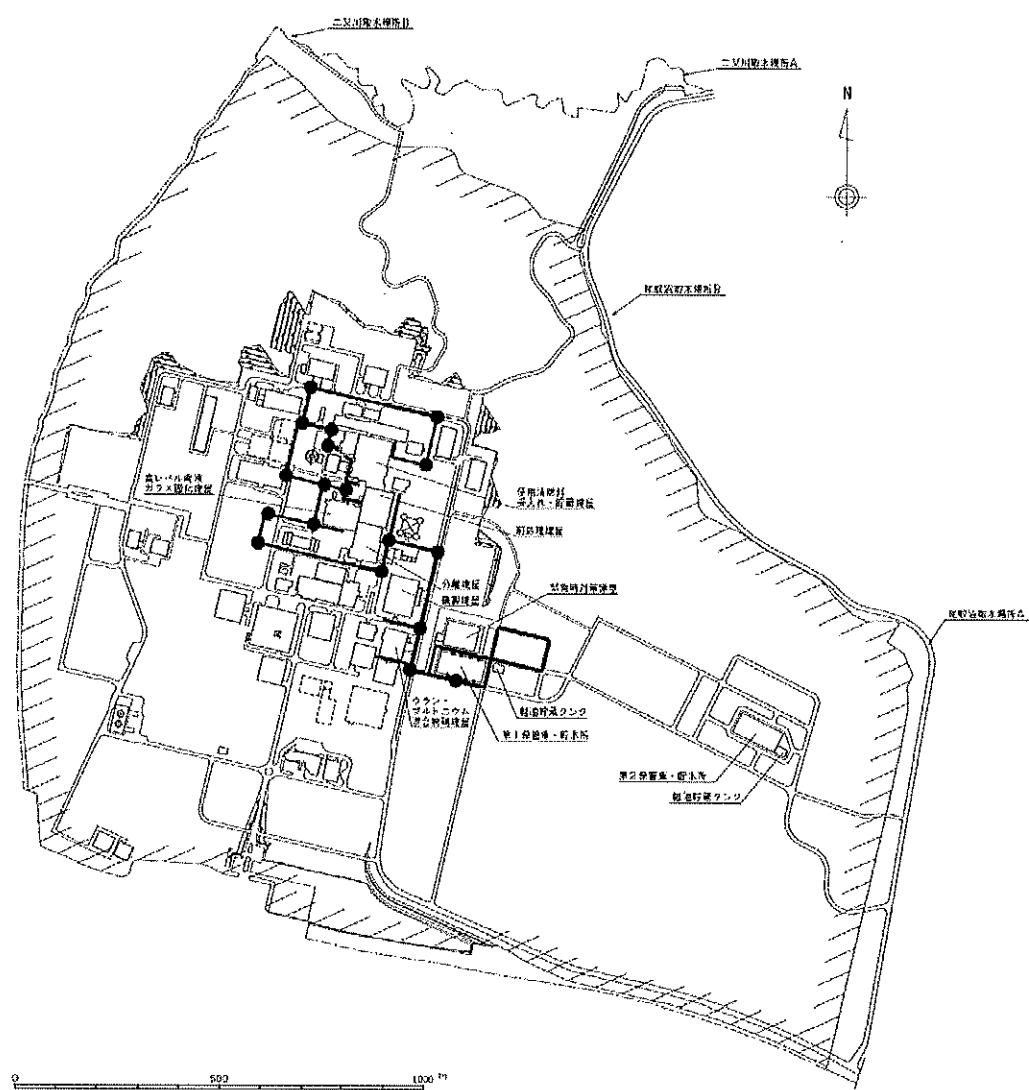


| 対象 | 作業番号 | 作業 | 作業番 | 基点数 | 作業時間 (分±30) | 作業時間 | | | | | | 備考 | |
|-------------------------|------|---|--|-----|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|----------------------------|
| | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | |
| 放水栓等取扱い 入札・評議書 提出 | 1 | ・使用する荷物類の荷卸及び荷揚げ作業へ 販路外販送の依頼 | 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 | 14 | 6:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | ・販路外販送 仕分け | |
| | 2 | ・販路外販送の依頼 | 販路外販送 | 2 | 6:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | | |
| | 3 | ・販路外販送の依頼 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 | 15 | 1:00 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | | |
| | 4 | ・販路外販送の依頼 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 | 2 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | | |
| | 5 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 2 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | | |
| | 6 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 4 | 2:00 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | | |
| | 7 | ・販路外販送による可燃切削油貯蔵庫の 貯蔵 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 | 10 | 1:00 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | | |
| | 8 | ・大販路取引シップ等の販路外販送の依頼 販路外販送 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 販路外販送 販路内販送 | 10 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | | |
| | 9 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 4 | — | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 10 | ・販路外販送の依頼 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 | 1 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| 販路外販送へ 販路外販送 | 11 | ・販路外販送の依頼 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 | 18 | 1:00 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 12 | ・販路外販送の依頼 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 | 8 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 13 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 4 | 1:20 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 14 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 1:20 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 15 | ・カーボルバーによる可燃切削油貯蔵庫の搬出 搬出 (販路外販送) | 販路外販送 | 2 | 0:10 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 16 | ・大販路取引シップ等の販路外販送の依頼 販路外販送 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 0:20 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 17 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送) 及び販路 販路外販送 | 販路外販送 | 4 | — | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | ・販路外販送 仕分け |
| | 18 | ・販路外販送の依頼 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 | 8 | 0:10 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 19 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 4 | 1:50 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 20 | ・カーボルバーによる可燃切削油貯蔵庫の搬出 搬出 (販路外販送) | 販路外販送 | 2 | 0:10 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| 販路外販送へ 販路外販送 | 21 | ・販路外販送の依頼 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 | 2 | 0:10 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 22 | ・販路外販送の依頼 (大販路取引シップ等) | 販路外販送 | 10 | 1:50 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 23 | ・カーボルバーによる可燃切削油貯蔵庫の搬出 搬出 (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 1:50 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 24 | ・大販路取引シップ等の販路外販送の依頼 販路外販送 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 25 | ・可燃切削油貯蔵庫の搬出 (販路外販送) 及び販路 販路外販送 | 販路外販送 | 4 | — | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | ・販路外販送 仕分け |
| | 26 | ・カーボルバーによる可燃切削油貯蔵庫の搬出 搬出 (カーボルバー生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 2 | 0:10 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 27 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 4 | 1:50 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 28 | ・大販路取引シップ等の販路外販送の依頼 販路外販送 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 29 | ・可燃切削油貯蔵庫の搬出 (カーボルバー 上場の販路外販送) 及び販路 | 販路外販送 | 4 | — | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | ・カーボルバー 上場の販路外販送 |
| | 30 | ・カーボルバーによる可燃切削油貯蔵庫の搬出 搬出 (カーボルバー上場の販路外販送) | 販路外販送 | 2 | 0:10 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| 販路外販送へ 販路外販送 | 31 | ・カーボルバーによる可燃切削油貯蔵庫の搬出 搬出 (カーボルバー上場の販路外販送) | 販路外販送 | 2 | 0:10 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 32 | ・販路外販送の依頼 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 4 | 1:50 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 33 | ・カーボルバーによる可燃切削油貯蔵庫の搬出 搬出 (カーボルバー上場の販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | ・カーボルバー 上場の販路外販送 仕分け |
| | 34 | ・大販路取引シップ等の販路外販送の依頼 販路外販送 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 1:50 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 35 | ・大販路取引シップ等の販路外販送の依頼 販路外販送 (販路外販送生産へ販路外販送) (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 36 | ・可燃切削油貯蔵庫の搬出 (カーボルバー 上場の販路外販送) 及び販路 | 販路外販送 | 4 | — | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 37 | ・カーボルバーによる可燃切削油貯蔵庫の搬出 搬出 (販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 1:50 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 38 | ・大販路取引シップ等の販路外販送の依頼 販路外販送 (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 2 | 0:10 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 39 | ・大販路取引シップ等の販路外販送の依頼 販路外販送 (販路外販送生産へ販路外販送) | 販路外販送 | 10 | 0:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | |
| | 40 | ・可燃切削油貯蔵庫の搬出 (販路外販送) 及び販路 販路外販送 | 販路外販送 | 4 | — | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | 14:30 | ・販路外販送 仕分け |

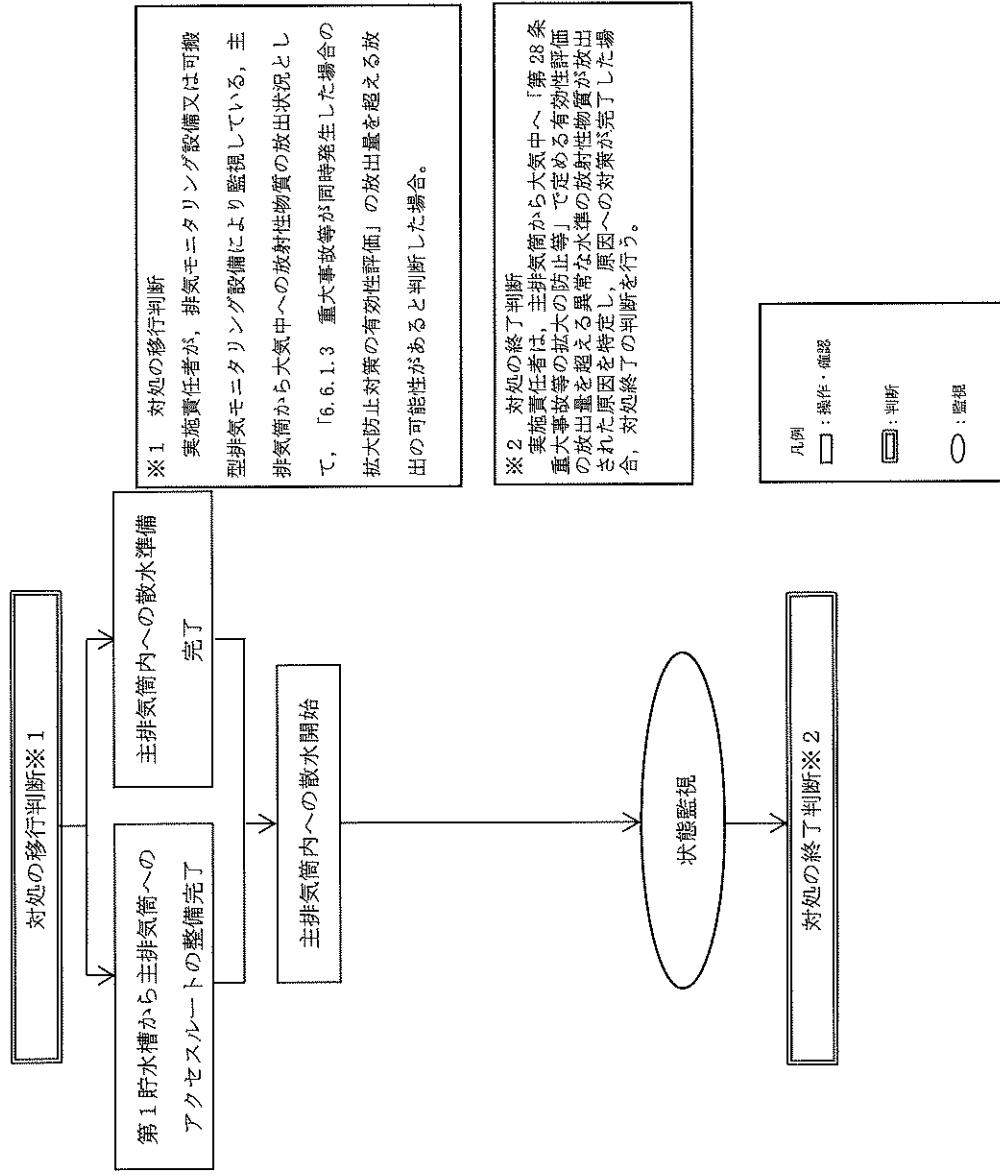
第6-2図 「建屋放水」に係る作業と所要時間



第 6-3 図 「放出抑制」の可搬型建屋外ホース敷設ルート
 (第 1 貯水槽～各対処場所)
 (北ルート)



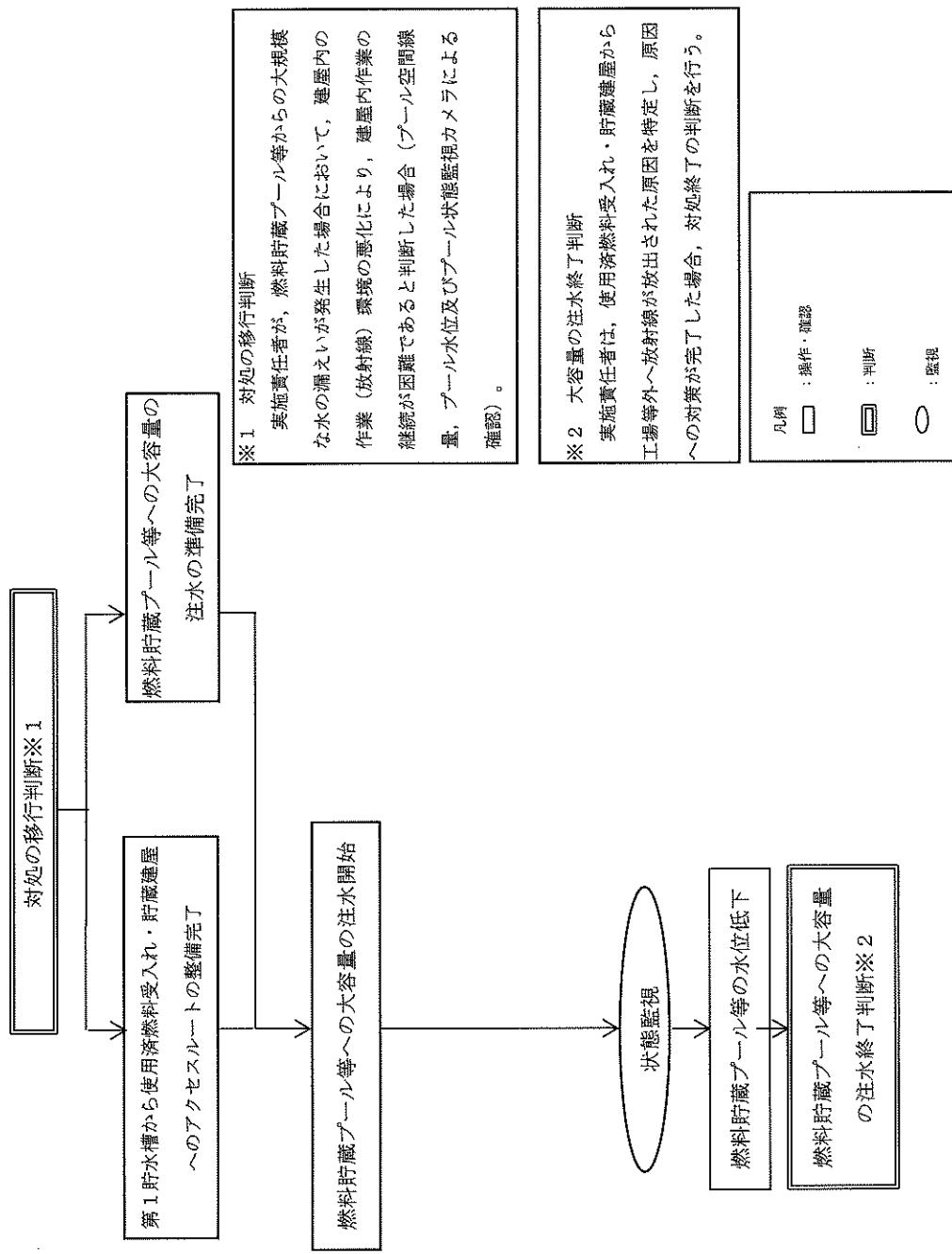
第 6-4 図 「放出抑制」の可搬型建屋外ホース敷設ルート
(第 1 貯水槽～各対処場所)
(南ルート)



第6-5図 「主排気筒内への散水」の手順の概要

| 対策 | 作業番号 | 作業 | 作業班 | 要員数 | 所要時間 (時:分) | 経過時間(時間) | | | | | | | | | | 備考 |
|-----------|------|---|----------------------------------|-----|---------------|----------|------|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|-------|----|
| | | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | |
| | | ・使用する資機材の確認 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | ・運搬車で運搬する可搬型罐屋外ホースの設置 | 建設外2班 建設外3班 建設外4班 建設外9班 | 7 | 0:30 | | → | 作業番号5 (3, 4, 9班) △移行判断 | | | | | | | | |
| | 2 | ・送水用の可搬型中型移送ポンプの運搬及び設置 (第1貯水槽五段) | 建設外2班 | 2 | 0:30 | | → | 作業番号8 | | | | | | | | |
| | 3 | ・中盤用の可搬型中型移送ポンプの運搬及び設置 (主・排気管近傍) | 建設外3班 建設外4班 建設外9班 | 5 | 1:00 | ■ | → | 作業番号1 (3, 4, 9班) → 作業番号6 | | | | | | | | |
| | 4 | ・ホース張張車による可搬型罐屋外ホースの敷設 (送水用の中型移送ポンプまで) 並びに可搬型罐屋外ホース、可搬型流量計の接続 | 建設外5班 建設外6班 建設外8班 | 5 | 0:30 | ■ | | | | | | | | | | |
| 主排水槽内への散水 | 5 | ・送水用の可搬型中型移送ポンプの試運転及び可搬型罐屋外ホースの状態確認 | 建設外5班 建設外6班 建設外8班 | 5 | 1:00 | | → | 作業番号7 | | | | | | | | |
| | 6 | ・増圧用の可搬型中型移送ポンプの試運転及びブレインズルの接続並びに状態確認 | 建設外3班 建設外4班 建設外9班 | 5 | 0:30 | | → | 作業番号3 | | | | | | | | |
| | 7 | ・主排水槽内への散水及び状態確認 (流量、圧力、ホースの状態) | 建設外5班 建設外6班 建設外8班 | 5 | 0:30 | | → | 作業番号5 | | | | | | | | |
| 主排水槽散水 | 8 | | | 2 | — | | → | 作業番号2 | | | | | | | | |

第6-6図 「主排水槽内への散水」に係る作業と所要時間



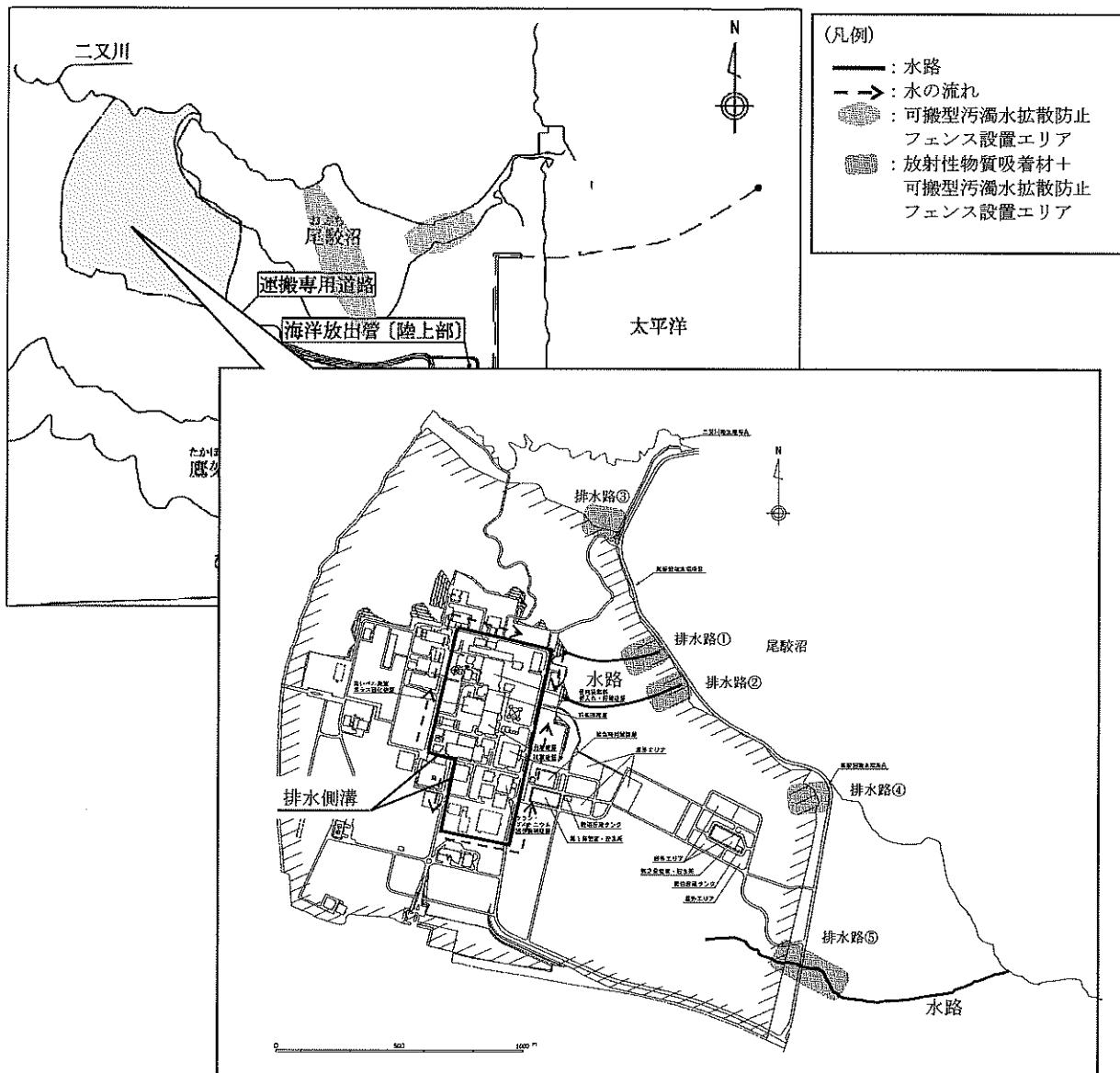
第6-7図 「燃料貯蔵プール等への大容量の注水」の手順の概要

第6—8図 「燃料貯蔵プール等への大容量の注水」に係る作業と所要時間

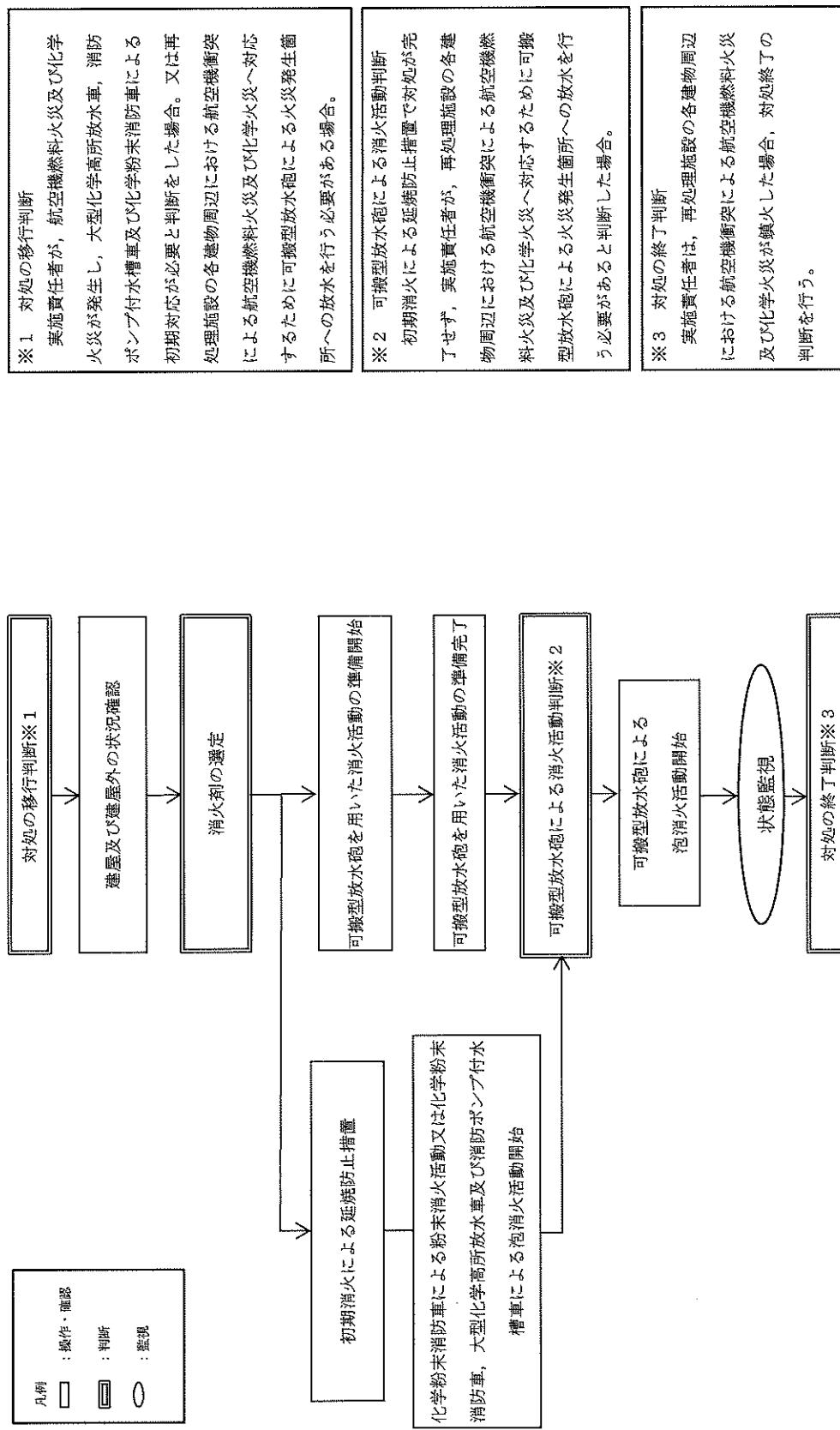
| 対策 | 作業番号 | 作業 | 作業班 | 要員数 | 所要時間 (時:分) △移行判断 | 経過時間(時間) | | | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | |
|-----------------|------|---|---|-----|------------------------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | 1:00 | 2:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
| 燃料貯蔵プール等の大容量の注水 | 1 | ・使用する資機材の運搬及び第1号水管へ可搬型水位計の設置 | 運搬外2班 運搬外3班 運搬外4班 運搬外5班 運搬外6班 | 10 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | ・運搬車で運搬する可搬型運送室外ホースの設置、金具類、可搬型流量計、可搬型圧力計 | 運搬外2班 | 2 | 3:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | ・送水用大型移送ポンプ車の移動 | 運搬外3班 | 2 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | ・送水用大型移送ポンプ車の設置 | 運搬外3班 運搬外4班 運搬外5班 運搬外6班 運搬外7班 | 10 | 1:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 | ・中継用大型移送ポンプ車の移動及び設置 | 運搬外8班 運搬外9班 | 2 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 | ・ホース裏張車による可搬型運送室外ホースの取扱い及び可搬型圧力計の接続 ・可搬型流量計及び可搬型圧力計の接続 | 運搬外3班 運搬外4班 運搬外5班 運搬外6班 運搬外7班 | 10 | 1:10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | ・ホース裏張車進入不可部分の可搬型運送室外ホースの搬入(人により運搬搬送) | 運搬外3班 運搬外4班 運搬外5班 運搬外6班 運搬外7班 | 10 | 1:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 | ・大型移送ポンプ車の試運転及びホースの状態確認※ | 運搬外2班 運搬外3班 運搬外4班 運搬外5班 | 8 | 0:30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | ・水の供給及び状態監視(流量、圧力、第1号水管の水位) | 運搬外2班 | 2 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第 6—9 図 「海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制」に係る作業と所要時間

| 作業番号 | 作業者名 | 作業 | 作業延長時間(分) | 所要時間(分) | | 作業数 | 所要時間(分) | 作業内容 |
|---|------|--|-----------|---------|------|-----|---------|--|
| | | | | 初期 | 終期 | | | |
| 原水路への放射料 生産後処理部 生産後処理部の設置 設置作業 | 1 | 小笠原工場の廃棄物 汚染雨水排水装置(フェンス)の設置 設置作業 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 2:30 | 原水路への放射料 生産後処理部 生産後処理部の設置 設置作業 |
| | 2 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 |
| | 3 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 |
| | 4 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 |
| | 5 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 |
| | 6 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 |
| | 7 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「海水浴場へ放射料廃棄物貯蔵所及び 施設」の設置 設置作業 |
| | 8 | 「小笠原工場の廃 小笠原工場の廃 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「小笠原工場の廃 小笠原工場の廃 |
| | 9 | 「小笠原工場を右へ走行して向か 「小笠原工場を右へ走行して向か | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「小笠原工場を右へ走行して向か 「小笠原工場を右へ走行して向か |
| | 10 | 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 |
| 河川、湖沼等への 廃棄物の輸送 輸送作業 | 11 | 「フェンス(廃棄物出入口)の運搬 「フェンス(廃棄物出入口)の運搬 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「フェンス(廃棄物出入口)の運搬 「フェンス(廃棄物出入口)の運搬 |
| | 12 | 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 |
| | 13 | 「廃棄物の輸送用フェンス(運搬用 「廃棄物の輸送用フェンス(運搬用 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「廃棄物の輸送用フェンス(運搬用 「廃棄物の輸送用フェンス(運搬用 |
| | 14 | 「廃棄物の輸送用フェンス(運搬用 「廃棄物の輸送用フェンス(運搬用 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「廃棄物の輸送用フェンス(運搬用 「廃棄物の輸送用フェンス(運搬用 |
| | 15 | 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 「小笠原工場にて可燃性汚泥を運搬 |
| | 16 | 「可燃性汚泥を運搬車に積み込む(運搬 「可燃性汚泥を運搬車に積み込む(運搬 | 1:50 | 1:50 | 1:50 | 6 | 1:30 | 「可燃性汚泥を運搬車に積み込む(運搬 「可燃性汚泥を運搬車に積み込む(運搬 |
| 作業番号 | 作業者名 | 作業 | 作業延長時間(分) | 所要時間(分) | | 作業数 | 所要時間(分) | 作業内容 |
| | | | | 初期 | 終期 | | | |



第6-10図 放射性物質の流出を抑制する設備等の概要図



第6-11図 「航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の泡消火」の手順の概要

火災の消滅工事に於ける機械的航空料

間時要所と業作るに係

7. 重大事故等への対処に必要となる水の供給手順等

【要求事項】

再処理事業者において、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 「設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手段等をいう。

- a) 想定される重大事故等が収束するまでの間、十分な量の水を供給できる手順等を整備すること。
- b) 複数の代替水源（貯水槽、ダム、貯水池、海等）が確保されていること。
- c) 各水源からの移送ルートが確保されていること。

- e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。
- f) 必要な水の供給が行えるよう、水源の切替え手順等を定めること。

安全冷却水系の冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処及び工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を整備する。

ここでは、これらの設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
(内部ループ通水による冷却, 貯水槽から機器への注水,
冷却コイル等への通水による冷却, セルへの導出経路の構
築及びセル排気系を代替する排気系による対応), 燃料貯蔵
プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備 (燃料
貯蔵プール等への注水, 燃料貯蔵プール等へのスプレイ),
前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋, ウラン・プルトニウム
混合脱硝建屋, 高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃
料受入れ・貯蔵建屋からの大気中への放射性物質の放出を
抑制するための設備, 燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を
するための設備及び再処理施設の各建物周辺における航空
機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応するため
の設備の水源として第1貯水槽を使用した場合の対応手段
と重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等への対処に必要な水を第1貯水槽から継続し
て供給するため, 第2貯水槽又は敷地外水源から第1貯水
槽への水の補給を行う。第1貯水槽へ水を補給するための
設備の水の補給源として, 第2貯水槽又は敷地外水源を使
用した場合の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

また, 第1貯水槽, 第2貯水槽又は敷地外水源を水源と
した, 水源及び水の移送ルートの確保の対応手段と重大事
故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段として自主対策^{*1}及び自主対策設備を選定する。

※ 1 自主対策：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全ての再処理施設の状況において使用することは困難であるが、再処理施設の状況によっては、事故対応に有効な対策

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、事業指定基準規則第四十一条及び技術基準規則第四十四条（以下「基準規則」という。）の要求事項を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段並びにその対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第7-1表に整理する。

i. 水源及び水の移送ルートの確保を行うための対応手段
と設備

(i) 水源及び水の移送ルートの確保を行うための対応手段
と設備

1) 水源及び水の移送ルートの確保を行うための対応手段
と設備

重大事故等時、水源を使用した対処を行う場合、第1貯水槽、第2貯水槽又は敷地外水源に至るまでの水の移送ルートの状況並びに第1貯水槽及び第2貯水槽の水位の確認を行い、水源及び水の移送ルートを確保する。

第1貯水槽、第2貯水槽又は敷地外水源に至るまでの水の移送ルートの状況並びに第1貯水槽及び第2貯水槽の水位の確認を行い、水源及び水の移送ルートの確保を行うための設備は以下のとおり。

- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）

2) 重大事故等対処設備

水源及び水の移送ルートの確保を行うための対応手段で使用する設備のうち、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備で、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

ii. 水源を使用した対応手段と設備

(i) 第1貯水槽を水源とした対応手段と設備

1) 第1貯水槽を水源とした対応手段と設備

重大事故等時、第1貯水槽を水源として使用する。

重大事故等時、冷却機能の喪失による蒸発乾固へ対処(内部ループ通水による冷却)するための設備へ水を供給する手段がある。

重大事故等時、冷却機能の喪失による蒸発乾固へ対処(機器への注水)するための設備へ水を供給する手段がある。

重大事故等時、冷却機能の喪失による蒸発乾固へ対処(冷却コイル等への通水による冷却)するための設備へ水を供給する手段がある。

重大事故等時、冷却機能の喪失による蒸発乾固へ対処(セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応)するための設備へ水を供給する手段がある。

重大事故等時、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処(燃料貯蔵プール等への注水)するための設備へ水を供給する手段がある。

重大事故等時、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処(燃料貯蔵プール等へのスプレイ)するための設備へ水を供給する手段がある。

重大事故等時、大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備へ水を供給する手段がある。

重大事故等時、燃料貯蔵プール等への大容量の注水をする手段がある。

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災発生時、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災へ対応するための設備へ水を供給する手段がある。

これらの対応手段及び設備は、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」、「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」及び「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

これらの手段に使用する設備は以下のとおり。

- ・第1貯水槽
- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）

2) 重大事故等対処設備

第1貯水槽を水源とした対応手段で使用する設備のうち、第1貯水槽及び貯水槽水位計を常設重大事故等対処設備として設置する。可搬型貯水槽水位計（ロープ式）及び可搬型貯水槽水位計（電波式）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備で、審査基準及び基準規則に要求され

る設備が全て網羅される。

(ii) 第1貯水槽へ水を補給するための対応手段と設備

重大事故等時において、重大事故等への対処に必要となる第1貯水槽の水ができる限り減ることが無いよう、第2貯水槽、敷地外水源又は淡水取水源を利用し、第1貯水槽への水の補給を行う。

1) 第2貯水槽を水源とした第1貯水槽へ水を補給するための対応手段と設備

重大事故等時、第2貯水槽を水の補給源として、第1貯水槽へ水の補給を行う手段がある。

第2貯水槽を水の補給源として、第1貯水槽へ水の補給を行うための設備は以下のとおり。

- ・第1貯水槽
- ・第2貯水槽
- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホース展張車
- ・運搬車
- ・軽油貯蔵タンク
- ・軽油用タンクローリ
- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型送水流量計

第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給を継続するためには、軽油貯蔵タンク及び容器（ドラム缶等）から燃料の移送を行う対応手段と設備がある。

燃料の移送に用いる対応手段と設備は「8. 電源の確保に関する手順等」で整理する。

2) 敷地外水源を水源とした第1貯水槽へ水を補給するための対応手段と設備

重大事故等時、敷地外水源を水の補給源として、第1貯水槽へ水の補給を行う手段がある。

敷地外水源を水の補給源として、第1貯水槽へ水の補給を行うための設備は以下のとおり。

- ・第1貯水槽
- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホース展張車
- ・運搬車
- ・軽油貯蔵タンク
- ・軽油用タンクローリ
- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型送水流量計

敷地外水源から第1貯水槽への水の補給を継続するためには軽油貯蔵タンク及び容器（ドラム缶等）から燃料の移送を行う対応手段と設備がある。

燃料の移送に用いる対応手段と設備は「8. 電源の確保に関する手順等」で整理する。

3) 淡水取水 SOURCE を水源とした、第1貯水槽へ水を補給するための対応手段と設備

重大事故等時、第1貯水槽への水の補給は、第2貯水槽及び敷地外水源を優先して対処を行うが、淡水取水 SOURCE を水の補給源として第1貯水槽へ水の補給を行う手段がある。

淡水取水 SOURCE を水の補給源として第1貯水槽へ水を補給するための設備は以下のとおり。

- ・ 第1貯水槽
- ・ 淡水取水設備貯水池
- ・ 敷地内西側資機材跡地内貯水池
- ・ 大型移送ポンプ車
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ ホース展張車
- ・ 運搬車
- ・ 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・ 可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・ 可搬型送水流量計

4) 重大事故等対処設備と自主対策設備

第1貯水槽へ水を補給するための対応手段で使用する設備のうち、第1貯水槽、第2貯水槽、軽油貯蔵タンク及び貯水槽水位計を常設重大事故等対処設備として設置する。大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、軽油用タンクローリ、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型送水流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備で、審査基準及び基準規則に要求される全ての設備が網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処に必要となる十分な量の水を確保することができる。

「淡水取水源を水源とした、第1貯水槽への水の補給」に使用する設備((b) ii . (ii)3)参照)のうち、淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池は、地震発生時に補給に必要な水量が確保できない可能性があることから、自主対策設備として位置づける。本対応を実施するための具体的な条件は、地震発生時に補給に必要な水を貯水している場合、第1貯水槽へ水を補給する手段として選択することができる。

また、二又川取水場所Bは、重大事故等の対応に必要な量の水を確保することができる場合は、第1貯水槽へ補給する水の補給源として活用する。

Ⅲ. 水源を切り替えるための対応手段と設備

(i) 第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給 源の切り替えを行うための対応手段と設備

第1貯水槽への水の補給源を第2貯水槽から敷地外水源へ切り替えることができる。

1) 第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給源の切り替えを行うための対応手段と設備

重大事故等時に、第1貯水槽を水源とした重大事故等への対処が継続して行われている状況において、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給が行えなくなつた場合には、水の補給源を敷地外水源からの補給に切り替える手段がある。

水源の切り替えを行うための設備は以下のとおり。

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホース展張車
- ・運搬車
- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）

2) 重大事故等対処設備

水源を切り替えるための対応手段で使用する設備のうち、貯水槽水位計を常設重大事故等対処設備として設置する。大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、

ホース展張車、運搬車及び可搬型貯水槽水位計（電波式）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備により、審査基準及び基準規則に要求される全ての設備が網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、水源の切り替えを行うことができる。

iv. 手順等

上記「i. 水源及び水の移送ルートの確保を行うための対応手段と設備」、「ii. 水源を使用した対応手段と設備」及び「iii. 水源を切り替えるための対応手段と設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、実施組織要員による対応として各建屋及び建屋外等共通の「防災施設課 重大事故等発生時対応手順書」に定める。(第 7-1 表)

また、重大事故等時に監視が必要となる計装設備についても整備する。(第 7-2 表)

b. 重大事故等時の手順

(a) 水源及び水の移送ルートの確保の対応手段

i. 水源及び水の移送ルートの確保の対応手順

重大事故等時、水源の選択及び水の移送ルートの確保を行う手順を整備する。

(i) 水源及び水の移送ルートの確保

重大事故等時、第1貯水槽、第2貯水槽及び敷地外水源の状態及び水の移送ルートを確保することを想定し、第1貯水槽、第2貯水槽及び敷地外水源の状態及び水の移送ルートを確保する手順を整備する。

第1貯水槽、第2貯水槽及び敷地外水源の状態及び水の移送ルートを確保するとともに、水の移送に使用する水源及びホース敷設ルートを決定する。

本手順では、第1貯水槽、第2貯水槽及び敷地外水源の状態及び水の移送ルートを確保するまでの手順を整備する。

1) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの対処を行う必要がある場合。

- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち、「蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応手順」の「内部ループ通水による冷却」への着手判断をした場合。
- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち、「蒸発乾固の拡大の防止のための

措置の対応手順」の「貯水槽から機器への注水」、「冷却コイル等への通水による冷却」又は「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」への着手判断をした場合。

- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等への注水」への着手判断をした場合。
- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等へのスプレイ」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段」の「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手順」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段」の「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「再処理施設の各建物周辺における

る航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応するための対応手段」の「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応手順」への着手判断をした場合。

2) 操作手順

水源及び水の移送ルートの確保の概要は、以下のとおり。

水の移送ルートは、各作業時間を考慮し、水の供給開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

水源の位置を第 7-1 図に示す。手順の対応フローを第 7-2 図に、タイムチャートを第 7-3 図に、ホース敷設図は第 7-4～11 図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、水源及び水の移送ルート確保の開始を建屋外対応班長に指示する。
- ② 建屋外対応班長は、作業指示を建屋外対応班の班員に行う。
- ③ 建屋外対応班の班員は、第 1 貯水槽の水位を確認し、第 1 貯水槽から各建屋までのアクセスルート（北ルート）の確認を行う。
- ④ 建屋外対応班の班員は、第 1 貯水槽から各建屋までのアクセスルート（南ルート）の確認を行う。

- ⑤ 建屋外対応班の班員は、第2貯水槽の水位及び敷地外水源の状態を確認する。
- ⑥ 実施責任者は、建屋外対応班長から各水源の確認結果の報告を受け、水源を選択し、ホース敷設ルートを決定する。

3) 操作の成立性

水源及び水の移送ルートの確保の対応は、建屋外の実施組織要員4人体制にて作業を実施した場合、アクセスルート及び敷地外水源の確認からホース敷設ルートの確保まで、対処の移行判断後1時間30分以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等時、水源及び水の移送ルートの確保を行う場合には、作業時間を考慮し、水の供給開始までの時間が最短になる組合せを優先して水源及び水の移送ルートの確保を行う。

(b) 水源を使用した対応手段

i. 第1貯水槽を水源とした対応手順

重大事故等時、冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処(内部ループ通水による冷却)(貯水槽から機器への注水)(冷却コイル等への通水による冷却)(セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応), 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(燃料貯蔵プール等への注水), 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(燃料貯蔵プール等へのスプレイ), 大気中への放射性物質の放出抑制, 燃料貯蔵プール等への大容量の注水及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対処を行う手順を整備する。

(i) 第1貯水槽を水源とした対応手順

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合に、第1貯水槽の水を内部ループに通水することにより、貯槽等に内包する溶液の温度を低下させる。

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合に、発生防止対策が機能しなかった場合に備え、設備の準備を行う。機器に内包する溶液が沸騰に至った場合には、液位低下

及びこれによる濃縮の進行を防止するため、液位を一定範囲に維持するよう、第1貯水槽の水を貯槽等内へ注水することにより、機器に内包する溶液が乾固に至ることを防止する。

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合に、事態を収束させるため、第1貯水槽の水を冷却コイル等へ通水することにより、貯槽等に内包する溶液の温度を低下させる。

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合に、機器に内包する溶液が沸騰に至る場合に備え、塔槽類廃ガス処理系の流路を遮断し、貯槽等からの廃ガスをセルに導出するとともに、当該排気系統に設置した凝縮器へ第1貯水槽の水を通水する。

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能喪失時において、第1貯水槽を水源として燃料貯蔵プール等へ注水することで、燃料貯蔵プール等の水位を回復、維持する。

燃料貯蔵プール等からの大規模な水の漏えい又はその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、第1貯水槽を水源として代替補給水設備（スプレイ）による燃料貯蔵プール等へのスプレイを実施することにより、使用済燃料の冷却を行う。

前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋からの大気中への放射性物質

の放出を抑制する。

燃料貯蔵プール等からの大規模な水の漏えい又はその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行う。

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対して、可搬型放水砲による放水を行う。

1) 手順着手の判断基準

- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち、「蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応手順」の「内部ループ通水による冷却」への着手判断をした場合。
- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち、「蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「貯水槽から機器への注水」、「冷却コイル等への通水による冷却」又は「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」への着手判断をした場合。
- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等への注水」への着手判断をした場合。

- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等へのスプレイ」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段」の「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手順」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段」の「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に 対応するための対応手段」の「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応手順」への着手判断をした場合。

2) 操作手順

第1貯水槽を水源とした、冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処手順については、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち、

「蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応手順」の
「内部ループ通水による冷却」にて整備する。

第1貯水槽を水源とした、冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処手順については、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち、「蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「貯水槽から機器への注水」、「冷却コイル等への通水による冷却」又は「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」にて整備する。

第1貯水槽を水源とした、燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えいへの対処手順については、「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等への注水」にて整備する。

第1貯水槽を水源とした、燃料貯蔵プール等からの大規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位の異常な低下への対処手順については、「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等へのスプレイ」にて整備する。

第1貯水槽を水源とした、大気中への放射性物質の放出抑制への対処手順については、「6. 工場等外への

放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段」の「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手順」にて整備する。

第1貯水槽を水源とした、工場等外への放射線の放出抑制への対処手順については、「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段」の「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順」にて整備する。

第1貯水槽を水源とした、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対処手順については、「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応するための対応手段」の「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応手順」にて整備する。

3) 操作の成立性

第1貯水槽を水源とした、冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処の成立性については、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のう

ち、「蒸発乾固の発生の防止のための措置の対応手順」の「内部ループ通水による冷却」に示したとおりである。

第1貯水槽を水源とした、冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処の成立性については、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち、「蒸発乾固の拡大の防止のための措置の対応手順」の「貯水槽から機器への注水」、「冷却コイル等への通水による冷却」又は「セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応」に示したとおりである。

第1貯水槽を水源とした、燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えいへの対処の成立性については、「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等への注水」に示したとおりである。

第1貯水槽を水源とした、燃料貯蔵プール等からの大規模な水の漏えい又はその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位の異常な低下への対処の成立性については、「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏え

い発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等へのスプレイ」に示したとおりである。

第1貯水槽を水源とした、大気中への放射性物質の放出抑制への対処の成立性については、「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手段」の「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対応手順」に示したとおりである。

第1貯水槽を水源とした、工場等外への放射線の放出抑制への対処の成立性については、「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手段」の「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順」に示したとおりである。

第1貯水槽を水源とした、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対処の成立性については、「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応するための対応手段」の「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応手順」に示したとおりである。

(ii) 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等時、冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処（内部ループ通水による冷却）（貯水槽から機器への注水）（冷却コイル等への通水による冷却）（セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応），燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処（燃料貯蔵プール等への注水），燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処（燃料貯蔵プール等へのスプレイ），大気中への放射性物質の放出抑制への対処，燃料貯蔵プール等への大容量の注水の対処並びに再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災への対処に必要な対応手順に従い，第1貯水槽を水源として重大事故等への対処を行う。

ii. 第1貯水槽へ水を補給するための対応手順

重大事故等時、対処に必要な水を、第1貯水槽から継続して供給するため、第1貯水槽へ水の補給を行う手順を整備する。

重大事故等時に、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための手順を整備する。

重大事故等時に、敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための手順を整備する。

重大事故等時において、自主対策の水源である淡水取水源から第1貯水槽へ水の補給を行うための手順を整備する。

(i) 第2貯水槽を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給手順

重大事故等時、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給することを想定し、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための手順を整備する。

大型移送ポンプ車を第2貯水槽近傍に運搬し設置する。可搬型建屋外ホースをホース展張車及び運搬車により運搬し、第2貯水槽から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置する。

本手順では、第2貯水槽から第1貯水槽へ水の補給をするまでの手順を整備する。

第2貯水槽から第1貯水槽までの可搬型建屋外ホースの敷設、大型移送ポンプ車の運搬及び設置の一連の手順は、アクセスルートの状況によって選定されたどの水の

移送ルートにおいても同じである。

第2貯水槽の取水箇所から第1貯水槽までの水の移送ルートにより、可搬型建屋外ホースの数量が決定する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、屋外に設置した機器の除灰を行う。

1) 手順着手の判断基準

燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処（燃料貯蔵プール等へのスプレイ）を開始した場合。

燃料貯蔵プール等への大容量の注水の対処を開始した場合。

大気中への放射性物質の放出抑制の対処を開始した場合。

2) 操作手順

第2貯水槽を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給の概要は以下のとおり。

本対策の手順の成否判断は、可搬型送水流量計の送水流量が所定の流量となつたこと及び第1貯水槽の水位が所定水位となつたことにより確認する。

ホースの敷設ルートは、各作業時間を考慮し、送水開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

水源の位置を第 7-1 図に示す。手順の概要フローを第 7-2 図に、タイムチャートを第 7-12 図に、ホース敷設図は第 7-4～11 図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、第 1 貯水槽への水の補給準備開始を、建屋外対応班長に指示する。
- ② 建屋外対応班長は、建屋外対応班の班員に、第 2 貯水槽から第 1 貯水槽への水の補給を行うために、作業の実施を指示する。
- ③ 建屋外対応班の班員は、使用する資機材の確認を行い、第 1 貯水槽へ可搬型貯水槽水位計（電波式）を運搬、設置する。
- ④ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類及び可搬型送水流量計）の運搬及び設置を行う。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を第 2 貯水槽近傍に移動、設置する。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、第 2 貯水槽近傍に設置した大型移送ポンプ車の運転準備を行い、大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）^{※1}を第 2 貯水槽の取水箇所に設置する。

※ 1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを

設置しており、異物の混入を防止することが
できる。

- ⑦ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースを、ホース展張車により運搬し、第2貯水槽から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホース、大型移送ポンプ車及び可搬型送水流量計を接続する。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車の試運転を行う。併せて敷設した可搬型建屋外ホースの状況を確認する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員は、第1貯水槽を使用した燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(燃料貯蔵プール等へのスプレイ)、燃料貯蔵プール等への大容量の注水及び大気中への放射性物質の放出抑制の対処が継続している場合、建屋外対応班長の指示により大型移送ポンプ車による第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給を開始する。第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給中は、可搬型送水流量計の送水流量を確認し、大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作する。第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給時に必要な監視項目は、可搬型送水流量計の送水流量並びに第1貯水槽及び第2貯水槽の貯水槽水位である。

- ⑩ 建屋外対応班長は、可搬型送水流量計が所定の流量であること及び第1貯水槽の水位が所定の水位であることを確認し、第2貯水槽から第1貯水槽へ水が補給されていることを確認する。第2貯水槽から第1貯水槽へ水が補給されていることを確認するために必要な監視項目は、可搬型送水流量計の送水流量並びに第1貯水槽の貯水槽水位である。
- ⑪ 建屋外対応班の班員は、第2貯水槽の水位が1m以下となったことを確認した場合、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給を停止する。水の補給停止後、建屋外対応班長に報告する。第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給を停止するのに必要な監視項目は、第2貯水槽の貯水槽水位である。

3) 操作の成立性

燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(燃料貯蔵プール等へのスプレイ)，燃料貯蔵プール等への大容量の注水及び大気中への放射性物質の放出抑制の対処を継続して実施するために第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給する対応は、建屋外の実施組織要員10人体制にて作業を実施した場合、水の補給開始まで対処の移行判断3時間以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 敷地外水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給手順

重大事故等時、敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給することを想定し、敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための手順を整備する。

大型移送ポンプ車を敷地外水源に運搬し、設置する。可搬型建屋外ホースをホース展張車及び運搬車により運搬し、敷地外水源から第1貯水槽まで敷設のうえ、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置する。

本手順では、敷地外水源から第1貯水槽へ水の補給をするまでの手順を整備する。

敷地外水源から第1貯水槽までの可搬型建屋外ホースの敷設及び大型移送ポンプ車の運搬並びに設置は、敷地外水源の選択及びアクセスルートの状況によって選定されたどの水の移送ルートにおいても同じである。

敷地外水源から第1貯水槽までの敷地外水源の位置及び水の移送ルートにより可搬型建屋外ホースの数量が決定する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、屋外に設置した機器の除灰を行う。

1) 手順着手の判断基準

燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処（燃料貯蔵プール等へのスプレイ）、燃料貯蔵プール等への大容量の注水の対処又は大気中への放射性物質の放出抑制の対処を開始し、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給準備が完了した場合。

2) 操作手順

敷地外水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給の概要は以下のとおり。

本対策の手順の成否判断は、可搬型送水流量計の送水流量が所定の流量となったこと及び第1貯水槽の水位が所定水位となったことにより確認する。

ホースの敷設ルートは、各作業時間を考慮し、送水開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

水源の位置を第7-1図に示す。手順の概要フローを第7-2図に、タイムチャートを第7-13図に、ホース敷設図は第7-4～11図に示す。

① 建屋外対応班の班員は、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給準備完了後、建屋外対応班長の指示により敷地外水源から第1貯水槽への水の補給を行うための作業を開始する。

以下の手順の③～⑧までを繰り返し行うことで、敷地外水源から大型移送ポンプ車3台で第1貯水槽へ水の補給を行うことができる。

② 建屋外対応班の班員は、使用する資機材の確認を行い、第1貯水槽へ可搬型貯水槽水位計（電波式）を運搬、設置する。

③ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を敷地外水源の取水場所近傍に移動し、設置する。

④ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類及び可搬型送水流量計）の運搬及び設置を行う。

⑤ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースをホース展張車により運搬し、敷地外水源から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホース、大型移送ポンプ車及び可搬型送水流量計を接続する。

⑥ 建屋外対応班の班員は、敷地外水源の取水場所近傍に設置した大型移送ポンプ車の運転準備を行い、大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）※¹を敷地外水源の取水箇所に設置する。

※1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。

- ⑦ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車の試運転を行う。併せて、敷設した可搬型建屋外ホースの状況を確認する。
- ⑧ 建屋外対応班長は、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(燃料貯蔵プール等へのスプレイ)、燃料貯蔵プール等への大容量の注水の対処及び大気中への放射性物質の放出抑制の対処が継続している場合、大型移送ポンプ車による敷地外水源から第1貯水槽への水の補給の開始を建屋外対応班の班員に指示する。敷地外水源から第1貯水槽への水の補給中は、可搬型送水流量計の送水流量を確認し、大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作する。敷地外水源から第1貯水槽への水の補給時に必要な監視項目は、可搬型送水流量計の送水流量並びに第1貯水槽の貯水槽水位である。
- ⑨ 建屋外対応班長は、可搬型送水流量計が所定の流量であること及び第1貯水槽の水位が所定の水位であることを確認し、敷地外水源から第1貯水槽へ水が補給されていることを確認する。敷地外水源から第1貯水槽へ水が補給されていることを確認するのに必要な監視項目は、可搬型送水流量計の送水流量並びに第1貯水槽の貯水槽水位である。

3) 操作の成立性

燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(燃料貯蔵プール等へのスプレイ), 燃料貯蔵プール等への大容量の注水及び大気中への放射性物質の放出抑制の対処を継続して実施するために敷地外水源から第1貯水槽への水を補給する対応は, 建屋外の実施組織要員 26 人体制にて作業を実施した場合, 水の補給開始まで対処の移行判断後 7 時間以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては, 通常の安全対策に加えて, 放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い, 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については, 個人線量計を着用し, 1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては, 中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては, 確実に運搬, 移動ができるように, 可搬型照明を配備する。

(ii) 淡水取水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給手順

重大事故等時において、第1貯水槽への水の補給は、第2貯水槽及び敷地外水源を優先して取水を行うが、淡水取水源を水の補給源として第1貯水槽へ水の補給を行うための手順を整備する。

大型移送ポンプ車を淡水取水源の取水場所近傍に運搬し設置する。可搬型建屋外ホースをホース展張車及び運搬車により運搬し、淡水取水源から第1貯水槽まで敷設のうえ、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置する。

本手順では、淡水取水源から第1貯水槽へ水の補給を行うまでの手順を整備する。

淡水取水源から第1貯水槽までの可搬型建屋外ホースの敷設、大型移送ポンプ車の運搬及び設置の一連の手順は、アクセスルートの状況によって選定されたどの水の移送ルートにおいても同じである。

淡水取水源の取水箇所から第1貯水槽までの水の移送ルートにより可搬型建屋外ホースの数量が決定する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、屋外に設置した機器の除灰を行う。

1) 手順着手の判断基準

実施責任者が、第2貯水槽及び敷地外水源が使用できず、淡水取水源が使用できると判断した場合。

2) 操作手順

淡水取水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給の概要は以下のとおり。

本対策の手順の成否判断は、第1貯水槽の水位が所定水位となったことにより確認する。

ホースの敷設ルートは、各作業時間を考慮し、送水開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

水源の位置を第7-1図に示す。手順の概要フローを第7-14図に、タイムチャートを第7-15～17図に示す。

送水手順の概要は、以下のとおり。

① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、第1貯水槽への水補給準備の開始を、建屋外対応班長に指示する。

② 建屋外対応班の班員は、建屋外対応班長の指示により淡水取水源から第1貯水槽への水の補給を行うための作業を開始する。

以下の手順の③～⑦までの手順は全ての淡水取水源で同様である。

③ 建屋外対応班の班員は、使用する資機材の確認を行い、第1貯水槽へ可搬型貯水槽水位計（電波式）を運搬、設置する。

④ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類及び可搬型送水流量計）の運搬及び設置を行う。

- ⑤ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を淡水取水源の取水場所近傍に移動し、設置する。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、淡水取水源の取水場所近傍に設置した大型移送ポンプ車の運転準備を行い、大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）※¹を淡水取水源の取水箇所に設置する。
- ※ 1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。
- ※ 1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースをホース展張車により運搬し、淡水取水源から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホース及び大型移送ポンプ車を接続する。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車の試運転を行う。併せて敷設した可搬型建屋外ホースの状態を確認する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員は、建屋外対応班長の指示により大型移送ポンプ車による淡水取水源から第1貯水槽への水の補給を開始する。淡水取水源から第1貯水槽への水の補給中は、可搬型送水流量計を確認し、大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作す

る。淡水取水源から第1貯水槽への水の補給時に必要な監視項目は、第1貯水槽の貯水槽水位である。

⑩ 実施責任者は、建屋外対応班長から可搬型送水流量計が所定の流量であること及び第1貯水槽が所定の水位であることの報告を受け、淡水取水源から第1貯水槽へ水が補給されていることを確認する。淡水取水源から第1貯水槽へ水が補給されていることの確認に必要な監視項目は、可搬型送水流量計の送水流量並びに第1貯水槽の貯水槽水位である。

3) 操作の成立性

二又川取水場所Bから第1貯水槽へ水を補給する対応は、建屋外の実施組織要員14人体制にて作業を実施した場合、水の補給開始まで対処の移行判断後4時間以内で対処可能である。

淡水取水設備貯水池から第1貯水槽へ水を補給する対応は、建屋外の実施組織要員14人体制にて作業を実施した場合、水の補給開始まで対処の移行判断後4時間以内で対処可能である。

敷地内西側資機材跡地内貯水池から第1貯水槽へ水を補給する対応は、建屋外の実施組織要員14人体制にて作業を実施した場合、水の補給開始まで対処の移行判断後4時間以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を

行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iv) 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等時に、第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給する必要がある場合には、第1貯水槽へ水を補給するための対応手順に従い、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給準備及び水の補給作業に続けて、敷地外水源から第1貯水槽への水の補給準備及び水の補給作業を実施する。

(c) 水源を切り替えるための対応手段

重大事故等時に、第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の補給源を切り替えるための手段を整備する。

i. 水源を切り替えるための対応手段

重大事故等時、第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の補給源を切り替えるための手順を整備する。

(i) 第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給源の切り替え手順

重大事故等時、第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給源を切り替えることを想定し、第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給源を切り替えるための手順を整備する。

第2貯水槽近傍に設置していた大型移送ポンプ車を敷地外水源近傍に運搬、設置する。

敷地外水源近傍に敷設された可搬型建屋外ホースと大型移送ポンプ車を接続する。

本手順では、大型移送ポンプ車を第2貯水槽から敷地外水源近傍に移動し、第1貯水槽への水の補給源を切り替えるまでの手順を整備する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、屋外に設置した機器の除灰を行う。

1) 手順着手の判断基準

建屋外対応班長が、第2貯水槽の貯水槽水位が所定の水位以下となり第1貯水槽への水の補給が行えなくなり、第1貯水槽を水源とした重大事故等への対処が継続して行われていると判断した場合。

2) 操作手順

第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の補給源の切り替えの概要は以下のとおり。

本対策の手順の成否判断は、第1貯水槽の水位が所定水位となったことにより確認する。

水源の位置を第7-1図に示す。手順の概要フローを第7-2図に、タイムチャートを第7-13図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、水源の切り替えの開始を建屋外対応班長に指示する。
- ② 建屋外対応班長は、建屋外対応班の班員に水源の切り替え準備の作業の実施を指示する。
- ③ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースを、取水を行う敷地外水源の取水箇所近傍から第1貯水槽まで敷設する。
- ④ 建屋外対応班の班員は、第2貯水槽の水位が所定の水位以下となったことを確認した場合、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給を停止する。水の補給停止後、建屋外対応班長に報告する。第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給を停止するのに必要な監視項目は、第2貯水槽の貯水槽水位である。

⑤ 建屋外対応班の班員は、第2貯水槽近傍に設置していた大型移送ポンプ車を敷地外水源の取水場所まで運搬し、設置する。敷地外水源の取水場所に設置した大型移送ポンプ車付属のポンプユニット^{※1}と敷地外水源から第1貯水槽まで敷設した可搬型建屋外ホースを接続し、取水箇所に設置する。

※1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。

⑥ 建屋外対応班の班員は、敷設した可搬型建屋外ホースの敷設状態（折れ、ねじれが無いこと）を確認する。

⑦ 建屋外対応班の班員は、敷地外水源近傍に設置した大型移送ポンプ車の起動を行う。

⑧ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースの水張り及び空気抜きを行う。

⑨ 建屋外対応班の班員は、敷地外水源近傍に設置した大型移送ポンプ車に異常がないこと及び敷設した可搬型建屋外ホースの接続状況（接続金具やホースからの水漏れ等がないこと）を確認する。

⑩ 建屋外対応班の班員は、建屋外対応班長の指示により、大型移送ポンプ車を起動し、敷地外水源から第1貯水槽への水の補給を開始する。

⑪ 建屋外対応班長は、第1貯水槽が所定の水位であるとの確認をもって、水源の切り替えが完了したことを見認する。水源の切り替えが完了したことを確認する

のに必要な監視項目は、第1貯水槽の貯水槽水位である。

3) 操作の成立性

第2貯水槽から敷地外水源へ水の補給源の切り替えの対応は、建屋外の実施組織要員26人体制にて作業を実施した場合、水の補給源の切り替え完了まで対処の移行判断後7時間以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等時に、第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の補給源を切り替える場合には、第2貯水槽へ水を補給するための対応手順に従い、水源を切り替えるための対応手順を実施する。

(d) その他の手順項目について考慮する手順

水源からの取水及びそれに伴う手順及び設備は、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」、「5. 使用済燃料貯蔵槽冷却等のための手順等」及び「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」にて整備する。

燃料の移送手順については「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。